# 山鹿素行全集

思想篇　第十三巻

編纂者　廣瀬　豊

# 中朝事實自序

恒觀蒼海之無窮者不知其大常居原野之無畛者不識其廣是久而狃也豈唯海野乎愚生　中華文明之土未知其美專嗜外朝之經典嘐嘐慕其人物何其放心乎何其喪志乎抑好奇乎將尚異乎夫　中國之水土卓爾於萬邦而人物精秀于八紘故　神明之洋洋　聖治之綿綿煥乎文物赫乎武德以可比天壤也今歲謹欲紀　皇統武家之實事叅照課之煩纔閱之冬十一月小寒後八日先編　皇統之小冊令兒童誦焉不忘其本末如武家之實紀其成在異日

寬文第九己酉除日之前二日筆於播陽之謫所

# 目次

# 中朝事實

# 解題並凡例

素行の著述中最も有名なものは、この中朝事實である。而してその中核をなすものは、實に日本を中華と呼び、世界最高の君子國として萬丈の氣焔を吐いた點にある。それが當時支那崇拜自國卑下の學界に一大衝動を與へたのみならず、萬代に亙りて日本國民を感激興起せしめつつあるのである。尤もこの思想的萌芽は若い時からあつたのであるが、故に思想としては既にこの書の前年にできた謫居童問などに立派に顯はれてゐるが、愈〻最高潮に達したのはこの中朝事實である。

この書のできたのは寛文九年の冬で、素行四十八歳の赤穗謫居中である。その趣旨とするところは、序文にある通り、從來自分の學問が兎角支那崇拜に陷り、日本を正解し得なかつたことを懺悔し、今や飜つて皇國日本を見直し、日本の日本たる所以を明かにし、以て兒童教育に資せんとするにあつた。自筆年譜には、同年十二月二十七日中朝實錄成ると記されてゐる。それが今平戸の山鹿家に傳はる自筆本であらう。この中朝實錄の名は當時中朝事實と共に兩用されたものらしい。尙ほ年譜には、その後

十年卽ち延寶六年に中朝實錄を校見して津輕侯に捧げた事が記されてあり、同七年及び八年にはこの書の版刻に就いて津輕藩人と文書の往復が見え、同九年素行六十歳の時、同藩より出版されたことが見えてゐる。これが今世間に流布する木版本であらう。曾て乃木將軍が自費版刻し畏くも時の　皇太子殿下並に　皇子殿下の台覽に供し奉つたものはこの版本を底本としたものである。民友社より出版した寫眞版もまた同樣である。何故に自筆本が使用されなかつたかと云へば、當時は未だこの自筆本が發見されなかつたからであらう。

今右の兩者を比較するに、本文及び割註・頭書・訓點等に於て大いに異なるところがあり、また版本には自筆本最後の附錄十一枚が脫けてゐる。但し版本は後に自筆本を改訂して出來た所謂完成稿とも見られないこともないが、版本は修飾に過ぎた點もあり、誤寫も少からず、また內容の豐富さに於て、眞の素行精神を知る點に於て、その文獻上の價値は到底自筆本の右に出ることはできない。よつて本全集にはこの自筆本を底本とし版本を參考とした。尙ほ自筆本は天地二卌に分けてあるが、表紙題簽は他筆で、元來一卌なりしものを後年木版本の體裁にならつて二卌に改裝したものと思

はれるから、この度はその體裁に從はなかつた。

本書の書振りは、各節に於て、大體日本書紀・古語拾遺・元々集・職原鈔・先代舊事本紀・本朝神社考・聖德太子傳曆等の古典より引用せるものを掲げ、これに自己の意見を附したものである。その古典の讀方に至りては、所謂素行一流のもので、必ずしも今日一般に流行するものと一致せず、また屢〻引用せる箇所は素行自身と雖もこれまた必ずしも同一でない。然し引用文は古典風に、自己の文卽ち「謹按」以下は概ね近代風に讀んだものが多い。編者今これを和文に書流すに當りては、成るべく素行流を尊重したが、誤脱は勿論のこと、現代不通の語及び假名遣は現代式に改め、訓點も幾分變更したところもあり、讀み易からしむるため「其」「此」「所」「非」等その他これに類似の字は假名に改めた。頭註は皆本文の相當箇所に入れた。（　）は編者の註又は補足を示す。

著者自身の文章中、神・天皇・中國等の上一字を空けたるは原本の通りで、以て著者の敬虔なる態度を知るを得べく、「……したまふ」の敬語もまた同じ。但し引用文はこの限りではなく、編者の補つたところもある。また「謹みて按ずるに」の上には全

部「臣」と細字して、あとで抹殺してある。如何なる理由か色々考へられるが、今はただ參考の爲に附言して置く。

尙ほ本書の重要性に鑑み、別に原漢文を最後に一括して收載したが、原文に附せられた送假名・振假名は煩を避けて省略し、返點・讀點のみに止めた。但し素行の附した頭書の如き其の他皆原文の所在のままにしたから、書流文の方で假名に改めた字と共に彼此參照せられんことを望む。

# 中朝事實自序

恆に蒼海の窮りなきを觀る者は、その大なるを知らず。常に原野の畦なきに居る者は、その廣きを識らず。是れ久しうして狃るればなり。豈唯だ海野のみならんや。愚(一)中華文明の土に生れて、未だその美なるを知らず。專ら外朝(二)の經典を嗜み、嘐嘐(三)としてその人物を慕ふ。何ぞその心を放にせるや、何ぞその志を喪へるや。抑も奇を好むか、將た異を尙ぶか。

夫れ　中國の水土は萬邦に卓爾として、人物は八紘に精秀たり。故に　神明の洋洋たる、聖治の緜緜たる、煥乎たる文物、赫乎たる武德、以て天壤に比すべきなり。今歲謹んで　皇統と武家の實事を紀さんと欲すれども、睡課(四)の煩しく、繙閱(五)の乏しきを奈せん。冬十一月小寒(六)の後八日、先づ　皇統の小冊を編み、兒童をしてこれを誦みてその本を忘れざらしむ。(七)武家の實紀はその成ること奚れの日に在るやを知らず。

寬文第九己酉(八)除日の前二、(九)播陽の謫所に於て筆を涉る。

(一) 日本を指す
(二) 外國卽ち支那印度
(三) 得意顏しての意
(四) 寢起のこと
(五) 讀書硏究のこと
(六) 當時の小寒は十一月十六日なり。故に小寒後八日は十一月廿四日に當る。起稿の日なるべし
(七) これより後四年武家事紀を編むはこれに當る
(八) 大晦日の前二日卽ち十二月二十七日、終稿の日なるべし
(九) 赤穗

（附記、序文の前下に積德堂の印、同終りに「藤子敬」及び「常」の印あり。積德堂は素行の書齋名、藤子敬は山鹿の先祖藤原氏なると、素行の字子敬を意味す。常の印他にもよく用ひらるるも意味明かならず。本卷口繪參照）

# 中朝事實目錄

皇統

附錄

# 中朝事實

## 皇統

### 〇天先章

(一)天先づ成りて而して地後に定まる。然して後に神明その中に生れます。國常立尊と號す。

(二)一書に曰はく、高天ノ原に生れます神の名を天御中主尊と曰す。

謹みて按ずるに、天は氣なり、故に輕く揚る。地は形なり、故に重く凝る。人は二氣の精神なり、故にその中に位す。凡そ天地人の生るるや、元先後なし。(これ)形・氣・神は獨り立つべからざればなり。天地人の成るや(三)、未だ嘗て先後なくんばあらず。(これ)氣倡ひ形和し神制すればなり。蓋し草昧屯蒙(四)の間、聖神その中に立ち、悠久にして變ぜず。是れその神を尊びて 國常・天 中と號する所以なり。

(一) 日本書紀巻一本文より引く

(二) 日本書紀巻一の一書

(三) 形成なり、前行の生生即ち發生に對す。注意すべし

(四) 世の開け始めの意。屯と蒙は何れも易の卦名にして、屯は事初多難の象、蒙は無智蒙昧の象なり

夫れ天道は息むなくして高明なり。地道は久遠にして厚博なり。人道は恆久にして疆なきなり。天その中を得て日月明かに、地その中を得て萬物載り、人その中を得て天地位す。恆と中との義は、萬代の　神聖その　祚を正したまふ所以なり。二神の迹は今知るべからずと雖も、竊に幸に　常中の二尊號を聞くを得たり。是れ本朝の治教休明(一)なるの實なり。天下の治恆久にして、萬物の情以て觀つべし。至誠息むなくして、以てその中を制して、禮乃ち明かなり。政恆なれば變ぜず、禮行はるれば犯さず。　神聖の知徳は萬世の規範なり。

(二)凡そ神神相生れまして、乾坤の道相參りて化る。所以にこの男女を成す。國常立尊より伊奘諾尊・伊奘冊尊に迄るまで、これを神世七代と謂ふ者なり。

謹みて案ずるに、次第の　天神、生生悠久の間、天地の實に因り、以てこの　皇極(三)を建つ。この間、庸愚の舌頭を容るべからず。

(四)伊奘諾尊・伊奘冊尊は國ノ中の柱を巡りて男女の禮を定め、大八洲及び海川山・草木・鳥獸・魚虫を生みまして、蒼生の食うて活くべきを致し、養蠶の道を教へたまひ、諸神たちを生みましてその分を定め、功既に至りぬ、徳も亦大なり。靈運當遷うて

(一) 大いに明かなる意。實とは本、基礎の意

(二) 日本書紀卷一本文より引く

(三) 國家の根本原則

(四) 日本書紀卷一本文並に一書より引く

寂然に長く隱れましき。

謹みて按ずるに、伊弉諾・伊弉冊は陰陽唱和の發語なり。二神は陰陽の全く集まるなり。故に以てこの尊號を奉れるなり。蓋し草昧悠久の間、天神生生の後に、二神初めて中國を立てて男女の大倫を正したまふ。男女は陰陽の本にして五倫の始なり。男女ありて後、夫婦・父子・君臣の道立つ。(五)序卦に曰はく、男女ありて然る後に夫婦あり、夫婦ありて然る後に父子あり、父子ありて然る後に君臣あり。 二神終に大八洲を制し、山川を奠め河海を導き、(六)禹貢に、高山大川を奠むと 草木は種藝し鳥獸は處を得、人は始めて平土を得て、五穀を播き桑麻を植ゑ、而して蒼生の衣食居足る。既に足れば教戒なくんばあらず、故に諸〻の 神聖に命じ以てその境を有たしめたまふ。 二神の功業は萬世以て左衽(七)を免る(所以なり)。丕に顯なる哉、丕に承くる哉。(八)詩に曰はく、丕に顯なる哉文王の謨、丕に承くる哉武王の烈。

以上は天地生成の義を論ず。謹みて按ずるに、天地は陰陽の大極(九)なり。陰陽は甚だその用を殊にして、互にその根を交ふ。遠くして近く、近くして遠し。その形するところ五あり。所謂木火土金水なり。木火は陽にして金水は陰なり。土はその二を兼ねて而もその中に位す。陰は必ず陽を含む、故に水の形は柔なり。陽は必ず陰を

(五) 易の序卦傳をいふ。
(六) 書經の篇名
(七) 外人に侵略せられて夷狄の風俗となること
(八) 詩經にはなし。書經君牙篇及び孟子滕文公下篇にあり
(九) 根本

萌す、故に火の用は烈なり。水火は象（一）なり、金木は形なり。火は氣なり、純ら昇りて止まず。水は形なり、專ら降りて科に盈つ。陽の昇るや、陰必ずこれに從ふ。陰の降るや、陽必ずこれに從ふ。故に昇降も亦息むことなし。

夫れ積氣の間、その精秀なるは日月星辰となり、その動靜は河漢（二）風雷となりて、雲雨霜雷の用あり。夫れ地は形滓の凝りて以て土となるなり。その積むや、息まずして山岳・丘陵・川河・谷澤を載せて辭まず。陰陽窮りなくして而も經緯あり四時あり、日の長短あり時の寒暑あり、一年一月あり一日一刻あり、二十四節（三）あり七十二候（四）あり、日月の蝕あり氣盈朔虛（五）あり。これ天地互に交りて以て千態萬變を爲すなり。人も亦萬物の一に在りて、その精を稟けその中を得たり。その智の靈なるや、これを致めて通ぜざることなし。その德の明かなるや、これを盡して感ぜざるなし。故に天地不言の妙を形容し、乾坤幽微の誠を模樣し、以て曆象を造り時日を考へ、人物の極を定め萬世の教を建つ。然れば乃ち天地は人倫の大原にして、神聖は天地の性心なり。人君仰ぎて觀、俯して察して、以て上下を正し尊卑を定め、その智を致めその德を明かにし、而して后に天地に參たるべし。

（一）すがたあれども形はなきを以て象といふ。易の繫辭上傳に「見はるるは乃ちこれを象と謂ひ、形あるは乃ち之れを器と謂ふ」と
（二）天の河
（三）一年を分けて春分・夏至・秋分・冬至とし、この四つの間に更に各〻五節あり、合せて二十四節とす
（四）一年の氣候を七十二に分ち、獺祭魚・鴻雁來等となす
（五）滿つると缺くるとをいふ

或は疑ふ、天地に心ありやと。愚謂へらく、既にその形氣あれば未だ嘗てその性心なくんばあらず。天地は息むなきを以て心と爲す、故に消長往來し、終りて復た初まる。神聖は常中を以て心と爲す、故に常に彊めてその德を明かにす。是れ天地と神聖とはその原を一にする所以なり。

## ○中國章

[六]天神伊弉諾尊・伊弉冊尊に謂りて曰はく、豐葦原千五百秋瑞穗の地あり、宜しく汝が往いて循すべしとのたまひて、廼ち天瓊戈[七]を賜ふ。（瓊は玉なり、ここにはトと云ふ。）

[八]一書に曰はく、豐葦原千五百秋之瑞穗國は、大八洲未だ生らざる以前已にその名あり、而して形相なし。强ひてその形を字して天瓊矛と爲すものなり。大八洲國は卽ち瓊矛の成れるところ、その中心を號して大日本日高見と曰ふ。大日本と名づくるは大日孁貴の降靈に由る、故にこの名あり。

謹みて按ずるに、是れ本朝の水土を謂ふの始なり。初め旣にこの稱あれば、その水土の美なること議せずして知りぬべし。蓋し豐は庶富の言なり。葦原は草昧の稱な

（六）日本書紀卷一の一書より引く
（七）アメノヌボコとも云ふ。割註のトもと弩の字に書す、この字にトとヌの音あり、素行はトを採用せり
（八）北畠親房の元元集卷五

り。千五百は衆多の義にして、（一）秋瑞穂は百穀盛熟の意なり。天神の靈は通ぜずといふことなし。故に水土の沃壤、人物の庶富、教化以て施すべきことを知りたまふ。夫れその機を知るの謂か。二神これに從つて以てその功を遂げたまふ。その繫るところは全く　天神に在り。懿なる哉　本朝開闢の義、悉く　神聖の（二）靈に因る。是れ乃ち實に天これを授け人これに與するなり。故に　皇統は億兆の系あり、終に天壤と窮りなし。

（三）伊弉諾尊・伊弉册尊は磤馭盧嶋を以て國ノ中の柱と爲す。柱、ここにはミハシラと云ふ。廼ち大日本日本、ここにはヤマトと云ふ豐秋津洲を生み、始めて大八洲國の號起れり。邪靡止は又野馬臺、又は邪靡堆、皆同じ。

謹みて按ずるに、磤馭盧嶋は自凝の嶋にして、獨立して不倚なるを言ふの稱なり。磤馭盧は自凝の辭なり。二神天ノ浮橋の上に立ち、天ノ瓊矛を以て指下して探りしかば、ここに滄溟を獲たまへり。その矛鋒より滴瀝るの潮凝りて一の嶋と成るといふ、是れなり。國ノ中は中國なり。柱は建てて拔けざるの稱にして、恆久にして變ぜざるなり。（四）大は相對するなく、日は陽の精にして、明かにして惑はざるの稱なり。本は根を深くし（五）帶を固むるなり。或は曰はく、大日孁貴の靈降るところの地、故にこの號ありと。豐は盛大の稱にして、秋津はその形を象るな

（一）一般に秋は年と解し千五百秋とす。素行の解釋は特別なり。このこと後にもまた出づ

（二）靈妙の意

（三）日本書紀卷一本文より引く

（四）以下大日本の各字義を解す

（五）根本なり

り。蜻蛉、ここには秋津と曰ふ。大八洲とはその始め八の洲を生ずればなり。所謂土は陰の精なり、八は陰の極數(六)にして八方を統ぶるの義なり。後世天下を分ちて五畿七道と爲すは乃ち八洲を合するの義なり。蓋し是れ本朝生成の初なり。

凡そ地の洲あること猶ほ天の星あるがごとし。地は乃ち一陰水の相積みて、その間に洲嶋の相顯はるるあるなり。天の積氣の裏に星宿（音秀）の相著くが如し。その洲或は連續してその域を異にし、或は相獨立してその洲を異にす。本朝は唯り洋海に卓爾として天地の精秀を稟け、四時違はず、文明以て隆えて、皇統終に斷えず。その名實相應ずること幷せ考ふべし。日本を以て耶麻騰と號するは猶ほ山迹と言はんがごとし。上古の人民穴居野處して易の繫辭に云はく、上古は穴居野處す專ら山に凭つて營窟を爲す。孟子曰はく、下なる者は巢を爲り、上なる者は營窟を爲る。故に人迹山に在り。

神武帝東征の日、その山迹の多きに因りて、以て州を建て都邑を設け、乃ち耶麻騰と稱號す。今の倭州これなり。これより耶麻止を以て天下の通稱と爲す。神武帝は大倭州より起りたまふなり。外國に猶ほ夏・殷・周と稱するがごとし。或は倭國と曰ひ、或は倭奴國と曰ふは、猶ほ吾國と曰ふがごとし。吾、ここには倭と曰ひ、倭奴と曰ふ。倭の音を以て假り用ふ。外國これを知らず、字義(七)を以て論說す。尤も差謬せり。竊に按ずるに、その耶麻止と稱する者は、

(六) 易の繫辭上傳に「天一地二、天三地四、天五地六、天七地八、天九地十」と出づ。地十は陰の極數にして、地八を陰の極數となすなり

(七) 字義を以て倭、倭奴を說けば賤稱となるなり

神武帝の朝已後史書追つて稱呼するなり。神武帝紀に曰はく、始めて秋津洲の號ありと。然らば乃ち秋津も亦追稱か。

(一)皇祖高皇産靈尊遂に皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊を立てて、以て葦原中國の主と爲んと欲す。

謹みて按ずるに、是れ　本朝を以て中國と爲るの謂なり。これより先き　天照大神天上に在して曰はく、(二)葦原中國に保食神ありと聞くと。然らば乃ち中國の稱は往古より既にこれあるなり。凡そ人物の生成は一日も未だ曾て(三)水土に襲らずんばあらず。故に平易の土に生成する者は、平易の氣を稟けて性情自ら平易なり。險難の土に生成する者は、險難の氣を稟けて性情危險に堪ふ。豈唯だ人のみならんや。鳥獸草木も亦然り。是れ五方の民皆性ありてその俗を異にする所以なり。(四)王制に云はく、中國戎夷五方の民皆性有り、推し移すべからず。又曰はく、廣谷大川は制を異にするなり、民その間に生ずる者は俗を異にす。蓋し中に(五)天の中あり、(六)地の中あり、水土人物の中あり、時宜の中あり。故に(七)外朝に土の中に服くの說あり。(八)召誥に、自ら土の中に服くと。(九)迦維に天地の中なりの言あり。瑞應經に云はく、天竺の迦維羅衞國は天地の中なり。耶蘇も亦天の中を得と曰ふ。

愚按ずるに、天地の運るところ、四時の交るところ、その中を得れば、風雨寒暑の會偏ならず。故に水土沃して人物精し。是れ乃ち中國と稱すべし。萬邦の衆き、唯

(一)　日本書紀卷二の本文より引く
(二)　日本書紀卷一、萬物造化の章末の一書に出づ。「既にして天照大神天上に在して曰はく、葦原中國に保食神ありと聞く。宜しく爾月夜見尊就きて候せ」と
(三)　水土の說、第十二卷三三八頁「水土」以下の數節參照
(四)　禮記の篇名
(五)　第十二卷三三〇頁參照
(六)　同三四一頁參照
(七)　支那
(八)　書經の篇名
(九)　釋迦の誕生せる迦維羅王國のこと。

ここは單に印度の意に用ふ
(一〇) 始の部分は神皇正統記及び職原鈔等に見ゆ。東に美地あり以下は日本書紀卷三本文より引く
(一一) 得たりとばかりにはびこること
(一二) あやしき人種、卽ち土蜘蛛のごとき土着人種をいふ
(一三) 五行の優勝劣敗の原理に合へるものの意。相克とは金は木に克ち、木は土に、土は水に、水は火に、火は金に克つを云ふ
(一四) 木は火を生じ、火は土を、土は金を、金は水を、水は木を

り 本朝及び外朝その中を得て、 本朝の 神代既に 天御中主尊あり、二神は國ノ中の柱を建つ。則ち 本朝の中國たるや、天地自然の勢なり。神神相生み、聖皇連綿し、文武事物の精秀、實に以て相應ず。是れ豈誣ひてこれを稱せんや。(一〇)神武帝神代の迹を繼ぎて、日向ノ國宮崎ノ宮に都したまうて曰はく、東に美地あり、青山四に周れり。彼の地は必ず以て天業を恢弘て、天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心かと。遂に東を征ちたまうて、初めて中州を平けて、大倭國畝傍山の東南、橿原の地を觀て、帝宅を經り始む。

謹みて按ずるに、運は鴻荒に屬ひ、時は草昧に鍾れり。蛇龍鳥虫はその處を得(一一)、異(一二)人は疆を分けて陵ぎ躒ろふ。唯この西邊以て治むべし。故に 天孫先づここに降りて多に年を歷て、以て 正 を養ひたまふ。 神武帝に逮びて 王澤既に霑ひ、當に 天業を恢弘べ、天下に光宅るに足る。故にこの東征ありて、始めて中州の實を擴む。蓋し西は金にして、東は木なり。西より東に及ぶは征伐の相克(一三)なり。東より西に及ぶは化育の相生(一四)なり。左旋(一五)右行は乃ち天地日月五行の道にして、至誠息むことなきなり。 聖皇の征治は乾坤以て法るべし。

或は疑ふ、二神は磤馭盧嶋を以て國中の柱と爲し、廼ち大日本を生みたまふ。然らば乃ち天孫の降りたまふこと、何ぞ西の偏に在りやと。愚竊に謂へらく、是れ末季の俗意を以て上古の靈神を量る、甚だ意見臆說に涉るなり。神聖の道は悠久にしてその功成る。先づその易に因りてその極(一)を建て、その過化(二)を考へて、而もその業を洪む。故にその成るや久しく、その根本や固し。實に萬世不拔の大基にして、博厚(三)は地に配し高明は天に配し悠久疆なきなり。二神國中の柱と爲るものは、大日本の中州と爲すべき所以の言なり。二神の聖、既に萬世を鑑みて、この洲を以て中國と爲し、天孫を以てこの洲に主たらしむ。その天鑒(四)巍巍たる哉。

(五)神武帝の三十有一年、夏四月乙酉朔、皇輿巡幸す。因りて腋上嗛間丘に登りまして、國狀を廻望(六)せて曰はく、妍哉乎國(七)之獲つ。妍哉、ここにはアナニヱヤと云ふ。內木綿の眞迮國と雖も、蜻蛉の臀呫せるごとくしあるか。これに由りて始めて秋津洲の號あり。昔伊弉諾尊はこの國を目けて曰はく、日本は浦安國、細戈(八)千足國、磯輪上秀眞國と。秀眞國、ここにはホツマクニと云ふ。復た大己貴大神は目けて曰はく、玉牆內國と。饒速日命の天磐船に乗りて太虛を翔行りて、この鄕を睨るに及びて降りたまふ。故れ因りて目けて、虛

生ずるを云ふ
(一五) 天は左より旋り、地は右に行くこと
(一) 太極、即ち大本の意
(二) 經歷して感化生育せしむること。孟子盡心上篇第十三章に、「君子所レ過者化」とあり
(三) 中庸第二十六章に出づ。神聖の道天地と同體なるをいへり
(四) 天の鑑定
(五) 日本書紀卷三本文より引く
(六) 普通オセリテと讀み、ノゾムの意なり。素行の誤讀ならんか
(七) 普通クニミエツと讀む
(八) 普通ク

ハシホコと讀む

（九）文王八卦圖によれば東北にして、伏羲八卦圖によれば西北に當る。ここは兩方をとりて意通ず

（一〇）文王八卦圖の離は南にして、伏羲によれば東を指す。明朗の方角

（一一）支那

（一二）駐屯兵

空見日本國と曰ふ。

謹みて按ずるに、本朝の地形は廣に（東西を廣と曰ふ）長く袤に（南北を袤と曰ふ）短し。西上東下皆豐大なり。艮（九）位を背にして離（一〇）明に嚮ふ。蜻蛉の臀呫せるに象り、洋海四方を廻る。唯り西方少らく外域の船を寄すべし、而も襲來の畏れなし。故に浦安國、玉墻内國と稱す。これ内木綿之眞迮國なり。その形戈の如くにして品物備はらざることなく、尤も秀精の地なり。故に細戈千足國、磯輪上秀眞國と曰ふ。帝の曰はく、妍哉乎國之獲つと。噫、大なる哉。蓋し國の地に在ること枚擧すべからず。而してその文物、古今の稱するところは外朝（一一）を以て宗と爲し、日本・朝鮮これに次げりと（云ふものあり）。愚竊に考へ惟るに、四海の間、唯だ本朝と外朝と共に天地の精秀を得て、神聖その機を一にす。而れども外朝も亦未だ本朝の秀眞なるに如かざるなり。凡そ外朝はその封疆太だ廣くして四夷に連續し、封域の要なし、故に藩屏の屯戍（一二）甚だ多くして、その約を守ることを得ず。失これ一なり。近く四夷に迫る、故に長城要塞の固世世人民を勞す。失これ二なり。守戍の徒或は狄に通じて難を構へ、或は狄に奔りてその情を泄す。失これ三なり。匈奴・契丹・北

虜その釁を窺ふこと易くして、數〻以て劫奪せらる。その失四なり。終にその國を削りその姓を易へて天下衽を左にす[一]。大失その五なり。況や河海の遠くして、魚蝦の美、運轉の利給らず、故に人物も亦その俗を異にす。牛羊を喰ひ、毳裘を衣、榻床に坐するが如き、以てこれを見るべきなり。況や朝鮮の蕞爾たるをや。獨り　本朝は天の正道に中り地の中國を得、南面の位を正しうして北陰の險を背にす。上西下東、前に數洲を擁して河海を利し、後は絕峭に據りて大洋に望み、每州悉く運漕の用あり。故に四海の廣きも猶ほ一家の約なるがごとく、萬國の化育は天地の正位を同じうして、竟に長城の勞なく、戎狄の膺なし。況や鳥獸の美、林木の材、布縷の巧、金木の工、備へずといふことなし。聖神稱美の嘆、豈虛ならんや。

昔大元の世宗[二]は外朝を奪つて、その勢に乘じ　本朝を擊ち[三]、大兵悉く敗れて彼の地に歸る者僅に三人のみ。その後元の主數〻窺つて我が藩籬をも侵すを得ず。況や朝鮮・新羅・百濟は皆　本朝の藩臣たるをや。聖神大虛に翔行してこの鄉を睨て降りたまふこと、最も宜なる哉。後漢書に曰はく、大倭王は邪馬堆に居ると。唐の東夷傳に曰はく、日本は古の倭奴なりと。是れ皆商賈販人の言に因りてその事を記す。故に以て證とするに足らざるなり。

○以上、本朝の水土を論ず

（一）侵略をうけて夷の風俗に化すること
（二）クビライ（忽必烈）のこと
（三）弘安の役

(四)崇神帝の十年七月、群卿を選びて四方に遣はす。同年十月、四道將軍に命ずるに、(五)戎夷を平くるの狀を以てす。

謹みて按ずるに、是れ 中國を四道に分つの始なり。この時 王化未だ習はず、故にこの命あり。

(六)成務帝の五年秋九月、山河を隔ひて國縣を分ち、阡陌に隨つて以て邑里を定む。因りて以て東西を日縱と爲し、南北を日横と爲し、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ。ここを以て百姓(七)安居して天下事(八)なし。

謹みて按ずるに、是れ 中國國の境を分ち諸道を定むるの始なり。蓋し 景行帝の五十五年、彥狹嶋王を以て東山道十五國の都督に拜けたまふ。則ち東山道等の名既に前朝に在るなり。崇峻帝の二年、東山・北陸・東海の觀察使あり、この時或は七道に定むるか。孝德帝新式を定むるに及びて、始めて五畿七道の制あり。○孝德帝の二年、改新の詔を宣ひて、(九)初めて京師畿內郡里の田段を修む、云々。

凡そ村里は以て縣に統べ、縣は以て郡に統べ、郡は以て國に統べ、國は以て道に統ぶ。是れ一より十に迄り、十より一に歸す。猶ほ身の臂を使ひ臂の指を使つて、一元氣の四支百骸を周還するがごとし。故に 天下の大、四海の遠、 王化の通ぜず

(四) 日本書紀卷五本文より引く
(五) 後出二九頁參照
(六) 日本書紀卷七本文より引く
(七) スミカにヤスンジテとも讀む
(八) 原文は「無事焉」又シヅカナリとも讀む
(九) 大化改新を指す

といふことなく、(一)正朔を受けずと云ふことなきなり。王畿は七道のこれを宗とする所以なり。畿内は　王室の小天下なり。畿内の制明かなるときは、七道風に隨ひて正し。是れ乃ち北辰の(二)その所に居て衆星のこれに共ふなり。聖帝は水土の制を詳にして、百姓安居し天下無事なり。萬世これに因りて以て損益す。帝の功亦大ならずや。（以上、道境を分つの始を論ず）

(三)神武帝東征の己未年、令を下して曰はく、當に山林を披き拂ひ宮室を經營りて、恭んで寶位に臨んで以て元元を鎭むべし。上は則ち乾靈國を授けたまふの德に答へ、下は則ち皇孫正を養ひたまふの心を弘めん。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲さんこと、亦可からずや。觀れば夫の畝傍山（畝傍山、ここにはウネビヤマと云ふ）の東南橿原の地は、蓋し國の墺區か。治るべし。即ち有司に命せて(四)帝都を經り始む。

(五)先人曰はく、帝神代の蹤を繼ぎ、日向國宮崎宮に都したまふ。

謹みて按ずるに、是れ　中州營都の初なり。墺區は猶ほ最中と言ふがごとし。（墺は四方の土の居るべきなり。區は物の止まり藏るべきなり。）蓋し　帝天下の蒼生を(六)平章するを以て大任と爲したまうて、　天帝授命の重きを守り、　天孫悠久の業を開くことを深く思ひ切に謀りたまひ、遂に

(一) 統治下にあるの意。古昔支那にて諸侯正月年始に天子に朝して正朔を受け、歸りてこれを廟に納め、月朔に廟に告げて民に暦を頒てるに基く。但し本朝にこの制なし

(二) 論語爲政篇首章に出づ

(三) 日本書紀卷三の本文より引く

(四) 帝宅の誤なり

(五) 職原鈔より引く

(六) 書經堯典に曰はく、「九族既に睦じくして百姓を平章す」と。平は均なり、章は明なり。第十二卷四八五頁參照

(七) 富みさかえること、論語子路篇第九章參照
(八) 天の下せる美命
(九) 書經の篇名。召誥も同じ
(一〇) 占卜の協ひ、民も亦これにくみせりとなり
(一一) 山城國京都
(一二) 藤原小黑麿
(一三) 日本紀略に廿二日とあり
(一四) 北斗の北にある星の名、天帝の居所。周天は滿天の意

東征して以て 中州を制し、始めて都宮の地を議し、後世の規を建て、以て 祚を萬萬世に永くす。この後國勢富庶(七)、人物日に盛にして、代代遷都あり。 元明帝に至りて都を平城に遷して、以て七代の 聖風(八)を揚ぐ。終に 桓武帝、先聖の成烈を篤くし億民の止まるところを安くし、天の休を敬ひ人の順を致さんと欲して、詔して遠く新都の地を視たまふ。(九)洛誥に曰はく、前人の成烈を篤くす。又曰はく、敢へて天の休を敬せずんばあらず。召誥に云はく、遠く新邑の營を觀る。 惟れ土以て中し、惟れ卜(一〇)以て食み、惟れ民以て與す。故に大いに庶官に命じて以て土の中に服き、都を(一一)山州平安城に遷し、明德を萬億世に振ひたまふ。桓武延暦十二年正月、(一二)藤小黑・紀古佐美及び沙門賢璟に詔して、帝城の地を相せしむ。同十三年冬十月廿三(一三)日南京より北京に遷る。 是れ乃ち 神武帝の壙區の實なり。

古人云はく、遷都の君は皆復た振はずと。蘇軾云はく、後世遷都の數君は、皆復た振はずして亡國の徵ありと。 中州の遷都は豈それ然らんや。夷狄の害を違くるにあらず、盜劫の難を畏るるにあらず、唯だ富庶世充ちて土壤給らず、故に遷都して日に振ひ、國勢彌〻張れり。夫れ京師が四方の極たることは、猶ほ紫宮(一四)の周天の極たるがごときなり。その都邑を選ぶことはその中にあらざれば、乃ちその實を得ず。所謂中は精秀の義なり。天地以て位し、四時違はず、陰陽惟れ中し、寒暑過たず、人民以て止まり、萬物以て聚まり、禮義惟れ

立ち、武德以て行はる。而して後に墺區と稱すべく、土中と謂ふべし。

本朝は始より中柱・中國の號あり。況や　神武帝中州を制し墺區に都するをや。共に皆その精秀を得たり。平安城に及びては、選の極、中の至り、一に　神聖國を立つるの道に歸す。故に時序正しくして寒暑過たず、土壤膏沃にして人物文章あり。中州・中華の名實相齊しく、建都の制大いに備はる。是れ乃ち墺區の生成なり。以上

都邑を建つるの始

(一)伊弉諾尊・伊弉册尊は磤馭盧嶋に降居して、八尋の殿を化作つ。又天柱を化竪つ。

謹みて按ずるに、是れ　天神宮殿の始なり。今その制は言ふべからず。八は四方四隅の數にして、天は人物の法とするところなり。能くその實を詳にせば、萬世の規制又ここに始まらん。

(二)神武帝の辛酉、畝傍の橿原に、(三)底磐之根に宮柱太しき立て、高天之原に搏風峻峙りて。

(四)一書に曰はく、神武帝、都を橿原に建て、帝宅を經營る。仍つて天富命(太玉命の孫)をして手置帆負・彥狹知二神の孫を率ゐて、(五)齋斧・齋鉏を以て、始めて山の材を採

(一)日本書紀卷一の一書より引く
(二)日本書紀卷三本文より引く
(三)ソコツとも讀む
(四)古語拾遺
(五)版本の讀方に從ふ

り正殿を構立つ。所謂底都磐根に宮柱ふとしき立て、高天の原に搏風高しり、排きて皇孫命の美豆の御殿を造り奉仕れり。故にその裔今に紀伊國名草郡(六)御木・麁香の二の郷にあり。古語に正殿はこれを麁香と謂ふ。材を採る齋部の居るところはこれを御木と謂ひ、殿を造る齋部の居るところはこれを麁香と謂ふ。

謹みて按ずるに、是れ　人皇宮殿の始なり。この時荒濛の世を去ること未だ遠からず、唯だ正殿を構へて以て神代の天柱に象り、萬世の洪基を始むるなり。凡そ宮は室なり、殿は堂の高大にして屋の嚴正なるなり。人必ず居あり、居あるときは未だ嘗て宮殿なくんばあらず。況や人君をや、況や　帝居をや。既に宮殿あるときは制度なくんばあらず。故に經始の營は上天の時を正して以て文明を象り、下水土に隨つて以て豐約(七)を量り、中百世を考へて以て聖賢を模し、樸(八)にあらず斲にあらず、泰を去り甚しきを去り、折中して以て當時に儀形し萬代に垂示す。是れ乃ち　天神天柱の實か。蓋し中州代々の經營は、專ら簡樸にして力を溝洫に盡し、唯だ大極殿・大安殿の名あり、是れ乃ち宮殿なり。大極殿は以て朝に臨み、大安殿は以て群臣を宴す。是れ宮と殿となり。○魏の青龍三年、大極殿を起す。晉より以降正殿は皆これを名とす。本朝　桓武帝大内營作の後は、八省院の正殿を大極殿と曰ひ、又最大殿とも曰ふ。八省院は朝堂殿と號し、天子朝に臨み、位に卽き、諸司朝に告ぐるの所なり。

(六) 現在は海草郡の一部となる

(七) 多寡の意

(八) 素樸の意、斲は雕琢の意

桓武帝は都を平安城に遷して　先王を牢籠し(一)、異域を鑒察して大いに規模を張る。新門を造り新宮を營み、その門に名けて金榜を題し、その殿に名(二)釋弘法・橘逸勢・野道風・藤行成、その字を書すくるに嘉言を以てす。前殿を紫宸と曰ひ、その制外朝の明堂に肖れり。乃ち萬國を饗し諸侯を朝するの所なり、秦漢には前殿と曰ひ、周には明堂（又は）路寢と曰ひ、帝居を以て天の紫宮に象るなり　又南殿と曰ふ、天子黼(三)扆を負ひ南に嚮つて以て政を聽くの義なり。中殿を清涼と曰ひ、常の　寢居の所なり、又は御殿と曰ふ、平生安遊の所なり。後殿を貞觀と曰ふ、乃ち后宮なり。この外宮殿・堂樓・院閣・丹墀(四)・靑瑣・金鋪・玉戺(五)音俟、砌なり・井欄・綺窓、善を盡し美を盡さずといふことなし。圖(六)するに河洛の賢聖を以てして、大舜の古人の象を視るに法り、像るに乾坤の儀形を以てして　聖皇宮柱を立つるの太を守り、九重の深邃を嚴にし九條の廣路を披く。十二の通門迭に洞かに、十七の寶殿珠のごとく聯る。紫宸・仁壽・承香・常寧・貞觀・春興・宜陽・綾綺・溫明・麗景・宣耀・安福・校書・清涼・後涼・弘徽・登花を十七殿と謂ふ。大極・豐樂殿等の六はこの外なり。　ここを以て　宸儀仰げば彌々高く、　法座則れば彌々正し。彼の固陋を事とすると紛奢を愛するとの如きは、日を同じくしてこれを語るべからざるなり。以上、宮城を制するの義

(七)崇神帝の十年冬十月乙卯朔、群臣に詔して曰はく、今返者悉に誅に伏し、畿内に

(一)　先王の美點をすべて採り用ひての意
(二)　小野道風・藤原行成、共に王朝時代の書家として有名なり
(三)　黼依に同じ。斧を畫きし立派なる屛風。朝廷天子の位にこれを設く。書經に出づ
(四)　朱塗の庭・靑塗の門・金の金具
(五)　玉の階段、井欄は井字形のてすり
(六)　平安朝の初期、紫宸殿の障子に支那の賢聖三十二人を描かしめたることを云ふ
(七)　日本書紀卷五本文より引く

（八）四月一日が壬子に當り、それより數へて己卯に當る日を意味す、卽ち二十八日なり

（九）マキテと同じ

（一〇）日本書紀卷七より引く

（一一）三日に當る

（一二）十二日に當る

事なし。唯だ海外の荒俗騷動未だ止まず、その四道將軍等今忽に發れと。丙子、將軍等共に發路す。十一年夏四月壬子朔、（八）己卯（二十八日）、四道將軍戎夷を平けたるの狀を以てこれを奏す。この歳異俗多く（九）歸て國の内安寧なり。

謹みて按ずるに、二神守るべきの境を定めたまふの後、鴻蒙草昧にして封疆未だ分たず、神武帝　天業を經綸し　中州を制したまふの後、又未だ化德を弘恢せず、帝、識性聰敏尤も雄謀あり。故に大いに四方を開き以て邊要を規す。下に逸民なく教化流行し、終に蒼生の課役を正しくし、船舶の運轉を利して、天下大いに平なり。

（一〇）景行帝の二十五年秋七月庚辰朔、（一一）壬午、武内宿禰を遣はして北陸及び東方の諸國の地形且た百姓の消息を察せしむ。二十七年春二月辛酉朔、（一二）壬子、武内宿禰東國より還りまうきて奏言さく、東夷の中に日高見國あり、その國人男女並に椎結、身を文げて、人となり勇悍、これを摠べて蝦夷と曰ふ。四十年夏六月、東夷多く叛きて邊境騷動む。冬十月、日本武尊に命してこれを征たしむ。蝦夷罪に服ふ。五十三年、東海を巡狩たまふ。

謹みて按ずるに、帝、西州を征してより、東方に巡狩して、七十餘子を封建し、

各〻その國に如かしむ。是れ乃ち四方の邊境を定めて　王室の藩屛と爲るなり。
(一)成務帝の四年春二月丙寅(朔)(二)、國郡に長を立て、縣邑に首を置き、當國の幹了者を取りて、その國郡の首長に任けよ。これを中區の蕃屛と爲す。(三)五年秋九月、山河を隔ひて國縣を分ち、阡陌に隨つて以て邑里を定む。因りて以て東西を日縱と爲し、南北を日横と爲し、山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ。

謹みて按ずるに、天下の邊要、　帝に逮びてその制相成る。蓋し邊要は天下の藩屛なり。四邊は唯だ陸奥・出羽・佐渡・對馬・多褹(四)を以て邊要の國と爲し、太宰府・鎭守府を以て藩鎭の所と爲す。鎭西府は異域の襲來に備へ、鎭守府は蝦夷の跋扈を征す。異域竟に邊境を侵すことを得ずして、蝦夷數〻東藩に寇す。故に國守あり將軍あり、兩國(五)の按察使府・秋田城介あり、信夫郡(六)以南の租税を以て國府の公廨(七)に充て、刈田(八)以北の稻穀を以て鎭府の兵粮に充て、常に五千人の兵を置き、許多の兵器を運送す。是れ邊要を愼めばなり。

凡そ承平の治は　王化の澤浴せずといふことなくして、而も邊境の廣き(により)、遠人の俗必ず教を異にし風を殊にす。故にその弊或は盜賊劫竊し山に入り險に據り、

(一) 日本書紀卷七より引く
(二) 朔字脱せるを以て補ふ
(三) 以下既出二三頁參照
(四) 多褹又は多禰の誤か、今の種子島
(五) 陸奥・出羽二國を指す。
(六) 今福島縣に屬す
(七) 役所のこと
(八) 今宮城縣の郡名

或は吏務の奸謀に因つて邊民恨を含むの事、未だ嘗てこれなくんばあらず。故に吏幹の才を擇び、巡察の使を詳にして以て邊疆を安んず。是れ上古の　聖戒なり、豈忽にすべけんや。（以上、邊要を守るの備）

以上は水土の規制を論ず。謹みて按ずるに、地は天の中に在り、中又四邊なくんばあらず。而してその中を得るを中國と曰ふ。言ふこころは、天地の中を得ればなり。天地の中は何ぞ。四時行はれ寒暑順ひて、水土人物それ美にして過不及の差なき、是れなり。萬邦の衆き、唯だ　中州(九)及び外朝のみ天地の中を得、故に人物事義大いに異ならず。その極(一〇)を建てて以て聖教を致すこと、殆ど節を合せたるが如し。（朝鮮も亦水土を同じくす。然して朝鮮は外朝と封域を同じくして、唯その東藩に在るのみ。）蓋し土地あるときは國郡あり、國郡あるときは都鄙の分ありて、王畿を設け、都宮を建て、道路を制し、四方以て通じ、四藩以て屏ふ。故にその規や、その制や、未だ嘗てその道を盡さずんばあらず。凡そ上天の象を法り、下地の勢を詳にし、人物の計會(一一)を校へ、治亂の機を察して、以てその禮用(一二)を致め、以てその至誠を盡すときは、遠近都鄙内外その俗を同じくし、その利を通ぜざるなし。天下の大なる、國郡の區なる、一擧すべからずと雖も、　朝廷より邦畿に及び、

(九) 日本を指す。外朝は支那を指す
(一〇) 根本原則
(一一) 會計に同じ。人民財物の量を統計するとなり
(一二) 法度規則の運用施行

王畿より四方に及び、四方より四疆に至ること、猶ほ一元氣の四支百骸を周流營衛して以てこれを一胸臆に統ぶるがごとし。然らば乃ち　朝廷王畿は天下の規範にして、兆民の具に瞻るところなり。豈一人の私を縱にし當時の治に伐つて、その規制を致めざらんや。

## ○皇統章

(一)伊弉諾尊・伊弉冊尊共に議りて曰はく、吾れ已に大八洲國及び山川草木を生めり、何ぞ天下の主者を生まざらんやと。ここに於て(二)(共に)日神を生みます。大日孁貴と號す。大日孁貴、ここにはオホヒルメノムチと云ふ。孁の音は力丁の反なり。一書に云はく、天照大神なりと、一書に云はく、天照大日孁尊なりと。この子光華明彩して六合の内に照徹る。故れ二神喜んで曰はく、吾が息多ありと雖も、未だかく靈異之兒はあらず。久しくこの國に留めまつるべからず。自ら當に早く天に送りまつりて授くるに天上の事を以てすべし。この時天地相去ること未だ遠からず。故に天柱を以て天上に擧ぐ。次に月神を生みます。一書に云はく、月弓尊、月夜見尊、月讀尊と。その光彩日に亞げり、以て日に配べて治すべし。故に亦これを天に送りまつる。次に蛭兒を生む。已に三歲に

(一)日本書紀卷一本文より引く
(二)脫字ならん、今補へり

なるまで脚猶ほ立たず。故れ天磐櫲樟船に載せて順風に放ち棄つ。次に素戔嗚尊を生む。一書に云はく、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊と。この神勇悍うして安忍(三)あり、且た常に哭泣るを以て行と爲す。故れ國內の人民をして多に以て夭折(四)にす、復た青山をして變枯にす。故れその父母の二神素戔嗚尊と勅したまはく、汝甚だ無道、以て宇宙に君臨べからず、固に當に遠く根國に適ねとのたまひて、遂に逐ひき。

(五)一書に曰はく、伊弉諾尊曰はく、吾れ御宇之珍子を生まんと欲ひて、乃ち左の手を以て白銅鏡を持りたまふとき則ち化出るの神ます、これを大日孁尊と謂す。右の手に白銅鏡を持りたまふとき則ち化出るの神ます、これを月弓尊と謂す。又首を廻らして顧眄之間に則ち化る神ます、これを素戔嗚尊と謂す。即ち大日孁尊及び月弓尊並これ質性明麗し、故れ天地を照し臨ましむ。素戔嗚尊はこれ性殘害を好む、故に下して根國を治さしむ。

謹みて按ずるに、是れ中國その主を定むるの始なり。大日孁字書に曰はく、丁の反、女なり貴は即ち日神にして、伊勢州に鎭坐まします大神宮・宗廟の嚴神・本朝の元祖なり。月弓尊は月神にして、是れ又伊勢の別宮たり。倭姫命の世紀に曰はく、月夜見命(六)二座なりと。一書に曰はく、御形は馬に乘る男にして太刀を帶くと。

(三) いぶりは氣吹、言葉に出さず、氣吹くごとき狀して憤ること
(四) 普通アカラサマニシナシムと讀ませり
(五) 日本書紀卷一の一書
(六) 延喜式に月讀宮二座とあるものを指すか

（一）天上に懸りて明かなるを云ふ。易の繫辭上傳に出づ

（二）專一なるを云ふ、書經大禹謨に出づ

蛭兒は攝津州西宮社夷三郎これなり。素戔嗚尊は出雲州の大社これなり。或は曰はく、大社は天神大己貴の爲に造り供ふるところなり。素戔嗚は根國に行く、故に中國に於て降迹なし。後世大己貴を祭る、故に素戔嗚を合祭するものなり。世に一女三男と號するは是れなり。

凡そ氣聚まり形生ずるときは、必ずその精あり、これを心と謂ひ、これを性と謂ふ。是れその主なり。天地相成りて陰陽の精（一）懸象著明なる、これを日月と爲す。日月は天地の主なり。四時の運行、寒暑の去來、一日と云ひ一月と云ひ一歳と云ふ、皆日月を以て綱紀と爲す。天地の氣候正しからざるときは懸象又著明ならず。人民の君長ある、亦然り。人民の精以てこれに主たるべし、その精を以てせざれば、人物その性を盡す能はざるなり。

蓋し　二神共に議するはその事を容易にせざるなり。神鏡を以てするは明にして倚らざるなり。　天神の靈と雖も、天下の主を生ぜんと欲して、而も（二）惟れ精惟れ一なる、以てこれを見つべし。故にその生ずるところは　日となり　月と爲りたまうて、天地茲に位す。蛭兒となり、素戔嗚となつて、河海猛惡も亦その長あり。夫れ共に生ずるところ皆　天神の子にして、その量に因りてその分を命ず。噫、神の德大なる哉、公なる哉。

(三) 蛭兒及び素戔嗚尊を指す

(四) 日本書紀卷二の本文より引く

竊に按ずるに、 天神天下の主を生ぜんと欲して 日神以て生ず。故に 日神を以て 地神の太祖 朝廷宗廟の第一と爲す。然らば乃ち歷代の 聖主、二神の精一を守り縣象著明の實を致めざれば、豈神明の統を承けんや。或は疑ふ、 二神の聖、何ぞこの二(三)の不肖を生むや。愚謂へらく、噫、是れ何と言ふぞや。二氣五行の變未だ嘗て過不及なくんばあらず。天地の大、その精は日月星辰となり名山大川となり、その粗は風雲雷雨となり潢汙丘陵となり、精粗相因りて而して後に萬物遂げて、天共に覆ひ、地共に載す。是れその至大なり、至公なり。人物の天地に在るも亦然り。故に明暗曲直、柔剛弱强、並び行はれて各〻その性を盡す。是れ 神聖のその化を贊くるなり。 二神は是れ天地なり、この明暗柔猛を生んで以て萬物に主とし、萬物各〻その性を盡す。その道亦偉ならずや。子が說に因るときは、上を取りて下を遺れ、桑麻を貴んで菅蒯を棄つるなり。この四神を生みて天下始めて安く、萬民所を得。 二神の共に議するところは、俗學の以て疑ふべきなし。以上、本朝の主を定む

(四)天照大神の子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊は、高皇產靈尊の女栲幡千千姬を娶つて天津彥彥火瓊瓊杵尊を生れます。故れ皇祖高皇產靈尊と遂に皇孫を立て以て葦原中國

の主と爲さんと欲す。八十諸神を召集へて問はして曰はく、吾れ葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめんと欲ふ、當に誰を遣はさば宜けん、惟くは爾諸神知らんところをな隱しましそ。僉曰さく、天穂日命これ神の傑なり、試みたまはざるべきや。ここに俯して衆言に順つて、卽ち天穂日命を以て往いて平けしむ。然れどもこの神は大己貴神に佞り媚びて、三年になるまで尙ほ報聞さず。この後高皇產靈尊更た諸神を會へて、當に葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。經津主神・武甕槌神、諸の順はぬ鬼神等を誅ひ、果に以て復命す。時に高皇產靈尊は眞床追衾を以て皇孫を覆ひてこれを降りまさしむ。日向の襲の高千穂峯に天降ります。吾田長屋笠狹之碕に到りたまふ。

(一)一書に云はく、天照大神乃ち天津彥彥火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉、及び八咫鏡、草薙劍、三種の寶物を賜ふ。また中臣の上祖天兒屋命・忌部の上祖太玉命・猨女の上祖天鈿女命・鏡作りの上祖石凝姥命・玉作の上祖玉屋命、凡て五部神を以て配へて侍らしむ。因りて皇孫に勅して曰はく、葦原千百秋之瑞穂國はこれ吾が子孫の王たるべきの地なり、宜しく爾皇孫就いて治せ、行矣、寶祚の隆えまさんこと

(一) 書紀卷二の一書

當に天壤と窮りなかるべし。

(二)一書に曰はく、天兒屋命・太玉命を天忍穗耳尊に陪從て以て降す。この時天照大神手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒この寶鏡を視まさんこと、當に吾れを視るがごとくすべし、與に床を同じくし殿を共にして以て齋鏡と爲すべし。復た天兒屋命・太玉命に勅すらく、惟くは爾二神も亦同じく殿の内に侍ひて善く防ぎ護ることを爲せ。又勅して曰はく、吾が高天原に御す齋庭の穗を以て亦吾が兒に當御る。則ち高皇產靈尊の女號は萬幡姫を以て天忍穗耳尊に配せて妃と爲して降りまつらしめたまふ。故れ時に虛天に居て兒を生む。天津彥火瓊瓊杵尊と號く。因りてこの皇孫を以て親に代りて降しまつらんと欲す。故れ天兒屋命・太玉命及び諸部の神等を以て悉く皆相授く。且た服御之物一つに前に依りて授く。然して後天忍穗耳尊天に復還りたまふ。故れ天津彥火瓊瓊杵尊日向の槵日の高千穗の峯に降到りまします。

(三)一書に曰はく、天祖天照大神・高皇產靈尊乃ち相語りて曰はく、夫れ葦原瑞穗國は吾が子孫の王たるべきの地なりと。卽ち八咫鏡及び(四)薙草劒二種の神寶を以て皇孫に

(二) 書紀卷二の一書

(三) 古語拾遺

(四) 古語拾遺及び案行自筆本共にこの通りにて誤寫にあらず。版本中朝事實は草薙とあり、恐らく誤植ならんか

授け賜ひて、永に天璽と爲す。（所謂神璽の劍鏡）

謹みて按ずるに、是れ　天孫降臨りたまふの始なり。（一）一書に云はく、大國主神亦の名は大物主神、亦國作大己貴命と號す、亦葦原醜男と曰す、亦は八千戈神と曰す、亦は大國玉神と曰す、亦は顯國玉神と曰す。その子凡て一百八十一神あり。夫の大己貴命と少彦名命と、力を戮せ心を一にして天下を經營るといへり。蓋し　二神寂然として長く隱れたまふの後、大己貴命（素戔嗚尊の子）・少彦名命（高皇産靈尊の子）この國を平げ、大造の績を建て、大己貴命及びその子事代主神、乃ち八十萬の神たちを天高市に合め、帥ゐて以て天に昇り、その誠欵の至りを陳す。而して后に　天孫この國に天降りたまふなり。

凡そ　天神は生知の聖神にして、事ごとにこれを問ひたまうて、俯して衆言に順ひたまふ。その兼容の量、噫、至れる哉。五神を配侍せしむるは共にこの國に大功あればなり。寶祚之隆　當與天壤無窮の十字は、　天孫の永祚、天地の德に合ひたまはんことを祝ぎたまふなり。眞床追衾は覆うて外なきの義を表はす。澤を蒼生に蒙らしむるの名なり。三種の寶物は乃ち　天神の靈器、傳國の表

（一）書紀卷一の一書及び卷二の一書

物なり。その寄甚だ重し。神武帝、饒速日命に謂げて曰はく、是れ實に天神の子ならば必ず正に表物あり、相示すべしと。蓋し傳國の表物を言ふ。天照大神手に寶鏡を持ちたまひて祝ぎたまふの　神勅、至れり盡せり。　聖主萬萬世の嚴鑑なり。この時未だ教學授受の名あらずと雖も、謹みてこの一章を讀みて以てその義を詳にするときは、　帝者治を爲すの學は唯だ力をここに用ふるに在らんか。異域の堯・舜・禹受授の說も亦豈これに外ぎんや。以上、天孫臨降

(二)神日本磐余彦天皇、諱は彦火火出見、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四子なり。年四十五歲に及びたまうて、諸の兄及び子等に謂りて曰はく、昔我が天神、高皇產靈尊・大日孁尊この豐葦原瑞穗國を擧げて我が天祖彦火瓊瓊杵尊に授けたまへり。ここに(三)火瓊瓊杵尊天關を闢き雲路を披け駈山(四)蹕ひ以て戾止ます。この時に運鴻荒に屬ひ時草昧に鍾れり。故に蒙くして以て正を養つてこの西の偏を治す。皇祖皇考、乃神乃聖にして慶を積み暉を重ね、多に年所を歷たり。天祖の降跡してより以逮、今に一百七十九萬二千四百七十餘歲なり。而るを遼邈なるの地猶ほ未だ王澤に霑はず、遂に邑に君あり村に長あらせしめつ。各〻自ら疆を分ちて用つて相凌ぎ躒ろふ。抑又鹽土老翁に聞きしく曰らく、東に美地あり、

(二) 書紀卷三
(三) 彥の字脫せるなるべし
(四) 山は仙に同じ

青山四に周れり、その中に亦天磐船に乘りて飛び降る者ありといひき。余謂ふに、彼の地は必ず以て天業を恢弘て天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心かと。遂に東を征ちて中州を定む。

謹みて按ずるに、人皇　中州を平げ　天祖の降跡を續ぐの始なり。

(一)辛酉春正月庚辰朔、天皇大倭州の橿原宮に卽帝位す。是歲を天皇の元年と爲す。正妃を尊びて皇后と爲し、皇子神渟名川耳尊を立てて皇太子と爲す。

謹みて按ずるに、是れ　天皇卽位の始なり。初め　天神磤馭盧嶋を以て國中の柱と爲し、國の柱を分ち巡り、(二)天孫浮渚在平處に立して宮殿を立つ。立於浮渚在平處、ここにはウキニマリタヒラニタタシと云ふ。皆後世卽位の意なり。洪濛の間悠久にして以て正を養ひたまふ。帝は明達大雄にして善く　乾靈の志を繼ぎ、善く　皇孫の事を述べ、一たび戎衣して東方服す。故に　人皇の洪基を建て　卽位の大禮を開きたまふ。

蓋し卽位とは何ぞ。　天子大寶の位に卽きたまふなり。人君天に繼ぎ極を建て、萬國以て朝し、元元以て仰ぎまつり、四海始めて　天子の以て崇ぶべきを知り、明德を　中州に明かにしたまふの義なり。卽位の大禮は人君綱紀をその始に正すなり。

(一) 書紀卷三、紀元元年

(二) 書紀卷二に出づ

（三）書經舜典に出づ。舜帝正月元旦に即位を祖廟に奉告したること

（四）正妻と妾

（五）前出二四頁參照

豈忽にすべけんや。これより代代の　聖主各〻この儀を正殿（大極殿、これを朝堂殿と謂ふ）に行ひ、大臣左右に扶翼し、（大神、天兒屋命・太玉命に勅して、惟れ爾二神も亦同じく殿の内に侍り善く防護ることを爲せと。是れその儀なり）百官圍護して以て　天儀を拜し奉る。外國の所謂「月正元日に、舜文祖に格る」（三）といふ、是れなり。元は始なり、本なり。元年は即位の初年にして、その根本をここに深くして傾かず拔けざるの謂なり。（この時既に曆數紀年あり。唐の曆本は百濟の釋觀勒が推古の十年にこれを獻ず。）皇后を立つるは、男女の別を正し、嫡媵（四）の辨を明かにし、廢奪の失を懲すなり。太子を建つるは、（神武帝の四十二年に在り）父子の親を著はし、嫡庶の分を嚴にし、宗廟の統を固くするなり。故に人君は即位の禮を嚴にして而して後天下の君臣その分定まる。后妃の道を重んじて而して後に天下の男女その別正し。建立の法を定めて而して後に天下の父子親し。三つの者は人の大倫なり。三綱立ち行はるるときは、則ち身修まり家齊ひ治平の功坐にして以て俟つべし。　帝皇極を　人皇の始に建て規模を萬世の上に定め、而して　中國明かに三綱の遺るべからざることを知る。故に　皇統一たび立ちて億萬世これに襲つて變ぜず、天下皆正朔（五）を受けてその時を貳にせず、萬國　王命を稟けてその俗を異にせず、三綱終に沈淪せず、德化塗炭に陷らず。異域の外國豈企て望むべけんや。

夫れ外朝は姓を易ふること殆ど三十姓にして、戎狄入りて王たる者數世なり。春秋二百四十餘年にして臣子その國君を弑する者二十又五なり。況やその先後の亂臣賊子は枚擧すべからず。朝鮮は箕子(きし)(一)受命以後姓を易ふること四氏なり。その國を滅して或は郡縣と爲し、或は高氏滅絶すること凡そ二世、彼の李氏二十八年の間に王を弑すること四たびなり。況やその先後の亂逆は禽獸の相殘(そこな)ふに異ならず。唯(ひと)り　中國は、開闢より人皇に至るまで二百萬歲に垂(なんなん)として、　人皇より今日に迄(いた)るまで二千三百歲を過ぐ。而して　天神(あまつかみ)の皇統竟に違はず、その間弑逆の亂は指を屈してこれを數ふべからず、況や外國の賊竟に吾が邊藩を窺ふことを得ざるをや。　後白河帝の後、武家權を執りて既に五百有餘年なり。その間未だ嘗て利觜(ときくちばし)(二)・長距(ながきけづめ)以て場(には)を擅(ほしいまま)にすることを得(え)、冠猴(くわんこう)(三)・封豕(ほうし)の火を秋蓬(しうほう)に縱(はな)つの類(たぐひ)なくんばあらず。西征賦に曰はく、沐猴に冠して縱つと。注に、楚辭に曰はく、火を秋蓬に縱つが若しと。又曰はく、項羽既に秦の宮室を燒き、東に歸らんことを思ふ。說く者曰はく、人の言ふ楚人は沐猴にして冠するが如きのみと、果して然りと。沐猴は獼猴なり。天の與ふるものを取らざるを謂ふなり。而して猶ほ　王室を貴び君臣の義を存す。是れ　天神　人皇の知德、縣象著明にして世を沒(をは)るまで忘るべからざるなり。その過化の功、綱紀の分、然(しか)く悠久に然く無窮なる者は、至誠に流出すればなり。三綱既に立つときは條目の著はるるは

(一)天命を受くること、卽ち王となること

(二)銳き觜や長き距を持てる猛鳥の如き人物卽ち平將門や平淸盛などを指す

(三)猴に冠をさせたる如きわる賢きもの、或は大きなる貪暴の豚の如き粗野なる連中。卽ち北條や足利などを指す

治政の極致に在り。凡そ八紘の大、外國の汎たるも、中州　皇綱の化と文武の功に如くことなし。その至德豈大ならずや。以上、人皇の卽位

以上　皇統の無窮を論ず。謹みて按ずるに、天下は神器にして、人君は人物の命を繫く。その與授の間、豈一人の私を存せんや。　皇統の初、　天神以て授け　天孫以て受く。然らば乃ちその知德天地に愧ぢずして而して後に神器の與授を謂ひつべし。凡そ天言はず、人代つて言ふと。天下の人仰歸すれば、天これに命ずるなり。天下の歸仰するところ更に他ならず、唯だ　天祖眷眷の命に在るのみ。

## ○神器章

(四)伊弉諾尊・伊弉冊尊天浮橋の上に立たして共に計ひて曰はく、底下に豈國無からんやと。廼ち天之瓊（瓊は玉なり、ここにはトと云ふ）矛を以て指し下して探りしかば、ここに滄溟を獲き。その矛鋒より滴瀝る潮凝りて一つの嶋と成れり。これを名づけて磤馭盧嶋と曰ふ。（瓊矛は或は瓊戈に作る。）

一書に云はく、天祖伊弉諾・伊弉冊二尊に詔して曰はく、葦原千五百秋瑞穗之地あ

(四) 書紀巻一本文より引く

り、宜しく汝往いて修すべしと。則ち天瓊戈を賜ふ。（一）舊事記

（二）一書に曰はく、天照大神・高皇產靈尊乃ち相語りて、二種の神寶を以て皇孫に授け賜ひ、永に天璽と爲す。矛玉自ら從へり。忌部廣成記

（三）一書に云はく、豐葦原千五百秋之瑞穗國は、大八洲未生以前已にその名あり、名字ありと雖も而も形相なし。强ひてその形を字して天瓊矛と爲すものなり。大八洲國は卽ち瓊矛の成るところ、その中心を號して大日本日高見と曰ふ。源親房記

謹みて案ずるに、神代の靈器一ならず、而して天祖二神に授くるに瓊矛を以てして、任ずるに開基を以てす。瓊は玉なり、矛は兵器なり。矛に玉を以てするは、（四）聖武にして殺さざるなり。蓋し草昧の時、暴邪を撥平し殘賊を驅去するには、武威に非ずんば終に得べからざるなり。故に天孫の降臨にも亦矛玉自ら從ふといふ、是れなり。凡そ中國の威武、外朝及び諸夷竟に企望すべからざるは尤も由あるなり。

以上、神戈

（五）天孫天降りたまふ時、天照大神乃ち八坂瓊曲玉及び八咫鏡・草薙劍三種寶物を賜ふ。

（六）一書に曰はく、天祖天照大神・高皇產靈尊乃ち相語りて曰はく、夫れ葦原瑞穗國

（一）先代舊事本紀の略。神代より推古天皇御代に至る事を記せり。十卷。著者未詳

（二）忌部廣成の古語拾遺より引く、皇統章（三七頁）に出づ

（三）源親房の元元集卷五より引く、前に中國章（一五頁）に出づ。互に略せる個所あり、又讀方も多少異なる

（四）易の繫辭傳に見ゆる「神武不殺」より轉じたるものならん。正しき武は殘虐を事とせざる意なり

（五）書紀卷二の一書

（六）古語拾遺前揭と同じ

箇所なるも拔書の部分に多少の差あり、又讀方も多少異なる

(七) 前出三七頁參照

(八) 致知格物の略にして事物を究めいたること

(九) 知仁勇

(一〇) つかみどころのなきこと

(一一) 鼎を傳國の璽とす

は吾が子孫の王たるべきの地なりと。卽ち八咫鏡及び薙草劔、二種の神寳を以て皇孫に授け賜ひて、永に天璽と爲す。所謂神璽の劒鏡これなり。矛玉自ら從へたまふ。謹みて按ずるに、是れ 皇代受授の三種の神器なり。蓋し八坂瓊曲玉は櫛明玉命の造るところの瑞玉なり。櫛明玉は又の名は羽明玉、又の名は天明玉、伊弉諾尊の子。八咫鏡は石凝姥神の鑄るところの靈鏡なり。石凝姥は天糠戸命の子、作鏡の遠祖なり。薙草劔は大蛇の尾に在るの寳劔なり。共にこの國に大功あり。而して玉は以て溫仁の德を表はすべく、鏡は以て致格(八)の知を表はすべく、劔は以て決斷の勇を表はすべし。その象るところ、その形するところ、皆 天神の至誠なり。この時未だ嘗て三德(九)の名あらず、而も自らその名義を存するのみにあらず、又この靈器の相備はるあり。唯この靈器あるのみにあらず、又この靈器の成功あり、最も可畏の甚なり。

竊に按ずるに、三器は 天神の功器、三德の全備なり。 聖主これを用ひて內はその 睿心を鑑みたまひ、外はその治教を制したまふ。是れ乃ち 神代の遺勅か。若し專ら三器を擁して內を正したまはざれば、虛器にして靈用なし。若し唯だ性心のみを弄して外を知らざれば、空(一〇)を雕つて神器を無するなり。凡そ外朝に、夏に九鼎(一一)

あつて殷・周に相傳へ、秦は卞玉を刻んで以て國璽と爲し、漢は斬蛇劍を以て傳國の寶と爲し、後世は明堂に坐して、傳國の璽を執り、九鼎を列ぬるを以て、天下の三器と爲す。　中州の神器に比すれば、日を同じくしてこれを語るべからざるなり。況や赤刀(一)・大訓・弘璧・琬琰の屬は唯だ宗器のみ。

蓋し　皇統の受授は必ず三神器を以てして、而も　寶祚の永久を期し、傳國の信誠を表はし、　聖主必ず殿を同じくし床を共にして、以て治平の道を崇む。　中州の渾厚、(二)系連綿邈の無窮、皆　神聖の致すところなり。以上、三種神器

(三)天照大神手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒この寶鏡を視まさんこと、當に吾れを視るがごとくすべし、與に床を同じくし殿を共にして、以て齋鏡と爲すべし。

(四)一書に曰はく、日神天石窟に入るの時、思兼神の議に從つて石凝姥神をして日像の鏡を鑄せしむ。初の度鑄るところ少か意に合はず。是れ紀伊國日前神なり。次の度鑄るところはその狀美麗。是れ伊勢大神なり。

(五)一書に云はく、乃ち鏡作部の遠祖天糠戸者をして鏡を造らしむ。日神(方に)磐戸を

(一) 書經顧命篇に出づ。赤刀は武王が紂を討ちし時に用ひしといふ。大訓は三皇帝の書、及び文武の訓を云ふ。弘璧は大璧のこと。琬琰は圭と稱する玉。以上何れも寶物なり

(二) 御系統の連綿としてはるかなるさま

(三) 書紀卷二の一書。前に皇統章（三む頁）に出づ

(四) 古語拾遺

(五) 書紀卷一の一書

開けて出でます。この時鏡を以てその石窟に入れしかば、戸に觸れて小し瑕けり。その瑕今に猶ほ存す。此れ卽ち伊勢に崇祕る大神なり。

謹みて按ずるに、　神代の靈器は一ならずして、而も　天祖は唯だ三種の神寶を以て　天孫の表物と爲したまひ、　大神は唯り寶鏡を以て　神勅を詳にしたまふこと此の如し。蓋し鏡は本明かにすべきの象あり。これを琢しこれを磨して息まざるときは、日に新にして暗からず、襲藏深祕して以て顧みざるときは、日に暗くして新ならず、猶ほ人君明かにすべきの質ありて、これを致めこれを盡して止まざればその知日に新なり、威を高くし下に遠ざかりて以て規さざればその德正しからざるがごときなり。

夫れ人君の道は、要はその知を明かにするに在り。その知明かならざれば、寬仁と云ひ果斷と云ひ、共にその節に中らず。知至りて而して后德と云ひ勇と云ひ、以てこれを行ふべし。古より人君を稱するに明暗を以てすること、その寄重き哉。大神手に寶鏡を持して、別に　神勅を示し、床を同じくし殿を共にすることを以てす。是れ乃ち日に新に日に彊めて以て息むことなきの實なり。治教の義、大なる哉。

凡そ　二神既に白銅鏡を以てし、　大神伊勢州に鎭坐したまふにも亦鏡劍これ從ふときは、　乾靈　大神の　神慮は唯だ寶鏡のみ。その重きこと劍璽の類にあらず。故に代代の　聖主は旦暮　賢所を敬拜するを事と爲たまふ。是れ乃ち　神勅に因りてなり。（以上、神鏡）

（一）崇神帝の六年、百姓流離へぬ。或は背叛あり、その勢　德を以て治め難し。ここを以て晨に興き夕に惕りて神祇を請罪す。これより先き　天照大神・和の大國魂の二神を天皇の大殿の內に並に祭る。然してその神の勢を畏れて共に住みたまふに安からず。故れ天照大神を以ては豐鍬入姬命を託けまつりて倭の笠縫邑に祭りたまふ。仍りて磯堅城神籬（神籬、ここにはヒモロギと云ふ）を立て、亦日本の大國魂神を以ては、渟名城入姬命に託けて祭らしむ。然るに渟名城入姬髮落ち體痩みて祭ふこと能はず。

（二）一書に曰はく、神武帝の時、天富命諸々の齋部を率ゐて、天璽の鏡劍を捧げ持ちて正殿に安き奉る。この時に當りて、帝と神とその際未だ遠からず、殿を同じうし床を共にしてこれを以て常と爲す。故に神物・官物も亦未だ分別めず。宮の內に藏を立て齋藏と號し、齋部氏をして永くその職に任ず。（三）磯城瑞垣朝に至りて漸く神威を

（一）書紀卷五より引く

（二）古語拾遺

（三）崇神天皇の朝を指す。宮址今の奈良縣磯城郡三輪町に在りといふ。

畏れ、殿を同じうしたまふこと安からず。故に更に齋部氏をして石凝姥神の裔、天目一神の裔の二の氏を率ゐて、更に鏡を鑄、劒を造りて、以て護りの御璽と爲す。是れ今踐祚天の日に獻るところの神璽鏡劒なり。仍つて倭の笠縫ノ邑に就りて、殊に磯城神籬を立て、天照大神及び草薙ノ劒を遷し奉る。皇女豐鍬入姫命をして齋ひ奉る。

(五)一書に曰はく、神武天皇都を大和ノ國橿原に定めたまふ。時に天照大神の御靈八咫ノ鏡及び草薙ノ劒を以て大殿に安置して床を同じくして坐したまふ、往古の神勅の如し。皇居と神宮と差別なし。宮中に庫藏を立てこれを齋藏と云ふ。官物・神物の分なし。

(六)一書に曰はく、崇神帝漸く神威を畏れ、鏡造石凝姥神の孫に勅して鏡を改め鑄、天目一箇神の孫、劒を改め造り、この二種の寶を大和の宇陀郡に移して、以て護身と爲して同殿に置く。その上古より傳ふるところの神鏡及び靈劒は、卽ち皇女豐鋤入姫に附し、神籬を大和の笠縫ノ邑に立てて以てこれを祭る。これに由りて神宮・皇居差別あり。

(七)一書に曰はく、纏向日代朝(八)に至り、日本武尊に令して東夷を征討しむ。仍りて枉

(四) 天目一箇神を正しとするか。本頁十行目參照

(五) 職原鈔

(六) 神皇正統記崇神天皇の條に出づ

(七) 古語拾遺

(八) 景行天皇朝を指す、今の奈良縣磯城郡纏向村に都したまふ

道し伊勢神宮に詣り、倭姫命に辭見したまふとき、草薙ノ劔を以て日本武命に授け(一)て教へて曰はく、愼みてな怠りそと。日本武命既に東虜を平めて還りたまうて、尾張國に至りて宮簀媛を納れ、淹留月を踰えて、劔を解きて宅に置き徒行く。膽吹山に登り毒に中りて薨りましぬ。その草薙ノ劔は今尾張ノ國熱田ノ社に在り。(二)神書に云はく、草薙劒は尾張國吾湯市村に在り。卽ち熱田の祝部が掌るところの神これなり。吾湯市村は今の愛智郡これなり。

謹みて按ずるに、是れ神器を別所に置くの始なり。天孫より今に至るまで　神勅に任せて床を同じくし殿を共にす。天下の承平久しくして萬機の政令繁し、神人の間、數〻すれば瀆る。帝敬してこれを遠ざく。故に靈樣に模してこれを溫明殿に安置し、神器を別處に崇ひ奉る、亦時宜の節にして、神人相去るの機なり。蓋し　帝、鏡劔を改模して璽を留め　神、劔を以て日本武尊に與へて鏡を留めたまふ。然らば乃ち寶鏡は　神の全體にして、神璽は人君の體とするところ、寶劔は人臣の司るところなり。三般の神器、その德明かなる哉。

凡そ神は鏡なり。倭訓神を以てカミと訓す。カガミの中略と爲す。愚按ずるに、鏡の音は居慶の反、唐音カムなり。ムとミと叶音(三)、故に神はその訓鏡なり。故に　天孫の後に天照大神と稱したてまつる者は、皆寶鏡なり。是れ吾が兒この寶鏡を視まさんこと

(一)原本の儘なり
(二)元元集卷五より引く
(三)共通音の意

當に吾れを視るがごとくすべしとの　神勅に因ればなり。然らば乃ち人君は日に彊(つと)めて息まず、君子の道長(ちやう)じ小人の道消(せう)するは(四)、是れ善く　神を敬して常に　神を視たまふの實なり。而して寛仁の量を體し、親(しん)を親(しん)とし賢を賢とするときは、靈璽(れいじ)の德日に以て厚し。人臣四海の柄を執り、善く人情に通じ、淹滯(えんたい)(五)を明かにして、禮を立て政を正すときは、寶劍の靈威中(あた)らずといふところなし。而して后に君臣相因り、天下の化行はれて、而も三器の用虛(むな)しからざるなり。（以上、神器を別處に置く）

以上、寶器の實を論ず。謹みて按ずるに、事あるときは物あり。物は乃ち器なり、以てその用を利し以てその誠を通ず。故に物あるときは必ず則(のり)あり。衣食の物たる、家宅用器の制たる、金玉の財、文武の器、各〻その禮あり。器ありてその用通ぜず、その制正しからざれば、君子これに與(くみ)せず、況や寶器をや。夫れ一人の私器、一事の利物は、寶にあらず。神と曰ひ寶と曰ふは、則ち天下の大器なり、萬民の利用なり、　神聖の靈器なり、古今の法器なり。而して后に　天子以て敬すべく、天下由りて治まるべし。三器の神なるや寶なるや、併せ案ずべし。

蓋し上古その人を賀しその德を稱しその威を示すには、必ず玉劍鏡を以てす。仲哀(六)

（四）易の泰卦の彖辭に曰はく、「内陽にして外陰なり、云々。内君子にして外小人なり。君子道長じて小人道消するなり」と

（五）賢才下位にあつてとどまること

（六）書紀卷八より引く

帝征西の時、筑紫の伊覩縣主五十迹手、賢木に三器を掛け、穴門の引嶋(一)に參り迎ふ。因りて奏して言さく、天皇は八尺瓊の勾れるが如く、以て曲妙に御宇せ、且た白銅鏡の如く、以て分明に山川海原を看行せ、乃ちこの十握劍を提せて天下を平らげたまへとなりとまうす。又(二)日本武尊の東を征ちたまふにも、大鏡を王船に懸けたまふ。是れ乃ち往古の遺則なり。景行の十二年、征西したまふ。神夏磯媛賢木に三器を掛けて以て迎へ啓すも亦然り。

## ○神教章

伊(三)弉諾尊・伊弉冊尊は磤馭盧嶋を以て國中の柱と爲して、陽神は左より旋り、陰神は右より旋る。國の柱を分巡りて同じく一つ面に會ひき。時に陰神先づ唱へて曰はく、憙や可美少男に遇ひぬ。少男、ここにはヲトコと云ふ。陽神悅びずして曰はく、吾れはこれ男子なり、理當に先づ唱ふべし、如何ぞ婦人の反つて言先つや。事既に不祥、宜以て改め旋るべしと。ここに二神却つて更に相遇ひたまひぬ。

謹みて按ずるに、是れ　天神教學の義なり。陰陽唱和の道は天地至誠の實なり。凡そ天に中道あり、これを天の經と爲す。日はここに左に旋り、月はここに右に旋り、

(一)今の長門國彥島。下關海峽上の一島なり

(二)書紀卷七、景行天皇紀より引く

(三)書紀卷一より引く

二十有九日有奇にして日月相會し、以て一月と爲す。月の日に及ばざること常に十有二度有奇、是れ陰陽の道なり。　陰神先づ唱へて　陽神以てこれに教へ、　陰神過を改めたまふ。その教學の義甚だ明かなるかな。天下の間は陰陽に外ならず、人倫の大綱は端を夫婦に造す。陰陽和して萬物育し、夫婦別ありて五典(四)秩づ。萬化の本一にこれをここに原づく。陽德は天に合し陰靜は地に配し、而して後　神子生れまして以て宇宙に主たるべく、以て宗廟を承くべし。夫れ　二神この禮を正して萬福の原を教示したまへども、猶ほ選立の道を失ひ(五)狡媚の寵に蕩し、(六)適媵の辨を失して(七)宮闈政に預り、外家權を擅にす。(八)正始の道は　王化の基なり。その繫るところ大なる哉。以上、天神教學の義

(九)二神、素戔嗚尊に勅して曰はく、汝甚だ無道、以て宇宙に君とし臨むべからず。固に當に遠く根國に適ねとのたまひて遂に逐ひき。

(一〇)一書に曰はく、日月既に生れまして、次に蛭兒を生みたまふ。この兒年三歲に滿りぬれども脚尙ほ立たざりき。初め　二神柱を巡りたまふの時、陰神先づ喜ぶ言を發ぐ。既に陰陽の理に違へり。所以に今蛭兒を生む。

(四) 五常、卽ち父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信

(五) わるがしこく媚ぶる者恩寵に流ること

(六) 適は嫡に同じ。ここは正妻と妾の區別を云ふ

(七) 後宮に同じ。外家は後宮の親戚卽ち外戚なり

(八) 始を正すは、王化の基礎なりの意。詩經より出づ

(九) 書紀卷一より引く。皇統章（三三頁）にも出づ。讀方多少異なる

(一〇) 書紀卷一の一書

（一）後嗣建立のことなり

謹みて按ずるに、二神（一）建立の謀を嚴にし、諭教の法を正すこと此の如し。無道不レ可三以君二臨宇宙一の九字は、萬世太子を建つるの教戒なり。宇宙の洪なる、人物の衆き、人君に因りてその性を盡すことを得。人君正しからざるときは、政禮中らず。政禮中らざるときは、人民手足を措くところなく、品物夭折し災害並び臻る。所謂道は人物が由りて行くところの名なり。人物が由りて行くべからざれば、善しと雖も徵なく尊からず。人君この道に由りて宇宙を御せざるときは、人君にあらず。故に今無道を言ひてこの神を戒めて、以て後世に垂るるなり。

蓋し太子を建つることは、宗廟社稷を重んずる所以にして、天下の大義なり。唯だ子孫の愛寵を思ひて天下を忘れ、天下の大寶を謀りて教諭を失ふときは、二神が天下を公にするの心にあらず。ここを以てこれを戒むれども、猶ほ嫡庶の分を失ひ廢奪の用を逞しくし、好惡の私に從ふことあり。噫、神の一言至れり盡せり。外朝の聖賢が世子建諭の原は千差萬別なるも、亦道あると道なきとに在るのみ。ここに至りてこの道を言ふ、是れ乃ち聖神教學の實にして、後世由りて行ふところなり。況や陰陽の理に違ひて以て蛭兒を生むとは、是れ天神が胎教の戒なり。以上、諭教を

（二）書紀巻一本文より引く
（三）わけ、即ち理由の意

建立するの義

（二）天照大神天石窟に入りまして磐戸を閉して幽居す。故れ六合の內常闇にして、晝夜の相代る（三）わきも知らず。時に八十萬神、天安河邊に會合してその禱るべきの方を計らふ。故れ思兼神深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て磐戸の側に立てて、中臣連の遠祖天兒屋命と忌部の遠祖太玉命と、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡（一に云はく、眞經津鏡）を懸け、下枝には青和幣（和幣、ここにはニギテと云ふ）・白和幣を懸でて、相與に致其祈禱す。又猿女君の遠祖天鈿女命は則ち手に茅纏の矟を持ち、天石窟戸の前に立たして、巧に作俳優す。

謹みて按ずるに、是れ　神代思學の義なり。初め　二神の共議するありと雖も、（天浮橋の上に立ちて共に計りて曰はく、又二神共に議りて曰はく、天下の主たる者を生まざらんやと）未だ然く詳なるに及ばず。凡そ學は思に成る。思ふことは學に審なり。蓋し思兼神は　神代思學睿聖の神か。思ふこと兼に在り、兼ねざれば思ふこと臆說に在り。然れば乃ち思ふことは內その知慮を致むるなり。兼ぬることは外その事物を盡すなり。宜なる哉、天安河邊の謀その道を得て、大神

その初に復りたまひ、萬億世これその幸ふことを被り、此れ斯の民の直道なることや、一に思兼神に在り。噫、深い哉この謀、遠い哉この慮や。天兒屋命・太玉命の寛仁なる、手力雄神・天鈿女命の勇略なる、その懸くるところの靈璽・寶鏡、その持つところの茅纏の矟、その嚱樂[一]の悠然たる、事物ここに善盡き美盡く。神何ぞその初に復りたまはざらんや。今竊に　神代の說に因りて以て聖學の道を演ぶるに、亦これに外ならず。

夫れ人の人たる、思はず學ばざるときは、禽獸に異ならず、思學せずして以て自ら足れりと爲すときは、猶ほ闇室に物を求むるがごとし。手足も亦措くところなけん。況や事物をや。今その道を修せんと欲せば、先づこれを思ふに在り。これを思ふことはこれを兼ぬるに在り。これを思ひこれを兼ぬるときは、學習自ら存す。而れども尙ほ有道[二]に就きて以てこれを正さずんばあらず。この間力行あり積累あり、近く本づくあり遠く徵むるあり、これを天地に建てこれを鬼神に質すことあり、或は以て說び或は以て樂しむ。而して後に惺惺[三]明明として通ぜざることなく、教學竟に倦厭せず。是れ乃ち天の行健[四]にして、縣象著明なるなり。萬世の今、この一章を讀

(一) 音キ、今原本の振假名に從ふ。後出五一頁には噱に作る。卽ち噱(キヤク)の誤か

(二) 道德ある賢人

(三) しづかに悟るさま

(四) 易乾卦の象辭に「天行健、君子以自強不レ息」とあり、天道の立派なること。又易繫辭上傳に「縣象著明莫レ大二乎日月一」と出づ

みて、以て聖學の淵源ここに始終することを知る。神の道はその誠の揜ふべからざること此の如し。（以上、神代思學の說）

(五)皇祖高皇產靈尊は皇孫を葦原中國の主と爲さんと欲す。故れ高皇產靈尊は八十諸神を召集へて問はして曰はく、吾れ葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめんと欲ふ、當に誰を遣はさば宜けん、惟くは爾諸神知らんところをな隱しましそ。僉曰さく、天穗日命はこれ神の傑なり、試みたまはざるべきやと。ここに俯して衆言に順ひて、卽ち天穗日命を以て往いて平けしむ。然れどもこの神大己貴神に佞り媚びて、三年に比及尙ほ報聞さず。故れ高皇產靈尊更に諸神を會へて、當に遣はすべき者を問ひたまふ。僉曰さく、天國玉の子天稚彥これ壯士なり、宜しく試みたまへ。ここに高皇產靈尊は天稚彥に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜はりて以て遣はす。この神も亦忠誠ならず。この後高皇產靈尊は更に諸神を會へて、當に葦原中國に遣はすべき者を選みたまふ。僉曰さく、經津主神これ將佳と。遂に武甕槌神を以て經津主神に配へて葦原中國を平けしむ。

(六)一書に曰はく、天稚彥報命さず。故れ天照大神、乃ち思兼神を召してその不來の

(五) 書紀卷二本文より引く、前に皇統章（三五・三六頁）に出づ。讀方多少異なる

(六) 書紀卷二の一書

(一) 大學經一章に出づ。第十一卷七七頁參照
(二) 中庸第六章に「舜は問を好み、好んで邇言を察し、惡を隱して善を揚げ、其の兩端を執つて其の中を民に用ふ」とあり
(三) 問を好めば遂に大功を成すを得べしの意
(四) 戒として至れりの意
(五) 龍の喉の下に逆に生えたる鱗あり、これに觸るれば龍怒るといふ。人君を龍に譬ふ
(六) 刑に使用する道具
(七) 冕冠の前後に垂るる玉のかざり。以て妄りに見るを防ぐなり

狀を問ひたまふ。

謹みて按ずるに、是れ　天神問學の義なり。人必ず長あり短あり、問うて以てその情を盡し、各〻その至善(一)に止まるときは、天下の美これに歸す。若し己れに從つて欲を縱にし、短を護り言を塞ぎ、或は問うてその兩端(二)を盡さざれば唯だ虛問のみ。問ふことを好むの道大なる哉。夫れ　乾神の靈を以て問(三)を好みて遂に大功を成すを得。その問ふことの審なるや、その俯して衆言に順ふや、後の　聖主諫を求め直言を納るるの戒至れり(四)。蓋し人君は九重の深きに位し億兆の上に立つ。特に雷霆の威あるのみにあらず、特に萬鈞の勢あるのみにあらず、前に龍喉の鱗(五)あり、後に鼎鑊(六)の責あり。(ゆゑに)言はず威さずして人民先づ懼栗す。況や短を護り諫を拒みて、以て嚴肅威猛なるときは、言路何ぞ通ぜんや。抑〻冕旒(七)の目を蔽ひ、黈纊(八)の耳を塞ぎ、出づるに警して入るに蹕するをや。故に人に假すに顏色を以てしてその諫を導き、己れを虛しくして以てこれを採納し、その言を待ちて奬進激勸して、天下の善を來す者は人君の德なり。外朝の聖主も亦事にここに從ふ。帝堯の咨ひ若ひ、帝舜の問ふことを好みて而も四目(九)を明かにし四聰を達する、禹(一〇)の昌言を拜し、湯(一一)の坐し

て以て旦を待ち、周の三王を思ひ兼ね而も善く萬化を經綸する、幷せ按ずべきなり。

凡そ草昧の始、軍機の要は君臣詳に議ると雖も、思慮の失、擧措の間未だ嘗てその過なくんばあらず。天神すら旣に然り、後世豈容易ならんや。その戒を遺示するところ又明かならずや。以上、天神問學の義

天照大神手に寶鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒この寶鏡を視まさんこと當に猶ほ吾れを視るがごとくすべし。與に床を同じくし殿を共にして以て齋鏡と爲すべし。

先人曰はく、往古の神勅なりと。北畠准后の記

謹みて按ずるに、是れ往古の　神勅なり。當猶視吾の四字は乃ち　天祖皇孫傳授の天教にして、千萬世　皇統謹守の顧命なり。その言簡にしてその旨遠し、堯・舜・禹の十六字と雖も豈これに外ぎんや。蓋し人子恆に如在の敬を存するときは、怠惰の氣終に張るべからず。或は始を克くしてその終を保たず、或は此れに敬して

(八) 耳をふさぐ飾物、冕より兩耳に垂るる黃色綿製なり。妄りに聞くを防ぐなり。第十一卷四六六頁參照
(九) 四方の事情を視聽すること。書經舜典に出づ
(一〇) 書經皐陶謨に「禹、昌言を拜して曰はく、兪り」とあり。昌言は盛德の言なり
(一一) 書經太甲上に「先王昧爽に丕に顯に、坐して以て旦を待ち、あまねく俊彥を求めて云々」と出づ。先王とは殷の湯王を指す。殷の湯王が未明に起き、坐して夜の明くるを待ちしを云ふ　(一二) 周公が三王即ち夏の禹王、殷の湯王、周の文武王を崇拜せしを指す。孟子離婁下篇第二十章に出づ。第十一卷一一四頁參照　(一三) 書紀卷二の一書より引く。前出三七・四六頁にも引かる　(一四) 北畠親房、記とは職原鈔を指す　(一五) 天子の御遺言　(一六) 書經大禹謨に見ゆる禪位の際の言葉「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」を指すならん。第十一卷四八三頁及び第十二卷四〇八頁參照　(一七) 神のいますが如き意、論語八佾篇第十二章に「祭如在、祭神如神在」と

彼れに慢る者は、日に遠くしてこれを忘れ、欲に從ひて愼まざればなり。その祖を祖とする者はその下を下とす。未だその祖を遺れてその民を親しむものはあらざるなり。後の聖人は(一)三年父の道を改むるなきを以て孝と爲す、亦可ならずや。凡そその人を思ふときは猶ほその樹(二)を愛す。その人を愛するときは猶ほその烏に及ぶ。周公(三)曰はく、その人を愛する者は、愛その屋上の烏に及ぶと。況や杯圈をや、況やその書をや、況やこの寶鏡をや。向つてその形を視るときは明正無窮の象あり、切にその道を修むるときは日に彊めて息まざるの誠あり、況や日月とその光を合せ、天地とその道を明にするをや、況や大神乃ちこれ寶鏡なるをや。

蓋し鏡の物たるや、秋金(四)の剛精を採つて以て銀錫の淬磨を力めて、遂に光彩の明を來す。是れ三徳(五)これ成るにあらずや。己れを虚しくして以て物を容れ、未だ來らざるは迎へず、既に往にしをば將らず、掩ふときは藏れ、用ふるときは見る。これを照して藏すことなく、これを明かにして私せず、磨涅(六)して又磷緇せず、精錬して悠久なり。これを用ふること道あり、數〻弄すれば明察に過ぐ、久しく襲(七)ふときは銼澁を生ず。出すに時あり、入るるに節あり、日に新にして息むなくして、大いに明

(一) 論語學而篇第十一章に「子曰、父在觀二其志一、父沒觀二其行一、三年無レ改二父之道一、可レ謂レ孝矣」と出づ

(二) 周の賢相召公德ありて民に慕はる、嘗て地方を巡視して甘棠の木蔭に憩ひしに、後人その木を保存し甘棠の詩を作りて德を頌す。詩經召南、甘棠の篇參照

(三) 兵書六韜に出づ

(四) 五行の金は秋に當る、故に秋金と云ふ。純金の意

(五) 知仁勇。秋金の勇、銀錫の仁、光彩の知

(六) 論語陽貨篇第七章に、

「堅きを曰はずや、磨すれども磷（うす）ろがずと。白きを曰はずや、涅すれども緇（くろ）まず」とあり。堅きものは磨しても薄くならず、白きものは染むるも黑くならず。卽ち君子は外物のために動かざるをいふ。

（七） 覆の意

（八） 孟子の「その心を存しその性を養ふ」より出づ。本心を失はずよく養ふこと

（九） 周の武王、銘は「以レ鏡自昭見二形容一、以レ人自昭見二吉凶一」と。後漢書朱穆傳の註に見ゆ

鏡の實を得べし。凡そ天下の鏡皆然り。故に以て人君の存養、學者の察省を爲すに足れり。外朝の黄帝は神鏡を鑄、（九）武王は鏡の銘を作り、（一〇）太宗は三鑑の戒を存し、（一一）玄宗は水心の鏡を異なりとす。幷せ按ずべし。而して大神の寶鏡は豈これ等の屬ならんや。聖主善く愼みて以て神勅を護り、靈鏡の德を宗としたまはば、則ち洋洋乎として神恆に在し、德日に新なること、唯だ天威顏を違らず、食坐に羹墻に見るのみにあらず。左（傳）僖（公）九年の傳に云はく、王、宰孔をして齊侯に胙を賜はしむ。齊侯將に下拜せんとす。孔曰はく、伯舅が耋老せるを以て、加勞して一級を賜ひて、下拜することなからしむと。對へて曰はく、天威顏を違らざること咫尺なり、（一二）小白余、敢へて天子の命を貪りて下拜することなくば、云々。下拜して登りて受く。○後漢書（一三）李固傳に、昔し堯殂するの後、舜仰慕三年、坐すれば堯を墻に見、食すれば堯を羹に觀る。而して以て頃刻も忘れざるなりと。○以上、往古の神勅

（一四）譽田天皇の十五年秋八月壬戌朔、丁卯、百濟王阿直岐（一五）を遣はして良馬二匹を貢る。卽ち輕坂上の廐に養ふ。因りて阿直岐を以て掌り飼はしむ。故にその馬を養ひし處を號けて廐坂と曰ふ。阿直岐亦能く經典を讀めり。卽ち太子菟道稚郎子の師としたまふ。ここに天皇阿直岐に問ひて曰はく、如し汝に勝れる博士亦ありやと。對へて曰は

（一〇） 唐書より出づ、唐の太宗曰はく、「銅を以て鏡となせば以て衣冠を正すべく、古を以て鏡となせば以て興替を知るべく、人を以て鏡となせば以て得失を明かにすべし」と。鏡は鑑に通ず （一一） 唐の玄宗鏡を愛す。天寶年中揚州より水心鏡を獻ずるものあり、背に盤龍あり、揚子江の心に於て鑄たりと云ふ、異聞集に出づ （一二） 天子が諸侯に對する呼稱、小白余は齊侯の名 （一三） 李固は後漢順帝・沖帝・質帝に仕ふ。下文は或時の意見書中の一部なり （一四） 書紀卷十の本文より引く （一五） 今一般にアチキと讀む

く、王仁といふ者あり、これ秀れたりと。時に上毛野君の祖荒田別・巫別を百濟に遣はして、仍りて王仁を徵さしむ。その阿直岐は阿直岐史の始祖なり。

十六年春二月、王仁來けり。則ち太子菟道稚郎子、師としたまうて、諸〻の典籍を王仁に習ひ、通達らざるなし。故れ所謂王仁はこれ書首等の始祖なり。

(一)百濟王眞道(後に菅野姓を賜ふ)上表して(延曆朝)曰さく、眞道等の本系は百濟國の貴須王より出づ。貴須王は百濟の始興第十六世の王なり。夫れ百濟の太祖都慕大王は日神降靈し、扶(二)餘に奄りて國を開く。天帝籙を授け諸韓を惣べて王と稱す。降りて近肖古王に及び、遙に聖化を慕ひ始めて貴國に聘す。是れ則ち神功の攝政の年なり。その年應(三)神天皇、上毛野氏の遠祖荒田別に命じて百濟に使して、有識の者を搜し聘す。國主貴須王恭しく使の旨を奉じ、宗族を採擇し、その孫辰孫王(一名智宗王)をして、使に隨つて入朝せしむ。天皇これを嘉して、特に寵命を加へて以て皇太子の師と爲したまふ。ここに於て始めて書籍を傳へ、大いに儒風を聞き、文教の興ること誠にここに在り。仁德天皇は辰孫王が長子(太)阿郎王を以て近侍と爲す。

(續日本紀四十を見よ)桓武の朝、武生連眞象等言さく、漢の高祖の後を鸞と曰ひ、鸞の後王狗なるもの轉

(一) 續日本紀、桓武帝紀に出づ。上表とは眞道等朝臣姓を賜はらんことを上表せるなり

(二) 北朝鮮より滿洲南部地方に當る。古の國名

(三) 原本は應仁天王とあり、誤につき訂正す。以下往々この誤記あり

(四) 續日本紀桓武帝紀、眞象等姓を賜はらんことを請ふ。後宿禰姓を賜はる。右側行間書は原本による

じて百濟に至る。久素王の時、聖朝使を遣はして文人を徴召す。久素王卽ち狗が孫王仁を以てこれを貢す。是れ文(五)・武生等が祖なり。

謹みて按ずるに、是れ　中國が外國の經典を學ぶの始なり。學は已れを修め人を治むるを以て本と爲す。已れを修め人を治むるの道は、人情事物に通ぜざれば卽ちその誠を得ず。夫れ　天神の生知なる、通ぜざるなく、　天祖の明教は盡さざるなし。故に　神武帝は洪基を建て、　綏靖帝は至孝にして、　崇神帝は日に一日よりも愼み、　垂仁帝は矯飾するところなく、　景行帝の雄謀なる、　成務帝の兢惕(六)せる、皆これ　乾靈の正徳に從ひ　大神の明教を繹ねて、以て人物の情を詳にし當世の急務を施し、天秩以て敍で人物處を得ればなり。是れ乃ち　中州　神聖の學原往古に著明にして、萬世以てこれを法るに足れるなり。　仲哀帝に及びて、住吉大神有(七)寶の國を賜うて　神功帝(八)親ら三韓を征ちたまふ。三韓面縛して服從し、武德を外國に耀かす。これより三韓は每年朝聘獻貢して船の楫(九)を乾さず。故に外國の諸器及び經典具はらずといふことなし。百濟王懇欵の餘り博士女工等をここに貢す。(一〇)　中州始めて漢字を知る。　應神帝は聖武にして聰達なり、博く外國の事に通ぜんことを

(五)文氏・武氏の二氏

(六)おそれつつしむこと

(七)書紀卷八の新羅征伐の條に出づ「時に神ましまして皇后に託りて誨へまつりて曰はく、天皇何ぞ熊襲の服はざるを憂ひたまふ。……茲の國に愈りて寶國あり、譬へば美女の睩の如くにて向津國あり云々、栲衾新羅國と謂ふ」と。この住吉大神の託宣により三韓征伐ありたり。住吉大神は底筒男命・中筒男命・表筒男命をいふ。

(八)水戸にて大日本史編纂以前は神功皇后を帝と申上げたり

欲して、王仁を徵し典籍を讀ましめ、太子これを師として以て能く漢籍に通達す。凡そ外朝の三皇五帝(一一)禹・湯・文・武・周公・孔子の大聖なる、亦　中州往古の　神聖とその揆一(一二)なり。故にその書を讀むときはその義通じて間隔するところなく、その趣向猶ほ符節を合せたるがごとく、採挹斟酌するときは又以て　王化を補助するに足る。竊に按ずるに、　譽田帝已れを虛しくして百濟の博士を徵して後、　中國廣く外朝の典籍に通じ、聖賢の言行を知る。是れ乃ち住吉大神の賚なり。

或は疑ふ、外朝は我れに通ぜずして而も文物明かなり、我れは外朝に因りてその用を廣くするときは、外朝我れより優れるかと。愚按ずるに、否。開闢より　神聖の德行明教兼ね備はらざるなく、漢籍を知らずと雖も亦更に一介の闕くることなし。幸に外朝の事に通じ、その長ずるところを取りて以て　王化を輔くること、亦寬容ならずや。何ぞ唯だ外朝のみならん。凡そ天下の間、詳に知り幷び蓄へて短を校べ長を考へ、用を待ちて遺すことなく、事に從つてこれ適ふは、量の大なるなり。內外相持して人物以て成る。短を護りて外を拒ぐが若きは君子の爲すところにあらず。況や外朝と我れとその致を一にして、その歷世尤も久しく、その封域太だ廣く、

(九) 貢船絶えざるを云ふ

(一〇) 原文「貢二博士女工等於此一」とあるも、句讀點の附け誤りか。「女工等を貢す。ここに於て中國始めて」とつづくべし

(一一) 支那の上古の帝王即ち三皇は伏羲・神農・黃帝、五帝は少昊・顓頊・帝嚳・堯・舜

(一二) 道一つとなり

その人物衆多く、政事の損益する、共に以てこれを覩るに足れるをや。是れ中州の八紘に冠たる所以なり。後世勘合(三)絶えて鄰交の好を修めざるも、亦我れ足らざること無きこと、幷せ考ふべし。

或は疑ふ、王仁德高くして且つ毛詩(四)を善くす、故に難波津(五)の詠を爲り、遂に　仁德帝の聖を成せりと。愚按ずるに、否。王仁は漢籍に通ずる博士なり、この時人未だ漢字に通ぜず、故に端を彼れに造せるのみ。後阿知使主と王仁とをして官物の出納を記さしめしときは、(六)古語拾遺を見よ その職掌知りぬべし。

難波帝は謙德寛仁の明主にして、時に遺賢なく朝に謬擧なし。古今以て　聖帝と爲す。王仁が才德は國史に著はれず、食祿唯だ文首たれば、恥づべきの至りなり。俗學末儒　中國を蔑して以て外邦を信ず、是れ耳を貴びて目を賤しむの徒にして、附(七)益助長の弊なり。以上、外朝の文を學ぶ

以上、教學の淵源を致む。謹みて按ずるに、學は效なり、その知らず能くせざるを效ふなり。近きものは見てこれを知り、遠きものは聞きてこれを知る。人の生るるや幼孩より壯老に至るまで、未だ嘗て教學に由らずんばあらず。蓋し人の萬物に長

(三) 昔外國と通商を許可せる時、證明に用ひたるわりふを示しあふこと。即ち公の通商をさす

(四) 現存する詩經のこと

(五) 難波津にさくやこの花冬ごもり今をはるべと咲くやこの花

(六) 記さしめたればの意。原文下に「則」の字あり、素行「ときは」と讀みならはす

(七) 外來物を附けすぎ、根底確立せずして無暗に長ぜしめし弊となり。助長の害は孟子公孫丑上篇第二章に詳し

たるは知あればなり。知の靈なる、思うて通ぜざることなく、致めて盡さざることなし。故にその小人たり、その君子たるは、皆學の習ふところに因る。

夫れ火は然(一)ゆべきの質ありて、而も薪柴を用ひて加ふるに風を以てせざれば、その威を長ずること能はず。水に流るべきの素ありて、而も卑下に因りて以て疏導せざれば、その源を深くするを得ず。或は暴(二)し或は鑿すれば、その害人物に及ぶ、豈水火のみならんや。學の人に於ける、愼まざらんや。故れ天神の生知なる、動いて感じ言うて通ずるが如きも、猶ほ思兼議謀の詳なるあり。天孫の臨降に及びて神勅の嚴なるあり、神器の常に守るべきあり、二神の以て輔養するあり。その身を修め人を治むるの道至れり盡せり。是れ後世聖教の淵源にあらずや。

或は疑ふ、中朝は書史に乏しく、久しく學校進士の設を絕つ。故に人才未だ成ることを得ざるかと。愚謂へらく、神聖は見て知りたまふ。後世は聞きてこれを知る。その差謬せんことを恐れて紀錄相續ぐ、(然れども)その筆削は聖人にあらざれば未だ臆說たるを免れず。編簡(三)日に盛にして、人々書を以て學と爲し、聖教漸く隱れ日用大いに晦く、その端(四)を異にしてその白(五)を堅にす、而も空虛を離り氷水を刻む。

(一) 燃に同じ

(二) 風は火に必要なれども暴風を以てし、卑きは水に必要なれども穴あけ決潰せしむれば害ありとなり

(三) 著述

(四) 原づくところ異なるなり

(五) 所謂堅白異同の辨にして、こじつけて是を非とし、非を是とすること。趙の公孫龍好んでこの辨をなせり

況や學校進士の設その實を得ざれば、詐僞を競ひ利勢に趍るのみ。夫れ博識を以てすれば、華夷(六)の書を盡すとも未だ多と爲すべからず。能くその道に通ずるときは、一言も以て少と爲すべからず。況や史編(七)の闕けざるをや。

## ○神治章

(八)天照大神皇孫に勅して曰はく、葦原千五百秋之瑞穗國は、これ吾が子孫の王たるべきの地なり。宜しく爾皇孫就いて治せ、行矣、寶祚の隆えまさんこと當に天壤と窮なかるべき者(九)なり。

(一〇)一書に曰はく、大己貴命は少彥名命と力を戮せ心を一つにして天下を經營る。嘗し大己貴命少彥名命に謂りて曰はく、吾れ等の所造る國は豈善く成せりと謂へらんや。少彥名命對へて曰はく、或は成せるところもあり、或は成さざるところもありと。この談や、蓋し幽深き致あり。大己貴神興言して曰はく、夫れ葦原中國は本より荒芒たり、磐石草木に至及咸く能く强暴る。然れども吾れ已に摧き伏せて和順ずといふことなし。遂に因りて言はく、今この國を理むるは、唯だ吾れ一身のみなり。

(六) 中外と同じ

(七) 日本書紀その他日本の歷史を語る古典のこと

(八) 書紀卷二の一書、前に皇統章（三六頁）にも出づ

(九) この讀方は前と異なる

(一〇) 書紀卷一の一書

それ吾れと共に天下を理むべき者は、蓋しこれありやと。時に神光海を照し、忽然に浮び來る者あり、曰はく、如し吾れ在らずんば汝何ぞ能くこの國を平けんや。吾れ在るに由りての故に、汝はその大造の績を建つることを得たりと。この時大己貴神問ひて曰はく、然らば汝はこれ誰れぞ。對へて曰はく、吾れはこれ汝が幸魂奇魂なり。大己貴神曰はく、唯然、廼ち知りぬ、汝はこれ吾が幸魂奇魂ならん。今何處にか住まんと欲ふや。對へて曰はく、吾れは日本國の三諸山に住まんと欲ふと。故れ卽ち彼處に營宮して就きて居さしむ。此れ大三輪之神なり。

謹みて按ずるに、是れ天神治道の始なり。與二天壤一無レ窮の五字は寶祚を祝ぎて以て治平の道を盡せり。夫れ天地は至誠息むことなく、悠遠博厚にして物を覆ひ物を載す、而してこの無窮を得。君子以て自ら彊め以て德を厚くすれば、往くとして利ならずといふことなし。人君これを體して四海を御むるときは、萬國咸く寧し。是れ天壤と窮りなき所以なり。(一)天道は盈を虧き、地道は盈を變じ、鬼神は盈を害し、人道は盈を惡む。故に(二)緩なれば必ず失するところあり、升りて已まざれば必ず困しむ、(飾を致して然る後に)亨るときは盡くと。序卦に云はく、緩必ず失するところあり、故にこれを受くるに損を以てす。又升りて已まざれば必ず困しむ、

(一) 天の道は滿つれば缺く。地の道は高きは低くなり、低きは高くなる。人の道は滿溢を惡み謙を好む。易の謙卦の彖辭に出づ

(二) 劉註參照、易の序卦より引く。緩は危險より免かれて心ゆるむこと。升るは榮進と見よ。亨るとはあくまで外形を飾りとほすときは盡き亡ぶるを云ふ。序卦には「 とは飾なり、飾を致して然る後に亨るときは則ち盡く。云云」とあり

故にこれを受くるに困を以てす。又曰はく、亨るときは盡く、故にこれを受くるに剝を以てす。是れ謙德のその終を保つ所以なり。大己貴命・少彦名命の共に言ふところは、(三)謙は亨るの謂か。然らば乃ち　聖主乾坤の德に法りて以て(四)六龍に乘じ、下濟の謙に居て、（謙の彖に曰はく、天道は下に濟りて光明なりと）以て四海を御むるときは、治教の道、天壤の窮りなきに應ず。

(五)神武帝の己未年、春三月辛酉朔、丁卯、令を下して曰はく、我れ東を征ちしよりここに六年なり。皇天の威を頼りて凶徒就戮ぬ。邊土は未だ淸らず餘妖尙ほ梗と雖も、而も中洲の地に復た風塵なし。誠に宜しく皇都を恢め廓き大壯を規り摹るべし。而るを今運この(六)屯蒙に屬ひ、民心朴素なり。巢に棲み穴に住む、習俗惟常となれり。夫れ大人制を立つ、義必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はん。且つ當に山林を披き拂ひ宮室を經め營りて恭みて寶位に臨む、以て元元を鎭むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふの德に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまふの心を弘めん。然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲さんこと、亦可からずや。

謹みて按ずるに、是れ　人皇　中國を定め極を建てて治道を　詔するの始なり。六

(三) 易の謙卦に「謙は亨る。君子は終あり」と出づ。終身謙を持するは難きところ、君子のみ能くすとなり

(四) 六氣に乘ずと云ふが如し。時に乘ずるなり。易の乾卦の彖辭に「時に六龍に乘じ以て天を御す」と出づ

(五) 書紀卷三の本文より引く。一部は前に中國章にも出づ。讀方多少異なる

(六) 屯・蒙何れも易の卦にあり

人とは聖人位に居るの稱なり。制は禮樂刑政の制なり。義は損益沿革してその道を品節するなり。民を利するとは人民その樂を樂しみ、その利を利するなり。聖造は天祖皇孫建てたまふところの道なり。蓋し天下の治は必ず時あり、時を知らざれば大人の道にあらず。天祖皇孫永悠の際、土中既に定まり、天下大いに造ると雖も、運は洪荒に在りて、唯り正を西の偏に養つて、以て皇系嗣興の時を待ちたまふのみ。帝勃起してこれを經綸し、初めて中州を制す。この時に當りて義必ず時に隨ふにあらずんば、急務の實を得ず。故に詔を下して寶位に臨みたまふ。時に隨ふの義大なる哉。（一）易の象に曰はく、天下は時に隨ふ、時に隨ふの義大なる哉。帝恆に國を授け正を養ふの志に拳拳として、民心を以て心と爲す。是れ乃ち民の父母（二）たるなり。萬世この聖詔を以て制を立つれば、乃ち天下の蒼生を謬まらざらんか。

（三）崇神帝の四年冬十月庚申朔、壬（四）午、詔して曰はく、これ我が皇祖諸〻の天皇等の宸極を光臨することは、豈一身の爲ならんや。蓋し人（五）神を司牧へて天下を經綸めたまふ所以なり。故れ能く世玄功を闡き、時に至德を流く。今朕大運を奉承つて黎元を愛育ふ。何當か皇祖の跡に聿遵ひて、永く窮りなきの祚を保たん。その群

（一）易の隨卦の象辭に出づ
（二）詩經小雅、南山有臺の篇に出で、大學の傳に引用せらる。第十一卷一八〇頁參照
（三）書紀卷五の本文より引く
（四）十三日に當る
（五）一般にはヒトトカミトヲと讀む

卿百僚、爾の忠貞を竭して並に天下を安んずる、亦可からずや。

謹みて按ずるに、人君大寶(六)を私するときは、天必ず與せず、故に災害並び起る。帝の天下を公にするの詔、無窮の祚の因つて成る所以なり。大寶を私するが故に群臣に議せず、天下を公にするが故に爾の忠貞を共にす。大なる哉帝の德や。宜なる哉外國の朝貢するや。崇神帝六十五年秋七月任那國人朝す。蓋し人君の治道は公私の間に在り。苟も富貴を以て一身に奉ずるときは、佞臣進みて賢良日に疏し。貴きことは天子たり、富は四海を有ち、宴安その心を狂し、聲色その耳目を聾瞽にす。この時に當りて、祖宗・黎元の重きを顧みず、群臣諤諤の諫に因らずんば、殆どこの間に卓爾たること難けん。故にその謬は公私の毫差に在りて、而してその流は四海の困窮に至る。(七)天祿の安危、その機微なる哉。以上、治道の要を謂ふ

(八)大物主神及び事代主神乃ち八十萬神を天高市に合め、帥ゐて以て天に昇り、その誠欵の至りを陳す。高皇產靈尊、大物主神に勅すらく、汝若し國神を以て妻と爲さば、吾れ猶ほ汝を疏心ありと謂はん。故れ今吾が女三穗津姫を以て汝に配せて妻とせん。宜しく八十萬神を領ゐて永に皇孫の爲に護り奉れと。乃ち還り降らしむ。

(六) 易の繫辭下傳に「聖人之大寶曰レ位」とあり、即ち位のこと

(七) 大寶天位に同じ

(八) 書紀卷二の一書より引く。一部前に皇統章謹按に出づ

謹みて按ずるに、是れ封建の義を命ずるなり。大物主神その子凡て一百八十一神あり、以て天下を經營し、百姓大いにその恩賴を蒙る。その功甚だ大なり。天孫降臨の時、八十萬神を帥ゐて以て天に昇り、その懇歎を叩く。故に天神これを封建し、永く皇孫の藩屛と爲て以て皇家を護り奉る。これより大神又曰はく、大和の三輪神なりとの孫大いにこの國に盛なり。事代主神は一男一女を生む。(一)天日方奇日方命は橿原朝に食國政申大夫となる。媛蹈鞴五十鈴媛命は正后となる、乃ち綏靖帝の母なり。

(二)景行帝の四年、七十餘の子は皆國郡に封さして、各〻その國に如かしむ。故れ今の時に當りて諸國の別と謂ふは、即ちその別王の苗裔なり。天皇の男女前後幷せて八十子なり、然して今七十子封建す。五十五年春二月戊子朔、壬辰、彦狹嶋王を以て東山道十五國の都督に拜けたまふ。これ豐城命の孫なり。然れども早く世りぬ。五十六年秋八月、御諸別王に詔して曰はく、汝が父彦狹嶋王は任所に向ることを得ずして早く薨れり、故れ汝專して東國を領めよ。ここを以て御諸別王は天皇の命を承りて、且た父の業を成さんと欲す。則ち行きて治めて早に善政を得つ。ここを以て東のかた久しく事なし。これに由りてその子孫今に東國にあり。

謹みて按ずるに、是れ人皇封建の始なり。(三)宗子を封建して以て王室を護るは治

(一) 先代舊事本紀より引く。後出九六頁參照。食國は普通オスクニと讀むも、ここは後出の素行の讀方に從ひケクニノマツリゴトマウスマウチギミと讀むべし

(二) 書紀卷七の本文より引く

(三) 一族の重なる子弟

道の要なり。彦狹嶋王を東山道の都督に拜くるは、乃ち東方の伯なり。この時封建方伯の制あり、以て中國を藩屛持維するなり。（以上、封建の制を謂ふ）

(四)成務帝の四年春二月丙寅朔、詔して曰はく、我が先皇大足彦天皇は聰明神武まして籙に膺りて圖を受けたまへり。(五)天に洽べ人に順つて、賊を撥ひ正に反りたまふ。德は覆ひ燾するに侔しく、道は造化に協ふ。ここを以て普天率土、不王臣なし。稟氣懷靈何か非得處。今朕嗣ぎて寶祚を踐りて、夙に夜に兢き惕る。然れども黎元は蠢爾にして野心を悛めず。これ國郡に君長なく、縣邑に首渠なければなり。今より以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置く。卽ち當國の幹了者を取りて、その國郡の首長に任けよ。これを中區の蕃屛と爲せと。

五年秋九月、諸國に令して、(六)國郡を以て造長を立て、縣邑に稻置を置き、並に楯矛を賜うて以て表と爲す。則ち山河を隔ひて國縣を分ち、阡陌に隨ひ以て邑里を定む。因りて東西を以て日縱と爲し、南北を日橫と爲す。山陽を影面と曰ひ、山陰を背面と曰ふ。ここを以て百姓居に安んじて天下事なし。

(七)先人曰はく、國造は乃ち國司の名なり。後に改めて守と云ふ。聖武天皇の天平寶

(四)書紀巻七本文より引く。前に中國章にも出づ

(五)テンヲヲサメとも讀む

(六)「以て國郡に造長を立て」と讀めばより能く通ず

(七)職原鈔より引く

字二年、諸國の司に勅して四箇年を以て任限と爲す。寶龜十一年、太宰府に勅して任限を五箇年と爲す。

謹みて按ずるに、是れ天下を郡縣にするの始なり。　帝に至りて始めて封境を定め、國郡を制し、造長を立て、稻置を置く、是れ乃ち郡縣の制なり。これより歴代因循して國ごとに守・介・掾・目及び郡司・大領・少領・主帳等あり、邊要の地には、帥・大少貳・監・典・將軍・軍監・軍曹・按察等あり。任限を以て考課(一)し、公文を勘へて黜陟す。(故に)終に　王室に封建の義なし。夫れ封建は侯王を天下に封じて、以て王家の藩屛と爲し、巡狩述職(二)の禮を行つて、朝覲會同(三)の儀を爲すなり。郡縣は侯公を邦國に封ぜず、國郡の司を立て任限を以て交替し、租稅を以て公廨(四)に收め、諸子功臣に分賜するなり。

竊に按ずるに、天下(五)を平にせんと欲する者は先づその國を治む。その國を治めんと欲する者は先づその家を齊ふ。家聚まりて邑縣となり、邑縣聚まりて郡となり、郡聚まりて國となる。天下は郡の大集せるなり。故に封建・郡縣は天下の治法なり。聖人の天下を治むるや、その勢を量りてその制を立て、その義に隨つてその禮を詳

(一) 官吏の成績をしらぶること
(二) 天子諸國を巡りて視察し給ふを巡狩といひ、諸侯天子に伺候して情況を報告するを述職といふ。共に元來支那古昔の制度なり
(三) 諸侯が參內して天子に拜謁すること、諸侯を會合せしむること
(四) 役所
(五) 大學の教に基く

にす。(故に)封建も亦得、(一六)郡縣も亦得。暗主の天下に於けるやこれに反す、故に封建も亦失し、郡縣も亦失す。然してその法は未だ嘗て可不可なくんばあらず。

愚謂へらく、封建は天下を公にするが如くにして天下を私す。王侯を世にするが如くにして王侯を害す。百姓を利するが如くにして百姓を毒す。王室を護るが如くにして王室に敵す。上に政令の正ありと雖も下必ず跋扈の志を存す。是れ悉くその人を得べからざると、一たびこれを封ずるときは天子も速にこれを變ずることを得ず、執政も直ちにこれを規すことを得ざるとなればなり。郡縣の如きはこれに異なり、任限あり、交替あり、黜陟あり、輔佐あり、監察あり、その任を移し易く、その過を規し易し。上に政教の化なしと雖も、下に尾大にして(一七)掉はざるの失なし。故に人を撰んで以て任ず、是れ天下を公にするなり。王公坐してその祿を食つて自ら險に據るの暴なし、是れ王公を世にするなり。罪を恐れ欲を逞しくせず、遷ることを志して吏務を勵ます、是れ百姓を利するなり。土地辟け人民庶きは、是れ王室を護るなり。二の者の可不可此の如くにして、而もこれを行ふことは天下の勢に在り。中國草昧の時は民各〻聚結陵躒して、或はその勇悍を恐れ或はその姦計に服し、或

(六) 功を得ること

(七) 地方官の勢力が大に過ぎて中央の命行はれざることなしとなり

はその惠施に懷きて以てこれに屬してその黨を立て、自ら封境を定めて相屯することと既に久し。　天孫降臨(のとき)も亦民を易(一)へずして治む、故に八十萬神を封建す。是れ已むことを得ざるの勢なり。その後子孫漸く微にして　帝郡縣の制を行ふを得たり。是れ乃ち天下の勢なり。凡そ封建一たび行はるるときは郡縣と爲ること難し。當時郡縣大いに行はれて　王統連綿し、公室絕えず。幷せ按ずべし。

蓋し外朝の制を考ふるに、上古より三王(二)に至るまで皆封建を以てす。郡縣は暴秦の定むるところにして李斯(三)が奏するところなり。魏の曹元首(四)・晉の陸士衡(五)は封建を是とし、唐の李百藥(六)・柳宗元(七)は郡縣を是とす。二說の可否は諸儒一決せず。然れども封建を以て天下を公にすと爲し、郡縣を以て天下を私にすと爲し、且つ暴主これを定めて二世(八)にして滅ぶるを以て凶例と爲す。

今按ずるに、郡縣の如きは、秦の暴强にあらざれば一時の侯王を挫くを得べからず、その制するところは古法にあらずと雖も、尤も治道の要を得たり。(然れども)李斯が奏するところ、始皇の行ふところは、その實天下を私するなり。故にその制明かならず、その法正しからず、遂に亂賊の基となる。是れ宗元が所謂(九)、失は政に在り

(一) 民をそのままの狀態においての意
(二) 夏の禹王・殷の湯王・周の文王武王
(三) 秦の始皇に用ひられたる學者にして政治家
(四) 曹操
(五) 名は機、士衡は字なり。學才あり累進して太子洗馬・著作郎・大都督等となる。陸平原集の著あり
(六) 唐の高宗の時、宗正卿となる。詩人にして北齊書の著あり
(七) 唐の學者、監察御史に進む。柳先生文集・外集・龍城錄等あり。唐宋八家文八卷の七に封建論あり
(八) 秦郡縣

制にして二世にして亡ぶ
(九) 封建論に出づ
(一〇) 書紀巻一の一書より引く

て制に在らざるなり。以上、郡縣の制を論ず

(一〇)天照大神天上に在し曰はく、葦原中國に保食神ありと聞く、宜しく爾月夜見尊就いて候よと。月夜見尊勅を受けて降ります。已にして保食神の許に到りたまふ。保食神乃ち首を廻らして國に嚮ひしかば、口より飯出づ。又海に嚮ひしかば、鰭廣・鰭狹亦口より出づ。又山に嚮ひたまひしかば毛麁・毛柔亦口より出づ。夫の品物悉く備へて百机に貯へて饗へたてまつる。この時月夜見尊忿然作色して曰はく、穢らはしきかな、鄙しきかな。寧ろ口より吐れる物を以て敢へて我れに養ふべけんやとのたまひて、廼ち劍を拔いて撃ち殺しつ。然して後に復命す。具にその事を言したまふの時、天照大神怒ますこと甚しうして曰はく、汝はこれ惡神なり、相見じとのたまひて、乃ち月夜見尊と一日一夜隔て離れて住みたまふ。この後に天照大神復た天熊(大)人を遣して往いて看せたまふ。この時に保食神實に已に死れり。唯しその神の頂に牛馬化爲あり、顱の上に粟生れり、眉の上に蠒生れり、眼の中に稗生れり、腹の中に稻生れり、陰に麥及び大豆小豆生れり。天熊(大)人悉く取り持ち去いて奉進る。時に天照大神喜んで曰はく、この物は顯見蒼生の食つて活くべきものなりとのたまひて、乃

ち粟稗麥豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲す。又因つて天邑君を定む。即ちその稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖う。その秋の垂穎八握に莫莫然甚だ快し。又口の裏に繭を含みて便ち絲を抽くことを得たり。これより始めて養蠶の道あり。

謹みて按ずるに、是れ百穀を播すの始なり。蓋し　中州は本秋瑞穗の稱あり、則ち水土の美、嘉禾(一)の瑞、固有の地なり。　天神、保食神の敎に因つて大いに稼穡養蠶の道を成す。これより天下の人民は食以て給り、衣以て防ぐ(二)。皆是れ　神の洪德なり。（以上、穀を播するの初）

(三)天照大神、天狹田・長田を以て御田と爲したまふ。又方に神衣を織りつつ、齋服殿に居す。

謹みて按ずるに、是れ　天神が民の事を重んずるなり。夫れ　天神の尊き(を以て)、織るべきの人なきにあらずして、その事を躬らする所以のものは、但だ親らその誠信を致して以て神衣を爲るのみにあらず、（(四)令に、孟夏季秋に神衣祭あり、乃ち伊世(勢)神宮祭なり。參河赤引の神調の糸を以て神衣を織り作し、以て神明に供ふ。故に神衣と曰ふ）先んじ勞して蠶織の艱難を備にし、盤中の辛苦を嘗めて以て天下の農桑を帥ゐるなり。蓋し人君躬ら耕し后妃親ら蠶して、上帝の粢盛(五)に供へ、祭祀の禮服を爲

(一) 穗の多い稻のこと、又美穀のこと
(二) 寒を防ぐとなり
(三) 書紀巻一本文より引く
(四) 令義解巻二の神祇令第六
(五) 神前の供物

すものは、皇極の無逸（六）を建て王業の大本を示すなり。（繼體の詔に曰はく、帝王躬ら耕して農業を勸め、后妃親ら蠶して桑序を勉む。況や厥の百寮より萬族に暨るまで農績を廢てて殷富に至る者あらんやと。然らば乃ち上古に上后親ら耕蠶するの義ありしなり。）後世に及んで、（七）祈年穀（二月・八月）・（八）神衣祭（四月・九月）・（九）神今食（六月）・新嘗會及び大嘗會、皆農事を以て朝政を行ふなり。往古はその事を重んじその誠を盡す。以て鑒つべし。

（一〇）神武帝の詔に曰はく、恭んで寶位に臨む、以て元元を鎭むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふの德に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまふの心を弘めん。

（一一）崇神帝の六年、百姓流離へぬ。或は背叛あり。その勢德を以て治め難し。ここを以て晨に興き夕に惕りて神祇を請罪ふ（一二）。

謹みて按ずるに、國は民を以て體と爲す。民勞するときは國衰へ、民安んずるときは國興る。乾靈授けたまふところのものは、則ちこの蒼生なり。二帝の恭惕したまふところ至れる哉。民はこれ國の本なり、本固きときは邦寧し。（（一三）五子の歌、その一に曰はく、民は近づくべくして下すべからず。民はこれ邦の本なり、本固ければ邦寧し。）故に或は中國を制し、或は民教を垂れたまふ。その德大なる哉。（以上、民の事を重んず）

（一四）仁德帝の四年春二月己未の朔、甲子（六日）、群臣に詔して曰はく、朕高臺に登りて以て

（六）書經に無逸の篇あり、皇位にありては逸するなかれとの戒なり

（七）穀物の豐穰を祈る祭。としごひまつりなり

（八）神衣を織りて奉供する祭、伊勢神宮にて行はる

（九）宮中神嘉殿に於て天照大神に新炊の御飯を供し天皇親祭し又自ら食し給ふ

（一〇）書紀卷三本文より引く。中國章・神治章にも出づ

（一一）書紀卷五本文より引く。前に神器章に出づ

（一二）前にノミマウスとあり

（一三）書經の篇名

（一四）書紀巻十一より引く

（二）二十一日に當る

（三）原文は漏壞の二字、普通はヤレマヨリモリテと讀む

遠く望むに、烟氣域の中に起たず、以爲ふに百姓既に貧しくして家に炊者なきか。朕聞く、古の聖王の世は、人人詠德之音を誦げて、家家康哉之歌ありと。今朕億兆に臨みて於茲三年。頌音聆えず、炊烟轉疎なり。卽ち知りぬ五穀登らで百姓窮り乏しからん。封畿之內すら尙ほ給がざる者あり、況や畿外諸國をやとのたまふ。

三月己丑朔、己（二）酉、詔して曰はく、今より之後三載に至るまで、悉に課役を除めて百姓の苦を息へよと。この日より始めて黼衣鞋履弊れ盡きざれば更に爲らず、溫飯煖羹酸り餧らざれば易へず、心を削し志を約めて以て無爲に從事す。ここを以て宮垣崩るれども造らず、茅茨壞るとも葺かず、風雨隙に入りて衣被を沾し、星辰漏りて壞（三）よりいりて床蓐を露にせり。この後に風雨時に順つて五穀豐穰なり。三稔之間、百姓富寬なり。頌德既に滿ちて、炊烟また繁し。

七年夏四月辛未朔、天皇臺上に居して遠に望みたまふに、烟氣多に起つ。この日皇后に語りて曰はく、朕既に富めり、豈愁あらんや。皇后對へて諮さく、何をか富めりと謂はん。天皇曰はく、烟氣國に滿てり、百姓自ら富めるか。皇后且た言さく、宮垣壞れて修むることを得ず、殿屋破れて衣被露にうるほふ、何ぞ富めりと謂ふや。天皇

曰はく、其れ天の君を立つることはこれ百姓の爲なり、然らば君は百姓を以て本と爲す。ここを以て古の聖王は一人も飢寒ゆるときは、顧みて身を責む。今百姓貧しきは則ち朕が貧しきなり。百姓の富むは則ち朕が富むなり。未だこれあらず、百姓富みて君の貧しきことはと。秋八月己巳朔、丁丑、（九日）大兄去來穗別皇子の爲に壬生部を定め、亦皇后の爲に葛城部を定む。

九月、諸國悉に請して曰さく、課役並に免されて既に三年に經りぬ。これに因りて宮殿朽壞れて府庫已に空し。今黔首富饒て遺を拾はず、ここを以て里に鰥寡なく、家に餘儲あり。若しこの時に當りて税調を貢ぎて以て宮室を修理るにあらざれば、懼らくはそれ罪を天に獲んか。然れども猶ほ忍びて聽したまはず。

十年冬十月、甫めて課役を科せて以て宮室を構造る。ここに於て百姓の領されで、老を扶け幼を携へて材を運び簀を負ひ、日と夜と不問して力を竭して爭ひ作る。ここを以て未だ幾時も經ずして宮室悉に成りぬ。故に今までに聖帝と稱す。

謹みて按ずるに、是れ民の産を豊にし民の力を寛にするの極なり。夫れ民の生を遂げ性を盡すことは、天下の人君に繫れり。一人を以て億兆の父母たる、君道厥れ惟

れ艱い哉。唯り　仁德帝その任に勝へたまふか。躬を儉にして以て民の家を賑し、(一)無告を救ひ、民の貧富を以て　天子の貧富と爲したまうて、その天の君を立つることとこれ百姓の爲なりと曰ふ。然も君は百姓を以て本と爲すの　詔、實に人君民を養ふの至戒たり。故に宮室の造るや、庶民子のごとくに來り、百姓罪を天に獲んことを懼る。吁、至れる哉、大なる哉。蓋し先に　仲哀帝の早崩したまへるあり、　神功帝の西征したまへるあり、後に天地不順にして(二)稔穀登らざるの患あり、(三)君子德を儉にして難を辟くるの義、亦亨らずや。後世民を賑し土木の功を興すに、唯この帝德を以て規則と爲せば、大なる過なからんのみ。外朝の聖主、宮室を卑くし儉德を尙ぶも、豈これに過ぎんや。以上、民の産を豐にす

(四)崇神帝の十二年春三月丁丑朔、丁亥、詔すらく、朕初めて天位を承けて宗廟を保つことを獲、明も蔽るところあり、德も綏こと能はず。ここを以て陰陽謬り錯ひて、寒く暑きこと序を失へり。疫病多に起りて百姓災を蒙る。然して今罪を解へ過を改めて敦く神祇を禮ふ。亦教を垂れて荒俗を綏くし、兵を擧げて以て不服を討つ。ここを以て官に廢事なく、下に逸民なく、教化流行はれて衆庶業を樂ぶ。異俗

(一) 困究して訴ふるなきの人民。孟子によれば鰥寡孤獨の四つの人民をいふ

(二) 年穀に同じ、その年の穀物なり

(三) 易の否卦の象辭に、「天地交はらざるは否なり。君子以て德を儉にし難を辟く」とあり。時運否なれば君子は德を治めて時艱を克服するとなり。ここはその義が誤にあらずしてよく亨通せりとの意

(四) 書紀卷五より引く

（五）譯を重ねて海外に來、既に歸化きぬ。宜しくこの時に當りて更に人民を校へて長幼の次第及び課役の先後を知らしむべし。

秋九月甲辰朔、己丑（十六日）、始めて人民を校へて更に調役を科す。これを男の弭調、女の手末調（七）と謂ふ。ここを以て天神地祇共に和享みて、風雨時に順ひ百穀用つて成り、家給ぎ人足りて、天下大いに平なり。故れ稱して御肇國天皇と謂す。

謹みて按ずるに、是れ民の產を制するなり。既に庶あり既に富めり（八）、未だ嘗て以て教へずんばあらず。人皆欲あり、民はその蠢爾（九）たるものなり。情ありて節を知らず、欲ありて制を知らず。故に唯りこれを養つて制を加へざれば、その身を保つことを得べからず。專らこれを戒めて以て養はざるときは恆（一〇）の心を得べからず。撫育教導互に持して而して后に家給ぎて恥を知る所以なり。　帝、民を養ふを以て心と爲し、民を導くを以て教と爲し、始めて調賦の先後を制したまひ、長幼の次序を教へたまふ。その化大なる哉。以上、民の產を制す

（一一）六十二年秋七月乙卯朔、丙辰（二日）、詔して曰はく、農は天下の大なる本なり、民の恃んで以て生くるところなり。今河內の狹山の埴田は水少し、ここを以てその國の百姓は

（五）言語の異なりたる國國を幾つも通る故に通譯を重ぬるなり

（六）版本は「譯を重ねて來、海外既に歸化きぬ」とあり

（七）給養充分なること

（八）論語子路篇第九章に、孔子の弟子冉有が孔子に人民が衆多なるときは次に如何なる政治をなすべきかを問ふ。孔子曰はく、人民を富ますことなりと。冉有又已に富めば次に如何んと。孔子曰はく、これを教へよと。所謂庶富教の論として有名なり

（九）小蟲のうごめくさま

（一〇）孟子滕文公上篇第三章に「有恒産者、有恒心」と出づ。恆心とは常時把持する不變的善心

（一一）書紀卷五より引く

（一二）宋の學者、張栻、世人南軒先生と稱す。南軒集・伊川粹言・癸巳論語解等の著あり

（一三）書紀卷十一より引く

農事に怠れり。それ多に池溝を開りて以て民の業を寛めよと。冬十月依網池を造りたまひ、十一月苅坂池・反折池を作りたまふ。（一に云ふ、天皇桑間宮に居しこの三つの池を造るなりと。）

謹みて按ずるに、是れ農の利を盡すなり。百穀を利するもの水より大なるはなし。今狹山及び三つの池を浚くして力を溝洫に盡すこと此の如し。これより歴代因循して水利を開き非常に備ふ。　垂仁帝は池を諸國に作りたまひ、　景行帝は相續ぎて力を竭したまふ。（故に）百姓大いに富み天下大いに平なり。竊に按ずるに、外朝の周は農を以て國を爲むるの後、（一二）南軒張氏曰はく、周家の國を建つるや、后稷農事を以て務と爲してより、歴世相傳へ、その君子則ち稼穡の事を重んず　これを重んずること漢の文・景二帝に如くはなし。文帝の曰はく、農は天下の大本なりと。景帝の曰はく、農は天下の本なりと。先儒の曰はく、文帝この　詔ある凡そ三たび、景帝・武帝も亦皆この言を以て詔の先に冠らしむ。漢人は古を去ること未だ遠からずして、猶ほ重んずるところを知るなり。今　帝の詔と更に異ならず。國に　中外ありと雖も、民事に惓惓たるに至りては一なり。（以上、農の利を盡す）

（一三）仁德帝の十一年夏四月戊寅朔、甲午（十六日）、群臣に詔して曰はく、今朕この國を視れば郊澤曠く遠くして田圃少く乏し、且た河の水橫に逝れて以て流末駃からず、聊か霖雨

に逢へば海潮逆上りて巷里（の人）船に乗り、道路また湿あり。故に群臣共に視て、横なる源を決りて海に通し、逆なる流を塞いで以て田宅を全くせよと。冬十月、宮の北の郊原を掘りて、南の水を引きて以て西の海に入れ、因つて以てその水を號けて掘江と曰ふ。又北の河の澇(三)を防がんとして以て茨田の堤を築く。この時に兩處の築(四)ありて、乃ち壞れて塞ぎ難し。時に天皇夢に神これを誨ふるあり、塞ぐことを獲てその堤且つ成る。

謹みて按ずるに、是れ民の害を除くなり。天地の間、民の害を爲すもの、天に旱潦(五)の災あり、地に河海の暴あり。人君民を爲むるに志ある者は、豫め備へ先づ謀りて以てこれが制を爲すときは、その災殆ど逭るべし。是れ人心の精一なるところは物の以て勝つべきなきなり。既にその害を除くときは民の利百倍なり。　帝甚だ民の生を以て要と爲したまひ、河を開きて以て是れを疏し、堤を築きて以てこれを塞ぐ。民以て子のごとくに來り、神以て佑く。故に隄岸の崩るるなく、泉源の涸るるなく、沙土の淤なく、畛域の失はるるなし。吁、その徳大なる哉。その後大いに力を溝洫に盡したまひ、百姓寛饒にして凶年の患なし。況や橋路を爲りて以て人民を利し、

（三）大波なり
（四）絶間の意なるべし
（五）ひでりと大雨つづき

（一）氷室を以てその政を規し改め、大いに　乾靈國を授けたまふの德に答へたまふなり。

以上、民の害を除く

（二）天照大神因つて天邑君を定む。卽ちその稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖う。その秋の垂穎八握に莫莫然甚だ快し。

（三）成務帝の五年秋九月、諸國に令して國郡を以て造長を立て、縣邑に稻置を置く。百姓居に安んじて天下事なし。

謹みて按ずるに、是れ　天人、民の長を建つるの始なり。凡そ物相聚まるときは未だ嘗て長ありて以てこれを統べずんばあらず。鳥獸の群すら必ずその　先あり、況やその人をや、民その業あるをや。業には必ず敎あり、人には必ず欲あり。その敎を知らざるときは、百穀時を違ひ稼穡節を失つて、民は恆の產を得ず。その欲を制せざるときは、鬪諍相起り獄訟日に盛にして、民以て死亡に至る。故に　神の靈なる、既に邑君ありて以て時の百穀を播す。後世豈これを忽にすべけんや。成務帝始めて國郡を分け封域を定め、造　長は國郡を主り、稻置は縣邑を司る。宜なる哉百姓安居し天下事なきこと。夫れ天の烝民（四）を生ずる、自ら治むること能は

（一）氷を夏まで貯藏する場所。多く山陰の穴室なり。陰陽寒暑をとゝのへる意味ありしといふ。
（二）書紀巻一より引く。前出七八頁參照
（三）書紀巻七より引く。前出七三頁參照
（四）もろもろの民

ずして、遂にこれが君あり。君萬民を統べて獨り理むること能はずして、これを百官に付す。百官の理むるところ、その揆これ萬にして、その繫るところ悉く民に在り。然らば乃ち百官の設は民の爲にあらずや。人君の重きことは民の爲にあらずや。既に天民の爲に己れを立つることを知るときは、民を重んずるを以て先務と爲ざることなし。民を重んずることは必ず民の長を撰ぶことを重んずるに在り。人その人にあらざれば官明かならず、官明かならざれば民の情致(五)むべからず、民の情塞がるときは民の長にあらず。後世民安く國豐なることを得るものはその人を得ればなり。民苦しみ國衰ふることあるものはその人を得ざればなり。故に郡主縣令を輕んずることは是れ民を輕んずるなり。民を輕んずるは是れ天下國家を輕んずるなり。天下國家を輕んずるは　乾靈國を授けたまふの德に背き、　天孫統を垂るるの基を廢するにあらずや。(六)四方嘉靖の休、(七)萬國咸寧の化、その機端にここに在り。以上、民の長を建つ

以上、治道の要を論ず。愚謂へらく、天下の治道は古今の論岐多し。人君これに臨んで未だ嘗て(八)亡羊の失なくんばあらず。夫れ天下の本は國家に在り、國家の本は民に在り、民の本は君に在り。君明かなるときは民安く、民安きときは國治まり家齊

(五) 致とはきはめ知りてよく通ずること。塞とは、下情上達せざらしむること

(六) 四方の國よく治まるよろこび

(七) 萬國がみな安泰なる政治

(八) 要領をつかみ得ざること。列子說符篇に「大道は多岐を以て羊を亡ふ。學者は多方を以て生を喪ふ云云」とあり

ふ。國家治まり齊ふときは天下平なり。國家を治むるの道は封建と郡縣とに在り。侯王を封建するときは、親を親とし、賢を賢として、その邦に因りてその卿を命じ、方伯を建て三監(一)を立つ。天子巡狩して禮を規し俗を觀、黜陟の政を明かにし、諸侯朝聘して王室を勤め正朔を受け、退いて顏を違ること(二)咫尺の敬を存す。故に宗子惟れ城たり、侯王惟れ藩たり。郡縣を以て守令を命ずるときは、任限を定めて吏務を察し、考課を明かにして賞罰を正し、按巡の察使を以てその土地人民の實を監む。然らば乃ち共に國家を維持し、大寶の祚竟に傾くべからず。是れ國家治まりて后に天下平なるなり。

凡そ人君の尊き、下民の賤しき、九重の邃き、市井の卑しき、若し輕んじてこれを遠ざくるときは、その阻たれること猶ほ天壤の杳なるがごとし。心誠にこれを求むるときは、猶ほ天の地を覆ひ日月の萬物を照すがごとく、甚だ近くして掩ふべからず。これを求むるの道は養を以て先と爲す。物は必ず養あり、草木鳥獸の水土羽毛枝葉あるは皆然り。況や民をや。衣食給らざれば恆の心なく、恆の心なければ刑罰に陷る。是れ人君忍ぶべきの道にあらず。これを養ふの道は、經界を定め產業を考

(一) 禮記王制篇に「天子その大夫をして三監となし、方伯の國を監せしむ、國ごとに三人なり」と出でしによる

(二) 間近く拜謁するを畏るるの敬意をいふ。前出六一頁參照

へ、農家を具にして而して后に賦斂を正しくするに在り。(四)既に庶あり既に富むときは、教を以て本と爲す。衣食足りて教へざるときは、民又恆の心を失ふ。教の道は人倫を秩で風俗を正し、その機を抑揚し、その志を勸懲して、以て利を利とし樂を樂しむに在り。專ら愛するときは、情を縱にし欲を逞しくして業を廢することを知らず。專ら戒(五)むるときは、民免れんとして恥なし。養教相持して民安し。

然れども又天地は常なく、人民は必ず幸否あり。故にその備を無事(の日)に設けて以てその害を除き、窮民を救ひ賑恤を周くす。否なれば乃ち百姓必ず溝壑(六)に轉ず。人君荒政の設、年穀の祈、是れその誠を盡す所以なり。これを養ひこれを教ふること、人君一人の眇を以て豈天下の衆に及ばんや。故にその長を建つ。長を建つるの道は、民間に保伍(七)を立てしめ以てこれを親しく察し、その爭訴論事皆先づこれに付し、而してこれを規しこれを和してその諍獄の機を防ぎ、背教の萠を折き、その止むことを得ざるに及びて、下吏これを計り、守令これを制す。伍には必ず長あり、村里には必ず老あり、これを郡縣に總べ、これを國司に轄る。是れ乃ち長を建つるの道なり。然れどもその議を致めずその道を盡さざれば、唯だ虛名にして實なし。

(三) 租稅
(四) 人民衆多にして富む、前に出づ

(五) 懲戒を主とし罰を以て臨めば、民は刑罰にさへ觸れざれば不義を爲しても差支なしとして無恥に至るとなり。論語爲政篇第三章に出づ
(六) のたれ死する
(七) 警防自治のための組合組織に當る。十家に保と云ひ、五家に伍といふ

古來年限を定め黜陟を明かにするは、皆民の長を重んずればなり。民安ければ國平なり。是れ民の國家に繫る所以にして、人君天下を以て大寶と爲し、拳拳服膺して恆に守るべきの道を致め、失ふべきの過を顧み、神聖開端の誠に因りて以てこれを擴充せば、天壤と窮り無からん。是れ治道の要は大都人君の志を本とする所以なり。

## ○知人章(一)

(二)天照大神乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居しぬ。故れ六合の內常闇にして、晝夜の相代るわきも知らず。時に八十萬神、天安河邊に會合ひてその禱るべきの方を計らふ。故れ思兼神深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて互に長鳴せしむ。亦手力雄神を以て磐戸の側に立てて、中臣連の遠祖天兒屋命・忌部の遠祖太玉命は、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡(一に云はく、眞經津鏡)を懸け、下枝には青和幣(和幣、ここにはニギテと云ふ)・白和幣を懸でて、相與に致其祈禱す。又猿女君の遠祖天鈿女命は則ち手に茅纏の矟を持ち、天石窟戸の前に立

(一) 目錄には神知章とあり、版本はこれに從ふ。
(二) 書紀卷一本文より引く。前出神敎章(五五頁)參照

たして[illegible]

にはタスキと云ふとし、而して火處焼き、覆槽置かし、（槽を覆すを、ここにはウケと云ふ）顯神明之憑談す。（神明之憑談を顯すを、ここにはカムカカリと云ふ。）この時天照大神聞しめして曰はく、吾れ比ろ石窟に閉居り、謂ふに當に豐葦原中國は必ず長夜爲ん、云何ぞ天鈿女命如此嚧樂（四）するやとのたまひて、乃ち御手を以て磐戸を細に開けて窺す。（五）時に手力雄神則ち天照大神の手を奉承り引き出し奉る。ここに中臣神・忌部神は則ち端出之繩（繩、亦云はく、左繩端出でたると。ここにはシリクメナハと云ふ）を界以し、乃ち請して曰さく、復たな還幸しそと。

謹みて按ずるに、この時人才最も盛なる哉。凡そ事その人を得ざればその道明かならず。天地常闇なるに當りては、非常の才あるにあらずんば非常の功を得べからず、思慮以てその謀を致し、大勇以てその事を遂げ、雄藝以てその用を盡し、寛優以てその道を盡す。而して后に大成すべきなり。八十萬神の衆き、唯この數神を得るのみ。然らば乃ち才（六）の難きこと神代既に爾り。蓋し才の要は、知は以て遠慮すべし、思兼神その任に中るか。仁は以て力行すべし、天兒屋命・太玉命是れその人か。勇は以て果斷すべし、手力雄神・天鈿女命是れそれ得たるか。三德ここに在り、故

（四）大いに笑ふこと。但し音はキヤク、カク、なり。今原本に據れり

（五）注連繩、注連は左繩になひてその端を出せるにより、又「左繩端出」といふとなり

（六）論語泰伯篇第二十章に「舜に臣五人ありて天下治まる。武王曰はく予に治臣十人あり。孔子曰はく、才難し。其れ然らずや云々」とあり。人材を擢出することは困難なりの意

に洪基を復して以て萬億世に及ぶ。才の美至れる哉。（以上、人を得るに在るを論す。）

(一)皇祖高皇産靈尊は皇孫を立てて葦原中國の主と爲さんと欲す。然も彼の地多に螢火の光く神及び蠅聲す邪しき神あり、復た草木咸に能く言語あり。故れ高皇産靈尊八十諸神を召集へて問うて曰はく、吾れ葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめんと欲ふ、當に誰を遣はさば宜けん、惟くは爾諸神知らんところをな隱しましそ。僉曰さく、天穗日命はこれ神の傑なり、試みたまはざるべけんやと。ここに俯して衆言に順つて、即ち天穗日命を以て往いて平けしむ。然れどもこの神大己貴神に佞り媚びて、三年に比及ほ報聞さず。故れ高皇産靈尊更に諸神を會へて、當に遣はすべき者を問ひたまふ。僉曰さく、天國玉の子天稚彥これ壯士なり、試みたまへ。ここに高皇産靈尊は天稚彥に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひて以て遣はす。この神亦忠誠ならず。この後に、高皇産靈尊更に諸神を會へて、當に葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。僉曰さく、磐裂（磐裂、ここにはイハサクと云ふ）・根裂神の子磐筒男・磐筒女生れませる子經津（經津、ここにはフツと云ふ）主神これ將佳と。時に天石窟に住む神、稜威雄走神の子甕速日神の子(二)熯速日神、熯速日神の子武甕槌神ます。この神進みて曰さく、豈唯だ經津主神獨り丈夫にして吾れは丈夫に

(一) 書紀卷二本文より引く。前出二六・五七頁參照

(二) ヒノハヤヒノカミともよむ

あらずやと。その辭は氣慷慨。故れ以て卽ち經津主神に配へて葦原中國を[illegible]二神ここに出雲國五十田狹の小汀に降到りまして、二神諸々の不順鬼神等を誅うて果して以て復命す。

謹みて按ずるに、是れ天神人を登庸するの愼めるなり。天神の靈は日の天に中するが如く、萬象畢く照し片言乃ち通ず。此れその神たる所以にして、而も衆議を盡し俯してその言に順ふは、擧錯を重んじたまへばなり。夫れ人の質は美才以て用ふべきありと雖も、德を崇くし惑を辨ぜざれば富貴威武聲色の場に卓立する能はず。二子の或は大己貴に媚び、或は下照姫を娶る、是れなり。經津主神・武甕槌神特り確乎として拔くべからざるの量あり、故に大業を建て以て復命し、尙ほ東方に退きて以て皇孫を防護し、（經津主神は又齋主神と云ひ、又齋の大人と號く。香取神これなり。健雷神は鹿嶋神これなり）その王の惡むところに敵す。天下の功を忘れざること大なる哉。

凡そ時は天造草昧に在り、險の中に動いて大いに亨り貞しき者は（易の屯の彖に天造草昧と曰ひ、又險中に動く大いに亨りて貞しとも曰ふ）大丈夫にあらずんばこれを得ず。人才の難き、人を知るの艱きこと、後世豈忽にせんや。外朝の先儒（三）の曰はく、人を知ることの難きことは堯（四）舜も以て病と爲

（三）宋の大儒朱子なり

（四）書經皐陶謨に「皐陶曰はく、あゝ人を知るに在り、民を安んずるに在りと。禹曰はく、吁、咸なかくの若きは、惟れ帝も其れ之れを難んぜり」と出づ。右の帝とは堯を指す

し、孔子も亦言を聽き行を觀るの戒ありと[一]。然らば乃ち人を知ることは　中外以てこれを重しと爲すなり。宜なる哉。以上、登庸の議を詳にす

[二]天照大神乃ち天津彥火瓊瓊杵尊に八坂瓊曲玉及び八咫鏡・草薙劒の三種の寶物を賜ふ。又中臣の上祖天兒屋命、忌部の上祖太玉命、猿女の上祖天鈿女命、鏡作の上祖石凝姥命、玉作の上祖玉屋命、凡そ五部の神を以て配へて侍らしむ。

[三]一書に曰はく、天照大神は手に寶の鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒この寶鏡を視まさんこと、當に吾れを視るがごとくすべし、與に床を同じくし殿を共にして以て齋鏡と爲すべし。復た天兒屋命・太玉命に勅すらく、惟くは爾二神亦同じく殿內に侍ひて善く防ぎ護ることを爲せと。

[四]一書に曰はく、高皇產靈尊は眞床覆衾を以て天津彥國光彥火瓊瓊杵尊に裹せまつり、則ち天磐戶を引開け天八重雲を排分けて以て奉降ます。時に大伴連の遠祖天忍日命は來目部の遠祖天槵津大來目を帥ゐて、背に天磐靫を負ひ、臂には稜威高鞆を著き、手には天梔弓・天羽羽矢を捉り、及び八目鳴鏑を副持へ、又頭槌劒を帶きて、天孫の前に立たして遊行降來り、日向の襲の高千穗の槵日の二上峯の天浮橋に到る。

(一) 論語公冶長篇第九章に「子曰はく、始め吾れの人に於けるや、其の言を聽きて其の行を信ず。今吾れの人に於けるや、其の言を聽きて其の行を觀る」と

(二) 書紀卷二の一書より引く。前出三六・四四頁參照

(三) 書紀卷二の一書、前出三七・四六頁參照

(四) 書紀卷二の一書

(五)一書に曰はく、天孫天降り給ふ時、天兒屋根命 津速産靈神の孫、中臣氏の祖なり ・天太玉命 高皇産靈神の子、齋部氏の祖なり 天照大神の勅を奉けて左右の扶翼と爲る。今の世の左右の相の如きか。親房記

謹みて按ずるに、是れ臣才を撰ぶの始なり。治を爲すの道は人を用ふるに在り、況や草昧屯難の時をや。凡そこの五神は既に　中國に功あり、今又防護配侍す。蓋し世臣の舊德功業已に時に見れ、聞望已に世に孚あること高山巨海の如く、その風采以て具瞻(六)するに足れり。初より運動の勞なくして功の人に及ぶことや厚し。天神この才を得、而して　皇孫依賴の任を付して以て　皇統を正し、以てその正を養ひ、衣を垂れ手を拱して以てその成ることを仰ぐ。何ぞ强暴の服せず、雅俗の敎からざらんや。

凡そ臣に文武あり、大小あり、親疎あり。一つもこれを闕くときは全からず。文武の大臣は經綸康濟す。近親の侍臣は薫陶涵養す。職の重き者は安危の寄あり、職の親しき者は習染の移ありと雖も、その天下の本を繫ぐことは一なり。この章は五神配侍の事ありて、別に二神同殿の　勅あり。是れ大臣を敬するなり。又天忍日命は天孫の前に立ち、天鈿目命は以て近衞す。是れ雲路を披き山(七)蹕を駈けるの時、武を

(五) 職原鈔

(六) 仰ぎみること

(七) みさきばらひ。山は仙に通ず

右にし文を左にして威武を鳴らすの義なり。吁、その人を得、その禮を正し、その道を致むるの至り、後世の企て望むべきにあらず。この時既に輔弼の大臣・近衞の職ありて、以て天工人それ之れに代る。(一)皐陶謨に云はく、庶官を曠しくするなかれ、天工人それ之れに代ると。後の官を立て人を任ずること、忽にすべけんや。

(二)神武帝の甲寅年、東を征ちたまうて、菟狹津媛を以てこれを侍臣天種子命に賜妻せたまふ。天種子命はこれ中臣氏の遠祖なり。戊午年夏六月、大伴氏の遠祖日臣命は大來目督將の元戎を帥ゐて、山を蹈み行を啓きゆいて乃ち烏の所向の尋す。時に勅して日臣命を譽めて曰はく、汝忠して且つ勇めり、加た能く導の功あり、ここを以て汝が名を改めて道臣と爲すと。

辛酉年春正月、天皇位に卽きたまふ。道臣命は大來目部を帥ゐて密策を奉承り、能く以て諷歌す。二年春二月甲辰朔、乙巳(三日)、天皇功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて以て寵異みたまふ。

謹みて按ずるに、(三)一書に天種子命・天富命を以て左右の臣と爲す。(四)又曰はく、宇麻志(麻)治命・櫛日方命を申食國政大夫と爲すと。是れ皆大臣執政の儀なり。こ

(一) 書經の篇名。
(二) 書紀巻三本文より引く
(三) 職原鈔
(四) 先代舊事本紀より引く。櫛日方命は前出七二頁參照。申食國政大夫は普通オスクニノマツリゴトマヲスマウチキミと讀む。ここは素行の讀方に從ふ。版本は食國政中大夫に作る

の時文武の臣を以て相並ぶなり。凡そ文と武とは猶ほ左右の手のごとく、陰陽相對して偏廢すべからず、唯だ時宜を以て先後を爲すなり。 天孫臨降より 神武帝の時に及ぶまで、皆草昧屯蒙の難ありて、武臣にあらざればその創業を得べからず。故に其のこれに先んじこれを賞するところ幷せ見つべし。後世に至つて文臣を重んじ武臣を輕んず、是れ殆ど上古の 神制に異なるなり。外朝の聖人は政を立つる(六)（周書の立政に、王の左右は常伯・常任・準人・綴衣・虎賁と、周公曰はく、嗚呼休れ茲に恤を知るもの鮮い哉。注に、常伯・常任・準人を三事と爲す。宋は樞密院を以て專ら兵政を掌り、中書省と並せて兩府と謂ふ。）に虎賁(五)を以て三事に並せ論じ、樞密を以て中書に幷せ稱す。 況や 中州は往古より威武を以て 皇統を建つるをや。（以上、文武の大臣を重んず）

崇(七)神帝の十年秋九月丙戌朔、甲午、(九日)大彦命を以て北陸に遣はし、武渟川別を東海に遣はし、吉備津彦を西道に遣はし、丹波道主命を丹波に遣はす。因つて以て詔して曰はく、若し敎を受けざる者あらば、乃ち兵を擧げて伐てと。既にして共に印綬を授ひて將軍と爲す。

謹みて按ずるに、是れ武官の始なり。 神代既に將帥の任あり、 神武帝の時に軍帥の將あり。然れども未だ名號に及ばず。今始めて將軍を以て印綬を授け、四道將

(五) 職名、近衛武官
(六) 立政は書經周書の篇名
(七) 書紀卷五より引く

軍と號く。その任尤も重い哉。以上、軍帥の任を撰ぶ

(一)景行帝の五十一年春正月壬午朔、戊子(二)、群卿を招して宴きこしめすこと數日。時に皇子稚足彦尊と武內宿禰と宴庭に參赴さず。天皇召してその故を問はせたまふ。因りて以て奏して曰さく、その宴樂の日には、群卿百寮必ず情を戲遊に在いて國家に存かず。若し狂生ありて墻閤の隙を伺はんか、故れ門下に侍ひて非常に備ふと。時に天皇謂りて曰はく、灼然なり。灼然、ここにはイヤチコと云ふ。則ち異に寵みたまふ。秋八月己酉朔、壬子(四日)、稚足彦尊を立てて皇太子と爲したまひ、この日に武內宿禰に命りて棟梁之臣と爲したまふ。

謹みて按ずるに、是れその人を撰びてその大職を任ずるの義なり。棟梁の臣は成務帝に距りて大臣と號く。武內これに任ず。この後連綿して大臣の號あり、終に(三)三公の稱あるなり。蓋し大臣は一人(四)に師範として四海に儀形たり。その人なきときは則ち闕く。古來その重んずるところ此の如し。是れ邦を經して道を論じ、陰陽を(五)燮理するを以てなり。その上の爲なるや、必ず善を陳べ邪を閉ぢて以て君の德を爲す。その下の爲たるや、必ず政を發し仁を施して以て人の俗を爲す。此の如きの人

(一) 書紀卷七より引く
(二) 七日に當る
(三) 太政大臣と左右の大臣
(四) 上御一人
(五) 和らげほどよくをさむること

にして而して後にこの職に任じ、その上は人君の道を輔け下は四海の政を[illegible]

帝、武内が篤行に因りて授くるに大任を以てす。武内終に六世を輔導し、風采凝峻、(六)武儀巍焉たり。(七)是れこの壽耇老成人か。(八)(九)召誥に曰はく、壽耇を遺るゝなかれと。詩の蕩の什に曰はく、老成人なしと雖も尙ほ典刑ありと。後世大臣に任ずるの道は、往古を蹈襲して以てその撰を精一にせば、又大なる過なからんか。

以上、大臣の撰を重んず

(一〇)成務帝の四年春二月丙寅朔、詔して曰はく、今より以後國郡に長を立て、縣邑に首を置く。卽ち當國の幹了者を取りてその國郡の首長に任けよ、これを中區の蕃屏と爲せと。

(一一)先人曰はく、國司は是れ一方の重寄に當り百姓の寒苦を察す。庸才の企て望むべき所にあらず。故に昔時固より格制を設けて以て治否を勘へ、合格の者は賞を蒙り、格に違ふ者は黜けらる。是れ良吏を擇ぶ所以なり。又曰はく、七箇國の受領を歴て合格の吏は公文を勘へて畢りて參議に拜す。白河院の仰に但その才に依るべしと。

謹みて案ずるに、是れ國郡の司を撰ぶなり。蓋し人君は民の父母なり。(一二)分を以てこれを言ふときは天壤の如し、情を以てこれを考ふれば心體の相資くるが如し。故に

(六) 高くはげしいこと
(七) 武の作法の高いこと
(八) 武内は六世に歷仕して二百四十四年在官すと傳ふるにありて云ふ
(九) 書經の篇名
(一〇) 書紀卷七より引く 前出七三頁參照
(一一) 職原鈔より引く
(一二) 身分の意、その民との差は天地の如しとなり

深宮の内に居り九重の上に坐すと雖も、恆に誠に求むるの實を存せば、則ち守令の撰豈忽にすべけんや。その撰一たび背くときは、億兆の民悉くその殃を蒙る。人君敢へて忍ぶべけんや。故にその精撰すること往古既に然り。後世これに因りて年限を正し考課を愼み賞罰を明かにす、相續ぎてその制嚴なり。外朝の先儒曰はく、郡守縣令は民の師帥なり、承流して宣化せしむるところなり。故に師帥賢ならざれば主の德宣べず、恩澤流かずと。愚謂へらく、守令唯だ租稅調賦のみを事として禮教を以てせざれば、政化の實にあらず。故に財賦を督し詞訟を理むるの間、禮教自ら敷き、風化興り行はれて、俗自ら移り、民自ら敦くして、而して后に守令の賢を稱すべきなり。（以上、守令の任を正す）

（一）應神帝の九年夏四月、武内宿禰を筑紫に遣はし以て百姓を監察せしむ。時に武内宿禰の弟甘美内宿禰兄を廢せんと（欲）して卽ち天皇に讒言さく、武内宿禰常に天下を望はしむるの情あり、今聞く筑紫に在りて密に謀つて曰ふならく、獨り筑紫を裂きて三韓を招きて己れに朝はしめて、遂に天下を有たんとす。ここに天皇則ち使を遣はして以て武内宿禰を殺さしむ。時に武内宿禰歎きて曰さく、吾れ貳心なくて忠を以て君

（一）書紀卷十より引く

に事ふ。今何の禍ぞも、罪なくて死せんや。ここに壹伎直眞根子といふ者あり。その人となり能く武内宿禰の形に似れり。獨り武内宿禰の罪なくて空しく死するを惜しみて、便ち武内宿禰に語りて曰さく、今大臣忠を以て君に事ふ、既に黒心なきことは天下共に知れり。願はくは密に避けて朝に參赴して親ら罪なきを辨めて、而して後死すとも晩からじ。且た時の人每に云ふ、僕形大臣に似れりと。故に今我れ大臣に代りて死りて以て大臣の丹心を明かにすといひて、則ち劔に伏りて自ら死る。時に武内宿禰獨り大いに悲しみ、竊に筑紫を避けて浮海して以て南海より廻り、紀の水門に泊る、僅に朝に逮ることを得て、乃ち罪なきことを辨む。天皇則ち武内宿禰と甘美内宿禰とを推問(二)たまふ。ここに二人各〻堅く執へて爭ふ。是非決め難し。天皇勅りて神祇に請して探湯してしらしむ。ここを以て武内宿禰と甘美内宿禰と共に磯城川濱に出でて探湯を爲し、武内宿禰勝ちぬ。便ち横刀を執りて以て甘美内宿禰を毆仆して、遂に殺さんと欲す。天皇勅して釋さしむ。仍りて紀伊直等の祖に賜ふ。(三)

謹みて按ずるに、良臣と姦臣と相對し、君子と小人と相敵す。故に何れの世にか姦臣なからんや。蓋し奸讒の行は未だ嘗てその因るところなくんばあらず。今その遠(四)

(二) かんがへに同じ。

(三) 賜ひて孥となし辱しめしなり

(四) 遠方に他出して不在なる時機を謀るなり

（一）奔波のごとき自由自在の辯口を構ふとなり
（二）補弼の重臣
（三）垂仁帝の二年叛きて敗死す
（四）雄略天皇朝に大臣となり、後三朝に仕へて權あり。仁賢天皇崩後不軌をはかり、遂に大伴金村に攻められて死す
（五）瑞齒別皇子の近仕にして、皇子にそそのかされて仲皇子を殺す。のちに木菟宿禰のために殺さる
（六）大草香皇子の子、安康天皇を弑し奉りて大臣葛城圓の家に潛みしが、大泊瀨皇子（雄略

く出づるを謀り、以てその心を蠱蕩し以てその耳目を塗ぎ、陰狡の質を以て瀾翻(一)の辯を構ふ。況やその親戚をや、況やその兄弟をや。帝の過も亦宜ならずや。凡そ武内は六世に弼亮(二)として、師言嘉績當世に多く、尤も壽耇の老臣なり。上世を閲ること久しくして渉歷深く、　先王の政　祖宗の典、古今の興衰治亂、文武の迹、當時の沿革廢擧の由、これを知りこれを行はざることなし。故に見聞の際に瞭然として指畫の頃に粲然たり。天下の具瞻と謂ひつべし。一朝の讒に因り必死の地に望む。吁、危い哉。眞根子はこれ何人ぞや。その忠に感じその讒に激して速に死して以てこれに充つ。天又善人を佑くるなり。　帝尚ほ決せず、終に探湯の誓あり、以て寃を明かにす。讒口の是非を顚倒し邪正を混淆する所以此の如し。狹穗彥王(三)は外親に因りて　垂仁帝の社稷を危くせんと欲し、狹穗彥王は垂仁帝の皇后の母兄なり。事は日本紀六垂仁帝の四年に見ゆ　平群眞鳥(四)は國政を擅にして　武烈帝の寶祚を簒はんと欲し、平群眞鳥の事は同十六武烈帝紀に見ゆ　刺領巾(五)が王子を殺し、履中帝紀　眉輪王(六)が　天皇（安康帝）を弑したてまつる、皆一朝一夕の事にあらず。僭（譖と同じ）始めて既に涵ふなり。(七)詩（經）の巧言二章に曰はく、亂の始めて生ずる、僭始めて既に涵ふと。故に根使主(八)が奸謀は十四年を歷て後發覺して以て赤族の誅を受け、根使主が事は日本紀十四雄略帝の十四年に出づ　金村臣が大忠あつて六有世(九)を輔くるも、

天皇）に討誅せらる

（七）亂の起る前既に早く讒言が浸み込み居れりとの意

（八）安康天皇元年、天皇大泊瀬皇子のために大草香皇子の妹幡梭姫を配せんとし、根使主を使とす。大草香喜びて珠縵を獻ず。根使主この珠縵を奪ひ、却つて大草香を讒す。ために皇子遂に殺されしも、後雄略天皇の時根使主の罪あらはれて一族誅せらる

（九）仁賢天皇より欽明天皇まで

（一〇）惡臣の危害が君主の居室より遂にその身體に

亦衆口を恤へて住吉の宅に蟄る。（金村臣の事は同十六欽明帝の元年に見ゆ。）人君志をここに錯かざれば姦雄國を簒ふの漸、憸邪上を罔するの譖、佞幸權を擅にするの私、聚斂媚諛の欲、（一〇）床を剝するに膚を以てして（（易の）剝の象に曰はく、床を剝するに膚を以てするは切に災に近きなり）覺らず、小人志を得て、君子屈を受け、（一一）鬼となり蜮となる、（一二）營營たる青蠅も（詩（經）の何人斯卒の章に曰はく、鬼となり蜮となると。〇同じく青蠅の篇に曰はく、營々たる青蠅樊に止まる、と云々）愼まざるべけんや。（以上、奸臣の讒を戒む）

以上、人を知るの道を論ず。愚謂へらく、天下の治道は人を得るより大なるはなし。その人を得ざれば勞して功なく、その人を得れば、（一三）垂拱して成を仰ぐこと、（書（經）畢命に云はく、予小子垂拱して成を仰ぐのみと）猶ほ耳目四支の聰明健强にして心思これを使令するがごとし。夫れ萬機の繁き、人君臨みて決せば、（一四）蘭膏以て繼ぐとも亦竟に得べからず。天下の大なる、人君兼ね巡るときは、（一五）皸瘃して以て求むとも亦竟に盡すべからず。明君天に繼ぎて極を建て、良臣君に代りて職を分つ、是れ至誠の道なり。

凡そ官これ百、職これ庶ありて、而も總べて大臣・守司・近親の三つに在り。三つの者一つも（その道を）得ざるときは治と謂ふべからず。大臣は一ならず、文臣あり、武臣あり、舊老臣あり、勳功の臣あり、各〻その道を得るときは政體正しくして衆

備豫し、禮樂興りて風俗厚し。守司は一ならず、國守・郡縣の司あり、人物事儀各〻その司あり、その撰その人を得るときは民人化し土地辟け、事物その處を得。近親は一ならず、侍衞あり、給事あり、左右あり、親戚の分止だ一類のみにあらず、各〻その撰を得るときは、左右の涵養、朝夕の格(恪)勤、番直の衞儀正しくして、宗子これ城、親戚これ屛たり。故に大明(一)枕を泰山に安んじ、手を北辰に拱して、四海以て朝し、一天皆共にす。(これ)勞せずして功成るにあらずや。

蓋し人を得るの道は人を知るに在り。人を知ること太だ艱し。これを知ること、内その知德を主とし、外その言行を察し、これを試むること久しきに在り。若し純ら知を必とし敏を貴び言を以てするときは、利口喋喋としてその俗靡弊輕薄なり。純ら德を必とし篤を尙び行を以てすれば、沈默唯唯としてその俗墨面理譴す。奸佞の利に喩き、至らざるところなし。人君深居高坐し、事に於て自ら裁せず、淵默寡言、人に於て叩擊(二)せず、功能の實を察せずして毀譽の偏を信じ、恆久の情を規さずして一旦の事を取るときは、竟にその實を得べからず。故に往古の人君は躬ら萬機を覽て以てその事物を察し、日に群臣に接して以てその人材を考へ、大臣以下各〻職を

及ぶを云ふ
(一一) 鬼も蜮も人を惑はす惡臣に譬ふ
(一二) 佞臣の煩しきを青蠅に譬ふ
(一三) 衣を垂れ手を拱すること。無爲にして治まるをいふ
(一四) よき香の燭油、ここには夜を以て日につぐ意なり
(一五) あかぎれとしもやけ
(一) 君主
(二) 諮問の意、普通は擊叩につくる

奉じ言を陳べ忠を勸めて隱さざるも、猶ほ未だ嘗てその差なくんばあらず。乾靈の神なるも、その登庸する毎に必ず以て衆議し以て試任すること、併せ鑒みるべし。

抑も任使の道又易からず。親しんずるときは瀆るるの失あり、遠ざくるときは塞ぐの過あり。既に大臣を得れば、その禮を盡してその制を嚴にし、その祿を豐にしてその位を高くし、事に任じて以て疑はざる、是れ大臣を敬するなり。守令の如きは任限を制し考課を明かにし、監巡の察を正してその禮を明かにするときは、賢を賢とするの道立つ。近親の如きは風俗を正し佞奸を避け、世臣を重んじ老臣を慰し、親戚の分を明かにす。是れ親を親として群臣を體とするなり。夫れその人を得て而も用ひざるときは人才必ず屈し、その人を用ひてその制を致めざれば、佞奸釁を窺ひ讒者間を得。臣士の登庸使令の艱き、豈偉ならずや。

外朝の聖主堯舜既に人を知るを以て艱しと爲し、その登用するや必ず咨若ひ以て試み、(三)皐陶歌つて舜これを拜し、(四)益昌言を進めて禹これを拜し、(五)周公卜を獻じて成王これを拜するは、大臣を敬するにあらずや。(六)唐・虞の(七)四嶽十二牧、(八)三代の方伯連は

(三) 舜の重臣、嘗て舜上の爲に頌徳歌を詠ず。舜これを拜す。書經益稷に出づ

(四) 夏の禹王の重臣、王の爲に善言を上り、王これを拜す。書經大禹謨に出づ

(五) 周の成王の叔父にして又重臣なり。嘗て周の都を建てんとしてトを獻ず。成王ために拜す。書經洛誥に出づ

(六) 堯と舜の姓

(七) 四嶽は官名なり、東西南北の諸侯を統ぶ。十二牧は十二州の長官

(八) 夏・殷・周時代、方伯は四方の諸侯をとりしまる

守令を撰ぶにあらずや。文武の聰明齊聖なる、小大の臣咸く忠良を懷くときは、漸染の補を待つこと又切ならずや。況や百官庶司の任各〻その心を盡さずといふことなきこと、并せ按ずべし。

或は疑ふ、近臣を知ることは易くして、遠臣を知ることはこれ難からん。愚謂へらく、近臣はこれを知ること難く、遠臣はこれを知ること易し。夫れ遠臣は人君の威を懼れて大臣の命を重んず、故にその爲すところ大いに違はず。近臣は君の親に褻れ己れが近きに慢つて、以て大明の間を察し大臣の意に阿りて、以てその膚に蠧し[二]その心を蠱す、その害太だ深し。人君の暴昏は古より未だ近親の邪惡是非に繫らざることなし。近臣知り易からんや。近臣は君自らこれを試む、その及ぶところ最も狹し。遠臣の如きは、その友とするところ、その宗とするところ、その學ぶところ、その爲すところ、人人以て毀譽し而して後に黜陟す。その索むるところ太だ廣し。故に曰はく、近臣は難く遠臣は易しと。

或は疑ふ、奸讒行はれざらんことを。愚謂へらく、人君の使令は、その禮を正しその制を嚴にして以てその道を致め、恆に敎令し恆に省察するときは、臣竟にその私

大諸侯なり。連は十國を連ねたるものをいひ、その長を連帥といへり。但し原文には、方伯連の三字が接續する符號を附しあるを以て或は方伯等の意にもとり得べし

(二) 害毒君主の身邊を犯し、心まで蝕むを云ふ

を顓にすることを得べからず。若し一たび任じて規さず、詳に命じて省みず、その譽に從つてこれを試みず、その功を重んじてこれを察せざるときは、猶ほ新柱も久しくして朽ち、淸水も塞ぎて濊るるがごとし。夫れ(二)彼れが罪ならんや。

## ○聖政章

(三)神武帝の己未年春三月辛酉朔、丁卯、(七日)令を下して曰はく、今運この屯蒙に屬ひ、民心朴素なり。巣に棲み穴に住む、習俗惟常となれり。夫れ大人制を立つ、義必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はん。

謹みて按ずるに、是れ政令の始なり。民心は天下の人心なり。習俗は人皆習つて以て俗と爲すなり。言ふこころは、天下屯蒙にして人心詐僞に與らず、穴居野處して以て習俗たり。今　帝　天に繼ぎ極を建て、以て天下の禮を正し、その舊俗を新にせんことを欲す。故にこの　詔あり。人心の朴素善政に染み易きが如くにして、習俗の舊汚又變じ難し。(四)時義これ革の時、又大なり。聖英の(五)天縱にあらざればこれを得べからず。蓋し政の要は民心と習俗とを察するに在り。人心必ず俗と與に化して

(二) 臣下を指す

(三) 書紀巻三より引く。前出六九頁參照

(四) 時宜に同じ。時にとつて宜しきこと。時機恰もよく、萬事革まる時となり。易の革卦の彖辭に曰はく、「天地革まりて四時成り、湯武命を革めて、天に順ひ人に應ず。革の時大なる哉」と

(五) 天性

善惡以て成る。人君政を立て教を明かにしてこれを率ゐるときは、民心化して風俗成る。風俗の成ること習熟の久しきに在り、習熟久しきときは民その然ることを識らず。故に曰はく、政の要は民心と習俗とを察するに在りと。この章は政教の大體を盡すと謂ふべし。（以上、政教の大體）

（一）四年の春二月壬戌朔、甲申、（二十三日）詔して曰はく、我が皇祖の靈天より降鑒りて朕が躬を光助けたまへり。今諸〻の虜ども已に平け、海内に事なし、以て天神を郊祀りて用つて大孝を申べたまふべきものなりと。乃ち靈畤を鳥見山の中に立て、その地を號けて上小野榛原、下小野榛原と曰ふ。用つて皇祖天神を祭りたまふ。

（二）先人曰はく、神武天皇都を大和國橿原に定めたまふ、時に三種の神寶を以て大殿に安置し、床を同じくして坐し給ふ。蓋し往古の神勅の如し。これに由りて皇居と神宮と差別なし。宮中に庫藏を立ててこれを齋藏と云ひ、官物・神物分なし。この時天兒屋根命の孫天種子命專ら祭祀の事を主どりたまふ。是れ乃ち朝政を執するの儀なり。

謹みて按ずるに、天下の政事は郊社宗廟の祭祀より大なるはなし。夫れ人君天地

（一）書紀卷三より引く

（二）職原鈔より引く。前出四九頁參照、文少しく異なる

を以て父母と爲す。況や　帝　乾靈天孫の統を承け、以て四海に臨むをや。蓋し神に交はるの道は誠に在り、至誠以て祭祀するときは鬼神の幽冥も亦格り思ふべし。(三)蕞爾たる黎民も至誠以てこれを求めば感ぜざることなけん。故に往古神祇の祭祀と朝廷の政事とその義を二にせず。深い哉。俗に政の訓を祭事を以てする、是れなり。凡そ祭祀を主どる者は皆朝政を執ること天種子命・神八井耳命(四)神八井耳命は神武帝の皇子、綏靖帝の兄なり。神八井耳命曰はく、吾れはこれ乃の兄なれども懦弱して果を致す能はず。今汝は特挺神武して自ら元惡を誅ふ。宜なる哉汝の天位に光臨し以て皇祖の業を承けたまふこと。吾れは當に汝の輔となりて神祇を奉典する者たるべしと。是れ即ち多臣(五)の始祖なりの如き、是れなり。

帝　神勅を守り以て靈器を敬し、且つ　天神を郊祀し、用つて大孝を申べたまふ。その兢々業々として政教を愼みたまふこと、萬世の規戒なり。以上、祭政の實

(六)崇神帝の十年秋七月丙戌朔、己酉(七)、群卿に詔して曰はく、民を導くの本は教化に在り。今既に神祇を禮ひて災害皆耗きぬ。然れども遠荒人等猶ほ正朔を受けず、これ未だ王化に習はざればか。それ群卿を選びて四方に遣はして朕が憲を知らしめよ。

謹みて按ずるに、是れ行人(八)を發して以て教を四方に施すの始なり。導くは啓迪なり。教へ化に至らざれば、民と教と別なり。民情化適して教成る、これを教化と謂ふ。正朔は　王曆なり。天下皆正朔を受くるは、その天に事ふることを同じくするなり。

(三)蕞爾　少弱の庶民
(四)書紀卷四より引く
(五)普通にオホノオミと稱す
(六)、書紀卷五より引く
(七)二十四日に當る
(八)使臣

正朔を受けざるときは民俗を殊にす。　王化とは天下皆その教令を守りてその三綱(一)を正すなり。　王化未だ習はざれば民意を異にす。憲とは法なり、憲章して以て人に示すなり。言ふこころは、民皆この心あるも教化明かならず、故にその性を盡さず、これを啓迪すること教の化するに在り。鬼神を敬すると民を教化すると、その本は至誠に出でず。而して鬼神は幽にして信なり、人民は習うて駁る。故に鬼神に事ふることは敬を致すに在り、人民を治むることは教を盡すに在り。

帝既に晨に興き夕までに惕れ、齊明盛服して以て鬼神を敬し、災害既に耗く。然れども天下未だ一軌ならず、四方未だ俗を均しくせず。今憲章を建て以て時月を考へ、禮樂制度を同じくして以て民の性を節し、道德を一にして以て俗を同じくす。十二年に及びて教化流行し、衆庶業を樂しみ富庶既に滿ち、人民皆長幼の序と課役の制を知る。宜なる哉その至德を稱することや。蓋し後世に迄るまで巡察・按察・宣撫の法ありて以て風俗制度を正し革む。　推古帝に及びて聖德太子は憲法を定め、孝德帝は天下の政制を詳にし、　天武帝律令法式を定め、　文武帝の朝に淡海公(二)勅を奉じて律令を撰び、終に萬世政令の準標たり。その本皆ここに基づく。　帝の

(一) 君臣・父子・夫婦の道

(二) 藤原不比等

功亦大ならずや。以上、憲章の教

（三）垂仁帝の二十八年、詔して曰はく、それ生きて愛みしところを以て亡者に殉はしむるは、これ甚だ傷なり。それ古風と雖も、良からずば何ぞ從はん。今より以後議りて殉を止めよと。

謹みて按ずるに、殉は、人を以て亡に殉ずるものなり。夫れ人君は民の父母なり。未だ父母にしてその子を愛せざるはあらず。亡に殉ずるは、哀の過ぎて愛の溢るるなり。聖人の政豈これを用ひんや。この時古を去ること未だ遠からず、人民情に從ひ俗に習ひ、上下以て行ふ。帝、制を建て法を改め、止殉の詔あり。三十二年、野見宿禰、（四）明器土梗を作りてこれに易ふ。帝大いにその德を稱し以て土師の姓を賜ふ。是れ民の父母たるの誠を擴充する所以なり。これより朝廷殉亡の制亦行はれず。帝の德大なる哉。

竊に按ずるに、外朝は始に俑（五）ありて以て殉に至り、その弊以て國を亂すに及ぶ。中國は始に殉ありて以て土物を作りて竟に殉を止むるに至る。その風俗の渾厚以て見つべし。以上、殉を禁ず

（三）書紀巻六より引く

（四）葬式用の器具及び土偶にして所謂埴輪（ハニワ）

（五）死骸に添ふる木偶。孟子梁惠王上篇第四章に「仲尼曰はく、始めて俑を作る者は其れ後なからんかと。其の人に象りて之れを用ふるがためなり」と出づ。俑のやがて殉死の發端となりし故に、それを作りし者の不仁なるを孔子憎めるなり

(一)景行帝の十二年秋八月乙未朔、己酉(十五日)、筑紫に幸す。謹みて按ずるに、是れ巡狩の始なり。この時熊襲反いて朝貢せず、故にこの幸ありて大いに西方の諸侯を覲、以て風俗を正し制度を明かにす。後に又東方を巡狩して以て政事を定む。この時天下大いに定まり、封域以て建ち、成務帝に迄りて國郡縣邑の制、造長・首渠の法、竟に定まり、天下猶ほ一家のごとく、教化俗を同じくす。巡狩の道大なる哉。以上、巡狩

(二)仁德帝の十一年、武藏の人强頸、河内の人茨田連衫子二人以て河神を禱る。謹みて按ずるに、妖神人を殺して牲と爲すは夷狄の習俗なり。是れ　天孫未だ降らざる前、惡鬼妖怪の餘政なり。蓋し堤を爲り溝洫を設くるは人を愛するの道なり。神の神たる、非禮の祭を享けんや。(三)帝夢寐の妖を信じ以て人を用ひて河伯を祭る。噫、何ぞこれ惑へるや。夫れ　帝の聰明儉德にして、天下の太平無事なるは、後世の企て望むところにあらず、(然も)猶ほ鬼神を信じて、衫子が淺謀以て神の妖僞を知るに如かず。この失奚れの處にか在るや。唯だ思辨の道その誠を盡さざるのみ。人君政教の要、豈愼まざらんや。今この一事を擧げ以て　帝の政弊と爲す、未だ嘗

(一) 書紀巻七より引く
(二) 書紀巻十一より引く
(三) 書紀に「茨田堤を築く、是の時に兩處の築ありて、乃ち壞れて塞ぎ難し。時に天皇夢みたまはく、神ありて、誨へて曰はく、武藏の人强頸、河内の人茨田連衫子、二人を以て河伯を祭らしめば必ず塞ぐことを獲んと。則ち二人を覔めて得たり。因りて以て河神を禱る。爰に强頸泣き悲しみて、水に沒りて死りぬ。乃ち其の堤成りぬ」とあり、衫子の方は謀計を以てひさご二つをとり

て隱惡の戒を懼れずんばあらず。然れども　帝の仁德たる、天下これを知らざるなきに、猶ほ習俗の以て德を瀆すことあり。後世執政の道最も以て鑑むべし。（以上、弊を改む）

(四)履中帝の四年秋八月辛卯朔、戊戌（八日）、始めて諸國に於て國史を置き、言事を記し四方の志を達す。

謹みて按ずるに、是れ國史を置くの始なり。史は事を記すの官なり。言ふところは、諸國に於てこの官を立て、上は以て　天子の教令を記し、下は以て國郡の事を記す、是れ國俗を正し人情を達するの政なり。凡そ(五)五方各〻その俗あり、民又その習を異にす。故に人君その事物を知らざるときは政令必ず乖く。今國史を置き言事を記し、その制度を正し國俗の化を知りて、以てその政を致む。後世國守の外、目・史等の官あり、皆國の事を記し以てその政を正すは是れなり。（以上、國史）

(六)清寧帝の三年秋九月壬子朔、癸丑（二日）、臣連を遣はし風俗を巡り省せしめたまふ。冬十月壬午朔、乙酉（四日）、詔して犬馬器翫を獻上ることを得ざらしめたまふ。

謹みて按ずるに、使臣の巡察は政の恆にして、以て風俗を巡省す。是れ教化その俗に繫るところ大なればなり。且つ翫器犬馬を獻ずることを得ざらしむるは、是れ乃

水に臨んでこれを投じ若し水中に沈まば、我れ眞の神なることを知るを以て水中に入らんと云ひしが、ひさご浮べるにより死を免る。彼れ死せずと雖も堤また成りぬといふ

(四) 書紀卷十二より引く

(五) 禮記王制篇に見ゆ。五方は東西南北と國の中央とを指す

(六) 書紀卷十五より引く

ちその風俗を正すなり。人君物を翫ぶときは志を喪ふ。物は至微にして志は至大なり。至微を愼まざるときは至大は制すべからず。人君の好むところは天下これに歸す。豈忽にすべけんや。帝その俗を正さんと欲す、故にこの詔あり。而して又人情を寛くせんと欲して宴を群臣に賜ふ。大いに酺すること五日、是れ儉にして寛なり。宜なる哉、海表の諸蕃調を進り、海内安康なること。以上、風俗を正す

(一)繼體帝の元年、詔して曰はく、朕聞く、士當年に耕らざることあらば、天下その飢を受くることあり。女當年に績まざることあらば、天下その寒を受くることあり。故に帝王躬耕りて農業を勸め、后妃親ら蠶ひて桑序を勉めたまふ。況やその百寮より萬族に曁るまで、農績を廢め棄てて殷富に至らんや。有司普く天下に告げて朕が懷を識らしめよ。

謹みて按ずるに、凡そ天下の人物、未だ嘗てその事業なくんばあらず。既に事業あればその成敗必ず勤怠に繫る。農は以て天下の飢を養ひ、桑は以て天下の寒を防ぐ。人一日もこれなきときは苦しむ。故に聖主賢后親ら耜し親ら蠶して備に稼穡の艱難を嘗め、天下の黎元を勸勉したまふ。是れ人君は民に父母たるの義なり。帝、

(一) 書紀卷十七より引く

志を政教に錯きたまうて、即位の元年にこの　詔あり、天下に告ぐるにその事業を勸むべきを以てす。百寮有司、豈怠るべけんや。（以上、民政を致む）

以上、政教の道を論ず。謹みて按ずるに、政は誠を以てするに在り、教は致め審にするに在り。凡そ政教の道は、能くその時を察して以て沿革損益し、能くその水土を知りて以て風俗を考へ、能くその人情に通じて以て過不及を節し、能くその事物を詳にして以て制度を定め、能くその大倫を明かにして以て禮用を序し、而して后に數〻省みて以てこれを化す。聖神功用の極と謂ふべきなり。否なれば乃ち或は煩碎にして厚からず、或は教へずして化を期つ、竟に政教の實を得べからず。

或は疑ふ、外朝の聖人、政を以て正と爲す(三)。今解するところは多く政を以て誠と爲すに在るは何ぞやと。愚謂へらく、　中國は郊社宗廟を祭祀するを以て政の要と爲す。故に祭事を以て政の字に訓ず。是れ祭祀と政事とは義を一にすればなり。蓋し祭祀は誠を主とし、政事も亦人君の誠に在り。政は誠を以てせざれば唯だ條目を存して綱領なく、日に煩はしく月に勞して教化の功なし。是れ民免れんとして恥なき所以なり。惟れ誠の至れるや、鬼神も亦在すが如し、況や人民をや。國を治むる所

(一) 論語顏淵篇第十七章に「季康子政を孔子に問ふ。孔子對へて曰く、政は正なり。子帥ゐるに正を以てすれば、孰れか敢へて正しからざらん」と

(二) 論語爲政篇第三章に「子曰はく、之れを道びくに政を以てし、之れを齊ふるに刑を以てすれば、民免かれて恥なけん」と出づ。罰則を免るるに急にして恥も外聞もなしの意

以、其れこれを掌に示るが如きか。然らば乃ち正誠の二義更に間隔することなし。

或は疑ふ、政教法令は德の末にして、形して下なるもの(一)かと。愚謂へらく、否。物あれば必ず則あり、天下國家あれば必ず政教法令あり、政教法令の外に豈この德あらんや。明聖の主も亦これを用ひ、愚昧の君も亦これを用ふ。その利鈍煩簡而も治亂相因る、共にこの四つの者(二)に在り。四つの者正明なるときは、猶ほ權衡を設けて欺くに輕重を以てすべからず、繩墨を設けて欺くに曲直を以てすべからざるがごとし。否なれば、平正・眞僞・邪正何ぞ能く辨ぜんや。

或は疑ふ、政教法令は猶ほ器用のごとし、人君德を修むるときは器用自ら利し、否なれば乃ち器用ありと雖も可ならざらんかと。愚謂へらく、良工と雖も器用なきときは工を施すの用なく、良工の良工たるは器用利にして備はればなり。鈍器を用ふる如くんば、筋を勞し骨を苦しめて竟に功を遂げざるなり。凡そ政教法令の備や、猶ほ舟に乗りて大川を濟るがごとし。水を能くすると能くせざると、共に濟りて逸んじ安し。專ら德を修むるを以てその功を期つは、猶ほ水を能くする者の己れが力を恃みて以て水を泅いで濟るがごとく、甚だ勞して功少く、益なくして害る者寡し。

(一) 原文は「形之下」としてかく讀みあり、形而下の意

(二) 政教法令

況や德を修めず政教法令を以てせずして、唯だ私知妄作を以て治平の功を要むるは猶ほ舟の乘るべく、技の泅ぐべきなくして、力を恃み私を構へ、以て水に入るがごとし、溺れずして何をか待たんや。故に治國平天下の要は身を修めて以て政教を正しくするに出づべからず。二つの者相持して而して后に功化の實を談ずべし。中華往古の　聖主政教の功は舊紀に著はるるところ乏しからず。後世これに襲りこれに律り、以て祖述憲章せば、乃ち無爲過化(三)の治千萬世もその澤を蒙るべし。

## ○禮儀章(四)

天(五)先づ成りて地後に定まる。然して後に神聖その中に生れます。

謹みて按ずるに、天先きだちて而も上に居り、地後れて而も下に居る。上に在る者は高くして文明なり、下に在る者は卑くして厚順なり。その中に萬品を生じて、聖神これに長として以てその道を定む。是れ乃ち天地に天地の形ありて、聖人因りて以てこれに字して禮と曰ふ。禮は上下を辨じて以て天下の人心を定め、貴賤を分ちて以て天下の便用を通ずるの道なり。禮の行や天地の陰陽に本づき、その自然に因

(三) 自然に無理なく圓滑に政治が行はるるを云ふ

(四) 原本これ以下を分つて地の册とす。但し素行歿後の事に屬するがごとし

(五) 日本書紀卷一本文より引く。前に先天章（一一頁）に出づ

りて以て今日日用の制を立つ。天下これに襲りてこれを行ふときは終に奢らず儉ならず。上は君父の尊親を遺れず、下は臣子の分限を超えず。これより天下の廣き、萬機の衆きも、悉くその禮ありて、等級分明にして相混亂すべからず。禮の義亦大ならずや。凡そ治平の要、その本は禮に在り。君臣定まり貴賤位し、小大分を守り動靜常あるときは、亂を作さんことを好む者未だこれあらざるなり。

(一)伊弉諾尊・伊弉冊尊は、磤馭盧嶋を以て國中の柱と爲して、陽神は左より旋り、陰神は右より旋る。國の柱を分巡つて同じく一つ面に會ひぬ。時に陰神先づ唱へて陽神悅びずして曰はく、吾れはこれ男子なり、理、當に先づ唱ふべし、如何ぞ婦人の反つて言先つや、事既に不祥、宜以て改め旋るべしと。ここに二神却つて更に相遇ひたまひぬ。この行は陽神先づ唱へて陰神對ふ。迺ち大日本豐秋津洲を生みたまふ。

謹みて按ずるに、是れ　天神禮を正したまふの儀なり。　二神は乃ち天地なり、陰陽なり、男女なり、萬物の宗源なり、　中國の大宗なり。　本朝の　中州たる所以、人物の人物たる所以、聖教の聖教たる所以なり。蓋し理は條理なり、條理ありて亂れざる者は禮なり。この時未だ禮の名あらずと雖も、既に理と言ふときは禮以てこ

(一) 日本書紀巻一本文より引く。前に屢く出づ

れに屬す。夫れ宇宙を經營し人物を生成するの始、未だ嘗てこの大禮を以てせずんばあらず。天下の禮は人君に繫る。人君禮を正して而して后に天下の條理行はるべし。故に陰陽各〻自ら左旋右行して以て天地の序に循ひ、先後唱和の節を正して以て天下の事物を定む。禮の時(に於ける)その用大なる哉。この禮一たび立ちて而して后、後世、先後上下男女の道大いに明かに、萬民皆これに由る。二神の德仰がざるべけんや。

(一)素戔嗚尊の爲行甚だ無狀。天照大神發慍して乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居しぬ。故れ六合の內常闇にして晝夜の相代るわきも知らず。

謹みて按ずるに。無狀は禮儀なきの言なり。神は寛仁の聖明にしてその無禮を嚴正すること此の如し。蓋し禮は上を安んじ民を治むるの道なり。禮なきときは上下混じ尊卑分たず。上下混ずるときは人人その情に從つて直ちに行ふ、故に君臣正しからず。尊卑分たざるときは、强は弱を陵ぎ、富めるは貧しきを侮り、大は小を傾く、故に邪正明かならず。是れ　神の深くその無狀を戒めたまふ所以なり。　神乃ち天石窟に入りたまひ磐戸を閉して六合常闇となる、是れ無禮なるときは天下の邪

(一)日本書紀卷一本文より引く。前に神教章・知人章に出づ。

正混じて知るべからざることを示したまふ。その慮遠からずや。後世臣にして上を僭し、子にして父を蔑にするは、皆禮の明かならざる所以なり。然らば乃ち　神を去ること既に遠く、その靈驗速かに懼るべきなしと雖も、若し亂臣賊子の以て志を縱にするあらば、　神必ず石窟に入りて六合常闇なるべし。知らず　神今日在りや在らずや。禮の用愼まざるべけんや。

(一)日本書紀卷十三より引く

(一)允恭帝の四年秋九月辛巳朔、己丑(九日)、詔して曰はく、上古の治むること、人民所を得て姓名錯はず。今朕踐祚りて玆に四年、上下相爭つて百姓安からず、或は誤つて己が姓を失ひ、或は故に高き氏に認む。その治に至らざることは蓋しこれに由つてなり。朕不賢と雖も豈その錯を正さざらんや。群臣議り定めて奏せと。群臣皆言さく、陛下失を擧げ枉を正して氏姓を定めば、臣等冒死つかまつらんと奏すに、可されぬ。戊申(二十八日)に詔して曰はく、群卿百寮及び諸國造等皆各〻言さく、或は帝皇の裔、或は異しくて天降れりと。然れども三才顯分れてより以來多く萬歳を歴たり。ここを以て一氏蕃息りて更に萬の姓になれり、その實を知り難し。故に諸氏姓の人等、沐浴し齋戒りて、各〻盟神探湯をせよ。則ち味橿丘の辭禍戸碑に於て、探湯瓮を坐ゑて諸人を

引きて赴かしめて曰はく、實を得ば全からん、僞れるは必ず害れん。神に盟うて湯を探るを、ここにはクカタチと云ふ。或は泥を釜に納れて煮沸かして、手を攘げて湯の泥を探り、或は斧を火の色に燒きて掌に置く。ここに諸人各〻木綿手繦を著して釜に赴きて探湯す。則ち實を得る者は自ら全く、實を得ざる者は皆傷れぬ。ここを以て故に詐る者は愕然、豫め退きて進むことなし。これより後、氏姓自ら定まりて更に詐る人なし。

謹みて按ずるに、姓氏明かならず、故に下は上を僭し卑は尊を踰ゆ。是れ禮明かならず分正しからざるの由なり。往古の　神聖その功業に因りて或は姓氏を賜ひ、名號を命じ、淑慝を旌別し、周書の畢命に曰はく、淑(善なり)慝(惡なり)を旌別しその宅里に表はす 芳を流へ臭を遺て、將に百世に傳へて未だ泯びざらしめんとす。是れ人民をして禮を守りて尊卑を混ぜず、善惡を亂さざらしむるの道なり。姓氏の出づる、一たび違ふときは人皆その由つて出づるところを忘れ、己れが宗とすべきところを失して、而も悉くその本を知らず。(これ)善を章し惡を癉ましむるの禮にあらず。(二)緇衣篇に曰はく、子曰はく、國家を有つ者は、善を章はし惡を(癉病なり)ましめて以て民に厚きを示す。 故に　帝、姓氏を定むるに誓盟を以てして、諸人の眞僞相著はれ、尊卑初めて定まる。是れ禮の大端なり。この後八色(三)の姓を作り、以て萬民を混じてその姓を改め、近臣に各〻朝臣・宿禰を賜ひ、諸〻の歌男・歌女・笛吹は己れが子孫に傳へてその伎を習はし

(二) 禮記の篇名

(三) 眞人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置の八種をいふ

む。天武帝の十三年、八色の姓を定め、五十二氏に姓を朝臣と賜ひ、又五十氏に宿禰と賜ふ。十四年詔して曰はく、凡そ諸々の歌云々。(一)弘仁帝の御宇に及びて、(二)萬多親王・右大臣藤原園人等に勅したまうて姓氏錄を撰び、(三)延喜帝の朝に正親司をして皇親の籍を勘へ以て服を賜ひ姓を改むるの事を掌らしむ。皆姓苑の(四)瓜瓞を紏し禮儀の分定を明かにするの教にして、否なれば乃ち民情厚からずして詐僞日に行はるるなり。(五)唐氏仲友曰はく、古は氏姓を重んず。故に同姓・異姓・庶姓の別あり、天揖・時揖・土揖を以てこれが禮を爲す。(六)繫世を奠め、昭穆を辨ず。史氏これを掌る。秦封侯を罷めしより、氏を命じ族を別つの禮廢る、云々。貞觀(政要)(七)之の二十五板に出づ。

(八)推古帝の十二年夏四月丙寅朔、戊辰(三日)、(九)皇太子親ら肇めて憲法十七條を作りたまふ。その四に曰はく、群卿百寮禮を以て本と爲よ。それ民を治むるの本は要ず禮に在り。上禮せざれば下齊らず、下禮なければ以て必ず罪あり。ここを以て君臣禮ありて位次亂れず、百姓禮ありて國家自ら治まると。

謹みて按ずるに、禮の大なる、ここに至りて始めてこれを憲章に著はる、(し)以て天下の人民をしてこれを知りこれに由らしむ。夫れ禮は天地の大經にして、往古の神聖以て中國を定め、天神は非禮を以て石窟に入りたまふ。その繫るところ太だ重く、その由りて行ふところ禮を以てせざれば手足を措くところなし。既に天下國

(一)嵯峨天皇、弘仁はその時の年號
(二)桓武天皇第五皇子、姓氏錄は全三十卷、千百八十二氏を收載す
(三)醍醐天皇
(四)姓氏支族の繁多にして且つ連綿と續けるを蔓の先端に無數の小瓜のなるに譬へたり
(五)宋代の人、經制の學に長ず。六經解・諸史椅義・皇極經世圖譜等の著あり
(六)系圖
(七)第十二卷二三二頁參照
(八)書紀卷二十二より引く
(九)聖德太子

家あればその禮あり、禮に由らざれば所謂治平なし。是れ民を治むる所以の本は要ず禮に在ればなり。人君示すに禮を以てせざれば民の俗易からず、下を糺すに禮を以てせざれば民心服せず、禮讓行はれて后に教化の極始めて著はるべし。蓋し人の人たる、本朝の　中華たるは、この禮に由りてなり。夷狄も亦人にしてその國亦治まり、禽獸も亦物にしてその群亦類あり。然してその夷狄たり、その禽獸たる所以は、禮に由りて行はざればなり。人として禮なきときは禽獸に異ならず、中華にして禮なきときは夷狄に異ならず。故に　神聖は教を初に建て、　天神は無狀を懲し戒めて、以てその禮を正したまふ。皇太子聰明美質にして、始めて冠位を定め、親ら憲法を選びたまひ、禮を以て治國の本と爲したまふ。その教著明なりと謂ひつべし。この後連綿して、天下衆庶の禮、制度の法大いに定まり、終に律令格式世に行はれ、天下萬世皆禮の大本たることを知る。皇太子の功、大なる哉。（以上、惣べて禮儀の用を論ず）

（一〇）神武帝の辛酉年春正月庚辰朔、天皇橿原宮に卽帝位す。是歲を天皇の元年と爲す。

（一〇）書紀巻三本文より引く

謹みて按ずるに、　即位は人君の大禮なり。天は人君の宗とするところにして、人君は庶人の天とするところなり。天、上に高くして文明四海を照らし、人君大寶に位して明德天下に周し。故に即位の禮を行ひて以て天下萬機の道を始む。　帝東征の功大いに成り　中國を定めて以て即位の禮を始む。是歳を以て元年と爲す。(一)王正月を以て時を授け、天地の氣候を一にして、人君の大禮を著したまふ。これより歷代因循してこの儀あり、大臣北面して以て神器を捧げ、　天子南面して以て萬國に詔し、上下尊卑の禮を正し、道德聖明の政を布く。その繫るところ太だ重い哉。蓋しこの時未だ外朝の(二)三統を知らずして、而も人統自ら立ち四時以て宜し。是れ乃ち　神聖の靈妙なり。爾來正朔終に失せず、時を授くること相正しくして、天下その俗を一にす。中華の渾厚、大なる哉。（以上、即位の禮を論ず）

(三)神武帝の庚申年秋八月癸丑朔、戊(四)辰、天皇正妃を當立てたまうて、改めて廣く華冑を求めたまふ。九月壬午朔、(廿四日)己巳、媛蹈鞴五十鈴媛命を納れて以て正妃と爲したまふ。辛酉春正月庚辰朔、天皇即　位して正妃を尊びて皇后と爲す。

謹みて按ずるに、是れ后妃選立の始なり。蓋し聖人聖匹を得るときは聖子あり、聖

(一) 孔子著はすところの「春秋」の筆法。天下大一統の意を上の字に寓す。但し吾が正史にこの書體なし。國體相違する所以といふべし

(二) 支那の上古、夏は寅の日を以て正月一日とし、これを人統と云ふ。殷は丑の日これを地統と云ひ、周は子の日これを天統と云ふ。以上を三統又は三正と云ふ

(三) 書紀卷三本文より引く

(四) 十六日

（五）配偶

（六）書紀卷十七より引く

子聖孫相續ぐときは百代猶ほ一日のごとし。是れ人君天下を愛する所以の至りなり。

凡そ帝王の匹(五)は風化の本にして禮儀の大なるものなり。撰立その道を以てせざれば、唯だ欲を縱にし情に從つて、その始を克くすと雖もその終を保つべからず。帝の正妃を立つるに當りて、廣く議して族姓を正し、女德を詳にし、即位に及びては乃ち皇后と爲す。その隆禮以て男女の別を序で、媵妾の品を辨じ、戒を萬世に垂れたまふ。然れども猶ほ後世未だ嘗て淫亂にして德を黷し、嫡妾相妄り廢奪相行はるるの失なくんばあらず。夫れ男女ありて而して后に父子あり。然らば乃ち國家の大事福祚の繫るところ、妃匹の際に在り。その禮豈苟もすべけんや。

(六)繼體帝の元年三月庚申朔に、詔して曰はく、神祇に主乏しかるべからず、宇宙には君なかるべからず。天より黎庶を生じて、樹つるに元首を以てして助け養ふことを司らしめて、性命を全うせしむ。大連、朕が息なきことを憂ひ、誠欵を披きて國家を以て世世忠を盡す、豈唯だ朕が日のみならんや。宜しく禮儀を備へて手白香皇女を迎へ奉れ。皇后と爲し内に修教せしむ。

謹みて按ずるに、是れ皇后を立て禮儀を備へ教を内に修むるの詳なるなり。蓋し

人君恆に九重の深きに居て萬乘の富を御す。近臣媚を進め佞臣惡を逆ふ。少しく怠りて情を縱つときは鴆毒その衷に根ざさざることなし。故に外に諫議を設け史官を置きその言行を正すも、猶ほ未だ嘗てその闕遺なくんばあらず。妃匹の親、皇后の睦、內助の益を興し、規警の戒に賴りて以てこれを拾補す。是れ良匹賢配これを尙ぶ所以なり。この後立后の禮世世相續ぎ以て　皇統の連綿に至る。凡そ女德の撰その道を以てせざれば、淫婦妖女必ずその心を蠱す。族姓の戒嚴ならざれば外戚權を專にし、威を竊んで必ず天下の害を構ふ。立后の禮正しからざるときは、男女の別明かならずして內修の戒行はれず、皇妃の道これを規すにその禮を以てせざるときは、宮闈(一)朝に臨み垂簾(二)政に預り、嗣主をして虛位を擁せしむるに至る。故に禮は夫婦に本づく。治亂これに因り、興亡これに繫る。往古の令典舊紀の載するところ監みざるべけんや。以上、立后の禮を論ず

(三)神武帝の四十有二年春正月壬子朔、甲寅(三日)、皇子神渟名川耳尊を立てて皇太子と爲したまふ。

謹みて按ずるに、是れ皇太子を立つるの始なり。蓋し太子を建つるは、國の本を定

(一) 後宮のこと
(二) 漢書に「太后簾を垂れて政を聽く」とあり、婦人の攝政を垂簾の政といふ
(三) 書紀卷二本文より引く

め宗廟社稷を重んずる所以なり。凡そ子を立つること必ず長を以てするは　是れ禮の恆なり。然れども時に治亂と屯蒙と承久とあり、地に新故と大小とあり、人に賢知と愚不肖とあり。故に愼思明辨して以てその道を致すことは、人君の德に在り。帝始めて　中州を定め　皇極を建つ。その間未だ嘗て强悍不律の賊なくんばあらず、信にこれ屯難の時、その建立愼まざるべけんや。太子は　帝の第三子にして風姿岐(四)嶷、少くして雄拔の氣あり。子を見ること父に如くべからず、竟に立てて以て皇太子と爲す。建立の禮一たび行はれて、天下の大本定まる。これより連綿として以て建儲の儀成る。於乎、懿なる哉。

(五)崇神帝の四十八年春正月己卯朔、戊子(十日)、天皇豐城命・活目尊に勅して曰はく、汝等二子、慈愛共に齊し、曷れを嗣と爲すと知らず。各〻宜しく夢みるべし、朕夢を以て占へんと。二の皇子ここに命を被り淨沐して祈みて寐たり。各〻夢を得つ。會明に、兄豐城命夢の辭を以て天皇に奏して曰さく、自ら御諸山に登りて東に向きて八廻弄槍し、八廻擊刀すと。弟活目尊夢の辭を以て奏して言さく、自ら御諸山の嶺に登りて繩を(六)絙へて四方に粟を食む雀を逐ると。則ち天皇相夢して二子に謂りて曰はく、

(四) 高く秀づる義

(五) 書紀卷五より引く

(六) 普通一般には「繩を四方に絙へて」と讀む

兄は則ち一片に東に向きて當に東國を治ん、弟はこれ悉く四方に臨みて宜しく朕が位を繼げと。四月戊申朔、丙寅(一)、活目尊を立てて皇太子と爲し、豊城命を以て東を治さしむ。これ上毛野君・下毛野君の始祖なり。

謹みて按ずるに、建儲の禮は天下の大本なり。今その夢みるところを以てその計を定めたまふ。後世未だ疑擬なくんばあらず。この時古を去ること未だ遠からず、人心朴素にして誠信感通す。故にこの議あり。二王子も亦これを肯うて、終に永く帝の詔を承けて貳はず。是れ　帝の聖德なり、王子の渾厚なり。後世の似效すべきところにあらず。蓋し　帝位は大寶なり、人誰か欲せざらん(二)、況や皇子をや。故に建立の禮は蚤く定むることを貴ぶ。蚤く定まらざるときは嫡庶の分定まらず、或は智を以てこれを求め、功を立ててこれを欲し、力を以てこれを爭ふ。古今宗室の天秩を亂ること、これに由らずといふことなし。その禮蚤く定まれば衆望絕えて天下の勢定まり、宗室の分極りて　王家以て固し。人君豈忽にすべけんや。

(三)應神帝の十五年秋八月壬戌朔、丁卯(四)、百濟王阿直岐を遣はし良馬を貢る。阿直岐能く經典を讀めり。卽ち太子菟道稚郎子これを師とす。ここに於て天皇阿直岐に問ひ

(一)　十九日

(二)　素行の考へ方の不徹底に基くか。吾が國の臣道に於ては許されざるところなり

(三)　書紀卷十より引く。前に神教章(六一頁)に出づ

(四)　六日

て曰はく、如し汝に勝れる博士も亦ありやと。對へて曰さく、王仁といふ者あり、これ秀れたりと。時に上毛野君の祖荒田別・巫別を百濟に遣はして、仍りて王仁を徴さしむ。十六年春二月、王仁來けり。則ち太子菟道稚郎子これを師として諸々の典籍を王仁に習ひたまふ、通達らずといふことなし。

謹みて按ずるに、是れ太子諭教の禮なり。この時稚郎子未だ皇太子の命あらず。然れども　帝既に建儲の計衷に定まる、故にこの諭教あり。蓋し諭教の禮豫め定まるときは、その正明に薫陶し氣質を變化すること、その師・傅保に由らざれば以てその實を得べからず。太子聰明天資謙讓にして又雄武の俊才あり、能く　中國の事物に熟し、兼ねて外朝の經籍に通じ、その啓迪(五)開悟習貫、自然の如し。(六)賈誼の保傅篇に、孔子曰はく、少成は天性のごとく、習貫(慣と同じ)は自然の如し。故に表狀の無禮を以て高麗の使を責め、大寶を　仁德帝に讓りて、此は上にして季は下、聖は君にして愚は臣たるの常典を存す。その豪英や、その脱落や、皆教諭の得に繫れり。萬世これに法りて以て師を立て傅保を置き、太子家令の官を爲る。愼まざるべけんや。

竊に按ずるに、教諭の道多く外朝の書籍を以て事と爲す、是れ後世の訛なり。　中

(五) 事物に通達すること
(六) 漢の學者、洛陽の人、年少くして詩文を善くし、文帝に召されて博士となり、禮樂制度を更改し律令等多く定むるに功あり。後に漸く忌まれて長沙王の太傅に貶せらる。その著に新書あり、漢書藝文志によれば單に賈誼ともいふ。保傅篇はその中の一篇

國は、古今天下の興廢治亂、事物の制度、人民の禮儀、載せて文獻に在り。然らば乃ち日用言行修改の暇に、詳にその道を致め<sup>きは</sup>その古を鑒みて后に外朝の經傳に及び以てその知識を廣め、その事迹を證し、斟酌用捨して有道に就きて以て正さば、教諭の實を得と謂ふべし。以上、建儲の禮を論ず

愚竊に按ずるに、父母あるときは必ず子あり、子以て嗣ぎ孫以て承く、連綿として引いて萬世に及ぶものは、人倫の大綱なり。子に嫡あり、長あり、賢愚あり。嫡を貴ぶことは、宗族姓氏の由りて明かなるところ、后妃適媵(ちやくよう)の配するところを正しうするなり。長を用ふることは、天倫の序に順つて長幼の道を正しうするなり。賢を用ふることは、その器以てこれに任ずるに堪ふればなり。故に嫡庶を以てするときは、嫡に在り。長幼を以てするときは、長に在り。その德その智以て覆ふべきときは、賢を用ふ。是れ子を立つるの常禮なり。國家の世子はその任ずるところ既に重く、その率ゐるところ既に衆(おほ)し。況や天下の太子をや。然らば乃ち建立の禮苟(いやしく)もすべからず。是れ往古の　神聖或は生し或は及び、公羊傳に、魯は一たび生し一たび及ぶ。注に曰はく、父死して子繼ぐを生と曰ひ、兄死して弟繼ぐを及と曰ふと或は長を措き或は智を撰び、必ずしも常禮を專らとせざる所以なり。夫れ皇太

子は天下の重職を受け億兆の君師となり、安危治亂一にこれに歸す。その高明や、その寛悠や、その博厚や、共に畜へて而して后に三器(一)の任に堪ふべし。抑〻その人を撰ばんと欲するときは蚤く建つるの定めなし。その計を蚤くせんと欲するときは君父も亦その終を知るべからず。故に蚤く嫡長の序を立て國の本を定め、而して諭教相持し扶翼以て正す。建儲の大禮と謂ひつべし。凡そ上智(二)と下愚とは移すべからず、而もまた得易からず。多くは唯だ中人のみ。中人の才は必ず慣習薫陶するところに由りてその氣質を變ず。建儲して諭教を盡さざるときは、これを宴安に錯き、これを深窓に卌いて、その志を蕩にし、その質を愚にする所以にして、君徳を成すの道にあらず。豈これ子を子とするの謂ならんや。未だ此の如くして治平の實を知る者はあらず。これを教へこれを諭すことは孩提(三)有識の時に在り。ここに於て左右を選び師傅を置き、言行日にこれと化し、風俗月にこれと移りて、その入るところ既に深く、その習ふところ既に積むときは、その知その徳大いに成りて、我れその然る所以を知らず。是れ諭教の實なり。

人皆天質の賢愚を用ふるを知りて、諭教の氣質を變ずることを知らず。故に開悟啓

(一) 三種神器

(二) 論語陽貨篇第三章に「子曰、唯上知與二下愚一不レ移」とあり。天性勝れたる上知の質と、困學を知らざる下愚とは習も以て移すべからずとなり

(三) 幼童にして然も物覺えあるもの

廸の戒を致さず。その悪の以て懲すべきことを知りて、幼孩漸洽(一)の訓を知らず。而るにその悪を見て始めて教戒切諫す。譬へば木の初めて生じ、鳥の卵を出づるが如く、その養習全くこの間に在り。既に把すべく既に翔るべきときは、矯習竟に功なし。況や人の知ることありて而も悪習に薫漸する、何ぞ諭教を容れ受くるの地あらんや。然らば乃ち建立諭教各〻その道を致めざるときは、名ありて實なく、終に父子天倫を失ひ、天下危亡に陥るに至る。その幾唯その初に在るのみ。

(二)雄略帝の二十三年秋八月庚午朔、丙子(七日)、天皇疾彌〻甚し。百寮と辭訣れたまひて、手を握りて歔欷きたまふ。大殿に崩れましぬ。大伴室屋大連と東漢掬直とに遺詔して曰はく、方今區宇一家のごとく、烟火萬里、百姓艾り安くして四夷賓服る。これ又天意區夏を寧にせんと欲せり。所以に心を小め己れを勵まして、日一日を愼むこと、蓋し百姓の爲の故なり。臣・連・伴造毎日朝參りす、國司・郡司時に隨つて朝集れり。何ぞ心府を罄竭して、誡勅たまふこと慇懃ならざらんや。義においては君臣なり、情は父子を兼ぬ。庶くは臣連が智力(三)内外の歡心に藉りて、普天之下をして永く保ち安樂にせしめんと欲ふ。謂はざるに遘疾彌留て大漸に至

(一) 漸々浸潤するを云ふ

(二) 書紀巻十四より引く。

(三) 原本は「智力によりて内外の歡心……」とあるも誤ならん

ること、これ乃ち人生の常の分、何ぞ言及に足らん。但だ朝野の衣冠未だ鮮に麗しきことを得ず、教化・政刑猶ほ未だ善きことを盡さず、言を興げてこれを念ふに、唯だ以て恨を留む。今年若干に踰えぬ、復た天と稱はず、筋力・精神一時に勞竭ぬ。此の如きの事本より(四)爲にするにあらず、止だ百姓を安養せんことを欲ふ。これを致す所以は、生子孫誰か念を屬けざらん。既に天下の爲には事須らく情を割すべし。今(五)星川王心に悖惡を懷いて、行ひ友(六)于を闕けり。古人言へることあり、臣を知ることは君に若くはなし、子を知ることは父に若くはなしと。縱使星川志を得て共に家國を治めば、必ず當に戮辱臣連に遍く、酷毒民庶に流りなん。それ惡しき子孫は已に百姓の爲に憚らる、好き子孫は堪で大業を負荷つに足れり。これ朕が家事と雖も理において隱すべからず。大連等民部廣大にして國に充盈つ。皇太子、地、上嗣に居れり、仁孝著はれ聞えたり。以ふに、その行業朕が志を成すに堪へたり。ここを以て共に天下を治めば、朕瞑目とも何ぞ復た恨むるところあらん。

謹みて按ずるに、是れ(七)顧命の禮なり。凡そ人君正殿に崩ずるは禮の正しきなり。況や切切たる顧命、專ら天下を以て任と爲し、百姓を以て心と爲し、死生を以て常と

(四) この邊二三行は版本の讀方に從ふ。自筆本の訓點不明なればなり
(五) 雄略天皇の第二皇子
(六) 仲の善きこと
(七) 天子の臨終に際し、遺言して後事を託するを云ふ

爲し、功を大臣に歸し、億兆の爲にその子の惡しきことを發し、以て戒を後嗣に垂れたまふ。その義深い哉。蓋し死生の際は人倫の甚だ重んずるところなり。故に天神訣に臨みたまうて以て拳拳の　神勅あり。今　帝絕ゆるに垂たるの言、遠きを經め世を保つの謀ここに及び、以て婦人女子の手に崩じたまはず。この章を讀みて以てここに至るときは、未だ嘗て卷を措きて歎ぜずんばあらず。吁　帝の雄略たる所以、宜なる哉。以上、顧命の禮を謂ふ

(一)神武帝の七十有六年春三月甲午朔、甲辰、(十一日)天皇橿原宮に崩れたまふ、時に皇太子孝性純深にして悲慕已むことなく、特に心を哀葬の事に留めたまへり。その庶兄手研耳命、行年已長て、久しく朝機を歷たり。故に亦事を委ねて親らなさしむ。然るにその王、立操懷厝本より仁義に乖けり。遂に諒闇の際を以て盛福自由なり。禍心を苞藏して二弟を害はんことを圖る。

謹みて按ずるに、是れ諒闇の禮なり。夫れ父子は天性なり。終に臨むは永き訣なり。天性の親を以て永訣の期に至る、是れ哀葬の情已むことを得ざる所以なり。已むことを得ざるの誠を以てその情に從ふときは、至らずといふことなし。故に聖人

(一)書紀卷三及び卷四より引く

その制を立てその過不及を中にす。是れ禮の由りて行はるる所以なり。この時未だ喪哀の制あらず。然れども　神聖既にその極を建つるときは、この禮も亦類をもて推すべし。故に史官は諒闇を以てこれを書す。手研耳命その貪れるが爲に父子の親を忘れ、兄弟の友を失して、竟にその身を亡ふに至る。不孝不義の至り、父既にこれを措て、天既にこれを顚へす。鑒みざるべけんや。この後　孝德帝に至り、葬哀の禮始めて定まり、　文武帝に及びて大いに定まりて、天下皆これに因る。蓋し喪服の禮は終を愼むの道にして、子弟のその實を盡すべきところ悉くここに在り。盡すべくしてこれを盡さざる者は、孰れか忍ぶべからざらんや。然して俗正しからず、教詳ならざるときは、皆苟且を事とし、異教を貴び、各〻その意に任せて遂にその中を得ず。故に往古の　神聖建てたまふところの法も亦混淆して以て明かならず。豈歎ぜざらんや。（以上、葬喪の禮を謂ふ）

(三)神武帝の二年春二月甲辰朔、乙巳、（二日）天皇功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂邑に居らしむ、以て異に寵みたまふ。亦大來目をして畝傍山の以西の川邊の地に居らしめたまふ。今來目邑と號く、此れその緣なり。珍彥を以て倭國

(三) 書紀卷三本文より引く

造（一）と爲す。珍彥、ここにはウツヒコと云ふ。また弟猾に猛田邑を給ふ、因りて猛田縣主と爲す。これ菟田の主水部が遠祖なり。弟磯城名は黑速を磯城縣主と爲し、復た劔根といふ者を以て葛城の國造と爲す。

一書（二）に曰はく、この時天兒屋根命の孫、天種子命專ら祭祀の事を主どる。是れ乃ち朝政を執るの儀なり。

謹みて按ずるに、是れ功臣を封じ官職を立つるの初なり。

崇神帝（三）の十年秋九月、四道將軍を命す。

謹みて按ずるに、是れ武官を立つるの初なり。

景行帝（四）の五十一年秋八月己酉朔、壬子（四日）、武內宿禰に命して棟梁之臣と爲したまふ。

謹みて按ずるに、是れ大臣を以て棟梁の臣と爲すなり。成務帝の朝に初めて大臣と號く。仲哀帝の朝に大連の號あり、大臣・大連相並びて天下の政を知る。

成務帝（五）の五年秋九月、諸國に令して國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置く。

謹みて按ずるに、是れ國郡の守司を立つるの始なり。初より國造・縣主の號あれ

（一）ここに原本はアヤツコと訓ず、後にはミヤツコとあるを以てそれに從ふ
（二）職原鈔
（三）書紀卷五より事實を引く。素行の文なり
（四）書紀卷七より引く
（五）書紀卷七より引く

ども未だその職掌を致めず、ここに及びてその器を撰して以てその官を授けたまふ。
(六)推古帝の十一年十二月戊辰朔、壬(七)申、始めて冠位十二の階を行ふ。
(八)孝德帝の大化五年春正月、始めて八省百官を置く。

謹みて按ずるに、是れ百官を立つるの始なり。これより先き群臣百寮諸卿有司の名ありと雖も、未だその職掌を致めず、ここに至りて八省百官を置き、始めて群臣の職分定まり、天下その禮を知る。　文武帝に及び、律令を撰して、大いに官位職員を定めたまふ。その後損益相續す。而れども萬世これに襲りて以て準據と爲す。蓋し立官は治平の道にして、その事あるときはその職なくんばあらず、その職あるときはその官なくんばあらず、その官あるときはその位なくんばあらず。是れ物あるときは必ず則あるなり。既に官を立て位を設くるときは、その道その禮未だ嘗て正しからずんばあらず。

竊に按ずるに、官はこれ百にして、その統ぶるところは文武の二職に在り。文以て禮を守り、武以て違へるを糾す。故に草業には乃ち武臣を以てその功を立て、守成には乃ち文臣を以てその禮を正し、文武根を互にして先後時を以てす。而して一人

(六) 書紀卷廿二より引く
(七) 五日に當る
(八) 書紀卷廿五より引く

（一）正しくは武甕槌神又は武甕雷神と書く
（二）先驅せしむる意
（三）人形と土人形
（四）立派なる冠を云ふ
（五）たがへみだること

に輔佐す。是れ乃ち往古の　神聖、經津主神・健雷神（一）を遣はして諸〻の不順者を平らげ、二神に命じて　天孫に侍して、且つ天忍日命を先んずる（二）所以なり。故に神武帝、道臣命・饒速日命を封賞し、天種子命・天富命をして以て左右たらしむ。歴代因循して以てこの二職を重んず。夫れ土地あるときはその司を立て、人民あるときはその長帥を建つ。物あるときはその司を設け、事あるときはその職を命じて、師を置いて以てその道を教ふ。監を立ててその務を省み、以てその禮を糾しその事を記し、法を萬世に垂れ治平を天下に期す。是れ乃ち立官の禮なり。官立ち位定まるときは、百寮有司及び四民の制、その禮自ら正し、官位に因り尊卑に從つて、以て家宅衣服を制し、飲食器用を設け、交際言語の法を定め、冠昏喪祭の禮を正し、三綱を擧げて明德を明かにす。立官の義、その用大なる哉。否なれば乃ち官空しく設け位虛しく名ありて、その人にあらずしてその職を貪り、その功なくしてその高きに居る。玆に於て百官大いに紊れ職掌日に違ふ、猶ほ桃梗土偶（三）にして金蟬貂（四）を附くるがごとし。故に天下の禮上に混じて、四民下に僭紊（五）す。豈往古の　神聖の心ならんや。以上、立官の禮を謂ふ

（六）書紀卷三より引く。前に屢ゝ出づ

（七）卽位禮・大葬等の如く、恆例ならざる行事

（八）諸侯自身が奉伺するを朝といひ、使臣に代理せしめて挨拶するを聘といふ

（九）諸侯をもてなす宴

（六）神武帝の辛酉年春正月庚辰朔、天皇橿原宮に卽帝位す。是歳を天皇の元年と爲す。故に古語に稱めまうして曰さく、畝傍の橿原に底磐之根に宮柱太しき立て、高天之原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇を號けたてまつつて神日本磐余彥火火出見天皇と曰す。初め天皇天基を草創めたまふの日、大伴氏の遠祖道臣命、大來目部を帥ゐて密策を奉承りて、能く諷歌倒語を以て妖氣を掃蕩へり。倒語の用たること、始めてこれより起る。

謹みて按ずるに、是れ朝儀正旦を賀するの始なり。是歳卽位の元年故に、正月の賀あり。而も後世歲首に朝賀の禮を行ふと同じからずと雖も、正旦を賀することここに始まれり。是れ乃ち朝儀の禮なり。凡そ朝儀は朝廷の禮儀なり。朝廷は天地を以てその基を立て、天下は朝廷を以て標準と爲す。朝廷の威儀は以て嚴正なるに在り。凡そ　王朝の禮は年中行事あり、恆例あり、臨時（七）あり、每月の禮あり、公侯朝聘（八）の禮あり、饗燕（九）の禮あり、巡守・田獵・大射の禮あり、神社の祭禮あり、而して歲首慶賀の禮を以て大儀と爲す。正月は一年の始、歲序端を更め、萬物惟れ新なるの節、臣子畢く朝會拜賀してその慶を奉ず。信に義の當に然るべきなり。蓋し朝儀は一な

らず、代代の　聖主或はその例を追ひその風を慕ひ、或は新にその儀を立てその制を斟酌して、而して后に悉く備はる。その間多く習俗の儀ありて、以て因循し來る、又禮の大意を存するに足れり。

竊に惟みるに、朝賀は臣子　宸儀を拜慶するの禮なり。否なれば乃ち臣子の情安んずべからず。故に一月に朔・望[1]・晦の禮あり、その間また大朝賀の節あり、群臣悉く敬を　君上に致して以て祝頌を奉る。是れ臣子の分定なり。宴會は　君上宴を群臣に賜ふなり。饗あり、食あり、燕[2]あり。此れ上下交はり君臣和し、德業成りて相親愛する所以なり。故に朝賀を以て尊卑の禮を嚴にし、燕會を以て上下の情を和す。故に朝賀に由りてその威儀を正し、燕會に因りてその風雅を作し、外には以て禮容を觀、內には以て恩惠を廣む。然れば乃ち徒にこれを威しこれを儀するのみにあらず、徒に飮し食するのみにあらず、皆恭儉を訓へ惠慈を示す所以なり。夫れ　王朝の儀は載せて舊紀に粲然たり。然して能くその事物を致め以てその儀を正さば、乃ちその禮大いに成りて朝儀の實を啓くべし。後世外朝の例を必として以て　中國の禮に附會す、尤も不正の至りなり。以上、王朝の儀を謂ふ。

（一）十五日

（二）酒肴をふるまひ愉樂を主とす。上の饗食の二者は肴食を用ふるに止まる

（三）書紀を一本文より引く

（四）誓約書を書くこと。左傳に出づ、血を灑ぐとは、牲を殺してその血をすすつて神に誓ふを以ていふなり

（三）素戔嗚尊天に昇ります時に、溟渤鼓に盪ひ、山岳鳴り呴えき。これ則ち神性雄健が然らしむるなり。天照大神素よりその神の暴惡を知ろしめして、徑に詣りて問ひたまひき。素戔嗚尊對へて曰はく、吾れ元より黑心なしと。時に天照大神復た問ひて曰はく、若し然らば將に何を以て爾の赤心を明さんと。對へて曰はく、請ふ姉と共に誓はん、それ誓約の中に誓約之中、ここにはウケヒノミナカと云ふ必ず當に子を生むべし、如し吾れ生めらん是れ女ならば濁心ありとおぼせ、若し是れ男ならば淸心ありとおぼせと。

謹みて按ずるに、是れ神代の誓約にして乃ち後世誓盟の禮なり。凡そ誓は己れが信を明かにして人の疑を解く所以なり。事物の間或は未だ嘗てその疑なくんばあらず。疑を解くの道は、誓約して鬼神に祈ひ信を幽冥に期するに在り。故に大神誓を許して以てその淸濁の心を明かにす。後世これに因りて終に誓盟の禮あり。蓋し誓は唯だ言辭を以て神祇に請けてその信を約す。盟は物を以てその事を證して直にその信僞を決し、遠く神明に請けて血を灑ぎ載書す。（四）その禮は誓より嚴なり。猶ほ泥を釜に納れて煮沸し、手を攘げて湯の泥を探し、斧を火の色に燒きて掌に置く、これを盟神探湯と曰ふがごとし。盟神探湯、ここにはクカタチと云ふ。後世に及びて載書を作り血を灑いで神祇

(一) 書紀卷廿五の註より引く

(二) 辯明せざるを得ざる如くなるとなり

(三) 會盟

(四) 禮記の篇名

(五) 徒步にて渡る橋。輿梁は車にて渡る橋

に告ぐるの禮あり。(一)孝德帝位に卽きたまひ、群臣を召集して天神地祇に告げて曰はく、天は覆ひ地は載せ、帝道は唯だ一つ、而るに末の代澆薄ひて、君臣序を失ふ。皇天手を我れに假し暴逆を誅し殄てり。今共に心の血を瀝ぎつ、今より以後は君は二つの政なく、臣は朝に貳あることなし。若しこの盟に貳かば、天災し地妖し、鬼誅し人伐ちて皎きこと日月の如し。人皆聖賢にあらず、信あり僞あり、直あり曲あり、正しくして疑ふべからざるあり、奸にして疑ふなくんばあるべからざるあり。是れ天下の通情なり。神聖の教は人情事變に通じ、詳にその道を致む。故に端をここに起して戒を後に垂れ、言以てこれを結び明神以てこれを要す。左傳廿九に云はく、子貢曰はく、盟は信を周くする所以なり。故に心以てこれを制し、玉帛以てこれを奉じ、言以てこれを結び、明神以てこれを要すと。天下の疑惑忽ち解けて事物の大義決して行はるべし。否なれば乃ち人人疑を存すべく、戸戸各〻辯ず(二)べし。今誓盟の禮に襲つて信僞曲直一擧して道に歸す。その禮たること大なる哉。

或は疑ふ、君子屢〻盟つて亂ここを以て長ず、誓を作して民始めて畔き、會(三)を作して民始めて疑ふといへり。詩の巧言篇に云はく、君子屢〻盟つて亂ここを以て長ずと。(四)檀弓に、魯人周豐曰はく、殷人は誓を作して民始めて畔き、周人は會を作して民始めて疑ふと。愚謂へらく、聖人の道は能く天下の人情に從ふ、故に偏なく倚なく、徒杠(五)・輿梁成りて而して后民水を渉ることを病へず、盟誓以て約して而して后に民その疑を免るべし、人每にしてこれを試みば日も亦足らず。孟子離婁下に曰はく、子產鄭國の政を聽くに、その乘輿を以て人を溱洧に濟す。孟子曰はく、惠にして而も政を爲すことを知

らず。歲の十一月に徒杠成り、十二月に輿梁成る。民未だ渉ることを病へざるなり。君子その政を平かにせば行きて人を辟けしむるも可なり。焉んぞ人人にしてこれを濟すことを得ん。故に政を爲す者は人每にこれを悦ばしめんとせば日もまた足らずと。然れども盟誓には必ず禮あり。これを用ふるに禮を以てせざれば、民畔きて恥ぢず。何ぞ必ずしも誓盟のみならんや。凡そ知も仁もその道を致めざれば、猶ほ荑稗に如かず。孟子告(子)上に云はく、五穀は種の美なる者なり。苟も熟せざるを爲さば、荑稗に如かず。夫れ仁も亦これを熟するに在るのみと。專ら神を要して屢〻盟ふは、左傳襄九年に、要盟は質なし、神臨まざるなり是れこれを用ふるに禮を以てせざるなり。周豐が言の如きは、過ちて徵なし、何ぞこれを取るに足らんや。以上、誓盟の禮を論ず

(六)推古帝の十五年秋七月戊申朔、(三日)庚戌、大禮小野臣妹子を大唐に遣はし、鞍作福利を以て通事と爲す。

十六年夏四月、小野臣妹子大唐より至る。唐國、妹子臣を號けて蘇因高と曰ふ。即ち大唐の使人裴世清、下客十二人、妹子臣に從つて筑紫に至る。難波の吉師雄成を遣りて大唐の客裴世清等を召す。唐客の爲に更に新館を難波の高麗館の上に造る。六月壬寅朔、(七)丙辰、客等難波津に泊れり。この日飾船三十艘を以て客等を江口に迎へて、新館に安置しむ。ここに於て中臣宮地連磨呂・大河內直糠手・船史王平を以て掌客と爲す。爰に妹子臣奏して曰さく、臣參還の時に唐帝書を以て臣

(六)書紀卷廿二より引く

(七)十五日

に授く。然るに百濟國を經過の日、百濟人探りて以て掠め取りぬ。ここを以て上ることを得ずと。ここに群臣議りて曰さく、夫れ使人は死すと雖も旨を失はず、この使何ぞ怠つて大國の書を失ふやと。則ち流刑に坐す。時に天皇勅して曰はく、妹子は書を失ふの罪ありと雖も輒く罪すべからず、それ大國の客等聞くこと亦不良と。乃ち赦して坐せず。

秋八月辛丑朔、癸卯(一)、唐客京に入る。この日飾騎七十五疋を遣りて唐客を海石榴市の衢に迎へ、額田部連比羅夫以て禮辭を告す。壬子(二)、唐客を朝庭(廷)に召して使の旨を奏さしむ。時に阿倍鳥臣・物部依網連抱二人を客の導者と爲す。ここに大唐の國の信物を庭中に置く。時に使主裴世清親ら書を持ちて兩度再拜みて、(三)使の旨を言上げて立つ。その書に曰さく、皇帝、倭の皇に問ふ、使人の長吏大禮蘇因高等至でて懷を具にす、朕欽んで寶命を承けて、區宇を臨仰し、德化を思ひ弘めて含靈に覃し被らしむ、愛育の情遐邇に隔てなし、(四)皇命は海表に居て民庶を撫寧んじ、境内安樂にして風俗融和ぐといふことを知りぬ。深き氣至誠にして遠く朝貢を修ふ、丹欵之美、朕嘉ずることあり。(五)稱暄比常の如し。故に鴻臚寺の掌客裴世清等を遣りて稍く

(一) 三日
(二) 十二日
(三) 原本は「上使の旨を言て」と讀ます。誤ならん
(四) 日本書紀古寫本北野本其の他の異本は「皇介居海表」につくる。この方意味通じやすし
(五) 北野神社本により稱を稍に改め、「稍暄なり、比ろ常の如けん」と讀む方通じやすし

往の意を宣ぶ、幷せて物を送ること別の如し。時に阿倍臣(六)出で進みて以てその書を受けて進み行く。大伴囓連迎へ出で書を承けて、大門の前の机の上に置きて奏す。事畢りて退く。この時皇子諸王諸臣悉に金の髻華を以て頭に著せり。また衣服は皆錦紫繡織及び五色の綾羅を用ふ。一に云ふ、服の色は皆冠の色を用ふ。丙辰(十六日)、唐客等を朝に饗へたまふ。

九月辛未朔、乙亥(五日)、客等を難波の大郡に饗へたまふ。辛巳(十一日)、唐客裴世清罷り歸る。則ち復た小野妹子臣を以て大使と爲し、吉士雄成を小使と爲し、福利を通事と爲し、唐客に副へて遣はす。爰に天皇唐の帝を聘ひたまふ。その辭に曰はく、東天皇敬みて西皇帝に白す、使人鴻臚寺の掌客裴世清等至りて久しき憶ひ方に解けぬ。季秋薄く冷まし、尊何如に、想ふに淸念(悆)ならん。ここにも卽ち常の如し。今大禮蘇因高・大禮乎那利(雄成)等を遣りて往いて、謹みて白すこと(七)具ならず。

(八)一書に曰はく、群臣議して曰はく、妹子懈怠りて蕃國の表を失ふ、罪流刑にすべしと。狀を具にして聞奏す。天皇聖德太子に問ひたまふ。太子奏して曰さく、妹子が罪寔に寛うすべからず、然れども好を修め隣を善くすること妹子が功なり。加ふる

(六) 出進は一本「出レ庭」に作る

(七) 書簡に於ける白の字と不具の字の使用法に注意すべし。この兩字對者より同輩以上の者が使用するなり

(八) 聖德太子傳曆下

に隋國の使と共に來るを以てす。思ふこと復た如何。天皇大いに悅びて罪を宥す。又曰はく(一)、隋の帝の書に曰ふ、皇帝倭皇に問ふ云云を、天皇、太子に問ひて曰はく、この書如何と。太子奏して曰さく、天子諸〻の侯王に賜ふの書式なり。然して皇帝の字は天下一のみ。而るに皇の字を用ふ、彼れその禮ありと。天皇、太子以下を召して答書の辭を議したまふ。太子筆を握つてこれを書して曰さく、東天皇敬んで西皇帝に問ふ、云云、帝謹みて白すこと具ならずと。（通鑑綱目集覽に曰はく、隋の煬帝大業四年戊辰三月、倭國入貢す。倭王書を遣はして曰はく、日出づる處の天子、書を日沒する處の天子に致す、恙なきやと。）

謹みて按ずるに、是れ隣好を修するの始なり。隣とは何ぞ。以て相對すべきなり。好を修すとは何ぞ。氣候・水土・人物・事義以て好んずべく、以て通ずべければなり。同氣相求め同類相應ず。金は終に山に止まり、玉は終に水に入る、各〻その類に從ふは天の道なり。天地の博き、宇宙の渺たる、泛泛たるこの州嶋、唯り外國のみ事義を　中華に一にす。故に好を修し隣を善くす、猶ほ石水相投じ膠漆相入るがごとし。千載の　神聖一日に遇し、萬里の遠波一葦に航りす。これより隣交の道大いに啓け、互に相聘禮して外朝の經典廣く世に行はれ、人人聖賢の事迹を知り、文

（一）同書に又曰はくの意

字言語の用乏しからず、大いに　中國の治平を補ふ。是れ風の虎に從ひ雲の龍に從ひ、(三)雲行き雨施して品物大いに成る所以なり。隣を善くするの時、その賚懿ならずや。蓋し國の大小を以てすれば彼れは大なり、人治の遠近を以てすれば彼れは遼なり。土地廣し、故に人物衆庶なり。治平遼なり、故に事義疆なし。當時初めて書を制して「東天皇敬みて西皇帝に問ふ」を以てす。唯だ太子の大手筆のみにあらず、その志氣洪量にして能く　本朝の　中華たる所以を知ればなり。

夫れ外朝はその地博くして約ならず。治教盛なるときは畫するところ惟れ泛し、守文明かならざれば戎狄これに據る。(四)吳・越・荊楚の僭して諸侯に列し、(五)平王の洛に東遷する、或は(六)十六州を割きて以て契丹に賂ひ、或は(七)臨安に退き韃虜に臣と稱する、皆これ戎狄に逼めらるればなり。是れ一大土の中、地を畫し城を築きて以て封域を立て、境を四夷に接す。故に天下の勢或は南北に袤して東西に蹙り、或は東西に長くして南北に縮み、或は(八)九州・(九)十二州あり、或は(一〇)十道・(一一)二十三路を以てし、而して

（二）易の乾卦文言傳に「同聲相應じ、同氣相求む。水は濕に流れ、火は燥に就く。雲は龍に從ひ、風は虎に從ふ。云々、則ち各其の類に從ふなり」と出づ（三）同じく乾卦の彖辭に「大なる哉乾元、萬物資りて始む。乃ち天を統ぶ。雲行き雨施して、品物形を流く。大いに終始を明かにして、六位時に成る云々」と出づ（四）これ等の諸國は元來南蠻西戎の國に當り、春秋時代には勝手に王と稱せり（五）周の平王が犬戎の難を避けて都を鎬京より洛陽に遷したるを指す（六）五代晉の高祖石敬塘、北狄たる遼に臣事し十六州を割き與へて賄とし以てその援を得て唐を敗り、國を立てて晉と號せしを指す（七）宋の高宗の時、金の侵略に逢ひ、都を南京より臨安に退く（八）夏・殷・周の時代の行政區劃（九）元來舜が始めて分けし制なるも、漢の武帝も亦十二州を置けり。ここは漢を指すべし（一〇）唐代の區劃（一一）宋代の區劃

經畫一ならず、王統數〻姓を易ふ。是れ博くして約ならざるの失なり。人主治世の來るや久しくして、治亂盈虛大いに變じ、人心悉く澆訛す。(一)春秋の時、古(二)を去ること未だ遠からずして、亂臣賊子の君父を弑すること猶ほ草を薙るがごとく、大臣世臣の妖事を行ふこと猶ほ禽獸のごとし。是れ治道の變化し、微言(三)の日に隱るるの失にあらずや。唯り　中國はこれに反し、亘海に卓立して封域自ら天險あり、　神聖天に繼ぎ極を立ててより爾來、四夷竟に藩籬をも亦窺ふを得ず。　皇統連綿して天壤と窮りなし。況や　神代の治の悠久なる、　人皇の祚の永算なる、今日の澆季も亦尙ほ周の末より優れり。凡そ帝堯より今に至るまで四千有餘年、神武帝より今に至るまで二千三百餘年、堯より周の末に至るまで殆ど二千餘年なり。若し果して澆訛ならば當に鬼魅となるべしと言ふと雖も、唐の太宗、天下の治を論ず。(四)封德彝曰はく、三代以後人漸く澆訛なり云々と。魏徵曰はく、若し人漸く澆訛にして純樸に及ばずと言はば、今に至るまで應に悉く鬼魅となるべし、寧んぞ復た得て敎化すべけんや。(五)政要一、政體篇に出づ上古は人少くして氣淳に、治久しくして人多きときは氣漓くして人澆きは、天地の數なり。後世誠に古に及ばざること遠し。然れば乃ち人物も亦厚からざらんや。且つ往古の　神化、　人皇の聖治　神勅の明教、歷世の法令、知仁の行、威武の嚴、何事か外朝より乏しからん。故に彼れと相對して自ら　皇帝と稱し、好を修し隣を善くして、更にこれを恥ぢざる所以なり。

(一) 輕薄となること
(二) 三代聖治の時代を指す。春秋は魯の隱公元年（周の平王の時）より哀公十四年に至る二百四十二年間にして、この間、大義名分亂れ、孔子これを歎いて春秋を著はし亂臣賊子を貶したり
(三) 三代聖賢の言を指す
(四) 渤海の人、太宗の時仕へて尙書右僕射となる。佞人なりしを以て繆と諡す
(五) 貞觀政要、唐の太宗と名臣と政事を論ぜし問答錄なり。唐の吳兢の撰、全十卷

或は疑ふ、高麗・百濟・新羅の來朝するも、亦好を修し隣を善くするにあらずやと。愚謂へらく、新羅の王子來朝し、任那來貢すること、既に(六)崇神・垂仁帝の朝に在り。その後住吉大神、高麗・百濟・新羅・任那等を譽田天皇に賜ふ。(七)若櫻宮に及び壹たび戎衣して、各〻面縛して(八)櫬を輿ひ圖籍を封じて降す。(九)阿利那禮河を指して以て誓ひ、神祇を請うて以て盟ひ、伏して飼部となりてより、船の柁を乾さずして毎歳朝貢を絶たず。初めて國毎に官家を置き、海表の蕃屏と爲す。日本紀十七繼體紀に曰はく、夫れ住吉ノ神初め海表の金銀の國、高麗・百濟・新羅・任那等を以て胎中にいます譽田天皇に授け託れり。(一〇)故に大后(一一)氣長足姫尊と大臣武內宿禰と國毎に初めて官家を置きて海表の蕃屏と爲す。これより歷代子弟を以て質と爲し、常に朝貢す。否なれば乃ち征伐して以て(一二)不庭を懲す。然らばこれ海外の諸蕃は皆　中國の屬たり、唯だ外朝以て信を通ずべきのみ、諸蕃は隣と稱するに足らず。　中華終に聘禮を彼の地に行はず、往を厚くし來を薄くして、以て遠人を柔げ外國を懷くるのみ。

或は疑ふ、外朝も亦來聘するやと。愚按ずるに、　推古の朝に隋の煬帝は文林郎裴世清をして來聘せしむ。　天智の朝に唐客郭務悰等來聘す。その書に曰はく、大唐の帝敬みて日本國の天皇に問ふと。　天武の朝にも郭務悰また來聘す。その後　中

(六)　應神天皇
(七)　神功皇后
(八)　棺を背に負ふこと。降伏の禮なり。圖籍は地圖戶籍簿のごときを指す
(九)　未詳、或は鴨綠江ともいふ
(一〇)　原本、記に作るも、いま京極本により託にせり。素行所持本は古寫本にしてかかる相違多し
(一一)　神功皇后
(一二)　朝廷に來らざること

朝は遣唐使を置き信を外朝に通ず。然して外朝の書簡多く諸(一)侯王を以てす。世衰へ人訛りて、これを以て足れりと爲す。その失何くに在りや。唯だ端を記誦文字の俗儒に造め、以て我が國が我が國たることを知らざるに至る。噫、家雞を輕んじて野雉を愛す、何ぞ德の衰へたるや。（以上、善隣の禮を論ず）

(二)應神帝の二十八年秋九月、高麗王使を遣りて朝貢す。因りて表を上れり。その表に曰はく、高麗王、日本國に教ふといふ。時に太子菟道稚郎子その表を讀み、怒りて高麗の使を責むるに表狀の禮なきことを以てしたまひ、則ちその表を破りすつ。

謹みて按ずるに、是れ表狀の禮を正すなり。凡そ太子外朝の典籍を讀むことここに在て十五年。然らば乃ち外朝の文字相通ずること未だ遠からず。而して太子の聰明は通達せざるなしと雖も、中州が同氣相應ずるにあらざれば、如何ぞ速に弘(三)文の盛なることを得んや。高麗は我が屬國にして、表狀の無禮なる、太子表を破り使を責む。その嚴此の如し、志氣德量幷せ按ずべし。

(四)履中帝の四年秋八月辛卯朔、戊戌（八日）、始めて諸國に國史を置き、言事を記し四方の志を達す。

（一）我が國に對する書簡の禮が諸侯王に對するごとしとなり
（二）書紀卷十より引く
（三）文運弘通のこと
（四）書紀卷十二より引く、前に聖政章（一一三頁）にも出づ

謹みて按ずるに、是れ國史を置くの禮なり。

（五）推古帝の十二年夏四月丙寅朔、戊辰（三日）、皇太子親ら肇めて憲法十七條（を作りたまふ。）

謹みて按ずるに、是れ憲章の書を作る初なり。

（六）十六年、唐帝に聘ひたまふ。その辭に曰はく、東天皇敬みて西皇帝に白す。（詳しくは善隣の禮を論ずるの條を見よ）

謹みて按ずるに、是れ　詔書の禮なり。この後公式の禮大いに行はれ、新羅王・渤海王に　璽書を賜ふに、「天皇敬みて其の國の王に問ふ」を以てす。是れ乃ち　天子諸侯王に賜ふの書禮なり。凡そ文辭命令は國家の大禮なり。文字言辭の褒貶に因りて、以て尊卑親疎の禮を存す、（これ）後世國史の例たり。（七）草創・討論・潤色の義、更に忽にすべからず。

（八）二十八年、皇太子、嶋大臣と共に議りて天皇記及び國記・臣連伴造國造百八十部、幷せて公民等の本記を錄したまふ。（蘇我稻目宿禰が子馬子は飛鳥河の傍に家あり、乃ち庭中に小池を開り、仍つて小嶋を池の中に興す。故に時の人嶋の大臣と曰ふ。）

謹みて按ずるに、是れ　皇記・國記・本記を爲るの始なり。（九）孝德帝の四年、鞍作

（五）書紀卷廿二より引く。本章一二二頁にも出づ

（六）書紀卷廿二より引く。前に一四五頁に出づ

（七）外交文書を作るに對して必要なる三條件なり。論語憲問篇第九章に「子曰はく、命をつくるに、裨諶之れを草創し、世叔之れを討論し、行人子羽之れを修飾し、東里の子産之れを潤色す」と出づ。鄭の偉大なる外交家宰相子産特にこの義を愼重にして各〻人材を用ひて有名なり

（八）書紀卷廿二より引く

（九）皇極帝の四年即ち孝

德帝の元年の誤なり
(一) この事誤ならん。蝦夷は稻目の孫なり
(二) 書紀卷廿九、天武帝十一年三月の條に見ゆ、この作製の新字、殘存の說あれど今知るべからずと通釋に云へり
(三) 亂雜なる言語
(四) 咆え叫ぶ聲
(五) 前出五二頁の伊弉諾尊・伊弉冊尊二神の唱和を指す
(六) 嘖讓・誓約とは、天照大神が素戔嗚尊の暴惡に對して、稜威のをたけびを奮はし、稜威のころびを發して詰りたま

が事ありて、蘇我臣人鹿（更の名は鞍作） 父の蘇我臣蝦夷(一)（蝦夷は稻目の弟なり） 誅に臨みて悉く 天皇記・國記を燒く。船史惠尺卽ち疾く燒かるるところの國記を取りて中大兄（天智帝なり）に奉る。この時、往古の典籍悉く燒失す。その後 天武帝群臣に詔して帝紀及び上古の諸事を記し定めしめ、境部連石積等に命じて更に肇めて新字(二)一部四十四卷を造らしむ。これより連綿して典積日に造り、文書大いに世に行はる。然れども 中國往古の實記火に入り、舊紀明かならず、唯だ灰殘の燼竹を摘みて以て間この往事を存するも、亦萬世の戒と爲すに足れり。吁、惜しい哉。

或は疑ふ、言語文字を。愚謂へらく、人既に口舌あるときは音聲あり。故に情の發するところ自ら言語あり、言語あるときは終に文字の象あり。その直に出づるを聲と曰ひ、曲節あるを音と曰ふ。その形象以て通ずべきを字と曰ふ、その條理節あるを文と曰ふ。共に是れ天地人物自然の勢なり。豈唯だ 中國と外朝のみならんや。四夷の侏離(三)なるも、禽獸の嘷喝(四)するも亦然り。直その正を得ざるのみ。往古 神聖既に唱和(五)・嘖讓(六)・誓約の義、太玉命の稱讚(七)、天兒屋命の太諄辭あり、況や 天神の聖勅（ある）をや。素戔嗚尊(八)の稻田姫に於ける、彥火火尊(九)の豐玉姫に於ける、 神武

帝の御謠、道臣命の諷歌に至りては、乃ち章あり句あり、文あり藻あるをや。夫れ文字の作ること、その言語音聲に因りてその事物の形義を象り、端をその始に造して修飾楷模して、完きをその後に備ふ。蓋し往古假名の字あり、（俗に伊呂波と曰ふ）是れ乃ち文字の父母、言語の音象なり。以てその事を通じ、以てその情を表はす。後世因循増益して千變萬化の文字を爲りて、天下の用を爲す。音聲の委曲婉轉たるや、人情の精微幽玄なるや、繕寫して盡さざることなし。應神帝に及びて外朝の文字相通ず。字畫規楷殆ど中華の文字に類す。五音（一一）の平・上・去・入も亦これに異ならず。和漢の字相通用して、外國を譯するには漢字を以てし、言語を詳にするには倭訓を以てす。然らば乃ち中華の文字、その實は倭字に在りて、倭漢の字を以て互に相用ひて、以て天下の利を爲すなり。

或は疑ふ、今用ふるところの文字は皆外國の文字なり、知らず上古の文字何の形象

ひ、これに對して素戔嗚尊赤心を示さんとて御二方にて誓約したまひしを指す。書紀卷一本文に出づ。前出一四一頁參照　（七）　天照大神石戸隱の時の稱言、この時に天兒屋命の太詔辭もあり　（八）　出雲須賀の宮建立の時の歌「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重垣つくるその八重垣を」　（九）　贈歌の「沖津鳥鴨つく島にわがいねしいもは忘らじ世のことごとも」、豐玉姫の返歌「あか珠の光りはありと人はいへど、君がよそほひしたふとくありけり」を指す。書紀卷二に見ゆ　（一〇）　書紀卷三、兄猾を誅せられしときの饗宴に於ける來目歌（後出一五九頁參照）と、八十梟帥を國見丘に斬りたまひしときの御歌「かむかぜのいせのうみのおほいしにや、いはひもとへるしただみの云々、うちてしやまむ」等を指す。道臣命の諷歌は上の後者の歌に續いて「おさかのおほむろやに、ひとさはにいりをりとも、云々、みづ〳〵しくめのこらが、くぶつつい、いしつついもち、うちてしやまむ」と書紀卷三に見ゆるを指す　（一一）　支那語發音上の區分なり。ここには文字の音四種卽ち四聲をあぐるも、そのうちの平聲が更に上平・下平と分れて五音となるなり

(二)以下約六行*迄、版本は次の如し「往古の言語名字、その說その義、而今これを審にすべからず、强ひてこれを解するときは附會し來るに似たり。或は上古の辭あり、或は後世の訛言あり、或は漢字通用の語あり、或は方言あり、或は時俗の辭相襲るあり、大抵中朝の言語は

ありしやと。愚謂へらく、凡そ文字の制必ず時と變化す。往古の文書は鞍作が亂に悉く灰となり、その時既にこれを知るべからず。況や後世をや。且つ外朝の文字相通じて爾來、文學の史生・留學の博士、專ら外書を好み、その記するところ、その言ふところ、悉く漢語を用ふ。是れ倭漢の事義筆畫互に相因ればなり。鯛・鯔・年魚・堅魚・鰶魚の魚たる、柀・椎・梶・櫻・楓の木たるや、或は外朝の字義に同じからず、或は外書にその字なきの類甚だ多くして、皆國俗の制なり。

或は疑ふ、然らば乃ち何ぞ　中國の字編なきかと。愚謂へらく、外朝と　中國と天地の氣候を一にし、　神聖の揆を同じくして、人物事義殆ど異ならず。漢語の相襲ること猶ほ水の濕に流れ、火の燥に就くがごとく、少頃にして天下の人人皆倭字漢字相用ひ、外朝治平の遼遠、人物のその事に敏なる、文書史編字畫悉くこれを致せるに異ならず。故に　中州乃ちこれに因りて以て補益し來る。是れその短を措いてその長に就くの道なり。

竊に按ずるに、(二)往古人を以てノ乀と訓じ、(ノ音滅、乀音弗、今ヒトと曰ふは蓋し音の訛れるなり)月を以て續と訓ず。(續は日に次ぐの義なり。)民を以て田民と訓ず。(今タミと曰ふは、蓋し音の訛れるなり。)日を以て緋と訓じ、(その色の赤きに取る)星を以て眸

悉く訓故を用ひ、言辭の間事物尤も通じ易くして、文章辭令を盡すに足らず。外朝はこれに反し言語盡く音を用ふ、故に一事と雖も文字に謄さざれば明辨し難し。ここに於て文章及び辭令日に繁く年に累る」

子に訓じ、（眼裏の眸子に象どる）深を以て不可測と訓じ、淵を以て不知と訓ず。聖を以て非塵と訓じ、佛を以て浮屠家と訓ず。楮を以て穀樹と訓じ、飛を以て搏風と訓ず。及び田（多と天と音相通ず）・塵（知里と訓ず、蓋し里は音訛りて知武なり）・河（加和と訓ず。蓋し和は音訛りて加なり）の類、或は字義を用ひ或はその音を用ひて、自ら外朝の文字と相通ずるの屬枚擧すべからず。＊夫れ外朝の古は鳥迹（二）以て結繩に代へ、科斗（三）以て鳥形に代へ、篆籀（四）以て科斗に代へ、隷書以て篆籀に代へ、而して後に草書・飛白（五）の類相續いで起る。漢の時は周を去ること未だ遠からずして、而も科斗の文字は人これを解くことを得ず。然れば乃ち上古近代字畫の同じからざること外朝尚ほ爾り。況や武后（六）の圀の字（國の字なり）を作り、昌黎（七）が⿰犭足（音敦、上聲なり、錢を收めをはること）の字を作り、庵を隋・唐に奄に作り、十を唐音に平聲（唐詩は平聲と爲す、音當に諶と爲すべし。これを長安の語音と謂ふ。否なれば詩は叶はず）と爲す。∴の字は梵音にして詩人これを用ふ。（∴は伊の字にして佛書にこれを用ふ。唐の王維が詩に、「三點伊を成す猶ほ想あり」と）（八）綳の字これなくして升庵（九）これを用ふ。（綳は字書にこれなし、楊升庵は綳巾の義ありとす。）廉纚（一〇）は字ありて、音なく義なし。此の如きの類尤も多し。故に經史に出でざるの字あり、音義知るべからざるの字あり、或は

（二）上古は繩を結びて文字とし、後鳥の足迹に眞似て文字としたるを云ふ　（三）古代文字、おたまじやくしに似たるを以て云ふ　（四）篆籀隷共に古代文字、今印形等に用ふ。籀は周の宣王時代の作と傳へられ、大篆は秦のト士、小篆は秦の李斯・倉頡の作と傳へられ、隷は秦の程邈の作といはる　（五）後漢時代に作られし書體にして、かすりがきと云はる　（六）唐の高宗の后、一に則天武后といふ　（七）韓退之　（八）今は字書にあり、綸に通ず　（九）明の學者楊愼、著述の多き當時第一と稱せらる、升菴集八十一卷あり　（一〇）今の字書に、廉は廉の本字、纚は音攝にして絲の枝の意とす

奇字近作あり、或は釋梵俗字あり、或は叶韻(一)・假借あり。然して外朝の文字の祖は易を以て本と爲し、倚偶を以て畫を爲し、形(二)・事・意・聲を以て體と爲す。只だ日に便簡に趨り字楷(三)古意を失ふ。豈字畫の爾るのみならんや。事物の修飾はその道を以てせざるときは、その實泯沒してその古を失ふこと、併せ案ずべし。

或は疑ふ、これに因るときは、文學は必ず外朝を以て長ぜりと爲すやと。愚謂へらく、漢語の文學は外朝に倚らずしてはこれを知るべからず。故に推古帝好を修し隣を善くするの後、外國の通信已まず、留學生を置きて以て漢語を講じ肆はしむ。外朝の典籍來らざるなし。その吉備眞備(四)・阿倍仲滿の如きに至りては、盛唐の文人詩仙と相並びて愧ぢず。その風を慕ひ蹟を繼ぎて相興る者世世人に乏しからず。詩賦文章の集めて以て冊と爲すこと、亦何ぞ彼れに異ならん。抑も文學は我が文學にして彼れを必とせず。大底(抵)朝廷の紀錄・史書・勅集は皆漢字を假借して倭語を訓ず。その間專ら漢語を以てするあり、倭漢相襍はるあり、倭字を以てするあり、日本書紀・萬葉集・古今集及び六條宮の眞字(五)を以て伊勢物語を模謄し、菅爲長(六)が倭語を訓じて貞觀政要(七)を諺說する、是れなり。中朝の文學を知らずして漢文を學ぶ

(一) 或る音韻を他に通用すること。假借は同韻の文字を意味に關係なく借りて通用せしむること

(二) 漢字成立の六體の中の根本となれる、象形・指事・會意・諧聲のこと。これに轉注・假借の二つを併せて六書といふ。

(三) 字劃の法則

(四) キビノマキビとも讀む。また仲滿は仲麿とも書く、眞備は元正天皇の靈龜二年に唐に留學し、天平七年歸朝す、累進して右大臣に至り、大學者なり。嘗て唐の玄宗に見

は、猶ほ未だ人に事ふること能はずして鬼神に事へんことを問ふがごとし。

或は問ふ、書畫も亦中朝の法ありやと。愚謂へらく、既に文字あるときは未だ嘗て模楷(九)なくんばあらず。上古の事迹は今知るべからず。中古より以來、眞行艸の精秀なる、或は神に入り或は聖に入り、鬼神も亦感じ木石も亦動く。その勢は龍鳳を飛ばしその機は未然に通ずるの輩、相續いで連綿して各〻一家の風を興し、又外朝に相並ぶ。故に藤道長(一〇)・藤佐理(一一)及び野人若愚(一二)が書を善くするの稱、彼の國の書に見はれたり。況や畫手の妙更に彼れに愧ぢざるなり。凡そ文字の形象日に變じて、その觀るに壯なる者は、殆ど古意を失す。筆資の意を縱にする、點楷の手に任する、(一三)凌雲垂露の逞しき、可なることはこれ可にして、字畫の繇いて參差(一四)するところ、俗字の由つて興起するところなり。外朝の書を善くする者も亦然り。字變じて楷(書)となり、大いに古體を背きて、而して鍾繇(一五)・王羲之(一六)は楷を善くするを以て家に名あ

え、銀靑光祿大夫を授けられて名をあぐ。仲滿は眞備と共に留學し、詩名高く李白等と應酬して名あり。遂に歸朝せず、彼の地に仕へて邑三千戸を賜はる　(五)　伊勢物語の和文を全部漢字に書きかへしもの、「眞字伊勢物語」のこと。本居宣長は六條宮御撰を疑ひて、それより後のものとせり　(六)　鎌倉時代の學者菅原爲長。平政子に請はれて貞觀政要を國文に譯せり　(七)　唐の吳兢編、太宗と群臣と政事を論じたるものなり　(八)　論語先進篇第十一章に「季路、鬼神に事ふることを問ふ。曰はく、未だ人に事ふること能はずして、焉んぞ能く鬼に事へん」と出づ　(九)　法式のこと　(一〇)　藤原道長　(一一)　藤原佐理、入木道の名家。太政大臣實賴の孫。太宰大貳・兵部卿に至り、長德四年歿、年五十五。小野道風・藤原行成と共に三蹟の一人に數へらる　(一二)　一條天皇の皇子、御名明かならず。この事支那宋の眞宗時代の書、皇朝類苑に出づ　(一三)　書法の縱棒の上方の突出したると、下方の押へ止めたると　(一四)　出入あること　(一五)　三國時代、魏の人、字は元常、官は太傅に進み、定陵侯に封ぜらる。書は劉德升に學びて名人の域に達す　(一六)　晉時代の人、字は逸少、書の名人。官は右軍將軍たるを以て世に王右軍と稱す

る者なり。吁、修飾の禮、君子にあらずんばその實を得べからざるなり。（以上、文書の禮を論ず）

（一）書紀卷一本文より引く。前に屢く出づ

（二）素戔嗚尊の爲行甚だ無狀、天照大神これに由りて發慍りまして、乃ち天石窟に入りまして、磐戸を閉して幽居しぬ。故れ六合の內常闇にして晝夜の相代るわきも知らず。時に八十萬神天安河邊に會合ひてその禱るべきの方を計らふ。故れ思兼神深く謀り遠く慮りて、遂に常世の長鳴鳥を聚めて、互に長鳴せしむ。また手力雄神を以て磐戸の側に立て、中臣連の遠祖天兒屋命・忌部の遠祖太玉命は、天香山の五百箇眞坂樹を掘にして、上枝には八坂瓊の五百箇御統を懸け、中枝には八咫鏡を懸け、（一に云はく、眞經津鏡）下枝には青和幣（和幣、ここにはニギテと云ふ）・白和幣を懸でて、相與に致其祈禱す。又猿女君の遠祖天鈿女命は則ち手に茅纏の矟を持ち、天石窟戸の前に立ち巧に作俳優す。亦天香山の眞坂樹を以て鬘とし、蘿（蘿、ここにはヒカゲと云ふ）を以て手繦（手繦、ここにはタスキと云ふ）とし、而して火處燒き覆槽置かし、（覆槽、ここにはウケと云ふ）顯神明之憑談す。（顯神明之憑談、ここにはカムガカリと云ふ。）この時天照大神聞しめして曰ふ、吾れ比ろ石窟に閉居り、謂ふに當に豐葦原中國は必ず長夜爲かん、云何ぞ天鈿女命如此噱樂するやとのたまひて、乃ち御手を以て磐戸を細に開けて窺はす。時に手力雄神則ち天照大神の手を奉承り引き出し奉る。ここに中臣神・忌部神則ち端出之繩（繩、また左繩

（ここにはシリクメナハと云ふ）を界以し、乃ち請して曰さく、復たな還幸しそと。然して後に諸神罪過を素戔嗚尊に歸せ、科するに千座置戸を以てして遂に促徵る。

(二)古語拾遺

(三)原本、此に作る。誤なるべし。

(四)神武天皇八十梟帥を討ちたまひし後、その餘黨を道臣命密策をもつて殲す。諷歌は前出一五三頁頭註參照

(二)一書に曰はく、その物既に備へて天香山の五百箇眞賢木を掘にして、（古語、サネコジノネコジ）上枝に玉を懸け、中枝に靑和幣・白和幣を懸け、太玉命をして捧げ持たしめて稱讃さしめ、亦天兒屋命をして相副ひて祈禱さしむ。又天鈿女命をして眞辟葛を以て鬘と爲し、次に蘿葛（蘿葛はヒカゲ）を手繦と爲し、竹の葉・飫憩木の葉を以て手草（今タクサ）と爲し、手に著鐸の矛を持たしめて、石窟戸の前に於て覆誓槽し、（古語、ウケフネ、約誓の意）庭燎を擧げ巧作俳優をして相與に歌ひ舞ふ。ここに於て天照大神中心獨り謂はく、(三)比ろ吾れ幽居たり、天下悉く闇からん、群神何に由りてか如此歌樂すとのたまひて、聊か戸を開けて窺はす。云云。この時に當り上天初めて晴れ、衆俱に相見る。面皆明白、手を伸べ歌ひ舞ふ。相與に稱へて曰はく、阿波禮、（天晴を言ふ）阿那於茂志呂、（古語、事の甚だ切なる、皆阿那と稱す。言ふは、衆面明白なり）阿那多能志、（言ふは、手を伸べて舞ふなり。今樂事を指してこれをタノシと謂ふはこの意なり）阿那佐夜憩、（竹葉の聲なり）飫憩、（木の名なり、その葉を振るの詞なり）爾乃ち二神、俱に請して曰さく、復た還幸ことなかれと。謹みて按ずるに、是れ聲樂歌舞の禮なり。この後火闌降命俳優を爲し、道臣命密策(四)

を承奉りて能く以て謳歌する、皆樂の一事にして、竟に呂律を定め樂器を制し、曲調を立て舞節を習して、各〻一代の樂を制作す。蓋し樂は人心の和悅なり。中に和樂の實あるときは外に飾文の事あり、是れを情文これ稱ふと爲す。既に飾文の事あるときは音聲以て發し、手舞ひ足蹈む。ここに於て五聲(一)を考へ八音を合せ、六律(二)六呂を分ち、その七情(三)を節文して以てその聲容を正す。皆聖人その端を發して、その人を待つて以てその道を成さしむ。

凡そ禮は正しくして嚴なり、樂は和して安らかなり。禮は人情を節する所以なり、樂は神人を樂しむる所以なり。故に神祇に事へ上下を和し、人才を育し性情を養ふは、樂より大なるはなし、樂は獨り喜ぶにあらず、衆相會して以てその樂を成す。その制備はらざれば(成功を)得ず。是れその本を重んじて未だ嘗てその末を遺れず、その實を盡して未だ嘗てその文を舍てざるなり。徒その物ありてその道なきときは、教化を成すの實にあらず。徒その德を言ひてその制なきときは、神人を感ぜしむるの全きにあらず。聖人樂を制し、又四海とこれを共にして百世これを傳へんことを思ふ。豈本末偏廢せんや。

(一) 支那音樂に於て音色の種類を、宮商角徵羽の五つに分つ。八音は金石絲竹匏土革木の八種類の樂器の音

(二) 音樂の調子の基準となるものを陰陽に分け、陽を黃鍾・大蔟・姑洗・蕤賓・夷則・無射の六律とし、陰を大呂・夾鍾・仲呂・林鍾・南呂・應鍾の六呂とす

(三) 喜怒哀樂愛惡欲

神代は思兼神の慮に因りてその制するところの道大いに備はる。故に神も亦これに感じて、その功效廣大深切なること以て見つべし。この後、樂の制日に備はりて、(四)風・雅・頌以て正しく、神樂ありて以て神祇に事へ、樂舞ありて以て上下を和し、(五)催馬樂・(六)風俗ありて以て天下の俗を知り、或は四夷の樂あり、或は雜藝・(七)今樣ありて以て教化の德を示し、以て和樂(音洛)の實を發す。況や呂律・(八)樂府の詳なる、樂器の名物珍奇なる、(九)伶人の音律に通じ、舞曲の鬼神を感ぜしむる、更にその人に乏しからず。

(一〇)素戔嗚尊遂に出雲の清地(清地、ここにはスガと云ふ)に到り、乃ち言して曰はく、吾が心清清し。(これ今この地を呼びて清と云ふ。)彼處に宮を建つ。時に素戔嗚尊歌よみして曰はく、ヤクモタツ、イヅモヤヘガキ、ツマコメニ、ヤヘガキタツル、ソノヤヘガキヲ。

謹みて按ずるに、是れ詠歌の始なり。初め二神既に唱和ありて憙哉の辭を爲す、是れ乃ち歌曲の父母と雖も、未だ章句に及ばず。ここに至りて三十一字相備はりて萬世詠歌の基を爲す。この後下照姫が(一一)夷曲、(一二)彦火火尊の擧歌(彦火火出見尊及び豐玉姫贈答の二首を擧歌と曰ふ)あり。

(四)漢詩の六義のうちの三つ。性質上の分類に屬す
(五)神樂に似たる古代の俗樂
(六)風俗歌、即ちくにぶりの鄙歌。平安朝時代に行はる
(七)王朝時代の流行歌謠の一種。七五の音調にて八句乃至十二句
(八)歌曲用の詩の一體。漢の武帝制定す
(九)音樂師
(一〇)書紀卷一の本文より引く
(一一)この歌書紀卷二の一書に出づ。「あめなるや、おとたなばたの、うながせる、たまのみすまるの、あなたまはや、みたにふたわたらす、あぢすきたかひこね」「あまさかる、ひなつめの、いわたらすせと、いしかはかたふち、かたふちに、あみはりわたし、めろよしに、よしよりこね、いしかはかたふち」右二首を夷曲といふ
(一二)書紀卷二の一書に出づ。前出一五三頁註(九)參照

人皇に及びてこの道日に隆にして、以て天地を動かし鬼神を感ぜしめ、上下を和し人倫を正し、事物の情を通ずるに至る。是れ乃ち樂律のその一なり。蓋し内七情の蘊に因り、外その言辭に發して以てその懷を述ぶるものは、人情の道なり。既に言辭あるときは、章あり句あり、章句ありて以て詠ずべきときは、諷して託することあり、（諷歌と曰ふ、乃ち外國の風なり（一））陳べて直にするあり、（カゾへ歌と曰ふ、乃ち外國の賦なり）喩へて比するあり、（準擬歌と曰ふ、乃ち外國の比なり）起して引くあり、（譬へ歌と曰ふ、乃ち外國の興なり）正して平なるあり、（正言歌と曰ふ、乃ち外國の雅なり）祝ぎて壽するあり。（祝歌と曰ふ、乃ち外國の頌なり。）詞林言葉の繁き、文海筆藻の廣き、千變萬態、亦この六義に出でず。波流分派して天下皆詠歌す。ここに於て柿本人丸・山邊赤人（二）古今に獨歩し、當道に神仙にして、　朝廷これを以て教化を佐け、これを以てその賢愚を試み、人臣これを以て諷諫しこれを以て衷を表はし、鬼神以て感じ、人民以て和す。その繫るところ甚だ重く、その基するところ太だ深し。而して長歌・短歌・旋頭（三）・混本の類を制し、雜體また少からず。況や　二神の唱和に因り、上問下答の連歌（日本武尊に筑波の詠ありて、燭を秉る者九夜十日の答を獻る）洋洋乎として耳を盈す。（四）日本武尊常陸を歴て甲斐の國に至りて酒折宮に居ます、時に燭を擧りて進食す。この夜歌を以て侍者に問ひて曰はく、ニヒバリ、ツクバヲスギテ、イクヨカネツルと。諸の侍者答言えまうさず。時に秉燭者あり、王歌の末に續けて歌つて曰はく、カガナベテ、ヨニハコヨ、ヒニハトヲカヲ云々と。　是れ　中國の文物にして、猶

（一）以下支那の詩の六義の風・賦・比・興・雅・頌にたとへしなり

（二）二人ともに萬葉歌人中の第一流なり

（三）五七七、五七七の六句より成る。混本歌はこれの半分五七七の三句なる形をいふ

（四）書紀卷七に出づ

ほ外國の詩のごとし。代代の　勅撰、家家の別集、五車も亦轄を折るべし。且つ歌林の良材を集め、詞海の浮藻を聚め、文人これを書に筆し、女史これを冊に著はすこと、豈三萬軸のみならんや。後世に及びて漢語相通じ、外國の詩賦文章も亦大いに世に行はる。

凡そ李翰林(五)・王右丞は盛唐の詩人にして、天下これを稱す。而して阿倍仲滿相並びて贈答唱和す。陸龜蒙(六)・皮日休(七)は文人なり詩人なり、高致あり聰悟あり、而して釋圓載(八)交はり金蘭(九)に擬す。仲麻呂が如きは　中國の一書生なり、唐の肅宗の上元中、左散騎常侍安南都護に擢でられ累りに北海郡開國公に遷り、食邑三千戸、遂に唐に卒す。是れ人才の外朝に愧ぢざるなり。況や吉備眞備が博洽をや。菅・江(一〇)のその家に名ある、文藻詩集及び國史家集の廣く世に布きて以て洛紙(一一)の價を貴くする、豈外國の下風に立たんや。且つ詩文の禪に入り、南禪の信義堂(一二)、空華集あり相國の津絶海(一三)、蕉堅藁あり

(五) 李太白・王維。李白は玄宗朝に翰林に侍せしを以て、王維は官尚書右丞となるを以て共にかくいふ

(六) 字は魯望、唐の人、世に甫里先生と稱す、耒耜經・小名錄・笠澤叢書・甫里集あり

(七) 字は襲美、文章に巧に陸氏と交り善し、松陵唱和詩集あり

(八) 仁明天皇の朝、唐に遊學せる僧、歸朝の途海上に溺死す（異稱日本傳）

(九) 易繫辭上傳に「二人心を同じくすれば、其の利きこと金を斷つ。同心の言は其の臭り蘭の如し」とあるに基く

(一〇) 菅原家、大江家、共に學者の家柄

(一一) 晋の左思が齊都賦と三都賦とを作りし時、洛陽人爭うて傳寫し、爲に洛陽の紙價を高めしと云ふ故事より出づ

(一二) 義堂、諱は周信、空華と號す。夢窓國師の弟子、京都の南禪寺慈氏院の開山。空華集及び日工集あり

(一三) 絶海、諱は中津、常照國師と號す。夢窓國師の弟子、京都の相國寺勝定院の開山

少林の岩惟肖、(一)東海瓊華あり建仁の派江西、(二)東福の錬虎關、(三)濟北集あり嚴東沼、(四)流水集あり澤天隱・(五)三横川、京華集あり及び村庵(六)・月舟の等各〻横行して並び馳す、又枚擧すべからず。

或は疑ふ、先人曰はく、　中朝の文士にして名を外國に發したるは栗田(七)・阿倍のみと。然らば乃ち栗田・阿倍の才は吉備に賢るか。愚謂へらく、栗田入唐して武后宴を麟徳殿に賜ふこと、外國の史に見ゆ。栗田眞人は養老三年に卒し、遺行の今に稱すべきなし。仲滿は名を外國に播むと雖も、　中朝又その才を知るべきなし。吉備眞備は入唐して唐禮を詳にし、博く經史に涉り、以て　王化を輔佐し、大いに儒風釋典の禮を興し、武義兵法に通じ、籌を以て賊(八)を平げ、その功尤も懿なり。故に從八位下より正二位の右大臣に轉じ、下道(九)を改めて吉備姓を賜ふ。凡そ入唐の輩この上に立つべきものなし。竊に按ずるに、仲麻呂はこれに反す。夫れ信に美と雖も而も吾が土にあらざるは、人の情(一〇)なり。仲麻呂その鄕に還ることを放されて歸らず、唐に卒し、終に父母を省みず　王政を輔けず、家乏しくして葬禮に闕くることあり、又その賻(一一)襚を賜はる、眷遇此の如くして、而もその本を忘る。豈これ才の實ならんや。唐帝これを賞して美官大祿を以てす、外國の衰へたること亦幷せ按ずべし。

(一) 惟肖、諱は得岩、雙桂和尚と號す。南禪寺少林院住持、後小松天皇の朝の人
(二) 江西、諱は龍派、一華和尚と號す。東坡抄の著あり
(三) 虎關、諱は師錬、京都東福寺海藏院住持、元亨釋書の著あり
(四) 東沼、諱は周嚴（又は巖か）、京都の建仁寺栖芳院住持
(五) 天隱、諱は龍澤、建仁寺大昌院住僧、有集名默雲集の著あり。横川、諱は景三、相國寺の僧、京華集の著あり
(六) 希世、諱は靈彥、村庵と號す。南

（一二）神武帝東を征ちたまうて、菟田血原に於て酒宍を以て軍卒に班ち賜ふ。乃ち御謠して曰はく、謠これをウタヨミと云ふ（一三）ウタノタカキニ、シギワナハル、ワガマツヤ、シギハサヤラズ、イスクハシ、クヂラサヤリ、コナミガ、ナコハサバ、タチソバノミノ、ナケクヲ、コキシヒヱネ、ウハナリガ、ナコハサバ、イチサカキミノ、オホケクヲ、コキタヒヱネ。これを來目歌と謂ふ。今樂府にこの歌を奏ふときには、猶ほ手量の大小、及び音聲の巨細あり。此れ古の遺式なり。

謹みて按ずるに、是れ謠歌の初なり。夫れ謠は章曲なくして、是れまた詠歌の一體なり。凡そ神樂・催馬樂・風俗の歌ふところは皆これ謠なり。蓋し外朝の三百篇の（一四）詩は　中國の謠歌なり。　中州の三十一字の歌は、外國の律の詩なり。五言七言の詩は漢に起り、康哉（一五）の歌は唐・虞に出づ。　中朝の歌謠は共に端を　神代に造し、以て風を後世に隆にす。吁、上下を和し人情に通じ、鬼神に事ふるの道、太だ備はれる哉。以上、樂聲の禮を論ず

以上、禮儀の道を論ず。謹みて按ずるに、禮は天地に則り人情に順ひ事物を考へ、その至誠を致しその始終を省るの道なり。儀は威儀を正し以て修飾文章するの謂な

禪寺僧、詩の達者。月舟、諱は壽桂、建仁寺の僧、博學の名あり。（以上日本名僧傳に據る）

（七）菜田眞人・阿倍仲麿

（八）惠美押勝の亂

（九）始め下道朝臣を姓とす

（一〇）文意明瞭を缺く、人の情とは或は他人即ち他國人の情の意ならんか

（一一）死者に贈るはなむけと衣服

（一二）書紀卷三本文より引く

（一三）以下左側の當字は編者の註なり

（一四）詩經收載の詩を概數をもっていへり

り。禮立つときは儀行はる。故に國家を治平するに禮を以てせざれば、猶ほ衡なく繩墨なく規矩なきがごとく、その輕重・曲直・方圓終に知るべからず。禮を定むるに道を以てせざれば、猶ほ衡の正しからず、繩墨規矩の明かならざるがごとし。これを誣くに奸詐を以てするも亦その實を得べからず。五倫の大經、事物の周通、禮より善きはなし。禮は儀に因らざれば行はれず、儀は禮に本づかざれば誠なし。禮儀相因りて而して后に本立ち文成る。儀禮の天下に經緯たる、その品節甚だ多く、その條目數繁し。故に儀禮を制し修飾を審にすること、聖人にあらざれば虛しく道はれず、天子にあらざれば盡すこと能はず。その用や、人に親疎あり、貴賤あり、貧福あり、男女あり、長幼あり、官位あり、職掌あり。その事の吉や凶や軍や賓や嘉や、その物の衣服と云ひ飲食と云ひ、家宅と云ひ用器と云ふ。その威儀文章の隆殺、豈容易ならんや。故に天の道、地の義、民の行、禮を以てせざることなし。神聖その端を垂れて以て萬世に戒む、その旨亦大ならずや。

或は疑ふ、樂は禮と相對す、而今樂を以て禮に屬するは何ぞやと。愚謂へらく、樂も亦儀の禮なり、禮立つときは樂行はる、猶ほ天の地在るがごとし。天を曰ふとき

(一五) 太平を謳歌したる歌、堯・舜の時に出づ

(一) 隆にして繁きと殺風景にして簡なるとの處理の意

は、地その中に在り。

## 〇賞罰章

(三)二神共に日神を生みます。この子光華明彩して六合の内に照徹る。故れ二神喜んで曰はく、吾が息多ありと雖も、未だ若此靈異之兒はあらず。宜く久しくこの國に留めまつるべからず、自ら當に早く天に送りまつりて授くるに天上の事を以てすべし。故れ天柱を以て天上に擧ぐ。次に月神を生みます。その光彩日に亞げり、以て日に配べて治すべし。故れ亦これを天に送りまつる。次に蛭兒を生みます。已に三歳になるまで脚猶ほ立たず。故れ天磐櫲樟船に載せて風の順に放ち棄つ。次に素戔嗚尊を生みます。この神勇悍して安忍あり、且た常に哭泣を以て行と爲す。故れ國内の人民をして多に以て夭折にす、復た青山をして變枯にす。故れその父母の二神、素戔嗚尊に勅したまはく、汝甚だ無道、以て宇宙に君臨べからず、固に當に遠く根國に適ねとのたまひて、遂に逐ひたまひき。

(三)書紀卷一本文より引く。前に皇統章(一二二頁)に出づ

謹みて按ずるに、是れ 二神善を賞し惡を懲して私したまはざるの義なり。蓋し人

の情必ず喜怒あり。喜怒あるときは好惡あり。好惡は必ずその私するところに偏りてその至公を得ず、則ち善惡混じて正しからず。故に　神聖と雖も亦未だ嘗て取舍なくんばあらず。取舍の道、その分は親より始まる。親以て私せざるときは、その及ぶところ以て知るべし。今　中州の主を命ぜんと欲したまひ、而もその四子に於て、その名分の嚴なる、その取舍の正なる、是れ乃ち萬世賞罰の源なり。

天神(一)、經津主神・武甕槌神を遣はして葦原中國を平定せしめたまふ。ここに大己貴神は岐神を二神に薦む。故れ經津主神は岐神を以て郷導と爲し、周流りつつ削平ぐ。逆命者あるをば卽ち加た斬戮す。歸順者をば仍りて加た褒美む。

謹みて按ずるに、是れ賞罰の始なり。凡そ賞刑はその過不及を齊ふるの道にして、勸めて人を善に導き、懲して惡を人に示すの事なり。人の氣質同じからず、俗の風敎正しからざるときは、或は惡に習ひて恆と爲し、或は暴逆を以て業と爲す。故に刑以て威し、罰以て懲すは、君子のこれを愛する所以にして、惡(二)去聲んで以てこれを害するにあらず。刑賞以てこれを御せざれば善惡明かならず、君子の道消え小人の道長ず。愼まざるべけんや。以上、賞罰の儀

(一) 書紀卷二の一書より引く

(二) 去聲とは支那の發音法にして、ヲとよみニクムの意味なるを示す

(三) 書紀卷二の一書より引く

(四) 書紀卷三より引く。前に禮儀章(一三五頁)にも出づ

(五) 二日に當る

(三)大物主神及び事代主神乃ち八十萬神を天高市に合め、帥ゐて以て天に昇りてその誠款の至れるを陳す。時に高皇産靈尊、大物主神に勅すらく、汝若し國神を以て妻と爲せば、吾れ猶ほ汝を疏心ありと謂はん。故れ今吾が女三穗津姫を以て汝に配せて妻と爲ん。宜しく八十萬の神を領ゐて、永に皇孫の爲に護り奉れと。乃ち還り降らしむ。

謹みて按ずるに、是れ　天神賞を行ふの始なり。

(四)神武帝の卽位二年春二月甲辰朔、乙巳、(五)天皇功を定め賞を行ひたまふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂邑に居らしめ、以て寵異みたまふ。また大來目をして畝傍山の以西の川邊の地に居らしめたまふ。今來目邑と號く、此れその緣なり。珍彥を以て倭國造と爲す。(珍彥、ここにはウヅヒコと云ふ。)また弟猾に猛田邑を給ふ、因りて猛田縣主と爲す。これ菟田の主水部が遠祖なり。弟磯城名は黑速を磯城縣主と爲し、復た劍根といふ者を以て葛城國造と爲す。また頭八咫烏もまた賞例に入る。その苗裔は葛野主殿縣主部これなり。

謹みて按ずるに、是れ　人皇賞を行ふの始なり。功あるときは賞祿あるは、君臣の禮なり。然れどもその功を定めざれば大小輕重正しからずして、賞その道を失ふことあり。故に功を定めて而して後に賞を行ふ、是れ明世の事なり。　帝初東征の間、

策を奉り戈を荷ひて自ら難に當るの功臣勇士、擧げて數ふべからず。今賞を行ふの始め道臣命に在りて、頭八咫烏に及ぶ。その功を定むるの道大なる哉、公なる哉。

以上、行賞の禮

(一)天神葦原中國の邪鬼を撥ひ平けしめんことを欲し、天國玉の子天稚彦に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜ひて以て遣りたまふ。

謹みて按ずるに、是れその臣に賫するの始なり。蓋しその風聲を樹てて以て人の耳目を異にし、その勸勤の意を鼓舞し、その善忠の實を興動するは、人君治平の要道なり。故に賞すること以て厚くし、待すること以て深くして、而して後にその任ずるところ甚だ重く、その責むるところ能く通ず。天神この神を賞すること此の如くにして、而してこの神忠誠ならず、忽ちに還し投ぐるの矢に中りて命を隕す。その責速かに通ずること以て見るべし。後世將を立つるに、鈇鉞を賜ひてその器服を異にするは、皆賢を賢として有徳を崇奬し人心を興起する所以にして、端をここに造む。乃ち外朝の旌淑なり。(二)周書畢命に曰はく、淑慝を旌別し、厥の宅里を表し、善を彰はし惡を癉ましめ、これが風聲を樹つ。

(三)皇孫天鈿女命に勅すらく、汝宜しく所顯神名を以て姓氏と爲すべし。因りて猿女君の

(一)書紀卷二本文より引く

(二)書經にあり、畢命はその篇名。言ふこころは善惡を區別してその村里を表彰し、善をすすめ惡をこらして風習を善くすとなり。

(三)書紀卷二の一書より引く

號を賜ふ。故れ猿女君等の男女皆呼びて君と爲す。此れその縁なり。

謹みて按ずるに、是れその功に因り姓號を賜ふの始なり。神武帝東征の日、日臣命忠ありて且つ勇み加た能く導くの功あり、以て道臣の名を賜ふ。蓋し姓名の號は芳を百世に流へてその善心を鼓動する所以なり。故に姓を賜ひ氏を命ずるには必ず道あり。人臣これを時君に禀けざるときは、その姓氏を爲すことを得ず。その分、嚴なる哉。凡そ物部・大伴の姓たるは、その威武を以てなり。（饒速日命は物部氏の遠祖なり。物部は武夫の訓なり。道臣命は大伴氏の遠祖なり。日本武尊は靫部を以て武日に賜ひて以て大伴氏と爲す。）中臣・忌部の姓たるは、その中直にして祭祀を主どるに因りてなり。況や藤・橘・菅・江の分、源・平・紀・清(四)の派、未だ嘗てその勳業を以てせずんばあらず。夫れ名は實の著なり。實なくして名あるときは、竟に虚名となる。虚名にしてこれを後世に傳ふる者は臭を子孫に遺すなり。その賜ふところ、その受くるところ、愼まざらんや。（以上、賚賜の義）

(五)神武帝辛酉年春正月庚辰朔、天皇橿原宮に即帝位す。是歳を天皇の元年と爲す。故に古語に稱して曰さく、畝傍の橿原に底磐之根に宮柱太しき立て、高天之原に摶風峻峙りて、始馭天下之天皇を號けたてまつりて神日本磐余彦火火出見天皇と曰す。

(四) 清原氏

(五) 書紀卷三より引く。前に屢、出づ。

謹みて按ずるに、是れ人臣尊號を奉るの始なり。神代既に尊命の說あり。（神代は上を至尊と曰ひ、尊と曰ひ、自餘は命と曰ひ、並にミコトと曰ふ。）凡そ善惡の應終に掩ふべからず。故に臣善惡あるときは君これを糺し、君の善惡は天必ずこれを糺す。天言はずして人これに代る。所謂尊號の善惡これなり。後世に至り謚贈の制あり、唯だ人君その臣を賞黜するのみにあらず、臣子も亦その君父を議す。(一) 臣子これを議するにあらず、天下以てこれを議す。天下の議するは天の命なり。君臣の道愼まざるべけんや。夫れ一時の好惡を以て百世の榮辱を蒙る。未だその履歷を知らずして、而も一たびその號謚を聞くときはその人を知る。故に人心を勸化し善惡を興懲する所以の者ここに在り。然らば乃ち賞刑の實は人君に本づきて以て天下に流はり、行の迹、功の表は己れに出でて人に成る。（史記の謚法解に云はく、謚は行の迹にして號は功の表なり。行は己れに出で、名は人に成る。）是れその終の掩ふべからざるなり。（以上、尊號の禮）

諸(二)神罪過を素戔嗚尊に歸せて、科するに千座置戸を以てし、遂に促徵る。髮を拔かしむるに至りて以てその罪を贖ふ。亦曰はく、その手足の爪を拔きてこれを贖ふと。已にして竟に逐降ひき。

謹みて按ずるに、是れ刑罪贖流を行ふの始なり。凡そ刑は衆以てこれを惡み、事以

(一) 謚號を贈るについて、その人の行爲履歷に相應するごとく議するなり

(二) 書紀卷一本文より引く

（三）罪を調ぶること
（四）無實の罪
（五）事をつつしみ、人をあはれむこと
（六）ゆるがせにならぬ大なる事柄

て衆に渉り、その著しきこと掩ふべからずして、而して后にこれを察してその罰を行ふ。尊の無狀は六合常闇に至りその繫るところ最も博大なり。故に衆議してこれが刑を行ひ、又その科を贖ふ。刑罪の公と謂ふべし。これより人皇に至り、刑法大いに定まり、律令周く施し、天下悉く刑の懲すべきを知る。蓋し罰以てこれを恥かしめ、刑以てこれを害する、神聖豈これを欲せんや。否なれば乃ち善終に長ぜず、道終に行はれざればなり。故に聽斷の法を詳にし、詳讞（三）の議を謹み、寃抑（四）の屈を伸べ、死囚の決を親らして、以て刑憲を愼み、典獄の任を正し、欽恤（五）の誠を存し、濫縱を戒むるは、歷代　聖主の明戒なり。人は一たび死して生きず、身は一たび黥けて復らず、事は一たび謬てば千悔するも亦補はれず。故に至誠を以てこれに臨み、至明を以てこれを致して、而してその中とその孚を得べし。易の中孚の象に曰はく、君子以て獄を議し死を緩くす。

○以上、行罰の義

以上、賞罰の省を公にす。謹みて按ずるに、賞するときは勸み、罰するときは懲るるは、情の恆なり。神聖その人情に因りて以て政を制しその道を正す。是れ刑賞の大柄（六）たる所以なり。凡そ賞罰の道は極をその初に建てて效をその後に省るに在り。

その制初に明かならざれば、人その準的を守るを知らず。その效後に糺さざれば、人その終を克くする能はず。法の明かなる、猶ほ久しきときは怠り、緩くするときは褻る。故に巡守巡察の省あり、以てその政を陟黜して芳臭をその時に著はす。是れ治平の大權なり。唯だ人の歡ばんことを欲し人の畏れんことを欲して數〻賞刑し、一人の喜怒を私し一時の好惡を逞しうし、天下の公を以てせざるときは、人これに狎れこれを輕んじ、賞刑は勸懲の實を得ず。

或は疑ふ、明聖の君は刑賞錯いて用ひずと。然らば乃ち刑賞は衰世の政か。愚謂へらく、明聖の君は賞刑を審にして惑はず、故にこれを明聖と稱す。凡そ登用黜退は君子小人を擧錯するの道なり。既に人あるときは喜怒好惡あり、既に君臣あるときは慶賞刑罰あり、何ぞ唯だ人のみならんや。天地に春生秋殺あり、以て萬物を一齊するをや。外朝唐・虞の盛なる、(一)十六相を擧げ、四凶を錯てて、(二)大功二十(年)にして天子たり。その天命・天討といふ、是れなり。(三)皐陶謨に、天有徳に命ず、五服五つながら章かにせよや。天有罪を討つ、五刑五つながら用ひよや。知らず唐虞の外また聖明の君ありや。然らば乃ち賞罰の省は治教の要たる所以にあらずや。

(一) 舜十六の氏族を擧用し大いに善政を布く。四凶は共工・驩兜・鯀・三苗(苗族の三部)の四つの凶惡人にして、舜その罪を調べて流放す(左傳文公十八年)
(二) 舜二十年間大功を立つ(史記に據る)
(三) 書經の篇名

## ○武徳章

(四)伊弉諾尊・伊弉冊尊天浮橋の上に立たして、共に計らひて曰はく、底下に豈國なからんやとのたまひて、廼ち天之瓊（瓊は玉なり、ここにはトと曰ふ）矛を以て指下して探りしかば、ここに滄溟を獲き。その矛鋒より滴瀝る潮凝つて一の嶋と成り、名づけて磤馭盧嶋と曰ふ。

(五)一書に曰はく、天神、伊弉諾尊・伊弉冊尊に謂りて曰はく、豐葦原千五百秋之瑞穂地あり、宜しく汝が往きて循すべしと。廼ち天瓊戈を賜ふ。ここに二神天上浮橋に立たして戈を投して地を求む。因りて滄海を畫して引擧ぐるとき、即ち戈鋒より垂り落つる潮結りて嶋となる、名づけて磤馭盧嶋と曰ふ。

(六)一書に曰はく、豐葦原千五百秋之瑞穂國は、大八洲未だ生らざる以前已にその名あり。名字ありと雖も而も形相なし。強ひてその形を字して天瓊矛と爲すものなり。大八洲國は卽ち瓊矛の成れるところなり。

謹みて按ずるに、大八洲の成ること、天瓊矛に出でて、その形乃ち瓊矛に似たり。故に細戈千足國と號す。宜なる哉 中國の雄武なるや。凡そ開闢以來 神器靈物甚

(四) 書紀卷一本文より引く。前に神器章（四三頁）に出づ

(五) 書紀卷一の一書。前に中國章（一五頁）に出づ

(六) 元元集卷五。前出一五頁に引くところと多少異なる

だ多くして、而も天瓊矛を以て初と爲す。是れ乃ち武德を尊び以て雄義を表するなり。

(一)素戔嗚尊天に昇ります時に、溟渤鼓に盪ひ、山岳鳴り响えき。これ則ち神性雄健が然らしむるなり。天照大神素よりその神暴惡を知ろしめして、來詣る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚きたまひて曰はく、吾が弟の來ること、豈善き意を以てせんや。謂ふに當に國を奪はんとするの志ありてか。夫れ父母の既に諸〻の子に任させたまひて、各〻その境を有たしむ。如何ぞ就くべきの國を棄て置きて、敢へてこの處を窺窬ふやと。乃ち髪を結げて髻にし、裳を縛ひて袴とし、便ち八坂瓊の五百箇御統を以て、(御統、ここにはミスマルと云ふ)その髻鬘及び腕に纏ひ、また背に千箭の靫(千箭、ここにはチノリと云ふ)と五百箭の靫とを負ひ、臂に稜威の高鞆(二)を著き、(稜威、ここにはイツと云ふ)弓彇を振起て、劔柄を急握り、堅庭を踏んで股に陷し、沫雪のごとく以て蹴散かし、(蹴散、ここにはクヱハララカスと云ふ)稜威の雄誥を奮はし、(雄誥、ここにはヲタケビと云ふ)稜威の嘖讓を發して、(嘖讓、ここにはコロビと云ふ)徑に詰て問ひたまふ。

(三)一書に曰はく、日神本より素戔嗚尊の武健して物を陵ぐの意あることを知ろしめせり。その上り至るに及び便ち謂さく、弟の來ませる所以はこれ善き意にあらじ、

(一)書紀卷一本文より引く。一部分前に禮儀章(一四一頁)に出づ

(二)普通トモと讀む

(三)書紀卷一の一書

必ず當に我が天原を奪はんとならんとのたまひて、乃ち丈夫の武備を設けたまふ。躬に十握劍・九握劍・八握劍を帶き、また背の上に靫を負ひ、また臂に稜威高鞆を著き、手に弓箭を握り、親ら迎へて防禦ぎたまふ。

(四)一書に曰はく、天照大神 弟 の惡き心ありと疑ひたまひて、兵を起して詰問たまふ。

一書に曰はく、日神曰はく、吾が 弟 上來す所以は復た好き意にあらじ、必ず我が國を奪はんと欲らんか、吾れ婦女と雖も何ぞ避らんやと。乃ち躬に武備を裝ふと。云云。

謹みて按ずるに、是れ 日神武備を裝ひ兵を起したまふの義なり。 日神の聖靈なるや、天下誰かこれに敵せん。而して猶ほ大丈夫の備を設けて以て防禦したまふ。是れ戒を萬世に垂れ備を未然に設けしむるの謂なり。蓋し備は豫め爲すの義なり。備あるときは安く、備なきときは敗る。天下の事物皆然り。況や兵の用たる、必ず不虞あり不意あり。故に遠く慮り深く思ひて以て武備を裝ふときは、難に臨みて患なし。素戔嗚尊は 神の弟にして、而もその武德を嚴にし責めたまふものは、その無狀を以て天に臨みたまはば、八洲これが爲に泯滅し、黎元これが爲に沈淪せんこ

(四)書紀卷一の一書

ことを思したまへばなり。武威を裝ひてその機を懲らしたまふ、最も畏るべし。

(一)高皇産靈尊は眞床覆衾を以て天津彦國光彥火瓊瓊杵尊に褁せまつり、則ち天磐戸を引開け天ノ八重雲を排分けて、以て奉降す。時に大伴連ノ遠祖天忍日命は來目部の遠祖天槵津大來目を師ゐ、背には天磐靫を負ひて、臂には稜威高鞆を著き、手には天梔弓・天羽羽矢を捉り、及び八目鳴鏑を副持へ、又頭槌劔を帶きて、天孫の前に立たして遊行降來りたまふ。

謹みて按ずるに、草昧の際、非常の戒これを忽にすべからず。故に天ノ忍日命は軍裝を備へて、以て前驅してその懐むところに敵す。威武の道設けて怠らざるは、終を克くするの戒なり。況や天孫の初めて降りたまふをや。

(二)神武帝の甲寅冬十月丁巳朔、辛(三)酉、天皇親ら諸〻の皇子舟師を帥ゐて東を征ちたまふ。戊午年春二月丁酉朔、丁(四)未、皇師遂に東に舳艫相接げり。方に難波の碕に到りたまふ。夏四月丙申朔、甲(九日)辰、皇師兵を勒へて步より龍田に趣く。而るにその路狹嶮して人並行くことを得ず。乃ち還りて更に東のかた膽駒山を踰えて中洲に入らんと欲す。時に長髓彥聞きて曰はく、夫れ天ツ神の子等の來す所以は、必ず

(一)書紀卷二の一書より引く。前に神知章(九四頁)に出づ

(二)書紀卷三より引く
(三)五日
(四)十一日

將に我が國を奪はんとすといひて、則ち盡に屬兵を起して、これを孔舍衞坂に徼りて、これと與に會戰ふ。

謹みて按ずるに、是れ　人皇東征したまうて　中州を定めたまふの武威なり。舟師あり、步兵あり、會戰あり、神策あり、神瑞あり、凱歌あり、祭齋あり。戰勝ちて戒を存し、以て營を別處に徙したまひ、聊か以て御謠を爲して將卒の勞を慰めたまふ。士卒を練りて誠信を示し、功を六年に建てたまふ。その兵律の制、神謀の略、陳營器械の用法、元將偏帥(五)の撰任、備へずといふことなし。故に井光(六)が尾ありしも、(七)土蜘蛛が手足の長きも、その術を著はす能はず。況や長髓彥が愎恨、菟田の兄猾が逆謀、竟に戮殺せられて區宇安定し、　中州初めて平らぐ。その策その兵、皆神より出づ。神は乃ち天なり。天以てこれに授け、人以てこれに與す。是れ　帝の神武たる所以なり。

或は疑ふ、天授け人與し、神武にして殺さざる者は聖人の兵なり。然らば乃ち何ぞこの許多の誅戮あるや。愚謂へらく、草昧の間、草木咸く言ひ、邪鬼蠅聲を爲す。各自封境を建てその有を占む。神兵にあらずんば終に速成の功を得べからず。

(五) 一方の大將
(六) 吉野に穴居せし豪族。吉野首部の遠祖たり、
(七) 高尾張邑その他諸處の原始穴居の土豪

流るる血の踝を沒れ、（菟田兄猾、罪を獲、その屍を陳してこれを斬る、流血踝を沒る、故にその地を號けて菟田血原と曰ふ）屍を僵し臂を枕にするは、（土蜘蛛を誅す、賊衆戰ひ死せて屍を僵し臂を枕し處を呼んで頰枕田と爲す）會戰誅殺の制なり。(一)桀が犬は堯に吠ゆ、何れの時か黨奸の賊徒なけん。況や屯蒙をや。その神兵に死する者は、天のこれを討つところなり。その他は民を易へずして以てこれを治む。(二)東征六年の間、その兵を鳴らすこと僅に一年、（戊午の年春二月より己未の年春二月に至る）而して中國風塵を絕しぬ。神武不殺の大兵、天授け人與する至德、併せ考ふべし。（以上、神聖の武）

(三)高皇產靈尊更に諸神を會へて當に葦原中國に遣はすべき者を選びたまふ。僉曰さく、磐裂根裂神の子磐筒男・磐筒女の生れませる子經津主神これ將佳ん。時に天石窟に住む神、稜威雄走神の子甕速日神、甕速日神の子熯速日神、熯速日神の子武甕槌神ます。この神進みて曰さく、豈唯だ經津主神のみ獨り丈夫にして、吾れは丈夫にあらずや。その辭氣慷慨。故れ以て即ち經津主神に配へて葦原中國を平けしむ。云云。故れ大己貴神、乃ち國を平けし時杖けりし廣矛を以て二神に授けたてまつりて曰はく、吾れこの矛を以て卒に功治せることあり、天孫若しこの矛を用ひて國を治めたまはば、必ず平安ましまさん。

（一）夏の桀王の如き暴君にかはる犬は堯の如き聖主にも吠ゆ。人の善惡にかかはらず主命に從ふを云ふ

（二）昔ながらの儘にして置くこと

（三）書紀卷二本文より引く

謹みて按ずるに、是れ　天神撰將の義なり。蓋し兵を用ふるの要は一に軍將に在り。將は軍の司命にして勝敗の源なり。　天ツ神三たび群神を會ひて以てこの二將を得、終にその功を遂げたまふ。撰ぶところ任ずるところ、共にその道を得るなり。二神(中國を)(四)平順して　天孫臨降りたまひ、以て萬億世の　皇系を開きたまふ。その武威、吁務めたる哉、懿なる哉。大己貴奉るところの廣矛も亦靈器なり。凡そ兵は律を以て興し、策を以て立ち、器械を以て用と爲す。兵武の字、皆その器を以てす。況や　中國は初より瓊矛あり、以てこの洲を成し、　天ツ神寶劔を以て神器に備ふるをや。宜なる哉、二神の刄に血ぬらざるの勳あることや。

(五)神武帝東を征ち、大伴氏の遠祖日臣命、大來目督將元戎を帥ゐて山を蹈み行を啓く。

(六)先人曰はく、神武天皇東征の日、物部氏祖道臣命軍帥たり。物部氏は恐らく誤か、大伴氏なり。道臣命は乃ち日臣命の名なり。

謹みて按ずるに、是れ　人皇撰將の始なり。蓋し將は才以て物を將ゐるに足れるの稱なり。帥は智以て人を帥ゐるの名なり。危急草屯の時、その用最も將帥に在り。滔滔たる武夫も謀を好み機を挫くの精にあらざれば、未だその任に中らず。故に將帥の用たる、必ずしも攻戰を以てせず、折衝屈敵の智を要し、誠信撫敎の實を本に

(四) 自筆本烈に作るは誤

(五) 書紀卷三より引く

(六) 職原鈔より引く。但し割註は素行

し、その任重し。その撰豈得易からんや。道臣命殆どそれ斯れか。上に　神武の聖あり、下に賢才の應あり、その區宇を制し功業を弘むること、利せざるところなく、成らざるところなき所以なり。以上、將帥を撰ぶ

(一)高皇産靈尊、天稚彦に天鹿兒弓及び天羽羽矢を賜うて以て遣はす。

謹みて按ずるに、是れ　天神將に節刀を授けたまふの義なり。人皇に及び　景行帝鈇鉞を以て日本武尊に授けたまふ。これより連綿修飾して立將の禮あり。凡そ節度はその信を示す所以なり。斧鉞は刑戮を專らにする所以なり。軍旅の制は以て私すべからず、人臣又專制するの義なし。故に風聲(二)を四方に樹て、天表(三)を愾むところに著はし、將帥一たび閫外(四)の寄を受け、時中の宜しきに適ひ、ここに於て三軍の任ここに歸して、その倚付を二三にすることなし。蓋し將相は天下の師なり。その才その德並び行はざればその實を得ず。天下安きときは意を相に注け、天下危きときは意を將に注く。然して安きこと常に安からず、一人齟齬杌隉(五)あれば即に危に轉ず。人君無事の日、人才彙進の時に當り、その器を儲へて以て急難に備へ、　天寵の優を隆にし、懷綏(六)の德を布かしむるときは、凡て事成らずといふことなし。將に、兵

(一) 書紀卷二本文より引く
(二) 前出一七〇頁參照
(三) 天子の威光
(四) 征夷の任
(五) 危きさま
(六) 安んじなづけること

に將たると、將に將たると、將相兼任するとあり、知信仁勇忠あり、禮將嚴將あり。然してその本は知仁勇の三に在り。兵を擧げて不庭を討ずるが若き、その撰將を精しくせざるときは、自ら傾覆を招きて以て三軍を塞にするなり。古來その任を重んずること亦宜ならずや。以上、節度を賜ふ

(七)神武帝卽位の二年、春二月甲辰朔、乙巳(二日)、天皇功を定め賞を行ふ。道臣命に宅地を賜ひて築坂邑に居らしむ、以て寵異みたまふ。また大來目をして畝傍山の以西の川邊の地に居らしむ。今來目邑と號く。此れその緣なり。珍彥を以て倭國造(八)と爲す。珍彥、ここにはウヅヒコと云ふ。 また弟猾に猛田邑を給ふ、因りて猛田縣主と爲す。これ菟田の主水部が遠祖なり。弟磯城名は黑速を磯城縣主と爲す。復た劒根といふ者を以て葛城國造と爲し、また頭八咫烏もまた賞例に入る。その苗裔は卽ち葛野主殿縣主部これなり。

謹みて按ずるに、功を定め賞を行ふは軍國の盛事なり。賞その功に當らざれば禮明かならず。功なくして賞あるときは、小人進みて佞奸行はる。故に賞を行ふこと必ずその功を定むるに在り。今 大君命あり、國を開き業を建つ、その時最も畏るべし。ここに於て賞はその禮を踰えずして、功臣全きを保ち國家安靖なり。蓋し賞罰

(七)書紀卷三より引く。前に禮儀・賞罰章に出づ

(八)原本ここアヤツコと訓ず、他の所はミヤツコとあればそれに從へり

は人君の大柄なり、更にこれを忽にすべからず。金帛器物祿位土地の與奪、その撰を精しくせざればその實を得ず、功を定め賞を行ふの一句、萬世行賞の模格なり。

以上、行賞の格

(一)景行帝の二十五年秋七月庚辰朔、壬午(三日)、武內宿禰を遣はして北陸及び東方諸國の地形、且た百姓の消息を察せしめたまふ。

二十七年春二月辛丑朔、壬子(十二日)、武內宿禰東國より還へりまうきて奏言く、東夷の中に、日高見國あり、その國人男女並に椎結身を文げて、人となり勇悍し。これを摠べて蝦夷と曰ふ。また土地沃壤て曠し、撃ちて取るべしと。

四十年夏六月、東夷多く叛きて邊境騷動む。秋七月癸未朔、戊戌(二)、天皇斧鉞を持り以て日本武尊に授けて曰はく、朕聞く、其の東夷は識性暴强くて凌犯を宗と爲し、村に長なく、邑に首なく、各〻封堺を貪りて並に相盜み略む。また山に邪神あり、郊に姦鬼あり、衢に遮り徑に塞り、多く人を苦しましむ。其の東夷の中に蝦夷はこれ尤も强し。男女交はり居て、父子別なく、冬は則ち穴に宿、夏は則ち樔に住む。毛を衣き血を飮みて、昆弟相疑ふ。山に登ること飛禽の如く、草を行ること走獸の如

(一) 書紀卷七より引く。一部前に中國章(二九頁)に出づ

(二) 十六日

し。恩を承けては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ。ここを以て箭を頭髻に藏め、刀を衣の中に佩けり。或は黨類を聚めて邊界を犯し、或は農桑を伺ひ以て人民を略む。撃てば草に隱れ、追へば山に入る。故に往古より以來未だ王化に染はず。今朕汝の人となりを察るに、身體長大、容姿端正、力能く鼎を扛ぐ、猛きこと雷電の如く、向ふところ前なく、攻むるところ必ず勝つ。即ち知りぬ、形は則ち我が子にて實は則ち神人なり。これ寔に天の朕れ不叡且つ國の不平を愍みたまうて、天業を經綸め、宗廟を絶えざらしむるか。亦この天下は則ち汝の天下なり、この位は則ち汝の位なり、願くは深く謀り遠く慮りて、姦を探り變を伺つて、示すに威を以てし、懷くるに德を以てし、兵甲を煩はさずして自らに臣隷しめよ。即ち言を巧みて暴神を調へ、武きことを振つて以て姦鬼を攘へと。ここに於て日本武尊以て斧鉞を受けたまはり、以て再拜たまひて奏して曰さく、嘗て西を征ちし年、皇靈の威に賴り三尺劒を提りて熊襲國を撃つ、未だ浹辰も經ず、賊首罪に伏しぬ。今また神祇の靈に賴り、天皇の威を借りて、往きてその境に臨みて、示すに德教を以てせんに、猶ほ服はざることあらば、即ち兵を擧げて撃たん。仍つて重ねて再拜まつる。

冬十月壬子朔、癸(一)丑、日本武尊發路たまふ。爰に日本武尊則ち上總より轉りて陸奥國に入る。時に大鏡を王船に懸けて、海路より葦浦に廻り、横に玉浦を渡りて蝦夷の境に至る。蝦夷の賊首嶋津神・國津神等、竹水門に屯みて距がんと欲す。然して遙に王船を視て、豫めその威勢を怖ぢて、心の裏に可勝ちたてまつるまじきことを知りて、悉く弓矢を捨てて望みて拜んで曰はく、仰ぎて君が容を視れば人倫に秀れたまへり。若しくは神か、姓名欲知。王對へて曰はく、吾はこれ現人神の子なりと。ここに蝦夷等悉く慄りて則ち裳を褰げ、浪を披けて自ら王船を扶けて岸に著く、仍つて面縛れて服罪ふ。故にその罪を免したまふ。因りて以てその首帥を俘にし(二)從身らしむ。蝦夷既に平ぐ。

謹みて按ずるに、是れ東夷征伐の始なり、これより蝦夷朝貢して怠らず、教化大いに東方に行はれ、綿綿として以て今日に至る。武内宿禰の機を知るや、日本武尊の雄武なるや、神劔の發威なるや、靈鏡の明光なるや、殆ど武德の盛なるなり。故に帝終にその功名を錄して以て武部を定めて、これを後世に示したまふに至る。凡そ(三)少碓王の兵を用ふること、西に東に向ふところ敵なく　王を勤めて息ふことなし。

(一) 二日

(二) 原本ミモトとあり、ミトモの書誤りなるべし

(三) ヲウスとも讀む、日本武尊なり

惜しい哉、瘴(四)の害してその命を夭することや。（以上、東夷を征す）

(五)神功帝住吉大神の教に因り、便ち髪結分たまひて髻と爲し、因りて以て群臣に謂りて曰はく、夫れ師を興し衆を動かすは國の大事なり、安危成敗必ずここに在り。今征伐つところあり、事を以て群臣に付く、若し事成らざれば罪群臣にあらん。これ甚だ傷きことなり。吾れ婦女にして加以不肖、然れども暫く(六)男貌を假りて強ちに雄略を起し、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助に籍りて、兵甲を振して嶮浪を度り艫船を整へて以て財土を求めん。若し事就らば、群臣共に功しきことあらん、事就らざれば(吾れ)獨り罪あらん。既にこの意あり、それ共に議らへと。群臣皆曰さく、皇后天下の爲に計ります、(七)宗廟社稷を安んぜん所以なり。且つ罪臣下に及ぶまじ。頓首、詔を奉る。

(八)秋九月庚午朔、己卯、(十日)諸國に令して船舶を集へて兵甲を練らふ。時に軍卒自ら集ひ、爰に吉日を卜へて臨發日あり。時に皇后親ら斧鉞を執りたまひて三軍に令りて曰はく、金鼓節なく、旌旗錯亂れんとき、士卒整はず、財を貪りて多欲

(四) 山川の毒氣
(五) 書紀巻九より引く
(六) 籍るに同じ
(七) 普通は「宗廟社稷を安んぜん所以を計ります」と讀む。今原本の讀方に從ふ
(八) 仲哀天皇の九年

して私を懷ひ内顧せば、必ず敵の爲に虜れなん。その敵少くとも勿輕りそ、敵强くとも無屈ぢそ、則ち奸暴をば勿聽しそ、自らに服らんは勿殺しそ。遂に戰勝つ者は必ず賞あり、背走るは自ら罪あらん。

冬十月己亥朔、辛丑(三日)、和珥津より發ちたまふ。時に飛廉風を起し、陽侯浪を擧げ、海の中の大魚悉くに浮きて船を扶み(一)、則ち大なる風順に吹きて帆舶波に隨ひ、檝(二)楫を勞はずして便ち新羅に到る。時に(三)隨船潮浪遠く國の中に逮ぶ。即ち知る、天神地祇の悉くに助けたまふか。新羅王ここに於て戰戰栗栗、厝身無所、則ち諸人を集へて曰はく、新羅の國を建ててより以來、未だ嘗て海水の國に凌ることを聞かず、若し天運盡きて國海とならんか。この言未だ訖らざる間に、船師海に滿ちて旌旗日に耀く、鼓吹聲を起して山川悉く振ふ。新羅王遙に望みて以爲らく、非常の兵將に己が國を滅さんとす。讋ぢて失志す。乃今醒めて曰はく、吾れ聞く、東に神國あり日本と謂ふ、亦聖の王あり天皇(四)と謂ふ、必ずその國の神兵ならん。豈兵を擧げて以て距ぐべけんやといひて、即ち素旆あげて自ら服ひぬ、素組して以て面縛はる。圖籍を封めて、王船

(一) 書紀の一本扶けに作る
(二) 原本爐に作る、誤なるべし
(三) 船に隨いて起る浪。フナナミとも讀む
(四) スメラミコトと讀む

（五）更にの意か、この處諸方諸說多し、今略す
（六）怠の字の誤ならんか
（七）住吉大神の託宣なり

て年毎に男女の調を貢らん。則ち重ねて誓つて曰す、東にいづる日更に西に出で、且た除く（五）、阿利那禮河の返りて逆に流れ、河の石の昇りて星辰になるに及ぶにあらずば、殊て春秋の朝を闕き、忍びて（六）梳鞭の貢を廢めば、天神地祇共に討へたまへとまうす。時に或ひと曰はく、新羅王を誅さんと欲ふと。ここに皇后の曰はく、初め神（七）の教を承けて、將に金銀の國を授かりたり、また三軍に號令して曰はく、自ら服はんを勿殺しそ、今既に財の國を獲つ、また人自ら降服ひぬ、殺すは不祥とのたまひて、乃ちその縛を解きて飼部と爲す。遂にその國中に入りなまして、重寶府庫を封め、圖籍文書を收む。卽ち皇后の杖ける矛を以て新羅王の門に樹て、後の葉の印と爲す。故にその矛今猶ほ新羅王の門に樹つ。爰に新羅王波沙寐錦卽ち微叱己知波珍干岐を以て質と爲して、仍りて金銀彩色及び綾羅縑絹を齎し、八十艘船に載れて、官軍に從はしむ。（ここを以て新羅王常に八十艘の調を以て日本國に貢るはそれ是の緣なり。）ここに於て高麗・百濟二國の王、新羅圖籍を收めて日本國に降ると聞きて、密にその軍勢を伺はしむ。卽ち可勝つまじきことを知りて、自ら營外に來りて叩頭みて歎きて曰さく、今より以後永く西蕃と稱ひつつ、

朝貢を絶たじ。故れ因りて以て內官家を定め、皇后新羅より還りたまふ。

謹みて按ずるに、是れ西戎征伐の始なり。仲哀帝の朝、住吉大神は西戎の外夷を以てこれに賜ふ。帝信ぜずして早く崩じたまふ。皇后志を繼ぎ事を述べたまうて、刄に血らずして高麗・新羅・百濟皆從服し、三韓官家の藩屏となる。應神帝生れながら聖武の形を備へたまひ、(一)産れます時宍腕の上に生ひたり。其の形鞆の如し。故にその名を稱へて譽田天皇と謂したてまつる。上古の俗、鞆を號けてホムタと曰ふ八幡と謚し奉り、天下の武神と爲し、その祭祀を以てこれに事へまつること猶ほ伊勢の御神のごとく、武家殊にこれを崇敬す。噫、靈德盛なる哉。これより三韓毎年來朝して貢を奉り、正暦を朝廷に受け、政事を我が國に問ふ。四國來りて池を作りて、應神の七年秋九月、高麗・百濟・新羅・任那來朝す。時に武內に命じて諸々の韓人等を領ゐ、池を作らしむ。因りて以て池を名づけて韓人池と號すその柔懷を示し、子弟を質とし博士を貢して以て欵誠を叩く。間々不庭の罪あれば將帥を發してこれを討す。百濟、王を殺して以てその無禮を謝し、(二)酒君を鐵鎖して以てその虜を獻る。應神の四年、百濟の辰斯王無禮、國中これを殺して謝す。酒君が事は仁德の四十一年に在り。狹手彥、高麗を討して王宮に入り、珍寶を獲て以てその捷を奏す。欽明の二十三年に在り。或は高麗、鐵の盾及び的を獻り、(三)盾人が技に栗き、仁德の十二年に在り或は表章を慢り(四)羽表を奉じて、禮を抗げ知を素りて、而して以て責察を受く。高麗の

(一) 書紀卷十より引く。宍は當に宍に作るべし。肉の意なり

(二) 百濟の王族、無禮なるを以て、紀角宿禰をして百濟王を詰る。王鐵鎖を以て縛して送り來る

(三) 盾人宿禰が高麗獻ずるところの鐵の盾を射貫き、高麗人をして恐れしめしこと

(四) 高麗我れを慢り烏の羽に墨書しこ表を奉る。蓋し見えざるを以て愚弄せんとするなり。我れ遂に工夫してその書を讀む

なることは應神の二十八年に在り、烏羽の表を奉ることは敏達元年に在り。

故に西戎その武德を懼れその雄才に服し、悉く我が屬國となる。蓋し垂仁帝（九十年）既に田道間守に命じて常世國(五)に香菓を求めしむ。然らば乃ちこの時西戎を并呑するの機ありて、以てその功を若櫻(六)朝に成すなり。皇后又（四十九年）軍帥を發して以て比自㶱・南加羅・㖨國・安羅・多羅・卓淳・加羅の七國を平定し、南蠻を屠りて以て百濟に賜ひ、處處に日本府を置きて以て政令を布く。中國の武德ここに至りて大いに盛なり。吁 中朝の文物更に外朝に愧ぢず。その威武の如きは外朝も亦比倫すべからず。故に外朝の海防は唯だ倭寇にのみ要す。倭寇とは何ぞ。西州の邊民彼れを虜掠するなり、官兵の寇するにあらず。而してその膽を落し股を戰はしむること然り。大明の太祖三たび使を我が國に遣はし、疆に寇するの禁を請ひ、好を修めんと欲すること眷眷たり。終に祖訓を垂れて倭と絕つを以てその一と爲す。是れその威武の餘風を恐るるなり。（以上、西戎を征す）

以上、武義の德を論ず。謹みて按ずるに、五行に金あり、七情に怒あり、陰陽相對し、好惡相並ぶ。是れ乃ち武の用また大ならずや。然してこれを用ふるにその道を以てせざるときは、害人物に及びて而も終に自ら燒く。聖人以て興り亂人以て廢る

（五）絕海の國、或は朝鮮といひ滿洲北支といふも定說なし

（六）稚櫻宮とも書く、神功皇后の宮殿

所以なり。豈これ兵の罪ならんや。蓋し神代の兵武や、惟れ神惟れ聖にして、天討なり、天兵なり。その將帥軍伍皆靈神なり。然れども猶ほその道を存しその禮を備へ、而もその大事を示す、以て鑑むべきなり。凡そ内に姦惡の情ありて以て外にその狀を興し、耳目視聽し、手足防護し、筋骨剛申し、爪齒把嚙するは、人の大險なり。君子以て内宮禁の衛を備へ、外國郡の護を固め四邊の藩を密にし、士卒を練り、兵器を利し、將帥を撰び、陳營を制し、戰策を審にし、常に盜賊の機を戒め、威武の嚴を奮ふ。是れ不虞を警め文德を昭にする所以なり。夫れ征はその不正を正すなり。彼れ正しからざれば輙ち師を興してこれを侵伐す。士卒罪なくして死地に入る、故に征伐は人君の大權なり。豈これを容易にし、これを窮黷せんや。而してこれを遠ざけこれを疎ずれば、乃ち國勢日に衰へ天下大いに弱る。是れ兵の大事たる所以なり。

或は疑ふ、兵は霸主の業にして聖人の道にあらずと。愚謂へらく、陰はその根を陽に萌す、故に火（一）以て烈烈の威あり。陽はその亢を陰に交ふ、故に水以て嫋嫋の柔あり。（二）天五材を生じ、民並びにこれを用ふ、一を廢することも不可なり。誰か能く兵

（一）火は陰、水は陽なり

（二）左傳襄公二十七年に「天生五材、民並用之」と出づ。五材は五行に同じく、木火土金水なり

を去らん。乃ち武乃ち文は堯の德を贊むるなり。聖武(三)を以て湯を稱へ、武功(四)を以て文王を歌ひ、(五)神武不殺(六)を以て周易を贊し、禮樂・征伐(七)並び言ふは孔夫子の聖戒なり。國家は常に武備と文教とを以て並び行はる。事に先だちてこれが備を爲し、事なくしてこれが防を爲すは、暴亂を將に萌さんとするに遏ぎ、治安を長久に護らんとする所以なり。外國の聖主未だ嘗て文武を左右にせずんばあらず、況や中國はその興るところ瓊矛に在り、而して　天神以て天征して　天孫に賜ふに寶劍を以てす。況や　神武帝の東征に、天賜ふに韴靈を以てし、（韴靈、ここにはフツノミタマと云ふ）その武威の及ぶところ服せざるなきをや。故に中華の武は、四海の廣き、宇內の區なる、終にこれを議すべからず。武の德惟れ神にして、文の教惟れ聖なり。陰陽生殺の機妙を函み、仁義生成の化を致す。夫れ仁義は人の道にして、或はこれを用ひて師敗れ、或はこれに因りて國亡ぶ。然らば乃ちその要はその人に在り。兵も亦此の如し。廢興存亡全くその人に在りて、聖人・霸者の名あるにあらざるなり。　皇統綿綿の後大いにその制を修飾し、　崇神帝一千の兵器を作り、　持統帝陣法の博士を置き、天下の民をしてこれを練習せしむ。安しと雖も更に戰を忘れず、　神尙ほこれを戒めて兵器

(三) 書經大禹謨に「帝德廣運、乃聖乃神、乃武乃文、皇天眷命、奄ニ有四海一爲ニ天下君一」とあり

(四) 書經伊訓に「惟我商王、布ニ昭聖武一、代レ虐以レ寬、兆民允懷」と

(五) 詩經大雅、文王有聲の篇に「文王受レ命、有ニ此武功一、既伐ニ于崇一、作ニ邑于豐一」と

(六) 周易繫辭上傳に「古之聰明叡知、神武而不レ殺者夫」と出づ

(七) 論語季氏篇第二章、「孔子曰、天下有レ道、則禮樂征伐自ニ天子一出、天下無レ道、則禮樂征伐自ニ諸侯一出云々」

をもて神祇を祭る。垂仁の二十七年、祠官に令して兵器を神幣と爲さんことをトふ、吉なり。故に弓矢橫刀を以てこれを祭る。その由りて來るところ渾厚なるかな。

○祭祀章

(一)天照大神方に神衣を織りたまうて齋服殿に居たまふ。

謹みて按ずるに、是れ天神を祭祀するの義なり。祭祀の說なしと雖も、既に神衣と曰ひ、既に齋服殿と曰ふ、則ち神自らこれを織りて以て神明に供へたまふなり。大神の靈親らその機巧を營み天神に事へたまふ。その至誠竊に案ずべし。朝廷終に神衣祭あり、參河の赤引神調糸を以て神衣を織り作し以て伊勢大神宮に供ふ。是れ乃ち往古至誠を以て神に事へたまふの遺則なり。(二)孟夏季秋に神衣祭あり、伊勢神宮の祭を謂ふ。これ神服部等齋戒潔淸して織り成すなり。或は疑ふ、神書に所謂神衣は大神の親服かと。愚謂へらく、白服を豈神衣と曰はんや。令義解に云はく、以て神明に供ふ、故に神衣と曰ふと。これ神が天神に供ふるの服を織りたまふ。故に素戔嗚尊の惡最も惡むべし。(三)　○以上、天神を祭る

(四)高皇產靈ノ尊因りて勅して曰はく、吾れは則ち天津神籬及び天津磐境を起し樹てて、當に吾孫の爲に齋はれ奉らん。汝天兒屋ノ命・太玉命は宜しく天津神籬を持ちて葦原ノ中國

(一)書紀卷一本文より引く。前に神治章(七八頁)に出づ

(二)令義解、神祇令より引く

(三)素戔嗚尊が天照大神の神衣を織りたまふを邪魔したるを指す

(四)書紀卷二の一書より引く。後半は前に屢く出づ

に降りてまた吾が孫の爲に齋はれ奉れと。乃ち二神を使はして天忍穗耳尊を陪從て以て降す。この時天照大神手に寶鏡を持ち天忍穗耳尊に授けて祝ぎて曰はく、吾が兒この寶鏡を視まさんこと、當に猶ほ吾れを視るがごとくすべし、與に床を同じくし殿を共にし以て齋鏡と爲すべし。復た天兒屋命・太玉命に勅して、惟くは爾二神もまた同じく殿の內に侍ひて善く防護ることを爲せ。又勅して曰はく、吾が高天原に所御す齋庭の穗を以てまた吾が兒に當御ると。

謹みて按ずるに、是れ宗廟を建て祖考を祭祀するの禮なり。神籬は乃ち宗廟なり。寶鏡は乃ち宗廟の主なり。故に齋鏡と曰ふ。夫れ天祖の靈は物に體して遺さず。然れども宗廟の設、神主の寄なきときは汎乎(五)として一定すべからず。故に宗廟以てこれを萃め、神主以てこれに寄せて、而して后神人の靈氣相集まり、至誠通ずべく、齋戒致すべし。是れ天祖因りて神籬を起し樹て以て齋鏡と爲さんことを勅したまふなり。夫れ天子は天地を以て父母と爲す。故に天神地祇を祭祀して以てその本に報じ、宗廟を建立して以てその始を貴ぶは、人君の大禮なり。況や中國の生成は直に天神地祇に在るをや。令に曰はく、凡そ天皇の卽位には、惣じて天神地祇を祭る、散齋(六)一月、致齋三日と。義解に云はく、天神は伊勢・山城の鴨・住吉・出雲國造齋神等

(五) 漠としてつかみどころなきを云ふ

(六) 散齋はアライミにて致齋の前後にあらましの物忌みをなすを云ふ。致齋はマイミ卽ち眞の物忌なり

の類これなり。地祇は大神・大倭・葛木の鴨・出雲の大汝神等の類これなり。皆常典により祭る。　蓋し人未だ嘗てその父祖を思ふことなくんばあらず、既にその父祖を念ふあれば未だ嘗てその由りて出づるところを念ふことなくんばあらず。故に遠きは乃ちその本始を思ひ、近きは乃ちその父祖を慕ふ。而して祭祀の禮起る。況や本始の大功あり父祖の大敎あるをや。既に祭祀の禮あればその道致さずんばあらず。祭るに必ず時あり、祭るに必ず地あり、祭るに必ず祠部あり、祭るに必ず器用奉物あり、祭るに必ず齋戒あり、祭るに必ずその事あり、以てその禮を糺し以てその誠を盡す。是れ祭祀の道なり。祭祀その禮を致さざるときは神享くべからず、禮儀その誠を以てせざるときは神格るべからず。禮致まり誠至りて、而して后祭祀の實を得べし。

凡そ人の誠は祭祀より大なるはなく、祭祀の大なること天地に如くはなし。萬物の生成は天地に歸し、子孫の綿續は祖宗に歸す。是れ天地と祖宗はその本を一にする所以なり。蓋し人は萬物の長なり、人君は億兆の長なり。人君、天地を祭祀して萬類の散氣を合せ、咸くこれを天に歸し、本に報じ始に反りて以て親らその至誠を盡すこと、祭祀より大なるはなし。齋とは何ぞ。その齊（一）しからざるを齊しくするの謂

（一）神と等しき眞心になること

（二）書紀卷三より引く。前に聖政章（二〇八頁）に出づ

（三）古語拾遺

（四）原本タマルムスビと讀めり、今普通の讀方に從ふ、又神名の靈の字をミタマとよめるもあり

（五）原本サスカリと讀めり、又イミスリとも讀む

なり。祭祀の誠は齋戒を以てこれに交はるべし。故に　天神詳にその禮を　勅したまふなり。（以上、宗廟祭祀の義）

（二）神武帝の四年春二月壬戌朔、甲申、（二十三日）詔して曰はく、我が皇祖の靈天より降り鑒りて朕が躬を光助けたまへり。今諸〻の虜ども已に平け海内に事なし、以て天神を郊祀りて用つて大孝を申べたまふべきものなりと。乃ち靈時を鳥見山の中に立て、その地を號けて上小野榛原・下小野榛原と曰ふ。用つて皇祖天神を祭りたまふ。

（三）一書に曰はく、神武天皇皇天二祖の詔に從ひ神籬を建樹てたり。所謂、高皇産靈・神皇産靈・魂留産靈（四）・生産靈・足産靈・大宮賣神・事代主神・御膳神（五）（已上は今御巫が齋ひ奉るところなり）・櫛磐間戸神・豐磐間戸神（已上は今御門の巫が齋ひ奉るところなり）・生嶋（これ大八洲の靈にして、今生嶋の巫が齋ひ奉るところ）・坐摩（これ大宮地の靈にして、今坐摩の巫が齋ひ奉るところなり）・日臣命、來目部を帥ゐて宮門を衞護り、その開闔を掌る。饒速日命は内物部を帥ゐて矛盾を造り備ふ。その物既に備はり、天富命は諸〻の齋部を率ゐ天璽鏡劔を捧げ持ちて正殿に安き奉り、幷に瓊玉を懸けその幣物を陳ぬ。殿祭祝詞は次に宮門を祭り、然して後物部乃ち矛盾を立て、大伴來目仗を建て、門を開きて四方の國を朝らしめて、以て天位の貴を觀せしむ。この時に當り帝と

神とその際未だ遠からず、殿を同じくし床を共にし、これを以て常と爲す。故に神物官物も亦未だ分別めず、宮の內に藏を立て齋藏と號け、齋部氏をして永にその職に任ず。又天富命をして供作る諸氏を率ゐて大幣を造作り訖る。天種子（天兒屋命の孫）をして天罪國罪の事を解除へしむ。所謂天罪とは上に既に說き訖りぬ。國罪とは國中の人民が犯すところの罪なり。爾乃靈畤を鳥見山中に立つ、天富命は幣を陳ね祝詞して皇天を禋祀り、徧く群望を秩でて以て神　祇の恩に答ふ。ここを以て中臣・齋部二氏倶に祠祀の職を掌り、猿女君の氏は神樂の事を供り、自餘の諸氏各〻その職るところあり。

謹みて按ずるに、是れ社稷宗廟を祭祀るの始なり。　中州既に平らぎ、先づ社稷宗廟を建て以て天地鬼神の靈を萃め、その本を報じその遠を追ひ、その禮の盡せること然し。夫れ人君は神に出で、而して又神人の主たり、人民社稷の寄あり。故に郊時して以て天地宗廟に事へ以て鬼神を祭り、大臣その禮を司り重臣その事を相く。至誠の道此の如し。これを以て天下に臨むときは、人人豈親を遺れ君を後にするの薄漓（一）あらんや。　帝天下を制して先づここに及ぶ。その　聖德の厚きこと至れ

（一）輕薄なること

る哉。

(二)崇神帝の六年、百姓流離へぬ。或は背叛あり、その勢德を以て治め難し。ここを以て晨に興き夕に惕りて神祇を請罪す。これより先き天照大神・和の大國魂二神を並に天皇の大殿の内に祭る。然れどもその神の勢を畏れて共に住みたまふに安からず。故れ天照大神を以ては豐鍬入姫命を託けたてまつり、倭の笠縫邑に祭りたまふ。仍りて磯堅城神籬（神籬、ここにはヒモロギと云ふ）を立つ。また日本大國魂神を以ては渟名城入姫命を託けたてまつりて祭りたまふ。然るに渟名城入姫は髮落體瘦て祭ふこと能はず。

(三)一書に曰はく、崇神帝の六年乙丑秋九月、倭國の笠縫邑に磯城神籬を立てて、天照大神及び草薙劍を遷し奉り、皇女豐鍬入姫をして齋ひ奉らしめたまふ。更に齋部氏をして石凝姥神の裔、天目一神の裔の二氏を率ゐ、更に鏡を鑄劍を造り、以て護りの御璽と爲したまふ。これ今の踐祚の日獻るところの神璽鏡劍なり。(四)仍りてその遷し祭るの夕、宮人皆參りて終夜宴樂あり。歌つて曰はく、ミヤビトノ、オホヨスガラニイザトホシ、ユキノヨロシモ、オホヨスガラニ。（今の俗歌に曰ふ、ミヤビトノ、オホヨソゴロモ、ヒザトホシ、ユキノヨロシモ、オホヨソゴロモ。詞の轉せるなり。）

(二) 書紀卷五より引く。前に神器章(四八頁)にも出づ

(三) 麗氣記。麗氣記は伊勢二所大神宮の古縁起にして、著者未詳。續群書類從に收めらる

(四) 以下古語拾遺より引く。元元集にもその引用あり

謹みて按ずるに、是れ別に神籬を建つるの始なり。神籬は乃ち神社の義、宗廟の制なり。（以上、天地宗廟を祭祀す）

（一）七年冬十一月、別に八十萬神を祭る。仍りて大社・國社及び神地・神戸を定めたまふ。

謹みて按ずるに、是れ群神を祭るの始なり。大社は社稷宗廟の名、國社は郡國の名山大川、その由りて祭るところの神社なり。神地・神戸は神に事ふるの祠官が祭祀を奉ずるの田園なり。國家事あるときは徧く群神に告げて以てその誠を致す、是れ禮の恆なり。（以上、群神を祭る）

（二）垂仁帝の二十五年三月丁亥朔、丙申（十日）、天照大神を豐耜入姫命に離しまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎭坐さしむるの處を求めて菟田の筱幡（筱、ここにはササと云ふ）に詣る。更に還りて近江國に入り、東のかた美濃を廻りて伊勢國に到りたまふ。時に天照大神、倭姫命に誨へて曰はく、これ神風の伊勢國は、則ち常世の浪の重浪の歸する國なり、傍國の可怜國なり。この國に居らんと欲ふ。故れ大神の教へたまふ隨にその祠を伊勢國に立てたまふ。因りて齋宮を五十鈴の川上に興つ、これを磯宮と謂ふ。則ち天照大神始めて天より降りますの處なり。

（一）書紀巻五より引く

（二）書紀巻六の本文より引く

(三)一書に曰はく、天皇、倭姫命を以て御杖として天照大神に貢奉りたまふ。ここを以て倭姫命は天照大神を以て磯城の嚴橿の本に鎭坐せてこれを祠る。然して後に神の誨の隨に、丁巳の年冬十月甲子を取りて伊勢國渡遇宮に遷りたまふ。

謹みて按ずるに、是れ伊勢國内宮鎭坐の始なり。舊記に云はく、内宮の號は、内は宇遲郷の本名なり。因りて内宮と稱す。蓋し　神は天下を以て體と爲し、黎元を以て本と爲す。天の覆うて明かに、地の載せて厚き、人物の人物たる、　神皆體して遺さず、その靈を神鏡に移して以て　皇統の化を照し、その迹を渡遇に垂れたまうて以て億世の敬を存し、大廟を茅屋にし粢食を鑿げずして以て令德を示したまふ。仰げば彌〻高く、崇めば彌〻靈あり。　朝廷既に内侍所を置き　天子旦暮拜恭して往古の道を改めたまはず、僧尼を禁じ梵釋を絕して、聖教の人倫に在ることを顯はしたまひ、(四)懸昭著明にしてその道の知德に在ることを示したまふ。その洋洋乎として四海に(五)彌綸し、巍巍乎として萬物に經緯す、是れ神の德なり。然れば乃ち人倫日用の道を明かにして、五典惟れ秩で、三德惟れ致むるときは、當に猶ほ吾れを視るがごとしの　神勅、豈それ空しからんや。以上、内宮鎭坐

(六)雄略帝の二十一年丁巳冬十月、伊勢皇大神、大倭姫命に教へて豐受大神を丹波國與

(三) 書紀巻六の一云

(四) 易に縣象著明とあり、轉用ならん

(五) あまねく治むること

(六) 林羅山の著本朝神社考より引く。この書神道五部書、麗氣記に據りしなるべし

佐の眞井原に迎へしむ。大倭姫命これを奏す。明年戊午秋九月、(一)勅使を差してこれを迎へ奉る。九月、度會郡山田原の新宮に鎭坐す。

(二)一書に曰はく、外宮は、傳へ言ふ、天祖天御中主神なり。皇大神の託宣に、先づ此の神を祭り先づ此の神を拜せよと。且つ皇孫瓊瓊杵尊この宮の相殿に在す。故に天兒屋根命・天太玉命も亦同じく在す。因りて號して二所大神宮と曰す。

謹みて按ずるに、是れ外宮遷坐の始なり。（以上、外宮遷坐）

(三)欽明天皇の三十一年冬、肥後國菱形池の邊の民家の兒、甫めて三歳、神託して曰はく、我れはこれ人皇第十六代の譽田の八幡麻呂なり、諸州神明に垂跡す。今又ここに顯はると。その後勅使を差し移して豐前國宇佐宮に鎭坐したてまつる。（譽田は本名にして、八幡は神となりし後自ら稱するところなり）

謹みて按ずるに、是れ　八幡鎭坐の始なり。蓋し　外宮　八幡共に後世の崇敬するところなり。　朝廷、神宮を立てて以て旦暮の敬を致すことは唯だ內侍所に在り。是れ往古の　神勅に因るなり。蓋し　天祖は乃ち宗廟なり、天地なり。　聖主內は內侍所の設を嚴にし、外は內宮の鎭坐を仰ぎ、以て社稷宗廟を崇尊す。その餘は群

(一) 元元集は七月に作る
(二) 本朝神社考より引く
(三) 同前

祀の列に在り。（八幡鎭坐）

以上、祭祀の誠を論ず。謹みて按ずるに、延喜式に載するところの　中朝大小の神社は三千一百三十二座なり。その外石清水（いはしみづ）・吉田・祇園・北野を式外（しきげ）（四）の神と號す。後朱雀帝の長暦三年秋八月、二十二社の式を定め、毎歳神祇官に　勅して以て幣帛を奉り、年穀を祈る。　伊勢大神宮・八幡宮はこれを宗廟と謂ひ、賀茂・松尾・平野・春日・吉田・大和・龍田等これを社稷と謂ふ。また祖神の祠これを苗裔と謂ふ。蓋し祭祀の禮に、天地を郊祀するあり、宗廟の饗祀あり、國家の常祀あり、內外の群祀あり、而して祭祀の道には祭告あり、祈禱あり、齋戒の敬あり、奉幣の物あり、神官あり、神地あり、神戸あり。夫れ禮は祭より大なるはなく、祭祀の禮は至誠にあらざればこれを致すべからず。至誠の格（いた）ることとその道を以てせざるときは得べからず。凡そ天子より以て庶人に至るまで、祭祀するには必ず分（ぶん）あり。人君は天下の爲に福を求め功を報ず。天下の鬼神悉くこれを御す。故に大（だい）にして天地を祭祀して、親（しん）にして宗廟を饗す。小にして徧く群神に告げ、疎にして群靈に及ぶ。　中朝は神國なり、　天神地祇を以て　皇祖と爲す。天地は乃ち宗廟の　神なり。後世社

（四）延喜式に載する以外の神なる意

稷・宗廟を別ちて二と爲す。鬼神の幽にして迹の視聽すべきなきも、亦この社廟を設けてその靈をここに萃るときは鬼神の精分散せず、祭祀の誠著しきあり。祭祀また時あり、煩はしきときは乃ち褻る、疎なるときは乃ち忘る。各〻その道を致して而して后に如在の實明かなり。否なれば鬼神何ぞこれを享けんや。享くべからずして祭るは所謂淫祀なり。

或は疑ふ、　中朝祭るところの神社甚だ多し、殆ど淫祠の謂かと。愚謂へらく、淫祀は祀るべからずしてこれを祀るなり。凡そ祭祀の制、或は民に功あり、或は事に功あり、或はその事物に始祖たり、或は難に當り患を捍ぎ、或は忠孝を君父に致し、或はその鬼歸するところなくして厲(一)となる、皆これを祀る。是れ乃ち八十萬神なり。外朝の四方百物祭らずといふことなきが如き、猫虎昆蟲も亦これに與る。況や吾が神國の靈なるをや。

或は疑ふ、外朝に七廟(二)ありて我が國は然らず、何ぞやと。愚謂へらく、　天神を郊祀し內侍所を祭祀するは、是れ乃ち社稷宗廟を祭祀するなり。七廟の如きは外朝の禮なり。　中朝また　中朝の禮あり。況や　神器の義は天子自らその成を監し、食

(一) 惡鬼

(二) 大祖と三昭三穆の廟。第十二卷二三〇頁參照

臣その事を相け、神官往古の法を守る。則ち更にこれを擬議すべきなし。或は疑ふ、社稷の祭祀はこれを聞くを得たり、その祖考を祭る如きは未だこれを聞くに與らずと。愚謂へらく、　伊弉冊尊神退去して紀伊國熊野の有馬村に葬る、土俗この神の魂を祭る。是れ上古祭魂の始なり。　天祖高皇産靈尊、吾れ當に吾が孫の爲に齋はれ奉らんと曰ふ。是れ宗廟を祭祀するを示すの教なり。その祖考を祭るの禮、豈これに外ぎんや。後世その節文を修飾し舊紀を明かにし、その外朝に一ならざるものは、水土國俗の殊なるに因る。是れ乃ち天地の勢なり。近世浮屠の法を雜へ大いに上古の制を變ず、尤も歎ずべきなり。

## ○化功章

[三]崇神帝の六十五年秋七月、任那國、蘇那曷叱知を遣はして朝貢る。任那は筑紫國を去る二千餘里、北のかた海を阻てて以て雞林[四]の西南のすみに在り。

[五]一書に曰はく、崇神の朝に、額に角有いたる人一の船に乗りて越國の笥飯浦に泊れり。故れその處を號けて角鹿[六]と曰ふ。問うて曰はく、何れの國の人ぞと。對へて曰

(三) 書紀巻五より引く
(四) 新羅
(五) 書紀巻六の一云
(六) またツヌカと讀む

はく、意富加羅國の王の子にして名は都怒我阿羅斯等(一)、亦の名は于斯岐阿利叱智于(二)岐と曰ふ、傳に日本國に聖皇ありと聞りて以て歸化く。穴門に到る時にその國に人あり、名は伊都都比古、臣に謂りて曰はく、吾れは則ちこの國の王なり、吾れを除きて復た二王あらん、故に他處に勿往きそと。然るに臣究その人となりを見るに、必ず王にあらじといふことを知りぬ。卽ち更に還して、道路を知らずして嶋浦に留連ひつつ北海より廻りて出雲國を經て此間に至れり。この時天皇の崩に遇へり。便ち留りて活目天皇に仕へて三年に逮りぬ。天皇、都怒我阿羅斯等を問うて曰はく、汝の國に歸らんと欲ふかと。對へて諮さく、甚だ望はしと。天皇、阿羅斯等に詔せて曰はく、汝道に迷はずして必ず速く詣らましかば、先の皇に遇うて仕へましか。ここを以て汝の本の國の名を改めて、追つて御間城天皇の御名を負りて、便ち汝の國の名に爲よと。仍りて赤織絹を以て阿羅斯等に給ひて、本土に返しつかはす。故にその國を號けて彌摩那國と謂ふは、其れこの緣なり。

謹みて按ずるに、是れ外夷投化の始なり。　帝心を小め德を明かにしたまひて、國內漸く謐に、五穀旣に熟し、敎化大いに弘まる。天下靜して御肇國天皇

(一) 普通ヌと讀めり。
(二) 書紀多く干岐（かんき）に作る。今原本の儘に從へり

したてまつる。故に外夷も亦投化す。聖德の隆なること以て見つべし。

(三)垂仁帝の三年春三月、新羅王子天日槍來歸り。將來る物は羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬一具、幷せて七物あり。則ち但馬國に藏めて常に神物と爲す。

(四)一書に曰はく、初め天日槍艇に乘りて播磨國に泊れり。宍粟邑に在りし時に、天皇、三輪君が祖大友主と倭直の祖長尾市とを遣はして、播磨に於て天日槍に問ひて曰はく、汝は誰人ぞ、且た何の國の人ぞ。天日槍對へて曰さく、僕は新羅國の主の子なり、然れども日本國に聖皇ますと聞きて、則ち己が國を以て弟知古に授けて化歸り。仍りて八物を貢獻る。

謹みて按ずるに、崇神・垂仁二帝の德化外夷に及び、遠人譯(五)を重ねて來朝貢獻す。聖德治敎の餘、仁風遠揚の至り、その柔懷懿なる哉。

(六)應神帝の十四年、弓月君、百濟より來歸れり。因りて以て奏して曰さく、以て己が國の人夫百二十の縣を領ゐて歸り、然るに新羅人の拒ぐに因りて皆加羅國に留れりと。爰に葛城襲津彥を遣はしてこれを召す。十六年乃ち弓月の人夫を率ゐて來る。

(三) 書紀卷六の本文より引く

(四) 書紀卷六の一云

(五) 幾多の國を經ること。國ごとに通譯代るを以てなり

(六) 書紀卷十より引く

二十年秋九月、倭の漢直の祖阿知使主、その子都加使主並に己が黨類十七縣を率ゐて來歸り。

(一)一書に曰はく、輕嶋豐明の朝(二)に於て、秦公の祖弓月、百廿縣の民を率ゐて歸化り。漢直の祖阿知使主十七縣の民を率ゐて來朝けり。秦・漢・百濟內附の民各〻萬を以て計ふ。

謹みて按ずるに、遠人の來化ここに於て最も盛なり。秦・漢の二氏は外朝の封疆なり、皆來りてこれに歸す。況や三韓の來服をや。故に國國にその人を置き、その郡を立てて以て安んじ柔らぐ。その後吳王朝貢し、渤海の武藝は表を奉りて土宜(三)を獻ず。皆　中朝の治教休明の化なり。吳王の朝貢は仁德の五十八年に在り。渤海王武藝の上表は神龜に在(四)り。(五)渤海は本と粟末靺鞨の高麗に附きし者にして、姓は大氏、高麗滅びて衆を率ゐて挹婁の東牟山を保ち、城を築きて以て居る。高麗の逋殘稍〻これに歸す。地、方五千里、戸十萬戸。唐の睿宗の先天中、使を遣はして渤海郡王と爲す。これより始めて靺鞨の號を去る。武藝は祚榮が子にして武王と稱す。武藝立ちて朝貢す。武藝死して子欽茂立つ、文王と稱す。又上表朝貢す。

以上、功化の極を論ず。謹みて按ずるに、地に內外あり、勢に遠近あり、人に華夷あり、故に治教の道は內より外に及び、近を先にして遠を後にし、華を親しくして夷を柔らぐ。夫れ　朝廷の上と國都の內とは何ぞ四夷の遠疎に預らんや。然して內

(一)古語拾遺
(二)應神天皇の御宮
(三)土地の産物
(四)聖武天皇の神龜五年正月、續日本紀にあり
(五)新唐書列傳より引く。朝貢の事は續日本紀に出づ

の和するや、近きの治まれるや、華の溢るるや、知の明かなるや、德の充てるや、通ぜざることなく感ぜざることなきものは道の精妙なり。四夷、千里の險萬頃の渺たるを遠しとせず、歸仰投化して畢く方物を獻ず。その然ることを期せずして然るものは、中華の文明　聖王の治教、天以て授け人以て與ふ(六)。實に過化の極功なり。

(六) 與すと訓ぜしところもあり、原本の送假名に從へり

# 附録

## ○或疑

或ひと疑ふ、天地開闢の始、萬物の化生は太甚怪疑すべきあり。

愚謂へらく、萬物の始は未だ嘗て化生ならずんばあらず。陽は昇りて天となり、陰は降りて地となる、天地既に化生なるをや。夫れ天地の間は往來屈伸息むことなくして、その交蒸する處萬物自ら生ず。一たび生ずるの後、種類連綿して以て天下に充塞す。人は唯だ連續底を見て以て氣化無しと爲し、その近きに凭つてその遠きを忘るるなり。土壤の蒸すときは必ず菌栭を生ず、水草の腐するときは必ず化虫あり、何ぞ又蒸腐のみならんや。物各ゝその蠹を化す。(一)構精絪蘊して以て此の人を生ずるも亦氣化にあらずや。萬物種を襲ぎ聯ね來ると雖も、氣によりて以て化せざるはなし、氣化の說更に疑ふべきなし。大凡開草の運、萬物の資始は少く端を玆に造す。今を以て古を挹むことは、猶ほ桃李の春にして(二)一陽の微を言ふがごとし。怪しむこと勿れ。俗學必ず私臆に因りて知らざるところを知れりとす。故に異端蜂起し、徼

(一) 精を交へ元氣を蓄積すること。

(二) 一陽來復して春氣萠し始むるときの微なる状態

言漸く隱れ、竟に上古の事を以て空渺の言と爲し、己れが眼の見るところを寓し、舊染の泥むところを附す。豈これ造化の不測(三)ならんや。

或ひと疑ふ、 中華(四)は吳の泰伯の苗裔なり。故に 神廟(五)に三讓を掲げて以て額と爲す。嘗て東山の僧圓月(六)（字は中巖、號は中正子、初めて妙喜庵を建つ） 日本紀を修して以て泰伯が後と爲す。朝儀協はずして遂にその書を火く。大概 中華の朝儀多くは外國の制例に襲ると。否や。

愚謂へらく、 中華の始、舊紀に著はすところ疑ふべきなし。而して吳の泰伯を以て祖と爲すものは、吳・越(七)一葦すべきに因り、俗書の虛聲を吠えて、文字の禪、章句の儒、奇を好み空を彫るが致すところなり。夫れ 中華の萬邦に精秀たるや、悉く 神聖の知德に出づ。故に國を神國と稱し、祚を神位と稱し、器を神器と稱し、その教を神勅と曰ひ、その兵を神兵と曰ふ。是れ 神の物に體して遺さざるなり。後世叨りにその虛を傳へ無稽の言を爲す、皆記誦の耳を信じてその本とするところを忘るればなり。

竊に按ずるに、人の壽夭(八)は必ず世の渾漓(九)に繫る。(故に)上古の人は壽多し。人の度量は必ず地の水土に襲る。(故に)中華の人は靈武多し。凡そ 人皇より 崇神帝に

(三) 微妙の力と云ふを得んやの意
(四) 晉書の倭人傳等に、「自ら太伯の後と謂ふ」とあり。日本の文人またこれに雷同するものあり、神皇正統記にこれを難ず
(五) 伊勢大神宮に「三讓」の額ありとの說、本朝通鑑にあり
(六) 日本名僧傳より引く
(七) 吳越二國の間は一枚の蘆の葉（小舟）に乘りて容易に渡り得るが如く日本とも近づき易しの意ならん
(八) 長命短命
(九) 濃厚稀薄

逮ぶまで十世にして年歴七百年なり。　聖主の壽算各〻百歲に向たり。外朝の王者はこの間に三十有餘世なり。太伯の苗末の若くんば何ぞ外朝の壽に異ならんや。況や　帝の聖武雄才、果して手を拱して長に視るの屬ならんや。蓋し我が土に居て我が土を忘れ、その國に食んでその邦を忘れ、その天下に生れてその天下を忘るる者は、猶ほ父母より生れて父母を忘るるがごとし。豈これ人の道ならんや。唯だ未だこれを知らざるのみにあらず、附會牽合して我が國を以て他の國と爲す者は亂臣なり賊子なり。　朝儀多く外朝の制に襲ることは、亦必ずしもこれを效ふにあらず、自然の勢なり。且つ外國と好を通ずるの後、多く留學生ありて以て外國の事儀に精し。故にその美を摘り、その嘉を茹ふ、是れ君子の知なり。況や彼此同氣の相通ずるをや。三讓の榜の如きは皆附益(一)の弊にして、因りて證とするにあらざるなり。

或ひと疑ふ、綏靖帝はその姨五十鈴依姫を以て元妃と爲す。（母の姉妹を姨と曰ふ。）　禮に於て最も畏るべきか。

愚謂へらく、禮は天地の道に本づき、人物の情に從ひ、數世の勢を監みて以てその制を節す。故に草昧の始は、禮の全備はこれを求むべからず。外朝の伏羲(二)と女媧と

(一) 支那文化にかぶれすぎたるをいへり

(二) 支那上古の帝王の名

は兄妹にして以て夫婦となり、堯と舜とは同姓にして以て昏姻を爲す。并せ按ずべし。且つ禮は必ず一代の制あり、水土の差あり。故に禮はその至誠を以てこれを品節す。外朝の例を以て準ずべからず。

或ひと疑ふ、神聖の天縱(三)なる、盍ぞ一擧して萬目を備へず、後世の修飾を待ちて后に潤色するや。

愚謂へらく、事物の生成には必ず時あり、勢あり。機微の豫備、時勢未だ及ばざるときは、著明乘行すべからず。能く時勢と屈伸する者は 神聖なり。凡そ卵仁(四)は既に時夜棟梁の機を備ふ。而して卵仁に向つてこれを求むるの太だ早計なるものは、時勢の然ればなり。卵仁も未だ嘗てその機なくんばあらず。蓋し 神聖の知や德や、旣に太極(五)よりして含蓄し來るも、草昧未だ遠からず、時勢屯蒙にして、未だ徵を發すべからず。 皇統連綿の後、人情の恆事物の感掩ふべからずして、而して品節修飾してこの道致めずといふことなし。紅藍(六)紅を染めて線は藍より紅なり、青藍青を染めて色は藍より青なるものは、その染練の久しきに在り。故に穴居野處して棟宇閣樓に至り、汙尊抔飮(七)して簠簋罍爵(八)に訖り、結繩鳥跡(九)は科斗篆隷に屆る。皆その初

(三) 自由自在
(四) 卵の核(きみ)なり。故に卵仁成長すれば曉に時を報じ、また屋上に飛揚するも、これを直に卵に求むべからず。
(五) 原始
(六) あかね草のこと
(七) 地を掘りて水を盛り手を以て掬して飲むこと。禮記に出づ、汙の字、原本にはアと振假名あり
(八) 神に供ふる食器
(九) 前出一五五頁參照

め太だ疎にして經歷の漸、飾文潤色、竟に善盡き美盡くるに及ぶなり。然らば乃ち(一)太上は素樸以て稱ふ。若し修飾を求めば太だ早計のみ。

或ひと疑ふ、後世修飾の禮は殆ど　神聖自然の誠にあらざるか。

愚謂へらく、天地人物は皆自然當然互に相根す。蓋し陰陽の積累詎多にして而して后に這の天地あり、此の人物あり。是れ當然の則なり。陰は自ら降り、陽は自ら昇るは、天地萬物自然の道なり。若し自然を必とすれば、虛無を本として(二)悲絲に薄り、若し當然を專とすれば、修飾を要として驪黄に投る。　神聖の道は自然當然あり、その事物に因りてその道を致むるのみ。故に草業潤色相因り而して后に天下の禮行はる。

或ひと疑ふ、　中華は典籍の證すべきなし。(然るに)而今學教を以てするは庶くは附會に幾からんか。

愚謂へらく、學は授受效習の名なり。既に人物あるときは未だ嘗て授受效習の義なくんばあらず。謹みて按ずるに、太古の　天神に、汝往きて循すべしの教あり、而して　二神これを受け業を傳へ、乃ち唱和の效あり。　天孫又　神勅を受けてその

(一) 太古上古の意

(二) 悲絲、驪黄は共に墨子の絲を見て悲しみし故事に基く。「墨子練絲を見て之れに泣く。其の以て黄にすべく、以て黑に爲すべきが爲なり」と。淮南子說林訓に出で、蒙求にも見ゆ。墨子の泣きしは眞白き自然のまゝの同じねり絲が修飾せられて末異なるに至るを憫むなり

（三）おそれつつしむこと
（四）文字を書くこと
（五）殷の湯王の名臣伊尹が王孫太甲の爲に作りし訓、書經に出づ
（六）文書の紙魚となること。即ち活學問にあらず、語句の末に拘るのみなり
（七）、前出五九頁參照
（八）桓公二年に出づ。このところ第十二卷三九八頁に詳し
（九）支那古代夏の時代の如く盛なる時の制度を用ふるを云ふ

志を繼ぎ、人皇は床を同じくし殿を共にして以て　神靈の敎を效習し、惕若として心を小め以て如在の誠を存す、皆これ授受效習の義なり。典籍は史氏その事を記すのみ。何ぞ必ずしも書を讀み簡(四)を執るのみならんや。況や入鹿が亂に書厄あるをや。夫れ外朝は優文の水土にして學の字を言ふは、始めて伊訓(五)に出づ。然らば乃ち五帝の盛なる、大夏の　謨ある、學なしと爲んや。俗學未だ學を知らず、故に文書(六)を蠹するを以て學と爲す。是れ章句の末なり。

或ひと疑ふ、外朝及び高麗は　中華の人材に比すれば、その優劣如何。

愚謂へらく、地に東西の阻あり、世に前後の差あり。而して　中華の　神聖と外國の聖人と、その揆を一にするものは、　上知の移らずして、天地の秀氣を同じくすればなり。夫れ往古の　神勅は以て堯・舜・禹の授受(七)に比すべく、清廟茅屋、粢食を鑿げざるは以て　神廟の制に比すべし。(八)春秋傳に云はく、清廟茅屋、大路は越席なり。大羹は致さず、粢食は鑿げざるは、その儉を昭かにするなり。人統の授時は以て夏時(九)を用ふるに比すべし。故にこれを舍きて論ぜず。その中人の如きに逮びては、外朝の人材更に　中華に抗すべからず。凡そ春秋傳に載するところは亂臣賊子及び名家冑族の冒惡沈婬、中華未だ曾て有らざるの屬乏しからず、況や

傳の前後をや。詩賦章句の如きは皆外國を祖として　中華の文士ここに鳴る者枚擧すべからず。仲滿(一)・圓載は盛唐の李(二)・王・皮・陸に金蘭たり。唯にここに鳴るのみにあらず、彼れに愧ぢず。粟田(三)・阿倍なる者は　中朝の微臣にして、或は宴に麟德に陪り、或は寵を肅宗に禀く。唯だ文章に愧ぢざるのみにあらず。幷せ按ずべきなり。書畫百工の技、劍刀器械の藝も亦多く外國に愧ぢざるなり。高麗は本我が屬國なり、文と云ひ武と云ひ、又外朝に比すべからず。況や　中華に於てをや。故に慢りに表して愧を受け、鐵(四)の楯的幷に羽表を獻じて、共に　中朝の文武に恐懼す。後世橘(五)正通少しく硯席を事とし、對馬守親光虎を射て、麗王各〻美官厚祿を授くるの屬、その人物言はずしてこれを知るべきなり。

或ひと疑ふ、儒と釋道とは共に異國の教にして　中國の道に異なるか。

愚謂へらく、　神聖の大道は唯一にして二ならず、天地の體に法りて人物の情に本づく。その教の端を異にするは皆水土の差と風俗の殊なるに因れり。五方の民各〻その性あり、以て同じからず。唯だ　中華は天地精秀の氣を得て外朝に一し、故に神授けたまひ　聖受けたまひ、極を建て統を垂れたまふ。天下の人物各〻その處を

(一) 阿倍仲滿・比叡山の僧圓載共に唐土に留學して名聲高し、前出一五六・一六三頁參照

(二) 李白・王維・皮日休・陸龜蒙、何れも有名なる文人、前出一六三頁參照

(三) 粟田眞人唐に赴き大に優待を受け則天武后宴を麟德殿に賜ふ。又阿倍仲麻呂は肅宗の寵を受け連りに官に進み光祿大夫となる

(四) 前出一九〇頁參照

(五) 平安朝圓融天皇頃の學者

（六）徹頭徹尾と同じ

（七）何れも僧侶の意

得ること殆ど千年に幾く、而して後住吉大神　三韓を我れに賜ひ、初めて外國の典籍相通じ、以てその揆を一にすることを知る。その神教と曰ひ、その聖教と曰ひ、その　皇極の受授と天下の治政と、猶ほ符節を合せたるがごとし。これより信を通じ好を修し、その經典を摘りその文字を便ひ、以て今日の補拾と爲す。

佛教の如きは徹上徹下（六）悉く異教なり。凡そ西域は外朝の西藩なり。その水土西に偏り、天地・寒煖・燥濕甚だ殊なり、民のその間に生ずるものは必ず偏塞の俗あり。釋氏は彼の州の大聖たり、その水土人物を融通して以てその教を設く。その道は西域に可くしてこれを　中國に施すべからず。夫れ耳を信じ奇を好むは人情の蔽なり、何れの時か否らんや。釋教一たび通じて人皆これに歸し、天下終に習染してその異教たるを知らず、牽合傅會して　神聖を以て佛の垂迹と爲す。猶ほ腐儒が太伯を以て祖と爲すがごとし。吁、是れ何と謂ふことぞや。

先に　天神彼れを諱むの戒を嚴にし、（七）圓頂・桑門は籬前に進むを得ず、僧尼の獻物は内侍所に上ることを得ず。是れ乃ち異教を禁ずるの明戒なり。異教を禁ずるは、その教は俗を殊にして以てこれを天下國家に施すべからざればなり。後世に到り岐

路分派し、人人その情を縱にして、王道津に迷ひ、神も亦靈に遠ざかり、聖も亦興らず、各〻その私說臆意を信じてこれを　朝廷の正教に規さず、而も微言（一）日に隱れ異端競ひ起つて、以てその本を忘るるに薄る。道家が世に行はれざるの說は、明の宋景濂（二）の日東曲に出づ。日東曲に日はく、（三）靑牛渡らず大洋海、怪しむことなかれ人の道書を識るなきを。注に云はく、國中に道士なし。（然れども）凡そ仙道は亦人の奇なり、何れの國かなからんや。中華の仙道は舊紀口碑に泛泛たり。宋濂何をか知らんや。是れ治教の補にあらず、唯だ氣を養ひ生を貪るの事のみ、論ずるに足らず。姑くこれを舍く。

或ひと疑ふ、中華の教、身を修め德を崇ぶの審なる、未だこれを聞かず。

愚謂へらく、　神聖の天に繼ぎ極を建てたまふは、身を修め德を崇ぶの道に在らずんばあらず、知德の顯象著明なるや、身を立て名を揚げて迹を日月に垂るるは、身を修め德を崇ぶの義なり。言行の暴惡橫邪なるや、　天靈を祖父とする（四）も亦免るる能はざるは、これに反けばなり。夫れ　二神は白銅鏡・天瓊矛を以てし、　天祖は三器を以て　天孫に奉じ、別に寶鏡を以てその　勅を嚴にす。是れ乃ち萬世身を修め德を崇ぶ所以の　神教なり。蓋し　神聖は靈鏡を以てその教を表はしたまふ。豈

（一）支那にては周公孔子聖人の言を意味するも、ここは我が國上古神聖の幽微なる言の意

（二）宋濂、字は景濂、學者博學を以て鳴る。宋學士全集その他の著あり

（三）老子が靑牛車に乘りて函谷關を過ぎ西域に入りたりといふ故事に基く

（四）素戔嗚尊を指せり

その由なからんや

竊に按ずるに、人物は皆この性心あり、而して人の萬物の長たるものは、その知萬物より靈なればなり。靈とは何ぞ。明にして惑はざるなり。その知明かならざるときは禽獸に異ならず、知りて惑ふは則ち未だその實を致めざればなり。故に道を修め德を崇ぶは唯その知を致むるに在り。その知致めざるときは、德とするところ道とするところ、皆私意に落在して、專ら己れが德とするところを德とし、己れが道とするところを道として公共底を得ず。所謂公共とは、天地とその德を同じくし、人物とその道を共にし、古今以て因り、尊卑以て共にす。乃ち　神聖が極を建つるところの道德なり。然して夫の致むるところは唯この知に在り。故に寶鏡を以て神勅を表す。是れ外國の大聖が、大學の道は致知格物を以てする所以なり。

或ひと疑ふ、　本朝を　中國と稱するは、直以てこれを稱美するや、又その所以あるの名か。

愚謂へらく、　二神磤馭盧嶋を以て國中の柱と爲す。是れ乃ち　本朝は天地の中たるなり。　天照大神天上に在して曰はく、聞く、葦原中國に保食神ありと。又高皇

産靈尊は天津彦火瓊瓊杵尊を立てて以て葦原中國の主と爲さんと欲したまふ。是れ天神皆この地を以て中國と爲すなり。これより歷代　中國と稱す。蓋し地は天の中に在りて、中國又その中を得、是れ乃ち中の又中なり。土天地の中を得るときは人物必ず精秀にして、事義また過不及の差なし。　本朝の太祖　天御中主尊　國常立尊は、その尊號名義既に常中の言あり、以て國中の柱を建てたまふ。故にその　中國たる所以は乃ち天然の勢なり。

竊に按ずるに、外朝の聖禮、これをここに論ずるときは殆ど過厚に幾し。所謂衣に裘毳(一)あり、食に牛羊あり、居に榻牀あり、廟に饗るに牲を以てし、誓盟に牛を殺し、喪に含斂(二)あり、婚に娣妹を媵とするの類、是れなり。西蕃の釋敎、これをここに論ずるときは、太甚漓薄にして及ばざるなり。その髮を髡りて菜を食ひ、運水搬柴(三)して以て道と爲し、祭るに蔬麪を用ひ、喪に火葬あり、その大に及びては、終に君を無し父を蔑り、倫を亂るに薄るの類、是れなり。唯だ　本朝は　神聖相續ぎたまひ、大賢英才日に興り、その宜を揣りてその禮を制す。是れ乃ち天地人物事義の中、至誠息むことなきの道なり。故に　皇統は天壤と與に窮りなく、[illegible]して天下

(一) 毛の衣服

(二) 死者に玉を含ませること

(三) 自ら衣食住のことを營むこと

これに由る。惜しい哉、舊紀の詳なるもの大臣の火に[illegible]
乏しからず、若しその遺風餘烈に因りて、以て禮樂の實を斟酌するも亦難からざるをや。是れ中國の稱は唯だ　本朝のみ虛名ならざる所以なり。

或ひと疑ふ、(四)八耳皇子は聖德と號す、殆どその實なきか。馬子が弑逆を討つこと能はず、西教を信じて浮屠の法を熾にす、その本大いに聖德に違ふか。

愚謂へらく、馬子の弑逆の罪は、太子の聰明なる、未だ曾てその機を知らずんばあらず。(五)良史ありて、太子八耳　天皇を弑し奉ると書して隱さずんば、太子また法の爲にその惡を受くべし。太子は蘇我が勸引涵洽に因りて以て異教を信ず、尤も可ならざるの大なるものなり。竊に按ずるに、太子が　推古帝に攝政してその行ふところその施すところ、　治道の(六)休善、皆　神聖の道にして西域の教にあらず。その(七)憲章を述作するや、禮を以て人民の本と爲し、その好を外國に通ずるや、(八)天皇を以て抗稱して屈せず、その聰明度量は、睿知寬仁と謂ふべし。故に天下大いに化す。その薨じたまふや、少壯の考妣を喪ふがごとく、哭泣の聲道路に盈ち、耕舂するもの耒耜を釋く。然らば乃ちその功化は(九)聖德を以てするも亦宜ならずや。蓋しこの時

(四) 聖德太子
(五) 權勢に媚びて曲筆することなき歷史家の意
(六) 休は大の意、非常に善きこと
(七) 十七條憲法、
(八) 支那に對抗するに天皇の稱を以て威嚴を保持せしことを指す
(九) その功化に對して聖德太子と稱し奉るも當然となり

釋氏の教專ら熾なりと雖も、未だ心性を弄し空虛を彫るの太甚に至らず、唯だ專ら信じ篤く敬して以て福を祈め奇を尙ぶのみ。故に太子建つるところの憲章は禮を以て道を制す。幷せ按ずべし。俗儒皆疑ふ、憲章に三寶の說あり、然らば乃ち信ずるに足らずと。愚謂へらく、憲法の內一條に三寶の敬篤あるも、一非を以て十六條の是を掩ふは君子の志にあらず。その寺を建て僧を度するは皆西教の染習なり。憲章の如きは尤も治世の要戒なり、豈信ぜざるべけんや。後世太子の過誇を尊信して悉くその實を銷し、以てその私記臆說を附會牽合するは、更に言論するに足らず。唯だ日本紀に據りて證し見つべし。

或ひと疑ふ、太子は先に弑逆の過あり、奚んぞ後善を以てその大罪を掩はんや。今論ずるところ最もその短を護るに似たり。

愚謂へらく、天地の道は寬大にして克く容る。故に高明厚博にして息むなし。神聖これに法る、故に悠久にして疆なし。嘗て聞く、伯夷[1]が惡を惡むや、惡人と言ふこと朝衣朝冠を以て塗炭に坐するが如しと。然れども夫子は舊惡[2]を念はざるを以てこれを稱へたり。春秋の書たるや、亂臣賊子を懲すが爲にして、楚[3]の穆王その君父

(一) 孟子萬章下篇首章に出づ
(二) 論語公冶長篇第二十二章に「子曰はく、伯夷・叔齊は舊惡を念はず。怨こゝをもつて希なり」と
(三) 支那春秋時代楚の穆王大子たりし時、父王を弑す。左傳文公元年の經に出

を弑せしを、夫子嚴にその罪を書し、好を修するに及びて、その臣に名を書し使と稱しその爵を書す。管仲(四)はその讎を相けしも、九合に及びて仁を以てこれに與す。問ふところの說の若くんば、乃ち君を弑し讎を相くるの罪豈修好九合の後を掩(五)はんや。而るに夫子の筆言此の如し。蓋し馬子の弑逆を太子の討たざるは、猶ほ晏嬰・(六)蘧瑗が君を弑するの謀を與り聞くがごとし、而してその禮を建て章を刱め以て天下の人心を化せしは、豈修好九合の屬ならんや。その短を護るが如しとするは一家の私言にして公議にあらず。

或ひと疑ふ、中華禮儀の制は一定の事なく、代代變易するは何ぞや。

愚謂へらく、禮に一定の則ありて一定の事なきは、是れ乃ち禮の實なり。時に治亂あり、地に豐凶あり、人に長幼交代あり、事に儉奢あり、物に始終新舊有餘不足あり、豈一定の事を以てせんや。故に一定の則を以てその宜しきを制し、天地人物の

(四) 管仲は始め公子糾の臣にして、糾が齊の桓公と戰ひて敗死するや、管仲難に殉ぜず、桓公の擧用に逢ひてそれに從ひ、ついで天下を糾合して齊の覇道を成就せり。その天下を九合するに德を以てせしことに於て孔子は管仲に仁をゆるしたり。論語憲問篇第十七章參照

(五) 支那春秋時代、齊の賢大夫。始め莊公に仕ふ。權臣崔杼、公を弑して景公を立つ。晏子この間にありて、社稷を重んずるを名として崔杼に抗せず、景公に仕へて齊の强大を致せり。左傳襄公二十五年參照

(六) 春秋時代衞の賢大夫、字は伯玉。衞の臣孫文子がその君獻公の暴虐に憤りて謀反せんとし、伯玉に相談せしに「君其の國を制す、臣敢へて之れををかさんや。之れを奸すと雖も以てまさることを知らんや」と對へて、その亂を作さんことを與り聞きしも知らざる風をして遂に國を去れり。（左傳襄公十四年に出づ）又論語衞靈公篇第六章に孔子これを稱して「君子なる哉蘧伯玉、邦に道あれば仕へ、邦に道なければ、則ち卷きて之れを懷にすべし」といへり

性情を通ず。是れ　神聖の禮なり。豈唯だ　中華のみならんや。外國の聖聖も亦然り。故に或は質を尙び、或は文を尙び、或は文質並び行はる。周は農を以て興り、(一)天子后妃必ず親ら耕蠶して農桑を導き、漢始めて元旦の賀禮を行ひて以て君臣相和(二)するの屬、皆一代の制なり。周の禮は萬代の模範にして、夫子、顏子に告ぐるに夏(三)の時を行ふを以てす。然らば乃ち事は今日時物の情に通ずるに在るのみ。代代の變易怪しむべからず。

此の一編　仁德朝以下はその尤なるものを擧げて、餘は姑くこれを舍けり。蓋し三韓來服の後は、外朝の典籍相通ず、故に嘉言善行もまた蹈襲の嫌あり、況や異敎の太だ熾なる、　神聖の道竟に雜りて醇ならざるをや。今往古の　神勅を祖述し、　人皇の聖敎を憲章するは、唯だ　中華の文物は天地と參し、萬邦の幷び比すべきにあらざるを懸象するのみ。

(一) 周の始祖は名は棄、農につとめ、民に稼穡を敎ふ。因つて農師に擧げられ后稷といふ

(二) 通典に曰はく「漢の高祖十月奏を定め、遂に歲首と爲す。七年長樂宮成る。因つて群臣朝賀の儀を制す。武帝改めて夏正を用ひ、寅の月を以て歲首と爲す」と。卽ち漢の武帝の太初元年、始めて正月を以て歲首とし、それ以前は秦の制により十月を以て歲首とせしなれども、元日の賀禮はもと漢の高祖より始まるなり

(三) 論語衞靈公篇第十章に、顏淵孔子に國を治むるの道を問ふ。孔子曰はく、夏の時代の曆を用ひ殷の時代の車を用ひ、周の時代の冠を服し、その他種々取捨斟酌すべしとの意を云へり。ここは時代により物により取捨すべきを云ふなり

# 中朝事實

（原文）

## 中朝事實自序

恆觀二蒼海之無一レ窮者、不レ知二其大一、常居二原野之無一レ畦者、不レ識二其廣一、是久而狃也、豈唯海野乎、愚生二中華文明之土一、未レ知二其美一、專嗜二外朝之經典一、嘐嘐慕二其人物一、何其放レ心乎、何其喪レ志乎、抑好レ奇乎、將尚レ異乎、夫中國之水土、卓二爾於萬邦一、而人物精二秀于八紘一、故神明之洋洋、聖治之緜緜、煥乎文物、赫乎武德、以可レ比二天壤一也、今歲謹欲レ紀二皇統武家之實事一、奈二睚課之煩、紬閱之乏一、冬十一月小寒後八日、先編二皇統之小冊一、令二兒童誦一レ焉、不一レ忘二其本一、未レ知三武家之實紀、其成在二奚日一、

寛文第九己酉除日之前二一、涉レ筆レ於二播陽之謫所一、

# 中朝事實目錄

皇統

武德

祭祀

化功

## 皇統

### ○天先章

天先成、而地後定、然後、神明生二其中一焉、號二國常立尊一、

一書曰、高天原、所生神名、曰二天御中主尊一、

(一)謹按、天者氣也、故輕揚、地者形也、故重凝、人者、二氣之精神也、故位二其中一、凡天地人之生、元無二先後一、形氣神不レ可二獨立一也、天地人之成、未三嘗無二先後一、氣倡之形和之神制之也、蓋草昧屯蒙之間、聖神立二其中一、悠久而不レ變、是所下以尊二其神一號中國常天中上也、夫天道無レ息、而高明也、地道久遠、而厚博也、人道恆久、而無レ疆也、天得二其中一、而日月明、地得二其中一、而萬物載、人得二其中一而天地位、恆中之義萬代之 神聖、所三以正二其祚一也、 二神之迹、今雖レ不レ可レ知焉、竊幸得

(一) 左の點は原本抹殺せるを意味す、以下皆同じ

レ聞二常中之二尊號一、是本朝治教休明之實也、天下之治、恆久而萬物之情可二以觀一之、至誠無レ息、以制二其中一、禮乃明也、政恆則不レ變、禮行則不レ犯、神聖之知德、萬世之規範也、

凡神神相生、乾坤之道、相參而化、所以成二此男女一、自二國常立尊一迄二伊弉諾尊伊弉冊尊一、是謂二神世七代一者矣、

臣謹案、次第之天神、生生悠久之間、因二天地之實一、以建二此皇極一也、此間不レ可レ容二庸愚之舌頭一、

伊弉諾尊伊弉冊尊、巡二國中之柱一、定二男女之禮一、生二大八洲及海川山草木鳥獸魚虫一、致三蒼生可二食而活一、教二養蠶之道一、生二諸神一定二其分一、功既至德亦大、靈運當遷、寂然長隱者矣、

臣謹按、伊弉諾伊弉冊者、陰陽唱和之發語也、二神者陰陽之全集、故以奉二此尊號一也、蓋草昧悠久之間、天神生生之後、二神初立二中國一、而正二男女之大倫一、男女者、陰陽之本、五倫之始也、有二男女一而後夫婦父子君臣之道立、二神終制二大八洲一、奠二山川一導二河海一、草木種藝鳥獸得レ處、人始得二平土一播二五穀一植二桑麻一、而蒼

序卦曰、有二男女一然後有二夫婦一、有二夫婦一然後有二父子一、有二父子一然後有二君臣一、
禹貢、奠二高山大川一

詩曰、丕顯哉文王謨、丕承哉武王烈

生之衣食居足、既足則不レ無ニ教戒一、故命ニ諸　神聖一、以有ニ其境一、　二神之功業萬世以免ニ左衽一、丕顯哉丕承哉、

以上論ニ天地生成之義一、謹按、天地者、陰陽之大極也、陰陽甚殊ニ其用一、而互交ニ其根一、遠而近、近而遠、所ニ其形一有レ五、所謂木火土金水也、木火者陽、而金水者陰也、土者兼ニ其二一、而位ニ其中一、陰必含レ陽、故水形柔也、陽必萌レ陰、故火用烈也、水火者象也、金木者形也、火者氣也、純昇而不レ止、水者形也、專降而盈レ科、陽之昇、陰必從レ之、陰之降、陽必從レ之、故昇降亦無レ息矣、夫積氣之間、其精秀爲ニ日月星辰一、其動靜爲ニ河漢風雹一、而有ニ雲雨霜雷之用一、夫地者、形滓之凝以爲レ土、其積也不レ息而山岳丘陵川河谷澤、載之不レ辭、陰陽無レ窮、而有ニ經緯一、有ニ四時一、有ニ日之長短一、有ニ時之寒暑一、有ニ一年一月一、有ニ一日一刻一、有ニ二十四節一、有ニ七十二候一、有ニ日月之蝕一、有ニ氣盈朔虛一、是天地互交、以爲ニ千態萬變一也、人亦在ニ萬物之一一、而稟ニ其精一得ニ其中一、其智之靈、致レ之則無レ不レ通、其德之明、盡レ之則無レ不レ感、故形ニ容天地不言之妙一、模ニ樣乾坤幽微之誠一、以造ニ曆象一考ニ時日一、定ニ人物之極一、建ニ萬世之教一、然乃天地者、人倫之大原、而　神聖者、天地之性心也、人君仰觀俯察、以正ニ

上下ハ定二尊卑一、致二其智一明二其德一、而后可レ參二乎天地一也、或疑、天地有レ心乎、愚謂、既有二其形氣一則未三嘗無二其性心一、天地以レ無レ息爲レ心、故消長往來、終而復初、神聖以二常中一爲レ心、故常彌明二其德一、是天地　神聖所三以一二其原一也、

## ○中國章

天神謂二伊弉諾尊伊弉冊尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往脩一之、廼賜二天瓊戈一、（瓊玉也、此云努、）

一書曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國者、大八洲未レ生以前已有二其名一、而無二形相一、强字二其形一爲二天瓊矛一者也、大八洲國者、即瓊矛之所レ成、其中心號曰二大日本日高見一、名二大日本一者、由二大日靈貴降靈一、故有二此名一、

謹按、是謂二　本朝水土之始一也、初既有二此稱一、則其水土之美不レ議、而可レ知之、蓋豐者、庶富之言也、葦原者、草昧之稱也、千五百者、衆多之義、秋瑞穗者、百穀盛熟之意也、　天神之靈無レ不レ通、故知三水土之沃壤人物之庶富、教化可二以施一焉、夫知二其機一之謂乎、　二神從レ之、以遂二其功一、所二其繫一全在二　天神一也、懿哉　本

朝開闢之義、悉因神聖之靈、是乃實天授之人與之也、故皇統有億兆之系、終與天壤無窮矣、

伊弉諾尊伊弉冊尊以磤馭盧嶋爲國中之柱、（柱、此云美簸旨邏）遂生大日本（日本、此云耶麻騰）豐秋津洲、始起大八洲國之號焉、（邪麻止、又野馬臺、又邪麻堆、皆同、）

臣謹按、磤馭盧嶋者、自凝之嶋、言獨立而不倚之稱也、（磤馭盧者、自凝之辭也、）二神立於天浮橋之上、以天之瓊矛、指下而探之、是獲滄溟、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一嶋、是也、國中者、中國也、柱者、建而不拔之稱、恆久而不變也、大者、無相對、日者、陽之精、明而不惑之稱、本者、深根固蔕也、（或曰、大日靈貴所降之地、故有此號、）豐者、盛大之稱、秋津者、象其形也、（蜻蛉、此曰秋津、）大八洲者、其始生八洲也、所謂土者陰之精、八者陰之極數、而統八方之義也、（後世分天下爲五畿七道、乃合八洲之義、）蓋是本朝生成之初也、凡地之有洲、猶天之有星、地乃一陰水之相積、而其間有洲嶋之相顯、如天之積氣裏星宿（音秀）相著也、其洲或連續、而異其域、或相獨立而異其洲、本朝唯卓爾于洋海、稟天地之精秀、四時不違、文明以隆、皇統終不斷、其名實相應可并考也、以日本號耶麻騰者、猶言山迹、上古人民穴居野處、專凭山爲營窟、故人迹在山、

易繫辭云、上古穴居野處、孟子曰、下者爲巢、上者爲營窟、

神武帝東征之日、因二其山迹之多一、以建レ州設二都邑一乃稱二號耶麻騰一、今之倭州是也、自レ此以二耶麻止一爲二天下之通稱一（神武帝起レ自二大倭州一也、外國猶レ稱二夏殷周一也、）也、或曰二倭國一、或曰二倭奴國一、猶レ曰二吾國一、（吾、此曰レ倭、曰二倭奴一、以二倭音一假用、外國不レ知レ之、以二字義一論說、尤差謬、）竊按、其稱二耶麻止一者、神武帝朝已後史書追稱呼也、（神武帝紀曰、始有二秋津洲之號一也、然乃秋津亦追稱乎、。。）

皇祖高皇產靈尊遂欲下立二皇孫天津彥彥火瓊瓊杵尊一以爲中葦原中國之主上、

謹按、是以二 本朝一爲二中國一之謂也、先レ是 天照大神在二於天上一、曰聞三葦原中國有二保食神一、然乃中國之稱自二往古一既有レ此也、凡人物之生成、一日未二曾不レ襲二水土一、故生二成平易之土一者、稟二平易之氣一、而性情自平易也、生二成險難之土一者、稟二嶮難之氣一、而性情堪二危險一、豈唯人而已乎、鳥獸草木亦然、是所三以五方之民皆有レ性而異二其俗一也、蓋、中、有二天之中一、有二地之中一、有二水土人物之中一、有二時宜之中一、故外朝有下服二于土中一之說上、迦維有二天地之中也言一、耶蘇亦曰レ得二天中一、愚按、天地之所レ運、四時之所レ交、得二其中一、則風雨寒暑之會不レ偏、故水土沃而人物精、是乃可レ稱二中國一、萬邦之衆唯 本朝及外朝得二其中一、而 本朝 神代、既有二 天御中主尊一、二神建二國中柱一、則 本朝之爲二中國一、天地自然之勢也、 神神相生、 聖皇連

王制云、中國戎夷五方之民皆有レ性也、不レ可二推移一、又曰、廣谷大川異レ制、民生二其間一者異レ俗

召誥、自服二于土中一

瑞應經云、天竺迦維羅衛國天地之中也

綿、文武事物之精秀、實以相應、是豈誣稱レ之乎、神武帝繼ニ神代之迹一、都ニ日向國宮崎宮一曰、東有ニ美地一、青山四周、彼地必當レ足下以恢ニ弘天業一、光中宅天下上、蓋六合之中心乎、遂東征初平ニ中州一、觀ニ大倭國畝傍山東南橿原地一經ニ始帝宅一、

臣謹按、運屬ニ鴻荒一、時鍾ニ草昧一、蛇龍鳥虫、得ニ其處一、異人分レ疆陵躁、唯此西邊可ニ以治一、故　天孫先降レ此多歷レ年、以養レ正、逮ニ　神武帝一　王澤既霑、當足下恢ニ弘天業一、光中宅天下上、故有ニ此東征一、始擴ニ中州之賓一、蓋西者金、東者木、自レ西及レ東者、征伐之相克也、自レ東及レ西者、化育之相生也、左旋右行、乃天地日月五行之道、至誠無レ息也、　聖皇之征治、乾坤可ニ以法一也、或疑、　二神以ニ磤馭盧嶋一爲ニ國中之柱一、廼生ニ大日本一、然乃　天孫之降、何在ニ西偏一乎、愚竊謂、是以ニ末季之俗意一、量ニ上古之　靈神一、甚涉ニ意見臆說一也、　神聖之道悠久而其功成、先因ニ其易一而建ニ其極一、考ニ其過化一而洪ニ其業一、故其成也久、其根本也固、實萬世不拔之大基、博厚配レ地高明配レ天悠久無レ疆也、　二神爲ニ國中之柱一者、大日本所ニ以可レ爲ニ中州一之言也、　二神之聖、既鑑ニ萬世一、以ニ此洲一爲ニ中國一、以ニ　天孫一主ニ此洲一、其　天鑒

巍巍乎哉、

神武帝三十有一年、夏四月乙酉朔、皇輿巡幸、因登二腋上嗛間丘一、而廻二望國狀一曰、妍哉乎國之獲矣、（妍哉、此云二鞅奈珥夜一）雖二内木綿之眞迮國一、猶二如蜻蛉之臀呫一焉、由レ是始有二秋津洲之號一也、昔伊弉諾尊目二此國一曰、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國、（秀眞國、此云二袍圖莽句爾一）復大己貴大神目之曰、玉牆内國、及レ至下饒速日命乘二天磐船一、而翔二行太虚一也、睨中是郷上、而降之、故因目之曰二虚空見日本國一矣、

臣謹按、本朝之地形、長レ廣（東西曰レ廣、）短レ袤、（南北曰レ袤、）西上東下、皆豐大也、背二艮位一而嚮二離明一、象二蜻蛉之臀呫一、洋海廻二四方一、唯西方少可レ寄二外域之舶一、而無二襲來之畏一、故稱二浦安國玉牆内國一、是内木綿之眞迮國也、其形如レ戈、而品物無レ不レ備、尤秀精之地、故曰二細戈千足國、磯輪上秀眞國一、帝曰、妍哉乎國之獲矣、噫大哉、蓋國之在レ地、不レ可二枚擧一、而其文物古今所レ稱以二外朝一爲レ宗、日本朝鮮次レ焉、愚竊考惟、四海之間、唯　本朝與二（外）本朝一共得二天地之精秀一、神聖一二其機一、而外朝亦未レ如二本朝之秀眞一也、凡外朝其封疆太廣、連二續四夷一、無二封域之要一、故藩屏屯戍甚多、不レ得レ守二其約一、失是一也、近迫二四夷一、故長城要塞之固、世世勞二人民一、失是二也、

守戎之徒、或通レ狄構レ難、或奔レ狄泄二其情一、失是三也、匈奴契丹北虜易レ窺二其釁一、數以劫奪、其失四也、終削二其國一、易二其姓一、而天下左レ衽、大失其五也、況河海之遠、而魚蝦之美、運轉之利、不レ給、故人物亦異二其俗一、如下啖二牛羊一衣二毳裘一坐中榻床上、可二以見一之也、況朝鮮蕞爾乎、獨本朝中二天之正道一、得二地之中國一、正二南面之位一、背二北陰之險一、上西下東、前擁二數洲一、而利二河海一、後據二絶峭一而望二大洋一、每州悉有二運漕之用一、故四海之廣、猶二一家之約一、萬國之化育、同二天地之正位一、竟無二長城之勞一、無二戎狄之膺一、況鳥獸之美、林木之材、布縷之巧、金木之工、無レ不レ備、　聖神稱美之嘆、豈虛哉、昔大元世宗奪二外朝一乘二其勢一擊二　本朝一、大兵悉敗、而歸二彼地一者、僅三人、其後元主數窺而不レ得レ侵二我藩籬一、況朝鮮新羅百濟皆　本朝之藩臣乎、　聖神翔二行大虛一而睨二是鄕一而降之、最宜哉、後漢書曰、大倭王居二邪麻堆一、唐東夷傳曰、日本古倭奴也、是皆因二商賈販人之言一記二其事一、故不レ足二以證一也、

以上、論二本朝之水土一

○崇神帝十年七月、選二群卿一遣二四方一、同年十月、命二四道將軍一、以下平二戎夷一之狀上、

臣謹按、是　中國分二四道一之始也、此時　王化未レ習、故有二此　命一、

成務帝五年、秋九月、隔二山河一而分二國縣一、隨二阡陌一以定二邑里一、因以東西爲二日縱一、

（孝德帝二年、宣二改新之詔一、初修二京師畿內郡里田段一云々）

南北爲二日横一、山陽曰二影面一、山陰曰二背面一、是以百姓安居天下無事焉、

臣謹按、是　中國分二國境一定二諸道一之始、蓋　景行帝五十五年、以二彦狹嶋王一、拜二東山道十五國都督一、則東山道等之名、既在二前朝一也、（崇峻帝二年有二東山北陸東海觀察使一、此時或定二七道一乎、及三孝德帝定二新式一、始有二五畿七道制一）凡村里以統レ縣、縣以統レ郡、郡以統レ國、國以統レ道、是自レ一迄レ十、自レ十歸レ一、猶三身使レ臂、臂使レ指、一元氣周二還四支百骸一、故天下之大、四海之遠、王化無レ不レ通、正朔無レ不レ受也、　王畿者、七道所二以宗一レ之、畿內者、　王室之小天下也、畿內之制明、則七道隨レ風而正、是乃北辰居二其所一、而衆星共レ之也、聖帝詳二水土之制一、百姓安居天下無事、萬世因レ之、以損益焉、帝之功不二亦大一乎哉、（以上、論下分二道境一之始上）

○神武帝東征己未年、下レ令曰、當下披二拂山林一、經二營宮室一、而恭臨二寶位一、以鎭中元元上、上則答二乾靈授レ國之德一、下則弘二皇孫養レ正之心一、然後兼二六合一以開レ都、掩二八紘一而爲レ宇、不二亦可一乎、觀、夫畝傍山（畝傍山此云二宇禰縻夜摩一）東南橿原地者、蓋國之墺區乎、可治之、卽命二有司一、經二始帝都一、

先人曰、帝繼二神代之蹤一、都二日向國宮崎宮一、

臣謹按、是　中州營都之初也、墺區、猶レ言二最中一、（墺、四方土可レ居也、區、物可二止藏一也、）蓋　帝以レ平二章

洛誥曰、篤二前人之成烈一、又曰、不三敢不二レ敬二天之休一、召誥云、達觀二于新邑營一

桓武延曆十二年正月、詔二藤小黑、紀古佐美及沙門賢璟一相二帝城之地一、同十三年冬十月廿三日、自二南京一遷二北京一

蘇軾云、後世遷都之數君皆不二復振一、而有二亡國之徵一

於天下之蒼生一爲二大任一、深下思一切一謀、守二　天帝授命之重一、開中　天孫悠久之業上、遂東征以制二　中州一、始議二都宮之地一、建二後世之規一、以永二　祚於萬萬世一也、此後國勢富庶、人物日盛、而代代有二遷都一、至二　元明帝一遷二都於平城一、以揚二七代之　聖風一、終　桓武帝欲下篤二　先聖之成烈一、安二億民之所上レ止、敬二天之休一致中人之順上、詔達視二新都之地一、惟土以中、惟卜以食、惟民以與、故大命二庶官一、以服二于土中一、遷二都於山州平安城一、振二明德於萬億世一、是乃　神武帝墺區之實也、古人云、遷都之君、皆不二復振一、　中州之遷都、豈夫然乎、非レ違二夷狄之害一、非レ畏二盜劫之難一、唯富庶世充土壤不レ給、故遷都日振、國勢彌張矣、夫京師爲二四方之極一、猶三紫宮爲二周天之極一也、其選二都邑一非二其中一、乃不レ得二其實一、所謂中者、精秀之義、天地以位、四時不レ違、陰陽惟中、寒暑不レ過、人民以止、萬物以聚、禮義惟立、武德以行、而後可レ稱二墺區一、可レ謂二土中一、　本朝者、始有二中柱中國之號一、況　神武帝制二　中州一、都二墺區一、共皆得二其精秀一、及二平安城一、選之極、中之至、一歸二　神聖立レ國之道一、故時序正而寒暑不レ過、土壤膏沃而人物文章、　中州中華之名實相齊、建都之制大備、是乃墺區之生成也、以上、建二都邑一之始

○伊弉諾尊伊弉冊尊降二居磤馭盧嶋一化二作八尋之殿一、又化二竪天柱一、

臣謹按、是　天神宮殿之始也、今其制不レ可レ言、八者四方四隅之數、天者人物之所レ法也、能詳二其實一則萬世之規制、又始二于此一也、

神武帝辛酉、於畝傍之橿原也、太二立宮柱於底磐之根一峻二峙搏風於高天之原一、

一書曰、神武帝建二都橿原一、經二營帝宅一、仍令三天富命（太玉命之孫）率二手置帆負彥狹知二二神之孫一、以二齋斧齋鉏一、始採二山材一構二立正殿一、所謂底都磐根宮柱（布都之利）立、高天乃原爾、搏風高（之利）排皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也、故其裔今在二紀伊國名草郡御木麁香二鄕一、（古語正殿、謂二之麁香一）採レ材齋部所レ居謂二之御木一、造レ殿齋部所レ居謂二之麁香一、

臣謹按、是　人皇宮殿之始也、此時去二荒濛之世一未レ遠、唯構二正殿一以象二　神代之天柱一、始二萬世之洪基一也、凡宮者、室也、殿者、堂之高大、屋之嚴正也、人必有レ居、有レ居則未三嘗無二宮殿一、況人君乎、況　帝居乎、既有二宮殿一、則不レ無二制度一、故經始之營、上正二天時一以象二文明一、下隨二水土一以量二豐約一、中考二百世一以模二聖賢一、匪レ樸匪レ斲、去レ泰去レ甚、折中以儀二形當時一垂二示萬代一、是乃　天神天柱之實乎、蓋　中州代々之經營、專簡樸而盡二力於溝洫一、唯有二大極殿大安殿之名一、是乃宮殿也、（大極殿以備二朝、大

魏青龍年、起大極殿、自晉以降正殿皆名之、本朝桓武帝大內營作之後、八省院正殿曰大極殿、又曰八省最大殿、八省院號朝堂殿、天子臨朝、即位、諸司告朝之所

紫宸仁壽承香常寧貞觀春興宜陽綾綺溫明麗景宣耀安福校書清涼後涼弘徽登花、謂十七殿、大極豐樂殿等之六此外也

安殿以宴群臣、是宮與殿也、桓武帝遷都於平安城、牢籠先王、鑒察異域、大張規模、造新門、營新宮、名其門、題金榜、（釋弘法橘逸勢野道風藤行成書其字）名其殿以嘉言、前殿曰紫宸、其制肖外朝之明堂、乃饗萬國朝諸侯之所、（秦漢曰前殿、周曰明堂路寢、以帝居象天之紫宮也、）又曰南殿、天子負黼扆南嚮以聽政之義也、中殿曰清涼、常宸居所、又曰御殿、平生宴遊之所也、後殿曰貞觀、乃后宮也、此外宮殿、堂樓、院閣、丹墀青瑣、金鋪玉戺、（音俟、砌也）井欄綺窓、無不盡善盡美、圖以河洛賢聖、而法大舜視古人之象、像以乾坤儀形、而守聖皇立宮柱之太、嚴九重之深邃、披九條之廣路、十二之通門迭洞、十七之寶殿珠聯、以宸儀仰彌高、法座則彌正、彼如事固陋與愛紛奢、不可同日而語之也、（以上、制宮城之義）

○崇神帝十年、冬十月乙卯朔、詔群臣曰、今返者悉伏誅、畿內無事、唯海外荒俗騷動未止、其四道將軍等、今忽發之、丙子將軍等共發路、十一年、夏四月壬子朔、已卯四道將軍以平戎夷之狀奏焉、是歲異俗多歸、國內安寧、

臣謹按、二神定可守之境之後、鴻蒙草昧而封疆未分、神武帝經綸天業、制中州之後、又未弘恢化德、帝識性聰敏、尤有雄謀、故大開四方以規

邊要一、下無二逸民一教化流行、終正二蒼生之課役一、利二船舶之運轉一、天下大平也、

景行帝二十五年、秋七月庚辰朔、壬午遣二武内宿禰一、令レ察二北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息一也、二十七年春二月辛酉朔、壬子武内宿禰自二東國一還之奏言、東夷之中有二日高見國一、其國人男女並椎結文レ身、爲レ人勇悍、是摠曰二蝦夷一、四十年夏六月、東夷多叛、邊境騷動、冬十月命二日本武尊一征レ之、蝦夷服レ罪、五十三年巡二狩于東海一、

臣謹按、　帝自レ征二西州一巡二狩東方一、封二建七十餘子一、各令レ如二其國一、是乃定二四方之邊境一、爲二　王室之藩屏一也、

成務帝四年、春二月丙寅(朔)、國郡立レ長、縣邑置レ首、取二當國之幹了者一、任二其國郡之首長一、是爲二中區之蕃屏一也、五年秋九月、隔二山河一而分二國縣一、隨二阡陌一以定二邑里一、因以東西爲二日縱一、南北爲二日橫一、山陽曰二影面一、山陰曰二背面一、

臣謹按、天下之邊要、逮レ　帝其制相成、蓋邊要者、天下之藩屏也、四邊唯以二陸奥出羽佐渡對馬多褹一爲二邊要國一、以二太宰府鎭守府一、爲二藩鎭所一、鎭西府者、備二異域之襲來一、鎭守府者、征二蝦夷之跋扈一、異域竟不レ得レ侵二邊境一、蝦夷數寇二東藩一、故有二國守一、有二將軍一、有二兩國按察使府一、秋田城介一、以二信夫郡以南租稅一充二國府之公廨一、

以二苅田以北稻穀一、充二鎭府之兵粮一、常置二五千人兵一、運二送許多兵器一、是愼二邊要一也、凡承平之治、王化之澤、無レ不レ浴、而邊境之廣、遠人之俗、必異レ教殊レ風、故其弊或盜賊劫竊、入レ山據レ險、或因二吏務之奸謀一、邊民含レ恨之事、未三嘗無二之、故擇二吏幹之才一、詳二巡察之使一、以安二邊疆一、是上古之　聖戒也、豈可レ忽乎、以上、守二邊要一之備

以上論二水土之規制一、謹按、地在二天之中一、中又不レ無二四邊一、而得二其中一曰二中國一、言得二天地之中一也、天地之中、何、四時行、寒暑順、水土人物其美、而無二過不及之差一是也、萬邦之衆、唯　中州及外朝、得二天地之中一、故人物事義、大不レ異、其建レ極以致二聖教一、殆如レ合レ節也、朝鮮亦同二水土一、然朝鮮者、與二外朝一同二封域一、唯在二其東藩一也、蓋有二土地一、則有二國郡一、有二國郡一則有二都鄙之分一、而設二王畿一、建二都宮一、制二道路一、四方以通之、四藩以屛之、故其規也、其制也、未三嘗不二盡二其道一、凡上法二天象一、下詳二地勢一、校二人物之計會一、察二治亂之機一、以致二其禮用一、以盡二其至誠一、則遠近都鄙内外無レ不下同二其俗一通中其利上也、天下之大、國郡之區、雖レ不レ可二一擧一、自二　朝廷一及二邦畿一、自二　王畿一及二四方一、自二四方一至二四疆一、猶下一元氣之周二流營三衞四支百骸一、而以統中諸於一胷臆上、然乃　朝廷王畿者、天下之規範、而兆民所二具瞻一也、豈縱二一人之私一、伐二當時之治一、

而不レ致ニ其規制一乎、

### ○皇統章

伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生ニ大八洲國及山川草木一、何不レ生ニ天下之主者一歟、於レ是（廿八）生ニ日神一、號ニ大日孁貴一、（大日孁貴、此云ニ於保比屢咩能武智一、孁音力丁反、一書云、天照大神、一書云、天照大日孁尊、）此子光華明彩、照ニ徹於六合之內一、故二神喜曰、吾息雖レ多、未レ有ニ若此靈異之兒一、不レ宜ニ久留ニ此國一、自當下早送ニ于天一、而授以中天上之事上、是時天地相去未レ遠、故以ニ天柱一擧ニ於天上一也、次生ニ月神一、（一書云、月弓尊、月夜見尊、月讀尊、）其光彩亞レ日、可ニ以配レ日而治一、故亦送ニ之于天一、次生ニ蛭兒一、雖ニ已三歲一、脚猶不レ立、故載ニ之於天磐櫲樟船一、而順風放棄、次生ニ素戔嗚尊一、（一書云、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊、）此神有ニ勇悍以安忍一、且常以ニ哭泣一爲レ行、故令ニ國內人民一、多以夭折、復使ニ青山變枯一、故其父母二神勅ニ素戔嗚尊一、汝甚無道、不レ可ニ以君ニ臨宇宙一、固當遠適ニ之於根國一矣、遂逐之、

一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲レ生ニ御宙之珍子一、乃以ニ左手一持ニ白銅鏡一、則有ニ化出之神一、是謂ニ大日孁尊一、右手持ニ白銅鏡一、則有ニ化出之神一、是謂ニ月弓尊一、又廻レ首顧眄之間、

則有㆓化神㆒、是謂㆓素戔嗚尊㆒、卽大日孁尊及月弓尊並是質性明麗、故使㆑照㆓臨天地㆒、

素戔嗚尊是性好㆓殘害㆒、故令㆔下治㆓根國㆒、

臣謹按、是　中國定㆓其　主㆒之始也、大日孁（字書曰、郞丁反、女也）貴者卽　日神鎭㆓坐伊勢州㆒之大神宮、宗廟之嚴神、本朝之元祖也、月弓尊者、　月神、是又爲㆓伊勢別宮㆒（倭姬命世紀曰、月夜見命二座、一書曰、御形馬乘男帶㆓太刀㆒）也、蛭兒者攝津州西宮社夷三郞是也、素戔嗚尊者、出雲州大社是也、（或曰、大社者、天神爲㆓大已貴㆒所㆓造供㆒也、素戔嗚行㆓於根國㆒、故於㆓中國㆒無㆓降迹㆒、後世祭㆓大已貴㆒、故合㆓祭素戔嗚㆒者也、）世號㆓一女三男㆒、是也、凡氣聚形生、則必有㆓其精㆒、謂㆓之心㆒、謂㆓之性㆒、是其主也、天地相成、而陰陽之精、懸象著明、之爲㆓日月㆒、日月者、天地之主也、四時之運行、寒暑之去來、云㆓一日㆒、云㆓一月㆒、云㆓一歲㆒、皆以㆓日月㆒爲㆓綱紀㆒、天地之氣候不㆑正、則縣象又不㆓著明㆒、人民之有㆓君長㆒、亦然、人民之精可㆓以主㆒㆑之、不㆑以㆓其精㆒、則人物不㆑能㆑盡㆓其性㆒也、蓋　二神共議者、不㆑容㆓易其事㆒也、以㆓神鏡㆒者、明而不㆑倚也、雖㆓　天神之靈㆒、欲㆑生㆓天下之主㆒、而惟精惟一、可㆓以見㆒㆑之也、故所㆓其生㆒爲㆑　日、爲㆑　月、而天地茲位、爲㆓蛭兒㆒爲㆓素戔嗚㆒、河海猛惡、亦有㆓其長㆒、夫所㆓共生㆒、皆　天神之子、而因㆓其量㆒、命㆓其分㆒、噫神之德、大哉公哉、竊按、　天神欲㆑生㆓天下之主㆒、而　日神以生、故以㆓　日神㆒、

爲ニ　地神之太祖、　朝廷宗廟之第一一、然乃歷代之　聖主不下守ニ　二神之精一一、致中

縣象著明之實上、則豈承ニ　神明之統一乎、或疑、　二神之聖、何生ニ此二不肖一乎、愚謂、

噫是何言乎、二氣五行之變、未ミ嘗無ニ過不及一、天地之大、其精爲ニ日月星辰一、爲ニ名

山大川一、其粗爲ニ風雲雷雨一、爲ニ潢汙丘陵一、精粗相因而後萬物遂、天共覆之、地共載

之、是其至大也至公也、人物在ニ天地一、亦然、故明暗曲直、柔剛弱强、並行、各盡ニ

其性一、是　神聖贊ニ其化一也、　二神者、是天地也、生ニ此明暗柔猛一、以主ニ萬物一、萬物

各盡ニ其性一、其道不ニ亦偉一乎、因ニ子之說一、則取レ上而遺レ下、貴ニ桑麻一而棄ニ菅蒯一也、

生ニ此四神一、而天下始安、萬民得レ所、　二神所ニ共議一、無ミ俗學可ニ以疑一焉、以上、定ニ本朝之主一

天照大神之子、正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊娶ニ高皇產靈尊之女栲幡千千姬一、生ニ天津彥

彥火瓊瓊杵尊一、故皇祖高皇產靈尊遂欲下立ニ皇孫一以爲中葦原中國之主上、召ニ集八十諸神一、

而問之曰、吾欲レ令ミ撥ニ平葦原中國之邪鬼一、當遣レ誰者宜也、惟爾諸神勿ミ隱所レ知、僉

曰、天穗日命是神之傑也、可レ不レ試歟、於レ是俯順ニ衆言一、卽以ニ天穗日命一往平之、然

此神佞ニ媚於大己貴神一比ミ及三年一、尙不ニ報聞一、是後高皇產靈尊更會ニ諸神一、選下當レ遣ニ

於葦原中國一者上、經津主神武甕槌神誅ニ諸不順鬼神等一、果以復命、于レ時高皇產靈尊以ニ

眞床追衾一、覆二於皇孫一使レ降レ之、天二降日向襲之高千穗峯一矣、到二於吾田長屋笠狹之碕一矣、

一書云、天照大神乃賜下天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍、三種寶物上、又以下中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡五部神上、使二配侍一焉、因勅二皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當下與二天壤一無上レ窮者矣、

一書云、天兒屋命太玉命陪二從天忍穗耳尊一、以降之、是時天照大神手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一、而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神、亦同侍二殿內一善爲二防護一、又勅曰、以二吾高天原所御齋庭之穗一、亦當二御於吾兒一、則以二高皇產靈尊之女號萬幡姬一配二天忍穗耳尊一爲レ妃、降之、故時居二於虛天一而生レ兒、號二天津彥火瓊瓊杵尊一、因欲下以二此皇孫一代レ親而降上、故以二天兒屋命太玉命及諸部神等一、悉皆相授、且服御之物一依レ前授、然後天忍穗耳尊復二還於天一、故天津彥火瓊瓊杵尊降二到於日向槵日高千穗之峯一、

一書云、天祖天照大神高皇産靈尊乃相語曰、夫葦原瑞穗國者、吾子孫之可レ王之地、卽以二八咫鏡及薙草劒一二種神寶一、授二賜皇孫一、永爲二天璽一、(所謂神璽劒鏡)

愚謹按、是　天孫降臨之始也、一書云、大國主神亦名大物主神、亦號二國作大己貴命一、亦曰二葦原醜男一、亦曰二八千戈神一、亦曰二大國玉神一、亦曰二顯國玉神一、其子凡有二一百八十一神一、夫大己貴命與二少彦名命一戮レ力一レ心經二營天下一、蓋　二神寂然長隱之後、大己貴命(素戔嗚尊子)少彦名命(高皇産靈尊子)平二此國一、建二大造之績一、大己貴命及其子事代主神、乃合二八十萬神於天高市一、帥以昇レ天、陳二其誠欵之至一、而后　天孫天二降此國一也、凡　天神者、生知之聖神、而每レ事問レ之、俯順二衆言一、其兼容之量、噫至哉、使レ配二侍五神一者、共有レ大二功於此國一也、寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮十字、祝二　天孫永祚合二天地之德一也、眞床追衾者、表二覆無レ外之義一、蒙二澤於蒼生一之名也、三種寶物者、乃　天神之靈器、傳國之表物、其寄甚重矣、(神武帝謂二饒速日命一曰、是實天神之子者、必有二表物一、可二相示一之、蓋言二傳國之表物一、)天照大神手持二寶鏡一祝之　神勅、至矣盡矣、聖主萬萬世之嚴鑑也、此時雖レ未レ有二教學授受之名一、謹讀二此一章一、以詳二其義一、則　帝者爲レ治之學、唯在レ用二力於此一乎、異域堯舜禹受授之說、亦豈外二乎此一矣、(以上、天孫降臨)

神日本磐余彥天皇、諱彥火火出見、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也、及二年四十五歲一謂二諸兄及子等一曰、昔我天神高皇產靈尊大日(孁)靈尊擧二此豐葦原瑞穗國一、而授二我天祖彥火瓊瓊杵尊一、於レ是(一)火瓊瓊杵尊、闢(關)二天開一披二雲路一、駈山蹕以戾止、是時運屬二鴻荒一、時鍾二草昧一、故蒙以養レ正、治二此西偏一、皇祖皇考乃神乃聖、積レ慶重レ暉、多歷二年所一、自二天祖降跡一以逮于レ今一百七十九萬二千四百七十餘歲、而遼邈之地、猶未レ霑二於王澤一、遂使二邑有レ君村有一レ長、各自分レ疆用相凌躒、抑又聞二於鹽土老翁一曰、東有二美地一、青山四周、其中亦有下乘二天磐船一飛降者上、余謂、彼地必當レ足下以恢二弘天業一光中宅天下上、蓋六合之中心乎、遂東征定二中州一、

臣謹按、是 人皇平二於 中州一、績二 天祖之降跡一始也、

辛酉、春正月庚辰朔、天皇卽二帝一位於大倭州橿原宮一、是歲爲二天皇元年一、尊二正妃一爲二皇后一、立二皇子神渟名川耳尊一爲二皇太子一、

臣謹按、是 天皇卽位之始也、初 天神以二磯馭盧嶋一爲二國中之柱一、分二巡國柱一、天孫立二於浮渚在平處一立二宮殿一、皆後世卽位之意也、洪濛之間、悠久以養レ正、 帝、明達大雄、善繼二 乾靈之志一、善述二 皇孫之事一、一戎衣而東方服、故建二 人皇之

立於浮渚在平處、此云二羽企爾磨梨陀毗邏而陀々志一

(一) 彥の字脫せるなるべし

洪基一、開二　卽位之大禮一、蓋、卽位者、何、　天子卽二大寶之位一也、人君繼レ天建レ極、萬國以朝、元元以仰、四海始知三　天子之可二以崇一、明二明德於　中州一之義也、卽位之大禮、人君正二綱紀於其始一、豈可レ忽乎、自レ是代代　聖主各行二此儀於正殿一、大極殿、是謂二朝堂殿一、大臣扶二翼於左右一、大神勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍二殿內一、善爲二防護一、是其儀也、　百官圍護以奉レ拜二　天儀一、外國所謂月正元日舜格二于文祖一、是也、元者、始也本也、元年者、卽位之初年、深二其根本於此一、而不レ傾不レ拔之謂也、此時既有二曆數紀年一、唐曆本者、百濟釋觀勒推古十年獻レ之、立二皇后一者、正二男女之別一、明二嫡媵之辨一、懲二廢奪之失一、建二太子一者、在二神武帝四十二年一、著二父子之親一、嚴二嫡庶之分一、固二宗廟之統一也、故人君嚴二卽位之禮一、而後天下之君臣其分定、重二后妃之道一、而後天下之男女其別正、定二建立之法一、而後天下之父子親、三者、人之大倫也、三綱立行、則身修家齊治平之功、坐可二以俟一之、　帝建二　皇極於　人皇之始一、定二規模於萬世之上一、而　中國明知三三綱之不二可レ遺、故　皇統一立而億萬世襲レ之不レ變、天下皆受二正朔一而不レ貳二其時一、萬國稟二　王命一、而不レ異二其俗一、三綱終不二沈淪一、德化不レ陷二塗炭一、異域之外國豈可二企望一焉乎、夫外朝易レ姓、殆三十姓、戎狄入王者數世、春秋二百四十餘年、臣子弒二其國君一者二十又五、況其先後之亂臣賊子、不レ可二枚擧一也、朝鮮箕子受命以

後、易ㇾ姓四氏、滅二其國一而或爲二郡縣一、或高氏滅絶 凡二十世 彼李氏二十八年之間弑ㇾ王者四、況其先後之亂逆不ㇾ異二禽獸之相殘一、唯 中國自二開闢一至二人皇一、垂二二百萬歲一、自二 人皇一迄二于今日一、過二二千三百歲一、而 天神之皇統竟不ㇾ違、其間弑逆之亂不ㇾ可二屈ㇾ指數一ㇾ之、況外國之賊、竟不ㇾ得ㇾ窺二吾邊藩一乎、 後白川(河)帝後、武家執ㇾ權、既五百有餘年、其間未下嘗無中利觜長距以得ㇾ擅ㇾ場、冠猴封豕縱二火秋蓬一之類上、而猶貴二 王室一、存二君臣之儀(義)一、是 天神 人皇之知德、懸象著明沒ㇾ世不ㇾ可ㇾ忘也、其過化之功、綱紀之分、然悠久然無窮者、流二出于至誠一也、三綱既立、則條目之著在二治政之極致一也、凡八紘之大、外國之汎、無ㇾ如二 中州 皇綱之化文武之功一、其至德、豈不ㇾ大乎哉、（以上、人皇之卽位）

西征賦曰、冠二沐猴一而縱、注 楚辭曰、若ㇾ縱二火於秋蓬一、又曰、項羽既燒二秦宮室一、思二東歸一、說者曰、人言楚人如二沐猴而冠一耳、果然、沐猴獼猴也、謂二天與不ㇾ取也

以上、論二 皇統之無窮一、謹按、天下者神器、而人君者繫二人物之命一、其與授之間、豈存二一人之私一乎、 皇統之初、 天神以授之、 天孫以受之、然乃其知德不ㇾ愧二天地一、而後可ㇾ謂二神器之與授一、凡天不ㇾ言、人代言之、天下之人仰歸、則天命ㇾ之也、天下所二歸仰一、更不ㇾ他、唯在二 天祖眷眷之命一而已、

○神器章

伊弉諾尊伊弉冊尊立二於天浮橋之上一、共計曰、底下豈無レ國歟、廼以二天之瓊（瓊玉也、此云レ努）矛一、指下而探之、是獲二滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮、凝成二一嶋一、名レ之曰二磤馭盧嶋一、（瓊矛、或作二瓊戈一）

一書云、天祖詔二伊弉諾伊弉冊二尊一曰、有二葦原千五百秋瑞穗之地一、宜三汝往修二之、則賜二天瓊戈一、（舊事記）

一書曰、天照大神、高皇產靈尊仍（乃）相（語）謂以二三（一）種神寶一授二賜皇孫一、永爲二天璽一、矛玉自從、（忌部廣成記）

一書云、豐葦原千五百秋之瑞穗國者、大八州（洲）未生以前、已有二其名一、雖レ有二名字一、而無二形相一、强字二其形一爲二天瓊矛一者也、大八洲國者、卽瓊矛之所レ成、其中心號曰二大日本日高見一、（源親房記）

源謹案、神代之靈器不レ一、而　天祖授二　二神一以二瓊矛一、任以二開基一、瓊者、玉也、矛者、兵器也、矛以レ玉者、聖武而不レ殺也、蓋草昧之時、撥二平於暴邪一驅二去於殘賊一、非二武威一終不レ可レ得也、故　天孫之降臨亦矛玉自從是也、凡　中國之威武、外朝及諸夷竟不レ可二企望一之、尤有レ由也、（以上、神矛）

（一）古語拾遺に二種に作る

天孫天降時、天照大神乃賜二八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物一

一書曰、天祖天照大神高皇産靈尊乃相語曰、夫葦原瑞穗國者、吾子孫可レ王之地、即以二八咫鏡及薙草劍二種神寶一、授二賜皇孫一、永爲二天璽一、（所謂、神璽劍鏡、是也、）矛玉自從、

臣謹按、是　皇代受授之三種神器也、蓋八坂瓊曲玉者、櫛明玉命所レ造之瑞玉也、（櫛明玉又名羽明玉、又名天明玉、伊弉諾尊子、）八咫鏡者、石凝姥神所レ鑄之靈鏡也、（石凝姥天糠戸命之子、作鏡遠祖也、）薙草劍者、在二大蛇尾一之寶劍也、共有レ大二功於此國一、而玉可三以表二溫仁之德一、鏡可三以表二致格之知一、劍可三以表二決斷之勇一、其所レ象其所レ形、皆　天神之至誠也、此時未レ嘗有二三德之名一、而自非下存二其名義一而已上、又有二此靈器之相備一、唯非下有二此靈器一而已上、又有二此靈器之成功一、最可畏之甚也、竊按、三器者、　天神之功器、三德之全備也、　聖主用レ此而內鑒二其　睿心一、外制二其治敎一、是乃　神代之遺勅乎、若專擁二三器一、而不レ正レ內、則虛器而無二靈用一、若唯弄二性心一、而不レ知レ外、則離レ空而無二神器一也、凡外朝夏有二九鼎一、殷周相傳、秦刻二卞玉一以爲二國璽一、漢以二斬蛇劍一爲二傳國寶一、後世以下坐二明堂一執二傳國璽一列中九鼎上、爲二天下之三器一、比二　中州之神器一、則不二同レ日而可一レ語レ之也、況赤刀大訓弘璧琬琰之屬、唯宗器而已、蓋　皇統之受授、必以二三神器一、

而期二 寶祚之永久一、表二傳國之信誠一、聖主必同レ殿共レ床、以崇二治平之道一、中州之渾厚、系連綿邈之無窮、皆 神聖之所レ致也、以上、三種神器

天照大神手持二寶鏡一授二天忍穗耳尊一、而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿、以爲二齋鏡一、

一書曰、日神入二于天石窟一之時、從二思兼神議一、令下石凝姥神鑄中日像之鏡上、初度所レ鑄、少不レ合レ意、是紀伊國日前神也、次度所レ鑄其狀美麗、是伊勢大神也、

一書云、乃使二鏡作部遠祖天糠戸者一造レ鏡、日神(方)開二磐戸一而出焉、是時以レ鏡入二其石窟一者觸レ戸小瑕、其瑕於レ今猶存、此即伊勢崇祕之大神也、

臣謹按、神代之靈器不レ一、而 天祖唯以二三種神寶一、爲二天孫之表物一、大神唯以二寶鏡一、詳二神勅一如レ此、蓋鏡者、本有二可レ明之象一、琢レ之磨レ之而不レ息、則日新不レ暗、襲藏深祕以不レ顧、則日暗不レ新、猶下人君有二可レ明之質一、致レ之盡レ之而不レ止、則其知日新、高レ威遠レ下以不レ規、則其德不上レ正也、夫人君之道、要在レ明二其知一、其知不レ明、則云二寛仁一云二果斷一、共不レ中二其節一、知至而后云レ德、云レ勇、可二以行一レ之、辰古稱二人君一以二明昏一、其寄重哉、 大神手持二寶鏡一、訓示二 神勅一、以二同レ床共一レ殿、

是乃日新日疆以無レ息之實也、治教之義大哉、凡 二神既以二白銅鏡一、大神鎭二坐於伊勢州一、亦鏡劔惟從、則 乾靈 大神之 神慮、唯寶鏡而已、其重非二劔璽之類一、故代代之 聖主、旦暮敬二拜 賢所一爲レ事、是乃因二 神勅一也、以上、神鏡

崇神帝六年、百姓流離、或有二背叛一、其勢難二以レ德治一之、是以晨興夕惕、請二罪神祇一、先レ是天照大神和大國魂二神並二祭於天皇大殿之內一、然畏二其神勢一、共住不レ安、故以二天照大神一託二豐鍬入姬命一祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一、神籬、此云二比莽呂岐一、亦以二日本大國魂神一、託二渟名城入姬命一祭、然渟名城入姬髮落體瘦而不レ能レ祭、

一書曰、神武帝時天富命率二諸齋部一、捧二持天璽鏡劔一、奉レ安二正殿一、當二此之時一、帝之與レ神、其際未レ遠、同レ殿共レ床以レ此爲レ常、故神物官物、亦未二分別一、宮內立レ藏號二齋藏一、令二齋部氏一永任二其職一、至二于磯城瑞垣朝一、漸畏二神威一、同レ殿不レ安、故更令二齋部氏一率二石凝姥神裔、天目一神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劔、以爲二護御璽一、是今踐祚天之日所レ獻神璽鏡劔也、仍就二於倭笠縫邑一、殊立二磯城神籬一、奉レ遷二天照大神及草薙劔一、令二皇女豐鍬入姬命一奉レ齋焉、

一書曰、神武天皇定二都於大和國橿原一、時以二天照大神御靈八咫鏡及草薙劔一、安二置

大殿一同レ床而坐、如二往古神勅一、皇居神宮無二差別一、宮中立二庫藏一、此云二齋藏一、官物神物無レ分、

一書曰、崇神帝漸畏二神威一、勅二鏡造石凝姥神之孫一、改二鑄鏡一、天目一箇神之孫改二造劔一、移二此二種寶於大和宇陀郡一、以爲二護身一、而置二同殿一、其自二上古一所レ傳神鏡及靈劔卽附二皇女豐鋤入姬一、立二神籬于大和笠縫邑一以祭レ之、由レ玆神宮皇居有二差別一、

一書曰、至二於纏向日代朝一、令二日本武尊一征二討東夷一、仍枉道詣二伊勢神宮一、辭二見倭姬命一、以二草薙劔一授二日本武命一而教曰、愼莫怠也、日本武命既平二東虜一還至二尾張國一、納二宮簀媛一淹留、踰レ月解レ劔置レ宅徒行、登二膽吹山一中レ毒而薨、其草薙劔今在二尾張國熱田社一、（神書云、草薙劔、在二尾張國吾湯市村一、卽熱田祝部所レ掌之神、是也、吾湯市村者今愛智郡、是也、）

臣謹按、是置二 神器於別所一之始也、自二 天孫一至レ今、任二 神勅一同レ床共レ殿、天下之承平久、而萬機之政令繁、 神人之間數則瀆、 帝敬而遠レ之、故模二於靈樣一、安二置諸溫明殿一、奉レ崇二 神器於別處一、亦時宜之節、而 神人相去之機也、蓋 帝改二模於鏡劔一而留レ璽、 神以レ劔與二日本武尊一而留レ鏡、然乃寶鏡者、 神之全體也、神璽者、人君之所レ體、寶劔者人臣之所レ司、三殺之神器、其德明哉、凡神者、

鏡也、（倭訓以レ神訓二加美一、爲二加加美之中略一、唐音鏡音居慶反、唐音加武也、武與レ美叶音、故神、其訓鏡也、）故 天孫後稱二 天照大神一者、皆寶鏡也、是因下吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾之 神勅上也、然乃人君日疆（彊）而不レ息、君子之道長、小人之道消、是善敬レ 神常視レ 神之實也、而體二寬仁之量一、親レ親賢レ賢、則靈璽之德、日以厚矣、人臣執二四海之柄一、善通二人情一、明二淹滯一、立レ禮正レ政、則寶劒之靈威無レ所レ不レ中、而后君臣相因、天下之化行、而三器之用不レ虛也、（以上、置二神器於別所一）

以上論二寶器之實一、謹按、有レ事則有レ物、物乃器也、以利二其用一、以通二其誠一、故有レ物必有レ則、衣食之爲レ物、家宅用器之爲レ制、金玉之財、文武之器、各有二其禮一、有レ器而其用不レ通、其制不レ正、君子不レ與レ焉、況寶器乎、夫一人之私器、一事之利物、非レ寶、曰レ神曰レ寶、則天下之大器也、萬民之利用也、神聖之靈器也、古今之法器也、而后 天子可二以敬一、天下可二由治一也、三器之神也、寶也、可二併案一矣、

蓋上古賀二其人一稱二其德一示二其威一、必以二玉劒鏡一、仲哀帝征西之時、筑紫伊覩縣主五十迹手掛二賢木於三器一、參二迎于穴門引嶋一、因奏言、天皇如二八尺瓊之勾一以曲妙御宇、且如二白銅鏡一以分明看二行山川海原一、乃提二是十握劒一平二天下一矣、又日本武尊征レ東、懸二大鏡於王船一、是乃往古之遺則也、（景行十二年、征西、神夏磯媛賢木挂二三器一以迎啓、亦然、）

## ○神教章

伊弉諾尊伊弉冊尊以二磤馭盧嶋一爲二國中之柱一、而陽神左旋、陰神右旋、分二巡國柱一、同會二一面一、時陰神先唱曰、憙哉遇二可美少男一焉、（少男、此云二烏等孤一）陽神不レ悅曰、吾是男子、理當二先唱一、如何婦人反先レ言乎、事既不祥、宜二以改旋一、於レ是二神却更相遇、

臣謹按、是　天神教學之義也、陰陽唱和之道、天地至誠之實也、凡天有二中道一、是爲二天之經一、日左二旋於此一、月右二旋於此一、二十有九日有奇、而日月相會、以爲二一月一、月不レ及レ日常十有二度有奇、是陰陽之道也、　陰神先唱、而　陽神以敎レ之、陰神改レ過、其敎學之義、甚明矣、天下之間、不レ外二於陰陽一、人倫之大綱、造二端於夫婦一、陰陽和而萬物育、夫婦別而五典秩、萬化之本、一原二諸此一、陽德合二乎天一陰靜配二乎地一、而後　神子生、可三以主二宇宙一、可三以承二宗廟一、夫　二神正二此禮一、敎二示萬福之原一、猶失二選立之道一、蕩二狡媚之寵一、失二適媵之辨一、而宮闈預レ政、外家擅レ權、正始之道　王化之基、所二其繫一大哉、（以上、天神敎學之義）

二神勅二素戔嗚尊一曰、汝甚無道、不レ可三以君二臨宇宙一、固當遠適二之於根國一矣、遂逐

之、

一書曰、日月既生、次生二蛭兒一、此兒年滿二三歲一、脚尙不レ立、初二神巡レ柱之時、陰神先發二喜言一、既違二陰陽之理一、所以今生二蛭兒一、

匡謹按、二神嚴二建立之謀一、正二諭教之法一、如レ此、無道不レ可三以君二臨宇宙一、九字、萬世建二太子一之教戒也、宇宙之洪、人物之衆、因二人君一得レ盡二其性一、人君不レ正則政禮不レ中、政禮不レ中、則人民無レ所レ借(措)二手足一、品物夭折、災害並臻、所謂道者人物所二由行一之名也、人物不レ可二由行一、則雖レ善無レ徵不レ尊、人君不下由二此道一御中宇宙上、則不二人君一、故今言二無道一戒二此神一、以垂二後世一也、蓋建二太子一、所三以重二宗廟社稷一、天下之太(大)義也、唯思二子孫愛寵一、而忘二天下一、謀二天下大寶一而失二教諭一、則非下二神公二天下一之心上、以レ此戒レ之、猶有下失二嫡庶之分一逞二廢奪之用一從中好惡之私上、噫、神之一言、至矣盡矣、外朝聖賢、世子建諭之原、千差萬別、亦在三有レ道與二無レ道而已、至レ此言二此道一、是乃聖神教學之實、後世所二由行一之也、況違二陰陽之理一以生二蛭兒一、是天神胎教之戒乎、(以上、建二立諭教一之義)

天照大神入二于天石窟一、閉二磐戸一而幽居焉、故六合之內常闇、而不レ知二晝夜之相代一、于

レ時八十萬神、會二合於天安河邊一、計二其可レ禱之方一、故思兼神深謀遠慮、遂聚二常世之長鳴鳥一、使二互長鳴一、亦以二手力雄神一立二磐戸之側一、而中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命掘二天香山之五百箇眞坂樹一、而上枝懸二八坂瓊之五百箇御統一、中枝懸二八咫鏡一、（一云眞經津鏡）下枝懸二靑和幣（和幣、此云二尼枳底一）白和幣一、相與致其祈禱焉、又猿女君遠祖天鈿女命則手持二茅纏之矟一立二於天石窟戸之前一、巧作俳優、

臣謹按、是　神代思學之義也、初雖レ有二　二神共議一、（立二於天浮橋之上一共計曰、又二神共議曰、不レ生二天下之主者一歟、）未レ及二然詳一、凡學者、成二于思一、思者、審二于學一、蓋思兼神者、　神代思學睿聖之神乎、思在レ兼、不レ兼則思在二臆說一、然乃思者內致二其知慮一、兼者外盡二其事物一也、宜哉天安河邊之謀、得二其道一、而　大神復二其初一、萬億世之被二其幸一、此斯民之直道乎、一在二思兼神一也、噫、深哉此謀、遠哉此慮、天兒屋命太玉命之寬仁也、手力雄神天鈿女命之勇略也、其所レ懸之靈璽寶鏡、其所レ持之茅纏矟、其嚱（二）樂之悠然、事物茲善盡美盡、神何不レ復二其初一乎、今竊因二　神代之說一、以演二聖學之道一、亦不レ外レ之、夫人之爲レ人、不レ思不レ學、則不レ異二于禽獸一、不二思學一以爲二自足一、則猶二闇室求一レ物、手足亦無レ所レ措、況事物乎、今欲レ修二其道一、先在レ思レ之、思レ之在レ兼レ之、思レ之兼レ之、

（一）嚗、或はその同字噓の誤なるべし

則學習自存、而尙不下就二有道一不中以正上之、此間有二力行一有二積累一、有二近本一有二遠徵一、有下建二諸天地一質中諸鬼神上、或以說或以樂、而後惺惺明明而無レ不レ通、教學竟不二倦厭一、是乃天行健縣象著明也、萬世之今、讀二此一章一以知三聖學之淵源始二終於此一、

神之道其誠之不レ可レ揜、如レ此矣、（以上、神代思學之說）

皇祖高皇産靈尊欲三皇孫爲二葦原中國之主一、故高皇産靈尊召二集八十諸神一、而問之曰、吾欲レ令三撥二平葦原中國之邪鬼一、當遣レ誰者宜也、惟爾諸神勿二隱所レ知、僉曰、天穗日命、是神之傑也、可レ不レ試歟、於是俯順二衆言一、卽以二天穗日命一往平之、然此神佞二媚於大己貴神一、比二及三年一、尙不二報聞一、故高皇産靈尊更會二諸神一、問二當レ遣者一、僉曰、天國玉之子天稚彥是壯士也、宜試之、於是高皇産靈尊賜二天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢一、以遣之、此神亦不二忠誠一也、是後高皇産靈尊更會二諸神一選下當レ遣二於葦原中國一者上、僉曰、經津主神是將佳也、遂以二武甕槌神一配二經津主神一令レ平二葦原中國一、

一書曰、天稚彥無以報命、故天照大神乃召二思兼神一、問二其不來之狀一、

洹謹按、是　天神問學之義也、人必有レ長有レ短、問以盡二其情一、各止二其至善一、則天下之美歸レ之、若從レ己縱レ欲、護レ短塞レ言、或問而不レ盡二其兩端一、唯虛問而已、好

レ問之道、大哉、夫以二　乾神之靈一、好レ問遂得レ成二大功一、其問之審也、其俯順二衆言一也、後　聖主求レ諫納二直言一之戒至矣、蓋人君位二九重之深一、立二億兆之上一、非二特雷霆之威一、非二特萬鈞之勢一、前有二龍喉之鱗一、後有二鼎鑊之責一、不レ言不レ威而人民先懼栗、況護レ短拒レ諫、以嚴肅威猛、則言路何通乎、抑冕旒之蔽レ目、黈纊之塞レ耳、出警而入蹕乎、故假レ人以二顏色一、導二其諫一、虛レ己以採二納之一、待二其言一奬進激勸、來二於天下之善一者、人君之德也、外朝之聖主、亦從二事於斯一矣、帝堯之咨若、帝舜之好レ問、而明二四目一達二四聰一、禹拜二昌言一、湯坐以待レ旦、周思二兼三王一、而善經二綸萬化一、可二并按一也、凡草昧之始、軍機之要、雖二君臣詳議一、思慮之失、擧措之間未三嘗無二其過一、　天神既然、後世豈容易之乎、所レ遺二示其戒一、又不レ明乎、（以上、天神問學之義）

天照大神手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿、以爲二齋鏡一、

先人曰、往古神勅也、（北畠准后記）

臣謹按、是往古之　神勅也、當レ猶レ視レ吾四字、乃　天祖皇孫傳授之天敎、千萬世皇統謹守之顧命也、其言簡而其旨遠、雖二堯舜禹之十六字一、豈外二乎此一、蓋人子恆存二

周公曰、愛二其人一者、愛及二其屋上烏一

左僖九年傳云、王使二宰孔賜一齊侯胙一、齊侯將二下拜一、孔曰、以二伯舅耋老一加勞賜二一級一無二下拜一、對曰、天威不レ違二顏咫尺一、小白余敢貪二天子之命一無二下拜一云々、下拜登受

後漢書李固傳、昔堯殂之後、舜仰慕三年、坐則見二堯於牆一、食則覩二堯於羹一、而不二以頃刻忘一也

如在之敬一、則怠惰之氣、終不レ可レ張、或克レ始而不レ保二其終一、或敬二於此一而慢二於彼一者、日遠忘レ之、從レ欲不レ愼也、祖二其祖一者下二其下一、未レ有下遺二其祖一而親中其民上也、後聖人以二三年無一レ改二於父之道一爲レ孝、不二亦可一乎、凡思二其人一猶愛二其樹一、愛二其人一猶及二其烏一、況杯圈乎、況其書乎、況此寶鏡乎、向視二其形一、則有二明正無窮之象一、切修二其道一則有二日疆(彊)不レ息之誠一、況與二日月一合二其光一、與二天地一明二其道一乎、況大神乃是寶鏡乎、蓋鏡之爲レ物也、採二秋金之剛精一、以力二銀錫之淬磨一、遂來二光彩之明一、是非二三德惟成一也、虛レ己以容レ物、未レ來不レ迎、既往不レ將、掩則藏用則見、照レ之無レ藏、明レ之不レ私、磨涅又不二磷緇一、精錬而悠久也、用レ之有レ道、數弄則過二于明察一、久褻則生二于鉎澁一、出有レ時入有レ節、日新而無レ息、大可レ得二明鏡之實一矣、凡天下之鏡、皆然、故足三以爲二人君之存養、學者之省察一、外朝之黃帝鑄二神鏡一、武王作二鏡銘一、太宗存二三鑑之戒一、玄宗異二水心之鏡一、可二幷按一、而　大神之寶鏡、豈此等之屬乎、　聖主善愼以護二　神勅一、宗二靈鏡之德一、則洋洋乎　神恆在、德日新、唯非下天威不レ違レ顏、食坐見二於羹墻一而已上、（以上、往古之神勅）

譽田天皇十五年、秋八月壬戌朔、丁卯百濟王遣二阿直岐一貢二良馬二匹一、卽養二於輕坂上

廐一、因以二阿直岐一令二掌飼一、故號二其養レ馬之處一曰二廐坂一也、阿直岐亦能讀二經典一、卽太子菟道稚郎子師焉、於是天皇問二阿直岐一曰、如勝レ汝博士亦有耶、對曰、有二王仁者一、是秀也、時遣二上毛野君祖荒田別巫別於百濟一、仍徵二王仁一也、其阿直岐者阿直岐史之始祖也、

十六年春二月王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習二諸典籍於王仁一、莫レ不二通達一、故所謂王仁者、是書首等之始祖也、

百濟王眞道（後賜二菅野姓一）上表、（延暦朝、）曰、眞道等本系出レ自二百濟國貴須王一、貴須王者、百濟始興第十六世王也、夫百濟太祖都慕大王者、日神降靈奄二扶餘一而開レ國、天帝授レ籙惣二諸韓一而稱レ王、降及二近肖古王一、遙慕二聖化一、始聘二貴國一、是則神功攝政之年也、其年應仁（神）天王（皇）命二上毛野氏遠祖荒田別一使二於百濟一、搜二聘有識者一、國主貴須王恭奉二使旨一、採二擇宗族一、遣下其孫辰孫王（一名智宗王）隨レ使入朝上、天皇嘉焉、特加二寵命一、以爲二皇太子之師一矣、於レ是始傳二書籍一、大闡二儒風一、文教之興誠在二於是一、仁德天皇以二辰孫王長子（太）阿郎王一爲二近侍一、（見二續日本紀四十一一）

桓武朝、武生連眞象等言、漢高祖之後曰レ鸞、鸞之後王狗轉至二百濟一、久素王時、聖

朝遣レ使徵二召文人一、久素王郎以二狗孫王仁一貢レ焉、是文武生等之祖也、
臣謹按、是 中國學二外國之經典一之始也、學者以二修レ己治一レ人爲レ本、修レ己治レ人之道、不レ通二人情事物一、卽不レ得二其誠一、夫 天神之生知、無レ不レ通、 天祖之明教、無レ不レ盡、故 神武帝建二洪基一、 綏靖帝至孝、 崇神帝日愼二一日一、 垂仁帝無レ所二矯飾一、 景行帝雄謀 成務帝兢惕、皆是從二 乾靈之正德一、繹二 大神之明敎一、以詳二人物之情一、施二當世之急務一、天秩以敍、人物得レ處、是乃 中州 神聖之學原、著二明于往古一、而萬世足二以法一レ之也、及二 仲哀帝一住吉大神賜二有寶國一、 神功帝親征二三韓一、三韓面縛服從、耀二武德於外國一、自レ是三韓每年朝聘獻貢、不レ乾二船楫一、故外國之諸器及經典、無レ不レ具、百濟王懇欵之餘、貢二博士女工等於此一、[一] 中州始知二漢字一、 (神)應仁帝聖武而聰達、博欲レ通二外國之事一、徵二王仁一讀二典籍一、太子師レ之、以能通二達漢籍一也、凡外朝三皇五帝禹湯文武周公孔子之大聖、亦與二 中州往古之 神聖一其揆一也、故讀二其書一則其義通、無レ所二間隔一、其趣向猶レ合二符節一、採摭斟酌則又以足レ補二助 王化一矣、竊按、 譽田帝虛レ己徵二百濟博士一後、 中國廣通二外朝之典籍一、知二聖賢之言行一、是乃住吉大神之賚也、或疑、外朝不レ通レ我而文物明、我因二外朝一而

（一） 疑ふらくは「女工等、於レ此中州」とつづくべし

廣二其用一、則外朝優二于我一、愚按否、自二開闢一　神聖之德行明教、無レ不二兼備一、雖レ不レ知二漢籍一、亦更無二一介之闕一、幸通二外朝之事一、取二其所一レ長以輔二　王化一、不二亦寬容一乎、何唯外朝而已、凡天下之間、詳知幷蓄校レ短考レ長待レ用無レ遺、從レ事是適、量之大也、內外相持、人物以成、若二護レ短拒一レ外、非二君子所一レ爲、況外朝與レ我一二其致一、而其歷世尤久也、其封域太廣也、其人物衆多政事損益也、足二共以覩一レ之乎、是所三以　中州之冠二八紘一也、後世勘合絕、不レ修二鄰交之好一、亦我無レ不レ足、可二幷考一也、或疑、王仁德高且善二於毛詩一、故爲二難波津之詠一、遂成二　仁德帝之聖一、愚按否、王仁者通二漢籍一之博士也、此時人未レ通二漢字一、故造二端於彼一而已、後令下阿知使主與二王仁一、記中官物之出納上、（見二古語拾遺一）則其職掌可レ知也、　難波帝者、謙德寬仁之明主、時無二遺賢一朝無二謬擧一、古今以爲二　聖帝一、王仁之才德不レ著二于國史一、食祿唯爲二文首一、則可レ恥之至也、俗學末儒蔑二　中國一以信二外邦一、是貴レ耳賤レ目之徒、附益助長之弊也、（以上、學二外朝之文一）

以上致二教學之淵源一、謹按、學者、效也、效二其不レ知不一レ能也、近者見而知レ之、遠者聞而知レ之、人之生自二幼孩一至二壯老一、未三嘗不二レ由二教學一也、蓋人長二萬物一者、

有レ知也、知之靈也、思無レ不レ通致無レ不レ盡、故其爲二小人一也、其爲二君子一也、皆因二學之所一レ習、夫火有二可レ然之質一、而不下用二薪柴一加以上レ風、則不レ能レ長二其威一、水有二可レ流之素一、而不下因二卑下一以疏導上、則不レ得レ深二其源一、或暴之或鑿之、則其害及二人物一、豈水火而已乎、學之於レ人、不レ愼哉、故 天神之生知、如二動而感言而通一、猶有二思兼議謀之詳一、及二 天孫之臨降一、有二 神勅之嚴一、有二神器常可一レ守、有二二神以輔養一、其修レ身治レ人之道、至矣盡矣、是後世非二聖教之淵源一乎、或疑、中朝乏二書史一、久絕二學校進士之設一、故人才未レ得レ成乎、愚謂、神聖者、見而知之、後世聞而知レ之、恐二其差謬一、紀錄相續、其筆削非二聖人一未レ免二臆說一、編簡日盛、人以レ書爲レ學、聖教漸隱日用大晦、異二其端一堅二其白一、而雕二空虛一刻二氷水一、況學校進士之設不レ得二其實一、則競二詐僞一趁二利勢一而已、夫以二博識一則盡二 華夷之書一、未レ可レ爲レ多、能通二其道一則一言不レ可二以爲一レ少、況史編之不レ闕乎、

## ○神治章

天照大神勅二皇孫一曰、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可レ王之地也、宜爾皇孫就而

序卦云、緩必有レ所レ失、故受レ之以レ損、又、昇而不レ已必困、故受レ之以レ困、又曰、亨則盡矣、故受レ之以レ剝

治焉、行矣、寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣、

一書曰、大己貴命與二少彥名命一戮レ力一レ心、經二營天下一、嘗大己貴命謂二少彥名命一曰、吾等所造之國、豈謂二善成之一乎、少彥名命對曰、或有レ所レ成、或有レ不レ成、是談也蓋有二幽深之致一焉、大己貴神興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至二及磐石草木一、咸能强暴、然吾已摧伏莫レ不二和順一、遂因言、今理二此國一唯吾一身而已、其可三與レ吾共理二天下一者、蓋有之乎、于レ時神光照レ海、忽然有二浮來者一曰、如吾不レ在者、汝何能平二此國一乎、由二吾在一故汝得レ建二其大造之績一矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、迺知汝是吾之幸魂奇魂、今欲二何處住一耶、對曰、吾欲レ住二於日本國之三諸山一、故卽營二宮彼處一、使二就而居一、此大三輪之神也、

臣謹按、是　天神治道之始也、與二天壤一無レ窮五字、祝二寶祚一、以盡二治平之道一也、夫天地、至誠無レ息、悠遠博厚而覆レ物載レ物、而得二此無窮一、君子以自疆(彊)以厚レ德、則往無レ不レ利、人君體レ之而御二四海一、則萬國咸寧、是所下以與二天壤一無上レ窮也、天道虧レ盈、地道變レ盈、鬼神害レ盈、人道惡レ盈、故緩必有レ所レ失、升而不レ已必困、

謙象曰、天道下濟而光明

亨則盡、是謙德所三以保二其終一也、大己貴命少彥名命所二共言一、謙亨之謂乎、然乃聖主法二乾坤之德一、以乘二六龍一、居二下濟之謙一以御二四海一、則治教之道應二天壤無レ窮也、

神武帝己未年、春三月辛酉朔、丁卯下レ令曰、自二我東征一於是六年矣、賴三以皇天之威一、凶徒就戮、雖二邊土未レ淸餘妖尙梗一、而中洲之地無二復風塵一、誠宜下恢二廓皇都一規中摹大壯上、而今運屬二此屯蒙一、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、夫大人立レ制義必隨レ時、苟有レ利レ民、何妨二聖造一、且當披二拂山林一經二營宮室一、而恭臨二寶位一、以鎭二元元一、上則答二乾靈授レ國之德一、下則弘二皇孫養レ正之心一、然後兼二六合一以開レ都掩二八紘一而爲レ宇、不二亦可一乎、

臣謹按、是 人皇定二 中國一建レ極 詔二治道一之始也、大人者、聖人居レ位之稱也、制者、禮樂刑政之制也、義者、損益沿革、品二節其道一也、利レ民者、人民樂二其樂一利二其利一也、聖造者、 天祖皇孫所レ建之道也、蓋天下之治、必有レ時、不レ知レ時則非二大人之道一、 天祖皇孫、永悠之際、雖二土中旣定、天下大造一、運在二洪荒一、唯養二正於西偏一、以待二 皇系嗣興之時一而已、 帝勃起而經二綸之一、初制二 中州一、當二此時一

易彖曰、天下隨レ時、隨レ時之義大矣哉

非二義必隨一レ時、不レ得二急務之實一、故下　レ詔臨二寶位一、隨レ時之義、大矣哉、　帝恆拳二拳授レ國養レ正之志一、以二民心一爲レ心、是乃爲二民之父母一也、萬世以二此　聖詔一立レ制、乃不レ謬二天下之蒼生一乎、

崇神帝四年、冬十月庚申朔、壬午詔曰、惟我皇祖諸天皇等、光二臨宸極一者、豈爲二一身一乎、蓋所下以司二牧人神一經中綸天下上、故能世闡二玄功一、時流二至德一、今朕奉二承大運一、愛二育黎元一、何當聿二遵皇祖之跡一、永保二無レ窮之祚一、其群卿百僚、竭二爾忠貞一、並安二天下一、不二亦可一乎、

崇神帝六十五年秋七月、任那國人朝

臣謹按、人君私二大寶一、則天必不レ與、故災害並起、　帝公二天下一之詔、無窮之祚所二以因成一也、私二大寶一故不レ議二群臣一、公二天下一故共二爾忠貞一、大哉　帝之德乎、宜哉外國之朝貢也、蓋人君之治道、在二公私之間一、苟以二富貴一奉二一身一、則佞臣進而賢良日疏、貴爲二天子一富有二四海一、宴安狂二其心一、聲色聾二瞽其耳目一、當レ此不レ顧二祖宗黎元之重一、不レ因二群臣諤諤之諫一、殆難レ卓二爾於茲間一、故其謬在二公私之毫差一、而其流至二四海之困窮一、天祿之安危、其機微哉、（以上、謂二治道之要一）

大物主神及事代主神乃合二八十萬神於天高市一、帥以昇レ天、陳二其誠欵之至一、高皇產靈

尊勅二大物主神一、汝若以二國神一爲レ妻、吾猶謂三汝有二疏心一、故今以二吾女三穗津姫一配レ汝爲レ妻、宜領二八十萬神一、永爲二皇孫一奉レ護、乃使二還降一之、

臣謹按、是命二封建之義一也、大物主神其子凡有二一百八十一神一、以經二營天下一、百姓大蒙二其恩賴一、其功甚大也、天孫降臨之時、帥二八十萬神一以昇レ天、卽二其懇欵一、故天神封二建之一、永爲二 皇孫之藩屛一、以奉レ護二 皇家一也、自レ是大神（又曰大和三輪神也）之孫、大盛二此國一也、（事代主神生二一男一女一、天日方奇日方命橿原朝爲二食國政中大夫一、媛蹈韛五十鈴媛命爲二正后一、乃綏靖帝母也、）

景行帝四年、七十餘子皆封二國郡一、各如二其國一、故當二今時一謂二諸國之別一者、卽其別王之苗裔焉、（天皇之男女前後幷八十子、然今七十子封建、）

五十五年、春二月戊子朔、壬辰以二彥狹嶋王一拜二東山道十五國都督一、是豐城命之孫也、然早世、五十六年秋八月詔二御諸別王一曰、汝父彥狹嶋王不レ得レ向二任所一、而早薨、故汝專領二東國一、是以御諸別王承二天皇命一、且欲レ成二父業一、則行治之早得二善政一、是以東久之無レ事焉、由レ是其子孫於レ今有（在）二東國一、

臣謹按、是 人皇封建之始也、封二建宗子一、以護二 王室一者、治道之要也、彥狹嶋王拜二東山道都督一者、乃東方之伯也、此時有二封建方伯之制一、以藩二屛持三維 中國一

也、（以上、謂二封建之制一）

成務帝四年、春二月丙寅朔、詔之曰、我先皇大足彦天皇聰明神武、膺レ籙受レ圖、治レ天順レ人、撥レ賊反レ正、德侔二覆燾一道協二造化一、是以普天率土、莫レ不二王臣一、稟氣懷靈、何非レ得レ處、今朕嗣踐二寶祚一、夙夜兢惕、然黎元蠢爾不レ悛二野心一、是國郡無二君長一、縣邑無二首渠一者焉、自レ今以後國郡立レ長、縣邑置レ首、即取二當國之幹了者一、任二其國郡之首長一、是爲二中區之蕃屏一也、

五年、秋九月、令二諸國一、以二國郡一立二造長一、縣邑置二稻置一、並賜二楯矛一以爲レ表、則隔二山河一而分二國縣一、隨二阡陌一以定二邑里一、因以二東西一爲二日縱一、南北爲二日橫一、山陽曰二影面一、山陰曰二背面一、是以百姓安レ居、天下無レ事焉、

先人曰、國造乃國司名、後改云レ守也、聖武天皇天平寶字二年、勅二諸國司一、以二四箇年一爲二任限一、寶龜十一年勅二太宰府一、任限爲二五箇年一、

臣謹按、是郡二縣於天下一之始也、至レ 帝始定二封境一、制二國郡一、立二造長一、置二稻置一、是乃郡縣之制也、自レ是歷代因循、國有二守介掾目一、及郡司太（大）領少領主帳等一、邊要之地、有二帥大少貳監典將軍軍監軍曹按察等一、以二任限一考課、勘二公文一黜陟、終 王

室無二封建之義一、夫封建者、封二侯王於天下一、以爲二王家之藩屏一、行二巡狩述職之禮一、爲二朝覲會同之儀一也、郡縣者、不レ封二侯公於邦國一、立二國郡之司一、以二任限一交替、以二租稅一收二公廨一、分二賜諸子功臣一也、竊按、欲レ平二天下一者、先治二其國一、欲レ治二其國一者、先齊二其家一、家聚爲二邑縣一、邑縣聚爲レ郡、郡聚爲レ國、天下者、郡之大集也、故封建郡縣者、天下之治法也、聖人治二天下一也、量二其勢一立二其制一、隨二其義一詳二其禮一、封建亦得之、郡縣亦得之、暗主於二天下一也、反レ之、故封建亦失之、郡縣亦失之、然其法未三嘗無二可不可一、愚謂、封建者、如レ公二天下一而私二天下一、如レ世二王侯一而害二王侯一、如レ利二百姓一而毒二百姓一、如レ護二王室一而敵二王室一、上雖レ有二政令之正一、下必存二跋扈之志一、是悉不レ可レ得二其人一、一封レ之則天子速不レ得レ變レ之、執政直不レ得レ規レ之矣、如二郡縣一、異レ是、有二任限一、有二交替一、有二黜陟一、有二輔佐一、有二監察一、易レ移二其任一、易レ規二其過一、上雖レ無二政教之化一、下無二尾大不レ掉之失一、故撰レ人以任、是公二天下一也、王公坐食二其祿一、自無二據レ險之暴一、是世二王公一也、恐レ罪不レ遑レ欲、志レ遷勵二吏務一、是利二百姓一也、土地辟人民庶、是護二王室一也、二者可不可如レ此、而行レ之在二天下之勢一、中國草昧之時、民各聚結陵躁、或恐二其勇悍一、或服二其姦計一、或

懷二其惠施一、以屬レ之立三其黨一、自定二封境一、相屯既久、　天孫降臨、亦不レ易レ民而治、故封二建八十萬神一、是不レ得レ已之勢也、　其後子孫漸微、　而　帝得レ行二郡縣之制一、是乃天下之勢也、　凡封建一行則難レ爲二郡縣一、當時郡縣大行、　王統連綿公室不レ絕、可二幷按一、蓋考二外朝之制一、自二上古一至二三王一、皆以二封建一、郡縣者暴秦之所レ定、李斯之所レ奏也、魏曹元首晉陸士衡是二於封建一、唐李百藥柳宗元是二於郡縣一、一二說之可否、諸儒不二一決一、然以二封建一爲レ公二天下一、以二郡縣一爲レ私二天下一、且以二暴主定レ之二世而滅一爲二凶例一、今按如二郡縣一、非二秦之暴强一、不レ可レ得レ挫二一時之侯王一、所二其制一雖レ非二古法一、尤得二治道之要一、李斯所レ奏始皇所レ行、其實私二天下一也、故其制不レ明、其法不レ正、遂爲二亂賊之基一、是宗元所謂失在二於政一、不レ在二於制一也、（以上、論二郡縣之制一）

天照大神在二於天上一曰、聞三葦原中國有二保食神一、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受レ勅而降、已到二于保食神許一、保食神乃廻レ首嚮レ國、則自レ口出レ飯、又嚮レ海、則鰭廣鰭狹亦自レ口出、又嚮レ山、則毛麁毛柔亦自レ口出、夫品物悉備貯二之百机一而饗之、是時月夜見尊忿然作色曰、穢矣鄙矣、寧可下以二口吐之物一、敢養上レ我乎、廼拔レ劍擊殺、然後復命、具言二其事一時、天照大神怒甚之曰、汝是惡神、不レ須二相見一、乃與二月夜見尊一一日

一夜隔離而住、是後天照大神復遣二天熊（大）人一往看之、是時保食神實已死矣、唯有三其神之頂化二爲牛馬一、顱上生レ粟、眉上生レ蠒、眼中生レ稗、腹中生レ稻、陰生二麥及大豆小豆一、天熊（大）人悉取持去而奉進之、于レ時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可二食而活一之也、乃以二粟稗麥豆一爲二陸田種子一、以レ稻爲二水田種子一、又因定二天邑君一、卽以二其稻種一始殖二于天狹田及長田一、其秋垂穎八握莫莫然、甚快也、又口裏含レ蠒、便得レ抽レ絲、自レ此始有二養蠶之道一焉、

臣謹按、是播二百穀一之始也、蓋　中州本有二秋瑞穗之稱一、則水土之美、嘉禾之瑞、固有之地也、　天神因二保食神一之教一、大成二稼穡養蠶之道一、自レ是天下之人民、食以給衣以防、皆是　神之洪德也、（以上、播レ穀之初）

天照大神以二天狹田長田一爲二御田一、又方織二神衣一、居二齋服殿一、（令二孟夏季秋有二神衣祭一、乃伊勢神宮祭、以二參河赤引神調絲一織二作神衣一、以供二神明一、故曰二神衣一）

臣謹按、是　天神重二民之事一也、夫　天神之尊、非レ無二可レ織之人一也、而所三以躬二其事一者、非下但親致二其誠信一、以爲二神衣一而已上、先レ之勞之、備二蠶織之艱難一、嘗二盤中之辛苦一、以帥二天下之農桑一也、蓋人君躬耕后妃親蠶、供二上帝之粢盛一、爲二祭祀之禮服一者、建二　皇極之無逸一、示二　王業之大本一也、（續紀詔曰、帝王躬耕而勸二農業一、后妃親蠶而勉二桑序一、況厥百寮曁二于萬族一、廢二農績一而至二殷富一）

者乎、然乃上古有二王后親耕蠶之義一也、及二後世一、祈年穀、（二月八月）神衣祭、（四月九月）神今食、（六月）新嘗會、及大嘗會、皆以二農事一行二朝政一也、往古重二其事一盡二其誠一、可二以鑒一焉、

神武帝詔曰、恭臨二寶位一、以鎭二元元一、上則答二乾靈授レ國之德一、下則弘二皇孫養レ正之心一、

崇神帝六年、百姓流離、或有二背叛一、其勢難二以レ德治一之、是以晨興夕惕、請二罪神祇一、

五子之歌、其一曰、民可レ近、不レ可レ下、民惟邦本、本固邦寧

臣謹按、國以レ民爲レ體、民勞則國衰、民安則國興、乾靈所レ授者、則此蒼生也、二帝所二恭惕一、至哉、民惟國本、本固邦寧、故或制二中國一、或垂二民教一、其德大哉、

以上、重二民之事一

仁德帝四年、春二月己未朔、甲子詔二群臣一曰、朕登二高臺一以遠望之、烟氣不レ起二於域中一、以爲百姓既貧、而家無二炊者一、朕聞古聖王之世、人人誦二詠德之音一、家家有二康哉歌一、今朕臨二億兆一於茲三年、頌音不レ聆、炊烟轉疎、卽知五穀不レ登、百姓窮乏也、封畿之內尙有二不レ給者一、況乎畿外諸國耶、三月己丑朔、己酉詔曰、自レ今之後至二于三載一、悉除二課役一、息二百姓之苦一、是日始之、黼衣鞋屨不二弊盡一、不二更爲一也、溫飯煖羹不二酸餒一、不レ易也、削レ心約レ志、以從二事乎無爲一、是以宮垣崩而不レ造、茅茨壞以不レ葺、風

雨入レ隙而沾二衣被一、星辰漏壞而露二床蓐一、是後風雨順レ時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寛、頌德既滿、炊烟亦繁、

七年夏四月辛未朔、天皇居二臺上一、而遠望之、烟氣多起、是日語二皇后一曰、朕既富矣、豈有レ愁乎、皇后對諮、何謂レ富焉、天皇曰、烟氣滿レ國、百姓自富歟、皇后且言、宮垣壞而不レ得レ修、殿屋破之衣被露、何謂レ富乎、天皇曰、其天之立レ君、是爲二百姓一、然則君以二百姓一爲レ本、是以古聖王者一人飢寒顧之責レ身、今百姓貧之則朕貧也、百姓富之、則朕富也、未三之有二百姓富之君貧一矣、秋八月己巳朔、丁丑爲二大兄去來穗別皇子一、定二壬生部一、亦爲二皇后一定二葛城部一、九月、諸國悉請之曰、課役並免、既經二三年一、因レ此以宮殿朽壞府庫已空、今黔首富饒而不レ拾レ遺、是以里無二鰥寡一、家有二餘儲一、若當二此時一非下貢二稅調一以修中理宮室上者、懼之其獲二罪于天一乎、然猶忍之不レ聽矣、十年冬十月甫科二課役一以構二造宮室一、於レ是百姓之不レ領、而扶レ老携レ幼運レ材負レ簀、不レ問二日夜一竭レ力爭作、是以未レ經二幾時一而宮室悉成、故於今稱二聖帝一也、

臣謹按、是豐二民之產一、寛二民之力一之極也、夫民之遂レ生盡レ性、繫二天下之人君一、以二一人一爲二億兆之父母一、君道厥惟艱哉、唯　仁德帝勝二其任一乎、儉レ躬以賑二民家一、

救二無告一、以二民之貧富一爲二　天子之貧富一、曰三其天之立レ君是爲二百姓一、然則君以二百姓一爲レ本　詔、實爲二人君養レ民之至戒一也、故宮室之造、庶民子來、百姓懼レ獲二罪于天一、吁至哉大哉、蓋先有二　仲哀帝之早崩一、有二　神功帝之西征一、後有二天地不順稔穀不レ登之患一、君子儉レ德辟レ難之義、不二亦亨一乎、後世賑レ民興二土木之功一、唯以二此帝德一爲二規則一、無二大過一而已、外朝聖主卑二宮室一尙二儉德一、豈過二乎此一、以上、豐二民之產一

崇神帝十二年、春三月丁丑朔、丁亥詔、朕初承二天位一獲レ保二宗廟一、明有レ所レ蔽、德不レ能レ綏、是以陰陽謬錯、寒暑失レ序、疫病多起、百姓蒙レ災、然今解レ罪改レ過、敦禮二神祇一、亦垂レ教而綏二荒俗一、擧レ兵以討二不服一、是以官無二廢事一、下無二逸民一、教化流行、衆庶樂レ業、異俗重レ譯、來二海外一、既歸化、宜下當二此時一更校二人民一、合(令)レ知二長幼之次第及課役之先後上焉、秋九月甲辰朔、己丑始校二人民一更科二調役一、此謂二男之弭調女之手末調一也、是以天神地祇共和享、而風雨順レ時、百穀用成、家給人足、天下大平矣、故稱謂二御肇國天皇一也、

臣謹按、是制二民之產一也、既庶既富、未三嘗不二以教一、人皆有レ欲、民者其蠢爾也、有レ情而不レ知レ節、有レ欲而不レ知レ制、故唯養レ之而不レ加レ制、則不レ可レ得レ保二其身一、專戒

南軒張氏曰、周家建㆑國、自㆘后稷以㆓農事㆒爲㆖㆑務、歷世相傳、其君子則重㆓稼穡之事㆒

㆑之而不㆓以養㆒、則不㆑可㆑得㆓恆心㆒、撫育教導互持而后所㆓以於家給知㆑恥也、帝以㆑養㆑民爲㆑心、以㆑導㆑民爲㆑教、始制㆓調賦之先後㆒、教㆓長幼之次序㆒、其化大哉、（以上、制㆓民之產㆒）

六十二年、秋七月乙卯朔、丙辰詔曰、農天下之大本也、民所㆓恃以生㆒也、今河內狹山埴田、水少、是以其國百姓、怠㆓於農事㆒、其多開㆓池溝㆒以寬㆓民業㆒、冬十月造㆓依網池㆒、十一月作㆓苅坂池反折池㆒、（一云、天皇居㆓桑間宮㆒、造㆓是三池㆒也、）

臣謹按、是盡㆓農之利㆒也、利㆓百穀㆒者莫㆑大㆓乎水㆒、今浚㆓狹山及三池㆒、盡㆓力於溝洫㆒、如㆑此、自㆑是歷代因循、開㆓水利㆒備㆓非常㆒、垂仁帝作㆓池於諸國㆒、景行帝相續竭㆑力、百姓大富天下大平也、竊按、外朝周以㆑農爲㆑國之後、重㆑此莫㆑如㆓漢文景二帝㆒、文帝曰、農天下之大本也、景帝曰、農天下之本也、先儒曰、文帝有㆓此詔㆒凡三、景帝武帝亦皆以㆓是言㆒、冠㆓於詔之先㆒、漢人去㆑古未㆑遠、猶知㆑所㆑重也、今與㆓　帝詔㆒更不㆑異、國雖㆑有㆓　中外㆒、至㆑惓㆓惓于民事㆒、一也、（以上、盡㆓農之利㆒）

仁德帝十一年、夏四月戊寅朔、甲午詔㆓群臣㆒曰、今朕視㆓是國㆒者、郊澤曠遠而田圃少乏、且河水橫逝以流末不㆑駛、聊逢㆓霖雨㆒海潮逆上而巷里乘㆑船、道路亦泥、故群臣共視之、決㆓橫源㆒而通㆑海、塞㆓逆流㆒以全㆓田宅㆒、冬十月掘㆓宮北之郊原㆒、引㆓南水㆒以

入二西海一、因以號二其水一曰二掘江一、又將レ防二北河之澇一以築二茨田堤一、是時有二兩處之築一、而乃壞之難レ塞、時天皇夢有二神誨一レ之、獲レ塞其堤且成、

臣謹按、是除二民之害一也、天地之間、爲二民害一者、天有二旱潦之災一、地有二河海之暴一、人君有レ志二於爲一レ民者、豫備先謀、以爲二之制一、則其災殆可レ逭、是人心所二精一一、物無レ可二以勝一也、既除二其害一、則民之利百倍也、 帝甚以二民生一爲レ要、開レ河以疏レ之、築レ堤以塞レ之、民以子來、神以佑之、故無二隄岸之崩一、無二泉源之涸一、無二沙土之淤一、無二畛域之失一、吁其德大哉、其後大盡二力於溝洫一、百姓寬饒而無二凶年之患一、況爲二橋路一以利二人民一、以二氷室一規二改其政一、大答二 乾靈授レ國之德一也、以上、除二民之害一

天照大神因定二天邑君一、卽以二其稻種一、始殖二于天狹田及長田一、其秋垂穎八握莫莫然、甚快也、

成務帝五年、秋九月、令二諸國一以二國郡一立二造長一、縣邑置二稻置一、百姓安レ居、天下無レ事焉、

臣謹按、是 天人建二民之長一之始也、凡物相聚未三嘗不二有レ長以統一レ焉也、鳥獸之群、必有二其先一、況其人乎、民有二其業一乎、業必有レ敎、人必有レ欲、不レ知二其敎一則百穀

違レ時、稼穡失レ節、而民不レ得二恆產一不レ制二其欲一則鬭諍相起、獄訟日盛、而民以至二死亡一、故 神之靈既有二邑君一、以播二時百穀一、後世豈可レ忽レ焉乎、成務帝始分二國郡一、定二封域一、造長者主二國郡一、稻置者司二縣邑一、宜哉百姓安居、天下無レ事矣、夫天生二烝民一、不レ能二自治一、遂有二之君一、君統二萬民一、不レ能二獨理一、付二之百官一、百官所レ理、其揆惟萬、而所二其繫一悉在レ民、然乃百官之設非レ爲レ民乎、人君之重非レ爲レ民乎、既知二天爲レ民立一レ己、則莫レ不三以レ重レ民爲二先務一、重二乎民一必在レ重レ撰二民之長一也、人非二其人一則官不レ明、官不レ明則民情不レ可レ致、民情塞則非二民之長一也、後世得二民安國豐一者、得二其人一也、有二民苦國衰一者、不レ得二其人一也、故輕二郡主縣令一、是輕レ民也、輕レ民是輕二天下國家一也、輕二天下國家一、非下背二乾靈授レ國之德一、廢中天孫垂レ統之基上乎矣、四方嘉靖之休、萬國咸寧之化、其機端在二于此一也、以上、建二民之長一

以上論二治道之要一、愚謂、天下之治道、古今之論、多レ岐、人君臨レ之未三嘗無二亡羊之失一、夫天下之本、在二國家一、國家之本、在レ民、民之本、在レ君、君明則民安、民安則國治、家齊、國家治齊、則天下平也。治二國家一之道、在三封建與二郡縣一矣、封二建於侯王一、則親レ親賢レ賢、因二其邦一命二其卿一、建二方伯一立二三監一、天子巡狩而規レ禮

觀レ俗、明二黜陟之政一、諸侯朝聘而勤二王室一受二正朔一、退存二違レ顏咫尺之敬一、故宗子惟
城、侯王惟藩矣、以二郡縣一、命二守令一、則定二任限一、察二吏務一、明二考課一、正二賞罰一、以二
按巡之察使一、監二其土地人民之實一矣、然乃共維二持於國家一、大寶之祚竟不レ可レ傾、
是國家治而后天下平也、凡人君之尊、下民之賤、九重之邃、市井之卑、若輕而遠レ焉、
則其阻猶二天壤之夵一也、心誠求レ之、則猶三天之覆レ地日月之照二萬物一、甚近而不レ可
レ掩也、求レ之之道以レ養爲レ先也、物必有レ養、草木鳥獸有二水土羽毛枝葉一皆然、況
民也、衣食不レ給則無二恆心一、無二恆心一則陷二刑罰一、是人君非三可レ忍之道一也、養レ之
道在下定二經界一考二産業一、具二農家一而后正中賦斂上、既庶既富、則以レ教爲レ本、衣食足不
レ教、則民又失二恆心一、教之道在下秩二人倫一正二風俗一、抑二揚其機一、勸二懲其志一、以レ利レ利
樂上樂也、專愛則縱レ情逞レ欲而不レ知レ廢レ業、專戒則民免而無レ恥、養教相持而民安矣、
然又天地無レ常、人民必有二幸否一、故設二其備於無事一、以除二其害一、救二窮民一周二賑恤一、
否乃百姓必轉二于溝壑一、人君荒政之設、年穀之祈、是所三以盡二其誠一也、養レ之教レ之、
人君以二一人之眇一豈及二天下之衆一乎、故建二其長一、建レ長之道、民間立二保伍一、以親二
察之一、其爭訴論事皆先付レ焉、而規レ之和レ之、防二其諍獄之機一、折二背教之萌一、及二其

不レ得レ止也、下吏計レ之、守令制レ之、伍必有レ長、村里必有レ老、總二之郡縣一轄二諸國司一、是乃建レ長之道也、然不レ致二其議一不レ盡二其道一、則唯虛名而無レ實、古來定二年限一明二黜陟一、皆重二民之長一也、民安則國平、是所三以民繫二于國家一也、而人君以二天下一爲二大寶一、拳拳服膺、恆致二可レ守之道一、顧二可レ失之過一、因二神聖開端之誠一、以擴二充之一、則與二天壤一無レ窮也、是治道之要、大都所三以本二人君之志一也、

### ○知人章

天照大神乃入二于天石窟一、閉二磐戶一而幽居焉、故六合之內常闇而不レ知二晝夜之相代一、于レ時八十萬神、會二合於天安河邊一、計二其可レ禱之方一、故思兼神深謀遠慮、遂聚二常世之長鳴鳥一、使二互長鳴一、亦以二手力雄神一立二磐戶之側一、而中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命掘二天香山之五百箇眞坂樹一、而上枝、懸二八坂瓊之五百箇御統一、中枝、懸二八咫鏡一、（一云、眞經津鏡）下枝、懸二青和幣（和幣、此云二尼枳底一）白和幣一、相與致其祈禱焉、又猿女君遠祖天鈿女命則手持二茅纏之矟一、立二於天石窟戶之前一、巧作俳優、亦以二天香山之眞坂樹一、爲レ鬘、以レ蘿、（蘿、此云二比舸礙一）爲二手繦一、（手繦、此云二多須枳一）而火處燒覆槽置、（覆レ槽、此云二于該一）顯神明之憑談、（顯二神明之憑談一、此云二歌牟鵝可梨一）是時天

照大神聞之而曰、吾比閉二居石窟一、謂當豐葦原中國必爲二長夜一、云何天鈿女命噱レ樂如此一者乎、乃以二御手一細二開磐戶一、窺之、時手力雄神則奉二承天照大神之手一、引而奉出、於レ是中臣神忌部神則界二以端出之繩一、（繩、亦云、左繩端出、此云二斯梨絹梅儺波一（一））乃請曰、勿復還幸、

臣謹按、此時人才最盛哉、凡事不レ得二其人一、其道不レ明、當二天地常闇一、非レ有二非常之才一、不レ可レ得二非常之功一、思慮以致二其謀一、大勇以遂二其事一、雄藝以盡二其用一、寬優以盡二其道一、而后可二大成一也、八十萬神之衆、唯得二此數神一、然乃才難　神代既爾、蓋才之要、知可二以遠慮一、思兼神中二其任一乎、仁可二以力行一、天兒屋命太玉命是其人乎、勇可二以果斷一、手力雄神天鈿女命是其得乎、三德在レ此、故復二洪基一、以及二萬億世一、才之美、至哉、（以上、論レ在レ得レ人）

皇祖高皇產靈尊欲下立二皇孫一爲中葦原中國之主上、然彼地多有二螢火光神及蠅聲邪神一、復有二草木咸能言語一、故高皇產靈尊召二集八十諸神一、而問之曰、吾欲レ令三撥二平葦原中國之邪鬼一、當遣レ誰者宜也、惟爾諸神勿レ隱所レ知、僉曰、天穗日命是神之傑也、可レ不レ試歟、於レ是俯順二衆言一、卽以二天穗日命一往平之、然此神佞二媚於大己貴神一、比三及三年一尙不二報聞一、故高皇產靈尊更會二諸神一問二當レ遣者一、僉曰、天國玉之子天稚彥是壯士也、宜試

（一）斯梨俱梅儺波の誤か

易屯象、曰二天造草昧一、又曰下動二乎險中一大亨貞上

之　於レ是高皇産靈尊賜二天稚彦天鹿兒弓及天羽羽矢一以遣之、此神亦不二忠誠一也、大
後高皇産靈尊更會二諸神一、選下當レ遣二於葦原中國一者上、僉曰、磐裂（磐裂、此云二以簸娑窶一）根裂神之子磐
筒男磐筒女所生之子經津（經津、此云二賦都一）主神是將佳也、時有二天石窟所住神稜威雄走神之子甕
速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神一、此神進曰、豈唯經津主神獨爲二丈夫一而
吾非二丈夫一者哉、其辭氣慷慨、故以卽配二經津主神一令レ平二葦原中國一、二神於レ是降二到
出雲國五十田狹之小汀一、二神誅二諸不順鬼神等一、果以復命、

洹謹按、是　天神登二庸於人一之愼也、　天神之靈、如二日中一レ天、萬象畢照、片言乃
通、此其所二以爲一レ神、而盡二衆議一、俯順二其言一、重二擧錯一也、夫人之質、雖レ有二美才
可二以用一レ之、不二崇レ德辨一レ惑、則不レ能レ卓二立於富貴威武聲色之場一、二子之或媚二大己
貴一、或娶二下照姬一、是也、經津主神武甕槌神特有二確乎不レ可レ拔之量一、故建二大業一以
復命、尙退二東方一以防二護　皇孫一、（經津主神又云二齋主神一、又號二齋之大人一、香取神是也、健雷神、鹿嶋神是也、）其敵二　王所一レ愾、不
レ忘二天下之功一、大哉、凡時在二天造草昧一、動二乎險中一、大亨貞者、非二大丈夫一不レ得レ之、
人才之難、知レ人之艱、後世豈忽焉乎、外朝先儒曰、知レ人之難、堯舜以爲レ病、孔
子亦有二聽レ言觀レ行之戒一、然乃知レ人　中外爲二以重一レ之、宜哉、（以上、詳二登庸之議一）

天照大神乃賜二天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物一、又以二中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命凡五部神一使二配侍一焉、

一書曰、天照大神手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍二殿內一善爲二防護一、

一書曰、高皇產靈尊以二眞床覆衾一、裹二天津彥國光彥火瓊瓊杵尊一、則引二開天磐戶一、排二分天八重雲一、以奉降之、于レ時大伴連遠祖天忍日命帥二來目部遠祖天槵津大來目一、背負二天磐靫一、臂著二稜威高鞆一、手捉二天梔弓天羽羽矢一、及副二持八目鳴鏑一、又帶二頭槌劍一、而立二天孫之前一、遊行降來、到二於日向襲之高千穗槵日二上峯天浮橋一、

一書曰、天孫天降給時、天兒屋根命（津速產靈神孫、中臣氏祖也）天太玉命（高皇產靈神子、齋部氏祖也）奉二天照大神勅一、爲二左右之扶翼一、如二今世左右相一歟、（親房記）

臣謹按、是撰二臣才一之始也、爲レ治之道在二於用レ人、況草昧屯難之時乎、凡此五神、既有レ功二於　中國一、今又防護配侍、蓋世臣舊德、功業已見二於時一、聞望已孚二於世一、

皋陶謨云、無レ曠二庶官一、天工人其代レ之

如二高山巨海一、其風采足二以具瞻一、初無二運動之勞一、而功之成レ人也[illegible]

才一、而付二皇孫依賴之任一、以正二皇統一、以養二其正一、垂レ衣拱レ手以仰二其成一、何强

暴之不レ服、雅俗之不レ敦哉、凡臣有二文武一、有二大小一、有二親疎一、一闕レ焉不レ全、文

武之大臣、經綸康濟、近親之侍臣、薫陶涵養、雖下職重者有二安危之寄一、職親者有中

習染之移上、其繫二天下之本一一也、此章有二五神配侍之事一、別有二一神同殿之勅一、是

敬二大臣一也、又天忍日命立二天孫之前一、天鈿目命以近衞、是披二雲路一駈二山蹕一之時、

右レ武左レ文、而鳴二威武一之義也、吁得二其人一正二其禮一致二其道一之至、後世非レ可二企

望一也、此時既有二輔弼大臣近衞之職一、以天工人其代レ之、後立レ官任レ人可レ忽乎、

神武帝甲寅年、東征以二菟狹津媛一賜二妻之於侍臣天種子命一、天種子命、是中臣氏之遠

祖也、戊午年夏六月、大伴氏之遠祖日臣命帥二大來目督將元戎一、蹈レ山啓レ行、乃尋二烏所

向一、于レ時勅譽二日臣命一曰、汝忠而且勇、加能有二導之功一、是以改二汝名一爲二道臣一、

辛酉年、春正月、天皇卽レ位、道臣命帥二大來目部一、奉二承密策一、能以諷歌、二年春二

月甲辰朔、乙巳天皇定レ功行レ賞、賜二道臣命宅地一以寵異之、

臣謹按、一書以二天種子命天富命一爲二左右臣一、又曰、宇麻志(麻)治命櫛且(日方)力命爲二申

食國政大夫一、是皆大臣執政之儀也、此時以二文武臣一相並也、凡文與レ武猶二左右手一、陰陽相對、不レ可二偏廢一、唯以二時宜一爲二先後一也、天孫臨降及二神武帝之時一、皆草昧屯蒙之難、非二武臣一不レ可レ得二其創業一、故所二其先レ之賞レ之、可二并見一也、至二後世一重二文臣一輕二武臣一、是殆異二上古之神制一也、外朝聖人立レ政以二虎賁一並二論三事一、以二樞密一并二稱中書一、況中州自二往古一以二威武一建二皇統一乎、以上、重二文武之大臣一

崇神帝十年、秋九月丙戌朔、甲午以二大彥命一遣二北陸一、武渟川別遣二東海一、吉備津彥遣二西道一、丹波道主命遣二丹波一、因以詔之曰、若有二不レ受レ教者一、乃擧レ兵伐之、既而共授二印綬一爲二將軍一、

周書立政、王左右常伯常任準人綴衣虎賁、周公曰、嗚呼休茲知レ恤鮮哉、注、常伯常任準人爲二三事一、宋以二樞密院一專掌二兵政一、與二中書一省一並謂二兩府一

臣謹按、是武官之始也、神代既有二將帥之任一、神武帝時有二軍帥之將一、然未レ及二名號一、今始以二將軍一授二印綬一、號二四道將軍一、其任尤重哉、以上、撰二軍帥之任一

景行帝五十一年、春正月壬午朔、戊子招二群卿一而宴數日、時皇子稚足彥尊武內宿禰不レ參二赴于宴庭一、天皇召之問二其故一、因以奏之曰、其宴樂之日、群卿百寮必情在二戲遊一不レ存二國家一、若有二狂生一、而伺二牆閣之隙一乎、故侍二門下一、備二非常一、時天皇謂之曰、灼然、灼然、此云二以耶知擧一則異寵焉、秋八月己酉朔、壬子立二稚足彥尊一爲二皇太子一、是日命二武內

宿禰一爲二棟梁之臣一

臣謹按、是撰二其人一任二其大職一之義也、棟梁臣距二成務帝一號二大臣一、武内任レ之、此後連綿有二大臣之號一、終有二三公之稱一也、蓋大臣者、師二範一人一、儀二形四海一、無二其人一則闕、古來所二其重一如レ此、是以三經レ邦論レ道、燮二理陰陽一也、其爲二乎上一也、必陳レ善閉レ邪、以爲二乎君之德一、其爲二乎下一也、必發レ政施レ仁以爲二乎人之俗一、如レ此之人而後任二此職一、俾三其上輔二人君之道一、下濟二四海之政一也、帝因二武内之篤行一、授以二大任一、武内終輔二導六世一、風采凝峻、武儀巍焉、是此壽耇老成人歟、後世任二大臣一之道、蹈二襲于往古一、以精二一其撰一、又無二大過一乎、（以上、重二大臣之撰一）

（召誥曰、無レ遺二壽耇一、詩蕩之什曰、雖レ無二老成人一、尚有二典刑一）

成務帝四年、春二月丙寅朔、詔曰、自レ今以後、國郡立レ長縣邑置レ首、卽取二當國之幹了者一、任二其國郡之首長一、是爲二中區之蕃屛一也、

先人曰、國司者、是當二一方之重寄一、察二百姓之寒苦一、非二庸才之所一レ可二企望一、故昔時固設二格制一、以勘二治否一、合格者蒙レ賞、違レ格者被レ黜、是所三以擇二良吏一也、又曰、歷二七箇國受領一、合格之吏、勘二公文一畢拜二參議一也、白河院仰但可レ依二其才一、

臣謹案、是撰二國郡之司一也、蓋人君者、民之父母也、以レ分言レ之、如二天壤一、以レ情

考レ之、如二心體之相資一、故雖下居二深宮之内一、坐中九重之上上、恆存二誠求之實一、則守令之撰豈可レ忽乎、其撰一背、則億兆之民、悉蒙二其殃一、人君可二敢忍一哉、故其精撰往古既然、後世因レ之、正二年限一愼二考課一、明二賞罰一、相續其制嚴矣、外朝先儒曰、郡守縣令、民之師帥、所レ使二承流而宣化一也、故師帥不レ賢、則主德不レ宣、恩澤不レ流、愚謂、守令唯事二租稅調賦一、不レ以二禮教一、則非二政化之實一、故督二財賦一理二詞訟一之間、禮教自敷、風化興行、而俗自移民自敦、而后可レ稱二守令之賢一也、（以上、正二守令之任一）

應仁(神)帝九年、夏四月遣二武内宿禰於筑紫一、以監二察百姓一、時武内宿禰弟甘美内宿禰廢レ兄卽讒二言于天皇一、武内宿禰常有下望二天下一之情上、今聞在二筑紫一而密謀之曰、獨裂二筑紫一招二三韓一、令レ朝二於己一、遂將レ有二天下一、於レ是天皇則遣レ使以令レ殺二武内宿禰一、時武内宿禰歎之曰、吾無二貳心一以レ忠事レ君、今何禍矣、無レ罪而死耶、於レ是有二壹伎直眞根子一者一、其爲レ人能似二武内宿禰之形一、獨惜二武内宿禰無レ罪而空死一、便語二武内宿禰一曰、今大臣以レ忠事レ君、既無二黑心一、天下共知、願密避之參二赴于朝一、親辨レ無レ罪、而後死不レ晩也、且時人每云、僕形似二大臣一、故今我代二大臣一而死之以明二大臣之丹心一、則伏レ劔自死焉、時武内宿禰獨大悲之、竊避二筑紫一浮海以從二南海一廻之、泊二於紀水門一、僅得

レ逮レ朝、乃辨レ無レ罪、天皇則推三問武内宿禰與二甘美内宿禰一、於レ是二人各堅執而爭之、是非難レ決、天皇勅之、令下請二神祇一探湯上、是以武内宿禰與二甘美内宿禰一共出二于磯城川濱一、爲二探湯一、武内宿禰勝之、便執二横刀一以毆二仆甘美内宿禰一、遂欲レ殺矣、天皇勅之令レ釋、仍賜二紀伊直等之祖一也、

臣謹按、良臣與二姦臣一相對、君子與二小人一相敵、故何世無二姦臣一乎、蓋奸讒之行、未三嘗無二所二其因一、今謀二其遠出一、以蠱二蕩其心一、以塗二其耳目一、以二陰狡之質一、構二瀾翻之辯一、況其親戚乎、況其兄弟乎、帝之過不二亦宜一乎、凡武内弼二亮六世一、師言嘉績多二于當世一、尤壽耇之老臣也、上閲レ世久而涉歷深、先王之政祖宗之典、古今興衰治亂、文武之迹、當時沿革廢擧之由、莫レ不二知レ之行一レ之、故瞭二然於見聞之際一、粲二然於指畫之頃一、可レ謂二天下之具瞻一也、因二一朝之讒一望二必死之地一、吁危哉、眞根子是何人乎、感二其忠一激二其讒一、速死以充レ焉、天又佑二善人一也、帝倘不レ決、終有二探湯之誓一、以明レ寃、讒口所下以顚二倒於是非一混中淆於邪正上、如レ此、狹穗彥王因二外親一欲レ危二垂仁帝之社稷一、平群眞鳥擅二國政一欲レ簒二武烈帝之寶祚一、刺領巾殺二王子一（履中帝紀）、眉輪王弑二天皇一（安康帝）、皆非二一朝一夕之事一、僭（與レ譖同）始既涵也、故根使主之奸謀歷二

狹穗彥王者、垂仁帝皇后母兄、事見二日本紀六垂仁帝四年一、

平群眞鳥事見二同十六武烈帝紀一

詩巧言二章曰、亂之始生、僭始既涵

根使主事、出二日本紀十四雄略帝十四年一

金村臣事、見二同十六欽明帝元年一

剝象曰、剝レ床以レ膚切近レ災也

詩何人斯卒章曰、爲レ鬼爲レ蜮

同青蠅篇曰、營々青蠅止二于樊一云々

書畢命云、予小子垂拱仰レ成

十四年二而後發覺、以受二赤族誅一、金村臣之大忠輔二六有世一、亦恤二衆口一而蟄二住吉宅一矣、人君不レ錯二志於此一、姦雄簒レ國之漸、憸邪罔レ上之譖、佞幸擅レ權之私、聚斂媚諛之欲、剝レ床以レ膚、不レ覺、小人得レ志君子受レ屈、爲レ鬼爲レ蜮、營營青蠅、可レ不レ愼乎、（以上、戒二奸臣之譏一）

以上論二知レ人之道一、愚謂、天下之治道、莫レ大二於得一レ人、不レ得二其人一、則勞而無レ功、得二其人一則垂拱仰レ成、猶三耳目四支聰明健强、而心思使二令之一也、夫萬機之繁、人君臨決、則蘭膏以繼、亦竟不レ可レ得、天下之大、人君兼巡、則轍瘃以求、亦竟不レ可レ盡也、明君繼レ天建レ極、良臣代レ君分レ職、是至誠之道也矣、凡官惟百、職惟庶、而總在二大臣守司近親之三一、三者、一不レ得、則不レ可レ謂レ治也、大臣不レ一、有二文臣一、有二武臣一、有二舊老臣一、有二勳功臣一、各得二其道一、則政體正而衆備豫、禮樂興而風俗厚矣、守司不レ一、有二國守郡縣司一、人物事儀、各有二其司一、其撰得二其人一、則民人化、土地辟、事物得二其處一矣、近親不レ一、有二侍衞一、有二給事一、有二左右一、親戚之分非二止一類一、各得二其撰一、則左右之涵養、朝夕之格(恪)勤、番直之衞儀止、而宗子惟城、親戚惟辟、[illegible]敬天明[illegible]、[illegible]於[illegible]山、拱二手於北辰一、四海以朝、一天皆共、非二不レ勞而功成一

[illegible]

レ之久上之也、若純必レ知貴レ斂以レ言、則利口喋喋而其俗靡弊輕薄也、純必レ德尙レ篤以レ行、則沈默唯唯而其俗墨面理遺也、奸佞喩二於利一無レ所レ不レ至、人君深居高坐、於レ事不二自裁一、淵默寡言於レ人不二叩繫(擊)一、不レ察二功能之實一、而信二毀譽之偏一、不レ規二恆久之情一、而取二一旦之事一、則竟不レ可レ得二其實一、故往古之人君、躬覽二萬機一、以察二其事物一、日接二群臣一、以考二其人材一、大臣以下各奉レ職陳レ言勤レ忠不レ隱、猶未三嘗無二其差一、乾靈之神、每二其登庸一必以衆議以試任、可二併鑒一焉也、抑任使之道、又不レ易、親則有二瀆之失一、遠則有二塞之過一、既得二大臣一則盡二其禮一嚴二其制一、豐二其祿一高二其位一、任レ事以不レ疑、是敬二大臣一也、如二守令一、制二任限一明二考課一、正二監巡之察一、明二其禮一、則賢レ賢之道立矣、如二近親一、正二風俗一避二佞奸一、重二世臣一慰二老臣一、明二親戚之分一、是親レ親體二群臣一也、夫得二其人一而不レ用、則人才必屈、用二其人一而不レ致二其制一、則佞奸窺レ釁讒者得レ間也、臣士登庸使令之艱、豈不レ偉哉、外朝聖主堯舜既以レ知レ人爲レ艱、其登用也必咨若以試焉、皐陶歌而舜拜レ之、益進二昌言一而禹拜レ之、周公獻レ卜而成王拜レ之者、非レ敬二大臣一乎、唐虞之四岳(嶽)十二牧、三代之方伯連者、

非レ撰ニ守令一乎、文武之聰明齊聖、小大之臣咸懷ニ忠良一、則待ニ漸染之補一、不ニ又切一乎、況百官庶司之任、各無レ不レ盡ニ其心一、可ニ幷按一也、或疑、知ニ近臣一易、而知ニ遠臣一之難、愚謂近臣難レ知レ之、遠臣易レ知レ焉、夫遠臣者、懼ニ人君之威一而重ニ大臣之命一、故所ニ其爲一不ニ大違一也、近臣者、褻ニ君之親一慢ニ己之近一、以察ニ大明之間一、阿ニ大臣之意一、以蠹ニ其膚一蝕ニ其心一、其害太深、人君之暴昏、振レ古無レ未レ繫ニ近親之邪惡是非一、近臣易レ知乎、近臣者、君自試レ之、所ニ其及一最狹、如ニ遠臣一者、所ニ其友一所ニ其宗一、所ニ其學一所ニ其爲一、人人以毀譽之、而後黜陟焉、所ニ其索一太廣、故曰近臣難遠臣易矣、或疑、奸讒不レ行、愚謂人君之使令、正ニ其禮一嚴ニ其制一、以致ニ其道一、恆教令恆省察、則臣竟不レ可レ得レ顯ニ其私一、若一任而不レ規、詳命而不レ省、從ニ其譽一而不レ試レ之、重ニ其功一而不レ察レ之、則猶ニ新柱久而朽、清水塞而濊一、夫彼之罪乎、

## ○聖政章

神武帝己未年、春三月辛酉朔、丁卯下レ令曰、今運屬ニ此屯蒙一、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、夫大人立レ制、義必隨レ時、苟有レ利レ民、何妨ニ聖造一、

洹謹按、是政令之始也、民心者、天下之人心也、習俗者、人皆習以爲レ俗也、言天下屯蒙、而人心不レ與二詐僞一、穴居野處以爲二習俗一、今　帝繼レ　天建レ極、以欲下正二天下之禮一、新中其舊俗上、故有二此　詔一也、人心之朴素如レ易レ染二善政一、而習俗之舊汚又難レ變、時義是革之時、又大也、非二聖英之天縱一、不レ可レ得レ之也、蓋政之要在レ察三民心與二習俗一、人心必與レ俗化善惡以成、人君立レ政明レ教率レ之、則民心化而風俗成、風俗成在二習熟之久一、習熟久則民不レ識二其然一、故曰政之要在レ察三民心與二習俗一、此章可レ謂レ盡二政教之大體一也、以上、政教之大體

四年、春二月壬戌朔、甲申詔曰、我皇祖之靈也、自レ天降鑒、光二助朕躬一、今諸虜已平、海內無レ事、可下以郊二祀天神一、用申中大孝上者也、乃立二靈時於鳥見山中一、其地號曰二上小野榛原下小野榛原一、用祭二皇祖天神一焉、

先人曰、神武天皇定二都於大和國橿原一、時以二三種神寶一安二置大殿一同レ床而坐給、蓋如二往古神勅一、由レ此皇居神宮無二差別一、宮中立二庫藏一、此云二齋藏一、官物神物無レ分、此時天兒屋根命孫天種子命專主二祭祀事一、是乃執二朝政一之儀也、

洹謹按、天下之政事、莫レ大二於郊社宗廟之祭祀一、夫人君以二天地一爲二父母一、況　帝承二

乾靈天孫之統一、以臨ニ於四海一乎、蓋交レ神之道在レ誠、至誠以祭祀、則鬼神之幽冥、亦可ニ格思一矣、蕞爾黎民、至誠以求レ之、則無レ不レ感、故往古神祇之祭祀、朝廷之政事、不レ二ニ其義一、深哉、（俗、政訓以ニ祭事一是也、）凡主ニ祭祀一者、皆執ニ朝政一、如ニ天種子命神八井耳命一（神八井耳命者、神武帝皇子、綏靖帝兄也、神八井耳命曰、吾是乃兄、而懦弱不レ能レ致レ果、今汝特挺神武自誅ニ元惡一、宜哉乎、汝之光ニ臨天位一、以承ニ皇祖之業一、吾當下爲ニ汝輔一之、奉ニ典神祇一者上、是卽多臣之始祖也）是也、帝守ニ神勅一以敬ニ靈器一、且郊ニ祀天神一、用申ニ大孝一、其兢々業々而愼ニ政教一、萬世之規戒也、（以上、祭政之實）

崇神帝十年、秋七月丙戌朔、己酉詔ニ群卿一曰、導レ民之本、在ニ於教化一也、今既禮ニ神祇一、災害皆耗、然遠荒人等猶不レ受ニ正朔一、是未レ習ニ王化一耳、其選ニ群卿一、遣ニ于四方一、令レ知ニ朕憲一、

臣謹按、是發ニ行人一以施ニ教於四方一之始也、導者、啓迪也、教不レ至レ化、則民與レ教別也、民情化適而教成、之謂ニ教化一、正朔者、王曆也、天下皆受ニ正朔一、同ニ其事一レ天也、正朔不レ受、則民殊レ俗、王化者、天下皆守ニ其教令一、而正ニ其三綱一也、王化未レ習、則民異レ意也、憲者、法也、憲章、以示レ人也、言、民皆有ニ此心一、教化不レ明、故不レ盡ニ其性一、啓ニ迪之一在ニ教之化一、敬ニ鬼神一與レ教ニ化民一、其本不レ出ニ至誠一、而鬼

神者、幽而信、人民者、習而駁、故事二鬼神一在レ致レ敬、治二人民一在レ盡レ敎、帝既晨興夕惕、齊明盛服、以敬二鬼神一、災害既耗、然天下未二一軌一、四方未レ均レ俗、今建二憲章一以考二時月一、同二禮樂制度一以節二民性一、一二道德一以同レ俗、及二十二年一、敎化流行、衆庶樂レ業、富庶既滿、人民皆知二長幼之序課役之制一、宜哉稱二其至德一乎、蓋迄二後世一有二巡察按察宣撫之法一、以正二革風俗制度一、及二推古帝一、聖德太子定二憲法一、孝德帝詳二天下之政制一、天武帝定二律令法式一、文武帝朝淡海公奉レ勅撰二律令一、終爲二萬世政令之準標一、其本皆基二于此一、帝之功、不二亦大一哉、（以上、憲章之教）

垂仁帝二十八年詔曰、夫以二生所レ愛、令レ殉二亡者一、是甚傷矣、其雖二古風一之非良何從、自レ今以後議之止レ殉、

臣謹按、殉者、以レ人殉レ亡者也、夫人君者、民之父母也、未レ有二父母而不レ愛二其子一、殉レ亡者哀之過、而愛之溢也、聖人之政豈用レ之乎、此時去レ古未レ遠、人民從レ情習レ俗、上下以行、帝建レ制改レ法、有二止殉之詔一、三十二年、野見宿禰作二明器土梗一、易レ之、帝大稱二其德一以賜二土師姓一、是所下以擴中充爲二民之父母一之誠上也、自レ此朝廷殉亡之制、不二亦行一、帝之德大哉、竊按、外朝始有レ俑、以至レ殉、其弊以及レ亂

レ國、中國始有レ殉、以至下作二土物一竟止上レ殉、其風俗之渾厚可二以見一之也、以上、禁レ殉

景行帝十二年、秋八月乙未朔、己酉幸二筑紫一、

臣謹按、是巡狩之始也、此時熊襲反之不二朝貢一、故有二此幸一而大觀二西方之諸侯一、以正二風俗一明二制度一也、後又巡二守(狩)東方一、以定二政事一、此時天下大定、封域以建、迄二成務帝一、國郡縣邑之制、造長首渠之法、竟定、天下猶二一家一、教化同レ俗、巡守(狩)之道大哉矣、以上、巡狩

仁德帝十一年、武藏人強頸河內人茨田連衫子二人以禱二于河神一、

臣謹按、妖神殺レ人爲レ牲者、夷狄之習俗也、是　天孫未レ降之前、惡鬼妖怪之餘政也、蓋爲レ堤設二溝洫一、愛レ人之道也、神之爲レ神、享二非禮之祭一乎、帝信二夢寐之妖一、以用レ人、祭二河伯一、噫何是惑乎、夫　帝之聰明儉德、天下之太平無事、後世非レ所二企望一、猶信二鬼神一、不レ如三衫子之淺謀以知二神之妖僞一、此失奚處在乎、唯思辨之道、不レ盡二其誠一而已、人君政教之要、豈不レ愼乎、臣今擧二此一事一、以爲二　帝之政弊一、未二嘗不一レ懼二隱惡之戒一、然　帝之爲二仁德一、天下無レ不レ知レ之、猶有二習俗以瀆一レ德、後世執政之道、最可二以鑑一焉矣、以上、政弊

履中帝四年、秋八月辛卯朔、戊戌始之於二諸國一、置二國史一、記二言事一、達二四方志一、

臣謹按、是置二國史一之始也、史者、記レ事之官也、言、於二諸國一立二此官一、上以記二天子之教令一、下以記二國郡之事一、是正二國俗一達二人情一之政也、凡五方各有二其俗一、民又異二其習一、故人君不レ知二其事物一、則政令必乖、今置二國史一、記二言事一、正二其制度一、知二國俗之化一、以致二其政一也、後世國守之外、有二目史等官一、皆記二國之事一、以正二其政一是也、（以上、國史）

清寧帝三年、秋九月壬子朔、癸丑遣二臣連一巡二省風俗一、冬十月壬午朔、乙酉詔犬馬器翫不レ得二獻上一、

臣謹按、使臣之巡察者、政之恆、而以巡二省風俗一、是教化所レ繫二其俗一之大也、且不レ得レ獻二翫器犬馬一、是乃正二其風俗一也、人君翫レ物則喪レ志、物者至微而志者至大也、不レ愼二至微一則至大不レ可レ制、人君所レ好、天下歸レ焉、豈可レ忽乎、帝欲レ正二其俗一、故有二此詔一、而又欲レ寬二人情一、賜二宴於群臣一、大酺五日、是儉而寬也、宜哉海表諸蕃進レ調、海內安康矣、（以上、正二風俗一）

繼體帝元年詔曰、朕聞、士有二當年而不一レ耕者、則天下或レ受二其飢一矣、女有二當年而

不レ績者、天下或レ受二其寒一矣、故帝王躬耕而勸二農業一、后妃親蠶而勉二桑序一、況厥百寮暨二于萬族一、廢二棄農績一而至二殷富一者乎、有司普告二天下一、令レ識二朕懷一、

臣謹按、凡天下之人物、未三嘗無二其事業一、既有二事業一則其成敗必繫二于勤怠一、農以養二天下之飢一、桑以防二天下之寒一、人一日無レ之則苦、故　聖主賢后親耜親蠶備嘗二稼穡之艱難一、勸二勉天下之黎元一、是人君父二母于民一之義也、帝錯二志於政教一、卽位元年有二此　詔一、以下告二天下一可上レ勤二其事業一、百寮有司、豈可レ怠乎、以上、致二民政一

以上論二政教之道一、臣謹按、政者在レ以レ誠、教者在二致審一、凡政教之道、能察二其時一、以沿革損益、能知二其水土一、以考二風俗一、能通二其人情一、以節二過不及一、能詳二其事物一、以定二制度一、能明二其大倫一、以序二禮用一、而后數省以化レ之、可レ謂二聖神功用之極一也、否乃或煩碎而不レ厚、或不レ教而期レ化、竟不レ可レ得二政教之實一也、或疑、外朝聖人以レ政爲レ正也、今所レ解多在下以レ政爲上レ誠、何也、愚謂、中國以レ祭二祀郊社宗廟一爲二政之要一、故以二祭事一訓二政字一、是祭祀政事一レ義也、蓋祭祀者、主二於誠一、政事亦在二人君之誠一、政不レ以レ誠、則唯存二條目一而無二綱領一、日煩月勞而無二教化之功一、是所二以民免而無レ恥也、惟誠之至、鬼神亦如レ在、況人民乎、所三以治レ國、其如レ示二諸掌一

乎、然乃正誠之二義、更無二間隔一也、或疑、政教法令者德之末、而形之下乎、愚謂、
否、有レ物必有レ則、有二天下國家一、必有二政教法令一、政教法令之外、豈有二此德一乎、
明聖之主亦用レ之、愚昧之君亦用レ之、其利鈍煩簡、而治亂相因、共在二此四者一、四
者正明、猶下權衡設而不レ可三欺以二輕重一、繩墨設而不上レ可三欺以二曲直一、否則平正眞僞
邪正何能辨乎、或疑、政教法令者、猶二器用一、人君修レ德則器用自利、否乃雖レ有二器
用一不レ可乎、愚謂、雖二良工一無二器用一則無レ施二工之用一、良工之爲二良工一、器用利而
備也、如レ用二鈍器一也勞レ筋苦レ骨竟不レ遂レ功也、凡政教法令之備也、猶三乘レ舟濟二大
川一、能レ水與レ不レ能共濟而逸安、專以レ修レ德期二其功一、猶下能レ水者恃二己力一以泅レ水
濟上、甚勞而少レ功、危而寡二濟者一、況不レ修レ德不レ以二政教法令一、唯以二私知妄作一、要二
治平之功一、猶下無二舟之可レ乘技之可上レ泅、恃レ力構レ私以入レ水、不レ溺而何待之乎、故
治國平天下之要、不レ可レ出三修レ身以正二政教一、二者相持而后可レ談二功化之實一、中華
往古之　聖主政教之功所レ著二于舊紀一、不レ乏、後世襲レ之律レ之以祖述憲章、乃無爲
過化之治、千萬世可レ蒙二其澤一也、

## 禮儀章

天先成而地後定、然後神聖生二其中一焉、

臣謹按、天先而居レ上、地後而居レ下、在レ上者高而文明也、在レ下者卑而厚順也、其中生二萬品一、而聖神長二于此一、以定二其道一、是乃天地有二天地之形一、聖人因以字レ之曰レ禮、禮者辨二上下一、以定二天下之人心一、分二貴賤一、以通二天下之便用一之道也、禮之行也、本二天地之陰陽一、因二乎其自然一、以立二今日日用之制一、天下襲レ之行レ之、則終不レ奢不レ儉、上不レ遺二於君父之尊親一、下不レ超二於臣子之分限一、自レ此天下之廣萬機之衆、悉有二其禮一、等級分明不レ可二相混亂一、禮之義不二亦大一乎、凡治平之要、其本在レ禮、君臣定貴賤位、小大守レ分動靜有レ常、好レ作レ亂者未二之有一也、

伊弉諾尊伊弉冊尊以二磤馭盧嶋一爲二國中之柱一、而陽神左旋、陰神右旋、分二巡國柱一、同會二一面一、時陰神先唱、陽神不レ悅曰、吾是男子、理當二先唱一、如何婦人反先レ言乎、事既不祥、宜二以改旋一、於是二神却更相遇、是行也陽神先唱陰神對、廼生二大日本豐秋津洲一、

臣謹按、是　天神正レ禮之儀也、二神者、乃天地也、陰陽也、男女也、萬物之宗源也、中國之大宗也、本朝所三以爲二　中州一、人物所三以爲二人物一、聖教所三以爲二聖教一

也、蓋理者、條理也、有二條理一不レ亂者、禮也、此時雖レ未レ有二禮名一、既言レ理則禮以屬二于此一也、夫經二營於宇宙一、生二成於人物一之始、未二嘗不一レ以二此大禮一、天下之禮繫二于人君一、人君正レ禮而后、天下之條理可レ行之、故陰陽各自左旋右行、以循二天地之序一、正二先後唱和之節一、以定二天下之事物一、禮之時其用大哉乎、此禮一立、而后後世先後上下男女之道大明、萬民皆由レ之、二神之德、可レ不レ仰乎、

素戔嗚尊之爲行也、甚無狀、天照大神發慍乃入二于天石窟一、閉二磐戸一而幽居焉、故六合之內、常闇而不レ知二晝夜之相代一、

臣謹按、無狀者、無二禮儀一之言也、神者、寬仁之聖明、而嚴二正其無禮一、如レ此、蓋禮者、安レ上治レ民之道也、無レ禮則上下混尊卑不レ分、上下混則人人從二其情一直行、故君臣不レ正、尊卑不レ分、則强陵レ弱富侮レ貧大傾レ小、故邪正不レ明、是神深所三以戒二其無狀一也、神乃入二于天石窟一、閉二磐戸一而六合常闇、是示二無禮則天下邪正混不一レ可レ知、其慮不レ遠乎、後世臣僭レ上子蔑レ父、皆所二以禮之不一レ明也、然乃、去レ神既遠、其靈驗雖レ無レ可二速懼一、若有二亂臣賊子以縱一レ志、神必可下入二石窟一而六合常闇上、不レ知 神今日在耶不レ在、禮之用、可レ不レ愼乎、

允恭帝四年、秋九月辛巳朔、己丑詔曰、上古之治、人民得レ所、姓名勿錯、今朕踐祚於茲四年矣、上下相爭、百姓不レ安、或誤失二己姓一、或故認二高氏一、其不レ至二於治一者、蓋由レ是也、朕雖二不賢一、豈非レ正二其錯一乎、群臣議定奏之、群臣皆言、陛下擧レ失正レ枉而定二氏姓一者、臣等冒死奏可、戊申詔曰、群卿百寮、及諸國造等、皆各言、或帝皇之裔、或異之天降、然三才顯分以來、多歷二萬歲一、是以一氏蕃息更爲二萬姓一、難レ知二其實一、故諸氏姓人等、沐浴、齋戒、各爲二盟神探湯一、則於二味橿丘之辭禍戸碑一、坐二探湯瓮一而引二諸人一令レ赴曰、得レ實則全、僞者必害、（盟レ神探レ湯、此云二區訶陀智一、或泥納レ釜煮沸、攘レ手、探二湯泥一、或燒二斧火色一、置二于掌一、）於是諸人各著二木綿手繦一、而赴レ釜探湯、則得レ實者自全、不レ得レ實者皆傷、是以故詐者愕然之、豫退無レ進、自レ是之後、氏姓自定更無二詐人一、

臣謹按、姓氏不レ明、故下僭レ上卑踰レ尊、是禮不レ明、分不レ正之由也、往古　神聖因二其功業一、或賜二姓氏一、命二名號一、旌二別淑慝一、流レ芳遺レ臭、將下傳二百世一而未上レ泯、是令下人民守レ禮不レ混二尊卑一不上レ亂二善惡一之道也、姓氏之出一違、則人皆忘レ所二其由出一、失レ所二已可一レ宗、而悉不レ知二其本一、非下章レ善癉レ惡之禮上、故　帝定二姓氏一、以二誓盟一、諸人之眞僞相著、尊卑初定、是禮之大端也、此後作二八色之姓一、以混二萬民一、改二

周書畢命曰、旌二別淑（善也）慝一（惡也）表二厥宅里一

緇衣篇曰、子曰、有二國家一者、章レ善癉レ惡（病也）以示二民厚一

天武帝十二（一三）年定二八

色之姓一、五十二氏賜ニ姓朝臣一、又五十氏賜ニ宿禰一、十四年、詔曰、凡諸歌云云
唐氏仲友曰、古者重ニ氏姓一、故有ニ同姓異姓庶姓之別一、以ニ天揖時揖土揖一爲ニ之禮一、奠ニ繋世一辨ニ昭穆一、史氏掌レ之、自ニ秦罷ニ封侯一而命レ氏別レ族之禮廢云々、出ニ貞觀七之二十五板一

其姓一、近臣各賜ニ朝臣宿禰一、諸歌男歌女笛吹傳ニ己子孫一、令レ習ニ其伎一、及ニ 弘仁帝御宇一、勅ニ萬多親王右大臣藤原園人等一、撰ニ姓氏錄一 延喜帝朝正親司勘ニ皇親籍一、以掌ニ賜レ服改レ姓之事一、皆糺ニ姓苑之瓜瓞一、明ニ禮儀之分定ニ之教、而否乃民情不レ厚、而詐僞日行也、

推古帝十二年夏四月丙寅朔、戊辰皇大(太)子親肇作ニ憲法十七條一、其四曰、群卿百寮以レ禮爲レ本、其治レ民之本要在ニ乎禮一、上不レ禮而下非レ齊、下無レ禮以必有レ罪、是以君臣有レ禮、位次不レ亂、百姓有レ禮、國家自治、

臣謹按、禮之大至レ此始著ニ諸憲章一、以令ニ天下之人民知レ之由ヒ之也、夫禮者、天地之大經、而往古 神聖以定ニ 中國一、天神以ニ非禮一入ニ石窟一、所ニ其繫ニ太重、所ニ其由行一、不レ以レ禮則無レ所レ措ニ手足一、既有ニ天下國家一、則有ニ其禮一、不レ由レ禮、則無ニ所謂治平一、是所ニ以治ヒ民之本要在ニ乎禮一也、人君示不レ以レ禮民之俗不レ易、糺レ下不レ以レ禮、民不ニ心服一、禮讓行而后教化之極、可ニ始著一也、蓋人之爲レ人、本朝之爲ニ中華一由ニ此禮一也、夷狄亦人、而其國亦治、禽獸亦物、而其群亦類、然所下以爲ニ其夷狄一也、爲中其禽獸上也、不ニ由レ禮而行一之也、人而無レ禮、則不レ異ニ於禽獸一、中

華而無レ禮、則不レ異二於夷狄一、故　神聖建二教於初一、天神懲二戒於無狀一、以正二其禮一矣、皇太子聰明美質、始定二冠位一、親選二憲法一、以レ禮爲二治國之本一、其教可レ謂二著明一也、此後連綿、天下衆庶之禮制度之法大定、終律令格式行二于世一、天下萬世皆知三禮爲二大本一、皇太子之功、大哉、（以上、總論二禮儀之用一）

神武帝辛酉年、春正月庚辰朔、天皇卽二帝位於橿原宮一、是歲爲二天皇元年一、

臣謹按、卽位者、人君之大禮也、天者、人君之所レ宗、而人君者、庶人之所レ天也、天高二于上一、而文明照二於四海一、人君位二于大寶一、而明德周二於天下一、故行二卽位之禮一、以始二天下萬機之道一也、　帝東征之功大成、定二　中國一、以始二卽位之禮一、以二是歲一爲二元年一、以二　王正月一授レ時、一二天地之氣候一、著二人君之大禮一也、自レ是歷代因循有二此儀一、大臣北面以捧二神器一、天子南面以　詔二萬國一、正二上下尊卑之禮一、布二道德聖明之政一、所二其繫一太重哉乎、蓋此時未レ知二外朝之三統一、而人統自立四時以宜、是乃　神聖之靈妙也、爾來正朔終不レ失、授レ時相正、而天下一二其俗一、中華之渾厚大哉、（以上、論二卽位之禮一）

神武帝庚申年秋八月癸丑朔、戊辰天皇當二立正妃一改廣求二華冑一、九月壬午朔、己巳納二

媛蹈鞴五十(鈴)媛命一以爲二正妃一、辛酉春正月庚辰朔、天皇卽位、尊二正妃一爲二皇后一、

臣謹按、是后妃選立之始也、蓋聖人得二聖匹一則有二聖子一、聖子聖孫相續、則百代猶二一日一、是人君所三以愛二天下一之至也、凡　帝王之匹、風化之本、禮儀之大也、撰立不レ以二其道一、則唯縱レ欲從レ情、雖レ克二其始一不レ可レ保二其終一、帝當レ立二正妃一、廣議、正二族姓一、詳二女德一、及二卽位一乃爲二皇后一、其隆禮、以序二男女之別一、辨二媵妾之品一、垂二戒於萬世一也、然猶後世未三嘗無二淫亂黷レ德嫡妾相妄廢奪相行之失一矣、夫有二男女一而后有二父子一、然乃國家大事福祚所レ繫、在二妃匹之際一、其禮豈可レ苟乎、

繼體帝元年、三月庚申朔、詔曰、神祇不レ可レ乏レ主、宇宙不レ可レ無レ君、天生二黎庶一、樹以二元首一使レ司二助養一令レ全二性命一、大連憂二朕無レ息、披二誠欵一以二國家一世世盡レ忠、豈唯朕日歟、宜備二禮儀一、奉レ迎二手白香皇女一爲二皇后一、修二教于內一、

臣謹按、是立二皇后一備二禮儀一、修二教于內一之詳也、蓋人君恆居二九重之深一、御二萬乘之富一、近臣進レ媚、佞臣逆レ惡、少怠縱レ情、則鴆毒無レ不レ根二其衷一、故外設二諫議一置二史官一、正二其言行一、猶未三嘗無二其闕遺一、妃匹之親、皇后之睦、與二內助之益一、頼二規警之戒一、以拾二補於此一、是良匹賢配所三以尙レ之也、此後立后之禮、世世相續、以至二

皇統連綿一也、凡女德之撰、不レ以二其道一、則淫婦妖女必蠱二其心一、族姓之戒不レ嚴、則外戚專レ權竊レ威必構二天下之害一、立后之禮不レ正、則男女之別不レ明、而內修之戒不レ行、皇妃之道不三規レ之以二其禮一、則宮闈臨レ朝垂簾預レ政、至レ使三嗣主擁二於虛位一、故禮本二夫婦一、治亂因レ之興亡繫レ焉、往古之令典、舊紀之所レ載、可レ不レ監乎、以上、論二立后之禮一

神武帝四十有二年、春正月壬子朔、甲寅立二皇子神渟名川耳尊一爲二皇太子一、

臣謹按、是立二皇太子一之始也、蓋建二太子一者、定二國之本一、所三以重二宗廟社稷一也、凡立レ子必以レ長、是禮之恆也、然時有二治亂屯蒙承久一、地有二新故大小一、人有二賢知愚不肖一、故愼思明辨、以致二其道一、在二人君之德一、帝始定二中州一建二皇極一、其間未三嘗無二强悍不律之賊一、信是屯難之時、其建立可レ不レ愼乎、太子者、帝之第三子、而風姿岐嶷、少有二雄拔之氣一、見レ子不レ可レ如レ父、竟立以爲二皇太子一、建立之禮一行、天下之大本定、自レ是連綿以建儲之儀成、於乎懿哉、

崇神帝四十八年、春正月己卯朔、戊子天皇勅二豐城命活目尊一曰、汝等二子、慈愛共齊、不レ知二曷爲レ嗣、各宜レ夢、朕以レ夢占之、二皇子於是被レ命、淨沐而祈寐、各得レ夢也、會明、兄豐城命以二夢辭一奏二于天皇一曰、自登二御諸山一向レ東而八廻弄槍、八廻擊刀、

弟活目尊以二夢辭一奏言、自登二御諸山之嶺一、繩絚四方逐レ食二粟雀一、則天皇相夢謂二二子一曰、兄則一片向レ東當レ治二東國一、弟是悉臨二四方一宜レ繼二朕位一、四月戊申朔、丙寅立二活目尊一爲二皇太子一、以二豐城命一令レ治レ東、是上毛野君下毛野君之始祖也、

臣謹按、建儲之禮者、天下之大本也、今以レ所二其夢一、定二其計一、後世未レ無二疑擬一、此時去レ古未レ遠、人心朴素、而誠信感通、故有二此議一、二王子亦肯レ之、終永承二 帝詔一不レ貳、是 帝之聖德也、王子之渾厚也、非二後世所一レ可二似效一之、蓋 帝位者、大寶也、人誰不レ欲、況皇子乎、故建立之禮貴二蚤定一、不二蚤定一則嫡庶之分不レ定、或以レ智求レ之、立レ功欲レ之、以レ力爭レ之、古今宗室之亂二天秩一、無レ不レ由レ焉、其禮蚤定則衆望絕、而天下之勢定、宗室分極、而 王家以固、人君豈可レ忽乎、

應神帝十五年、秋八月壬戌朔、丁卯百濟王遣二阿直岐一貢二良馬一、阿直岐能讀二經典一、卽太子菟道稚郎子師レ焉、於レ是天皇問二阿直岐一曰、如勝レ汝博士亦有耶、對曰、有二王仁者一、是秀也、時遣二上毛野君祖荒田別巫別於百濟一、仍徵二王仁一也、十六年春二月、王仁來之、則太子菟道稚郎子師レ之、習二諸典籍於王仁一、莫レ不二通達一、

臣謹按、是太子諭教之禮也、此時稚郎子未レ有二皇太子之命一、然 帝既建儲之計定二

賈誼保傅篇、孔子曰、少成若二天性一、習貫如二自然一

於衷一、故有二此諭教一也、蓋諭教之禮豫定、則其薫二陶正明一變二化氣質一、不レ由二其師傅保一、以不レ可レ得二其實一也、太子聰明天資謙讓而又有二雄武之俊才一、能熟二　中國之事物一、兼通二外朝之經籍一、其啓迪開悟習貫如二自然一、故以二表狀無禮一、責二高麗之使一、讓二大寶於　仁德帝一、存二昆上而季下、聖君而愚臣之常典一、其豪英也、其脱落也、皆繫二教諭之得一矣、萬世法レ之、以立レ師置二傅保一、爲二太子家令之官一、可レ不レ愼乎、竊按、教諭之道、多以二外朝之書籍一爲レ事、是後世之訛也、　中國古今天下之興廢治亂、事物之制度、人民之禮儀、載在二文獻一、然乃日用言行修改之暇、詳致二其道一鑒二其古一、而后及二外朝之經傳一、以廣二其知識一、證二其事迹一、斟酌用捨、就二有道一以正レ之、可レ謂レ得二教諭之實一也、以上、論二建儲之禮一

愚竊按、有二父母一必有レ子、子以嗣孫以承、連綿引及二萬世一者、人倫之大綱也、子有レ嫡有レ長、有二賢愚一、貴レ嫡者正下宗族姓氏之所二由明一、后妃適媵之所上レ配也、用レ長者、順二天倫之序一正二長幼之道一也、用レ賢者、其器堪二以任一レ之也、故以二嫡庶一則在レ嫡、以二長幼一則在レ長、其德其智可二以覆一レ之、則用レ賢、是立レ子之常禮也、國家之世子所二其任一既重、所二其率一既衆、況天下之太子乎、然乃建立之禮、不レ可レ苟、是往古　神

公羊傳、魯一生一及、注云、父死子繼曰レ生、兄死弟繼曰レ及

聖或生或及、或措レ長或撰レ智、所四以不三必專二常禮一也、夫皇太子者、受二天下之重職一、爲二億兆之君師一、安危治亂一歸レ之、其高明也、其寬悠也、其博厚也、共畜而后可レ堪二三器之任一、抑欲レ撰二其人一、則無三蚤建之定一、欲レ蚤二其計一、則君父亦不レ可レ知二其終一、故蚤立二嫡長之序一、定二國本一、而諭教相持扶翼以正、可レ謂二建儲之大禮一也、凡上智與二下愚一不レ可レ移、而亦不レ易レ得、多唯中人而已、中人之才必由レ所二慣習薰陶一、變二其氣質一、建儲而不レ盡二於諭教一、則錯二諸宴安一、冊二諸深窓一、所下以蕩二其志一愚中其質上、而非下成二君德一之道上、豈是子レ子之謂乎、未レ有下如レ此而知二治平之實一者上矣、教レ之諭レ之、在二孩提有識之時一、於レ此選二左右一置二師傅一、言行日與レ之化、風俗月與レ之移、所二其入一既深、所二其習一既積、則其知其德大成、我不レ知三所二以其然一、是諭教之實也、人皆知レ用二天質之賢愚一、不レ知三諭教之變二氣質一也、故不レ致二開悟啓迪之戒一、知三其惡可二以懲一之、不レ知二幼孩漸洽之訓一、而見二其惡一始教戒切諫、譬如二木之初生、鳥之出一レ卵、其養習全在二此間一、既可レ把既可レ翔、則矯習竟無レ功、況人之有レ知、而薰二涵于惡習一、何有下容二受於諭教一之地上乎、然乃建立諭教、各不レ致二其道一、則有レ名而無レ實、終至下父子失二天倫一、天下陷中危亡上、其幾唯在二其初一而已矣、

雄略帝二十三年、秋八月庚午朔、丙子天皇疾彌甚、與ニ百寮一辭訣、握レ手歔欷、崩ニ于大殿一、遺ニ詔於大伴室屋大連與ニ東漢掬直一曰、方今區宇一家、烟火萬里、百姓艾安、四夷賓服、此又天意欲レ寧ニ區夏一、所以小レ心勵レ己、日愼ニ一日一、蓋爲ニ百姓一故也、臣連伴造毎日朝參、國司郡司、隨レ時朝集、何不下罄ニ竭心府一誡勅慇懃上、義乃君臣情兼ニ父子一、庶藉ニ臣連智力内外歡心一、(一)欲レ令ニ普天之下永保安樂一、不レ謂遘疾彌留至ニ於大漸一、此乃人生常分、何足ニ言及一、但朝野衣冠未レ得ニ鮮麗一、教化政刑、猶未レ盡レ善、興レ言念レ此唯以留レ恨、今年踰ニ若干一不ニ復稱ヒ夭、筋力精神一時勞竭、如レ此之事本非レ爲、止欲レ安ニ養百姓一、所ニ以致ヒ此生子孫誰不レ屬レ念、既爲ニ天下一事須レ割レ情、今星川王心懷ニ悖惡一行闕ニ友于一、古人有レ言、知レ臣莫レ若レ君、知レ子莫レ若レ父、縱使星川得レ志共治ニ家國一、必當下戮辱遍ニ於臣連一酷毒流中於民庶上、夫惡子孫已爲ニ百姓一所レ憚、好子孫足ニ堪負ニ荷大業一、此雖ニ朕家事一理不レ容レ隱、大連等民部廣大充ニ盈於國一、皇太子地居ニ上嗣一、仁孝著聞、以其行業堪レ成ニ朕志一、以レ此共治ニ天下一、朕瞑目何所ニ復恨一

臣謹按、是顧命之禮也、凡人君崩ニ于正殿一者、禮之正也、況切切顧命、專以ニ天下一爲レ任、以ニ百姓一爲レ心、以ニ死生一爲レ常、歸ニ功於大臣一、爲ニ億兆一發ニ其子之惡一、以

(一) 原文は藉ニ臣連智力一内外歡心と讀ませあるも誤なるべし

垂ニ戒於後嗣一、其義深哉、蓋死生之際者、人倫之所ニ甚重一也、故 天神臨レ訣、以有ニ拳拳之 神勅一、今 帝垂レ絕之言、經レ遠保レ世之謀及レ此、以不レ崩ニ於婦人女子之手一、讀ニ此章一以至レ此、則未ミ嘗不ニ措レ卷歎一ニ之、吁 帝所ミ以爲ニ雄略一、宜哉、（以上、謂ニ顧命之禮一）

神武帝七十有六年、春三月甲午朔、甲辰天皇崩ニ于橿原宮一、時皇太子、孝性純深悲慕無レ已、特留ニ心於哀葬之事一焉、其庶兄手研耳命行年已長、久歷ニ朝機一、故亦委レ事而親之、然其王立操厝懷、本乖ニ仁義一、遂以ニ諒闇之際一、盛福自由、苞ニ藏禍心一、圖レ害ニ二弟一、

亙謹按、是諒闇之禮也、夫父子者、天性也、臨レ終者、永訣也、以ニ天性之親一、至ニ永訣之期一、是哀葬之情所ニ以不ヒ得レ已也、以ニ不レ得レ已之誠一、從ニ其情一、則無レ不レ至、故聖人立ニ其制一、中ニ其過不及一、是禮所ニ以由行之一也、此時未レ有ニ喪哀之制一、然 神聖既建ニ其極一、則此禮亦可ニ類推一ニ之、故史官以ニ諒闇一書レ之也、手研耳命爲ニ其貪一、忘ニ父子之親一、失ニ兄弟之友一、竟至レ亡ニ其身一、不孝不義之至、父既措レ之、天既顚レ之、可レ不レ鑒乎、此後至ニ 孝德帝一、葬哀之禮始定、及ニ 文武帝一大定、天下皆因レ焉、蓋喪服之禮者、愼レ終之道、子弟所レ可レ盡ニ其實一、悉在レ此、可レ盡而不レ盡レ之者、孰

不レ可レ忍也、然俗不レ正教不レ詳、則皆事二於苟且一、貴二於異教一、各任二其意一、遂不レ得二其中一、故往古　神聖所レ建之法、亦混淆以不レ明、豈不レ歎乎、（以上、謂二葬喪之禮一）

神武帝二年、春二月甲辰朔、乙巳天皇定レ功行レ賞、賜二道臣命宅地一、居二于築（坂）城邑一、以寵異之、亦使三大來目居二于畝傍山以西川邊之地一、今號二來目邑一、此其緣也、以二珍彥一爲二倭國造一、（珍彥、此云二于砮毗故一）又給二弟猾猛田邑一、因爲二猛田縣主一、是菟田主水部遠祖也、弟磯城名黑速爲二磯城縣主一、復以二劔根者一爲二葛城國造一、

一書曰、此時天兒屋根命孫天種子命專主二祭祀事一、是乃執二朝政一之儀也、

臣謹按、是封二功臣一、立二官職一之初也、

崇神帝十年、秋九月、命二四道將軍一、

臣謹按、是立二武官一之初也、

景行帝五十一年、秋八月己酉朔、壬子命二武內宿禰一爲二棟梁之臣一、

臣謹按、是以二大臣一、爲二棟梁之臣一也、成務帝朝初號二大臣一、仲哀帝朝、有二大連之號一、大臣大連相並知二天下之政一、

成務帝五年秋九月、令二諸國一以二國郡一立二造長一、縣邑置二稻置一、

臣謹按、是立二國郡守司一之始也、初有二國造縣主之號一、未レ致二其職掌一、及レ此撰二其器一、以授二其官一也、

推古帝十一年、十二月戊辰朔、壬申始行二冠位十二階一、

孝德帝大化五年、春正月始置二八省百官一、

臣謹按、是立二百官一之始也、先レ是雖レ有二群臣百寮諸卿有司之名一、未レ致二其職掌一、至レ此置二八省百官一、始群臣之職分定、天下知二其禮一、及二 文武帝一撰二律令一、大定二官位職員一、其後損益相續、而萬世襲レ之、以爲二準據也一、蓋立官者、治平之道、而有二其事一則不レ無二其職一、有二其職一則不レ無二其官一、有二其官一則不レ無二其位一、是有レ物必有レ則也、既立レ官設レ位、則其道其禮未三嘗不二正之也、竊按、官惟百、而所二其統一在二文武之二職一、文以守レ禮、武以糾レ違、故草業乃以二武臣一立二其功一、守成乃以二文臣一正二其禮一、文武互レ根、先後以レ時、而輔二佐於一人一、是乃往古 神聖所下以遺二經津主神健雷神一平二諸不順者一、命二二神一侍二 天孫一、且先中天忍日命上也、故 神武帝封二賁道臣命饒速日命一、令下天種子命天富命以爲中左右上、歷代因循以重二此二職一也、夫有二土地一則立二其司一、有二人民一則建二其長帥一、有レ物則設二其司一、有レ事則命二其職一、而置レ師

以教二其道一、立レ監省二其務一、以糾二其禮一記二其事一、垂二法於萬世一、期二治平於天下一、是乃立官之禮也、官立位定、則百寮有司及四民之制、其禮自正、因二官位一從二尊卑一、以制二家宅衣服一、設二飲食器用一、定二交際言語之法一、正二冠昏喪祭之禮一、擧二三綱一而明二明德一、立官之義其用大哉、否乃官空設位虛名、非二其人一而貪二其職一、無二其功一而居二其高一、於レ玆百官大紊職掌日違、猶三桃梗土偶附二金蟬貂一、故天下之禮混二于上一、而四民僭二紊于下一、豈往古　神聖之心乎、（以上、謂二立官之禮一）

神武帝辛酉年春正月庚辰朔、天皇卽三帝一位於橿原宮一、是歲爲二天皇元年一、故古語稱之曰、於二畝傍之橿原一也、太二立宮柱於底磐之根一、峻二峙搏風於高天之原一、而始馭天下之天皇、號曰二神日本磐余彥火火出見天皇一焉、初天皇草二創天基一之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥二大來目部一、奉二承密策一、能以二諷歌倒語一、掃二蕩妖氣一、倒語之用始起二乎玆一、

臣謹按、是朝儀賀二正旦一之始也、是歲卽位之元年故有二正月之賀一、而雖レ不レ同三後世歲首行二朝賀禮一、賀二正旦一始二于此一、是乃朝儀之禮也、凡朝儀者、朝廷之禮儀也、朝廷以二天地一立二其基一、天下以二朝廷一爲二標準一、朝廷之威儀在二以嚴正一也、凡　王朝禮、有二年中行事一、有二恆例一、有二臨時一、有二每月禮一、有二公侯朝聘禮一、有二饗燕禮一、有二巡

守田獵大射禮一、有二神社祭禮一、而以二歲首慶賀禮一爲二大儀一、正月者、一年之始、歲序更レ端、萬物惟新之節、臣子畢朝會拜賀、奉二其慶一、信義之當レ然也、蓋朝儀不レ一、代代　聖主或追二其例一慕二其風一、或新立二其儀一、斟二酌其制一、而后悉備、其間多有二習俗之儀一、以因循來、又足レ存二禮之大意一也、竊惟、朝賀者、臣子拜二慶　宸儀一之禮、否乃臣子之情不レ可レ安、故一月有二朔望晦之禮一、其間又有二大朝賀之節一、群臣悉致二敬於　君上一、以奉二祝頌一、是臣子之分定也、宴會者、君上賜二宴於群臣一也、有レ饗焉、有レ食焉、有レ燕焉、此所三以上下交君臣和、德業成相親愛一也、故以二朝賀一嚴二尊卑之禮一、以二燕會一和二上下之情一、故由二朝賀一正二其威儀一、因二燕會一作二其風雅一、外則以觀二禮容一、內則以廣二恩惠一、然乃非二徒威レ之儀上之、非二徒飲之食之一、皆所下以訓二恭儉一示中惠慈上也、夫　王朝之儀、載粲二然于舊紀一、然能致二其事物一、以正二其儀一、乃其禮大成可レ啓二朝儀之實一、後世必二外朝之例一、以附二會　中國之禮一、尤不正之至也、（以上、謂二王朝之儀一）

素戔嗚尊昇レ天之時、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴呴、此則神性雄健使二之然一也、天照大神素知二其神暴惡一、徑（詰）詰問焉、素戔嗚尊對曰、吾元無二黑心一、于レ時天照大神復問曰、若然者將何以明二爾之赤心一也、對曰、請與レ姊共誓、夫誓約之中（誓約之中、此云二宇氣譬能美難爾一）必當レ生

レ子、如吾所生是女者、則可ニ以一爲有ニ濁心一、若是男者則可ニ以一爲有ニ淸心一、

臣謹按、是　神代之誓約、乃後世誓盟之禮也、凡誓者、所下以明ニ己之信一解中人之疑上也、事物之間或未ニ嘗無ニ其疑一、解レ疑之道在下誓約祈ニ鬼神一期中信於幽冥上、故　天神許レ誓以明ニ其淸濁之心一也、後世因レ之終有ニ誓盟之禮一、蓋誓者、唯以ニ言辭一請ニ神祇一、而約ニ其信一也、盟者、以レ物證ニ其事一、直決ニ其信僞一、遠請ニ神明一、歃レ血載書之、其禮嚴ニ於誓一也、猶下湮納レ釜煑沸攘レ手探ニ湯湮一、燒ニ斧火色一置ニ于掌一、是曰中盟神探湯上、（盟神探湯、此云ニ區訶陀智一）及ニ後世一、有下作ニ載書一歃レ血告ニ神祇一之禮上也、（孝德帝即位、召ニ集群臣一、盟ニ告天神地祇一曰、天覆地載、帝道唯一、而末代澆薄、君臣失レ序、皇天假ニ手於我一、誅ニ殄暴逆一、今共瀝ニ心血一、而自レ今以後君無ニ二政一、臣無レ貳レ朝、若貳ニ此盟一、天災地妖、鬼誅人伐、皎如ニ日月一也、）人皆非ニ聖賢一、有レ信有レ僞、有レ直有レ曲、有ニ正不一レ可レ疑、有ニ奸不一レ可レ無レ疑、是天下之通情也、神聖之教、通ニ人情事變一詳致ニ其道一、故起ニ端於此一、垂ニ戒於後一、言以結レ之、明神以要レ之、天下之疑惑忽解、而事物之大義可ニ決行一之、否乃、人人可レ存レ疑、戸戸可ニ各辨一、今襲ニ誓盟之禮一、信僞曲直一擧而歸ニ于道一、其爲レ禮大哉、或疑、君子屢盟、亂是以長、作レ誓而民始畔、作レ會而民始疑、愚謂、聖人之道、能從ニ天下之人情一、故無レ偏無レ倚、徒杠輿梁成、而后民不レ病レ涉レ水、盟誓以約、而后民可レ免ニ其疑一、每レ人而試レ之、日亦不

左傳廿九云、子貢曰、盟所ニ以周一レ信也、故心以制レ之、玉帛以奉レ之、言以結レ之、明神以要レ之

詩巧言篇云、君子屢盟亂是以長、檀弓魯人周豐曰、殷人作レ誓而民始畔、周人作レ會而民始疑

孟子離婁下曰、子産聽ニ鄭國之政一以ニ其乘輿一濟ニ人於溱洧一、孟子曰、惠而不レ知レ爲レ政、歲十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未レ病レ涉也、君子平ニ其政一行辟レ人可也、焉得ニ人人而濟上レ之、故爲レ政者、每レ人而悅レ之日亦不レ足矣

レ足矣、然盟誓必有レ禮、用レ之不レ以レ禮、民畔而不レ恥、何必誓盟乎、凡知也仁也、不レ致ニ其道一、猶不レ如ニ荑稗一、專要レ神屢盟、是用レ之不レ以レ禮也、如ニ周豐言一、過而無レ徵、何足レ取レ之乎、（以上、論ニ誓盟之禮一）

（孟子告下云、五穀者種之美者也、苟爲レ不レ熟不レ如ニ荑稗一、夫仁亦在ニ乎熟一レ之而已矣）

（左傳襄九年、要盟無レ質神弗レ臨也）

推古帝十五年、秋七月戊申朔、庚戌大禮小野臣妹子遣ニ於大唐一、以ニ鞍作福利一爲ニ通事一、十六年夏四月小野臣妹子至レ自ニ大唐一、唐國號ニ妹子臣一曰ニ蘇因高一、即大唐使人裴世清下客十二人、從ニ妹子臣一至ニ於筑紫一、遣ニ難波吉師雄成一、召ニ大唐客裴世清等一、爲ニ唐客一更造ニ新館於難波高麗館之上一、六月壬寅朔、丙辰客等泊ニ于難波津一、是日以ニ餝船三十艘一、迎ニ客等于江口一、安ニ置新館一、於レ是以ニ中臣宮地連磨呂、大河內直糠手、船史王平一爲ニ掌客一、爰妹子臣奏之曰、臣參還之時、唐帝以レ書授レ臣、然經ニ過百濟國一之日、百濟人探以掠取、是以不レ得レ上、於レ是群臣議之曰、夫使人雖レ死之、不レ失レ旨、是使矣何怠之、失ニ大國之書一哉、則坐ニ流刑一、時天皇勅之曰、妹子雖レ有ニ失レ書之罪一、輙不レ可レ罪、其大國客等聞之亦不良、乃赦之不レ坐也、秋八月辛丑朔、癸卯唐客入レ京、是日遣ニ餝騎七十五疋一而迎ニ唐客於海石榴市衢一、額田部連比羅夫以告ニ禮辭一焉、壬子召ニ唐客於朝庭一、令レ奏ニ使旨一、時阿倍鳥臣物部依網連抱二人爲ニ客之導者一也、於レ是大唐之國信物

置二於庭中一、時使主裴世淸親持レ書兩度再拜、言二上使旨一而立之、其書曰、皇帝問二倭皇一、使人長吏大禮蘇因高等、至具レ懷、朕欽承二寶命一、臨二仰區宇一、思三弘二德化一、覃二被含靈一、愛育之情無レ隔二遐邇一、知下皇命(介)二居海表一撫二寧民庶一、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠修二朝貢一丹欵之美、朕有レ嘉焉、稱(稍)暄比如レ常也、故遣二鴻臚寺掌客裴世淸等一、稍宣二往意一、幷送レ物如レ別、時阿倍臣出(庭)進以受二其書一而進行、大伴嚙連迎出承レ書、置二於大門前机上一而奏之、事畢而退焉、是時皇子諸王諸臣悉以二金髻華一著レ頭、亦衣服皆用二錦紫繡織及五色綾羅一、(一云、服色皆用二冠色一)丙辰饗二唐客等於朝一、九月辛未朔、乙亥饗二客等於難波大郡一、辛巳唐客裴世淸罷歸、則復以二小野妹子臣一爲二大使一、吉士雄成爲二小使一、福利爲二通事一、副二于唐客一而遣之、爰天皇聘二唐帝一其辭曰、東天皇敬白二西皇帝一、使人鴻臚寺掌客裴世淸等至、久憶方解、季秋薄冷、尊何如、想淸念(悆)、此卽如レ常、今遣二大禮蘇因高大禮乎那利(雄成)等一、往謹白不レ具、

一書曰、群臣議曰、妹子懈怠失二蕃國表一、罪合二流刑一、具レ狀聞奏、天王(皇)問二聖悳(德)太子一、太子奏曰、妹子之罪寔不レ可レ寬、然修レ好善レ隣、妹子之功也、加以二隋國使共來一、思復如何、天皇大悅、免レ罪、又曰、隋帝書曰、皇帝問二倭皇一云云、天皇問二太子一、

曰、此書如何、太子奏曰、天子賜二諸侯王一書式也、然皇帝之字、天下一耳、而用二皇字一、彼有二其禮一、天皇召二太子以下一、而議二答書之辭一、太子握レ筆書レ之曰、東天皇敬問二西皇帝一、云云、帝謹白不具、（通鑑綱目集覽曰、隋煬帝大業四季戊辰、三月倭國入貢、倭王遣レ書曰、日出處天子、致二書日沒處天子一無レ恙、）

臣謹按、是修二隣好一之始也、隣者、何、可二以相對一也、修レ好者、何、氣候水土人物事義、可二以好一之、可二以通一之也、同氣相求、同類相應、金終止二于山一、玉終入二于水一、各從二其類一、天之道也、天地之博、宇宙之渺、泛泛乎此州嶋、唯外國一二事義於　中華一、故修レ好善レ隣、猶二石水相投膠漆相入一、千載之　神聖、一日遇之、萬里之遠波、一葦航之、自レ是隣交之道大啓、互相聘禮、外朝之經典、廣行二于世一、人人知二聖賢之事迹一、文字言語之用不レ乏、大補二　中國之治平一、是風從レ虎雲從レ龍、所二以雲行雨施、品物大成一也、善レ隣之時、其賚不レ懿乎、蓋以二國之大小一、則彼大也、以二人治之遠近一、則彼遼也、土地廣、故人物衆庶也、治平遼、故事義無レ疆、當時初制レ書以三東天皇敬問二西皇帝一、唯非二太子大手筆一、其志氣洪量、能知レ所三以本朝　爲二中華一也、夫外朝其地博而不レ約、治教盛則所レ畫惟泛、守文不レ明、則戎狄據レ之、吳越荊楚之僭列二諸侯一、平王之東二遷於洛一、或割二十六州一以賂二契丹一、或退二臨安一稱二

臣於讎虜一、皆是所レ逼二於戎狄一也、是一大土中畫レ地築レ城、以立二封域一、接二境於四夷一也、故天下之勢、或袤二南北一、而東西蹙、或東西長而縮二南北一、或有二九州十二州一、或以二十道二十三路一、而經畫不レ一、王統數易レ姓、是博而不レ約之失也、人主治世之來久、治亂盈虛大變、人心悉澆訛、春秋之時去レ古未レ遠、而亂臣賊子弑二君父一猶レ薙レ草、大臣世臣行二妖事一、猶二禽獸一、是非二治道變化微言日隱之失一乎、唯　中國反レ之、卓二立于亘海一、封域自有二天險一、自二　神聖繼レ天立レ極爾來、四夷竟藩籬亦不レ得レ窺、　皇統連綿、與二天壤一無レ窮、況　神代之治悠久、　人皇之祚永算、今日之澆季、亦尚優二於周之末一也、（凡自二帝堯一至レ今四千有餘年、自二神武帝一至レ今二千三百餘年、自レ堯至二周末一殆二千餘年、）　雖レ言二若果澆訛一、當レ爲二鬼魅一、上古者人少而氣淳、治久人多則氣漓而人澆者、天地之數也、後世誠不レ及レ古遠矣、然乃人物亦不レ厚乎、且往古之　神化、　人皇之聖治、　神勅之明教、歷世之法令、知仁之行、威武之嚴、何事乏二乎外朝一、故與レ彼相對自稱二　皇帝一、修レ好善レ隣、更所二以不レ恥レ之也、或疑、高麗百濟新羅之來朝、亦不二修レ好善レ隣乎、愚謂、新羅王子來朝任那來貢、既在二　崇神垂仁帝之朝一、其後住吉大神賜二高麗百濟新羅任那等　譽田天（皇）王一、及二若櫻宮一壹戎衣而各面縛輿レ櫬封二圖籍一降、從下指二阿利那禮河一以誓請二神

唐太宗論二天下之治一、封德彝曰、三代以後人漸澆訛、云々、魏徵曰、若言二人漸澆訛不レ及二純朴一、至レ今應三悉爲二鬼魅一、寧可二復得而教化一耶、出二政要一政體篇一

日本紀十七繼體紀曰、夫住吉神初以二海表金銀之國高麗百濟新羅任那等一授二記胎中譽田天皇一、故大后氣長足姫尊與二大臣武内宿禰一、每レ國初置二官家一爲二海表之蕃屛一

祇一以盟、伏爲中飼部上、不レ乾二船柂一、每歳不レ絶二朝貢一、初每レ國置二官家一、爲二海表之蕃屛一、自レ是歷代以二子弟一爲レ質、常朝貢、否乃征伐以懲二不庭一、然是海外之諸蕃、皆爲二 中國之屬一、唯外朝可三以通二レ信而已、諸蕃不レ足レ稱レ隣、 中華終不レ行二聘禮於彼地一、厚レ往薄レ來以柔二遠人一懷二外國一耳、或疑、外朝亦來聘乎、 愚按、推古朝隋煬帝遣二文林郎裴世淸來聘一、天智朝唐客郭務悰等來聘、其書曰、大唐帝敬問二日本國天皇一、天武朝郭務悰又來聘、其後 中朝置二遣唐使一、通二信於外朝一、然外朝之書簡多以二諸侯王一、世衰人訛、以レ此爲レ足、其失何在乎、唯造二端於記誦文字之俗儒一、以至三我國之不レ知レ爲二我國一、噫輕二家雞一愛二野雉一、何德之衰乎、以上、論二善隣之禮一

應神帝二十八年、秋九月高麗王遣レ使朝貢、因以上レ表、其表曰高麗王敎二日本國一也、時太子菟道稚郎子讀二其表一怒之、責二高麗之使一以三表狀無二レ禮、則破二其表一、

臣謹按、是正二表狀之禮一也、凡太子讀二外朝之典籍一、在レ此十五年、然乃外朝之文字相通未レ遠、而太子之聰明雖レ莫レ不二通達一、 中州非二同氣相應一、如何速得二弘文之盛一乎、高麗者我屬國、而表狀無禮、太子破レ表責レ使、其嚴如レ此、志氣德量、可二幷按一也、

履中帝四年、秋八月辛卯朔、戊戌始之於二諸國一、置二國史一、記二言事一達二四方志一、

臣謹按、是置二國史一之禮也、

推古帝十二年夏四月丙寅朔、戊辰皇太子親肇(作)二憲法十七條一、

臣謹按、是作二憲章之書一初也、

十六年、聘二唐帝一、其辭曰、東天皇敬白二西皇帝一、(詳見下論二善隣之禮一條上)

臣謹按、是　詔書之禮也、此後公式之禮大行、賜二新羅王渤海王於　璽書一、以二　天皇敬問二其國王一、是乃　天子賜二諸侯王一書禮也、凡文辭命令者、國家之大禮也、因二文字言辭之褒貶一、以存二尊卑親疎之禮一、為二後世國史之例一、草創討論潤色之義、更不レ可レ忽也、

二十八年、皇太子嶋大臣共議之、錄二天皇記及國記臣連伴造國造百八十部、并公民等本記一、(蘇我稻目宿禰之子馬子家二於飛鳥河之傍一、乃庭中開二小池一、仍興二小嶋於池中一、故時人曰二嶋大臣一)

臣謹按、是為二　皇記國記本記一之始也、孝德帝四年有二鞍作之事一、(蘇我臣入鹿更名鞍作)父蘇我臣蝦蛦臨レ誅、悉燒二　天皇記國記一、船史惠尺卽疾取二所レ燒國記一、而奉二中大兄一、(天智帝也)此時往古之典籍、悉燒失之、其後　天武帝詔二群臣一、令レ記二定帝紀及上古諸事一、命二

蝦蛦者稻目之弟也

境部連石積等一、更肇俾レ造ニ新字一部四十四卷一、自レ是連綿典籍日造、文書大行ニ于世一、然　中國往古之實記入ニ于火一、舊紀不レ明、唯摘ニ灰殘之燼竹一、以間存ニ此往事一、亦足レ爲ニ萬世之戒一、吁惜乎、或疑、言語文字、愚謂、人既有ニ口舌一、則有ニ音聲一、故情之所レ發、自有ニ言語一、有ニ言語一則終有ニ文字之象一、其直出曰レ聲、有ニ曲節一曰レ音、其形象可ニ以通一曰レ字、其條理有レ節曰レ文、共是天地人物、自然之勢也、豈唯　中國外朝乎、四夷之侏離、禽獸之嗥喁、亦然、直不レ得ニ其正一而已、往古　神聖既有ニ唱和嘖讓誓約之義、太玉命之稱讃、天兒屋命之太諄辭一、況　天神之聖勅乎、至下素戔嗚尊於ニ稻田姫一也、彥火火尊於ニ豐玉姫一也、　神武帝之御謠、道臣命之諷歌上、乃有レ章有レ句有レ文有レ藻乎、夫文字之作也、因ニ其言語音聲一、象ニ其事物之形義一、造ニ端於其始一、修飾楷模、備ニ完於其後一、蓋往古有ニ假名字一、（俗、曰ニ伊呂波一）是乃文字之父母、言語之音象也、以通ニ其事一以表ニ其情一、後世因循增益爲ニ千變萬化之文字一、爲ニ天下之用一、音聲之委曲婉轉也、人情之精微幽玄也、莫レ不ニ繕寫而盡一之、及ニ　應神帝一、外朝之文字相通、字畫規楷、殆類ニ　中華之文字一、五音之平上去入、亦不レ異ニ於此一、和漢之字相通用、譯ニ外國一以ニ漢字一、詳ニ言語一以ニ倭訓一、然乃　中華之文字、其實在ニ倭字一、以ニ

倭漢字二互相用、以爲二天下之利一也、或疑、今所レ用之文字、皆外國之文字、不レ知上古之文字、何有二形象一乎、愚謂、凡文字之制、必與レ時變化、往古之文書、鞍作亂悉爲レ灰、其時既不レ可レ知レ之、況後世乎、且外朝之文字相通爾來、文學之史生留學之博士、專好二外書一、所二其記一所二其言一、悉用二漢語一、是倭漢之事義筆畫、互相因也、鯛鯔年魚堅魚鰤魚、爲レ魚也、柀椎梶櫻楓、爲レ木也、或不レ同二外朝之字義一、或外書無二其字一之類、甚多、皆國俗之制也、或疑、然乃何無二中國之字編一乎、愚謂、外朝與二中國一一二天地之氣候一、同二神聖之揆一、而人物事義、殆不レ異、漢語之相襲、猶二水流レ濕火就レ燥、少頃天下之人人皆倭字漢字相用、不レ異下外朝治平之遼遠、人物之敏二其事一、文書史編字畫悉致セ之、故　中州乃因レ之以補益來、是措二其短一就二其長一之道也、竊按、往古以レ人訓二ノ乀一、ノ音滅、乀音弗、今日二比登一者、蓋音訛也、以レ民訓二田民一、今日二多美一者、蓋音訛也、以レ日訓レ緋、取二其色之赤一、以レ月訓レ續、續者、次レ日之義也、以レ星訓二眸子一、象二眼裏之眸子一、以レ深、訓二不可測一、以レ淵、訓二不知一、以レ聖、訓二非塵一、以レ佛、訓二浮屠家一、以レ楮、訓二穀樹一、以レ飛訓二搏風一、及田多與レ天、音相通、塵訓二知里一、蓋里者音訛而知武也、河訓二加和一、蓋和者音訛而加也之類、或用二字義一、或用二其音一、而自與二外朝之文字一相通之屬、不レ可二枚擧一也、夫外朝之古、鳥迹以代二結繩一、科斗以代二鳥形一、

篆籀以代二科斗一、隷書以代二篆籀一、而後草書飛白之類、相續起、漢時去レ周未レ遠、而科斗之文字、人不レ得レ解レ之、然乃上古近代、字畫之不レ同、外朝尙爾、況武后作二圀字一也（國字） 昌黎作二猣字一、（音敎上聲、收レ錢了訖） 庵隋唐作レ奄、十唐音爲二平聲一、（唐詩爲二平聲一、音當レ爲レ讓、謂二之長安語音一、否則詩不レ叶、） 廉纚六字梵音、詩人用レ之、（六伊字、佛書用レ之、唐王維詩、三點成レ伊猶有レ想、） 絣字無レ之、升庵用レ之、（絣、字書無レ之、楊升庵有二絣巾之義一、）有レ字、無レ音無レ義、如レ此之類、尤多、故經史有二不レ出之字一、音義有二不レ可レ知之字一、或有二奇字近作一、或有二釋梵俗字一、或有二叶韻假借一、然外朝文字之祖、以レ易爲レ本、以二倚偶一爲レ畫、以二形事意聲一爲レ體、只日趨二便簡一、字楷失二古意一、豈字畫之爾乎、事物之修飾、不レ以二其道一、則其實泯沒、而失二其古一、可二併案一也、或疑、因レ此則文學必以二外朝一爲レ長乎、愚謂漢語之文學者、不レ倚二外朝一不レ可レ知レ之、故　推古帝修レ好善レ隣之後、外國通信不レ已、置二留學生一以令レ講二肄漢語一、外朝之典籍無レ不レ來、至三其如二吉備眞備阿倍仲滿一與二盛唐文人詩仙一、相並不レ愧、其慕レ風繼レ塵相與者、世世不レ乏レ人、詩賦文章之集以爲レ卌、亦何異二乎彼一矣、抑文學者我文學而不レ必レ彼、大底　朝廷之紀錄史書　勅集、皆假二借漢字一訓二倭語一也、其間專有レ以二漢語一、有二倭漢相襍一、有レ以二倭字一、如二日本書紀萬葉集古今集一及六條宮以二眞字一模二謄伊勢物語一

嘗爲長訓二倭語一諺二說貞觀政要一是也、不レ知二　中朝之文學一、而學二漢文一、猶二未レ能レ事レ人問レ事二鬼神一矣、或問、書畫亦有二　中朝之法一乎、愚謂、既有二文字一則未三嘗無二模楷一、上古之事迹今不レ可レ知之、中古以來、眞行艸之精秀、或入二于神一、或入二于聖一、鬼神亦感之、木石亦動之、其勢飛二於龍鳳一、其機通二於未然一之輩、相續連綿、各興二一家之風一、又相二並於外朝一、故藤道長藤佐理及野人若愚之善レ書之稱、見二彼國之書一、況畫手之妙、更不レ愧二于彼一也、凡文字之形象日變其壯二于觀一者、殆失二古意一、筆資之縱レ意、點楷之任レ手、凌雲垂露之逞、可是可而字畫所二繇參差一、俗字所二由興起一也、外朝善レ書者亦然、字變爲レ楷、大背二古體一而鍾繇王羲之以レ善レ楷名レ家者、吁修飾之禮、非二君子一不レ可レ得二其實一也矣、（以上、論二文書之禮一）

素戔嗚尊之爲行也、甚無狀、天照大神由レ此、發慍乃入二于天石窟一、閉二磐戸一而幽居焉、故六合之內、常闇而不レ知二晝夜之相代一、于時八十萬神、會二合於天安河邊一、計二其可レ禱之方一、故思兼神深謀遠慮、遂聚二常世之長鳴鳥一、使二互長鳴一、亦以二手力雄神一立二磐戸之側一、而中臣連遠祖天兒屋命忌部遠祖太玉命、掘二天香山之五百箇眞坂樹一、而上枝懸二八坂瓊之五百箇御統一、中枝懸二八咫鏡一、（一云、眞經津鏡、）下枝懸二靑和幣（和幣、此云二尼枳底一）白和幣一、相與

致二其祈禱一焉、又猨女君遠祖天鈿女命則手持二茅纏之矟一、立二於天石窟戸之前一、巧作俳優、亦以二天香山之眞坂樹一、爲レ鬘、以レ蘿（蘿、此云二比舸礙一）爲二手繦一、（手繦、此云二多須枳一）而火處燒覆槽置、（覆槽、此云二于該一）顯神明之憑談、（顯神明之憑談、此云二歌牟鵝可梨一）是時、天照大神聞之而曰、吾比閉二居石窟一、謂當豐葦原中國必爲二長夜一、云何天鈿女命嚧二樂如此一者乎、乃以二御手一細二開磐戸一、窺之、時手力雄神則奉二承天照大神之手一、引而奉出、於是中臣神忌部神則界二以端出之繩一、（繩亦云二左繩端出一、此云二斯梨倶梅(一)儺波一）乃請曰、勿復還幸、然後諸神歸二罪過於素戔嗚尊一、而科之以二千座置戸一遂促徵矣、

一書曰、其物既備、掘二天香山之五百箇眞賢木一、（古語、佐禰居自能禰居自）而上枝懸レ玉、中枝懸二青和幣白和幣一、令二太玉命捧持一稱讚、亦令二天兒屋命相副祈禱一、又令下天鈿女命以二眞辟葛一爲レ鬘、次蘿葛爲二手繦一、（蘿葛者、比可氣）以二竹葉飫憩木葉一爲二手草一、（今、多久作）手持中著鐸之矛上、而於二石窟戸前一、覆誓槽、（古語、宇氣布禰、約誓之意）擧二庭燎一巧作俳優、相與歌舞、於レ是天照大神中心獨謂、此吾幽居、（比）天下悉闇、群神何由如レ此之歌樂、聊開レ戸而窺之、云云、當二此時一、上天初晴、衆倶相見、面皆明白、伸レ手歌舞、相與稱曰、阿波禮、（言二天晴一也）阿那於茂志呂、（古語、事之甚切、皆稱二阿那一、言衆面明白也、）阿那多能志、（言伸レ手而舞、今指二樂事一、謂二之多能志一、此意也、）阿那佐夜憩、（竹葉之聲也、）飫憩、（木名

(一) 悔、一本梅に作る

也、振二其葉一之詞也、　爾乃二神、俱請曰勿二復還幸一、

臣謹按、是聲樂歌舞之禮也、此後火闌降命爲二俳優一、道臣命奉二承密策一能以諷歌、皆樂之一事、而竟定二呂律一、制二樂器一、立二曲調一、習二舞節一、各制二作一代之樂一也、蓋樂者、人心之和悅也、中有二和樂（音洛）之實一、則外有二飾文之事一、是爲二情文之稱一、既有二飾文之事一、則音聲以發、手舞足蹈、於レ此考二五聲一合二八音一、分二六律六呂一、節二文其七情一、以正二其聲容一、皆聖人發二其端一、待二其人一以令レ成二其道一也、凡禮者、正而嚴也、樂者、和而安也、禮者、所三以節二於人情一也、樂者、所三以樂二於神人一也、故事二神祇一和二上下一、育二人才一養二性情一、莫レ大二於樂一、樂、非二獨喜一、衆相會以成二其樂一、（音洛）其制不レ備、則不レ得、是重二其本一而未三嘗遺二其末一、盡二其實一而未三嘗舍二其文一也、徒有二其物一而無二其道一、則非下成二教化一之實上、徒言二其德一而無二其制一、則非下感二神人一之全上、聖人制レ樂、又思下與二四海一共レ之百世傳上レ之、豈本末偏廢乎、神代因二思兼神之慮一、其所レ制之道大備、故　神亦感レ之、其功效廣大深切可二以見一之也、此後樂之制日備、風雅頌以正之、有二神樂一以事二神祇一、有二樂舞一以和二上下一、有二催馬樂風俗一、以知二天下之俗一、或有二四夷之樂一、或有二雜藝今様一、以示二教化之德一、以發二和樂（音洛）之實一、況呂

律樂府之詳、樂器之名物珍奇、伶人之通ニ音律ー、舞曲之感ニ鬼神ー、更不レ之ニ其人ー也、

素戔嗚尊遂到ニ出雲之淸地ー焉、（淸地、此云ニ素鵝ー）乃言曰、吾心淸淸之、（此今呼ニ此地ー曰レ淸）於ニ彼處ー建レ宮、時素戔嗚尊歌之曰、夜句茂多菟、伊都毛夜覇餓岐、菟磨語味爾、夜覇餓枳（一）菟俱盧、贈廼夜覇餓岐廻、

臣謹按、是詠歌之始也、初　二神既有ニ唱和ー爲ニ憙哉之辭ー、是乃雖ニ歌曲之父母ー、未レ及ニ章句ー、至レ此三十一字相備、爲ニ萬世詠歌之基ー、此後下照姬之夷曲、彥火火尊之擧歌、及ニ　人皇ー此道日隆、而以至下動ニ天地ー感ニ鬼神ー和ニ上下ー正ニ人倫ー通中事物之情上、是乃樂律之其一也、蓋內因ニ七情之蘊ー、外發ニ其言辭ー、以述ニ其懷ー者、人情之道也、既有ニ言辭ー、則有レ章有レ句、有ニ章句ー以可レ詠之、則有ニ諷而託ー之、（曰ニ諷歌ー、乃外國之風也、）有ニ陳而直ー之、（曰ニ加會倍歌ー、乃外國之賦也、）有ニ喩而比ー之、（曰ニ準擬歌ー、乃外國之比也、）有ニ起而引ー之、（曰ニ譬歌ー、乃外國之興也、）有ニ正而平ー之、（曰ニ正言歌ー、乃外國之雅也、）有ニ祝而壽ー之、（曰ニ祝歌ー、乃外國之頌也、）詞林言葉之繁、文海筆藻之廣、千變萬態、亦不レ出ニ此六義ー、波流分派、而天下皆詠歌、於レ此、柿本人丸山邊赤人獨ニ步於古今ー、神ニ仙于當道ー、朝廷、以レ之佐ニ教化ー、以レ之試ニ其賢愚ー、人臣、以レ之諷諫、以レ之表レ衷、鬼神以感之、人民以和之、所ニ其繫ー甚重、所ニ其基ー太深、而制ニ長歌短歌旋頭

（一）原本タツルと振假名あり

彥火火出見尊及豐玉姬贈答二首號曰ニ擧歌ー

日本武尊歷二常陸一至二甲斐國一、居二酒折宮一、時擧レ燭而進食、是夜以レ歌之問二侍者一曰、珥比麼利菟玖波塢須擬氏、異玖用加禰菟流、諸侍者不レ能二答言一、時有二秉燭者一、續二王歌之末一而歌曰、伽餓奈倍氏、用珥波虛々能用、比珥波苫塢伽塢云々

混本之類一、雜體又不レ少、況因二 二神之唱和一、上問下答之連歌、（日本武尊有二筑波之詠一、而秉レ燭者獻二九夜十日之答一、）洋洋乎盈レ耳、是 中國之文物、而猶二外國之詩一、代代之 勅撰、家家之別集、五車亦可レ折レ軸、且集二歌林之良材一、聚二詞海之浮藻一、文人筆二之書一、女史著二之冊一、豈三萬軸耳乎、及二後世一、漢語相通、外國之詩賦文章、亦大行二于世一、凡李翰林王右丞者、盛唐之詩人、天下稱レ之、而阿倍仲滿相並贈答唱和、陸龜蒙皮日休者、文人也詩人也、有二高致一有二聰悟一、而釋圓載交擬二金蘭一、如二仲麻呂一者、中國之一書生也、唐肅宗上元中擢二左散騎常侍安南都護一、累遷二北海郡開國公一、食邑三千戶、遂卒二於唐一、是人才不レ愧二於外朝一也、況吉備眞備博洽也、菅江之名二其家一、文藻詩集、及國史家集之廣布二於世一、以貴二洛紙之價一、豈立二外國之下風一乎、且詩文之入二于禪一、南禪信義堂（有二空華集一）相國津絕海（有二蕉堅藁一）少林岩惟肖（有二東海瓊華一）建仁派江西東福錬虎關（有二濟北集一）嚴東沼（有二流水集一）澤天隱三橫川（有二京華集一）及村庵月舟之等、各橫行而並馳、又不レ可二枚擧一也、或疑、先人曰、中朝之文士、發二名於外國一、粟田阿倍而已、然乃粟田阿倍之才賢二於吉備一乎、愚謂、粟田入唐武后賜二宴於麟德殿一、見二外國之史一、粟田眞人養老三年卒、無二遺行之可レ稱二於今一、仲滿雖レ播二名於外國一、中朝又無レ可レ知二其才一、吉備眞備入唐而詳二唐禮一、博

渉ニ經史一、以輔ニ佐　王化一、大興ニ儒風釋典之禮一、通ニ武義兵法一、以レ籌平レ賊、其功尤懿也、故自ニ從八位下一、轉ニ正二位右大臣一、改ニ下道一賜ニ吉備姓一、凡入唐之輩無レ可レ立ニ此上一、竊按、仲麻呂者、反レ之、夫雖ニ信美一、而非ニ吾土一者、人之情也、仲麻呂放ニ其還レ鄉不レ去、卒ニ於唐一、終不レ省ニ父母一、不レ輔ニ　王政一、家之葬禮有レ闕、又賜ニ其賻襚一、眷遇如レ此、而忘ニ其本一、豈是才之實乎、唐帝賞レ之、以ニ美官大祿一、外國之衰、亦可ニ并按一也、

神武帝東征於ニ菟田血原一、以ニ酒完(宍)一班ニ賜軍卒一、乃爲ニ御謠一之曰、（謠、此云ニ宇多預濔一）宇儾能多伽機珥、辭藝和奈破蘆、和餓末菟夜、辭藝破佐夜羅孺、伊殊區波辭、區旎羅佐夜離、固奈彌餓、那居波佐縻、多智曾縻(一)能未廼、那雞句塢、居氣辭被惠彌、宇破奈利餓、那居波佐縻、伊智佐介幾、未廼於朋雞句塢、居氣儾被惠彌、是謂ニ來目歌一、今樂府奏ニ此歌一者、猶有ニ手量大小、及音聲巨細一、此古之遺式也、

臣謹按、是謠歌之初也、夫謠者、無ニ章曲一、而是又詠歌之一體也、凡神樂催馬樂風俗所レ歌、皆是謠也、蓋外朝三百篇之詩者、中國之謠歌也、中州三十一字之歌者、外國之律詩也、五言七言之詩者、起ニ於漢一、康哉之歌出ニ于唐虞一、中朝之歌謠、共

(一) 一に歴に作る

造二端於　神代一、以隆二風於後世一、吁和二上下一通二人情一事二鬼神一之道、太備哉、以上、論二樂聲之禮一

以上論二禮儀之道一、臣謹按、禮者、則二天地一、順二人情一、考二事物一、致二其至誠一、省二其始終一之道也、儀者、正二威儀一、以修飾文章之謂也、禮立則儀行、故治二平於國家一不レ以レ禮、則猶下無レ衡無二繩墨一無中規矩上、其輕重曲直方圓、終不レ可レ知、定レ禮不レ以レ道、則猶二衡之不レ正、繩墨規矩之不レ明、誣レ之　以二奸詐一、亦不レ須レ得二其實一、五倫之大經、事物之周通、莫レ善二於禮一、禮不レ因レ儀不レ行、儀不レ本レ禮無レ誠、禮儀相因而后本立文成矣、儀禮之經二緯於天下一、其品節甚多、其條目數繁、故制二儀禮一審二修飾一、非二聖人一不二虛道一、非二　天子一不レ能レ盡、其用也、人有二親疎一、有二貴賤一、有二貧福一、有二男女一、有二長幼一、有二官位一、有二職掌一、其事之吉也凶也軍也賓也嘉也、其物之云二衣服一、云二飲食一云二家宅一云二用器一、其威儀文章之隆殺、豈容易乎、故天之道、地之義、民之行、無レ不レ以レ禮、　神聖垂二其端一以戒二萬世一、其旨不二亦大一哉、或疑、樂與レ禮相對、而今以レ樂屬レ禮、何乎、愚謂、樂亦儀之禮也、禮立則樂行、猶二天之在レ地、曰レ天則地在二其中一也、

## ○賞罰章

二神共生㆓日神㆒、此子光華明彩、照㆓徹於六合之內㆒、故二神喜曰、吾息雖レ多、未レ有㆘若此靈異之兒㆒、不レ宜㆔久留㆓此國㆒、自當㆘早送㆓于天㆒、而授以㆗天上之事㆖、故以㆓天柱㆒擧㆓於天上㆒、次生㆓月神㆒、其光彩亞レ日、可㆓以配レ日而治㆒、故亦送㆓之于天㆒、次生㆓蛭兒㆒、雖㆓已三歲㆒脚猶不レ立、故載㆓之於天磐櫲樟船㆒、而順レ風放棄、次生㆓素戔嗚尊㆒、此神有㆓勇悍以安忍㆒、且常以㆓哭泣㆒爲レ行、故令㆓國內人民、多以夭折㆒、復使㆓青山變枯㆒、故其父母二神、勅㆓素戔嗚尊㆒、汝甚無道、不レ可㆔以君㆓臨宇宙㆒、固當遠適㆓之於根國㆒矣、遂逐之、

臣謹按、是 二神賞レ善懲レ惡、不レ私之義也、蓋人情必有㆓喜怒㆒、有㆓喜怒㆒則有㆓好惡㆒、好惡必偏レ所㆓其私㆒、而不レ得㆓其至公㆒、則善惡混而不レ正、故雖㆓ 神聖㆒、亦未㆔嘗無㆓取舍㆒、取舍之道其分始㆓於親㆒、親以不レ私、則所㆓其及㆒可㆓以知㆒也、今欲レ命㆓中州之主㆒、而於㆓其四子㆒、其名分之嚴、其取舍之正、是乃萬世賞罰之源也、

天神遣㆓經津主神武甕槌神㆒、使レ平㆓定葦原中國㆒、於レ是大己貴神薦㆓岐神於二神㆒、故經津主神以㆓岐神㆒爲㆓鄉導㆒、周流削平、有㆓逆命者㆒、卽加斬戮、歸順者仍加褒美、

臣謹按、是賞罰之始也、凡賞刑者、齊其過不及之道、而勸導人於善、懲示惡於人之事也、人之氣質不同、俗之風教不正、則或習惡而爲恆、或以暴逆爲業、故刑以威之、罰以懲之者、君子所以愛之、而非惡勢以害焉、不刑賞以御之、則善惡不明、君子之道消、小人之道長、可不愼乎、（以上、賞罰之義）

大物主神及事代主神乃合八十萬神於天高市、帥以昇天陳其誠欵之至、時高皇產靈尊勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姫配汝爲妻、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之、

臣謹按、是　天神行賞之始也、

神武帝卽位二年春二月甲辰朔、乙巳天皇定功行賞、賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之、亦使大來目居于畝傍山以西川邊之地、今號來目邑、此其緣也、以珍彥爲倭國造、（珍彥、此云于砮毗故）又給弟猾猛田邑、因爲猛田縣主、是菟田主水部遠祖也、弟磯城名黑速爲磯城縣主、復以劔根者爲葛城國造、又頭八咫烏亦入賞例、其苗裔葛野主殿縣主部是也、

臣謹按、是　人皇行賞之始也、有功則有賞祿、君臣之禮也、然不定其功、則

大小輕重不レ正、而有三賞失二其道一、故定レ功而後行レ賞、是明世之事也、帝初東征之間、奉レ策荷レ戈、自當レ難之功臣勇士、不レ可二舉數一、今行レ賞之始、在二道臣命一、而及二頭八咫烏一、其定レ功之道、大哉公哉、以上、行賞之禮

天神欲レ令レ撥二平葦原中國之邪鬼一、賜二天國玉之子天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢一以遣之、

臣謹按、是賚二其臣一之始也、蓋樹二其風聲一、以異二人之耳目一、鼓二舞其勸勤之意一、興二動其善忠之實一者、人君治平之要道也、故賞以厚之、待以深之、而後所二其任一甚重所二其責一能通、天神賞二此神一如レ此、而此神不二忠誠一、忽中二還投之矢一隕レ命、其責速通可二以見一也、後世立レ將、賜二鈇鉞一異二其器服一、皆賢レ賢所下以崇二奬有德一興中起人心上、造二端於是一、乃外朝之旌淑也、

周書畢命曰、旌二別淑慝一表二厥宅里一、彰レ善癉レ惡樹二之風聲一

皇孫勑二天鈿女命一、汝宜下以二所顯神名一爲中姓氏上焉、因賜二猨女君之號一、故猨女君等男女皆呼爲レ君、此其緣也、

臣謹按、是因二其功一賜二姓號一之始也、神武帝東征之日、日臣命忠而且勇加能有二導之功一、以賜二道臣之名一、蓋姓名之號者、所下以流二芳於百世一、而鼓中動其善心上也、故賜レ姓命レ氏、必有レ道、人臣不レ稟二諸時君一、則不レ得レ爲二其姓氏一、其分嚴哉、凡物部大

伴之爲レ姓者、以二其威武一、（饒速日命、物部氏之遠祖也、物部者、武夫之訓也、道臣命、大伴氏之遠祖也、日本武尊以二靫部一賜二武日一、以爲二大伴氏一也、）中臣忌部之爲レ姓者、因三其中直而主二祭祀一、況藤橘菅江之分、源平紀清之派、未三嘗不レ以二其勳業一也、夫名者、實之著也、無レ實而有レ名、則竟爲二虛名一、虛名而傳二之後世一者、遺二臭於子孫一也、其所レ賜其所レ受、不レ愼乎、（以上、賚賜之義）

神武帝辛酉年、春正月庚辰朔、天皇卽二帝位於橿原宮一、是歲爲二天皇元年一、故古語稱之曰、於二畝傍之橿原一也、太二立宮柱於底磐之根一、峻二(峙)搏風於高天之原一、而始馭天下之天皇、號曰二神日本磐余彥火火出見天皇一焉、

謹按、是人臣奉二尊號一之始也、神代既有二尊命之說一也、凡善惡之應、終不レ可レ掩、故臣有二善惡一、則君紀レ之、君之善惡、天必紀レ之、天不レ言、而人代レ之、所謂尊號之善惡、是也、至二後世一、有二謚贈之制一、唯非三人君賞二黜於其臣一、臣子亦議二其君父一、臣子非レ議レ焉、天下以議レ之、天下之議者、天之命也、君臣之道、可レ不レ愼乎、夫以二一時之好惡一、蒙二百世之榮辱一、未レ知二其履歷一、而一聞二其號謚一、則知二其人一、故所下以勸二化人心一興中懲善惡上者、在レ此、然乃賞刑之實本二於人君一、以流二於天下一、行之迹功之表、出二於已一成二於人一、是其終不レ可レ掩也、（以上、尊號之禮）

神代上曰三至尊曰レ尊、自餘曰レ命、並曰二美擧等一也

史記謚法解云、謚者行之迹、號者功之表、行出二於已一名生二於人一

易中孚之象曰、君子以議レ獄緩レ死

諸神歸二罪過於素戔嗚尊一、而科之以二千座置戸一、遂促徵矣、至レ使レ拔レ髮以贖二其罪一、亦曰拔二其手足之爪一、贖レ之、已而竟遂(逐)降焉、

臣謹按、是行二刑罪贖流一之始也、凡刑者、衆以惡レ之事以涉レ衆、其著不レ可レ掩而后察レ之行二其罰一、尊之無狀、至二六合常闇一、所二其繫一、最博大也、故衆議行二之刑一、又贖二其科一、可レ謂二刑罪之公一、自レ是至二 人皇一、刑法大定、律令周施、天下悉知二刑之可一レ懲矣、蓋罰以恥レ之刑以害レ之、神聖豈欲レ之乎、否乃善終不レ長、道終不レ行也、故詳二聽斷之法一謹二詳讞之議一、伸二寃抑之屈一、親二死囚之決一、以愼二刑憲一、正二典獄之任一、存二欽恤之誠一、戒二濫縱一者、歷代 聖主之明戒也、人一死而不レ生、身一黥而不レ復、事一謬則千悔亦不レ補、故以二至誠一臨レ焉、以二至明一致レ之、而可レ得二其中其孚一也、（以上、行罰之義）

以上公二賞罰之省一、臣謹按、賞則勸罰則懲者、情之恆也、神聖因二其人情一、以制レ政正二其道一、是所三以刑賞爲二大柄一也、凡賞罰之道、在下建二極於其初一、而省中效於其後上也、其制不レ明二于初一、則人不レ知レ守二其準的一、其效不レ糺二於後一、則人不レ能レ克二其終一、法之明也、猶久則怠、緩則褻、故有二巡守巡察之省一、以陟二黜其政一、著二芳臭於其時一、

是治平之大權也、唯欲二人之歡一欲二人之畏一、而數賞刑、私二一人之喜怒一逞二一時之好惡一、不レ以二天下之公一、則人狎レ之輕レ之、賞刑不レ得二勸懲之實一也、或疑、明聖之君、刑賞錯不レ用、然乃、刑賞者、衰世之政乎、愚謂、明聖之君審二賞刑一而不レ惑、故稱二諸明聖一、凡登用黜退者、擧二錯君子小人一之道也、既有レ人則有二喜怒好惡一、既有二君臣一、則有二慶賞刑罰一、何唯人而已乎、天地有二春生秋殺一、以一二齊萬物一乎、外朝唐虞之盛、擧二十六相一、錯二四凶一、大功二十爲二天子一、其天命天討、是也、不レ知唐虞之外亦有二聖明之君一、然乃賞罰之省、非レ所三以爲二治教之要一乎矣、

皐陶謨、天命二有德一、五服五章哉、天討二有罪一、五刑五用哉、

## 武德章

伊弉諾尊伊弉冊尊立二於天浮橋之上一、共計曰、底下豈無レ國歟、廼以二天之瓊（瓊玉也、此曰レ努）矛一、指下而探之、是獲二滄溟一、其矛鋒滴瀝之潮、凝成二一嶋一、名之曰二磤馭盧嶋一、

一書曰、天神謂二伊弉諾尊伊弉冊尊一曰、有二豐葦原千五百秋瑞穗之地一、宜二汝往循一之、廼賜二天瓊戈一、於是二神立二於天上浮橋一、投レ戈求レ地、因畫二滄海一、而引擧之、卽戈鋒垂落之潮結而爲レ嶋、名曰二磤馭盧嶋一、

一書曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國者、大八洲未レ生以前、已有二其名一、雖レ有二名字一、而無二形相一、强字二其形一爲二天瓊矛一者也、大八洲國者、卽瓊矛之所レ成也、

臣謹按、大八州(洲)之成、出二于天瓊矛一、其形乃似二瓊矛一、故號二細戈千足國一、宜哉 中國之雄武乎、凡開闢以來、神器靈物甚多、而以二天瓊矛一爲レ初、是乃尊二武德一以表二雄義一也、

素戔嗚尊昇レ天之時、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴呴、此則神性雄健使二之然一也、天照大神素知二其神暴惡一、至レ聞二來詣之狀一、乃勃然而驚曰、吾弟之來豈以二善意一乎、謂當有二奪レ國之志一歟、夫父母既任二諸子一、各有二其境一、如何棄二置當レ就之國一、而敢窺二窬此處一乎、乃結レ髮爲レ髻、縛レ裳爲レ袴、便以二八坂瓊之五百箇(箇)御統一、(御統、此云二美須磨屢一、)纏二其髻鬘及腕一、又背負二千箭之靫一(千箭、此云二知能梨一、)與二五百箭之靫一、臂著二稜威之高鞆一、(稜威、此云二伊都一、)振二起弓彇一、急二握劒柄一、蹈二堅庭一而陷レ股、若二沫雪一以蹴散、(蹴散、此云二俱穢簸邏邏箇須一、)奮二稜威之雄誥(誥)一、(雄誥、此云二烏多稽眉一、)發二稜威之嘖讓一、(嘖讓、此云二舉廬毗一、)而徑詰(詰)問焉、

一書曰、日神本知三素戔嗚尊有二武健陵レ物之意一、及二其上至一、便謂弟所二以來一者、非二是善意一、必當レ奪二我天原一、乃設二丈夫武備一、躬帶二十握劒九握劒八握劒一、又背上負レ靫、

又臂著稜威高鞆、手握弓箭、親迎防禦、

一書曰、天照大神疑弟有惡心、起兵誥（詰）問、

一書曰、日神曰、吾弟所以上來、非復好意、必欲奪我之國者歟、吾雖婦女、何當避乎、乃躬裝武備云云、

臣謹按、是　日神裝武備起兵之義也、　日神之聖靈也、天下誰敵之、而猶設大丈夫之備、以防禦、是令垂戒於萬世、設備於未然之謂也、蓋、備者、豫爲之義也、有備則安、無備則敗、天下之事物皆然、況兵之爲用、必有不虞有不意、故遠慮深思、以裝武備、則臨難而無患、素戔嗚尊者、神之弟而嚴其武德責之者、其以無狀臨天、思八洲爲之泯滅、黎元爲之沈淪、而裝武威懲其機最可畏也、

高皇產靈尊以眞床覆衾、裹天津彥國光彥火瓊瓊杵尊、則引開天磐戶、排分天八重雲、以奉降之、于時大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天槵津大來目、背肩（負）天磐靫、臂著稜威高鞆、手捉天梔弓天羽羽矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劒、而立天孫之前、遊行降來、

菟田兄猾獲レ罪、陳ニ其屍一而斬レ之、流血沒レ踝、故號ニ其地一曰ニ菟田血原一、

臣謹按、草昧之際、非常之戒、不レ可レ忽レ之、故天忍日命備ニ軍裝一以前驅、敵ニ其所レ愾、威武之道、設而不レ怠、克レ終之戒也、況 天孫初降乎、

神武帝甲寅冬十月丁巳朔、辛酉天皇親帥ニ諸皇子舟師一東征、戊午年春二月丁酉朔、丁未皇師遂東舳艫相接、方到ニ難波之碕一、夏四月丙申朔、甲辰皇師勒レ兵歩趣ニ龍田一、而其路狹嶮人不レ得ニ並行一、乃還更欲下東踰ニ膽駒山一而入中中洲上、時長髓彦聞之曰、夫天神子等所ニ以來一者、必將レ奪ニ我國一、則盡起ニ屬兵一徼ニ之於孔舍衞坂一、與レ之會戰、

臣謹按、是 人皇東征、定ニ 中州一之武威也、有ニ舟師一、有ニ步兵一、有ニ會戰一、有ニ神策一、有ニ神瑞一、有ニ凱歌一、有ニ祭齋一、戰勝而存レ戒、以徒(從)ニ營於別處一、聊以爲ニ御謠一、慰ニ將卒之勞ニ焉、練ニ士卒一示ニ誠信一、建ニ功於六年一、其兵律之制、神謀之略、陳營器械之用法、元將偏帥之撰任、無レ不レ備、故井光之有レ尾、土蜘蛛之手足長、不レ能レ著ニ其術一、況長髓彦之愎恨、菟田兄猾之逆謀、竟戮殺而區宇安定、 中州初平、其策其兵皆出ニ於神一、神乃天也、天以授レ之、人以與レ之、是 帝所ニ以爲ニ神武一也、或疑、天授人與、神武而不レ殺者、聖人之兵也、然乃何有ニ此許多誅戮一乎、愚謂、草昧之間、草木咸言、邪鬼爲ニ蝿聲一、各自建ニ封境一、占ニ其有一、非ニ神兵一、終不レ可レ得ニ速成之功一、

誅二土蜘蛛一賊衆戰死而僵レ屍枕レ臂處、呼爲二頰枕田一

流血沒レ踝、僵レ屍枕レ臂者、會戰誅殺之制也、桀犬吠レ堯、何時無二黨奸之賊徒一、況屯蒙乎、其死二神兵者一、所三天討二之、其他不レ易レ民以治レ之、東征六年之間、鳴二其兵一僅一年、（自二戊午年春二月一至二己未年春二月一）而 中國絕二風塵一、神武不殺之大兵、天授人與之至德、可二併考一也、（以上、神聖之武）

高皇產靈尊更會二諸神一、選下當レ遣二於葦原中國一者上、僉曰磐裂根裂神之子、磐筒男磐筒女所生之子經津主神是將佳也、時有下天石窟所レ住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神上、此神進曰、豈唯經津主神獨爲二丈夫一、而吾非二丈夫一者哉、其辭氣慷慨、故以卽配二經津主神一令レ平二葦原中國一云云、故大己貴神乃以二平レ國時所レ杖之廣矛一、授二二神一曰、吾以二此矛一、卒有レ治レ功、天孫若用二此矛一治レ國者、必當平安、

臣謹按、是 天神撰將之義也、蓋用レ兵之要、一在二軍將一、將者、軍之司命、勝敗之源也、 天神三會二群神一、以得二此二將一、終遂二其功一、所レ撰所レ任、共得二其道一也、二神平順、 天孫臨降、以開二萬億世之 皇系一、其武威吁（務）懋哉懿哉矣、大己貴所レ奉之廣矛、亦靈器也、凡兵以レ律興、以レ策立、以二器械一爲レ用、兵武之字、皆以二其器一、

況　中國初有二瓊矛一、以成二此洲一、　天神以二寶劔一備二神器一乎、宜哉、二神有二不レ血レ刄之勳一乎、

神武帝東征、大伴氏之遠祖日臣命帥二大來目督將元戎一蹈レ山啓レ行、

先人曰、神武天皇東征之日、物部氏祖、道臣命爲二軍帥一、（物部氏者、恐誤乎、大伴氏也、道臣命者、乃日臣命之名也、）

臣謹按、是　人皇撰將之始也、蓋將、才足三以將二物之稱、帥、智以帥レ人之名也、危急草屯之時、其用最在二將帥一、滔滔武夫、非三好レ謀挫レ機之精一、未レ中二其任一、故將帥之爲レ用、不三必以二攻戰一、要二折衝屈敵之智一、本二誠信撫教之實一、其任重、其撰豈易レ得乎、道臣命殆其斯也、上有二　神武之聖一、下有二賢才之應一、其制二區宇一弘二功業一、所二以無レ所レ不レ利無一レ所レ不レ成也、（以上、撰二將帥一）

高皇產靈尊賜二天稚彥天鹿兒弓及天羽羽矢一、以遣之、

臣謹按、是　天神授二將於節刀一之義也、及二　人皇一、景行帝以二鈇鉞一、授二日本武尊一、自レ是連綿修飾而有二立將之禮一、凡節度者、所三以示二其信一也、斧鉞者、所三以專二刑戮一也、軍旅之制、不レ可二以私一、人臣又無二專制之義一、故樹二風聲於四方一、著二天表於所レ慊、將帥一受二閫外之寄一、適二時中之宜一、於レ是三軍之任、歸二于此一、無レ二三二其

倚付一也、蓋將相者、天下之師也、其才其德不二並行一、則不レ得二其實一、天下安注二意相一、天下危注二意將一、然安常不レ安、一人有二齟齬杌隉一、卽轉レ危矣、人君當二無事之日、人才彙進之時一、儲二其器一以備二急難一、令下隆二天寵之優一布中懷綏之德上、則凡事無レ不レ成也、將有二將レ兵、將レ將、將相兼任一、有二知信仁勇忠一、有二禮將嚴將一、然其本在二知仁勇之三一、若三擧レ兵討二不庭一、不レ精二其撰將一、則自招二傾覆一、以纍二三軍一也、古來重二其任一、不二亦宜一乎、（以上、賜二節度一）

神武帝卽位二年、春二月甲辰朔、乙巳天皇定レ功行レ賞、賜二道臣命宅地一居二于築坂邑一、以寵異之、亦使三大來目居二于畝傍山以西川邊之地一、今號二來目邑一、此其緣也、以二珍彥一爲二倭國造一、（珍彥、此云二于砮毗故一）又給二弟猾猛田邑一、因爲二猛田縣主一、是菟田主水部遠祖也、弟磯城名黑速爲二磯城縣主一、復以二劔根者一爲二葛城國造一、又頭八咫烏亦入二賞例一、其苗裔卽葛野主殿縣主部是也、

臣謹按、定レ功行レ賞者、軍國之盛事也、賞不レ當二其功一、則禮不レ明、無レ功而有レ賞、則小人進而佞奸行、故行レ賞必在レ定二其功一也、今　大君有レ命、開レ國建レ業、其時[illegible]國家安靖矣、監賞罰者、人君之大柄

也、更不レ可レ忽レ之、金帛器物祿位土地之與奪、不レ精ニ其撰一、則不レ得ニ其實一、定レ功

行レ賞之一句、萬世行賞之模格也、（以上、行賞之格）

景行帝二十五年、秋七月庚辰朔、壬午遣ニ武内宿禰一令レ察ニ北陸及東方諸國之地形、且百姓之消息一也、二十七年、春二月辛丑朔、壬子武内宿禰自ニ東國一還之奏言、東夷之中、有ニ日高見國一、其國人男女並推（椎）結文レ身、爲人勇悍、是摠曰ニ蝦夷一、亦土地沃壤而曠之、擊可レ取也、四十年夏六月、東夷多叛、邊境騷動、秋七月癸未朔、戊戌天皇持ニ斧鉞一以授ニ日本武尊一曰、朕聞其東夷也、識性暴强、淩犯爲レ宗、村之無レ長、邑之勿レ首、各貪ニ封堺一並相盜略、亦山有ニ邪神一郊有ニ姦鬼一、遮レ衢塞レ徑、多令レ苦レ人、其東夷之中、蝦夷是尤强焉、男女交居、父子無レ別、冬則宿レ穴夏則住レ樔、衣レ毛飲レ血、昆弟相疑、登レ山如ニ飛禽一、行レ草如ニ走獸一、承レ恩則忘、見レ怨必報、是以箭藏ニ頭髻一、刀佩ニ衣中一、或聚ニ黨類一、而犯ニ邊界一、或伺ニ農桑一以略ニ人民一、擊則隱レ草、追則入レ山、故往古以來、未レ染ニ王化一、今朕察ニ汝爲人一也、身體長大、容姿端正、力能扛レ鼎、猛如ニ雷電一、所レ向無レ前、所レ攻必勝、即知之、形則我子、實則神人、是寔天愍ニ朕不叡、且國不平一、令下經ニ綸天業一、不上レ絕ニ宗廟一乎、亦是天下、則汝天下也、是位則汝位也、願深謀遠慮、

探レ姦伺レ變、永(一)之以レ威懷之以レ德、不レ煩二兵甲一自令二臣隷一、卽巧レ言調二暴神一、振レ武以攘二姦鬼一、於是日本武尊以(乃)受二斧鉞一、以再拜奏之曰、嘗西征之年、賴二皇靈之威一、提二三尺劔一、擊二熊襲國一、未レ經二浹辰一、賊首伏レ罪、今亦賴二神祇之靈一、借二天皇之威一、往臨二其境一示以二德教一、猶有レ不レ服、卽擧レ兵擊、仍重再拜之、冬十月壬子朔、癸丑日本武尊發路之、爰日本武尊則從二上總一轉入二陸奧國一、時大鏡懸二於王船一、從二海路一廻二於葦浦一、橫渡二玉浦一至二蝦夷境一、蝦夷賊首嶋津神國津神等、屯二於竹水門一、而欲レ距、然遙視二王船一、豫怖二其威勢一、而心裏知三之不二可勝一、悉捨二弓矢一望拜之曰、仰視二君容一、秀二於人倫一、若神之乎、欲レ知二姓名一、王對之曰、吾是現人神之子也、於レ是蝦夷等、悉慄則褰レ裳、披レ浪自扶二王船一而著レ岸、仍面縛服罪、故免二其罪一、因以俘二其首師(帥)一而令二從身一也、蝦夷既平、

臣謹按、是東夷征伐之始也、自レ是蝦夷朝貢不レ怠、敎化大行二于東方一、綿綿以至二今日一、武內宿禰之知レ機也、日本武尊之雄武也、神劔之發威也、靈鏡之明光也、殆武德之盛、故　帝終至下錄二其功名一以定二武部一示中諸後世上也、凡少碓王之用レ兵也、于

(一) 永、一本示に作る

神功帝因二住吉大神之教一、便結三分髮二而爲レ髻、因以謂二群臣一曰、夫興レ師動レ衆國之大事、安危成敗必在二於斯一、今有レ所二征伐一以レ事付二群臣一、若事不レ成者、罪有(在)二於群臣一、是甚傷焉、吾婦女之加以不肖、然暫、假二男貌一、强起二雄略一、上蒙二神祇之靈一、下籍(藉)二群臣之助一、振二兵甲一而度二嶮浪一、整二艫船一以求二財土一、若事就者、群臣共有レ功、事不レ就者(吾)獨有レ罪、既有二此意一、其共議之、群臣皆曰、皇后爲二天下一計、所三以安二宗廟社稷一、且罪不レ及二于臣下一、頓首奉レ詔、秋九月庚午朔、己卯令二諸國一集二船舶一練二兵甲一、時軍卒自集、爰卜二吉日一而臨發有レ日、時皇后親執二斧鉞一、令二三軍一曰、金鼓無レ節、旌旗錯亂、則士卒不レ整、貪レ財多欲懷レ私内顧、必爲レ敵所レ虜、其敵少而勿輕、敵强而無屈、則姧暴勿聽、自服勿殺、遂戰勝者必有レ賞、背走者自有レ罪、冬十月己亥朔、辛丑從二和珥津一發之、時飛廉起レ風、陽侯擧レ浪、海中大魚、悉浮挾(一)レ船、則大風順吹帆舶隨レ波、不レ勞二艫(檝)楫一、便到二新羅一、時隨船潮浪、遠逮二國中一、即知、天神地祇悉助歟、新羅王、於是戰戰栗栗、厝身無所、則集二諸人一曰、新羅之建レ國以來、未三嘗聞二海水淩レ國、若天運盡國爲レ海乎、是言未レ訖之間、船師滿レ海、旌旗耀レ日、鼓吹起レ聲、

(一) 挾、一本扶に作る

山川悉振、新羅王遙望、以爲、非常之兵、將レ滅二己國一、讋焉失志、乃今醒之曰、吾聞東有二神國一、謂二日本一、亦有二聖王一、謂二天皇一、必其國之神兵也、豈可二擧レ兵以距一乎、卽素旆而自服、素組以面縛、封二圖籍一、降二於王船之前一、因以叩頭之曰、從レ今以後、長與二乾坤一伏爲二飼部一、其不レ乾二船柂一、而春秋獻二馬梳及馬鞭一、復不レ煩二海遠一、以每レ年貢二男女之調一、則重誓之曰、非四東日更出レ西、且除阿利那禮河返以之逆流、及三河石昇爲二星辰一、而殊闕二春秋之朝一、(二)忍廢二梳鞭之貢一、天神地祇共討焉、時或曰、欲レ誅二新羅王一、於是皇后曰、初承二神教一、將レ授二金銀之國一、又號二令三軍一曰、勿二殺自服一、今既獲二財國一、亦人自降服、殺之不祥、乃解二其縛一爲二飼部一、遂入二其國中一、封二重寶府庫一、收二圖籍文書一、卽以二皇后所杖矛一樹二於新羅王門一、爲二後葉之印一、故其矛今猶樹二于新羅王之門一也、爰新羅王波沙寐錦、卽以二微叱己知波珍干岐一、爲レ質、仍賫二金銀彩色、及綾羅縑絹一、載二于八十艘船一、令レ從二官軍一、是以新羅王常以二八十艘之調一、貢二于日本國一、其是之緣也、於レ是高麗百濟二國王、聞下新羅收二圖籍一降中於日本國上、密令レ伺二其軍勢一、則知二不可勝一、自來二于營外一、叩頭而(三)歎曰、從レ今以後永稱二西蕃一、不レ絕二朝貢一、故因以定二內官家一、皇后從二新羅一還之、

臣舊矣、是西戎王戎之台也、中哀帝朝、住吉大神以二西戎之外夷一賜レ之、帝不レ信

(二) 忍、一本怠に作る

(三) 歎、一本欸に作る

而早崩、皇后繼レ志遂レ事、不レ血レ刃而高麗新羅百濟皆從服、三韓爲ニ官家一之藩屛一、

應（神）仁帝生備ニ聖武之形一、（産之完（宍）生ニ腕上一、其形如レ鞆、故稱ニ其名一謂ニ譽田天皇一、上古俗號レ鞆曰ニ褒武多一、）奉レ謚ニ八幡一、爲ニ天下之武神一、以ニ其祭祀一事レ之猶ニ伊勢　御神一、武家殊崇ニ敬之一、噫靈德盛哉、自レ是三韓每年來朝、（應（神）仁七年、秋九月、高麗百濟新羅任那來朝、時命ニ武内一、領ニ諸韓人等一、作レ池、因以名レ池號ニ韓人池一、）奉レ貢、受ニ正曆於　朝廷一、問ニ政事於我國一、四國來作レ池、示ニ其柔懷一、質ニ子弟一貢ニ博士一、以叩ニ欵誠一、間有ニ不庭之罪一、發ニ將帥一討レ之、百濟殺レ王以謝ニ其無禮一、（應（神）仁四年百濟辰斯王無禮、國中殺レ之謝、）鋏ニ鎖酒君一以獻ニ其虜一、（酒君事在ニ仁德四十一年一、）狹手彥討ニ高麗一入ニ王宮一獲ニ珍寶一以奏ニ其捷一、（在ニ欽明二十三年一、）或高麗獻ニ鐵盾及的一、栗ニ盾人之技一、（在ニ仁德十二年一、）或慢ニ表章一奉ニ羽表一、抗レ禮索レ知、而以受ニ責察一、（高麗表無禮、在ニ應（神）仁二十八年一、奉ニ烏羽表一、在ニ敏達元年一、）故西戎懼ニ其武德一、服ニ其雄才一、悉爲ニ我屬國一也、蓋　垂仁帝（九十年）既命ニ田道間守一遣下常世國求中香菓上、然乃此時有下幷ニ呑西戎一之機上、以成ニ其功於　若櫻朝一也、皇后（四十九年）又發ニ軍帥一、以平ニ定比自㶱南加羅喙國安羅多羅卓淳加羅七國一、屠ニ南蠻一以賜ニ百濟一、處處置ニ日本府一、以布ニ政令一、中國之武德至レ此大盛矣、吁　中朝之文物、更不レ愧ニ于外朝一、如ニ其威武一、外朝亦不レ可ニ比倫一、故外朝之海防、唯要ニ倭寇一、倭寇者何、西州之邊民虜ニ掠于彼也、非ニ　官兵之寇一、而其落レ膽戰レ股然、大明太祖三遣ニ使於我國一、請ニ寇レ疆之

禁一、欲レ修レ好眷眷、終垂二祖訓一、以レ絕レ倭爲二其一一、是恐二其威武之餘風一也、以上、征二西戎一

以上論二武義之德一、臣謹按、五行有レ金、七情有レ怒、陰陽相對、好惡相竝、是乃武之用、不二亦大一乎、然用レ之不レ以二其道一、則害及二人物一、而終自燒、所三以聖人以興亂人以廢二也、豈是兵之罪乎、蓋 神代之兵武也、惟神惟聖、而天討也、天兵也、其將帥軍伍、皆靈神也、然猶存二其道一備二其禮一、而示二其大事一、可二以鑑一也、凡內有二好惡之情一、以外與二其狀一、耳目視聽之、手足防護之、筋骨剛中之、爪齒把齧之者、人之天險也、君子以內備二宮禁之衞一、外固二國郡之護一、密二四邊之藩一、練二士卒一、利二兵器一、撰二將帥一、制二陳營一、審二戰策一、常戒二盜賊之機一、奮二威武之嚴一、是所下以警二不虞一昭中文德上也、夫征者、正二其不正一也、彼不レ正、輒興レ師侵二伐之一、士卒無レ罪而入二死地一、故征伐者、人君之大權也、豈容二易之一窮二黷之一乎、而遠レ之疎レ之、乃國勢日衰、天下大弱、是所三以兵爲二大事一也、或疑、兵者、霸主之業、而非二聖人之道一、愚謂、陰萌二其根於陽一、故火以有二烈烈之威一、陽交二其元於陰一、故水以有二嫋嫋之柔一、天生二五材一、民竝用レ之、廢レ一不可、誰能去レ兵、乃武乃文、贊二堯之德一也、以二聖武一稱レ湯、以二武功一歌二文王一、以二神武不殺一贊二周易一、禮樂征伐竝言者、孔夫子之聖戒也、國家

常以三武備與二文教一並行、先レ事而爲二之備一、無レ事而爲二之防一、所下以過二暴亂乎將レ萌、護中治安乎長久上也、外國之聖主、未三嘗不レ左二右於文武一、況 中國者、所二其興一在二瓊矛一、而 天神以天征、賜二 天孫一以二寶劔一、況 神武帝之東征、天賜以二師靈一（師靈、此云二赴屠能彌哆磨一）其武威所レ及、無レ不レ服乎、故 中華之武、四海之廣宇內之區、終不レ可レ議レ之、武之德惟神、而文之教惟聖也、函二陰陽生殺之機妙一、致二仁義生成之化一矣、夫仁義者、人之道而或用レ之師敗或因レ之國亡、然乃其要在二其人一、兵亦如レ此、廢興存亡全在二其人一、非レ有二聖人霸者之名一也、 皇統綿綿之後、大修二飾其制一、 崇神帝作二一千之兵器一、 持統帝置二陣法之博士一、令三天下之民練二習之一、雖レ安更不レ忘レ戰、 神𠀋戒レ之、兵器祭二神祇一、（垂仁二十七年、令三祠官一卜三兵器爲二神幣一、吉之、故以二弓矢横刀一祭レ之、）所二其由來一、渾厚乎矣、

## 祭祀章

天照大神方織二神衣一、居二齋服殿一、

謹按、是祭二祀 天神一之義也、雖レ無二祭祀之說一、既曰二神衣一、既曰二齋服殿一、則 神自織レ之、以供二神明一也、 大神之靈、親營二其機巧一、事二於 天神一、其至誠可二竊粢一

也、朝廷終有二神衣祭一、以二參河赤引神調糸一、織二作神衣一、以供二伊勢 大神宮一、是乃往古以二至誠一事レ神之遺則也、（孟夏季秋有二神衣祭一、謂二伊勢神宮祭一也、此神服部等、齋戒潔清織成也、或疑、以神書所謂、神衣者、大神之親服乎、愚謂、自服豈曰二神衣一乎、令義解云、以供二神明一、故曰二神衣一、是神織下供二天神一之服上、故素戔嗚尊之惡最可レ惡也、）（以上、祭二天神一）

高皇產靈尊因勅曰、吾則起二樹天津神籬及天津磐境一、當爲二吾孫一奉レ齋矣、汝天兒屋命太玉命宜持二天津神籬一降二於葦原中國一亦爲二吾孫一奉レ齋焉、乃使二二神一陪二從天忍穗耳尊一以降之、是時天照大神手持二寶鏡一、授二天忍穗耳尊一、而祝之曰、吾兒視二此寶鏡一、當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、復勅二天兒屋命太玉命一、惟爾二神亦同侍二殿內一善爲二防護一、又勅曰、以二吾高天原所御齋庭之穗一、亦當二御於吾兒一、

謹按、是建二宗廟一、而祭二祀於祖考一之禮也、神籬者、乃宗廟也、寶鏡者、乃宗廟之主也、故曰二齋鏡一矣、夫 天祖之靈、體レ物而不レ遺、然無二宗廟之設神主之寄一、汎乎不レ可二一定一、故宗廟以萃レ之、神主以寄レ之、而后神人之靈氣相集、至誠可レ通、齋戒可レ致、是 天祖因 勅下起二樹神籬一以爲中齋鏡上也、夫 天子以二天地一爲二父母一、故祭二祀天神地祇一、以報二其本一、建二立宗廟一、以貴二其始一者、人君之大禮也、況 中國之生成、直在二天神地祇一也乎、（令曰、凡天皇即位、惣祭二天神地祇一、散齋一月、致齋三日、義解云、天神、伊勢山城鴨住吉出雲國造齋神等類是也、地祇、大神大倭葛木鴨出雲大汝神等類是）

也、皆依二常典一祭之、蓋、人未三嘗無二思二其父祖一、既有レ念二其父祖一、則未三嘗無二念レ所二其由出一、故遠乃思二其本始一、近乃慕二其父祖一、而祭祀之禮起、況本始之有二大功一、父祖之有二大教一乎、既有二祭祀之禮一、則其道不レ不レ致之、祭必有レ時、祭必有レ地、祭必有二祠部一、祭必有二器用奉物一、祭必有二齋戒一、祭必有二其事一、以糺二其禮一以盡二其誠一、是祭祀之道也、祭祀不レ致二其禮一、則神不レ可レ享之、禮儀不レ以二其誠一、則神不レ可レ格焉、禮致誠至、而后可レ得二祭祀之實一、凡人之誠莫レ大二於祭祀一、祭祀之大、莫レ如二天地一、萬物之生成歸二於天地一、子孫之綿續歸二於祖宗一、是所三以天地祖宗一二其本一也、蓋人者、萬物之長也、人君者爲二億兆之長一、人君祭二祀於天地一、合二萬類之散氣一、咸歸二諸於天一、報レ本反レ始、以親盡二其至誠一、莫レ大二於祭祀一也、齋者何、齊二其不レ齊之謂也、祭祀之誠、以二齋戒一可レ交レ之、故　天神詳　勅二其禮一也、（以上、宗廟祭祀之義）

神武帝四年、春二月壬戌朔、甲申詔曰、我皇祖之靈也、自レ天降鑒光二助朕躬一、今諸虜已平、海内無レ事、可下以郊二祀天神一、用申中大孝上者也、乃立二靈畤於鳥見山中一、其地號曰二上小野榛原下小野榛原一、用祭二皇祖天神一焉、

一書曰、神武天皇從二皇天二祖之詔一、建二樹神籬一、所謂高皇産靈、神（皇）産靈、魂留

產靈、生產靈、足產靈、大宮賣神、事代主神、御膳神、已上、今御巫所レ奉レ齋也、櫛磐間戶神、豐磐間戶神、已上、今御門巫所レ奉レ齋、生嶋、是大八州(洲)之靈、今生嶋巫所レ奉レ齋、坐摩是大宮地之靈、今坐摩巫所レ奉レ齋也、日臣命帥二來目部一、衞二護宮門一、掌二其開闔一、饒速日命帥二內物部一、造二備矛盾一、其物既備、天富命率二諸齋部一、捧二持天璽鏡劔一、奉レ安二正殿一、幷懸二瓊玉一、陳二其幣物一、殿祭祝詞、次祭二宮門一、然後物部乃立二矛盾一、大伴來目建レ仗開レ門、令レ朝二四方之國一、以觀二天位之貴一、當二此之時一、帝之與レ神其際未レ遠、同レ殿共レ床、以レ此爲レ常、故神物官物亦未二分別一、宮內立レ藏號二齋藏一、令二齋部氏一永任二其職一、又令三天富命率二供作諸氏一、造二作大幣一訖、令三天種子天兒屋命之孫解二除天罪國罪事一、所謂天罪者、上既設(說)訖、國罪者、國中人民所レ犯之罪、爾乃立二靈畤於鳥見山中一、天富命陳レ幣、祝詞禋二祀皇天一、徧秩二群望一、以答二神祇之恩一焉、是以中臣齋部二氏、俱掌二祠祀之職一、猿女君氏供二神樂之事一、自餘諸氏各有二其職一也、

臣謹按、是祭二祀社稷宗廟一之始也、中州既平、先建二社稷宗廟一、以萃二天地鬼神之靈一、報二其本一追二其遠一、其禮之盡然矣、夫人君出二于神一、而又爲二神人之主一、有二人民社稷之寄一、故郊時以事二天地宗廟一、以祭二鬼神一、大臣司二其禮一、重臣相二其事一、至誠之

道如レ此、以レ此臨二天下一則人人豈有二遺レ親後レ君之薄漓一乎、帝制二天下一、先及レ此、

其　聖德之厚至哉、

崇神帝六年、百姓流離、或有二背叛一、其勢難二以レ德治一之、是以晨興夕惕、請二罪神祇一、先レ是天照大神和大國魂二神、並祭二於天皇大殿之內一、然畏二其神勢一、共住不レ安、故以二天照大神一託二豐鍬入姬命一、祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一、（神籬、此云二比莽呂岐一、）亦以二日本大國魂神一、託二渟名城入姬命一祭、然渟名城入姬髮落體瘦、而不レ能レ祭、

一書曰、崇神帝六年乙丑、秋九月、倭國笠縫邑立二磯城神籬一、奉レ遷二天照大神及草薙劍一、令二皇女豐鍬入姬奉一レ齋、更令三齊部氏率二石凝姥神裔天目一神裔二氏一、更鑄レ鏡造レ劍、以爲二護御璽一、是今踐祚之日所レ獻神璽鏡劍也、仍其遷祭之夕、宮人皆參終夜宴樂、歌曰、美夜比登能、於保與須我良爾伊佐登保志、由伎能與呂志茂、於保與須我良爾、（今俗歌曰、美夜比止乃、於保與曾許侶茂、比佐止保志、由伎乃與保志茂、於保與曾許侶茂、詞之轉也、）

臣謹按、是別建二神籬一之始也、神籬、乃神社之義、宗廟之制也、（以上、祭二祀天地宗廟一、）

七年冬十一月、別祭二八十萬神一、仍定二大社國社及神地神戶一、

臣謹按、是祭二群神一之始也、大社者、社稷宗廟之名、國社者、郡國之名山大川、所二

其由祭之神社也、神地神戶者、事神之祠官、奉祭祀之田園也、國家有事、則徧告群神、以致其誠、是禮之恆也、（以上、祭群神）

垂仁帝二十五年、三月丁亥朔、丙申、離天照大神於豐耜（入）姫命、託于倭姫命、爰倭姫命求鎭坐大神之處、而詣菟田筱幡、（筱、此云佐佐）更還之入近江國、東廻美濃到伊勢國、時天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照大神始自天降之處也、

一書曰、天皇以倭姫命爲御杖、貢奉於天照大神、是以、倭姫命以天照大神鎭坐於磯城嚴橿之本、而祠之、然後隨神誨、取丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡遇宮、

臣謹按、是伊勢國內宮鎭坐之始也、（舊記云、內宮號者、內者宇遲鄉本名、因稱內宮）蓋 神者、以天下爲體、以黎元爲本、天之覆而明、地之載而厚、人物之爲人物、神皆體之不遺、移其靈於神鏡、以照 皇統之化、垂其迹於渡遇、以存億世之敬、茅屋乎大廟、不鑿乎粢食、以示令德、仰彌高崇彌靈、 朝廷既置內侍所、天子旦暮拜恭不改

往古之道一矣、禁二僧尼一絕二梵釋一、顯三聖敎之在二人倫一、懸昭著明示三其道之在二知德一、其洋洋乎彌二綸于四海一、巍巍乎經二緯于萬物一、是　神之德也、然乃明二人倫日用之道一、五典惟秩、三德惟致、則當レ猶レ視レ吾之　神勅、豈夫空乎、（以上、內宮鎭坐）

雄略帝二十一年丁巳、冬十月伊勢皇太神敎二大倭姬命一、令レ迎二豐受大神於丹波國與佐眞井原一、大倭姬命奏レ之、明年戊午秋九月差二勅使一奉レ迎レ之、九月鎭二坐于度會郡山田原新宮一、

一書曰、外宮者、傳言天祖天御中主神也、皇大神託宣、先祭二此神一、先拜二此神一、且皇孫瓊瓊杵尊在二此宮相殿一、故天兒屋根命天太玉命亦同在焉、因號曰二二所大神宮一、

臣謹按、是外宮遷坐之始也、（以上、外宮遷坐）

欽明天皇三十一年、冬、肥後國菱形池邊、民家兒、甫三歲神託曰、我是人皇第十六代譽田八幡麻呂也、諸州垂二跡于神明一、今又顯二于此一、其後差二勅使一、移而鎭二坐於豐前國宇佐宮一、（譽田本名、而八幡、爲レ神後、自所レ稱者也、）

臣謹按、是　八幡鎭坐之始也、蓋外宮　八幡共後世所二崇敬一也、朝廷立二神宮一、以致二旦暮之敬一、唯在二內侍所一、是因二往古之　神勅一也、蓋　天祖、乃宗廟也、天地也、

聖主、內嚴二內侍所之設一、外仰二內宮之鎭坐一、以崇二尊社稷宗廟一、其餘者在二群祀之列一、以上、八幡鎭座

以上論二祭祀之誠一、臣謹按、延喜式所レ載、中朝大小神社、三千一百三十二座、其外石淸水吉田祇園北野、號二式外之神一、後朱雀帝長曆三年秋八月、定二二十二社之式一、每歲　勅二神祇官一以奉二幣帛一祈二年穀一、伊勢大神宮、八幡宮、謂二之宗廟一、賀茂松尾平野春日吉田大和龍田等、謂二之社稷一、又祖神之祠、謂二之苗裔一、蓋祭祀之禮有三郊二祀天地一、有二宗廟饗祀一、有二國家常祀一、有二內外群祀一、而祭祀之道、有二祭告一、有二祈禱一、有二齋戒之敬一、有二奉幣之物一、有二神官一、有二神地一、有二神戶一、夫禮莫レ大二於祭一、祭祀之禮非二至誠一、則不レ可レ致レ之、至誠之格不レ以二其道一、則不レ可レ得、凡自二天子一以至二庶人一、祭祀必有レ分、人君爲二天下一求レ福報レ功、天下之鬼神悉御レ之、故大祭二祀天地一、親饗二宗廟一、小偏(徧)告二群神一、疎及二群靈一、中朝者、神國也、以二天神地祇一、爲二皇祖一、天地乃宗廟之神也、後世別二社稷宗廟一爲レ二矣、鬼神之幽而無三迹可二視聽一、亦設二此社廟一、萃二其靈於此一、則鬼神之精不二分散一、祭祀之誠有レ著、祭祀又有レ時、煩乃褻疎乃忘、各致二其道一而后如在之實明也、否則鬼神何享レ之乎、不レ可レ享

而祭焉、所謂淫祀也、或疑、中朝所レ祭之神社、甚多、殆淫祠之謂乎、愚謂、淫祀者不レ可レ祀而祀レ之也、凡祭祀之制、或有レ功二於民一、或有レ功二於事一、或始二祖于其事物一、或當レ難捍レ患、或致二忠孝於君父一、或其鬼無レ所レ歸而爲レ厲、皆祀レ之、是乃八十萬神也、如二外朝四方百物無レ不レ祭、貓虎昆蟲亦與レ焉、況吾神國之靈乎、或疑、外朝有二七廟一而我國不レ然、何也、愚謂、郊二祀天神一、祭二祀內侍所一、是乃祭二祀社稷宗廟一也、如二七廟一者、外朝之禮也、中朝又有二中朝之禮一、況神祭之義、天子自盡二其誠一、重臣相二其事一、神官守二往古之法一、則更無レ可レ擬二議之一、或疑、社稷之祭祀、得レ聞レ之、如レ祭二其祖考一、未レ與レ聞レ之、愚謂、伊弉冊尊神退去葬二於紀伊國熊野之有馬村一焉、土俗祭二此神之魂一、是上古祭魂之始也、天祖高皇產靈尊曰下吾當爲二吾孫一奉上齋矣、是示レ祭二祀宗廟一之教也、祭二其祖考一之禮、豈外二于此一乎、後世修二飾其節文一、明二于舊紀一、其不レ一二於外朝一者、因二水土國俗之殊一、是乃天地之勢也、近世雜二浮屠之法一、大變二上古之制一、尤可レ歎也矣、

## 化功章

崇神帝六十五年、秋七月、任那國遣二蘇那曷叱知一令二朝貢一也、任那者去二筑紫國一二千餘里、北阻レ海、以在二雞林之西南一、

一書曰、崇神朝額有レ角人、乘二一船一、泊二于越國笥飯浦一、故號二其處一曰二角鹿一也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰二于斯岐阿利叱智于(干)岐一、傳聞二日本國有二聖皇一、以歸化之、到二于穴門一時、其國有レ人、名伊都都比古、謂レ臣曰、吾則是國王也、除レ吾復無二二王一、故勿レ往二他處一、然臣究見二其爲レ人、必知レ非レ王也、卽更還之、不レ知二道路一、留二連嶋浦一、自二北海一廻之經二出雲國一至二於此間一也、是時、遇二天皇角(崩)一、便留之任(仕)二垂仁活目天皇一建(逮)二于三年一、天皇問二都怒我阿羅斯等一曰、欲レ歸二汝國一耶、對諮甚望也、天皇詔二阿羅斯等一曰、汝不レ迷レ道必速詣之、遇二先皇一而仕歟、是以改二汝本國名一追負二崇神御間城天皇御名一、便爲二汝國名一、仍以二赤織絹一給二阿羅斯等一、返二于本土一、故號二其國一謂二彌摩那國一、其是之緣也、

臣謹按、是外夷投化之始也、帝小レ心明レ德、國內漸謐、五穀既熟、敎化大行、天下稱謂二御肇國天皇一、故外夷亦投化、聖德之隆、可二以見一之也、

垂仁帝三年、春三月新羅王子天日槍來歸焉、將來物羽大(太)玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿鹿

赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枚、日鏡一面、熊神籬一具、幷七物、則藏二于

但馬國一、常爲二神物一也、

一書曰、初天日槍乘レ艇泊二于播磨國一、在二於完栗（宍粟）邑一時、天皇遣三三輪君祖大友主與二倭直祖長尾市一於二播磨一而問二天日槍一曰、汝也誰人、且何國人也、天日槍對曰、僕新羅國主之子也、然聞三日本國有二聖皇一、則以二己國一授二弟知古一、而化歸之、仍貢二獻八物一、

臣謹按、崇神垂仁二帝之德化、及二外夷一、遠人重レ譯來朝貢獻、聖德治敎之餘、仁風遠揚之至、其柔懷懿哉、

應神帝十四年、弓月君自二百濟一來歸、因以奏之曰、以領二己國之人夫百二十縣一、而歸化、然因二新羅人之拒一、皆留二加羅國一、爰遣二葛城襲津彥一而召レ之、十六年乃率二弓月之人夫一來、

二十年、秋九月倭漢直祖、阿知使主其子都加使主並率二己之黨類十七縣一、而來歸、

一書曰、至二於輕嶋豐明朝一、秦公祖、弓月率二百廿縣民一而歸化矣、漢直祖阿知使主率二十七縣民一而來朝焉、秦漢百濟內附之民各以レ萬計、

臣謹按、遠人之來化、於レ此最盛也、秦漢二氏者、外朝之封疆也、皆來歸レ之、況三韓之來服乎、故國國置二其人一、立二其郡一、以安之柔之、其後吳王朝貢、渤海武藝奉レ表獻二土宜一、皆　中朝治教休明之化也、吳王朝貢、在二仁德五十八年一、渤海王武藝上表者、在二神龜一、渤海者本粟末靺鞨附二高麗一者、姓大氏、高麗滅率レ衆保二挹婁之東牟山一、築レ城以居、高麗遺殘稍歸レ之、地方五千里、戸十萬戸、唐睿宗先天中、遣レ使爲二渤海郡王一、自レ是始去二靺鞨號一、武藝者祚榮之子、稱二武王一、武藝立朝貢、武藝死子欽茂立、稱二文王一、又上表朝貢、

以上論二功化之極一、臣謹按、地有二內外一、勢有二遠近一、人有二華夷一、故治教之道、自レ內而及レ外、先レ近而後レ遠、親レ華而柔レ夷、夫　朝廷之上、國都之內、何預二四夷之遠疎一乎、然內之和、近之治、華之溢、知之明也、德之充也、無レ不レ通無レ不レ感者、道之精妙也、四夷不レ遠二千里之險、萬頃之渺一、歸仰投化、畢獻二方物一、不レ期二其然一而然者、中華之文明、聖王之治敎、天以授之、人以與之、實過化之極功也、

## 或疑

或疑、天地開闢之始、萬物化生、太甚有レ可二怪疑一、

愚謂、萬物之始、未三嘗不二化生一也、陽昇而爲レ天、陰降而爲レ地、天地既化生乎、夫天地之間、往來屈伸無レ息、其交蒸處、萬物自生、一生之後種類連綿、以充三塞於天下一、人唯見二連續底一、以爲レ無二氣化一、凭二其近一而忘二其遠一也、土壤之蒸、必生二菌栭一、水草之腐、必有二化虫一、何又蒸腐而已乎、物各化二其蠢一、構精絪縕以生二此人一、亦非二氣化一哉、萬物雖三襲レ種聯來一、無レ不三因レ氣以化一、氣化之說更無レ可レ疑焉也、大凡、開草之運、萬物之資始、少造二端於茲一、以レ今挹レ古、猶三桃李之春言二一陽之徵一、勿レ怪焉、俗學必因二私臆一、知レ所レ不レ知、故異端蜂起、微言漸隱、竟以二上古之事一、爲二空渺之言一、寓二己眼之所一レ見、附二舊染之所一レ泥、豈是造化之不測乎、

或疑、中華者、吳泰伯之苗裔、故 神廟揭二三讓一以爲レ額、管東山僧圓月（字中巖、號中正子、剏建二妙喜庵一）修二日本紀一、以爲二泰伯之後一、朝儀不レ協、而遂火二其書一、大概 中華之朝儀多襲二外國

之制例一否、

愚謂、中華之始、舊紀所レ著、無レ可レ疑、而以二吳泰伯一爲レ祖者、因三吳越可二一葦一、吠二俗書之虛聲一、文字之禪、章句之儒、好レ奇彫レ空之所レ致也、夫 中華精二秀于萬邦一乎、悉出二 神聖之知德一、故國稱二神國一、祚稱二神位一、器稱二神器一、其教曰二神勅一、其兵曰二神兵一、是 神體レ物不レ遺也、後世叨傳二其虛一、爲二無稽之言一、皆記誦之信レ耳而忘二其所一レ本也、竊按、人之壽夭、必繫二世之渾漓一、上古之人多レ壽、人之度量、必襲二地之水土一、 中華之人多二靈武一、凡自二 人皇一逮二 崇神帝一、十世、年歷七百年、聖主壽算各向二百歲一、外朝之王者、此間三十有餘世、若二泰伯之苗末一、何異二外朝之壽一、況 帝之聖武雄才、果拱レ手長視之屬乎、蓋居二我土一而忘二我土一、食二其國一而忘二其邦一、生二其天下一而忘二其天下一者、猶下生二于父母一而忘中父母上、豈是人之道乎、唯非二未レ知レ之而已一、附會牽合、以二我國一爲二他國一者、亂臣也賊子也、朝儀多襲二外朝之制一、亦必非レ效レ此、自然之勢也、且外國通レ好之後、多有二留學生一、以精二外國之事儀一、故摘二其美一茄(茹)二其嘉一、是君子之知也、況彼此同氣之相通乎、如二三讓之榜一、皆附

或疑、綏靖帝以二其姨五十鈴依姫一、爲二元妃一、（母之姉妹曰レ姨、）於レ禮、最可レ畏乎、

愚謂、禮者、本二天地之道一、從二人物之情一、監二數世之勢一、以節二其制一、故草昧之始、禮之全備、不レ可レ求レ之、外朝伏羲女媧兄妹以爲二夫婦一、堯舜同姓以爲二昏姻一、可二幷按一也、且禮必有二一代之制一、有二水土之差一、故禮者以二其至誠一、品二節之一、以二外朝之例一不レ可レ準焉、

或疑、神聖之天縱、盍三一擧而備二萬目一、待二後世之修飾一、而后潤色哉、

愚謂、事物之生成、必有レ時有レ勢、機微之豫備、時勢未レ及則不レ可三著明乘行一、能與二時勢一屈伸者、神聖也、凡卵仁既備二時夜棟梁之機一、而向二卵仁一求レ之、太早計者、時勢之然也、卵仁、未三嘗無二其機一矣、蓋 神聖之知也德也、既太極、含蓄來、草昧未レ遠、時勢屯蒙、未レ可レ發レ微、皇統連綿之後、人情之恆、事物之感、不レ可レ掩、而品節修飾、此道無レ不レ致、紅藍染レ紅、線紅二於藍一、靑藍染レ靑、色靑二於藍一者、在二其染練之久一、故穴居野處、至二棟宇閣樓一、汙尊抔飮、訖二簠簋罍爵一、結繩鳥跡、屈二科斗篆隷一、皆其初太疎、而經歷之漸、飾文潤色、竟及二善盡美盡一也、然乃太上者素樸以稱、若求二修飾一、則太早計而已、

或疑、後世修飾之禮、殆非二　神聖自然之誠一乎、

愚謂、天地人物皆自然當然互相根、蓋陰陽積累詎多、而后有二這天地一、有二此人物一、是當然之則也、陰自降陽自昇、天地萬物自然之道也、若必二自然一、本二於虛無一、薄二於悲絲一、若專二當然一、要二於修飾一、投二於驪黃一、神聖之道有二自然當然一、因二其事物一致二其道一而已、故草業潤色相因、而后天下之禮行焉矣、

或疑、中華無二典籍可一レ證、而今以二學敎一、庶幾二乎附會一乎、

愚謂、學者授受效習之名也、旣有二人物一、則未三嘗無二授受效習之義一也、謹按、太古天神有下宜二汝往循一之敎上、而　二神受レ之傳レ業、乃有二唱和之效一、天孫又受二　神勅一而繼二其志一、人皇同レ床共レ殿、以效二習　神靈之敎一、惕若小レ心以存二如在之誠一、皆是授受效習之義也、典籍者、史氏記二其事一而已、何必讀レ書執レ簡而已哉、況入鹿之亂有二書厄一乎、夫外朝者、優文之水土、而言二學字一、始出二於伊訓一、然乃五帝之盛、大夏之謨、爲レ無レ學乎、俗學未レ知レ學、故以レ蠧二於文書一爲レ學、是章句之末也、

或疑、外朝及高麗比二　中華之人材一、其優劣如何、

愚謂、地有二東西之阻一、世有二前後之差一、而　中華之　神聖與二外國之聖人一、一二其揆一

者、上知之不レ移、而同二天地之秀氣一也、夫往古　神勅可三以比二堯舜禹之授受一、清廟茅屋、粢食不レ鑿、可三以比二　神廟之制一、（春秋傳云、清廟茅屋、大路越席、大羹不レ致、粢食不レ鑿、昭二其儉一也、）人統之授時可二以比レ用二夏時一、故舍レ之不レ論、逮レ如二其中人一、外朝之人材更不レ可レ抗二　中華一也、凡春秋傳所レ載、亂臣賊子、及名家冑族之冒惡沈婬、　中華未三曾有二之屬不レ乏、況傳之前後乎、如二詩賦章句一、皆祖二外國一、而　中華之文士鳴二于此一者、不レ可二枚擧一、仲滿圓載金二蘭於盛唐之李王皮陸一、唯非下鳴二于此一而已上、不レ愧二於彼一、粟田阿倍者中朝之微臣、而或陪二宴於麟德一、或禀二寵於肅宗一、唯非下不レ愧二文章一而已上、可二幷按一也、書畫百工之技、劔刀器械之藝、亦多不レ愧二於外國一也、高麗者本我屬國也、云レ文云レ武、又不レ可レ比二於外朝一、況於二　中華一乎、故慢表而受レ愧、獻二銕楯的幷羽表一、共恐二懼　中朝之文武一、後世橘正通少事二硯席一、對馬守親光射レ虎、而麗王各投二美官厚祿一之屬、其人物可二不レ言而知一之也、

或疑、儒與二釋道一、共異國之教、而異二　中國之道一乎、

愚謂、神聖之大道、唯一而不レ二、法二天地之體一而本二人物之情一也、其教異レ端者、皆因二水土之差風俗之殊一、五方之民各有二其性一、以不レ同、唯　中華得二天地精秀之

氣一、一二于外朝一、故　神授之　聖受之、建レ極垂レ統、天下之人物各得二其處一、殆幾二于千年一、而後住吉大神賜二三韓於我一、初外國之典籍相通、以知レ一二其揆一、其曰二神教一其曰二聖教一、其　皇極之受授天下之治政、猶レ合二符節一、自レ是通レ信修レ好、摘二其經典一、便二其文字一、以爲二今日之補拾一也、如二佛教一者、徹上徹下、悉異教也、凡西域者外朝之西藩也、其水土偏二于西一、天地寒煖燥濕甚殊、民生二其間一者、必有二偏塞之俗一、釋氏爲二彼州之大聖一、融二通其水土人物一、以設二其教一、其道可二於西域一、而不レ可レ施二諸中國一矣、夫信レ耳好レ奇者、人情之蔽、何時否乎、釋教一通而人皆歸レ之、天下終習染不レ知二其異教一、牽合傅會以二　神聖一爲二佛之垂迹一、猶下腐儒以二太伯一爲上レ祖、吁是何謂哉乎、先　天神嚴二諱レ彼之戒一、圓頂桑門不レ得レ進二簾前一、僧尼獻物不レ得レ上二内侍所一、是乃禁二異教一之明戒也、禁二異教一者、其教殊レ俗以不レ可レ施二諸天下國家一也、到二後世一岐路分派、人人縱二其情一、王道迷レ津、神亦遠レ靈、聖亦不レ與、各信二其私説臆意一、不レ規二諸　朝廷之正教一、而微言日隱異端競起、以薄レ忘二其本一也、道家不レ行二于世一之説、出二明宋景濂之日東曲一、（日東曲曰、靑牛不レ渡二大洋海一、莫レ怪人無レ識二道書一、注云、國中無二道士一）凡仙道亦人之奇也、何國無之乎、中華之仙道、泛二泛于舊紀口碑一、宋濂何知哉、是非二治教之

補一、唯養レ氣貪レ生之事、不レ足レ論之、姑舍レ是、

或疑、中華之教、修レ身崇レ德之審、未レ聞レ焉、

愚謂、神聖繼レ天建レ極、非レ不レ在二修レ身崇レ德之道一矣、知德之顯象著明也、立レ身揚レ名而垂二迹於日月一者、修レ身崇レ德之義也、言行之暴惡橫邪也、祖二父於 天靈一、亦不レ能レ免者、反レ之也、夫 二神以二白銅鏡天瓊矛一、天祖以二三器一奉二 天孫一、別以二寶鏡一嚴二其 勅一、是乃萬世所三以修レ身崇レ德之 神教也、蓋 神聖以二靈鏡一表二其教一、豈無二其由一乎、竊按、人物皆有二此性心一、而人爲二萬物之長一者、其知靈二於萬物一也、靈者何、明而不レ惑也、其知不レ明則不レ異二于禽獸一、知而惑則未レ致二其實一、故修レ道崇レ德、唯在レ致二其知一、其知不レ致、則所レ德所レ道、皆落二在於私意一、專德二己所レ德、道二己所レ道、而不レ得二公共底一、所謂公共者、與二天地一同二其德一、與二人物一共二其道一、古今以因、尊卑以共、乃 神聖所レ建レ極之道德也、然夫所レ致唯在二此知一、故以二寶鏡一表二 神勅一、是外國之大聖、所三以大學之道以二致知格物一也、

或疑、本朝稱二 中國一者、直以稱二美之一乎、又有二其所以一之名歟、

愚謂、二神以二磤馭盧嶋一爲二國中之柱一、是乃 本朝爲二天地之中一也、天照大神在二

於天上二曰、聞葦原中國有三保食神一、又高皇產靈尊欲下立三天津彥火瓊瓊杵尊一以爲中葦
原中國之主上、是　天神皆以二此地一爲二中國一、自レ是歷代稱二　中國一、蓋地在二天之中一、
而中國又得二其中一、是乃中之又中也、　土得二天地之中一、則人物必精秀而事義又無二過
不及之差一、　本朝太祖　天御中主尊　國常立尊、其尊號名義既有二常中之言一、以建二
國中之柱一、故所三以其爲二　中國一、乃天然之勢也、竊按、外朝之聖禮、論二諸此一則殆
幾二過厚一、所謂衣之有二袞毳一、食之有二牛羊一、居之有二榻牀一、釁レ廟以レ牲、誓盟殺レ牛、
喪有二含斂一、婚媵二娣妹一之類、是也、西蕃之釋教、論二諸此一、則太甚澆薄而不レ及也、
其髡レ髮食レ菜、運水搬柴、以爲レ道、祭用二蔬麵一、喪有二火葬一、及二其大一、終薄二無レ君
蔑レ父亂レ倫之類、是也、唯　本朝　神聖相續、大賢英才日興、挹二其宜一制二其禮一、是
乃天地人物事義之中、至誠無レ息之道也、故　皇統與二天壤一無レ窮、禮儀因循、天下
由レ之、惜哉舊紀之詳、厄二入鹿之火一、然世世不レ乏二于人一、若因二其遺風餘烈一、以斟二
酌禮樂之實一、亦不レ難乎矣、是中國之稱唯　本朝所三以不二虛名一也、
或疑、　八耳王子(皇)號二聖德一、殆無二其實一歟、不レ能レ討二馬子之弒逆一、信二西教一而熾二浮屠
之法一、其本大違二聖德一乎、

愚謂、馬子弑逆之罪、太子之聰明、未ニ會不レ知ニ其機一、有ニ良史一書ニ太子八耳弑ニ天王(皇)一、而不レ隱、太子又爲レ法可レ受ニ其惡一、太子因ニ蘇我之勸引涵洽一、以信ニ異教一、尤不レ可之大也、竊按、太子攝ニ政於 推古帝一、而所ニ其行一所ニ其施一、治道之休善、皆神聖之道、而非ニ西域之教一、其迹ニ作憲章一也、以レ禮爲ニ人民之本一、其通ニ好外國一也、以ニ天皇一抗稱、而不レ屈、其聰明度量、可レ謂ニ睿知寬仁一、故天下大化、其薨也、少壯若レ喪ニ考妣一、哭泣之聲盈ニ于道路一、耕舂釋ニ耒枠一、然乃其功化以ニ聖德一不ニ亦宜一乎哉、蓋此時釋氏之教雖ニ專熾一、未レ至下弄ニ心性一彫ニ空虛一之太甚上、唯專信篤敬以祈レ福尙レ奇而已、故太子所レ建之憲章以レ禮制レ道、可ニ幷按一也、俗儒皆疑、憲章有ニ三寶之說一、然乃不レ足レ信之、愚謂、憲法之內一條有ニ三法之敬篤一、以ニ一非一掩ニ十六條之是一者、非ニ君子之志一、其建レ寺度レ僧者、皆西教之染習也、如ニ憲章一者、尤治世之要戒、豈可レ不レ信乎、後世尊ニ信於太子之過誇一、悉銷ニ其實一、以附ニ會一牽一合其私記臆說一、更不レ足ニ言論一、唯據ニ日本紀一可ニ證見一之也、

或疑、太子先有ニ弑逆之過一、奚以ニ後善一掩ニ其大罪一乎、今所レ論最似レ護ニ其短一也、

愚謂、天地之道寬大克容、故高明厚博而無レ息、神聖法レ焉、故悠久而無レ疆、嘗聞

伯夷之惡レ惡、與二惡人一言如下以二朝衣朝冠一坐中於塗炭上、然夫子以レ不レ念二舊惡一稱レ之矣、春秋爲レ書也、爲レ懲二亂臣賊子一、而楚穆王弑二其君父一、夫子嚴書二其罪一、及レ修レ好、其臣書レ名稱レ使書二其爵一、管仲相二其讎一、及二九合一以レ仁與レ焉、若二所レ問之說一、乃弑レ君相レ讎之罪、豈掩二修好九合之後一乎、而夫子之筆言如レ此、蓋馬子之弑逆、太子不レ討、猶三晏嬰蘧瑗與二聞弑レ君之謀一、而其建レ禮剏レ章、以化二天下之人心一、豈修好九合之屬乎哉、如レ護二其短一者、一家之私言、而非二公議一也、

或疑、中華禮儀之制、無二一定之事一、代代變易、何乎、

愚謂、禮有二一定之則一、而無二一定之事一、是乃禮之實也、時有二治亂一、地有二豐凶一、人有二長幼交代一、事有二儉奢一、物有二始終新舊一、有餘不足、豈以二一定之事一乎、故以二一定之則一制二其宜一、通二天地人物之性情一、是　神聖之禮也、豈唯　中華乎、外國之聖聖亦然、故或尙レ質或尙レ文、或文質並行、周以レ農興、天子后妃必親耕蠶、而導二農桑一、漢始行二元旦賀禮一、以君臣相和之屬、皆一代之制也、周禮者、萬代之模範、而夫子告二顏子一以レ行二夏之時一、然乃事者在二今日時物之通一レ情而已、代代之變易、不レ可怪焉、

此一編　仁德朝以下擧二其尤者一而餘姑舍レ是、蓋三韓來服之後、外朝之典籍相通、故嘉言善行亦有二蹈襲之嫌一、況異教之太熾、神聖之道竟雜而不レ醇、今祖二述往古之神勑一、憲二章人皇之聖敎一、唯懸丁象中華之文物、與二天地一參非丙萬邦可乙幷比甲而已、

# 武家事紀

皇統要略　武統要略

武朝年譜　武本

武家式　臣禮

# 解題並凡例

中朝事實の序文に、今歲謹んで　皇統武家の事實を紀さうと思つたが、先づ　皇統編を作り、世の兒童に誦ませて日本人としての大本を自覺させようと思ふ、然し武家の實紀の方は何時出來るかわからないといふ意味のことが書いてある。然るにその後四年卽ち延寶元年、素行五十二歲の時、武家事紀を書いた。その序文に、「往年竊に中朝實錄を輯め、將に餘年を竢ちて武家の事に覃ばんとせり、頃歲此の集を草し、題して武家事紀と曰ふ云々」と、以てこの武家事紀が中朝事實の姉妹篇と云ふよりも、寧ろその一部として最も重要なるものなることがわかる。

此の書輯むるところのものは、皇統要略を始とし、武家の系統來歷・古今の戰史・兵要地理・武家故實に至る迄、凡そ武士卽ち武家に關するものは遺すところがない。從つて武士道並に武士道の根本思想を窺ふに闕くべからざるものが含まれてゐる。今玆に取り出した皇統要略・武統要略・武朝年譜・武本・武家式・臣禮はその代表的なものである。尤もこの他にも頗る重要なるものがあるが、紙數の關係で全部收めるこ

とができなかつた。依つてこの度は本卷の終尾に武家事紀全部の目錄を附載して讀者の參考に供するにとどめ、その全文は他日の機を待つこととする。

皇統要略は、武統の根本が皇統なる所以を明かにし、次に公家政治の衰へて、天皇輔弼の責任を盡さず、名は尊皇にして實これに伴はず、遂に武家政治の已むべからざるに立至つた所以を述べてゐる。但しその間に南北朝問題に就いては、兩朝分立を認めてゐるが、これは當時の學者又は識者の通論にして、南朝正統論は水戸義公に始まり、全く決定したるは明治以後にあつたことを思へば、獨り素行のみを責むることはできない。

武統要略は武家政治の功績を述べ、常に勤皇を以て政治の大本とし、善政を以て輔弼の責に任じたる事實を明かにし、以て大いに武家政治を謳歌してゐる。これ群雄割據の武力萬能時代に於ては當然の歸結であらうが、素行に於てはその學說の然らしむるところここに及ぶもので、「政治の大本は　天皇にして　天皇御親政は萬古不動であるが、大權の執行卽ち行政機構は公家たると武家たるとを論ぜず、各〻其の力に應じその時勢に應じて適宜その任に當るべし」とする見解の然らしむるところである。

武朝年譜に於ては、孔子の名著春秋の筆法を用ひて、「春王某月」と書き、以て武家政治に於ても政治の大權は　天皇の總攬し給ふ所以を明かにしてゐる。かかる書振りは、素行なればこそと云ふべく、日本歴史始まりて以來未曾有のことであらう。

武本は武士の本分は勤皇にあることを特に章を設けて明かにしたもので、素行の武士道の畫龍點睛と云ふべく、全著述中最も注目すべき點である。尤もここに云ふ勤皇は武家卽ち將軍の職分を指し、直接一般武士とは云はざるも、一般武士は大名に直屬し、大名は將軍に直屬し、各〻その上官を通じて勤皇の大義を奉ずるものとの見解に立脚せること自ら明かである。

武家式・臣禮は武家の慣例を述べて武士道の具體的事實を明かにしてゐる。

本書の原本は、素行自筆のものは殘つてゐない。現存のものはいづれも寫本である。今回底本に使用せるものは、最も信頼するに足る平戸山鹿家所藏本及び津輕伯爵家所藏本であつて、大正七年發行山鹿素行先生全集刊行會本をも參考とした。尙ほ原文は武朝年譜が漢文である以外はすべて和文である。從つて今武朝年譜は書流文に改めたが、その他は出來るだけ原文に從ひ、假名遣・送假名等を現代式に改めるにとどめた。

# 皇統要略

武家事紀
巻第一

○

本朝の上古天神七代と云へるは、天地開闢の初になり出でましますの御神にして、神人なり聖人なり。天神の末にあたらせ玉ふ御神を伊弉諾尊・伊弉冊尊と稱し奉る。此の二神の時にあたりて天神仰ごとありけるは、「豐葦原千五百秋瑞穗之地あり、汝ゆいてしり玉ふべし」とて、天の瓊戈（一）と云へる寶器を玉はりぬ。ここにおいて二神天の浮橋の上にたたせ玉ひて、天の瓊戈をさし下してかきさぐり玉ふ。その矛の鋒より滴る處の潮のこりて磤馭盧嶋となりければ、二神此の島に天降り玉うて、大日本豐秋津洲を出生し玉へる也。此の八洲に山川海陸草木のしなぐ\ことぐ\く相具はりければ、此の地の主なくては叶ふべからざると、二神相はからひましぐ\て、つひに一女三男を出生し玉うて、日神は天を司り玉ふ。月神は配レ日て夜を司り、滄海原の潮の八百重を知り玉ふ。蛭兒の御神は海の事を知り玉ふ。天下の事は素戔嗚尊にまかせ玉へど

（一）原本の振假名に從ふ。普通はヌボコと讀む。

も、此の神いさみたけきに過ぎて安忍〔一〕ことのみ多く、恆に泣恚り玉へば、宇宙に君たること不レ可レ叶になりて根の國に去り玉ふ。二神大功業を建て玉ひて各々其の司り玉ふ處の定まりければ、乃ち幽宮を淡路の洲に宮作りまし／＼て二神長く隱れましぬ。

天照大神・高皇産靈尊ともにはからひ玉ひて、　天照大神の御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊の御子天津彦彦火瓊瓊杵尊を以て葦原の中國の主と定め玉ふ。此の國に邪神多く草木までもの云ふごとくなれば、先づ其れを平けんとあつて、經津主神と武甕槌神と兩神を此の大將となして下し玉ふ。二神出雲の五十田狹の小汀にいたりてければ、大己貴神八十萬神をひきゐて隨ひ奉り、平レ國時所レ杖廣矛を以て兩神にさづけ退きぬ。是れに因りて諸々の邪神悉く平均す。ここにおいて兩將神其の旨をかへり告せり。天照大神乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡・草薙劒の三種の寶物を賜はりて天下の政道を任し奉れり。ことには大神みてに寶鏡を持ち賜ひて、吾兒視二此寶鏡一當レ猶レ視レ吾、可三與同レ床共レ殿以爲二齋鏡一、と神勅あつて、天兒屋命・太玉命と兩神を大臣となしまゐらせ、天神地祇の祭祀をつまびらかに仰ごとあつて、而後に此の國に天降り玉へる也。天孫天降り玉ふ時、天忍日命、來目部遠祖天槵

〔一〕殘忍の意

津、大來目をひきゐて武備を裝ひ天孫の前に立ち、天兒屋命・太玉命左右の大臣にそなはりて御供をなしまゐらせ、日向の襲の高千穗の槵日の(二)二上峯天浮橋にいたり玉ひて、つひに吾田長屋笠狹の御碕に止まり玉へり。是れ乃ち本朝神代天下草業の初也。

天祖彦火瓊瓊杵尊天のいはくら(磐座)を推闢きて天降り玉ひしより、一百七十九萬二千四百餘歳をすぎて(三)神日本磐余彦天皇の時にあたりて、天神天祖の御志を續ぎ玉ひ、天業をひろめのべ玉はんとの御志深かりければ、御年四十五歳より(四)甲寅東征の事はじまり、多くの邪鬼妖人を悉くまつろへ(順)隨へ玉ひてける。東征より六年(五)己未の年に四海大いに平にして、都を大倭國畝傍山の東南橿原にみやばしらふとしき立てたまひ、辛酉年に即位の禮を行はれ、是の歲を天皇の元年と定め、皇后・太子を立て、人君の大義、人倫の天敍をあらはし玉ふ。而して功臣を賞し田宅を賜ひ、天神を祭祀して天下に大孝を示し、宗廟に禮を盡し、巡幸あつて天下風土の實を正し玉ふ。是れ人皇の最初神武天皇の御事也。

人皇第十代の帝崇神天皇・(第)十一代垂仁天皇共に身ををさめ德を正し、天業をひろく明かになし玉ふの御志深かりければ、神を崇め民を育みて國家の災害を除き、四

(二) 原本の振假名による。普通はフタカミノタケと讀む
(三) 神武天皇
(四) 紀元前七年に當る
(五) 紀元前二年

道將軍を四方につかはして國々の夷俗を治めしたがへ玉ふ。これに由つて天下大いにをさまり、家給り人足りて民やすく、ことに人民長幼の序を知り、課役賦税の政をしる。此の時任那の國王並に新羅王子來りて、さま〴〵の貢ものを捧げ、聖德を賀し奉る。第十二代景行天皇親ら東西を征伐し玉ひ、七十餘人の皇子を國々に封じて國家を守護せしめ玉ふ。西は筑紫のはて、東は蝦夷の末まで、此の御宇に至りて、本朝の風化無レ不レ及。第十三代成務天皇に至りて、國郡の界を立て國郡に君長をまうけ、その國において才知德行あるものを撰びて、國郡の政務を沙汰せしめ玉ひて、朝廷のま(一)ぼりとなし玉へり。是れに因つて百姓萬民いたはることあらずして、天下無爲の化にしたがへり。是れ併しながら崇神・垂仁・景行・成務の帝文武の大業相續してつとめ玉ふる聖德のゆゑと云ひつべし。故に人皇神武の帝天下草創の後、此の四代に至りて四海の政令稍備はる也。

第十五代神功皇后と云へるは、仲哀帝の后、應神帝の母后也。此の御宇に中りて仲哀帝の御志を續がせ玉ひて、親ら三韓を征し玉ふ。新羅王大いに驚き、素旆而自服、素組以面縛て、みふねの前に降參し自ら誓ひけるは、(二)從レ今以後、長與ニ

(一)　まもりの古語

(二)　以下の日本書紀よりの引用文普通と異なる文字あり、又讀方も異なるも、今皆原本に從ふ。

乾坤、伏、為飼部、共不乾船柁、而春秋献馬梳及馬鞭、復不煩海遠、以毎年貢男女之調、則重誓之曰、非東日更出西、且除阿利那禮河返以之逆流、及河石昇為星辰、而殊闕春秋之朝、(三)忍(怠)廢梳鞭之貢、天神地祇共討之(焉)。ここにおいて皇后のもたせ玉へる矛を新羅の王の門にたてて後々末代の印となし、新羅の王子を人質にささげ奉り、さまざまのみつぎものを八十艘の船につみて皇后の御船にしたがへ奉る。此の事百濟・高麗にきこえければ、二國の王自ら軍門に至りて降參する事、新羅にことならず。皇后御弓の末弭を以て、高麗の王は我が日本の犬也と石壁に書し付け玉ふ。從是高麗を狛と云へり。かくて皇后歸國ましましぬ。是れ本朝に三韓相從ふのはじめなり。是れより三韓人質をたてまつりて、毎年各々八十艘の貢をたてまつり、異朝の(四)吳王は吳服部と云ふあやおりを奉りけるもこのゆゑとぞきこえし。かかる目出度き神聖の御子なれば、應神帝うまれ玉ふ。御姿自然に聖武の表相そなはり玉うて、御腕の上に(五)柄の形のありければ、譽田の天皇と(六)あがめ奉る。後に八幡と稱して武威の靈神とならせ玉うて、本朝宗廟の神と仰ぎ奉るは、此の御事也。

(三) 原本の讀方に從ふ。普通はマヰデと讀む

(四) 支那揚子江下流地方を指す

(五) トモ、古昔はホムダといひしこと前出一九〇頁參照

(六) 原本、王に作る、以下間々この誤あり、今皆訂正せり

(一)第十七代仁徳天皇は難波ノ高津ノ宮と申し奉る。倹徳無雙の帝也。聖代相續如レ此ノ世々に及びしかば、國家の治道政務の綱紀、代々に潤色す。

第三十四代推古天皇に至りて聖徳太子攝政し玉ふ。此の時初めて(二)冠位十二階を定め君臣上下の品を明かにし、(三)憲法十七條をつくりて天下に法令を示し玉ふ。其の第四ケ條に云はく、群卿百寮以レ禮爲レ本、其治レ民之本、要在二乎禮一、としるし玉ふ。是れ尤も治道の要を得と可レ言也。孝徳天皇に至りて改新の詔あつて、悉く諸禮を定め諸國に示し、朝廷に八省百官を建て政道を紀明す。天智の帝、中臣鎌足と相はかり玉うて天下の政事を正し、天武天皇、(四)九十二條の禁式を立て、(五)四十八階の爵位を定め、(六)八姓をきはめて姓氏を正し、諸國の堺をわかちて亂れざらしむ。五畿七道に巡察使をつかはして國政を考へ民の勞逸を知り玉ふ。凡そ代々の天子各〻天下の政務に心をよせ玉ふがゆゑに、文武の大臣をあつめて國家維持の政道治法相行はれけるがゆゑに、律令格式の全備に不レ及といへども、政事用法のあらまし皆とゝのほれり。故に天下事あるときは武臣斧鉞の命を承はり、天下無レ事ときは文臣守レ國の政不レ怠。されば神功皇后三韓を征伐ありしより後、度々異域そむくことあれば、本朝必ず征伐を加へ

(一) 昔は神功皇后を御歴代に入れ奉るが故に今日より一代數多し
(二) 日本書紀推古天皇紀十一年十二月
(三) 同十二年四月
(四) 日本書紀天武天皇紀十年四月の條に出づ、その時の詔の一部によれば主として朝臣の分限服制に關するものの如し
(五) 同十四年正月の條に出づ
(六) 同十三年十月、眞人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置をいふ

て年々の朝貢更におこたることを不レ得。況や本朝の西鄙東蕃の不庭あらんには、逆臣忽ち王化になびかずと云ふこと無キレ之也。

第四十二代文武天皇の大寶四年に、藤原不比等に詔して律令(七)を撰ばしむ。律は法度の定制、令は政務の作法、これ乃ち末代に至るまで公家政道の規範なり。元正天皇の養老二年に、かさねて藤原不比等に勅あつて律令(八)各々十巻を修せしむ。これより先代(さき)代の政務禁法式目(九)はし／＼出でて施行ありしかども、此の度不比等の撰せられしごとく全備せざりしを、不比等ここにおいて始末の制法を詳にして、天下の萬民をしてこれに由つて行ふときは違事(たがふこと)なからしむ。故に天下の政務の式本たり。不比等は大織冠(たいしよくくわん)(一〇)の子淡海公の事也。六十二にして薨ず、文忠公と諡す。かくて第五十二代嵯峨天皇の弘仁十一年に、大納言冬嗣(一一)勅を奉じ弘仁格・弘仁式を撰す。格は政務の先例を考へて時に從つて損益するの條々也。式は年中相定まれる儀式也。清和帝の時貞觀格式あり、醍醐帝の時延喜の格式あり、これを三代の格式と云ふ。淡海公の撰せらるる律・令を加へて律令格式と號し、明法家(みやうはふか)(一二)の輩これを習學す。されば國家の治道異事あらんには、必ず法家に尋ねられて法家勘文(かんもん)(一三)を捧げ、これを以て其の事宜を評定ある事公家政道の

(七) 大寶律・令

(八) 養老律令

(九) 度々の意

(一〇) 藤原鎌足

(一一) 藤原冬嗣

(一二) 王朝時代大學に明法博士を置きて學生に教授す。和漢の律令を講習するものを明法家といひ、中世以降この學衰へて、中原・坂上の二家これを世業として子孫に傳へたり

(一三) 諮問に對し故實先例を調査して答申せる意見書。かもんともいふ

先蹤也。

第六十一代朱雀院の天慶二年冬十二月、平將門關東にて亂を起し、下總國相馬郡に王城を立つ。同時藤原純友、海賊をかたらひ伊豫國より討つて出で、備前介子高(一)・播磨介嶋田惟幹を生捕りて南海を掠め、山陽・山陰・西海を奪はんとす。始め將門・純友同時に在京して比叡山に登りて王城を直下して此の逆謀を相約し、事なり(成)なば將門は東山・東海・五畿内を領して帝王と稱し、純友は西南海をしたがへて天下を攝政關白すべき由を盟ひけると也。果して此の逆謀出で來れり。此の時六孫王經基(二)、武州に在りてこれを聞き、急ぎ上洛して言上す。翌年二月、關東・伊豫へ討手を被レ命。關東へは參議右衞門督藤原忠文を征夷大將軍に任ぜられ、其の弟藤原忠舒幷に源經基を副將軍としてこれを遣はさる。伊豫へは小野好古・藤原慶幸・大藏春實を將軍として、兵船二百餘艘を發す。又先だつて東海・東山兩道へ官符を賜はり、軍功あらん輩を賞せられんとありければ、下野押領使藤原秀鄕・常陸掾平貞盛、常陸・下野の勢一萬餘を催し、下野において相戰ふ。將門敗北し、二月十三日下總國辛島にて將門うたれぬ。四月、忠文等淸見關(三)より引返す。純友は太宰府へ赴きぬ。小野好古つづいて追かけ、

(一)　藤原姓

(二)　源姓

(三)　駿河國に在り

筑前博多津にて相戰ひ大いに賊船をやく。純友遂に利あらずしてひそかに伊豫に遁れけるを、當國の警固橘遠保これを殺し、其の子重太丸が頸とともに都に送る。これを天慶の逆亂と云へる也。是れ併しながら王威の日々に衰へて其の化遠國に不ㇾ及がゆゑなり。

第七十代後冷泉院の永承六年、奥州の夷賊安倍賴時と云へるもの亂を起す。これに因つて源賴義勅を承り、陸奥守として鎭守府將軍をかね、これを征伐す。賴時降參す。賴時の子貞任法に背くによつて罪に行はんとす。賴時怒りて貞任とともに衣河ノ館に引籠る。これより合戰起りて止む事なし。賴義既に危かりけるを、出羽仙北の住人淸原武則一萬の兵を以て賴義に加勢す。故に康平五年貞任・家任悉くうたれ、宗任等は降參して國中平ぎぬ。永承六年より康平五年まで十二年の合戰也。

第七十三代堀河院の寛治五年、淸原武衡・家衡逆謀あり、源義家これを退治す。世に賴義の奥州征伐を前九年と云ひ、これを後三年と云ふ。その戰のありし年月までを數へて云へる也。凡そ源家代々大功業を立て、殊に其の人品直人に非ず、各〻勇悍忠義を存す。故に朝家にもこれを重んじ天下ともに其の武威を無ㇾ不ㇾ畏。義家の嫡子對

(四) 今の秋田縣仙北郡附近

(五) 貞任の弟

馬守義親勅宣を背くに因つて出雲國へ流罪、（堀河院康和二年）猶ほ悪逆やまざるがゆゑに、平正盛を遣はしてこれを討たしむ。（同帝嘉承二年）七十四代鳥羽院の天仁元年に、平正盛出雲において義親と大いに戰つて義親遂に誅伏、義親配流の時其の子爲義を祖父義家の養子とす。義家此の年逝去に付きて、爲義乃ち其の家を相續す。此の時源平兩家の武士に名將多く、朝廷の政務は日々に衰ふ。ここにおいて諸國に亂逆相つづいて起りければ、武家威を振つて官位を得る輩尤も多かりし也。七十五代崇德院の大治二年、源爲義撿非違使に任じ從五位下に敍す。爲義陸奥守を望むといへども、祖父賴義陸奥守に任ぜられて貞任・宗任が亂あり、父義家陸奥守たりし（時）にも武衡・家衡が亂あれば、不吉の例なりとて勅許なければ、爲義憤りて他國の受領に任ぜず。同四年、平忠盛勅を承りて山陽・南海の海賊を追捕す。長承元年に忠盛上皇の御願によつて得長壽院（一）を建立するの奉行たり。その賞に由つて但馬國を賜はり昇殿を許さる。忠盛、白河・鳥羽兩院の御氣色に叶つて初めて家を起せり。

第七十七代後白河院の保元元年に、崇德新院、宇治賴長が勸め申さるるに由つて密謀の事おこり、主上へ對し兵を擧げ玉ふ。是れは鳥羽上皇美福門院を寵せさせ玉うて、

（一）昔の蓮華王院、即ち今の三十三間堂は、得長壽院の一部なり

崇徳帝の御祚をいはれなく追ひおろしまゐらせられて、美福門院得子の腹に出生し玉ふ近衛院をわづか三歳にて卽位せしめ玉ふ、その御憤より事起れり。されば鳥羽法皇、保元元年七月二日に崩ぜられけるに、いまだ一七日も不レ過、兄弟の御中に弓矢相おこれり。是れ乃ち公家政道の衰へて人倫の大義を失ひ、父子兄弟の天敍ことごとく相そむいて、上天神地祇の明德にそむき、下人民の綱紀をみだり玉ふがゆゑに、思の外に禍蕭牆(二)に起る。ここにおいて源平兩家の武士、內裏(三)・新院(四)に思々に馳せ加はる。七月十一日夜の軍に新院打負けさせ玉ひて、頼長(五)流矢に中りて死す。新院は御出家ありけれども讃岐國へ流され玉ふ。平清盛奏聞して平馬助忠正(六)幷にその子共を誅す。これによつて義朝(七)に勅して爲義幷に子ども八人を殺さしむ。七十八代二條院の平治元年に、（二條院は後白河第一の皇子也）藤原信頼朝恩にほこるあまり、後白河上皇信西(八)を信じ玉ふことを恨み、源義朝をかたらひ、平清盛が熊野參詣のひまを伺ひて兵を起し、上皇の御所を燒拂つて信西を尋ね、信西御所を逃れ出て奈良へ赴き生きながら土にうづまれしを、掘起してその頸を斬り、上皇を內裏のかたはらに推しこめ、主上を黑戶の御所におきまゐらせ、信頼威を專らにす。清盛急に上洛し六波羅にかへり、主上をひそかに六波羅に行幸な

(二) 國內の意、論語季氏篇首章、吾恐季孫之憂、不レ在二顓臾一而在二蕭牆之內一也に出づ
(三) 後白河天皇
(四) 崇德上皇
(五) 藤原姓、崇德上皇方の總大將
(六) 清盛の伯父
(七) 源義朝。源爲義の子
(八) 少納言藤原通憲、剃髮して圓空と號し、後信西と改む

しまゐらせ、上皇は仁和寺へ御幸(し給ふ)。これゆゑに百官皆六波羅へまゐる。信賴・義朝(は)朝敵の名を蒙り、忽ち軍破れ、信賴は捕はれて誅せられぬ。義朝は爲二長田(一)一被レ害。源家の一類此の時多く誅せられ討死す。此の度清盛父子の忠勤他にことなるを以て朝家無事なりければ、清盛參議に任じ正三位に叙す。平家專ら天下の權をほしいままにいたし、七十九代六條院の仁安二年に清盛内大臣より直ちに太政大臣に昇進して、從一位に叙せられ隨身兵仗(二)を賜はり、輦車(三)にて宮中を出入す。時に清盛五十歳。あくれば五十一歳のとき、清盛剃髮して淨海と號す。世以て入道相國と稱す。或は六波羅に居り、或は西八條に住す。又攝州福原に別業あり。其の妻平時子(平大納言時忠の姉 贈左大臣時信の女)を二位殿と號す。嫡男重盛を小松殿と號し、弟賴盛を池殿と稱す。八十一代安德天皇は清盛が外孫なれば、此の時平家の榮達相きはまりて、清盛の惡逆重累す。ここにおいて天德に違ひ人望に背きてければ、源賴朝院宣(四)を承りて義兵を擧げ、元暦・文治の戰に平家ことごとく敗れて一族赤滅す。されば諸國に餘黨多く、國郡の成敗、公家のはからひに任せては事をさまりがたきを以て、賴朝、平時政(五)を以て奏聞し、諸國の惣追捕使たらんことを後白河法皇に請ひ奉らる。法皇不レ及二子細一許容せさせ玉ふ。これに由

(一) 名は忠致、義朝の臣鎌田政家の舅にして、尾張國野間内海の莊司なり。義朝逃れて東國に走らんとし長田に寄る。長田變心して平家に與し、義朝を殺す
(二) 護衛兵
(三) 主に皇族のおのりもの、他は勅許の人のみ乘ることを得
(四) 後白河法皇の宣旨
(五) 北條氏は平を姓とす、伊豆の北條に居りて北條氏を稱するに至れり

つて諸國に守護職を置きて國司の威を押へ、僅に吏務の名を存せり。庄園には地頭を付けて、本所(六)の沙汰をおさふ。このゆゑに六十餘州無爲になりて、諸國に私の意趣をかまふる輩なし。しかりといへども必竟天下こと〴〵く武家の支配になりて、朝家の政を施行し國司の吏務を用ふるに不(ル)レ及(バ)になれり。是れ公家の政道衰微して、天下の政事不レ正(カラ)して、賞罰法令こと〴〵く道にたがへるが致す處也。

(六) 莊園の支配者を指して云ふ

第八十四代順德院の御宇に當りて、後鳥羽上皇鎌倉の權威をにくみ思召し立つことあつて、武家を滅さんことを專らとし、武士をあつめ武藝を習はしめ、諸國の武士に仰合はさるることあり。此の事つひに關東にきこえければ、承久三年五月、武藏守泰時(北條)・相模守時房(北條)兩大將にて十萬餘騎東海道より攻め上る。武田・小笠原・小山・結城、五萬餘騎にて東山道より攻め上る。義時(北條)の次男朝時四萬餘騎にて北陸道より攻め上る。同六月、路次中の戰に官軍破れ、東兵大いに利を得てける。同七月、泰時の嫡子時氏奉行して、後鳥羽院は隱岐國、順德院は佐渡國、土御門院は土佐國へうつされさせ玉うて、北條義時がはからひを以て、持明院宮茂仁を位につかせ奉る。是れ後鳥羽院の兄守貞親王の子也。後堀河院と申すはこれ也。十歲にして卽位、萬事武家のは

からひ也。此の時より一向公家の成敗をやめて、天下の政務は云ふに不レ及、帝位の儀、公家の官祿ともに武家口入し奉る。元仁元年より京都に兩六波羅(一)を置きて賞罰を沙汰する也。この比武家には泰時・時賴各〻天下の政事を以て己が任とし、理非決斷を正し、天下の人民を安んぜんことを欲す。故に四海悉く鎌倉の政道に化して、公家の政務施すに所なし。況や文永の比平貞時がはからひに因つて、後深草院の皇子當今（九十一代伏見院）の御弟久明親王を鎌倉へ迎へ奉り、征夷大將軍に任じ一品に叙し玉ふ。然れば京・鎌倉同胞の御親しみあつて彌〻武威を盛にす。

第(二)九十五代後醍醐天皇の御宇に及んで、鎌倉の執權北條高時我意をほしいままにいたし、政道不レ正によつて、諸國に武家をそむく輩多ければ、帝つひに官兵を催して鎌倉を滅し玉ふ。ここにおいて天下久しく絶えたる王化に歸し、政道再び帝意に出づといへども、賞罰の制令不レ明、內奏の祕計行はれ、佞臣邪士時を得て、かくの如くにては四海つひに王化を仰ぐべからざれば、又建武の亂出で來りて、後醍醐帝は南方吉野に都を立て玉ふ。京都には源尊氏(三)のはからひを以て光明院を位に卽けまゐらせ、天下の政事武威を以てこれを治む。これより以後代々の天子皆武家のはからひに隨ひ

(一) 探題卽ち幕府の執權に次ける要職、南北六波羅探題とて、兩府ありしなり

(二) 今は九十六代と申し上ぐ、當時は弘文天皇を數へ奉らざりし故なり

(三) 足利氏は源姓なり、下野の足利に在りし故、地名を以て氏と

玉はずと云ふことなし。(四)後小松院（百一代）の應永元年に、源（足利）義滿太政大臣に任ず。このとき諸卿詮議あつて、平清盛が外、武家の相國に任ずる例なければ如何と申されければ、義滿大いに怒りて、直ちに王位に昇り細川・畠山を攝祿の臣となさん由沙汰ありければ、朝廷大いにおそれてやがて許容あり、翌年義滿の亭に行幸あり。武家を公方と稱するは此の比よりの事也。禁中へ出仕の時便宜所をまうく、是れを小御所と名付けて、伺候の月卿雲客皆庭下に蹲踞し武家の顧眄を願ふ。其の内武家に親しきを昵近衆と號す。義滿薨じ(五)玉ひて勅あつて太上天皇の尊號を贈らる。凡そ武家の威勢此のときにしくはあらず。されば朝廷は日々に衰へて、唯だ詩歌管絃を事とし、詠曲風流を家とするのみなり。それさへ次第に名あつて實なきに至れり。是れ正しく朝廷の知德おとろへて自ら取るところの禍也。されば後代に至りては、朝廷公家の禮儀は詠歌・管絃・蹴鞠等の事までを取りあつかうて、事業といたさるるの事なりと、自他ともにおもふ(六)（やう）になれることのあさましき也。

凡そ天神七代地神五代の御事はおろかなる言葉にも述べて評しぬべき事に非ず。既に人皇の最初神武帝より第十代崇神天皇までは、往古の神勅にまかせまゐらせて、三

(四) 今は百代と申し上ぐ

(五) 勅命により將軍に任ぜられし人に對する名分上の敬稱なり、以下しばしば見ゆ

(六) かかる古き語法多し、以下補字略す

種の神寶を同殿に安置し奉りて聊も傍をはなれたまはず、神と人と更にわくかた(別方)なかりしを、崇神帝漸く神威を恐れ玉ふに由つて、別殿に神寶を安置し玉うてより、神と人と相わかり(れ)、神物官物に差別出で來り、皇居神宮相分るる也。然れども猶ほ上古を相去ること不ㇾ遠がゆゑに、人民淳朴にして邪智少く、上に聖智の君多く下に賢能の輔佐相つらなれるがゆゑに、代々の治道準據するにたれり。三十代よりこのかた憲法律令行はれ、官位禮儀立ちて政道の要法詳なり。されば女帝垂簾の治、幼主繦褓の中にありといへども、朝政更にたゆむことあらず、四海に邪義を存する輩無ㇾ之、文武の大臣互に政を輔け、天下を以て君臣の大任となし、賢を擧げ不肖を退ぞけ義を正し智を練るを以て事とす。されば中臣鎌子を凡品より撰んで内臣とし、下道眞備(一)は八位より大臣に任ぜらる。如ㇾ此治道明かなるを以て、天下久しく平均に屬して萬民豐樂の化を蒙れり。

帝王日中行事・年中行事、つまびらかに舊記に出でたり。況や天祖天照大神の遺勅に因つて、代々の天子三種ノ神寶を以て帝王の聖徳を表し、寶鏡を以て神常に在(いま)すが如き戒となし、聰明睿智の天德をただし玉ふ。是れ乃ち天子の道也。世久しく泰平に屬

(一) 吉備眞備。前出一六四頁參照

し、往古の神勅も形(かた)ばかり殘り、朝廷の禮義(マヽ)も威儀の節を事とし、樂の和は管絃の事になり、つひに好色の道幽玄の儀のみ朝廷の有識とするになれり。故に天下の治道政法は上下ともに失却す。順德院御記(二)に云はく、天子諸藝能の事第一學問也。不レ學則不レ明ニ古道一、而能レ政致ニ太平一、貞觀政要(三)明文也。寬平遺誡(四)、雖レ不レ窮ニ經史一、可レ誦ニ習群書治要一云々。竊に按ずるに、學問を以て天子の藝能との玉ふことは、此の比既に帝德の微運なるのゆゑなるべし。既に寬平小式に、毎日巳時召ニ侍讀一次御膳也とあるときは、天子必ず師を立て道を問ひ、古の作法を詳に習熟ましく\て、今日天下の政事人物の上に用ひさせ玉ふ事、延喜・天曆の古きためし也と舊紀に明也。御學問を以て藝能と申すべきことに非ず。然れども上古神聖の實義日に疎(うと)くなりて、御學問は鴻材利口のためにわたり、詠歌管絃は風流におち入りて、禮樂の實を失ふになれること也。このゆゑ(五)に政道日々におこたりましく\、君臣皆逸樂を事として天下の苦樂つひに不レ通、故に武臣これを受けて、億兆の民を安んじ四海を靜謐せしむ。されば詠曲管絃のあやまちにあらず、これを用ふるに道を失へばなり。武臣上をなみして世を政するに非ず、上に君道不レ明がゆゑに武臣これを承けて天下を安んずる也。保元

(二) 順德天皇の御作なり。但し下文同御書に見えず。筆寫傳來の間に誤を生ぜしものなるか

(三) 唐の吳兢撰、唐太宗と群臣と政事を論ぜしことを類編す

(四) 宇多天皇の御作、下文同御書に見えず

(五) 以下公家政治の墮落して天皇輔弼の重責を怠りしを責むるなり。天皇は神聖にして侵すべからず。文或は公家政府と皇室との區別必ずしも明確ならざるものあり、讀む者注意を要す

よりこのかた建武の亂に至るまで、朝廷の禮樂政道正しきに武臣己れが私をほしいままに致す事あらず、全く天下困窮するがゆゑに、武臣日々に盛にして是れを靜謐せしむる也。されば平清盛ごときなる我ままをなせし武臣たりといへども、猶ほ朝廷を立て命を重んずる事、是れ併しながら天神地祇の神靈萬世の後まで相のこりて、君君たらざれども臣以て臣の道を守るのゆゑなれば、難キレ有本朝の風俗也。

○

平清盛（七十八代二條院）平治の亂に朝家に大忠を立て、官位日々に昇進し、仁安二年（七十九代六條院）、內大臣より直ちに太政大臣に任じ、從一位に敍し隨身兵仗を賜はり、輦車に乘じて宮中を出入す、時に年五十。一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領・衞府・諸司都合六十餘人也。是れより武家大いに繁昌す。然れども天下の政務は猶ほ攝政關白のはからひとして、朝廷の威尤も重く院中の施行多し。故に武家政務の口入れあらざる也。

（一）源賴朝公治承四年に義兵をあげ猛威をふるひ、同年十月武藏國より相摸國にうつり、鎌倉大倉鄕に新造の御亭を立てらる。俄の事なれば材木諸色合期しがたければ、乃ち（二）知家事（ちけじ）兼道が山內（やまのうち）の宅をうつしてここに立てしめ玉ふ。大庭（おほば）平太景義これを奉行す。同十二月十二日に此の亭に移徙あつてける。此の時出仕の侍三百十餘人。東國既に其の有道武威に服して鎌倉殿と稱し奉る。

（一）以下の記述多く吾妻鏡に據れり

（二）鎌倉時代の政所の職

文治元年に平家悉く滅亡せしめける、その賞に因つて賴朝從二位に敍す。されば平家の餘類猶ほ處々にかくれ、源(一)行義(家)・義經東西に漂泊し國家を惱亂せしむ。是れ皆累年國司・領家の政道不レ正カラ、武威不レ振ルハがゆゑに、これを征伐いたしにくし。しかりとて每度京都の御下知をうけて東國より人數をつかはさんこと甚だ以て煩はし。しかれば此の度天下の地頭職を承けて所々の國郡に守護・地頭をさしおき、國に大分の犯人あらんには直にはからひて追捕可レ仕キ旨ル、因幡前司ノ大江廣元に相談あつて、乃ち時政(北條)在京の時節(をりから)奏聞ありければ、後白河法皇不レ及バ子細ニ御ゆるしあつて、文治二年三月一日、諸國惣追捕使并に地頭職を賴朝に賜はる。此れより天下の政務自ら武家の支配にありて、諸國に守護を置き庄園に地頭をまうくること皆(二)武命を以て王命をうけず。されば國衙(こくが)・庄園に、王朝より國司・領家を置き、武家より守護・地頭を立つ。しかれども諸國の守護大犯(三)三ケ條の撿斷の外はいろふ(綺)(四)ことあらず、これ全く國家守護の職たれば也。しかれども武威盛大なるに從つて國司・領家はつひになきが如くなりて、守護・地頭のはからひにのみなれり。されば世以て皆賴朝惣追捕使地頭職に補せられ玉ふ後、天下こと〴〵く武家の制敗(成)となれるとは云へる也。故に武家の政務賴朝を以

(一) 備前前司行家の誤なり。賴朝の叔父にして、義經と同心の事、吾妻鏡卷五、文治元年十月の條に見ゆ

(二) 史記孫子呉起列傳に、將在レ軍、君命有レ所レ不レ受、の意なるべし

(三) 大番催促・謀反人・殺害人の檢斷を主任務とすること

(四) また弄の字をも當つ。干渉する意

て初とす。

頼朝專ら宗廟の鬼神を崇敬し、忠勤を朝廷につとめ孝養を深くし庶民を愛憐し、聊か武儀を不レ忘レ、つねにこれを練りこれを詳にす。禮樂を起すの志ふかし、このゆゑに武家の制法あらまし相ととのほつて、鎌倉の執權數代の間、右大將家の式を守りて大綱を執行するになれること、是れ乃ち頼朝武家の始祖たるゆゑん也。

治承四年十月六日、頼朝相州鎌倉に著御あつて、同十二日小林郷の北山に先づ宮廟をまうけて鶴岳(五)(岡)宮をここに所レ遷ル、走湯山(六)(そうたうさん)の住侶專光坊を以て別當職とす。抑も本社は後冷泉院の御宇、頼義征二伐スル安倍貞任一ヲの時、丹祈の事あつて、康平六年秋八月に、石清水(七)(いはしみづ)を相州由比郷に建立し玉ふ。永保元年春二月、陸奥守(源)義家又これを修復す。しかれば曩祖相續ぎて崇め玉ふ處の神社、ことに(殊)武家代々執崇する處の八幡宮なれば、乃ち大庭平太景義に命じてこれを奉行せしめ、翌年正月一日、頼朝自ミら若宮に參詣あつて、自リ二今日一以後不レ及バ二日次ノ沙汰一ニ、正月一日を以て當社奉幣の日と定め玉へり。されば崇敬さらに他に異にして祖宗の宮廟とす。養和元年五月營作大いになつてければ、七月上棟八月遷宮ともに頼朝監臨あつて直(ぢき)に諸用を命ぜらる。元暦二年、平家悉く滅亡の註進

(五) 吾妻鏡の原本、岳の文字を用ひし古寫本あり、それに據りしものなるべきも以下すべて岡の字に改めたり

(六) 伊豆神社、舊稱走湯山權現といふ。伊豆山にありて、頼朝の崇敬あつく、箱根山權現と並稱して二所權現といふ。

(七) 山城國男山八幡宮の別名

狀鎌倉に到來、藤判官代(一)此の記をよみ奉る。廣元(二)・俊兼(三)等御前に伺候、賴朝卿自らこの目錄狀をとり玉うて鶴岡の方に向ひて座(坐)し玉ふと云へり。如レ此の儀自らの功を事とせずして、神祇祖宗にゆづり玉ふの心と可レ云也。

賴朝卿平家追討の儀、是れ乃ち朝家に忠を存し玉うて朝廷の命を重んじ玉ふがゆゑ也。平家沒落の後、事々皆朝命をうかがつて私を不レ挾、朝務の事においても其の所存あることは奏聞して諫め奉る。自ら所存をさしはさみ玉ふことありとても、朝廷より止め玉ふことはこれを不二執行一、專ら武威を盛にし武備をおごそかにして、つひに四海を靜謐せしめ玉ふこと、皆武家忠勤を存するの至りなり。

元暦元年十一月、廣元・俊兼に命じて南御堂(四)を建立のため犯土(五)の儀あり。卿自ら監臨してこれをいとなましめ玉ふ。是れ乃ち亡父義朝の菩提所也。同二年二月に作事始めあり、卿自ら渡御す。乃ち委細をひそかに奏聞ありければ、法皇ことに感じ思しめして、仰二判官一東獄門の邊において故左典廐(六)義朝の首并に鎌田二郎兵衛尉正清の首ともに相そろへられて、江判官公朝勅使として下着す。(元暦二年八月晦日)卿自ら稻瀨川の邊まで出向いてこれをうけ取り奉らる。遺骨(七)は上人文學門弟僧等頸にかけて來れり。卿自らこれをう

(一) 藤原邦通
(二) 大江廣元
(三) 藤原俊兼
(四) 勝長壽院のことをいふ、幕府の東南に位せり
(五) 土地を使用するに就いての呪禁(マジナヒ)にて地鎭祭の如し。後出五六八頁頭註參照
(六) 左馬頭の意
(七) 源平盛衰記卷十九に

け取り玉ひて悲哀不レ淺。翌年文治元年十月廿四日、勝長壽院（南御堂也）供養をとげられ、卿束帶にて歩儀し玉ふ。諸士列參、和田義盛・梶原景時門外の左右に伺候して非常を禁ず。此の比いまだ天下無爲に不レ屬といへども、卿常に孝養を以て志となし玉ふがゆゑ也。東鑑第四曰、二品御素意偏以レ孝爲レ本之處、未レ盡ニ（八）水菽之酬一、今（九）極ニ榮貴一給之故、被レ企ニ一伽藍作事一、潜被レ伺ニ奏此由一、云々。

元暦元年八月（廿四日）、鎌倉の營中に公文所を立てらる。中宮大夫屬（一〇）三善善信・主計允藤原行政爲ニ奉行一。十月、公文所造畢しければ、乃ち（一一）吉書初あつて、大江廣元別當たり。齋院次官中原親能・主計允行政爲ニ寄人一。同廿日、御所東面廂二ケ間をへだてて問注所と額をうたしむ。これは諸人訴論對決の事、其の次第を詳にしるし付けて、その裁許の是非を明かならしめんとのため也。乃ち三善善信に命じて此のまうけをなさしむ。是れ併しながら民を愛し下をめぐみて利世安穩の志ふかかりしゆゑに、天下未レ靜といへども既にその政をただし玉ふ也。かくて四海屬ニ靜謐一ければ、建久二年正月十五日、諸奉行の品ことごとく相定まれり。大江廣元政所の別當たり、藤原行政政所の令たり、鎌田俊長政所の（一二）案主たり、中原光家知家事たり、三善善信問注所の執事たり。

（八）水と豆、極めて粗末なる食物、禮記檀弓篇に、啜レ菽飲レ水、盡ニ其歡一斯之謂レ孝

（九）國史大系本には、令レ極ニ榮貴一給之今とあり

（一〇）三善康信、剃髪して善信と云ふ

（一一）公家又は武家にて年の始又は代替りの始に吉日を撰んで覧る政治上の文書を吉書といひ、ここはその始をいふ。即ち政務の執り始めなり。後には武家毎年正月始の吉日に行ふ書初にもいへり

（一二）文案記録を司る役

公事の奉行人は掃部頭藤原親能・筑後權守藤原俊兼・隼人佐三善康清・文章生三善宣衡・民部丞平盛時・右京進中原仲業・豐前介淸原實俊也。而して侍所の別當は治承四年よりこのかた、和田平義盛(一)これを承る。侍所所司は梶原景時これをつとむ。其の制法如此嚴重なりければ、四民の政務漸くその大綱そなはれり。

建久元年、天下大いに靜謐、前年平泰衡等誅伏卿やがて上洛の志あつて、七月一品房昌寛を京都につかはし、もと平淸盛が居住の地六波羅に武家の新館を立てしめ、同十月上洛のついで尾張の野間において長田(二)忠宗(致)を誅戮し、十一月上京、主上・法皇に謁し奉り、歸國の時乃ち中納言能保を京都の奉行たらしむ。是れ賴朝卿の緣者(三)たれば也。乃ち六波羅に居住して京都の成敗を司り、西國には内舍人藤原遠景を奉行人として政務をたださしめ、奥州には葛西淸重・伊澤左近將監を以て惣奉行として政道を明かならしむ。如此國々所々の制法詳なりければ、四海大いに靜謐して四民各〻安堵をなせり。

賴朝卿武家より天下を守護し玉ふがゆゑに、政務の法令、營中の儀式、其の身のつとめ、聊か武業を不忘を以て事とし玉ふ。是れ本を不失して忠をつとむるの誠也。平淸盛武勇すくなきに非ず、智謀淺きにあらざりしかども、一たび公家に列し朝廷の

(一) 平氏を稱するを以てなり。三浦大介義明の孫、賴朝擧兵以來腹心の武士にして平氏追討に拔群の功あり。後に北條氏との軋轢を生じ、遂に建保元年兵をあげて敗れ陣歿す。年六十七

(二) 源義朝を弑せし人、前出三九四頁參照

(三) 藤原能保は源義朝の女を娶り賴朝と義兄弟なり

臣にまじはり、官位の上達をきはめ遊宴を事とせしよりこのかた、僅か二十餘年の間に武儀悉くすたれて、身を守り家をたもつこと不レ能ハ、況や國家の守護をや。卿これを鑑み玉ふがゆゑに、建久元年天下の靜謐を賀し奉りて上洛のとき、大納言右大將に任ぜられけるを、歸國に臨んで忽ち兩職を辭して鎌倉にかへり玉ふ。是れ唯だ武家の實をつくさんためなるべし。凡そ卿鶴岡に參詣の時、營中を相去ること近しといへども、旌旗をなびかし甲冑をよそほひ、前後の隨兵をそなへしむ。南の御堂は故義朝の菩提所にして自ら孝養のために供養せらるるといへども、卿監臨の節は供奉行列皆武儀を裝ひ、佐々木高綱御甲を著て前庭に候すと也。建久六年東大寺供養結縁(けちえん)のために上洛のとき、和田義盛・梶原景時數萬騎の壯士を率ゐて寺の四面を警固し、佐々木高綱著(ケシ)ニ御甲(ヲ)ーこと東鑑に出でたり。是れ皆その怠るべき處において猶ほ武義(儀)を備ふるの道也。凡そ武家は武を以て禮とす。武家に居て優艷を事とするは非禮の至也。壽永二年頼朝卿征夷將軍の宣旨をうけ玉はるの時、左史生康定院宣を承けて關東に下向す。卿乃ち鶴岡八幡宮において三浦介義澄(四)を以てこれを請取らしむ。義澄、赤威(あかおどし)の鎧に甲(かぶと)をば不レ著ケ、家子(いへのこ)二人比企(ひき)能定・和田宗眞、郎等(らうとう)都合十二人各〻直冑(ひたよろひ)(五)にて召連れたり。

（四） 三浦義明の第二子にして、和田義盛の叔父に當る。平家追討の功抜群にして、頼朝に重用せらる。ここに記されしごとき大任を命ぜられしも、その證にして、大いに名譽を施せしなり。後年北條政子政をとるや、諸元老の合議に參加す。正治二年病歿、年七十四

（五） 一同揃つて甲冑を著せるをいふ。

是れ乃ち武家の故實たり。壽永元年八月頼家誕生七夜の儀、千葉介常胤(一)これを沙汰す。子息六人御甲・御弓矢・御劔・御馬を持參して獻上、全く武備を慶賀したるのゆゑ也。十月自二御產所一營中に入御し玉ふに、小山宗政懸二御調度一、同朝光持二御劔一。文治四年七月七歳にして御甲を著して乘馬、南庭を三度打廻りており玉ふ。是れ等皆武家武を以て家を立て子孫を教ふるの故實なり。このゆゑに鶴岡放生會に流鏑馬を必とし、甲冑旌旗を事として、兵士皆是れを常とす。頼朝卿南御堂の供養をはり玉ひて還御の後、侍所別當義盛・同所司景時を以て仰せに云はく、明日可レ有二御上洛一、明曉乃ち進發いたすべき輩ありや、著到を付けて交名をただすべき旨ありしに、群參の御家人常胤已下、明日御供可レ仕輩二千九十六人、其內卽刻可二上洛一の由言上のもの、朝政・朝光(二)已下五十八人と云々。是れ武備のつとめ不レ怠を以て急事の用度とどこほることなければ也。建久四年四月、那須野の狩及び富士野の狩ことごとく武備の內習を試み玉ふ。是れに因つて御家人宗徒の大名皆武義(儀)の故實を存し、弓馬の藝に不レ達ものなし。中にも海野幸氏故實の堪能にして八人の射手隨一たり。

頼朝卿私の法を不レ立、專ら古禮故實を貴びて、古老舊學の輩に其の道の品をたづね

(一) 從五位下下總介平常重の子、治承四年頼朝の擧兵に特に招かれて以來獻策武功並に拔群、奥州征伐には東海道大將軍の一人なり。正治元年諸將と共に梶原景時父子を排擊す。建仁元年歿、年八十四

(二) 小山朝政・同朝光

て時宜相應の禮儀を斟酌せり。安田三郎義定が擧し申すに因つて(三)養和年中五月伏見冠者藤原廣綱を召出さる。是れ馴二京都一たる右筆なり。其の後大江廣元そのころは中原安藝介とて京都より下向す。後に因幡守に受領し大江の姓に改む。此の者本明法博士にして律令を知り博文弘才なるがうへに、その身の智惠も不レ淺がゆゑに、卿これに萬の事を審問して時宜をただし玉ふ。諸國に守護・地頭を置き玉ふ政務も廣元執し申しけるとぞ。平宗盛父子鎌倉に下著の時も、かれに御對面あるべしや否やと下問ありければ、廣元云はく、今度の儀以前の例に不レ可レ似、君は既に海内の濫刑をしづめ、その位二品に敍し玉ふ。彼れは爲二朝敵一無位の囚人なり。御對面の條還つて輕骨のそしりあるべき由を諷諫し奉る。因レ此被レ止二其儀一、簾中よりその體を覽玉ふと云へり。如レ此諸事その禮をただして誤なからんことを欲し玉ふ。廣元後に(四)大官令に任じ入道して覺阿と號す。又(五)源民部大夫光行・中宮大夫屬康信入道して善信と云ふ、此の者自二京都一めされて來れり。善信尤も故禮に通ず。故に武家の政務を可二輔佐一の旨堅く約せらる。されば政務の儀においては大江廣元・三善善信に相談あり。而して武家の舊禮兵法の故實は御家人の宗徒の輩皆これに達するを以て、故老をあつめて其の物語をなさしめ往事

(三) 吾妻鏡養和二年五月十二日の條に出づ

(四) 支那にて高貴の飲食を掌る官名なり

(五) 文學者、民部大丞を經て正五位下河内守兼大監物に敍任。父光季平家に從ひし罪を幕府に請うて免され、和歌を以て後鳥羽上皇の寵を受く。寛元二年鎌倉に歿、年八十二。海道記の作者と傳へらる

を談ぜしめて今日の學とし玉ふ。大庭平太景能於₂新造ノ御亭₁、獻ジ₂盃酒ヲ₁語ル₂保元合戰ノ事ヲ₁、（東鑑十一建久二年八月）幷被レ仰₂合奥州征伐ノ事ヲ₁事、（上同九文治五年六月）東鑑に出でたり。西行上人(一)を招きて弓馬の芳談あつてければ、筑後守俊兼をして其の詞をしるしとどめしめ玉ふ。河村三郎義秀(二)達スル₂弓馬ニ₁のゆゑに、景能すすめ申して囚人をゆるされ、三尺手挾・八的(三)等の藝を施すことを感じ玉ふ。平氏の囚人武藤小次郎資頼、平胡籙の差樣、丸緒の付樣を心得、故實を存するの沙汰ありければ、是れ又厚免せらる。その禮を重んじ玉ふ事可レ見也。頼朝卿奥州へ進發のとき、千葉介常胤御旗を新調す、下河邊行平御甲を調進す。又上洛の時、佐々木盛綱俣野矢(四)一腰を獻ず、飯富源太宗季（後改₂宗長₁）鏃をつくりて奉る。各々其故實口傳を糾明せらるるに、或は故實を存じ、或は時宜を斟酌す。上に武の業を專らとして其の道をただし玉ふを以て、下又各々其の道を守りて、一器一物までそのことわり（理）をきはむるに至れり。されば若君(五)に命じ玉うて、行平（下河邊庄司）を以て弓の師たらしめて弓馬の藝をねらしめ玉ふ。文治六年（建久元年也）四月、若公頼家九歳にして始めて小笠懸(六)を射玉ふ。行平御弓・蟇目(七)を奉り、三浦介御的を進め、千葉介御馬を奉り、小山田三郎、獻ジ₂御鞍ヲ₁、八田知家御行縢・沓を奉り、宇都宮朝綱水干袴を獻ず。南庭にて此の儀を行はれ、三度射終り

(一) 有名なる歌人
(二) 吾妻鏡卷十、建久元年八月十六日の條に見ゆ
(三) 何れも騎射の一種、八的は的を八箇所に立てて行へるなるべしといふ
(四) 雁股に同じ、鏃が二叉に分れその内側に刃ある矢なり。股矢とも書く
(五) 頼家
(六) 笠懸の一、串にて挾みたる方四寸の板を的とし、比較的近距離より、三、四寸ばかりの小蟇目の矢を以て射る
(七) 朴・桐などにて製したるやじりにして、數個の穴ありて風を

て下り玉ふ　御殿において盃酒を賜ひ、行平に御劔を下し玉へり。若公十一歳にて富士野の御狩に鹿を射取り玉ふ。乃ち此の所において山神矢の口等を祭らる。江間殿(八)、三色餅を獻ぜらる。狩野介勢子餅を獻ず。各〻規式あり。又江次(建久三年)(九)文家神樂の祕曲を相傳のため以テ奉ニ書ヲ上洛する事、是れ放生會(一〇)の樂なり。凡そ頼朝卿禮を糾し樂をきはめしめんとの志殆ど可シレ考フ。これによつて天下その有道に歸し、四海私の干戈を施すことなし。其の功尤も大なりと可キレ云フ也。

頼朝卿治承四年に擧ゲニ義兵ヲ玉うてより正治元年正月十三日に薨御、治世二十年、その内文治五年に泰衡(一一)退治あつて義經の逆徒悉く誅伏す。治承四年より文治五年まで十年、しかれば天下の靜謐わづかに十年なり。其の間其のつとめ玉ふ志如シレ此ノ。或は範頼・義經にうる(好)はしからず、神社の崇敬しばしばわづらはしきに至り、或は南都東大寺の巡禮、陳和卿(一二)が說をきいて感淚し玉ふ類、事々に多しといへども、是れ全く頼朝卿のあやまりに非ず、時の風俗久しく如キレ此ノを以て、是れ乃ち天下の時勢粧たり。頼

犬追物・笠懸等の射藝に用ふ

(八) 北條義時、頼家の外叔父に當る

(九) 一本、久に作る

(一〇) 殺生戒に基き、生類を放ちやる儀式。神社・佛寺にて行はる。陰暦八月十五日の石清水八幡宮の放生會は年中行事として殊に名あり

(一一) 藤原泰衡、陸奥の豪族。父秀衡の後をついで陸奥出羽押領使となり、義經奥羽に落つるや、衣川に庇護せしが、頼朝の脅迫により遂に文治五年閏四月義經を殺す。然るに尚ほ頼朝にその罪を免されず遂に追討せられて敗北し、北に逃るる途中郎從河田四郎に殺さる。年三十五

(一二) 宋の佛工なり、平安の末より來朝す。東大寺佛像修繕に從事す。東大寺落成の後頼朝和卿に面謁せんとす。和卿曰はく、國敵對治之時、多斷ニ人命一、罪業深重也、不レ及レ謁。固辭再三、將軍抑ニ感淚一云々と吾妻鏡建久六年三月十三日の條に見ゆ。後出五八七頁參照

朝卿始めて天下に守護職・地頭を置き玉うて、諸國庄園の末々まで奸謀不義の輩を改め糾し、無道の族(やから)あるときは守護・地頭直ちにこれを征伐するにたれり。是れより國司・領家の政務一切にあらたまり、四海無爲の化に歸する事、全く卿の胸襟に出でたり。而して武家吏務の成敗、その制法を詳にして四民の法をただし、因つて以て後世武家の開基たる事、其の天下に大功あること又不レ淺(カラ)と可レ云(キフ)也。

賴朝卿嫡子賴家卿、十八歳にして父の家督を續ぎて天下の守護職たり。外祖北條時政執權す。賴家卿わかくして天下の守護たれば、近侍佞奸の輩その志におもねり諛(へつら)ひて申しけるは、君は既に天下の主にてましませば、直(ぢき)に公事訴論をただし玉ふべきに非ず、ことには評定の問注所、御所の内にあつては公事訟獄の輩ここにあつまり、凡庸のもの御所中を徘徊せんこと尤も不レ可レ然(カラル)、只だ問注所を外にうつされ、天下の政事を執權奉行人にまかせられて、その滯るべき處を台聽に達しつべし、故右大將家のときは自(ミ)ら天下の政事を裁許し玉ふ、これ未だ天下靜謐の化に不レ及(ルバ)のゆゑ也、右大將家いまに御存命においては、天下の政事必ず只今のごとくなるべき由、折々執し申せり。此の條も子細ある事なれば、卿これを甘心(かんしん)(一)し玉うて、賴朝卿薨ぜられていま

(一) 滿足す

だ間もなきに、問注所を新に郭外に構へられて、三善善信執事たり。而して時政・廣元・善信幷に三浦義澄・八田知家(二)・和田義盛・梶原景時・比企能員(三)・藤九郎盛長(四)等相談を以て天下の大小事を沙汰せしめ、京都には掃部頭親能(藤原)を奉行たらしむ。卿の傍に小笠原彌太郎・比企三郎・同彌四郎・中野五郎四人常に近侍して、この外は御前へ出ることたやすからず。是れより下の情さらに上に不ㇾ通して、天下の權こと〴〵く北條時政父子に歸す。是れ乃ち北條家代々武威の權をとるゆゑん也。梶原景時は右大將家の例にまかせ、御前へ出仕して大小事直に言上しける。本より諸人の怨多き者ゆゑ、舊臣六十六人連署してこれを訟ふ。これに因つてつひに出仕をやめ、後謀叛のことありて一族害せらる。卿日々に遊宴をきはめ色を好み、右大將家薨逝の年八月、足立景(五)(マヽ)盛が妾を奪ふ。これに由りて景盛遺恨を存するの沙汰ありければ、やがて景盛を誅せらるべきにきはまれり。是れ大江廣元先例をひいて不ㇾ苦よしを申すに由つて也。しかれども右大將家薨逝いまだ其の歳を不ㇾ過に、好色のゆゑを以て宗徒の御家人を

(二) 幕府の家人、右衞門尉、筑後守。源義朝の第十子。平治の亂に幼にして、難を逃れ、外曾祖八田氏に養はれて子となり、頼朝擧兵後從軍して功あり、後に宿將として重用せらる

(三) 頼朝の重臣、武功多く、右衞門尉檢非違使に任ぜらる。その室は頼家の乳母となり、その女若狹局は頼家に寵せられて一幡を生む。頼家の後見として北條氏制壓につくし、ために建仁三年時政に謀殺せらる

(四) 安達盛長、通稱藤九郎、頼朝伊豆配流以來心を寄せその寵臣たり。後入道して蓮西と號す。正治二年歿

(五) 安達景盛、盛長の男、彌九郎と稱す。頼家に誅せられんとして政子の諫に救はる。實朝弑せられてより世を夢み、高野山に入り大蓮坊と號す。承久の亂に北條時房に從ひて功あり、その女は北條時氏に嫁して時頼を生む。時頼執權となるや重用せられて威權あり。寶治二年歿

誅戮不レ可レ然の旨、御母公尼御臺平政子執し申されて事すみぬ。大江廣元が宅に山水をかまへ新造の屋をまうけて卿を入れまゐらせ、京都より蹴鞠の上手なにがしを招きてなぐさめ奉る。卿大いに蹴鞠を好みて、或は百日の鞠の會を結び、或は仙洞(一)へ奏してかの藝に達せる北面の輩をまねいて、晝夜の遊興やむことなし。北條泰時この比はいまだ江間太郎と申しけるが、密々に御近習の侍中野五郎に申されけるは、蹴鞠の御なぐさみまことに幽玄の藝、御賞翫の條餘義(儀)なき事也、但し去る八月の大風に、鶴岡の宮廻廊八足の門顚倒、浦々にて船をやぶり人民をそこなひ、民家こと〴〵くそこね失ふ、當年飢饉たるべき旨人々愁存ずる處に、京都より蹴鞠の輩を廣元が館まで召下さるる事いかがあるべき也、ことには去る廿日の天變如二月星一物自レ天降非常の御愼あるべきこと也、右大將家御在世の時、建久年中百ケ日の間毎日御濱出あるべきに定めらるる處、天變出現の由申すに付きて其の儀をやめられて御愼ありしとぞ、貴方は昵近の仁なれば事の次に如レ此ことは諷諫申さるべきことなるにやと談ず。此の事、卿きき玉うて、父祖をさしおき諷諫の條御氣色にたがへり。泰時申して云ふ、全く諷諫し奉るには非ず、愚意のおよぶ處を聊か御近習の仁にものがたり(たる)までの儀也と云々。これに

(一) 京都の上皇の御所

由って泰時本より子細に不ㇾ及。卿日々におごりを縦にして、伊東崎の大洞へ和田平太胤長を入れて怪事を尋ね、富士の人穴に仁田四郎忠常を入れてこれをさがす。諸事の作法皆如ㇾ此して天下の政事においては聊も不ㇾ通、このゆゑに治世わづか五年にして執權時政・母公平政子のはからひとして舎弟實朝卿に天下をゆづれる也。

實朝卿、年十二にして舎兄賴家にかはつて征夷大將軍たり。實朝卿天下をしり(知)玉ふこと、全く母公平政子・外祖北條時政のはからひなり。ことにわづか十二歳なれば、彌〻大小事悉く北條がはからひたり。天下の政務は賴家卿の時の作法のごとく、何事も皆執權・評定奉行人の沙汰たり。京都の守護は武藏守源朝雅(二)これを勤む。これ時政が壻(にて)牧の御方が腹の女(壻)也。元久二年、朝雅伏ㇾ誅。元久元年に卿始めて孝經を讀み玉ふ、中原仲業侍讀たり。太刀・砂金を賜はる。同年坊門後任内大臣藤原信淸の娘を迎へて御臺處とす。北條政範・結城朝光・畠山重保上洛迎ㇾ之。これより京家の往來内外にしげければ、卿尤も詠歌をたしなみ風流をこのみ玉ふ。此の比藤原定家・同家隆・飛鳥井雅經・後京極良經などいへる無雙の和歌の名人あり。又鴨長明などいへるその道にすきの輩多かりければ、卿專ら詠歌を翫びて其の道に長ぜらる。ここを以て政務のいろ(綺)ひ日々に

(二) 平賀朝雅、姓は源氏。北條時政の後妻牧氏の女婿。武藏守に任ぜらる。その京都守護たりしとき畠山重忠父子を時政に讒して殺害す。後に時政とはかり、實朝を弑して自ら將軍たらんとするの陰謀あり、義時の命により京都にて襲撃せられ、伊勢松坂に出奔して射殺せらる。陰謀のことは吾妻鏡卷十八、元久元年閏七月の條に見ゆ

うすく、武儀のつとめ更に斷絶す。或は郭公の初音を尋ねて永福寺邊にさまよひ、繪(ゑ)合(あはせ)のあとを追ひて營中にさたせらる。されば大江廣元は小野小町一期盛衰の繪を奉り、三善善信は山水の繪をわざと京都よりこしらへ下し、且つ夢想(一)の儀を執し申す。卿大いに御感あつてこの問答をしるしおかしめ玉ふ。是れに由つて相摸守義時內々諷諫申さるるは、武藝をわざとなされ、朝廷を守護せしめ玉はんこと、是れ關東長久の基たるべし、詠歌風流の儀はさまで御志をふかくなし玉ふべきにあらず、其の上右大將家は官位の儀宣下せらるる度ごとに必ず辭し申させ玉ふ、是れ佳運を御子孫長久ならしめんとの事なりとにや、今御年もいまださかりにしてしきりに御昇進不ㇾ可ㇾ然(カラル)、ことには御家人の面々上洛をとげずして補任の條、尤も過(あやまち)の至りなるよし、大江廣元を以て諷諫せしむといへども、更に承引し玉はず。建保五年、宋の陳和卿唐船を造りて奉る。この陳和卿と云へるは宋朝の佛師なり。右大將家の御とき、東大寺の佛像を造りたるもの也。陳和卿此の比召(めし)によつて鎌倉に至り將軍家を拜し奉りて涕泣す。そのゆゑを御尋ねありければ、昔宋朝育王山(二)にて君は長老たり、我れは門弟たるよしを思出して如ㇾ此(シノ)と云へり。將軍家去る比此の事を夢み玉ふことのあり、唯今和卿が申す處

(一)吾妻鏡卷二十、建曆二年十一月十一日の條に見ゆ

(二)禪宗にては醫王山ともいふ。浙江省寧波城東にあり、寺ありて廣利寺又は阿育王寺といふ、五山の一なり。陳和卿、實朝を權化の再來と稱してこの寺の長老といひしに、偶然實朝の夢と一致せしなり

わりふを合せたるが如し。御前生のとき御住山ありし處なれば渡唐あつて育王山を巡禮あるべしとの事にて、唐船をかれに命ぜらる。相摸守義時・武藏守時房しきりに諷諫すといへども許容し玉はず。此の年四月此の船出來す。乃ち監臨あつて數百千人これを曳くといへども、船不ㇾ動してつひに沙頭にくちぬ。將軍家思慮あさく佞奸の輩をしり玉はざること如ㇾ此、つひに承久元年正月、公曉（十九歳）がために弑せられ玉ふ。年二十八、治世十一年。以上、源頼朝卿より合せて四十年、これを世に三代將軍と號する也。

實朝公不慮の災に遇ひ玉ふの後、平政子幷に北條義時相談の上、信濃守行光を上洛せしめ、光明峯寺關白左大臣道家（三）の四男頼經（四）を關東の將軍に望み奉り、御家人各〻連署を捧げ是れを希ふ。六月十五日、相摸守時房・二位家の使として上京、相從ふ軍兵一千餘騎、將軍家の迎たり。頼經今年わづか二歳にして關東に下向、是れより北條家天下の權を執り、父子子孫相續して關東の執權たり。將軍家尤も英雄の豪傑にあらず、況や北條家相續いで利世安民を志とし國政に志深かりければ、諸民悉く北條に歸服し、將軍家は名のみにして實なし。泰時・時頼が賢才を以て私曲佞奸を企て、己れが權威を逞しくすべき志以て如ㇾ此いたせるにはあらず、時粧勢如ㇾ此。ことに其の比（ころ）大江廣

（三）九條道家、光明峯寺殿、又は東山入道と稱す、當時五攝家中の權勢家なり
（四）頼朝の妹藤原能保に嫁し、其の女、藤原公經に嫁ぎ、又その娘道家に嫁して生みし人にして九條家の出なり、僅に源氏の系統を受けし人なり

元・三善善信など云へる博學弘才の輩あつて、事を評議すといへども、各〻大義に不ㇾ通、其の至理を盡さざるがゆゑに、此の時源家の正統斷絶して、上は藤氏に世を奪はれ、下は平氏（二）に權をうつし、賴朝公王朝への忠勤武家の開基つひに沈沒す。

（三）建長四年、賴嗣公、父賴經公の謀叛に因つて職をやめらる。北條時賴・重時がはからひを以て後嵯峨上皇第一の皇子宗尊親王、十一歲にて關東へ下向あつて將軍家たり。惟康・久明・守邦相續して鎌倉に將軍家たり。守邦公に及んで四海一同に亂れ、北條家滅亡する也。

平時政、實朝公の初まで執權、元久二年落飾、北條郡に下向、子息義時執權、泰時（義時の嫡子）相副ひて政務を沙汰す。承久三年、後鳥羽院北條追討を思召立つこと關東へきこえ、武藏守泰時・相摸守時房（時政の子義時の弟）・名越遠江守朝時（泰時の弟）等上洛して官軍を破る。これより關東の武威尤も盛なり。此の時義時在リ鎌倉ニて將軍家を守護したてまつる。京都既に靜謐すといへども、泰時・時房は六波羅に居て諸事を沙汰し京都を警固す。泰時の嫡子修理亮時氏も父に從つて上洛す。京都やがて靜謐に及びければ、修理亮時氏は關東に下向す。

（一）北條のこと
（二）この事後出四二八頁參照

元仁元年六月十六日、右京大夫義時卒す。武藏守泰時・相摸守時房いそぎ鎌倉に下向す。因レ此時房一男掃部助時盛・泰時の嫡子時氏上洛して京都の警固たり。寛喜二年駿河守重時上洛して時氏に替る、重時は義時の三男、極樂寺の祖也。鎌倉將軍家の後見は相摸守時房・武藏守泰時これを承り、武家の成敗を司るべきの旨、平政子より此れを命ぜらる。此の時京・鎌倉の制法・奉行初めて相ととのへり。而して政務諸公事ことごとく泰時これを下知し、叔父相摸守時房これにしたがつて兩執權たり。凡そ泰時身ををさむるに儉約を以てして、財用を家族親緣及び將軍家昵近の輩にはぶきあたへ、追レ遠敬レ君、武義を勤め詠歌に達す、智謀勇略の武臣たり。而して官四品を不レ踰、專ら奢侈を禁ず。寛喜三年九月、名越邊騷動して越後守朝時後任二遠江守一の宅へ敵打入の由を聞き、泰時評定席より直ちに彼の地に向ふ。その間に盜賊自殺す。平左衛門盛綱路次においてゆきあひ、重職を帶せらるる身、自ら其の場に向ひ玉ふこと輕忽たるべき由を諷諫す。泰時云はく、人の在世は親を親しむにあり、朝時賊に圍まるること他人は少(小)事と可レ存、泰時においては建暦(三)・承久の大敵に少しもことなること非(異)ずと答へぬ。于レ時三浦義村かたはらに伺候しけるが、これを承りて感涙をのご(拭)へりとぞ。泰時天下の政務において私なからんことを欲すと云へ

（三）建暦三年五月、和田義盛、北條義時を怨み幕府を襲ひて敗死せし事件を指す

ども、武家に古禮舊儀定法なきに依りて、評定衆やゝもすれば存じ違ふること多し。御家人幷に天下の人民法をくはしくしらず、禮を不ㇾ存を以て殆ど罪におちいること多し。然れば今度式條の制を立て、以て訴論の是非公私の作法をあらかじめ諸人に知らしめば、國に事おこらず、人々その旨を存じ、奉行人これを準據して裁許をたださば自ら私あるべからざる旨、內々玄蕃允三善康連に示しあはされ、法橋圓全執筆たり。されば(一)貞永元年に式目五十條首尾いたし、評定衆を召し連署の(二)起請文を以て武家の政務に私曲を存すべからざる由をただし、相摸守時房・武藏守泰時猶ほ此の起請文に加判せしめ玉うて、理非決斷において聊か私あるべからざる自らのただしなり。是れに因つて諸人更に佞奸を存すること不ㇾ能。而して武家の舊儀においては、故大江廣元三代の將軍家に近侍いたし、壽永・元曆以來京都より到來する處の聞書覺書、人々の欵狀幷に武家の沙汰し來れる次第記錄、文治以後領家・地頭所務の條目、平氏追討の後賞罰の次第註文等の文書を多くしるしおき、方々に散在しけるを一所にあつめしめ、ことごとく尋ね問ひて目錄をしたため、時の右筆方にこれをわたす。乃ち左衞門大夫康秀承りてこれをうけとる。(三)尼三條局女性たりといへども、閫門の儀式、內證の作法、

(一) 貞永式目又は後成敗式目と云ふ
(二) 後出武本六七三頁參照
(三) 京都の人にして故儀に通じ、鎌倉幕府の大奥に仕へしものの如し

三代の將軍家を見聞いたせるゆゑに、是れ又泰時執して詳に事をただせり。如レ此毎事心をつくして公用を辨じ、諸民の苦を救ふことを存ぜば、政務更にそのいとまなし。凡そ評定の事あらんには、衆中に先立ちて出でおくれてかへり、其の遺忘をあらたむ。仁治二年三月評定事終りて各〻退散の後、泰時猶ほ評定所に着し覽二庭上ノ落花ヲ一

事しげき世のならひこそ懶けれ花のちりなん春もしられず

と一首の獨吟あり(し)とぞ。泰時定めらるる處の式目は、往古の律令を淡海公(四)の撰せられしに事かはらず、これ乃ち武家末代に至るまでの規範たり。其の功大ならずや。

安貞二年十一月、筥根山の神社回祿せり。滿月上人(五)開山の後五百歲、此の例あらざる旨也。泰時甚だ歎息して政務の失を考ふ。寛喜二年六月九日美濃國に白雪ふれり。泰時しきりに怖畏して、德政可レ被レ行旨其の沙汰あり。是れ天變をつつしみて政事をつとめ身を修するの道たり。正月十三日は右大將家の忌日たり、泰時一族をひきゐて必ず法華堂に參詣おこたらず。或時敷皮を堂下にしいて念誦數刻に及べり。別當尊範(六)しひて申しけるは、執權の御身として堂下に拜せられんこと不レ可レ然、堂上へ參ぜられよと、しきりに申しければ、泰時云はく、御在世の時分左右なく堂上へ參ずること無シ

(四) 藤原不比等

(五) 類聚三代格によれば、滿願を正しとす。萬卷また滿月に作るは誤といふ。箱根神社は滿願、天平寶字元年に、夢に三神の告あり、以て靈廟を設けたりと傳ふ。當時また箱根權現と稱し走湯權現と共に幕府の崇敬厚し

レ之、しかれば薨御の後も此の禮を失却可レ仕にあらずと被レ申。別當ことわりに伏し諸人彌〻右大將家を崇敬し奉る。泰時執權の身たりといへども、相州(一)時房と結番を以て御前にとのゐ(宿直)せり。或時供の侍とのゐものの筵を持參いたしければ、御所の疊の上にこれを敷くことは古禮に非ずとて不レ被レ用、世以て美談(と)せりとぞ。凡そ泰時禮を明かにして上下の儀をただし、天下を無爲ならしめん事を專らとすといへども、本より武家の業を不レ忘。されば承久の亂五月十九日に鎌倉へ聞えけるに、同廿二日泰時わづか十八騎を以て京都に進發し、六月十四日宇治川において一陣にすすんで川をこさんことを擬せらる。春日刑部三郎貞幸がはからひを以て漸くとどまれり。太郎時氏・佐々木信綱と相並んで先陣をとげ、遂に京勢を須臾に敗北せしむること併しながら泰時の武略にあり。而して子孫を教戒(するに)尤も武備を以てす。時氏早世の後、五郎時賴いまだ若年より弓馬の藝を修練せしめ、海野幸氏を師として、嘉禎三年の放生會に時賴少年にして流鏑馬を射られ、其の術を施す。是れ武家の式禮を不レ忘の戒也。建仁の比は泰時いまだ弱冠に不レ及といへども、既に賴家卿のふるまひ不レ可レ然の旨、(二)愚意を近臣中野五郎能成に談ぜらる。賴家卿大いに怒りて氣色あしければ、觀

(一) 相模守北條時房なり

(二) 吾妻鏡卷十七、建仁元年九月廿二日十月二日の條に出づ。前出四一四頁に見えしことと同事なり

靜法眼泰時の館に至り、貴方能成に仰せらるる條、父祖をさしおき諷諫太だその處を失せりと御氣色あり、然れば暫く所勞(三)と稱せられ御在國可レ然と云ひければ、泰時の云はく、全く諷諫し奉りしに非ず、愚意の所レ及を聊か近習の仁に談ずるまでの儀也、但し罪科に處せられんことは在國によるべからず、御家人の輩何方にありとも上の仰せをそむくべきに非ず、某急事あつて明朝北條に下向として兼て門出いたせり(四)、貴房の推察いかがなればとて、乃ち旅の具足ども取出し法眼にみせられけりと也。壯年に不レ及して其の氣象の物に不レ屈こと如レ此。このゆゑに父義時執權のときより政道を輔佐して、建保の比は侍所の別當として御家人大小の武儀を改正糺明せり。

寛喜二年二月、鎌倉中騷動して各〻甲冑を帶し旗を擧ぐ。實事あらざる故にやがて事しづまりぬ。泰時此の時下知して、夜陰のほど無二野心一輩は旗をまゐらすべき旨を示され、夜中旗をうけとり、翌日面々に對面して不レ存二異儀一進レ旗ことを感じつかはさる、世以て美談とす。嘉禎四年頼經卿上洛の時、天龍の舟橋群參して競ひ渡るを以て破損すべかりける、制止すと云へども叶ひがたかりける。泰時其の比は左京兆にて供奉せらる。やがてその體を考へ、於二掛河宿一到二于河邊一、敷皮をしいて座(坐)せらる。

(三) 病氣

(四) 吾妻鏡には、明曉欲レ下二向北條一、兼令二出門一畢、とあり、部下既に出發せりの意なり

一言の制止なしといへども、諸人各〻禮をなすの間、行列自然にととのほりて舟橋子細なし。其の智謀勇略如シ此。しかのみならず詠歌に達し歌人の列たり。駿河國に神拜し富士の宮によみて奉れる歌に、

ちはやふる神世の月のさえぬればみたらし河もにごらざりけり

此の歌は新勅撰(一)に入れらる。

世の中に麻は跡なくなりにけり心のままに蓬のみして

此の歌も同集に入れり。ともに以て人口のしる(知)處也。泰時又佛法を信ずといへども、只だ利世安民の便たらんことを欲して見性悟道の類を弄せず。されば栂尾の明惠上人(二)に對して法談を尋ねらるる事、及び嘉禎四年六月敬白の祭文を書して眞言教主大日如來十方三世一切の諸神諸佛を請し、四代の將軍家の恩顧を辱くし、官京兆に至り位大中大夫に除し、父祖をこえて昇進し、ことには御成敗の間裁許に加はり、愚蒙短才の上不存のあやまりあつて、人民を苦しめんこと太(はなはだ)以て大罪たれば、佛神此の信心を納受あつて、都鄙安穩遐邇(かじ)無爲ならんことを仰ぎ奉り、毎月七ケ日銀錢幣帛蠟燭ともにそなへて以て法をすすめ、念ずるに勝妙の兕を以てすと記しおかるる處、尤も是れ

(一) 新勅撰和歌集。二十一代集の第九番目にあたり、後堀河天皇の勅により藤原定家の撰述せしもの。二十巻

(二) 高山寺の高辨なり

利世安民のまことより出づる處也。嘉禎三年、尼二位家(三)の十三回追善のために一切經を書寫せしめ、卷ごとに泰時加判あつて、翌年これを園城寺(四)(をんじやうじ)に奉納せらる。如レ此次第專ら篤實を以て本とせり。

泰時六十にして仁治三年六月十五日に逝去、凡そ元仁元年より執權十九年也。武家の執權、祖父時政・(父)義時にはじまるといへども、政道の品々、武家の式條、泰時に至りて草創せらる。然れば泰時は武家執權の始祖と云つて不レ可レ恥也。泰時式目を撰ばれける時、京都の奉行駿河守重時(五)の本(もと)へ自筆の狀をおくれる其の書に、

(六)雜務御成敗の間おなじ體なる事をも、つよき(强)は申しとほし、よわきはうづもるるに候を、隨分に精好せられ候へども、自ら人に隨つて輕重などの出來候はざらん爲に兼て式目を作られ候。其の狀一通まゐらせ候。かやうのことは宗と法令の文に付きてぞ沙汰あるべきに、田舍には其の道をうかがひたる者、千人萬人が中にもひとりだにもありがたく候。まさしく犯しつれば忽ちに沈むべき、ぬすみ夜打てい(體)の事をだにもたくみ企て、身を損する輩多くのみ候。まして子細をもしらぬものの沙汰しおき候はで、事を時に望み(臨)て法令に引入れて考へ候はんは、鹿穴ほる山に入りて不

(三) 北條政子、從二位に敍せられしを以てかくいへり

(四) 近江の三井寺

(五) 北條重時。義時の子。貞應二年駿河守從五位下に敍任、寛喜二年六波羅北方に居りて奉行たり。後に時頼に招かれて幕府の連署となつて治績をあぐ。弘長元年歿、年六十四

(六) 此引用文は武家事紀第三十六卷にもあれど多少相異す

知して陷らんがごとくに候はんか。此のゆゑにや候ひけん、大將殿の御時は法令を求めて御成敗など候はず、代々の將軍の御時も其の儀候へば、今もかの御例をまねばれ候也。所詮從者主に忠をいたし、子親に孝あり、妻は夫にしたがひ候、人の心のまがれるをばすて、直きをば賞して自ら土民安穩のはかりごとにや候とて、加樣に沙汰候を、京邊にはさだめて物しらぬえびすどもが書集めたることよなど笑はるる方も候はんずらんとは、憚多く候へば、片腹痛き次第に候へども、兼て定められ候はでは人に隨ふことのいで(出)き(來)ぬべく候ゆゑに、かく沙汰候也。關東の御家人・守護所・地頭にはあまねく披露して此の心を得させられ候べし。且つ書きうつして守護所・地頭には面々に其の國の內者地頭御家人どもに仰せふくめられべく候。是れにもれたることはおつて加へらるべきにて候也。穴賢。

此の一通を以て泰時執權の間天下の大綱をあげて諸民に示さるる處可レ知也。

泰時の嫡孫經時（于レ時左近將監）泰時のあとをついで將軍家（賴經）に執權、舍弟時賴ともに政務を輔佐す。經時やがて武藏守たり、執權わづかに五年、歲三十三にして逝去。經時のときはじめて評定物沙汰の式日を定め諸奉行三番にわかつてこれを勸む。結番の日、一月

に十四日也。鎌倉中の町屋小家を溝の上に作り出し、次第に小路をせばめ、宅ののきひさしを路次まで作り出し、往來の小路々々の路次あしく、人馬の惱み多し。是れ數代の繁榮によれり。故に經時これを改め、佐渡前司基綱（寛元三年）を奉行せしめて町中その旨を守らしむ。經時逝去の前に執權を時頼に讓らる。（寛元四年五月廿三日）此の比將軍（頼經）家時頼を追討の沙汰あつてければ、各〻相談の上將軍家落飾入道し玉うて、やがて歸洛、子息頼嗣卿相ついで將軍たり。（寛元四年于レ時八歳。）時頼世務に志ふかし、一人にては不覺に私曲の出で來るべきも難レ計キことを存ぜられ、相摸守重時の六波羅に居らるるを招きて、兩人にて執權あらんことを欲すといへども、若狹前司泰村（一）不レ可レ然カラルの由を申すに付いて、しばらく一人にて執權たり。無レ程ク泰村一族滅亡して後、時頼しきりに重時を招き、これに由つて寶治元年七月相摸守重時下向、六波羅へは相摸左近將監（重時長男）長時上洛して北の方に居らる。重時將軍家の別當たり、秋田城介義景（三）と連署たり。重時陸奥守に任じ、時頼相摸守に任ず。ここにおいて時頼天下の政務に私なからんことを欲し、民間の鬱訴を明かにし、經濟の志深かりければ、重時と相談せしめ、評定理非決斷の次第を具（つぶさ）にきはむ。去る貞永に五十條の式目さだまれりといへども、評定衆奉行人雜務をさしおき、

（一）三浦泰村、義村の次子。承久の役に武功あり、若狹守從五位下に進む。嘉禎年間評定衆になり、時頼の信任あつく幕政の樞機に參す。寶治元年、流言のため安達景盛に攻められて自刄す

（三）景盛の嫡子、松下禪尼の兄、城介と稱す。建長五年歿

(一) 集めて新編追加と云ふ
(二) 原本、嘉祿に作るは非なり
(三) 支那三代以後第一の明君と稱せらるる唐の太宗が臣下との政治の得失を論ぜしことを記せる書

評定の席において雜談物語をなし、或は問注所の役人酒宴遊興にひかれて訴訟人に對面せず、たいめんすといへども證文理非の穿鑿たらざるを以て、評定の座において奉行人ことを問尋する時分、各〻の役儀不分明に付いて重ねて其の旨を改めらる、及び雜務の條々、式條に泄るる處追加(一)の儀あり、ことには主從對論の儀は自今已後、不レ論二是非一不レ可レ有二御沙汰一の條、評定一決す。幷に嘉禎(二)三年より仁治三年までの御成敗は、準二三代將軍及二位家御成敗一じて不レ及二沙汰一旨各〻相守るべき由追加せらる。是れ泰時御成敗の執權たりし年中也。寶治年中鎌倉中の商人を定め、みだりに商買をなさしめず、幷に町中に浪人をかくし置くことを禁ず。建長四年に處々の沽酒を堅く停止せらる。時賴貞觀政要(三)を一部かかしめ、水精(晶)の軸にうすものの表紙を付け、蒔繪の筥に入れて將軍家に奉り、文武の御稽古あるべきことを諷諫し奉り、和漢御學問のためには縫殿頭・參河前司をすすめ申し、弓馬の御師には秋田城介(義景)・小山出羽前司(長村)を執し申さる。されば時賴政務のいとまに武義(儀)のつとめ不レ怠、このゆゑに太郎時宗弘長二年に十五歲にして小笠懸の祕術をきはめ、極樂寺の山庄にてこれを射らる。

建長四年賴嗣卿、父賴經卿の謀叛に因つて職をやめらる。時賴・重時相はからひ、

（四）義時─┬─泰時─時氏
　　　　├─朝時
　　　　├─重時─┬─長時
　　　　│　　　├─時茂
　　　　│　　　└─業時
　　　　├─政村─┬─時村
　　　　│　　　└─政長
　　　　├─實泰
　　　　└─時尙

後嵯峨上皇第一の宮宗尊親王、十一歳にて關東に下向、時頼・重時ともに相ついで執權たり。此の度の將軍家は親王たるに因つて、公卿殿上人兩三輩近侍して儀式尤も嚴重也。前將軍の營中皆あらため作らる。されば禮儀いかめしといへども、これより鎌倉の武義（儀）漸く相すたれり。建長四年四月、將軍家はじめて鶴岡に參詣、親王の行啓は武家の式にまかすべからざる由評議あつて、隨兵をやめらる。是レ自リ二右大將家一の例たりといへども、今日より止めらるべきに究まれり。建長六年、西國の吏務沙汰あつて、唐船五艘の外置くべからざる由筑前前司に下知せらる。建長八年、左近將監長（四）時六波羅を辭して、舍弟時茂その比は彌四郎と云へる、六波羅の北方たり、于レ時十七歳。京都御成敗の次第は右大將家以來每度其の制法あり、ことに延應二年三月、泰時京都問注記を相摸守重時に申し合せられ、京・鎌倉の下知相違なからんことを示されければ、奉行人私を可レ存キス樣あらざる也。陸奧守重時出家に付いて、舍弟政村陸奧守に任じ、時頼と加判執權たり。後に左京權大夫に任ず。その年時頼執權を辭し、武藏守長時執權たり。武州の國務幷に侍所別當をつとむ。弘長二年重ねて京都御成敗の沙汰十ケ條を相摸守政村・武藏守長時連署して時茂に示さる。

弘長三年十一月、最明寺道崇(時頼)三十七歲にして逝去。寛元十一年より康元元年まで執權十一年、落飾の後七年合せて十八年也。關東執權泰時・時頼を以て政道に志ふかしとす。時頼剃髮の後ひそかに鎌倉を出でて諸國を修行し、民苦をなめ(嘗)困寃のともがらをただし明されし事、世以て稱美すること也。此の比は入唐の僧世に多く、ことに異國の禪僧道隆(一)をはじめとして數多あり。時頼太甚(はなはだ)佛法をこのみ、建長五年に建長寺を立て、道隆を以て導師とす。道隆を蘭溪と號す。大覺禪師是れ也。又元朝の普寧兀菴來朝す。時頼これに相見して終に悟道をきはめ、佛前に燒香九拜して申されけるは、弟子二十一年且暮望レ之、今日一時に滿足すること、尤も師の大恩たり。これに因つて兀菴印狀を與へ偈(げ)(說)をといてこれを稱贊して云はく、

我無佛法一字說、子亦無心無所得、無說無得無心中、釋迦親見燃燈佛

正嘉元年に金字大般若一部六百卷を書寫せしめ、大神宮へ奉納せらる。願文は時頼自ら筆をそめらる。山内(やまのうち)最明寺に佛像の粧嚴(しやうごん)を設く。正嘉二年に五種の行を結願せらる。これに因つて鎌倉中の貴賤僧俗男女參詣群をなす。弘長三年十一月廿二日病痾に因つて卒せらる。臨終の刻手(とき)に印を結び口に頌を唱へ、衣袈裟をつけて繩床に上り坐禪せ

(一) 宋の西蜀の人、寛元四年來朝、北條時頼の歸依を得、建長寺の開山たり。後に建仁寺に移り、弘安元年寂

しめ、

業鏡高懸、三十七年、一槌打碎、大道坦然

と云へる辭世の頌をつくれり。凡そ時頼近年佛法を好み悟道を事とせらるるに由つて、都鄙に佛教を取りあつかひ四民是れを俗とす。時頼世務に私を不レ存セ利世安民の志深しといへども、祖泰時にくらべば十にして一も是れを得ることなし。悟道の作略臨終の樣、識者の議を不レ可カラレ免ル、唯だ一ケの佛者遁世の類に不レ異ナラ。されば國に怨民なきにあらず、理非決斷のあひだ其の道をうしなふ事有るゆゑに、時頼佛教流通のため頭陀(づだ)(二)の身となり諸國修行のついで、かなたこなたより寃曲のものを聞出されけるにや。子息時宗相つづいて執權たり。鎌倉の執權職時頼の末年より衰へ來りて武業をつとめず、佛道を弄びて利シレ世民ヲをすくふの道を詳に極めざるを以て、國家に難多く出で來れり。

時頼の長男時宗、文永元年八月長時(武州)卒去のあとをついで執權たり、相摸守に任ず。政村左京權大夫に任じ兩執權たり。鎌倉數代の繁昌都鄙の人民相あつまるを以て、町屋四方の末々まで散在す。これに由つて惡黨の輩かくれやすく、且は本町の衰ふべきにもあるなればとて、末々に町屋を立つることを禁制せらる。其の外の條々重ねて追

(二) 修行僧

加の式目を出され沙汰あり。文永三年七月宗尊親王職をやめられて歸洛、在位十五年、嫡男惟康卿三歳にて將軍家たり。執權同前。同四年大元の王日本をうかがふ志あつて、高麗までその旨を通ず。京都の奉行六波羅の北方時茂、文永七年正月卒す。故に長時の嫡子義宗、同八年十月上洛して北方たり。同九年、六波羅の南方時輔逆心の企ある由、鎌倉より沙汰し來り、北方義宗俄に南方へおしよせ時輔を亡す。時輔兄なりといへども、舍弟時宗に父の家督を奪はるることを常に遺恨を存するがゆゑなりとぞ。鎌倉にも其の同類あつて害せらる。是れを二月騷動と云ふ。二月十五日也。同十一年、大元の兵大いに至る。武士等防戰して元の兵大いに破る。建治元年北條時國上洛して六波羅の南方たり。時房の曾孫也。政村文永十年に加判を辭して剃髮、北條重時の四男義政執權也。建治三年其の職を辭す、時宗一人にて諸事を沙汰す。弘安四年、元の兵大いに到る。其の身は鎌倉に居ながら筑紫・中國の武士に下知して、防戰の備豫め嚴重也。京都へも守護の兵を遣はし、主上東宮を守護し奉り、本院後深草院・新院龜山院をば關東へなしまゐらせ、兩六波羅は鎭西へ下向すべき旨、兼て其の下知あり。これに依りて六波羅より宇都宮貞綱大將を承つて九州へ下向す。貞綱いまだ中國にいたる比、元の兵はことご

（一）元の世祖、忽必烈

…に大小へ下りて異國襲來の備おこたらざらんことを示して歸る。同六年、北條重時の五男業時執權、駿河守に任ず。同七年、時宗卒去、三十四歳。文永元年より執權二十一年也。時宗專ら佛道を信ず。これによつて大元より來朝の僧多し。時宗圓覺寺を建て、祖元を以て開山とす。祖元は時宗の招きに由つて元朝より來れり、佛光禪師と云へる、是れ也。この比大元の世祖日本をうかがふ時なれば、日本佛法を好むことをきいて、僧を以て反間を行はんとする事あり。時宗朝廷の權をわけんがために、後嵯峨の法皇遺勅なりと稱して皇統を新院後深草帝・主上龜山帝御兄弟二流かはるがはる治世あらんことをはからひ申さる。

時宗の嫡子貞時（于レ時左馬權頭）十四歳にて父の遺跡をつぎ、弘安七年十月より業時と兩執權たり。業時相談を以て將軍家新御式目(五)を定めらる。去る貞永の式條以後年久しくして殿中の規式及び鎌倉中の體、尤も天下の時粧(じしやう)勢(いきほひ)ことなること多きがゆゑに改めてその品を定む。されば四民專ら華奢を事とし、上に儉約の戒ありといへども、唯だ口に云ひて身におこなはれざるがゆゑに、下是れに化せず。奉行頭人賄賂の沙汰多く、臨時の課役を民にあてて所の費をしらず、中にも近年禪法并に念佛僧多くあつまりて、

(二) 續群書類從第六五六卷、武家の部に收めらる、乃ち新編追加に次ぐものなり

面々に新造の寺社を建立せらるるに依つて、古寺古社日々に衰微す。しかれば新造の寺堅く停止たるべき儀也。是れ等の趣を宗(むね)として數十ケ條の制法を立て、兩執權連署の書付を以てこれを行はる。弘安七年六波羅の時國逆心の沙汰あり、關東に呼下し常陸國へ流罪、かの國にて害せらる。時頼の孫越後守兼時、同年十月上洛して六波羅の南方たり、後に北方にうつれり。同八年四月、貞時相摸守に任じ、業時陸奥守に任ず。今年貞時の管領(一)平左衛門尉頼綱(法名果圓)・秋田城介泰盛(二)と不和の事あつて、泰盛等誅せらる、これを霜月騒動と云へり。同十年、業時剃髪す。(三)時房の孫宣時執權たり。今年六波羅の時村鎌倉にかへる。時房の曾孫盛房弘安十一年に上洛、兼時北方にうつりて盛房を南方とす。

正應二年、惟康親王歸洛、在職二十四年也。貞時はからひを以て主上(九十一代伏見院)の御弟後深草院の皇子久明親王を鎌倉に迎へ奉り將軍家たらしむ。惟康將軍の息女を以て御息所とせり。此の比いまだ大元より日本をうかがふこと不レ止、(マ)九州・中國への下知程遠くして通じ難きを以て、貞時・宣時相はからひ、永仁元年に筑紫に探題職を可キ[illegible]。これに因つて六波羅の兼時、永仁元年正月鎌倉に下り西國の探題職を

(一) ここは家老の意にして當時の公式官名にあらず
(二) 姓は安達。秋田城介となり陸奥守を兼ね、評定衆に列す。平頼綱との權勢爭ひよりその讒言に遭ひ、執權貞時に殺さる。頼綱も亦後に亂を起さんとして誅せらる
(三) 義時の末子

なく　同年三月に鎮西に下向、兩執權委細に沙汰を加へ條目を與ふ。又中國にも一人の奉行をおかるべしとて、乃ち長門探題職を一族の内に一人司らしめ、六波羅の北の方には北條長時が孫越後守久時上洛す。これによつて西國の成敗武備のまうけおこたる事あらず。貞時尤も世務に志ふかし。永仁五年諸國へ民苦を問ふの巡察使を發して守護・地頭の善惡をただし、四民の安苦を問ふ。是れより年ごとに必ず使を發す。しかれども使の士私をかまへて却つて所の送迎賄賂屬託に人民の費太甚（はなはだ）多し。貞時これを不レ知リケルを、出羽國羽黑の山伏來りて直訴のことありけるより事あらはれ、ことごとく使の士を罪に行つて彌その法を糾し、猶ほ諸國に巡察の使をつかはしける。如ク此ノ世務をたださるるを以て、貞時執權の間四海尤も平也。正安元年に元朝より寧一山[四]來れり。此の僧國王の密詔をうけてひそかに日本に至り、禪法を說くの體にことよせ風俗をうかがひ作法をしらんために來れる沙汰あり。貞時これを考へ、一山をとらへ伊豆へ流す。その後これを赦免すといへども、なほ歸國をゆるさず、後に南禪寺の住たり。西國探題兼時病痾に因つて永仁三年に關東に下向、その年卒す。正安二年に上總介實政[五]西國に探題たり、義時五代の孫也。兩執權より大藏五郎入道惠廣・依田

（四）宋台州の人、臨濟宗の僧にして、支那にても修行高德の名あり、元の世祖死して成宗なほ日本に心を引かれ、一山をして說得せしめんとす、一山來朝し、晚年に南禪寺に住し、宇室の恩遇厚く、自身も謝恩の遺表を上りて寂す、七十一、語錄二卷あり

（五）實村の子、武藏國金澤に居りて有名なりし北條實時の孫なり

五郎左衛門尉行盛に命じて異賊防戰の次第を命じ遣はさる。

正安三年、貞時剃髮す。子息未だ幼少なるを以て壻北條師時執權たり。師時は時賴（左馬頭、相州、號二西殿一）の孫也。同年宣時も剃髮、これによつて政村の子陸奥守武藏守右京權大夫時村執權たり。北條宗方（北方）・同宗宣（南方）、永仁五年に六波羅に居（すゑ）られける。宗方正安二年に鎌倉にかへり、基時上洛して六波羅の北方たり。乾元元年、宗宣歸東、貞顯これに替りて上洛、ここに宗方執權に補せられざることを怒りてつひに時村を討つ。これによつて宗方誅せられぬ。宗宣執權たり。師時相摸守に任じ、宗宣陸奥守に任ず。徳治三年、將軍家（久明）歸洛、在職二十年、嫡子守邦親王七歳にて將軍家たり。應長元年（十月）貞時逝去、歳四十一。弘安七年より正安三年まで執權十八年、剃髮の後十年合せて二十八年也。貞時最勝園（一）寺を建立す、尤も佛法を信ず。然れども世務の志あさからず。嫡子高時いまだ九歳なり。執權は陸奥守宗宣・相摸守熙時（ひろとき）たり。（北條師時同年九月死、故熙時十月三日爲二執權一。）貞時の管領長崎入道圓喜・高時の舅（二）秋田城介時顯ともに貞時の遺言をうけて高時を輔佐す。（長崎は平左衛門尉頼綱が甥光綱が子也。代々管領たり。）正和四年宗宣卒去、熙時一人にて諸事を奉行。同四年熙時卒去、北條基時・同貞顯執權たり。基時は業時の孫、正安三年上洛して六波羅に住し、嘉元元年に歸東せり。貞

（一）貞時をまた最勝園寺殿といふ

（二）安達姓

顯は越後守實時四代の孫、正安四年上洛して六波羅の南方(みなみかた)たり。金澤に住するゆゑに金澤と號す。實時の時、稱名寺を立て、これに文庫(三)をまうく。

正和五年、高時十四歳にて執權、基時剃髪して執權を辭す、これを普恩寺と號す、法名信忍、越後守仲時が父也。高時その生質執權の器にあたらずといへども、時政以來正統相續のおきてを以て、執權家の管領長崎圓喜・秋田城介時顯心を一にしてこれを輔佐す。文保元年、高時十五歳にして相摸守たり。同二年二月、後醍醐帝即位。鎭西の探題は英時也。（元亨元年）六波羅には常葉駿河守範貞（元亨元年上洛）（重時曾孫）北方たり。越後守時敦（延慶三年上洛）の替りなり。南方には大佛(おさらぎ)(四)陸奥守貞直正和四年に上洛してその職をつとむ。關東の執權數代に及ぶの間、政道日におとろへ武義(儀)漸くわするるに近し。上將軍家は(五)弁髦(べんぼう)土梗(どかう)のごとくにして陪臣賄賂を以て私をかまふ。高時幼弱にして父貞時におくれ、數代奉公の道を志すことなく、專ら酒色にふけつて我意をほしいままにす。故に國家の政務をしらず。家臣の長を管領と號す、管領長崎、貞時の命によつて高時を輔佐すること年久し。故に高時を蔑如して己れが威をさかんにす。貞時、父時宗の家督をうけとれるときわづか十四歳也。是れに因つて管領平左衞門尉賴綱入道果圓これを輔佐して威をふるへり。

（三）金澤文庫

（四）宗泰の子、右馬助、陸奥守たり。新田義貞鎌倉を攻むるや、奮戰して死す

（五）元服の時使用し後これを棄つる冠、及び土人形。ここは飾物の意

頼綱次男飯沼判官武雄智謀あつて父におとらず權をほしいまゝにす。時人皆飯沼殿と稱し安房守に任ず。(永仁元年)父頼綱おごり(驕)のあまりに安房守を取立て鎌倉の執權とせんとす。此の事長男宗綱が告申によつて頼綱并に安房ともに誅せらる。宗綱も佐渡へ流罪ありけれども、やがて召しかへされ管領たり。その後子細あつて宗綱(また)流罪、これによつて頼綱が甥光綱が子長崎入道圓喜管領たり。貞時私を不レ存、數代御成敗の裁許をかんがみ、心をつくして政務を執行ふを以て、管領威をふるふといへども私をなすこと不レ能。高時に至りて、貞時逝去の後十餘年の後、こと〲く家臣管領己れが威をふるつてければ、風俗皆これに準ず。長崎圓喜老髦によつて、嫡子高資その職にあづかる。父にこえて驕を恣にいたし逆威をふるふ。このゆゑに諸事の世務こと〲く相違多し。高時是れを不レ知、一向酒色に耽る。

元亨二年、奥州の安藤五郎訴論のこと出來、長崎高資賄を得て私曲をかまふ。これに因つて安藤武家をそむく。攝州の渡邊・紀伊の安田・大和の越智など云ふもの皆武家を背く。此の比後醍醐帝、武家久しく朝家を輕んじて私をなすことを怒り思召し、一度武家を征伐して天下を朝廷の政に歸せしめんことを事となし玉うて、專ら德政を

行はる。皇子天台座主尊雲法親王（一）武を好み勇を嗜みて、ひそかに鎌倉をはからんことを議す、大塔宮是れ也。正中元年此の事あらはれ、同二年朝廷の近臣召捕られ關東下向。天子、萬里小路宣房を鎌倉へ下され告文をつかはさる。嘉曆元年、高時二十四歲にて剃髮、崇鑑と號す。舍弟左近大夫泰家に執權をゆづる。管領高資同心せず。泰家怒りて剃髮す、惠性と號せり。金澤貞顯も剃髮す。これによつて（二）赤橋守時相摸守に任じ、維時武藏守に任じて兩執權たり。翌年維時卒去、しばらく守時一人にてその職をつとむ。元德二年に茂時左馬頭に任じて執權をつとむ。鎌倉の政務年々に衰へ、朝廷の德政日に盛なれば、國々に武家をそむく輩日を逐うて出で來る。長崎高資逆威をふるひ私をなすによつて、高時これを疎んじ、ひそかに高頼に命じてこれをころさんとす、事あらはれて高頼かへつて奥州に流さる。是れに因つて高時管領の間亦むつまじからず、つひに元弘の亂出で來りて、主上は隱岐國へ遷幸ありて光嚴院即位まします。正慶元年、常葉乾貞歸東、これに因つて越後守仲時・左近將監時益兩六波羅たり。（或云、元德二年範貞歸東、因レ之兩人元德三年に上洛云々。）正慶二年、東西に軍起りて、五月七日六波羅やぶれ、八日に兩六波羅新帝并に後伏見上皇・花園上皇を具しまゐらせ關東に下向。時益流矢に中りて死す。

（一）大塔宮護良親王

（二）義時の孫にして、重時の子なる長時に至り赤橋北條といひ、その家筋を赤橋と稱し、北條實時の金澤家、朝時の名越家等と區別す

仲時江州番場において自害。(二)新帝并に兩上皇歸京。同二十二日鎌倉滅亡して、北條一族不ㇾ殘ラ或はうたれ或は自害す。將軍家(守邦)剃髮、年三十三執權茂時は當職なれば殿中において自害、守時は尊氏(足利)緣座の疑によつて先んじて軍中に自害す。高時入道以下東勝寺において各〻自殺。同月筑紫に軍おこり、探題英時、少貳・大友にうたる。長門探題北條時直も降參して天下一時に帝德に歸して、しばらく公家一統の世務たり。高時執權十一年、剃髮して七年、歲三十一。治承四年より今年まで將軍家九代執權嫡々相承七代、時氏不ㇾ經ニ執權ニ早世合せて百五十四年にして鎌倉滅亡す。

(一) 光嚴院

(編者附載)　北條氏系圖　(讀史備要に據る)

宗政—師時—時茂
宗頼—兼時
宗方
時定—定宗—隨時
光時
時章—公時—時家—貞家—高家
教時
朝時(名越)
重時
長時(赤橋)—義宗—久時
守時—益時
時茂—時範—範貞—重高
英時
業時—時兼—基時—仲時—友時
政村
時村—爲時—熙時—茂時
貞村
政長—時敦—時益
顯時—貞顯—貞將—忠時
顯實—時顯
實泰—實時(金澤)—實村
實政—政顯—種時
時尙

時房
時盛
朝盛(佐介)
政氏
盛房
朝直(大佛)
朝房
宣時
宗宣
貞房
惟貞
宗泰
貞直

# 武統要略　下

武家事紀
卷第三

○

光嚴院正慶二年[一]鎌倉滅亡してければ、後醍醐帝重祚ありて天下の政務公家に一統し、建武元年に大内裏を造營、主上八の宮成良親王を征夷(大)将軍として、直義(ただよし)高氏卿弟也相摸守に任じ、鎌倉に居らしむ。公家の政道みだりにして賞罰處を失ひ、理非決斷悉く相たがひ、郢曲(えいきょく)[二]・妓女・蹴鞠・詠歌の輩、衞府・諸司・官女・官僧・門跡・寺社の族、大分の所領を賜ひて榮花をきはめ遊宴に長じ、博奕(ばくえき)婬亂を事とす。されば雜訴の沙汰を決せんがため郁芳門の脇に決斷所[三]を立てられて、才覺優長の卿相・雲客・紀傳[四]・明法・外記・官人を三番に分ちて、一月に六箇度の沙汰の日を定められて其の評議をただしむ。凡そ事の體嚴重にみえて威儀尤も堂々たり。しかれども更に世務の便りとならず、決斷所にて理を付けらるる訴人も内奏の祕計によつて非に落ち、決斷所にて安堵を賜はる官人も内奏にて別人に與へらる。洛中公家・門跡(もんぜき)[五]・坊門(ぼうもん)[六]の奢侈事にふれ

(一) 後醍醐天皇元弘三年

(二) 卑俗の音樂、但しこには猿樂の類をいふ

(三) 雜訴決斷所

(四) 紀傳博士・明法博士の略。紀傳は大學寮にあつて史記・漢書等の歷史を教授せるもの。明法は律令制度を專門とせる學者

(五) 皇子・皇族及び攝籙・清華の公卿家の子弟が入りて法系を維持する寺院

(六) 坊門清忠一族のことなるべし。藤原氏の支族にして、左近衞中將藤原俊輔の子。後醍醐天皇に仕へて左大辨參議從

二位に敍せられ勢力あり。女は天皇の後宮に入りて坊門の局と稱し、一皇女を生む

(一)後堀河天皇の御代の年號にして、北條義時執權の時に屬す

(二)今の警察

(三)國衙の中の今いふ兵事課の如きもの

て夥し。かくては武家日々におとろへ四民所を失ふべきの思をなす。ことさら大内裏を造られ、日本國の地頭御家人の所領の得分二十分一を懸召さる。此の比天下一同にみだれ國々の兵亂打つづき公私の費多き所に、不可然所行かなと萬民これを嘲哢す。此の時天下の守護職威を失ひ、又國司の成敗を重んずるになれり。これに由つて非職凡卑の目代も國々に往來して貞應(一)以後の新立の庄園ことごとく沒倒し、在廳の官人・撿非違使(二)・健兒所(三)など云ふもの出來て過分のふるまひをなし、賴朝卿以來稱號年久しき御家人の名をやめらる。由此近臣萬里小路藤房連續して諫言を奉るといへども御許容なかりければ、建武二年三月中納言藤房つひに遁世す。かくて世間不穩處、同年西園寺大納言公宗、北條高時が弟惠性と謀叛を企て、惠性還俗して時興と號す。關東には高時の子時行、北國には名越時兼各々旗をあぐ。是れを中前代(先)の蜂起と云へり。これに由つて足利尊氏追討の宣旨を承けて關東に下向、北條時行大いに破れて行方を不知、關東の武士皆尊氏に屬す。尊氏卿自ら征夷大將軍と稱す。これより新田氏と確執出で來る。義貞節度使をたまはり東征すといへども、ことごとく敗北。建武三年正月主上山門(四)に臨幸、尊氏卿入洛すといへども、楠(木)正成等が武略によつてつひに

(四)北叡山

西國へ沒落、同年四月尊氏卿兄弟大軍を率ゐて筑紫を出で、五月兵庫湊川の戰に大いに利を得。主上再び山門に臨幸、尊氏卿上洛、光嚴上皇の御弟を卽レ位まゐらす。是れ光明院也。

尊氏卿大納言に任じ、これより天下の政務又武家に歸す。ここにおいて尊氏卿、前民部卿幷に是圓(五)（俗名道昭）・玄惠(六)法印等に命じて、建武三年十一月、十七(七)箇條の式目を撰せしむ。是れ乃ち聖德太子の憲法に比し、延喜・天曆の德化をしたひ、義時・泰時の武家の制法を學びて相定めしむ。新加の制式又廿二條あり。第一儉約を以て本とし、禮義をただし、賞罰を明かにし、諸國の守護をえらみ、近臣を淸(精)選し民をめぐみ、訴訟の沙汰式日の時刻を定めて不レ亂、禁二賄賂一、權貴幷に女姓(性)・禪僧・律僧の內奏口入を停止せられ、利世安民たらんことを以て本とす。貞永の式條・建武の式目と云ひて、武家の規範とするは是れ也。代々これに追加の條目あり、これを建(八)武式目の追加と云へる也。建武五年に又諸國守護人の定めあつて、貞永の式目にまかせ、大犯三ケ條の外は守護の綺(九)あるべからざる由、諏訪大進房圓忠沙汰して奉行す。凡そ建武三年以後は又鎌倉の政務にかへり、諸國皆守護・地頭のはからひたり。此の比鎌倉には尊氏卿

(五) 二階堂道昭、鎌倉評定衆の遺老

(六) 獨清軒、又健叟と號す。權大僧都に任じ、博學典故に通じ、後醍醐天皇の侍讀となり、後ち尊氏の崇敬を受く。正平五年歿。世に太平記の作者と傳へらる

(七) 建武式目。勿論發布すべき性質のものにあらず、政治方針を示せる意見書の如きものなり。されど後世武家の法律として貞永式目と併稱せらるるに至る

(八) 普通建武以來追加といひ內容は貞永式目につづくものなり、卽ち義滿以後

の嫡子義詮卿これあつて關東の奉行たり、執事は高師直也。細川和氏諸國の年貢租稅の事を司りて、公家の領地を押へ武士の恩賞にあて行ふ。曆應元年八月、尊氏卿正二位に敍し征夷大將軍たり、舍弟直義從四位上に敍して左兵衞督たり。將軍家天下の政事を直義にまかせらる。四海の兵亂未だ靜謐せざれば人民甚だ惱亂す。これに由つて度々沙汰あつて山賊・海賊・一揆・濫妨・刈田・狼籍（藉）等をしづめられ、民を安んじ國を治むるの敎戒あり。貞和年中に儉約の制法を詳にいたされ、雜掌の經營・衣裳・器物・修理・替物等までその制を究めて天下の奢をとどむ。直義專ら謙に居て禮をただし、上を敬し下をあはれむ。執事武藏守師直弟の師泰ともに權威を以ておごりをきはめ婬亂を事とし、酒宴遊興にふけりて政事にうとし、是れに由つて直義と不和也。其の比直義專ら禪の宗旨に傾きて、夢窓國師（一）を師と仰ぎて日夜の參禪いとまなく、悟道見性の作略をまなばる。是れに由つて將軍家をすすめまゐらせ、吉野上皇（後醍醐帝曆應二年崩）（二）の怨靈をなだめんため、諸國に安國寺（曆應二年）を建てらる。ことに夢想の告ありて龜山殿の舊跡を點じて、安藝・周防を料國に被レ寄セて天龍寺を作らる。此のために大元へ船（三）をわたし賣買の利をいとなみ、曆應三年より康永四年まで六ケ年の間に造畢す。乃ち夢窓疎

の評定下知の記なり

（九）干渉の意

（一）名は疎石、夢窓と號す。臨濟宗の碩德、天龍寺の開山。後醍醐天皇も御歸依厚く、その門下に有名なる學僧輩出す。觀應二年寂、年七十七。朝廷より夢窓正覺心宗國師の號を賜はる

（二）延元三年、但し後醍醐天皇の崩御正しくは延元四年八月なり

（三）所謂天龍寺船にして當代の貿易に意義深きものなり

石を開山と定め、五山第二の列に加はる。七十餘宇の寮舍、八十四間の廻廊、山水奇石をまうけて十境の景を被ㇾ作。天下未だ靜謐せざれば四民安からず、朝廷の大儀・恆例の節會もおこなはれず、飢饉疾疫年々に有りて蒸民の苦不ㇾ絶に、武家のはからひ尤もいはれなしと沙汰す。直義なほも佛法信向(仰)の志ふかく、陞座(四)拈香の招請無ㇾ暇、參禪工夫の提携にひまなかりける。夢窓和尚の法眷(五)妙吉侍者ことに直義の渇仰たり。此の僧佞奸第一の惡人なり。執事(六)兄弟と不和なりければ、より〳〵直義に讒をかまふ。折を得て上杉(七)伊豆守重能・畠山大藏少輔直宗しきりに吉侍者に近づき兩執事を讒す。又禪律の奉行にて召仕はれける南家(八)の儒者に藤原少納言有範(あり)、より〳〵儒書を談ずる序に、武王、殷の紂をうつて天下を持ち子孫長く八百餘年をたもてり、又周公、無道の兄(九)兩人までを討ちて四海やすかりしためしなどを引きて、將軍家父子の淫亂を殷の紂に比し、直義を文王・武王にたとへ、兄をころす例は周公旦をひいて直義の言行をほめける。如ㇾ此佞人奸曲の者を見付けず、智なく德なくして文學禪法にあへ(一〇)られければ、直義こと〴〵く自ら嬌慢(驕)の志深く政事をうとんず。この比直義初めて男子をまうけらる。されば師直兄弟を此の度誅して密に世を奪ふべきとの志出來てける。

(四) 人を接化する爲に高座に陞ること及び香を拈じて燒くこと。ここは僧侶の說敎念佛の意
(五) 弟子
(六) 高師直兄弟のこと
(七) 平戶本多く杉を相に作る
(八) 奈良朝の頃、藤原不比等の子南北式京の四家に分る
(九) 管叔・蔡叔の二人、流言して紂の子武庚と共に亂を作す。書經金縢及び大誥の篇に出づ
(一〇) 雝卽ち雜へ和するなり

此の事かくれなくして、直義（貞和五年八月）政務を辭し、上杉・畠山は越前に流罪、遂に害せらる。吉侍者は逐電す。

（一）貞和五年十月、義詮鎌倉より上洛、直義に替りて政を行ひ玉ふ。執事兄弟威をふるひ我意をほしいままにす。鎌倉には義詮の舍弟基氏奉行たり。高師冬・上杉憲顯その管領たり。十二月、直義剃髪して惠源と號す、年四十二。觀應元年（正平五年）十月、惠源密に京を出でて吉野に降參、將軍家その庶子直冬西國にありて父の卿に敵對、これに由つて父子兄弟矛楯の合戰やむことなし。同二年、惠源と和睦とゝのほり暫く靜謐、二月、執事兄弟誅服す。同七月、惠源、石塔（二）入道・桃井（三）直常（ただつね）にすすめられ、京都を退きて北國に落つ。これより又兄弟の戰事（いくさごと）おこり、同十二月、惠源降參、翌文和元年二月、惠源死す。文和三年、仁木左京大夫頼章執事として政所の沙汰を取行ふ。

延文三年（正平十三年）四月、將軍家逝去、年五十四、從一位左大臣を贈らる。等持院殿仁山と號す、鎌倉にては長壽寺殿と稱す。建武三年より治（世）三十三年、およそ尊氏卿の時武家を中興し天下又武德に歸す。しかれば武家將軍家の柳營は先例を追うて鎌倉可レ然（キル）や否やと諸士に仰せあはさる。各〻漢家本朝の例を追うて、居所の興廢は政道の善惡

（一）後村上天皇正平四年

（二）名は義房、尊氏の一族、父以來石塔氏を稱す。始め尊氏の擧兵に從ひて功あり、薙髪して秀慶と號し、父出でて陸奥の鎭將となりしが、後ち直義に從ひ、義詮の後村上天皇を男山に犯すに及び、詔を奉じて賊軍と戰ひしも終るところを知らず

（三）足利義康の裔、先祖上野桃井に住して姓となす。右馬權頭、彈正大弼、播磨守等を經て越中守護たり。始め尊氏に從ひ、北畠顯家を攻めて功ありしも、尊氏

によれり、土地に吉凶あらざる由を告す。是れに由つて京都を直に武家の柳營をまうけらるる地として、建武三年より天下の政務を行はる。諸國の守護・地頭職、四民の訴訟、民間の制法、皆鎌倉全盛の時分泰時（仁治三年六月平泰時卒）制し定めらるる處、仁治三年以前の政に隨つて時宜を以て用捨斟酌せらる。西國には直冬（直冬爲二鎭西探題一下二向備後鞆一、司二中國政一）貞和元年より（正平十七年）探題たり。中國には厚東（ことう）駿河守長門國にあつて探題たり。奧州には斯波直持延文元年に管領たり。弟兼賴を以て出羽國司として最上・山形に居城す。鎌倉には基氏（四）守護として上杉憲顯・畠山國淸（法名道誓、代二高師冬一、師冬觀應二年高家滅亡時誅伏）管領たり。延文三年に一色左京大夫直氏（五）・舍弟修理大夫範光兩人九州探題として下向、菊池武光と戰ひ、終に京都に逃亡。尊氏卿の嫡子義詮卿相續ぎて征夷大將軍に任ず。（延文元年十二月）延文四年、仁木賴章（六）死す、細川相摸守淸氏執事たり。同年、細川陸奧守顯氏子伊豫守氏繁（初式部大夫）探二題九州一として下向、至（リテ）二讃岐一病死しければ、探題又やみぬ。凡そ武家日々に盛にして制法有りといへども、諸人是れを不レ守（ラ）。されば諸國守護大犯三ケ條の撿斷の外は不レ可レ綺（カライロフ）のむね、賴朝卿以來泰時の式目にしるさせて、古（故）將軍尊氏卿かたく天下に此の式を立てらるといへども、近比は大小事共に只だ守護の計（はからひ）になりて、一國の成敗を雅意（七）にまかせ、地頭・御

厚遇せず、心中不平なりしが、正平五年尊氏弟直義と隙あるや、直義に密謀して尊氏義詮父子を窺ひ、これより官軍に味方して屢々戰ふ。後ち斯波義將の軍と能登に戰ひて遂に敗れ、その終るところを知らず

（四）足利基氏、義詮の弟。基氏の子孫代代關東管領たり。後出附錄足利氏系圖參照

（五）一色氏は足利泰氏の子公深より出づ

（六）仁木氏は足利實國に出で、實國の弟義季出でて細川氏を稱す。後出足利氏系

家人を郎從のごとくいたし、寺社・本所の所領を兵粮料とす。在京の大名は茶會を始め風流をつくし、田樂・猿樂・傾城・白拍子を弄びて金銀珠玉を費し、博奕を以て日を消し、土民百姓の資財、論人訴人の賄賂、みな游宴のたすけとなり、論訴のともがら門前にいたつて數日を(經)ふるといへども、奉行・頭人これを事とせず。しかりといへども東西に軍やまず、南朝ひまをうかがひて戰をいどむ時節なれば、軍勢をもてる大名、勇猛の武士を罪せらるれば、天下の亂しづまるべきにあらず。左なきさへ今日將軍方をいたす輩或は南方に降參し、新田に屬し、西國の宮方に牒し合はす。是れに由つて天下の政務さらにととのほらず。

(一)文和二年六月に(二)山名右衞門佐師氏が尊氏卿へ敵對し、康安に(三)細川清氏執事の身として叛逆を企つる事、ともに將軍家を怨み告すにあらず、(四)佐々木佐渡判官入道道譽が過分のふるまひをにくみ憤をふくむの故也。かかりけれども將軍家の下知もなりがたく、第一唯だ世上の靜謐をまち玉ふ。貞治元年(正平十七年)、尾張守高經入道道朝が(五)三男左衞門佐義將(于レ時治部大輔)執事たり。父の入道さし加はりて諸事を執行ふ。道朝が家號を斯波と云ひ、數代尾張守に任じ尾張守を以て稱號とす。後に子孫兵衞に任じて武衞を家號とする也。同年九

圖參照
(七) 平素の考へ
(一) 後村上天皇正平八年
(二) 時氏の嫡子、師義。初名師氏、右衞門佐と稱す。正平七年、義詮に從ひて細川顯氏・赤松則祐等と共に八幡の宮軍を討つて功あり、若狹國に所領を得んことを佐々木高氏に屢〻乞うて聽かれず、遂に父時氏と共に官軍に歸順して義詮を討つ。正平十年再び義詮及び高氏と攝津に戰ひ舊怨を晴さんとせしが、敗退に終り、後年遂に幕府に降る
(三) 和氏の

月道朝次男氏經左京大夫九州に探題たり。義詮卿夜白(よるひる)を不レ云酒婬に耽り天下の政をしらず、春の花、秋の月を弄びて、一向人臣の是非、近習の邪正をもしり玉はず、是れに由つて佞臣日々に威をほしいままにして四海更に靜謐ならず、執事道朝・義將を面に立て管領職にするゑ、その身武家の成敗を意にまかせてふるまへり。道朝は關東の盛なりし世をも見、禮儀法度もさすが古法舊式を存じ、ことには武家の功名も高きものなれば、管領職を執行(とりおこな)つて世を治むることも尤も其の人たるべしと、諸人も存知せしむるの處、此の管領職たる時、諸事古に替れる事多し。凡そ武家役(ぶけやく)は鎌倉三代將軍家の時、義時・泰時はからひて地頭・御家人の所領に五十分一の役をかけてこれを收納せらる。諸百姓に百分一の役をかけて收納す。然るに道朝執し申して地頭・御家人の武家役を二十分一にきはめ、諸百姓の役を五十分一に定む。又將軍家、三條の坊門萬里小路に御所を建てらる、一殿一閣ことごとく大名一人づつに課(わりあ)てて不日の經營をまうく。如

子、正平十四年、義詮の執事となり、高氏と隙あり。その二子に名づくるに八幡の二字を以てせしを足利氏祖先の名稱を犯すとし、この間に高氏頻りに讒す。清氏義詮に陳謝して罪を待ちしも、更に襲撃に逢ひ、遂に官軍に歸順して幕府に反す

(四) 佐々木高氏、嘉暦元年薙髪して道譽と號す。世々近江の豪族にして北條氏に仕ふ。高氏口辯智謀あり、左衛門尉、檢非違使を經て正中元年從五位下佐渡守に進む。北條高時の失政を見、尊氏に勸めて朝廷に歸順せしめ以後尊氏と進退を共にし、又義詮に從つて吉野を犯す。性陰險にして己れの上に在る者を嫉してこれを讒す。これにより山名師義・仁木義長・細川清氏等の宿將相次いで叛くに至る。功を恃んで豪奢横暴、四民百姓を苦しめ公卿を凌轢する等、高師直と軌を一にす。よつて延暦寺の僧徒の日吉の神輿を奉じて嗷訴せんとするに至り、遂に尊氏の奏して上總に配流する所となりしが、父赦されて近江に歸り、文中二年歿

(五) 足利高經、もと尊氏と同宗にして、或は斯波氏を稱す。延元二年新田義貞を金崎城に攻めて功ありしも賞せられず、遂に叛く。後ち正平十六年義詮厚くこれを招き、その子義將を執事とす、年尚ほ弱し、依つて高經代りて事を行ふ。政嚴酷にして租賦重く、諸將これを義詮に讒す。因つて越前杣山城に據りしが、二十二年急死す

此新規の制を立て、ことにその法をきびしく致し、諸大名に恥辱をあたふること多く、國民安んぜざれば、諸方の嗷訴やむ時なし。その比天下の侈をきはめ我意をほしいままにして、且つ又將軍家へ親しみ近づきける佐々木佐渡判官入道道譽は無雙の邪欲佞奸の大名なり。道譽本より道朝と不和なり、互に權威を爭へり。國々の大名は將軍家の御所一殿一閣を國役として作り奉るに、道譽は己れが財の不レ入五條の橋の奉行を願ひ承けて、京中より棟別(一)の役をとり、寺社・門主(二)・貫頂(三)まで役をかけて財をあつめ、是れを己れが私のたのしみにいたし、三年まで橋を成就せしめず。道朝度々催促に及びけれども延引に成りければ、道朝他の力を不レ假、民の煩をなさず、五條橋を數日にわたせり。道譽面目を失ふと云へども其の身の不義多く、且つ管領の所爲なればもだして(默)やみぬ。是れより道譽時節を伺ひて道朝を亡ぼすべき憤り甚だ深し。故により／＼讒をかまへければ、つひに道朝を可レ被レ討に極れり。道朝させる器量はあらずと云へども、又公義(儀)に對して大なるあやまりあらざれども、讒佞行はれ大名連署してうつたへんことは、將軍家もはからひ糾し玉ふべきことも不レ叶時勢粧なれば、如レ此になり行きぬ。

(一) 今の家屋税
(二) 皇族の出家して入り給ふ寺、即ち門跡の住職の意、及び比叡山の座主にもいふ
(三) 一山の主即ち今の管長を云ふ

(四)貞治四年八月四日、道朝直に將軍家の御前へ參り、無ㇾ罪して御不審を蒙るよしを訴へ申しければ、將軍家理に伏し玉ひ仰せありけるは、今の世の中自らの心中にまかせたまはざれば、暫く越前の方へ下向有りて諸人の申す處を宥められ可ㇾ然との儀に付きて、八月八日に都を退きて分國越前に下る。諸大名討手の命を賜はりて北國に下り攻め戰ふ。翌丑年七月、道朝病死して義將降參す。然れば管領職は佐々木道譽たるべかりしを、關東の守護基氏卿より內々執し申さるるは、道譽數年の惡逆人にすぐれければ、天道大いに罰せらるべし。かれこれ諸大名武家を怨みて敵對いたし弓矢のやむことなきこと皆彼れが所ㇾ致也。若し執事職を承はらん(に)は天下の反覆日をかぞへて可ㇾ待にこそ候へと諫言申させ玉ふ。是れに由つて道譽に命ぜられず。

(五)貞治六年四月に關東守護左馬頭源基氏卿逝去、歲二十八歲、(或云三十一歲)瑞泉寺と號す。基氏卿勇武智謀あつてければ、近年關東の政務甚だ京都にまされり。將軍家御兄弟の御中ことにむつまじく、度々將軍家へ諷諫の義あり。一度上洛をとげられ御名代として(六)南方を退治し、西國を打靡けられたきとの志ありけれども、關東に(新田)義宗・(脇屋)義治、新田の餘賊をあつめて動もすれば軍を起すが故に、上洛もなりがたき由ふかく憤れり。こ

(四)後村上天皇正平二十年

(五)後村上天皇正平二十二年、後鑑同年の條に基氏最期のこと詳なり

(六)宮軍

の故に度々の軍基氏卿自ら發してこれを征伐せらる。故尊氏卿没後いくほどなきに、新田義興(一)をたばからせその族類を平げ、自ら武藏入間川(いるまがは)に陣取つて武備を嚴重にいたされ、更に鎌倉に安居せられず、これに由つて東國無爲に屬す。さればこの度逝去の前病中に近臣に命じて、鎌倉左京進安東九郎等をはじめとして二十餘人殿中にて誅せらる。此の者ども時を伺つてややもすれば敵になり味方になつて人心を轉動せしむ。此の度基氏卿卒去においては一番に鎌倉をさはがすべき者どもなれば、政務のさまたげこれに不レ過(ギ)との儀也。而して子息氏滿その比は春王丸とて六歲也。上杉憲顯に命じて、京都の下知次第に關東の守護私なかるべきこと、并に朝敵のおこらんには時日を不レ移(サ)上杉父子此の若君を具して誅罰すべき旨を遺命して逝去(せし)とぞ。將軍家この事をきき玉ひ甚だ愁歎、天下の輔佐を失ふことをかなしみ玉ふ。乃ち氏滿家督たり。上杉憲顯管領たるべきことを命ぜらる。同年六月評定あつて、儉約の法を立てられ天下の奢侈を禁ぜらる。衣服・雜掌・音物・贈答各〻次第あり。同九月、將軍家不例に由りて政務を義滿卿に讓り玉ふ。その比義滿卿いまだ十歲なれば、幼主を輔佐して天下の政道を正すべき人品を考へられ、つひに細川右馬頭賴之を四國より呼びよせ

（一）義貞の子、正平七年足利尊氏降伏の機を窺ひ鎌倉に尊氏をうつて狩野川に奔らす。間もなく尊氏の反撃に逢ひて鎌倉を捨て、後ち正平十三年には更に越後より武藏に進み、義兵を募る。應ずる者多し。足利基氏これを憂へ、江戸高重に命じ詐り降らしめて甘言を以て義興に鎌倉を襲撃せしむ。義興よつて進發し、六郷川矢口渡に至るや、不意に兩岸の伏兵に逢ひて遂に自殺す、年二十八

管領たらしめ、北條泰時が利世安民の嘉例にまかせて武藏守に任ぜらる。賴之、貞治(二)元年七月に讚州において細川清氏と相戰つて清氏を討取り、四國を討靡けければ、直に西國の成敗を司りて、諸事の沙汰先代貞永・貞應の舊規に相似たり。こと更貞治三年に大内介(三)・山名時氏・仁木義長各〻異心をすてて將軍家に歸服いたすこと、ひとへに賴之内々推擧いたす處なり。然れば貞治改元以來天下靜謐の功尤もかれにありと、佐々木宗永・山名父子・赤松等執し申すに因つて、つひに此の職を與へらるるなり。十二月、義滿正五位下に敍し、左馬頭に任ず。同月、源義詮卿逝去、歲三十八、寶篋院瑞山と稱す、左大臣從一位を贈る。延文三年より治世十年也。鎌倉には舍弟基氏卿卒去の後、氏滿卿相續也。上杉憲顯管領たり。鎭西には氏經（斯波道朝子、貞治元年爲二探題一）探題たりといへども、菊池が一族無二の宮方にて良懷(四)親王を以て筑紫の主と仰ぎ、氏經戰にまけて剃髮し世捨人たり。中國には厚東駿河守長門國にあつて探題たりけるを、貞治三年に大内介が乞にまかせ周防・長門兩國を大内介に下されければ、厚東大いに怒りて菊池と一に成つて戰ふ。大内介大いに敗る。是れに由つて西國は未だ靜ならざれども、大内介猶ほ在京して中國・西國の下知を承はる。

(二) 後村上天皇正平十七年

(三) 大内介は大内代々の稱號なり。この時は大内弘世の時代。弘世は從五位上周防權介。義弘の父なり

(四) 懷良親王を正しとす

左馬頭義滿卿、應安元年(一)十二月征夷大將軍に任ぜらる、年十一。細川賴之管領たり。賴之賢才勇武の仁たれば、將軍家を輔佐しまゐらせ、天下を靜謐せしめ、四民の安穩ならしむることを以て己れが任とす。義滿卿生質武將の器たりと云へども、その氣甚だ麁暴にして事を我意にまかせんことを欲す。賴之これを悲しみて自ら身を修めて君を化せんことを思ふ。故に聊か非禮の言行なからんことをつつしむ。人の才智を明かにすることと學にしかざると存じ、文才ある者を撰び、賴之先づこれに親じて其の志を考へ、而して後に將軍家の近侍たらしむ。又近藤入道俗名盛政と云へる武家の故實弓馬の法をしれる者を、久しく其の心をためし考へて是れを近侍せしむ。諸大名に仰合さるべき儀、或は賞罰せらるべきことの次第、悉く賴之內々に評議をこらして將軍家に示し、一事一事皆將軍家直に命ぜらるる如くいたせり。近年地頭・御家人の武家役二十分(一)なるを以て諸人これを苦しむ。將軍家に至りてこれをなだめ、以前のごとく五十分一たらしめ、民間の租稅をゆるくす。天下の諸大名に制法を立てて、國々において私の合戰をとどめしむ。賴之法師六人に異樣の衣をきせ刀脇指をはかしめ、侒坊・童坊と名付け人に諂はしめ、諸人の追從輕薄なるをば侍童坊と號し、人々これを

(一) 長慶天皇正平二十三年

恥ぢて讒佞おこなはれざる如くせしめ、將軍家を傅佐す。應安二年に楠（木）正儀既に武家に志を通ず。これによつて四月正儀入洛いたし先づ頼之に對面す、後に將軍家に謁す。越中の桃井直常も斯波義將にうちまけ、北方大いに武家にしたがふ。頼之政務に私なく武勇に長ぜるを以て、四海皆その化にしたがふ。同三年三月、桃井一類沒落す。十一月、頼之大軍を率ゐて南方へ發向す。紀州半(なかば)は山名におとされて降參す。和州越智(をち)・十市(とをち)をはじめとして悉く武家に隨ふもの多し。同年八月、頼之ひそかに將軍家に申し合せて、頼之自ら立ちて無禮の諫言をいたすことをとがめ玉うて、頼之を閉門せしむ。仁木・山名・一色等種々將軍家をなだめ申すと云へどもきき玉はず、然らば天下の政務はしばらく頼之嫡子頼元に口入いたさせよとありてけり。翌年三月、將軍家重ねての玉ひけるは、頼之蟄居の身として猶ほ上を不ㇾ恐(ル)のふるまひ有ㇾ之(リ)としのびしのび上聞に達す、いそぎ京中を追拂ふべしとのこと也。頼之此の上は力なしとて、乃ち入道して常久と稱す。丹波の山國にかすかなる住居を致さる。將軍家いそぎ頼之が宅を燒拂ふべしと命ぜらる。土岐・山名の人々上意とは申しながらあまり無ㇾ情(キ)儀なりとて、ひそかに馬屋斗りを崩し出してこれをやけり。常久これをきいて未だ將軍

（一）長慶天皇文中二年
（二）弘世の時代なり
（三）長慶天皇建德二年

家の威勢人のおそれ申す處すくなきことを密に歎き奉る。

（一）應安六年義滿卿十六歳の冬、常久山國より召歸され、再び管領職として相摸守に任ず。此の比天下大いに無爲に屬し、南方の勢日々に衰へ恐るるに不レ足、然れども西國の菊池、將軍の宮を仰ぎて武家に敵し、長門の厚東駿河守（を）引合ひて（二）大内介をせめ、武家の手にあまりければ、（三）應安四年二月に今川伊豫守貞世入道了俊を九州の探題に補して下向、大内義弘に相副へて九州を成敗せしむ。同五年、了俊・義弘大いに菊池武政（武政は武光の子、今年武光死す）と戰つて利あり。然れども九州殘る處なく菊池が下知に從ふ。（征）關西將軍宮良懷（懷良）使者船をしたてて大明に往來せしめ、その狀に日本國王と書す。されば日本國王へ來る大明の使者船も筑紫にておさへ京へのぼせず、直にその返牒をつかはせり。此の事大明の使僧、應安六年の夏鎭西より入洛して具に告す。西國の成敗探題の下知にてこと（事）とのほりがたきに付きて、來年は將軍家御動座あつて菊池退治あるべきに究まれり。乃ち鎌倉の上杉彈正朝房（應安元年上杉憲顯死、子息能憲代レ之、姪朝房相副號二兩上杉一）東國の軍勢を催し六萬餘騎にて上洛いたし京都を警固せしむ。山名氏清兄弟三人最初より河內・大和に城を築きて南方を守る。伊豫には武田（義賢）・小笠原（信濃守）をつかはして金谷が一族を押へ、仁木義長伊勢

に趣きて北畠を押へ、東は伊豆北は越後を限りて諸國の軍勢を集む。應安七年三月、將軍家（十七歳）西國へ御進發、管領賴之を始めとして大名三十九人軍勢十萬餘、四月安藝に到りて先陣既に長門をうちこして大いに戰ふ。嶋津・伊東等菊池に背きて降參す。將軍家宰府に至り玉ふ。度々の戰に菊池利を失つて和を乞ふ。同九月和平相とゝのほり、十月將軍家歸洛、十二月上杉朝房御いとまを賜はり鎌倉に下向、いまだ末々に朝敵のこれりといへども、此の年天下はじめて一統し、武威四海にふるひ政道天下に及びければ、諸大名ことごとく在京し王城の富貴日比（ひごろ）に百倍す、目出たかりし事ども也。あくれば永和元年（四）三月、將軍家（十八歳）石清水に參詣、行粧濟々をきはめ、御劍・神馬・砂金を奉納せられ、善法寺を宿坊と定められ、天下の靜謐武家の威德神慮のよる處なることを賀せらる。四月初めて參內、十一月大嘗會久しく延引に由つて武家より申沙汰せられ、朝儀を再興す。永和四年（五）三月、室町に新館をかまへて移徙（わたまし）あり、是れに由つて室町殿と稱す。花を好みて多くうゑられければ花の御所と世に號す。康曆元年（六）、鎌倉左馬頭氏滿卿逆心の企あり、管領憲春（永和四年四月能憲死、其弟刑部大輔憲春代レ之爲二管領一）是れをいさむ。三月、將軍家自筆の狀を上杉憲春にたまうて都鄙安全の事を仰せ含めらる。憲春諷諫やまざ

（四）長慶天皇天授元年

（五）天授四年

（六）天授五年

れども、氏滿卿許容なきに依りて憲春自害す。氏滿卿これに驚きて逆心稍やみぬ(止)。憲春弟安房守憲方管領たり。憲方始めて鎌倉の山内(やまのうち)に住す。同年閏四月、二階堂中務・松田丹後守を使者として頼之管領職を止められ四國の惣轄たり、斯波義將(一)管領たり。此の後將軍家甚だおごりをきはめ游逸を事とし、大臣の諷諫不レ行ハレ、頼之も度々御不審を蒙れり。其の後いよ／＼放逸にして將軍家(永德三年正月)奬學・淳和兩院(二)の別當をかねて源氏の長者たり。(于レ時左大臣。)兩院の別當源氏の長者は鳥羽院の勅にて代々久我(こが)家に補任せられけるを、此の度如レ此シ。是れより武家代々是れを以て任とす。永德元年三月に將軍家の館へ行幸也。(百代後圓融院)同三年十月、新帝(百一代後小松院)行幸あり、武家の威勢前代にこゆ。去る康曆二年、鹿(ろく)苑(をん)寺幷に寶幢寺を建立す。永德三年に相國寺を建てられ、春屋妙葩(しゆんをくめうは)(三)を以て開山とす。(夢窓弟子也、妙葩以二夢窓一爲二開山一(自ら)第二世たり。)五山の座位を定め、天龍寺を第一とし、相國寺を第二とす。建仁(第三)寺・東福(四)寺・萬壽(五)寺是れに次ぐ。

嘉慶二年(元中五年)、將軍家紀州和歌浦一覽、又駿州富士山見物、これに事をよせて南方の體を考へ、關東守護の樣をたださる。康應元年(元中六年)九月、高野參詣、明德元年(元中七年)四月、尊氏卿三十三回の追善に法華八講を行はる。攝關公卿こと／″＼く着座、赤松門庭をかため、

（一）足利高經の第四子、足利を姓とし、斯波を族稱とす。義將は名管領として細川頼之と共に併稱せらる。應永十七年歿、年六十一

（二）元慶五年、中納言在原行平、藤原氏の勸學院に倣ひて私宅を學舍にあて王室の子弟及び一門の學問所とせしものをいふ。京都三條坊門の北にあり。應和三年大納言源高明の請により、勸學院に準じ年官を給せられ、長官を別當といひ、勅任にして、源氏公卿第一の人を補す慣例となる。多く[illegible]

淳和兩院を兼ぬ。足利義滿に至り武威を以て別當職を奪ひてより、代々將軍の兼職となれり。德川家康またこれを兼ねてより別當職德川氏に歸す。淳和院はもと淳和天皇の離宮にして後ち寺となる。寺領多し。別當は奬學院と兼任す。世に源氏の學問所とせるは誤なり

（三） 妙葩は名、春屋は號、夢窓國師の姪なり。後に知覺普明國師の稱號を賜はる。元中五年寂、年七十八

（四） 平安朝の初の大内裏の跡附近を指して呼ぶ地名

（五） 楠木正

畠山父子幷に關口某太刀を帶び、將軍家に昵近して武備をまうく。同二年、細川常久四國より召に由りて上洛、重ねて管領職を命ぜらるといへども、常久固辭す。子息右京大夫頼元、斯波義將に代りて管領たり。同年、山名氏清謀叛せり。山名久しく南方を征伐して軍功のあまり一類大小の國十一ケ國を給はり、武恩にほこること數年に及びければ、天下の人皆六分一殿といへり。然るに氏淸修の餘、將軍家を怨み奉りて南方の綸旨をうけ、天下の武將たらんことを欲し、十二月京に攻め入らんとせり。同月晦日、内野（うちの）（四）幷に洛中所々において合戰、將軍家自ら旗をすゝめられ、氏淸打死（四十八歳）して一族悉く打たる。同三年正月、山名迹の國々を諸將に班（わか）ち賜ふ。山城・河内は畠山尾張守義深・子息右衛門督基國賜はりて南方を防ぐ。その比楠（木）（五）正勝わづか千劒破（ちはや）の城一つを守りて國中へ出づべき力もなし。和田（六）は和泉を追ひ落さる。此の度畠山基國千劒破の城を攻落す。正勝十津川の邊に流浪す。弟の正元ひそかに上洛して將軍家をねらひけるが、事あらはれて郞從十八人西三條にて誅せらる。同年十月、大内義弘和泉國に居り南方の和睦の儀を執行ひて事なり（成）にければ、閏十月南帝熙成王（七）入洛、嵯峨の大覺寺に到着、其の規式行幸にことならず。同五日南帝三種神器を禁中に渡され

太上天皇の尊號を蒙り、後龜山院と稱す。延元二年先帝吉野に入り玉ひしより此の年まで五十六年にして南北朝一統す。(一)是れ併しながら武家の威德によれり。今年二月、武藏守賴之入道常久卒す、歲六十四、永泰院と號す。將軍家悲歎哀惜のあまり、自ら嵯峨の葬所まで靈棺を送らる。尊氏卿以來、賴之執權の賢才たり。賴之執權の時始めて天下靜謐す。然れば武略智謀尤も將相の才あり。明德四年斯波義將再び管領たり、代ル賴之ニ。應永元年に嫡子(二)義持九歲にて敍爵、攝家に準じ正五位下左中將たり、禁色(三)・昇殿をゆるさる。義滿卿征夷大將軍を義持にゆづらる。同月、義滿卿太政大臣たり。平清盛の外此の例なしと沙汰あつて公家にも許容なかりけるを、左あらんには院・國王を、先例にまかせ隱岐國へうつし、義滿直に國王となり、細川を攝家(四)とし、上杉・畠山・仁木等を淸華(五)とせんことを議せられければ、朝廷大いに驚き玉ひ、やがて從一位太政大臣に任ぜられぬ。近年細川常久卒去して後、武家しきりに侈をきはめ威をほしいままに致せるゆゑ也。是れ唯だ武家衰微可レ致の先表也。されば武家を公方と稱し、月卿雲客も悉く追從諂諛し、禁中にも小御所を立てられて參內の時便宜所とせらる。

應永二年四月、義滿卿（治世二十八年）落飾、歲三十八、天山道義と號す。天下の政務は義持にゆづ

儀の子、南北講和直前の楠木氏最後の奮闘者なり、贈正四位。弟正元も贈従四位なり

(六) 楠木の同志和田正武、和泉の土丸城を支へ得ざりしなり

(七) 後龜山天皇

(一) 現在に於てはかかる考へ方の誤れること論ずるまでもなし

(二) 義滿の嫡子なり

(三) 臣下が用ふることを禁ぜられたる服色。特にこれを許さるるときは禁色宣下あり

(四) 攝政關白たり得る家柄をいふ。近衛・九條・二條・一條・鷹

司の五家なり。五攝家ともいふ。

（五）太政大臣・左右大臣を止りとする家。攝家に次ぐ上流公卿なり

られ、斯波義将管領として事を執行す。同三年、道義叡山に遊行、専ら御幸の行粧に準ぜらる。今年今川了俊九州より召歸さる。了俊賢才ありといへども、管領義将と不レ和セ、ことに大内介義弘九州の探題をのぞみ、より〳〵管領に讒をかまふ。了俊の父國範、駿河を長子範氏にゆづり、遠州を了俊にゆづる。範氏卒して子泰範と了俊と不和也。了俊久しく九州にあり、子息仲秋は遠州にあり、是れに由つて連々關東へ志を通ずるの旨沙汰ありける。管領義将も己れが一族澁川を探題にいたさんことを思ふ。是れに由つて讒訴おこなはれ、了俊探題をやめられ、剰へ遲參の罪に由つて遠州をはなたれて蟄居の身となれり。九州探題は大内義弘中國・筑紫をはからうて惣管たり。是れより大内義弘猛威を振ひ私をかまふ。同四年四月、道義北山の別業に新館をまうけ經營華麗をつくす、世人これを金閣と稱す。乃ち室町の亭を義持に譲り玉ひて、道義は北山にうつり玉ふ。今年西國にて少貳・菊池等野心の事ありて、大内義弘これを征伐す。義弘が威九州・中國にふるつて逆謀の機生ず。同五年鎌倉の氏滿卿卒去、永安寺と號す、年四十二。子息滿兼相續、上杉朝宗（ともむね）管領たり。滿直（滿兼弟）奥州の管領たり、篠川殿と號す。十一月畠山基國（義深子）管領たり。此れより道義の命に由つて管領職を三

家に定め、斯波・細川・畠山の三流かはる〴〵管領たり。山名・赤松・一色・京極を四職と號して、侍所を司りてかはる〴〵其の職を司る。京中の下知は時の侍所より一人づつその職を置きて下知せしむ、是れを所司代と號す。是れ乃ち公家の攝家・淸華家に準じ管領・四職の衆と云ひ、これを京の七大名と稱す。凡そ三管領の門前をば必ず下馬をいたして通り、路次にて馬上にて參會の時は下馬してかゝるを禮とす。三職へ禮に行きて使を玉はり候はば、其の使の方迄人をつかはして禮をなす事、皆此の時の法也。當職にあたれる人は常に門を開きて人を入れ、事をとゞこほらしめざる事此の例也。此の時より管領の威甚だつよく、ことにその撰なくして執權を家々に持つになれり。執權を管領と云ふこと古來より其の沙汰ありといへども、此の比より天下押して管領職と稱す。鎌倉にも京家の例にまかせ、上杉を管領とし、千葉・小山・長沼・結城・佐竹・小田・宇都宮・那須を八家と名付けて關東の名家とす。いづれも賴朝卿以來名ある家也。

應永六年十月、大内左京大夫義弘筑紫・中國の兵をあつめ、和泉の堺について上洛せず、平井新左衞門を以て案内を啓し不義の企あり。是れに因つて僧絶海[一]（中津、號絶海）を使

（一）夢窓國師の弟子、正平二十三年明に遊び天授二年歸朝す。後ち義滿の崇敬をうけ、等持寺を董す。晩年相國寺に轉じ鹿苑院を兼管す。應永十二年寂、年七十。勅諡は佛智廣照國師。義堂と共に五山文學の雙璧と稱せらる

として宥（ただ）めらるといへども、義弘不ㇾ隨ㇾ心。道義公自ら八幡に出で玉ふ。三管領諸大名各〻和泉へ發向、十二月、京勢和泉の城を攻めて火を放つ。義弘、畠山基國が陣に入りて大いに戰ふ。義弘つひにうたれ、其の子新介持世降參。この時泉の堺在家一萬間（軒）燒失す。義弘貞治三年に周防・長門の守護職を賜はり、唐船をまねき賣買を利し、上京して新渡の唐物美をつくして、奉行頭人・評定衆・傾城・田樂・猿樂・遁世者凡そ世にもてはやさる輩に悉く引出物に與へける間、此の人にまさる御用人あるまじと、未だ見（まみ）えたることもなきにほめぬ人無ㇾ之。されば將軍家にも此の人を重んじ思召すの所、去る應安七年筑紫征伐の時、菊池を伐つて軍功ありけるゆゑに、筑前・豐前を賜はり、明德年中山名滅亡の時和泉・紀伊を賜はる。以上六ケ國の守護として奢侈をきはめ、中國・九州の探題を承りて威をふるふのあまり、あらぬ心の出で來て鎌（二）倉殿を世に立てんとの心に由つて此の逆謀をなせりとぞ。此の度和泉・紀伊兩國を沒收せられ、相殘る四ケ國の守護たり。九州の探題は澁川左京大夫滿範これを承はる。同十三年、斯波左兵衞督義重（初名義教）管領たり、義將の子也。十三年大明の成祖皇帝（三）より使節を以て道義公をたのみ、壹岐・對馬の海賊等（四）大明の邊鄙を侵すの間これを制せら

（二）足利滿兼

（三）永樂帝

（四）所謂倭寇なり

れ玉はれとの義(儀)に付き、乃ち命じて其の張本を平らぐ。成祖大いに悦びて書を制し様樣の音物(いんもつ)を以て是れを謝す。同十五年、北山へ行幸、十餘日御止宿、色々の御遊あり。此の比公の末子義嗣十五歳、公未だ鍾愛のあまり將軍家(嫡子義持)をうとんず。此の度の行幸には將軍家京に留りて不二出合一(ハ)、公法服を着し數珠を持ち、義嗣(中將)を携へて送迎の禮をなし玉ふ。倭歌着座の席に義嗣を關白藤原經嗣の上に付け玉へり。同月義嗣內裏にて元服、規式親王に準ず、從三位參議たり、中將如レ元(ノ)(シ)。かくては必ず世の亂れとも可レ成(キ)(ル)にやと諸人皆あやぶむ所に、五月六日前(ノ)征夷大將軍太政大臣從一位准三宮源義滿卿法名道義北山にて薨ぜらる、歳五十一、鹿苑院殿と號し天山と稱す。勅あつて太上天皇の尊號を贈らる。將軍家辭(一)して受け玉はず。應安元年より應永元年まで在職二十七年、義持卿に讓り玉ひて後十四年、凡そ治世四十一年、幼少より天下を成敗せらるといへども、全く細川常久が心をつくし道を正して忠を立てたる故也。常久逝去の後はひたすら我意をふるまひ朝廷を蔑如し、家臣の威をつよくし遊樂を事とし、後には嫡子を替へて愛子を立てんとする亂り成る行跡に及べりと云へども、無レ(ク)程薨御の上沙汰に不レ及(バ)なりゆきし也。愛子の義嗣(よしつぐ)恨をふくみ兄弟の間むつまじからず、つひに應永二

（一）これ斯波義將が將軍義持に說いて、人臣の贈號太上天皇に至るは古來未だ曾てあらざるところなりとて拜辭せしめたるなり。世に美談となすも、もとより當然のことなり

十三年に野心の事あらはれて、剃髮し行方しらずなれり。

　將軍義持卿父の遺跡をついで天下の政務を司り玉ふ。管領は斯波義重(二)也。應永十五年十一月、諸國の闕所(三)を沙汰す。義重加判、飯尾常廉（美濃入道）これを奉行す。同十六年七月、鎌倉滿兼卿卒去、年三十四、勝光院と號す。子息持氏卿相續、上杉憲定管領たり。朝宗は滿兼を慕つて葬所より直ちに遁世、行年七十。（應永十二年右京亮憲定管領。）十一月義淳、父義重に代りて管領。十七年六月、畠山尾張守滿家管領たり。（基國子）同十九年十月、細川右京大夫滿元管領たり、賴元の子也。應永二十三年十月鎌倉に兵亂あり。上杉禪秀俗名氏憲應永十八年管領たり、（十八年十二月安房守憲定死、再從弟（またいとこ）右衞門佐氏憲代レ之）剃髮して犬懸入道禪秀と號す。憲定が子憲基と不和也。二十三年十月、禪秀職を辭して憲基是れに代る。禪秀憤りて持氏卿幷に憲基を攻む。鎌倉殿の兵大いに敗れて駿河に逃れ、今川泰範をたのみ京都に訴ふ。憲基は越後に逃る。禪秀しばらく威をふるつて持仲（持氏庶兄）を鎌倉の主とす。世に禪秀ノ亂と云ふは是れ也。同二十四年正月、京都の加勢をまねき越後の憲基と牒し合せ鎌倉を攻む。禪秀大いに敗れ雪ノ下に引籠る。新御堂滿隆（滿兼之弟也）・持仲・禪秀以下悉く自害、宗徒（むねと）の者ども六十餘人自殺す。十七日に持氏卿鎌倉に還住、安房守憲基管領如シ前。同二

（二）義將の子、父と共に義持擁立に功あり。應永二十五年高野山の蟄居に在りて歿す、年四十八

（三）領主の闕けたる土地、室町桃山時代の用語にして、罪科その他の事情により幕府に没收せる土地をいふ。徳川時代には轉じて没收する刑罰の名となれり

十六年七月、蒙古の大將高麗を引合ひ兵船五百餘艘にて對馬に到る。探題澁川左京大夫滿範幷に少貳(一)以下押寄せ大いに戰つて、蒙古の兵高麗の兵皆敗れ行方をしらず。二十七年、將軍家不例、日を經て平復なし。是れに由つて諸社に奉幣あり。陰陽助(おんやうのすけ)定棟・醫師高天等狐をつかふの術を得、是れを以て將軍家を惱まし奉ろの沙汰あつて、醫師高天讃州に流罪、定棟禁獄せられてけり。十月、將軍家不例平復。二十八年、畠山滿家入道道端管領に再任す。

同(應永)三十年二月、將軍家職を辭し、子息義量を征夷大將軍たらしむ。義量十七歳。四月、前將軍家等持寺にて落飾、顯山道詮と稱す、歳三十八。同三十二年二月、征夷大將軍參議中將源義量卿行年十九歳にて父に先立ちて逝去、長得院と號す、在職わづかに三年也。三十四年、赤松左京大夫滿祐・赤松越後守持貞所領を相論す。持貞將軍家の寵臣たるを以て、嫡孫滿祐は二ケ國を賜はり、持貞三ケ國を賜はる。滿祐大いに怒り己れが館に火を放ちて播磨に下る。將軍家大いに怒りて滿祐を誅伐せしむ。その比持貞寵にほこりおごりを究め諸大名に無禮を行ひけるを以て、討手の諸將滿祐に相談せしめ、持貞が非義を訴ふ。これゆゑに十二月持貞自害して滿祐赦免せられ歸洛す。されば管領幷

(一)少貳滿貞

に諸大名の權威日々に大にして、將軍家の下知通じがたき事多し。正長元年正月十八日、前征夷大將軍從一位内大臣源義持卿薨ず、年四十三、太政大臣を贈らる、勝定院と號す。應永元年に將軍に任じ九歳在職二十九年、義量逝去の後三年、合せて三十二年。此の時天下に兵亂しづまり、武家の政務一統しければ、三管領・四職の衆及び諸大名公家の歷々へ渡御あつて樣々の遊慰あり、是れを世に御成と稱す。尤も洛中洛外に遊行やむことなし。義量卿早世に由つて繼嗣ましまさず、將軍家の御舍弟義嗣の外に四人あり、管領滿家(畠山)入道道端將軍家の病中に石淸水八幡宮にて鬮をとりて、靑蓮院准后義圓を還俗せしめ、室町殿へ入れて義宣と號す、時に三十五歲。

將軍義宣卿、正長元年に義持卿の遺跡をつぎ玉ふ。四月、武家評定始・判始・乘馬始あり。十月、管領の政所に壁書を押して、訴論の沙汰及び權門の推擧等を糺さる。十二月に南方吉野の帝の末嵯峨におはせり、小倉殿と云へり。帝位をのぞみ伊勢に下り、國司を賴みて兵を起す。土岐貞安これと戰つて國司は討たれぬ。小倉殿は降參して又嵯峨に籠居、其の子勸修寺門跡の弟子たり。永享元年三月、義宣室町殿にて元服、加冠は畠山尾張守持國これをつとむ。歲三十六同月十五日、參議兼左中將征夷大將軍たり、

義教と改む。八月、石清水に參詣、同月奉行人の規式を定められ、諸番之次第（結カ）・卿不參闕如をただし、一日の評定三ケ條にきはまれり。伺候の刻限（一）は巳刻を用ひらる。巳刻以後の出仕はその日の儀をやめらる。訴訟人の論狀等直に將軍家へ披露いたし裁を可レ承と云へる制法也。同月、諸國闕所の沙汰あり、斯波右兵衞督義淳再び管領たり。同四年、細川右京大夫持之管領たり、滿元の子也。八月兵庫に渡御、夫れより須磨・明石迄一覽、十月富士山一覽のため駿州に渡御、十八日今川上總介範政亭に着御、道中の經營常篇にこゆ。飛鳥井中納言雅世（二）・法印堯孝等供奉、詠歌多し。此の比鎌倉の持氏卿、故將軍家のあとをつがんことを內々思はれ、義持卿も同意の處に、不慮に義教卿あとを繼ぎ玉ふを以て、持氏卿常に京家と不レ快、永享の改元（三）を不レ用、鎌倉には正長の年號を用ふ。是れに由つて富士見物にことをよせて關東の樣子を伺はるる也。今年（三月）、小笠原政康を將軍家の弓の師と仰がる。同十一年（正月）、鎌倉持氏卿鎌倉の永安寺において自害、年四十三、長春院と號す。子息義久報國寺にて自害、滿貞（持氏叔父）も自殺す。持氏卿日比京家と不和に付き、管領上杉憲實度々諷諫をなせり。是れに由つて持氏卿上杉憲實をにくみ、去る九年四月ひそかに憲實を討つべき旨上杉憲直・一色直兼に命

（一）午前十時

（二）新續古今和歌集の撰者なり

（三）正長二年九月、永享と改元あり

ぜられ、事あらはれて鎌倉騒動す。持氏卿自ら憲實が山内の宅に趣きて和解いたされ、憲直・直兼は鎌倉を追出されけり。(永享十年)去年六月、持氏卿の長男賢王丸元服の儀に付き、先々の例にまかせられ、京都將軍家へ執し申し御諱の字を賜はられ可レ然由、憲實諫言を加ふといへども許容せず、義家の例を追うて鶴岡の八幡にて元服、義久と號す。剰へ憲實賀に來らば即誅すべき由を議す。憲實病と稱して弟重方を以て賀し奉る。八月、持氏卿兵をあつめ山内を攻めんとす、憲實山内を出でて上野に趣き、委細京都に註進す。持氏卿乃ち一色直兼・同時家をつかはし憲實を討たしめ、自ら武州高安寺に陣す。鎌倉には三浦介時高を以て留守とす。十月、京都より持氏追討の綸旨に御教書をそへられ關東に下知ありければ、上杉中務少輔持房(禪秀子)・今川上總介範忠・小笠原康政・武田信重等發向す。上杉治部大輔教朝(禪秀子)北陸道より進發す。既に三浦時高鎌倉にて謀反し、御所中を燒拂ひ義久を生捕りて扇谷(あふぎがやつ)(四)に押込め、鎌倉勢所々の戰にやぶれけるゆゑ、持氏卿和睦を乞ふ。憲實が家老長尾芳傳來りて、持氏卿を武州海老名(えびな)より伴ひ鎌倉に入れ、永安寺にて剃髮、讒者の張本上杉憲直・一色直兼を攻殺す。永安寺をば上杉持朝・千葉介胤直・大石憲儀等警固す。京都へ使を立て持氏卿死罪一等を宥めら

(四) 相州鎌倉郡に在り

れんことを乞ふと云へども許容なくして、今年二月悉く滅亡。

觀應の比より基氏卿關東の守護たり、持氏卿まで四代の間九十年に及べり。憲實、君を弑する罪免れがたければ、乃ち剃髮し長棟と號す。管領職は弟兵庫頭淸方にゆづる。憲實、六月長壽院において持氏卿影前にて自害す、家人其の刀を奪ふによつて死に不レ及。其の後山内を出で藤澤道場に入り、伊豆の國淸寺に閑居す。同十二年春、持氏息二人春王・安王、下野國日光山に逃隱、結城中務大輔氏朝かひぐしくたのまれまゐらせ、其の子七郎光久をつかはし、結城の城に迎へて關東の寄手を引きうけ、大いに戰ふ。これを結城戰場といへり。翌年嘉吉元年四月、結城城落ちて春王・安王生捕られ、五月美濃垂井にて害せらる。其の弟永壽王はひそかに逃れて信濃にかくる。大井持光これを保育せり。六月廿四日、赤松滿祐入道性具將軍家を己れが宅になしまゐらせ、猿樂をまうけ酒宴をなす。鵜の羽の能半ばなる比に厩の馬を放し、そのさはぎに門をとぢて滿祐が一族左馬助と子彥次郎敎康と將軍家の左右の手をとり奉る。赤松家人安積うしろよりはからひまゐらせ(一)、座中大いに騷動し、大内介持世は垣をこえて逃れ出で、滿祐父子、將軍家の御頭を持ちて一族を引きつれ播州へ下向す。將軍義敎

(一) 弑せしなり

公歳四十八、太政大臣を贈られ、普廣院善山と號す。正長元年より治世十四年、政務に怠り多く、男女の色を好んで言行甚だたがへり。此の度赤松満祐がはからひ申すことも満祐が憤りに由つて也。満祐が女御きさの局寵愛おとろへて後に密にこれを害し玉ふ。是れに由つて満祐内々憤りをふくむ處に、赤松伊豆守貞村男色の寵に由つて折折満祐を讒し、彼れが處領を奪はんとす。將軍家満祐を疏んじ玉ふ折からなれば、連連彼れが分國を貞村に賜はらんことを約し玉ふ。此の事を満祐が子彦次郎教康知りて父に告ぐ。満祐生質無道剛强の者なれば、とても身上滅却に及ばば、幸ひ女の怨を報ぜんことを思ひて此の悪逆を催せりと也。抑も嘉吉元年はいかなる年なれば、京・鎌倉の守護ともにか(闕)けて、唯だ管領のみ事を取行ふなるべし。

將軍義勝公嘉吉元年八月に從五位下に敍す。此の年わづか八歳たりと云へども、義教公の嫡子なれば、管領細川持之・畠山持國・大内介持世等相談して事を執行ふ。やがて綸旨を賜はり、細川讃岐守持常・赤松伊豆守貞村・武田大膳大夫信賢大手の大將を承はる。山名右衞門督持豐法名宗全・同修理大夫教淸・同相摸守教之は搦手の大將を承はる。細川持常はもとより満祐と中よかりければ、路次にささへて數日を送り、自餘

の寄手をとほさず。山名は本より赤松と中あしければ、搦手より急に攻寄せ白幡（旗）城を取巻き無ㇾ程攻落してければ、滿祐力不ㇾ及、九月十日自害す、年六十一。首を京都にのぼせて獄門にかけらる。彦次郎教康は勢州にのがれ出で國司をたのむといへども、國司不ニ同心一して自害す、年十九。左馬介は筑紫にかくれ朝鮮にわたれりとぞ。大手の勢は播磨地へ不ㇾ入内に搦手の勢播州を打從へければ、此の度の軍功山名にありとて播磨を山名持豐に賜ひ、備前を教之に賜はり、美作を教淸に賜ふ。此の一亂本より赤松伊豆守張本たりと云へども、大手細川にささへられて其の場にさへ至らざること天下の人口止むことなし。伊豆守貞村頓（やが）て病死す。此の度太宰の少貳嘉賴、滿祐追討の催促に不ㇾ應、故に大内介持世に命じて是れを攻めしむ。嘉賴戰やぶれて對馬に赴く。大内介、少貳が領地を賜はれり。明德に山名氏淸うたれ、應永に大内義弘討たれて兩家おとろふる處、此の度軍功により兩家又時を得たり。嘉吉二年、畠山左衞門督持國入道德本管領に任ず、滿家の子也。飯尾貞元・布施貞基・松田氏秀奉行たり。同八月廿四日管領德本出仕、網代（あじろ）の輿（一）にのり騎馬十人二行に隨ふ、乃ち評定始あり。諸奉行直垂大口（ひたたれおほぐち）（二）にて出仕、其の役を勤む。十一月七日、義勝公元服、乃ち征夷大將軍正

（一）竹を薄くしたるものを斜に編みて作れる輿
（二）直垂の下に大口袴を著けての意なり

五位下左中將を兼ねらる。十三日、御弓始あつて諸大名各〻太刀を獻上す。十二月、將軍家大外記淸原業忠を召して孝經をよみ玉うて、次に大學をよみ始め玉ふ。御馬・御太刀を業忠に賜ふ。同三年丑月、朝鮮人來朝せり。管領德本おもへらく、彼れ皆商賣のために往來す、然るを諸大名國役を勤めんこと天下の大いなる費也、甚だ無益なるよし評議きはまり、京都には不レ可レ入(こと)になれり。然れども彼の國の使者普廣(三)院殿を弔ひ奉る由を云ふによつて、京に入らしめ、斯波千世德雜掌を辨ず。今年宗貞(そうさだ)盛(もり)を朝鮮の押(おさ)へとして對馬嶋につかはす。近年九州の惡徒ややもすれば對馬に渡り、或は朝鮮にこゆ。ここを以て貞盛に命じて朝鮮と條約をなさしむ。七月、征夷大將軍左中將義勝早世。十歲 幼少より馬にのることを好みて落馬して薨ぜらる。治世三年、慶雲院殿と稱す。左大臣從一位を賜はる。管領德本等相はかりて義勝公の弟義成公を繼嗣とす、時に八歲。

將軍義成公、嘉吉三年兄義勝公の遺跡を續ぎ玉ふ。文安元年正月初めて管領の宅へ渡御、路次諸大名辻固めをつとむ。四月、西京の町人と東京の町人、酒麴賣買の事を訴論し、西京の者ども北野の社に取籠る。德本、時の侍所佐(四)々木京極持淸(頼)と相談せし

(三) 將軍義教

(四) 當時の侍所の所司なり。佐々木氏にして京極に住みし家を京極佐々木と稱せり、後鑑には該事件の經過を敍して佐佐木中務少輔持賴號京極云云と記せり

め兵士を發して是れを捕ふ。惡黨等火を放つて社頭幷に西京燒亡す。同二年、細川勝元管領たり、右馬介持之弟也、(一)時に十六歲。賴之・賴元・滿元・持之・勝元を細川の六(マヽ)侯と稱す。今年鎌倉上杉家臣長尾左衛門入道昌賢賢才の譽(ほまれ)ありけるが、關東に守護あらずして鬪諍止む事なきことを歎じ、京都に伺ひ奉り、持氏卿の末子永壽王を信濃住人大井越前守持光が本(許)より迎へ取り、左兵衛佐成氏卿と仰ぎ奉り、憲實三男龍若丸を元服せしめ右京亮憲忠と號し、山内にうつりて管領たらしめ、上杉持朝(扇谷)の娘を嫁す。長尾一家悉く保護して關東暫く靜謐也。四年、犬追物あり、五月、富樫介(次郎)其の叔父安高と加賀國の守護職を論ず、當管領勝元は安高を引き、畠山德本は次郎を引くを以て、加賀一國を二つに分けて守護す。近年將軍家幼少にて家督を相續、三管領專ら天下の政務を司り、權威日々に盛にして諸事に我意をふるふ事多し。十一月九日御弓始あり、小笠原民部大輔持長御師範たり。武臣各〻賀し奉る。同月、南方(二)紀伊國の殘黨等畠山(三)がために敗らる。大將圓滿院(四)還俗の宮うたれ玉ひて、其の頸上京す。同五年正月、公家幷に諸大名太刀を獻じ、南方平均の事を賀し奉る。十六日弓場始。八月、赤[illegible]家を再興せんとす、事顯はれて誅せられ、其の首京へ

(一) 正しくは持之の子なり

(二) 南朝方のこと

(三) 畠山持國

(四) 前の圓滿院の僧正尊胤、この時にも楠木氏の從ひて死せるも

到來。

寶德元年四月十六日、義成公元服、十五歲 廿九日征夷大將軍に任ぜらる。此の日、御判始吉書を行はる、奉行頭人伺候す。先づ八幡宮寄進の事を沙汰す。十一月、畠山德本管領に再任。三年九月、管領の家人、侍所京極持清(穎)が從者を殺す。持清(穎)怒りて畠山と戰はんとす。細川右馬頭成賢制して、畠山下手人を出し持淸(穎)にきらしむ。九月御的始、細川淡路守成春御合手(相)たり。享德元年、細川勝元管領に再任す。同二年六月、將軍家御諱を義政と改めらる。三年四月、畠山伊豫守義就と畠山尾張守政長と家督を爭つて、京中私の騷動あり。德本子なきに由つて弟持富が子政長を以て家督とす。後に實子義就出生してければ政長をしりぞけんことを欲して、既に追出し誅罰の御教書を申請ふ。然れども管領細川勝元・山名宗全、政長を贔負して、政長を勝元が家にかくし、從類を宗全が所にかくし置く。八月、山名宗全、畠山が家人幷に浪人をあつめて、廿一日の夜德本が宅を燒攻めにす。義就は河內へ赴き、德本は建仁寺の西來院に蟄居す。是れに由つて京中物騷なれば、山名相摸守教之・細川兵部少輔勝久・武田某等室町殿を警固す。勝元執し申して政長を家督たらしめ、將軍家へ謁せしめ、乃ち誅罰の

御教書を召しかへさる。徳本、心ならず政長を家督とす。此の度山名宗全私の軍を企て上意を輕んずること將軍家憤り玉ひ、十一月、山名を誅せらるべきにきはまれり。二日の夜、室町殿へ軍兵をあつめらる。相國寺の鐘を相圖に山名が館へよせらるべきの由各〻評定一決しけるに、細川勝元（管領）は山名が聟なれば兼ては上意に隨心しけるが、俄に其の夜逐電いたし宗全がことを色々申し宥め、宗全告文をささげける故に、宗全は但馬國に蟄居、其の子伊豫守教豐は在京いたし、今度の張本なれば其の家人礒谷と云ふものを斬りて事無爲になれり。同十二月、鎌倉成氏卿（于レ時從四位下少將）結城氏朝が子成朝と相はかつて管領憲忠を殺し、君臣ともに父の仇を報ずと稱す。是れに依つて鎌倉中大いに亂れ、合戰止む時なし。翌年成氏卿より專使を立て京都に此の事を陳じ申され、憲忠不義の次第、長尾等我意をほしいままに致す條々、幷に關東所々の軍の儀を申し上げらる。然れども將軍家御不審不レ止、（マヽ）長尾賢昌具（つぶさ）に京都に訴へければ、上杉民部大輔（房顯子）顯定十四歳にして越後より上州に來りて成氏卿と相戰ふ。成氏卿の軍利あらずしてつひに（康正二年）下總の古河（こが）に移り玉ふ。是れを古河御所と云ふ。是れより東國大いに亂る。
康正元年五月、細川讚岐守成之（阿波・三河兩國守護）（寶德元年十二月讚岐守持常卒、以二甥成之一爲レ嗣）赤松が家四家の一として絕えぬるこ

とを歎き、本より赤松が中（仲）あしき山名螯居の節を伺つて、赤松滿祐が姪彦五郎則尙（のりひさ）赦免の事を申請ひて、則尙播磨の本領に赴く。宗全大いに怒り、將軍家父の讎なるを召出さるるすら莫大の不義なるに、まして我れに恩補の播磨を賜はること心得がたしとて大いに怒り、兵を率ゐて赤松を討破る。則尙つひに討負け、備前のクイ嶋（一）にて自害す。此の時赤松が殘族皆うたれぬ。山名宗全子細を言上せんために上洛す。武威と云ひ大名と云ひ、凡そ此の比この人に肩を並ぶる輩あらず。七月、關東にて野心を挾む輩石堂・一色・世良田・里見四人の首入洛、室町殿四足（よつあし）の門にて實見あり。同月、將軍家の命に因つて畠山義就歸京いたし政長と和睦す。二年、鎌倉上杉顯定山ノ內に入りて管領と稱し、關東をしたがふ。持朝の子定正扇谷（あふぎがやつ）にあつて、兩上杉、將軍家の御教書を得、東國を下知す。

長祿二年八月、赤松滿祐が弟義雅が孫次郎政則五歲なるを召出されて、加賀半國を賜ふ。これは赤松家臣石見太郎左衞門南方へ赴き、宮（二）を弑し神璽を取來れる恩賞也。石見は三條右府實量に仕へ、內々此のことを申し合せ、己れが一族間嶋と中村といふものを南方に奉公せしめ、此の謀をなせり。是れ皆細川が執し申すことなれば、山名

（一）津輕本小嶋に作る。嘉吉記にはカクイ嶋とあり

（二）後出五〇一頁參照

宗全怒りて三條右府に幸若舞(一)のありける時、石見を辻切にいたさせけり。寛正元年九月、畠山義就將軍家の命に背き河內に逃る。政長仰せに由つて義就が若江の城を攻む。其の後數年の戰に義就無雙の勇をあらはしける。山名宗全いかが思ひよれるにや、頓て內通して吹擧せしめ、應仁元年十一月上洛せり。宗全心に細川が赤松を取立つることをにくみ思ふこと深し、勝元子なくして宗全が子を養ひ、後實子出來て養子を以て僧とす、彼是に依つてつひに勝元と中あしくなり、細川・山名權を爭ふのゆゑに、ひそかに義就を味方にいたさんとの奸謀なり。寛正二年十月、將軍家の御舍弟左兵衛督(從三位)政知(二)關東に下向す。是れは東國連年靜謐せざるに付きて、兩上杉方より望み奉る也。政知鎌倉に不レ入、(三)北條に住し、東國の諸士に制法を示さる。關東久しく兩上杉の下知を守り武威盛にしてければ、政知の威更に不レ及レ之、堀越殿と稱す。政知延德三年卒去、(六十七歲)子息成就院殿相續し居たまふ。同五年(寛正)四月、觀世音阿彌井に子又三郞(三十六歲)、糺河原にて勸進猿樂あり、將軍家桟敷かまへて三ケ日の御見物あり、三管領かはる〴〵經營、初日五日御桟敷の一獻は管領細川晴元(四)、還御にすぐに彼れが亭へ渡御、觀世大夫以下本役人斗り召して亭主萬疋(五)を引き吳服を賜はる。其の外內外の大名小袖をぬぎ賜はる。

(一) 室町末頃より行はれし幸若氏の創めし一種の舞曲

(二) 足利義敎の第三子、政知又政智に作る

(三) 伊豆國の地名

(四) 勝元の誤か。晴元はこれより後年永正十一年に生る

(五) 錢萬疋を引出物としたるなり

呉服の外に小袖八十二。七日は畠山政長承りて是れをつとむ。勝元の亭をかりて行はる。猿樂の纏頭前のごとし。十日斯波治部大輔義廉是れをつとむ、作法以前の如し。是れは觀世大夫此の比困究の由に付きて、大名衆に命ぜられ、扶助あるべきの旨に付き如ㇾ此。されば畠山德本をはじめ各〻の宅にて猿樂をせさせ纏頭の儀ありけり。同年八月、畠山政長管領たり。將軍家今年は三十歲、治世既に久しく、近年管領・四職の間種々の出入多くして、政務に倦みたまふ。しかれども男子のましまさざれば、其の弟淨土寺の門跡義尋を還俗せしめ義視と名づく。御外戚なれば三條殿にうつり玉ふ。今出川殿と號す。寛正五年十二月二日從五位下左馬頭に任じ、細川勝元を以て執事とす。義視還俗の儀さまぐ歎き申されけれども、必ず天下を讓らるべき由告文あり、ことに將軍家若し男子出生あらんには、襁褓の內より沙門となし玉ふべき間、ひらに賴み思召すとの儀に付きて、つひに命に應ぜらる。將軍家政事の儀さまでいろひ玉ふことなく、諸事規式六ケしきことは今出川殿にまかせられ、方々の游覽を事とし玉ふ。

寛正六年三月大原野花見、八月八幡放生會、九月春日詣あり、十一月將軍家御臺所藤原富子男子出產、御臺所乃ち山名宗全をたのみ思召すは、此の子沙門といたさんこ

と難レ忍、山名もり立てて人となし可レ奉とのことなり。宗全近年細川と不和なり、細川勝元、今出川殿に執事たれば、今出川殿在職あらんには山名一家威あるべからず、あはれ此の君を護立てて武将たらしめ細川が威を失ふべしと佞奸をさしはさみ、頓て領請いたしぬ。是れより山名・細川確執の事出で來て、つひに天下亂世となり、文正元年四月、斯波義廉・同義敏家督の爭あつて京都騷動す。斯波の宗領千代德早世して子なし、その一族大野義敏を家督とせんとす。然れども家人等同心せざれば、義敏多年浪人して大内介教弘をたのみ西國に漂泊す。去れば伊勢守貞親は武衞の家人甲斐某が妹を嫁して親しかりけるが故に、家臣等申請ふにまかせ澁川治部大輔義廉を斯波の家督とす。其の後義敏が妻の妹貞親が妾たり。義敏が子(一)鹿苑院蔭涼軒蘂西堂が弟子たり。貞親は時の政所にて將軍家御幼少の時彼れが養君たれば、ことに昵近たぐひなし。より／＼大内介・蘂西堂・貞親をたのめり。貞親思慮なきものなれば、義廉を取立てて五六年も過ぎざるに、內々の祕計にまかせ義敏赦免の儀を申す。子息兵庫頭貞宗しひて諷諫すれども不レ用。公儀やがて別條なく、去年寬正六年十二月義敏上洛せり。今年春將軍家へ謁し奉りける。さるに由つて夏四月義廉出仕をやめて勘解由小路

(一) 金閣寺のことなり。蔭涼軒はそのうちにある建物にして、當寺の執務所の一なることと蔭涼軒日錄の書名あるによつて推知せらる

の宅を義敏にわたし、斯波の家を繼がしむべしと台命あり。義廉は山名宗全が婿の約諾也。義廉・宗全ともに、如ㇾ此不義の取次を貞親女性の口入にまかせ、公儀を申しかすめ、公儀又彼れが申すに付き手のうらをかへす如くなる次第、更に承引に不ㇾ可ㇾ及、此の事募りては三管領・四職の家も彼れが所爲になりなんと怒り、兵をあつめて是れを防がんことを議す。義視卿も義廉をひいきの沙汰ありければ、將軍家不和なり。義視卿先づ細川勝元が宅に赴きて子細なき旨を陳ぜらる。是れに由つて分國より我れも〳〵と馳せ上り、京都以ての外に悤劇す。此の度の結構その張本伊勢守貞親・蔭涼軒蘂西堂がわざなれば、細川・山名に命ぜられ誅せらるべき沙汰あり。五月六日、兩人江州に逃亡す。斯波義敏北國ににげ下る。同九日、諸大名連署して伊勢守貞親近年政所職に居てあまたの不義ありしことを訴へ、誅罰の御下知なくば諸大名出仕仕るまじき由を執し申す。これに由つて追討の御教書をなさるといへども、既に出奔の上は不ㇾ及二是非一、然れば斯波義廉御免を蒙り、山名宗全出仕をなせり。同十一日、今出川殿へは日野大納言勝光を使として、將軍家彌〻御父子のよしみあるべき旨告文をなさるるを以て、細川勝元諫め申して還室あり。京都において斯波の家家督爭論の隙を

伺つて、畠山義就河内に打つて出で、日野大納言勝光をたのみ内々歎き申す。山名宗全此の比怨敵の心を翻して義就を執し申し、御臺所をたのみ若君の方人(一)になさんことを申しければ、將軍家赦免せらる。秋九月義就熊野を立ちて、十一月廿五日上洛す、隨兵五千餘騎、乃ち出仕をとげ、山名が館に入りて斷金(二)の友たり。今年改元の後京都の忽劇やまざれば、不吉のことなりとて、翌年を應仁と改めらる。

應仁元年正月朔日の垸飯(三)は管領畠山政長これをつとむ。二日は管領へ御成のこと定まる儀なれば、政長用意の處、不レ及二其儀一、剰へ御不審を蒙れり。義就乃ち政長が館へうつるべきになれり。政長子細なく渡すべからずと云ひて兩人確執に及ぶ。互の館に兵をあつめて戰を催うす。十五日は山名の家の垸飯なり、山名垸飯を執行ひて後、室町花御所を取圍み、宗全・義就四門をかためて訴へけるは、義就上洛の上は畠山が萬里小路館いそぎ明渡すべきの處、細川勝元是れをひいきせしめ今に至りて延引の條、上意を背き叛逆を企つるに似て、急ぎ勝元助力をやめ政長を追放仕るべき由仰付けらるべしとの儀也。因レ此將軍家より其の使を勝元が本に立てらる。勝元申すは、義就事山名執し申す上は勝元が政長を助力非儀と申しがたし、委細追つて御返答に可レ及と云ふ。

(一)味方の意

(二)無二の親交あるにいふ。

(三)盛大なる振舞、多く武家の催に云ふ。

兩家の軍勢充滿し、京中の騒動甚だ以て大也。將軍家大いに驚かせ玉ひて、此の度の儀政長・義就兩人の異論なれば、運を兩人にまかせ、兩人へたれ〳〵も助力すべからず、唯だ兩人の雌雄にまかすべし、何方へも手つだふ輩は朝敵たるべしとあつて、勝元と政長が交りを絶たしむ。同十八日、政長己れが館を燒きて御靈ノ森に陳す。此の處南は相國寺の藪大堀、西は細川勝元の屋形の要害なれば、政長の軍危くば勝元よも見棄てまじきとの謀也。十八日早朝より義就が兵攻めかかつて相戰ふ。政長打負けて拜殿に火をかけて逃亡す。政長もここにて燒死にたるらめとて、義就が軍勢引返す。勝元上意を重んじ政長を不ㇾ救こと、天下の人口やむことなし。二月、斯波義廉管領たり、山名宗全・畠山義就威を振つて天下の大名皆是れが下知に從ふ。是れゆゑ細川勝元上意を守りて政長をすけざること却つて家の瑕瑾身の恥辱となつて、公儀にも傍輩にも内外の侍悉く勝元をいやしめり。世の中如ㇾ此なる評定なれば、勝元内々無念に思ひ、つひに山名と確執に及べり。細川・山名は幷びの宅なるに、間に柵をつけ築地を高くして、今や鬪諍に及ぶと議擬す。是を以て兩家へ國々より大名馳せ加はる。勝元に從ふ者十六萬、宗全が人衆十一萬、勝元は東、宗全は西に取ㇾ陣て相挑む。此の

節を考へ、勝元、赤松政則をして播磨へつかはし本意せしむ。赤松程なく備前・播磨・美作を打隨ふ。室町殿をば一色左京大夫義直、山名が下知によつて警固す。元來山名は威を立て權を高くして武勇を以て人をくじかんことを事とす。勝元は思慮ふかき者なれば、此の度兩家の取合(とりあひ)になりなば、室町殿必ず山名に與(くみ)せられん事疑なし、然らば勝元いかに思ふとも事なるべからずと、兼てはからひ、五月廿四日武田大膳大夫國信を以て一色を討たしむ。一色一支もささへず。勝元廿五日に室町殿へ出仕し、數萬の兵を以て御所を警固し、山名を追討の御旗を申しうけてけり。抑も山名は一番に御所に參るべきに、此の度勝元にたば(謀)かられて朝敵となること甚だ以て知慮のあさければなり。されば諸國の大名公儀の御大事ときいて上洛いたしければ、山名一族恩顧の士の外は皆勝元に屬す。勝元軍勢日々にかさなり、六月より兩家の戰はじまりて合戰やむ時なく、洛中洛外の寺社・在家悉く燒失す。八月、勝元將軍家へ執し申して主上・上皇を室町の花御所へうつしまゐらせ、是れは將軍家心を山名に通はし玉へば、若し將軍家山名が陣に入り玉ふとも、主上・上皇を己れが方に置きまゐらせ、朝家の守護をいたさんとの謀也。九月、今出川殿密に京を出でて伊世(勢)に赴き北畠中納言源教

具が館に居玉ふ。是れ又勝元が謀にて、若し將軍家山名が陣に入り玉ふ時、義視卿を取立てて可レ戰との思慮也。將軍家近習の臣山名方へ内通の者ども皆追放せしめ、花ノ御所をば勝元自ら警固し、禁裡・仙洞は諸大名に警固せしめける故、將軍家更に山名が方へ通路相かなはず。同二年正月より三月まで洛中所々の合戰やむことなし。その餘黨國々にて戰をなす。四月、勝元使を以て義視卿を迎ふ。將軍家よりも内書をつかはさる。十月、義視卿京着。その比勝元、義視卿を將軍になし奉る由風聞、將軍家疑ひ玉ふよしありければ、勝元はからひにて義視卿を叡山へ上らしむ。宗全是れを聞きて大いに喜び、義視卿を入れまゐらせて主君と迎へて下知をうく。是れより將軍家と義視卿と兄弟父子の取合に相なれり。

文明元年正月、將軍家の嫡子義尙五歲なり、勝元以下諸大名謁し奉る。伊勢守貞宗（貞親子）これを輔佐す。山名宗全は義視卿を取立てて年始の禮を行ふ。太刀・馬を獻ず。五月、多賀豐後守高忠江州より兵を催し上洛し勝元に加はらんとする處に、江州に六角龜壽おこると聞き高忠歸陣す。又筑紫の大内が留守二尾（弘直）加賀守主人に背きて勝元に應ず。（大内介教弘去年上洛して山名に加はる。）そのひまを伺つて少貳嘉賴が子敎賴對馬より出でて筑前を取りか

へす。九州大いに亂る。凡そ近年の兵亂に公家門跡の家宅悉く燒失してければ、代々の舊記書籍灰燼し濫妨せらる。一條關白兼良は奈良に蟄居し、その子前關白教房は兵庫に下り、其の孫房家は土佐に下る。（土佐一條は此の末也。）その外百官皆散々になれり。同三年五月、（或云三月）越前國を朝倉孝景に賜はれり。越前・尾張・遠江は代々武衞(一)の領國也。斯波の家、文正元年に義敏・義廉の爭論にて家人ども取々なり。尾張には守護代織田兵庫助をおき、越前には甲斐某守護代たり。義廉應仁元年に山名がはからひを以て管領たり。其の年より細川・山名確執に及びて、義廉は山名が方人なり。將軍家は勝元守護し奉るを以て、管領は細川なり。此の時義廉の命に從つて朝倉太郎左衞門尉孝景、越前の兵を率ゐて馳せ來り、山名に加はつて應仁元年六月大功を顯はせり。此の比國々亂れければ、越前において代々の家臣甲斐某武衞の嫡子幼少なりしをころし越前を領す。此の由朝倉承りて、やがて越前に下り甲斐を殺し越前の守護職を將軍家へ望む。勝元是れを執し申してつひに此の國を賜はれり。英林院と號す。尾張をも織田つひに奪ふ。遠州は今川これを攻め取る。是れより斯波の家日に衰へたり。今年關東の上杉顯定、古河成氏卿と合戰、古河の城落ちて成氏卿千葉へ逃走、天下ことごとく戰國た

(一) 斯波氏のこと、前出四五〇頁參照

り。四年、畠山義統山名が方なりしが将軍家に降參す。義統は能州の守護なれば北國通路ひらけ、越前の朝倉、加賀の富樫介ともに北國の運送を利して兵粮大いに集まる。同五年三月、山名右金吾持豊入道宗全卒す、歳七十。五月、細川右京大夫勝元卒す、歳四十四。凡そ應仁元年より今年まで七年、兩家の合戰互に勝負あつて未レ決に、兩將卒去すといへども、餘族いまだ相支へけり。されば洛中の合戰如レ此年久しきこと古に其の例なし。朝廷の禮儀年中の行事悉くすたれてけり。將軍家の權威甚だ輕し。同十二月、(文明五年)將軍家征夷大將軍を嫡子義尙卿にゆづり玉ふ。卿今年九歳、畠山政長管領たり。七ケ日にして止められ、畠山義統管領たり。將軍家文學を好み倭歌を詠じ、尤も弓馬の藝を試み玉ふ。小笠原民部大輔長朝・伊勢守貞宗・多賀豊後守高忠等常に伺候、犬追物有り。同九年、山名將軍家に降參す。因レ玆山名が殘黨皆京を去りて國に下向、今出川義視卿美濃に赴く。應仁元年より凡そ十一年、山名が族徒朝敵の名に由つて次第に逃亡降參して如レ此。これに由つて洛中は靜謐すと云へども、諸大名分國に下り武威をふるつて强は弱をしのぎ大は小を蔑如して合戰やむ時なく、將軍家の下知を承る輩あらざる也。今年畠山政長管領たり。同年七月、上杉顯定と成氏卿和(四十二歳)

睦相調つて古河城に還住、家臣梁田中書を關宿の城におけり。然れども關東未だ靜謐せず、所々の合戰止む時なし。同十一年將軍家十五歲、十一月御判始・評定始あつて、父にかはり天下の政務を沙汰し玉ふ。前の將軍家東山慈照寺の內に東求堂(とうぐだう)を立て、古器古畫を好みて茶湯をたのしみ世事を不ㇾ營(マ)、銀閣を作りて北山の金閣に比し、數奇會をなして古器古畫をたくらべ(比較)興を催すことを好めり。此の時器用の風流、家宅の制、專ら數奇の樂しみを本としてなせり。されば古の禮用はすたりて、東山殿の物ずきを以て當時の奇物とす。相阿彌・能阿彌・本阿彌が類の門坊(一)諸器各〻これを司り、天下皆數奇を弄ぶ。同十七年六月、前將軍家落飾、喜山と號す、法名道禎。又改二道慶一。今年二月、小笠原大膳大夫賴氏執し申して、古河成氏卿・京都將軍家和睦の儀あり、將軍家御敎書を玉はり、政智(足利)無二不足一ケレば無事尤もたるよし命二氏賴一。十八年七月、細川右京大夫政元管領に任ず。勝元が子也。今年、關東上杉定正(扇谷)が老臣太田備中守資長入道道灌害せらる。凡そ關東の守護成氏卿、享德三年十二月上杉憲忠を誅せらるるの後、成氏卿と兩上杉取合(とりあひ)はじまり、成氏卿在鎌倉かなはず、京都將軍家の命に由つて、上杉顯定山內にうつり、成氏卿は下總古河(長祿元年)の庄にうつれり。此の間四年の戰に、(自二享德三一到二長祿元一)上杉顯定咸

(一) 津輕本は同坊に作る

を關東にふるへり、然れども古河の御所方をいたす者猶ほ多くして、合戰止む時なし。されば上杉（山内）顯定は上野の平井に居城、定正（扇谷）（持朝子）は相州大庭（おほば）に居城なり。相州・武州・上野・下野・安房・上總・佐渡・越後・飛驒・出羽・奥州等分國なり。其の外關東の下知をうくる大名甚だ多し、軍勢二十萬に及べりとぞ。扇谷定正は上杉の庶流なれば、分國も少く大名もなし。山内顯定が老臣長尾が領地ほどの事なり。しかれども家老に太田備中守資清入道道眞・子息道灌父子文武の才智ある者にて道を以て政道を沙汰し、武を以て逆亂をさめける故に、關東の諸大名悉く扇谷定正の家風を慕つて、大半皆定正の下知につかんことを欲す。是れに由つて山内顯定幷に越後の房定（相摸守從四位下）も扇谷を偏執の志あり。道灌是れを考へ後に必ず兩家不和の事出來すべし、其の時取(一)取に名城あつて扇谷の家臣楯籠り、諸大名を下知し、扇谷を守護すべき遠慮を廻らして、先づ武州豐嶋郡江戸の城を取立つ。長祿元年に成風(二)の功を終る。同年、武州南波の城を今の川越三好の郷にうつし、兩城を以て扇谷を守護す。于レ時定正十四歳也。道灌名代として上洛いたし將軍家へ謁し奉り、禁裡・仙洞に禮をつくし、扇谷の威を逞しくす。定正始め道灌を崇敬ありけるが、近習の讒臣より／＼佞奸をかまへて、道

（一）津輕本は所々に作る

（二）斧斤の功に同じ、建築の出來あがること

灌連々山內顯定へ敵對の企ありと云ふ。顯定も間人(かんじん)(一)を以て兩家の不和になるべき源此の者にあり、必ず自立して上杉を敵にすべき野心有レ之由風說せしめければ、定正その實を不レ糾サ、つひに道灌をたばかり溫浴の內において是れを殺す。道灌死にのぞみ當家滅亡程あるべからずと云へり。果して今年より山內顯定つひに扇谷定正と矛楯に及んで、顯定兵を起し定正を退治せんとす。是れに由つて長享元年より戰はじまり、關東大いに亂る。長享元年九月佐々木六角(二)高頼上洛せず、不義の企あり。將軍家自ら軍勢を帥ゐて近江に御發向。十月、高頼逃れて甲賀山に入る。將軍家鈎里(まがりのさと)に在陣二年、將軍家諱を義熙(よしひろ)と改めらる。今年十月、伊勢新九郎(三)長氏駿州高國寺より伊豆の韮山(にらやま)の城に移る。長氏は伊勢守貞親が弟備中守貞藤が子也。應仁の亂に貞親・貞藤ともに勢州へ逃亡せり。長氏も備中より伊勢に至れり。其の比駿州の今川上總介義忠は貞藤が婿也。この所緣に因つて應仁三年二月に駿河に下着、今川義忠の子五郎氏親につかふ。義忠は遠州を退治の時打死、子息氏親いまだ幼少にして父の遺跡をつげり。此の比長氏軍功により所緣に由つて高國寺を領す、堀越の御所政智(四)ことに長氏に懇切なり。政智の家臣外山豐前守佞人のささへ(中傷)により被レ誅レせければ、其のあとを長氏賜はりて今年

(一) 間諜

(二) 佐々木家の先祖もと京都六角に居住せしもの他の佐々木と區別するために六角を族稱とせり

(三) 後の北條早雲なり。原本長氏をみな氏長に作る。誤寫ならんを以て訂正せり

(四) 足利姓、義敎の第三子。前出四八〇頁

ここに移れり。長氏智謀勇悍あつて天生福分のものなれば、近邊の侍をなづけ地下百姓を憐むこと他に異なりければ、近郷悉く長氏が下知を以て君命に比せり。

延徳元年三月、征夷大將軍從一位內大臣源義熙(五)江州鈎里の陣中に薨ぜらる、歲二十五、治世十一年。前將軍家甚だ悲歎、ことに繼嗣なきことを愁へて今出川義視(六)卿と和睦あり。四月、義視卿美濃より上洛、三條東洞院通賢寺の方丈に居住、同月、子息義材卿を前將軍家義政公の養子として義尙公の遺跡を繼がしめ、其の身は落飾、久山道存と號す。二年正月前征夷大將軍從一位左大臣准三宮義政公薨ぜらる、歲五十六、太政大臣を贈らる、慈照院と號す。嘉吉三年より文明十一年まで治世三十六年。義尙卿治世十一年、其の翌年薨逝、合せて四十八年。今年七月、義材(七)卿征夷大將軍に補せり。慈照院殿を世に東山殿と云へり。義政公の時に至りて武家の成敗悉く衰へ、天下皆父子・君臣・夫婦・兄弟・朋友の道を忘失し、往古の禮儀、武家の規式、悉く敗滅す。されば赤松はともに天を不ルㇾ戴カ父の仇なりしに、その家を再興せられ、義視卿は兄弟連枝の間ことに父子の親を存せらるべき堅約を異變し、是れより君臣の禮悉く亂れて、畠山・斯波の兩流家督を爭ひ、山名・細川權威を競ひ、天下に大亂を仕出(しだ)し、禁裡・

(五) 始の名義熙にして後義尙と改む
(六) 將軍義政の弟にして、義尙の叔父に當る
(七) 足利義稙(たね)、義視の男、義政の養子、字は義材又は義尹とも云ふ

仙洞をなみし、神社佛閣を燒失せしめ、各〻一家の內にて互に兵仗を弄ぶこと、皆此の御臺所富子內緣の祕計を以て將軍家を掠め行へるゆゑ也。天下の兵亂は天地の運によると云へども、まさしく政道の邪正に歸せり。開闢より以來洛中の鬪諍應仁の亂の如くなることなし、是れ併しながら義政公の心より起れり。義政公義をしらず、知識くらく、勇武の道更にあらず、悉く佞奸邪知の輩に僞られて、一事といへども道に當ることなし。是れに因つて天下皆武將を不レ重ンゼ、一向利を專らとし欲を盛にして、父子・兄弟・君臣の禮みだり、互に相奪つて利を逞しくす。是れ上かみを學ぶ下なればなり。不ルレ入ラ風流を好み、器物古畫に心をつくして東山殿の好み玉へるを後世まで規摸とするに至れることも、豈是れ道の實ならんや。子息義尙卿文を好み歌を詠ずといへども、是れ又武將の器にあらず。江州の陣中において孝經を聞き左氏傳を講ぜしむ、是れ又書を學ぶの時を不ルレ知ラがゆゑ也。

將軍義材卿、延德二年七月征夷大將軍に任ぜらる、年二十五。同三年正月、入道大納言源義視卿薨ず、歲五十一、號ス二大智院ト一、太政大臣從一位を贈らる。四月、關東政智卿伊豆北條にて逝去、歲五十七、勝幢院と號す。義政公之弟。子息義通は伯父東山殿の養

子として上京のはず也ければ、末子茶々丸關東を守護す。明應元年八月、江州の六角高賴を追討のため、將軍家三井寺に陣をめさる。高賴又甲賀山にかくれてければ御歸京あり。同二年三月、畠山義就が子義豐河內において謀叛す。これに由つて將軍家河內に兵を出され、畠山政長相從ふ。四月、將軍家正覺寺に陣をめさる。畠山義豐來りて正覺寺を攻む。管領細川政元、義豐にたのまれ加勢いたしければ、政長討死し其の子尙順紀州に走り、將軍家の兵悉く敗る。政元やがて將軍家をとらへ奉り、家人物部紀伊守が宅に押込む。政元がはからひにて義通を伊豆の北條より呼上せ主君とす。六月、義材卿密に逃れ出で越中に赴く。それより周防に至りて大內義興をたのみ年月を送り玉ふ。今年、關東北條の御所茶々丸酒狂に由つて家臣狄山を手討し玉ふ。狄山逃亡してければ、伊豆北條の邊悤劇す。是れに由つて伊勢守長氏此の事を聞きて韮山より人數を出し、御所を圍み實否を糺さんとす。茶々丸これに驚き敵寄せたりと心得自害し玉ふ、成就院と號す。未だ年も幼若なれば跡を嗣ぐべき一家もなし。兼て長氏由緖もあれば、自然に堀越殿の一跡を長氏が幕下に屬せしめければ、彌々武威强大也。

將軍義通公（堀越御所政智子・後改二義澄一）明德三年十六歲にて征夷大將軍たり。管領は細川政元なり。同年十

二月、伊勢守長氏入道早雲相摸に打こえて小田原の城を乘取れり。小田原には大森信濃守藤賴在城す。父式部大輔寄栖菴は扇谷定正の幕下に屬し、弓矢を取りて近國に名ある大將なり。寄栖菴今年八月に卒去す。早雲兼て藤賴に音問を厚くし、鹿狩に事をよせ、つひに當城を責め取れり。長氏長享二年剃髮して早雲菴宗瑞と號す。早雲の母は北條高時が末葉尾州横井掃部助が女也。宗瑞の一男氏綱はかれが養子たるを以て、嫡子を北條新九郎氏綱と名のらしむ。早雲武勇智謀ありければ、兩上杉の不和を幸にいたし、關東を幷呑の機あり。今年十月、上杉定正卒す、扇谷の良將たり。養子五郎朝良は若輩なり、その上文武のつとめ不ㇾ足がゆゑに、去る延德元年に定正一封の異見狀を認めて以て教訓すといへども許用せず、今年定正つひに卒去ありければ、扇谷の滅亡は云ふに不ㇾ及、山内の衰微近きにありと人皆推察す。同六年九月、古河成氏卿逝去、年六十四、乾亨院と號す。子息政氏相續せり。同九月、後土御門院崩御、公家衰微のあまり葬禮料あらずして四十餘日内裏の黑戸(一)に置き奉りて、十一月泉涌寺(二)に葬り奉る。後土御門院の皇子勝仁踐祚ましまして後柏原院と稱し奉る。文龜元年、前將軍義材(義植)周防に居玉ひて名を義尹と改め、西國の武士を召し上洛の催あり。永正元年

(一)黑戸御所、禁中清涼殿の北、瀧口の戸の西にありし御所

(二)今の京都市熊野町にあり、もと法輪寺、仙遊寺と號す。弘法大師開山なり。貞應三年官符を賜はりて勅願寺となる。始め四條天皇をこの寺域に葬り奉りてより、往々天皇の御葬所となりしが、後土御門天皇以後歷代の陵寢となれり

九月、關東の上杉兩家立河原において大いに戰ふ。山内顯定・子息憲房（顯定入道號二可諄一憲房于レ時爲二管領一）勝利す。扇谷朝良、同國川越城に栖籠る。山内顯定父子・越後上杉房能・長尾義景ともに河越城を攻む。城中難義（儀）に及びければ扇谷家臣曾我兄弟出合ひ、和睦相ととのひ、朝良江戸城にたて（栖）籠る。小田原の早雲・氏綱此の節を考へ武州に動く、上杉兩家これを防ぐ。同年九月、細川政元家臣藥師寺與一元一、淀の城に栖籠る。政元が兵これを攻めて同十八日落城、與一自殺す。（その謂れは）政元子なくして九條殿下の末子を養ひて九郎澄之と名のる。其の後藥師寺與一を使にて阿波國へ遣はし同名讚岐守成之（號慈雲院）が孫六郎澄元を養子とす。政元つねに魔法を行つて潔齋し、諸事物ぐるはしければ、與一いそぎ澄元を呼上せて政元を討つて棄てばやと云ふ。心付きてその巧（三）あることあらはれける故也。與一元一は細川讚岐守義春が子なり、應仁の亂に大功をなせる勇者也。是れに由つて京都しばらく靜謐ならず。永正二年夏政元、藥師寺三郎左衞門を以て澄元を迎へ取る。九郎澄之には丹波の國を與へて彼の國に下しつかはす。是れより細川兩派になれり。同四年六月二十三夜、政元月待のため水（浴）をあみけるを、家人福井・竹田・藥師寺三郎左衞門・香西又六同心してこれを害す。是れは九郎澄之を取

（三）計畫の意、

立て己れが權を可ㇾ取はかりごと也。乃ち六郎澄元をも害すべきため押寄せ相戰ふ。澄元方百々（とど）の橋を阻（へだ）てて相防ぐと云へども不ㇾ叶して、三好筑前守之長（ゆきなが）これを扶助し、江州甲賀の山に隱る。やがて九郎澄之上京し、香西等威をふるふ。三好之長謀を廻らし、甲賀の谷、山中新左衞門をたのみ兵を集め上洛し、八月朔日澄之が宅遊初軒を攻敗る。澄之自害し、藥師寺・香西皆打死。六郎澄元十六歲にて家督し、武家の管領たり。政元今年四十二、大心院と號す。慈照院義政公の時、斯波・畠山の兩家家督の爭論にて兩家ともに既に破滅にもおよべり。わづか細川の一流管領職をつとめ天下の威をほしいままに致すの處、政元思慮たがつて細川の家今年より兩派にわかれて家督を爭ふ。此のひまを窺つて大内多々良義興(一)威をふるひ、三好筑前守出頭して京を伺ふ。是れ皆人君道にたがうて大臣威をほしいままに致すが故也。三好は元小笠原なり。細川の旗下なるを以て今度六郎澄元を扶助し、自ら阿州上洛。同五年正月、大内多々良義興西國の軍勢を率ゐて義尹（よしただ）(二)卿を武將にするゐまゐらせんため和泉の堺に付く。攝州の伊丹兵庫助元扶・丹波の内藤備前守、京都にては奈良修理亮元吉相談して、細川澄元をそむき細川周防守政春が子民部大輔高國を細川の家督にせんと相議して、大内介義興に示し合せけるゆゑに、四月九日澄元江州の甲賀に落

(一) 大内はもと多々良姓なるを以てかく云ふ。津輕本は多々良大内義興に作る
(二) 將軍義稙

ち行き、十六日將軍家江州佐々木を頼みて落ち玉ふ。三好之長子息下總守は伊勢に落ちけるを、國司是れを討つて下總守が首を京へのぼせ高國に奉る。五月、高國、右馬頭尹賢をして攝州池田を攻落す。(池田貞正)筑後守自害して城落つ。六月八日義尹卿(四十三歳)上洛、大内義興供奉し奉る。七月、義尹卿征夷大將軍に再任す。大内多々良義興管領に任じて畿内・中國・西海の成敗を司る。鹿苑院殿より三職の家を立て管領をかはる〴〵ゆづりけるに、近年三家悉く衰へ、一家の族たがひに家督を爭ひ、家臣權をほしいままにして自ら我が家をやぶる。これ皆遠慮のたらざれば也。されば三家の滅亡は三家自ら是れをやぶり、武將の衰微は武將自らこれをなせりと可レ謂也。

將軍義尹(よしただ)公(初名義材)永正五年再び征夷大將軍たり。同六年十月廿六日、將軍家の館に盗賊夜討す。將軍家自ら太刀打あつて疵を蒙り玉ふ。是れ前將軍家幷に細川澄元が謀とぞ。同月、京勢江州に發向す。同七年春江州において合戰、京方失レ利。六月、關東山内上杉顯定入道可諄、越後長森原の戰に討死す。去年上杉の老臣長尾六郎爲景逆心に付き爲二退治一、顯定・憲房父子越後へ打こえ數度相戰ふの處、國中悉く蜂起しければ、顯定はうたれ憲房は上州白井城へ逃亡す、顯定今年五十七歳、號二海藏寺一。此の

人上杉家の中興なり。十四歳にて上州に來り、應仁元年に鎌倉の管領たり。家臣長尾左衛門尉入道昌賢才學のものにて上杉を輔佐す。昌賢死去の後顯定遠慮うすく、遊樂を事とし一家の好(よしみ)をわすれて扇谷を退治するに至れり。憲房又政におこたり武にくらし。故に家臣こと〴〵く怨みて逆意を企て、多くは北條早雲に隨心せり。ここに上杉の老臣昌賢が子左衛門尉景春入道伊玄、上杉家衰微のことを歎き、ひそかに北條家へ間人を入れて上杉家の取沙汰を具(つぶさ)にきき、連年顯定父子へ諷諫すといへども、讒佞言路をふさぎ顯定父子承引すくなし。これに由つて伊玄入道やすからず思ひ、今年六郎爲景に内通して逆心をおこし、沼田庄に取込(籠)る。又上杉治部大輔入道建芳が家人上田藏人、早雲に隨ひ武州神奈川へ打つて出で熊野權現山に城郭をかまふ。北條早雲、小田原には氏綱をのこし、相州高麗山井に住吉に故城を取立て兵を置く。七月、上杉憲房より建芳を大將として上田がこもれる權現山の城を攻む。十一日より十九日まで平(ひら)攻(ぜめ)にいたされ、上田、城を燒きて退散す。八月、上杉憲房此の事を京都へ訴へ、將軍家より征二伐六郎爲景(ヲ)一せられんことを乞ふといへども、京都怱劇の比(ころ)なれば沙汰に不レ及(バ)。長尾爲景は主人上杉民部大輔能房を弑し、此の度又椎屋(しひや)(一)(谷)の一戰に顯定を弑す、

(一) 越後三島郡に在り、今高濱町といふ、古簡雜纂にこの戰のことを出づ

（二）後花園天皇の長祿元年に赤松氏の遺臣吉野朝皇胤を吉野山中に弑し奉りて神璽を奪ひ、一旦吉野郷民に奪還せられしを更に翌年郷民を欺き、神璽を奪ひて幕府に獻ぜし功を以て政則立てられて赤松氏を再興し、將軍義政の偏諱をうけ、左京大夫に進み、後ち侍所別當に至る。應仁の亂に東軍細川方に屬し、また盛に近傍諸城を攻略して、播・美・備の三州を併せ、その勢昔日の圓心時代のごときに至る。文明五年歿、年四十二

兩代の主人をころせる者也。（憲房は憲實の孫、顯定養子とす。）

（永正）同八年八月十四日、前將軍從三位參議源義澄公江州岳山にて薨ぜらる、歳三十二、旭山清晃と號し、法住院と稱す。治世十四年、（自明應二到永正五）永正六年に江州へ退去也。八月十六日、將軍家管領義興丹波へ逃る。是れは細川澄元、赤松政則（二）を頼み、（政則明應五年に從三位に敍す。南帝を弑し神璽を奪ひし功なり）播州勢を催し、阿波の細川右馬頭政賢四國の勢を率ゐ、畠山が家臣遊佐（ゆさ）河内守を先立てて和泉の堺に上着、七月十三日泉州深飯（ふかい）において一戰、京方打負く。同廿六日攝州蘆屋河原にて戰ひ、京方勝利、八月九日赤松が兵鷹尾城を攻取り、伊丹の城を攻む。されば細川右馬頭政賢・赤松政則、攝州河内兩方より攻上りけるゆゑに、京方大いに驚きて丹波へ引退く也。同年八月廿四日舟岡山の戰に大内義興自ら太刀打をいたし衆を勵し、大いに勝利を得。細川右馬頭政賢・遊佐河内守等打死してければ、澄元方大いに敗北す。將軍家歸京洛中靜謐す。（九月朔日）同九年、大内介義興去年舟岡山の軍功によつて從三位に敍せらる。安藝・石見・山城三ケ國の守護職を賜はり、都合七ケ國の守護たり。（周防・長門・豐前・筑前。）義興武威を天下に振ふ。祖父教弘・父政弘に從三位を贈らる。今年將軍家江州に御發向、澄元退治の爲也。同十年三月、江州において京方敗北、將

軍家甲賀山に隠れ玉ふ。五月に歸洛し玉ふ。同月、將軍家名を義稙と改め玉ふ。同十五年七月十一日、北條早雲三浦荒井城を攻落す。三浦前陸奥守從四位下平義同（よしあつ）入道道寸・子彈正少弼從五位下義意討死す。三浦道寸は時高が養子にして三浦介義明が末葉也。上杉憲實、時氏（持）卿を弑せし時、時高軍功他にことなれば本領三浦を賜はれり。時高後に實子出來て道寸を疎んず、道寸怒りて相州西郡（一）諏訪の原惣持寺に引籠る。道寸が實父は上杉修理亮高教（二）也。實母は大森實頼（三）が女なれば、彼れ等が一族是れを憤りて明應三年九月廿三日の夜、三浦荒井城へ夜打して一族ともに腹をきらせ、時高を討ちて、道寸三浦を領す。而して年月を送り、道寸は相州岡崎に在城し、子荒次郎義意は三浦荒井に在城す。永正九年八月、北條早雲岡崎を攻落す。道寸、同國住吉の城に栖籠る。是れもやがて攻めおとされ、三浦荒井城に父子一所に籠り遂に一家滅亡す。早雲、横井越前守を以て當城を守らしむ。同八月、大内義興管領職を辭して周防國に歸る。義興在京十餘年、武威を振ふといへども、公家・武家の雜用費多くして財寶日々に減じ、在京かなひがたければつひに歸國す。此の比朝廷大いに衰へければ、公家の内にも義興にしたしみ周防へ赴く者あり。其の外大名のゆかりある公家皆國々へ行け

（一）今の足柄郡

（二）續群書類從三浦系圖には高救とあり、人名辭典一本には高政とあり

（三）實頼は人名辭典一本には氏頼に作れり

り。同十六年八月十五日、北條早雲豆州韮山城にて卒去。小田原湯本に寺を建て金湯山早雲寺と號す。天岳宗瑞と稱す。今年秋の比より澄元方の軍兵四國・中國を催し、十月攝州に押寄せ池田筑後守が子三郎五郎先陣して、有馬郡田中にて戰つて利を得、これに因つて澄元より豐嶋郡を池田に與へ、澄元四國・播磨の勢を催し、三好筑前守之長これを扶助し兵庫に着、河原林對馬守がたてこもれる越水（こしみづ）の城を攻む。澄元、神呪（のう）寺の南（みなみ）鐘尾に陣をはる。細川高國丹波・山城・攝州の兵を率ゐ、十一月に京を立ち十二月に池田城に着きて越水の後攻をなす。同十七年二月越水落城、高國江州へ引退、澄元以レ使（テ）將軍家と和睦、三好之長二月廿七日入洛す。三月十六日澄元伊丹城に入る。伊丹は本屬二高國一此の度城の砦ども切腹自燒して退くなり。る。七日澄元播州へ逃亡、高國が兵曇花院を取圍む。三好之長父子三人曇花院に忍んで隱十日に高國に謁す。細川淡路守が子彥四郎父の仇なれば申請ひて百（四）萬返（遍）の寺にて切腹せしむ。その子長光・長則も自殺す。之長（父の名長輝）法名希雲見性院と號す、本（もと）小笠原の一族、阿波の三好に住して三好と稱す。細川頼之以來細川の旗下たり。六月、細川澄元卒す。これより澄元方しばらく閑居して高國彌〻權をほしいままにす。攝州尼崎に要害をか

（四）本名知恩寺、俗に百萬遍寺と云ふ

まへ四國を押ふ。大永元年、細川高國がはからひにて將軍家を害し奉る沙汰あり。是れは將軍家高國が我意をほしいままにすることをにくみ玉ふ、高國も將軍家内々澄元が方に志を通じ玉ふことを疑ふ。これに因つて三月將軍家淡路國に退去す、是れを嶋公方と稱す。初め在職四年、永正五年に再任、今年まで十四年、高國がはからひを以て義晴を上京せしむ。今年十一月、遠州土方城主福島上總介正成駿・遠の兵を催し、甲州一條河原にて武田信虎と戰ひ、正成敗死す。此の日武田信虎子晴信(一)出生す。

（編者附載）　足利氏系圖　（讀史備要に據る）

- 義國（清和源氏ヨリ）
  - 義康（足利氏）
    - 義清
      - 義實
        - 實國（仁木氏へ）(二)
        - 義季（細川氏へ）
    - 義良
    - 義兼
      - 義純（畠山氏へ）
      - 義氏
        - 長氏
          - 滿氏（吉良氏へ）
          - 國氏（今川氏へ）
        - 家氏（斯波氏へ）
        - 義顯（澁川氏へ）
      - 義胤（桃井氏）

(一) 信玄

(二)「仁木氏へ」は仁木氏系圖に連續するの意なり、ここにては只だその分派のみを示すに止めたり。以下同じ

- 泰氏
  - 頼茂（石堂氏へ）
  - 公深（一色氏へ）
  - 頼氏 ― 家時 ― 貞氏
    - 尊氏（等持院）一
      - 義詮（寶篋院）二
        - 義満（鹿苑院）三
          - 義持（勝定院）四 ― 義量（長得院）五
          - 義嗣
          - 義教（普廣院）六
            - 義勝（慶雲院）七
            - 義政（慈照院）八 ― 義尚（常德院）九
            - 義視 ― 義稙（惠林院）一〇
            - 政知（堀越公方）
              - 茶々丸
              - 義澄（法住院）一一
                - 義晴（萬松院）一二
                  - 義輝（光源院）一三
                  - 義昭（靈陽院）一五
                  - 周暠
                - 義維 ― 義榮（大智院）一四
          - 義昭
        - 満詮
      - 基氏（關東管領）一
        - 氏満 二
          - 満兼 三
            - 持氏 四
              - 義久
              - 春王丸
              - 安王丸
              - 成氏（古河公方）
                - 政氏
                  - 高基 ― 晴氏 ― 義氏 ＝ 國朝 ＝ 頼氏（喜連川氏）
                  - 義明（小弓御所）
                    - 義純
                    - 頼純
                      - 頼氏
                      - 國朝
                  - 基頼
            - 持仲
          - 満直
          - 満隆
          - 満貞
    - 直義 ＝ 直冬（尊氏子） ― 冬氏

# 武朝年譜　武家事紀巻第四

## 萬松院殿（義晴公）

元年壬子（午）　大永二年

春王二月、(一)公従四位下に敍し、參議兼左近衛中將に任ず○夏(二)四月○秋七月○冬十月

二年癸未　大永三年

春王正月○夏四月、源（足利）義稙撫養（むや）阿波國に薨す○秋八月、毛利元就郡山城安藝國に遷る○細川高國、商船をして明國に航せしむ○冬十月

三年甲申　大永四年

春王正月、北條氏綱江戸城武藏國を陷る○夏四月○秋七月○冬十月

四年乙酉　大永五年

春王正月○夏四月、細川植國高國の子卒す○上杉(三)憲房師を帥ゐて平井上野國に卒す○秋七月○冬十月

(一) 孔子の春秋經の體例に倣ひしもの、以て上朝廷の下に天下一統なるを示せるなり

(二) 單に月のみ記せるは記事あれども略すの意ならん、以下同じ

(三) 津輕本は上杉、山鹿本は上椙につくる、今通行文字に據る

五年戌 大永六年

春王二月、八幡宮（石清水）を造り替ふ、公焉（こ）れに臨む○夏四月七日、天皇（四）崩ず○秋七月、細川高國其の臣香西某（四郎左衛門尉）を殺す○冬十一月、細川尹賢（右馬頭）師を帥ゐ八上城（丹波國、香西の兄波多野之れに居る）・神尾寺（丹波國、香西の弟柳本彈正忠之れに居る）を攻む○十二月的始○里見義弘、水師を以て鎌倉（相摸國）に至る。北條氏綱の兵大いに之れを破る

（四）後柏原天皇

六年丁亥 大永七年

春王二月、柳本某（彈正忠）・三好某（左衛門督）・三好政長（神五郎、剃髮して宗三と號す）兵を帥ゐて山崎（山城國）に次（とどま）る、公軍を帥ゐて桂川（山城國）に戰ふ。公の軍利あらず○公及び細川高國近江國に遯（のが）る○三月、細川晴元（十四歲）堺浦（和泉國）に著す○夏四月○秋九月、三好基長（筑前守）師を帥ゐて伊丹城（攝津國）を攻む○冬十月、細川高國師を朝倉孝景に乞ふ○大内義興卒す○十一月、三好基長師を帥ゐ朝倉教景（太郎左衛門尉、剃髮して宗滴と號す）と京師に戰ふ。教景、遊佐某（彈正忠）を獲

七年戊子 享祿元年

春王正月、公近江國に在り○柳本某（彈正忠）及び三好政長、三好基長に叛く○夏四月、公朽木（近江國）に遯れ、細川高國伊勢國に逃る○五月、朝倉孝景を供衆に補す○秋七月

〇冬十月

八年己丑　享祿二年

春王正月、公朽木に在り〇柳本某弾正忠の兵三好基長の師と京師に戰ふ〇夏四月〇秋八月、三好基長阿波國に還る〇冬十一月〇柳本某弾正忠伊丹城を拔く

九年庚寅　享祿三年

春王正月、公朽木に在り〇天皇淸原良雄大外記をして公を朽木に唁はしむ〇公、權大納言に任じ從三位に敍す〇夏、別所某播磨國主、三木城京師に如き、師を柳本某弾正忠に乞ひ伊藤某を攻む〇六月、盜、柳本某弾正忠を師に戕す〇浦上宗景(一)掃部助兵を帥ゐて有田城播磨國を襲ふ〇北條氏康左京大夫師を帥ゐて上杉朝興修理大夫と小澤原武藏國に戰ふ。上杉の師敗北す〇秋八月、浦上宗景師を帥ゐて神呪寺攝津國に次り、細川高國を納む(二)〇冬十月

十年辛卯　享祿四年

春王正月、公朽木に在り〇二月、三好基長師を帥ゐて堺浦に著く〇三月、基長師を帥ゐ住吉攝津國に次る〇夏六月、細川晴元・三好基長師を帥ゐて、細川常桓高國、剃髮して常桓と號す・[illegible]天王寺攝津に戰ふ。常桓の師敗績し、常桓尼崎攝津國に自殺す〇秋七月、木

(一) 徳川幕府の命により天保年中に成島良讓等が編纂せる後鑑卷二百九十六には降景に作る

(二) 收容の意なり

十一年壬辰　天文元年

春王正月、公朽木に在り○三好一秀(山城守)師を帥ゐて京師に如き柳本某(甚四郎)を伐つ○三月公朽木より還る○夏五月、畠山(上總介)師を帥ゐて飯森城(河内國、木澤長政之れに居る)を攻む○六月、木澤長政其の君畠山を弑す○細川晴元、三好基長を殺す○本願寺(山科)細川晴元に背く○秋八月、晴元火を本願寺に放つ○冬十月、賊火を南京に放つ

十二年癸巳　天文二年

春王二月、賊、兵を帥ゐて堺に如き細川晴元を伐つ、晴元淡路國に逃る○夏四月、細川晴元池田城(攝津國)に如く○賊、大坂(攝津國)に據る○五月、晴元大坂の賊を伐つ○秋九月、細川晴元賊と戰ふ○冬十月、星大いに隕つ

十三年甲午　天文三年

春王正月、月讀宮(三)災す○夏、大いに疫あり○秋七月○冬十月○織田信長生る

十四年乙未　天文四年

春王正月○夏四月、朝倉孝景に塗輿に駕ることを免す○朽木植綱(民部大輔)を申次に補す

(三) 皇太神宮十所別宮の一、伊勢度會郡四郷村に鎭座

○天皇、官を義稙に贈る（一）○秋七月○冬十二月、源清康卒す

十五年丙申　天文五年

春王二月、天皇即位の禮を行ふ（二）○天皇、藤原兼秀（三）中納言を周防國に聘（へい）せしむ。大内義（四）隆を太宰大貳に任ず○三月、公、諱字を武田晴信信虎の子に賜ふ○秋七月、叡山の衆徒火を京師法華寺に放つ○八月、三宅國村出羽守細川晴國を殺し晴元に降る○冬十二月、武田晴信師を帥ゐて海口城信濃國を襲ふ、城陷る○豐臣秀吉生る

十六年丁酉　天文六年

春王正月○夏四月、上杉朝興卒す○五月、源廣忠卿（五）岡崎城三河國に復歸す○秋七月、北條氏綱師を帥ゐて上杉の師を河越武藏國に敗る、河越城遂に陷り、上杉朝定松山城武藏國に出奔す○冬十月、北條氏綱師を帥ゐて源義明右兵衞佐及び里見義弘と鵠臺（こうのだい）下總國に戰ふ、義明戰死す。氏綱生實（おゆみ）（六）上總國を滅す○十二月、星孛（はうきぼし）あり

十七年戊戌　天文七年

春王三月、武田晴信、今川義元上總介に議して、其の父信虎を駿河國に逐ふ○夏四月
○火二月、小笠原長時・諏方頼茂師を帥ゐて甲州に入り、武田晴信師を帥ゐて韮崎

（一）前將軍に太政大臣從一位を贈らる
（二）後奈良天皇、踐祚の後實に十年なり
（三）後鑑によれば、同書三百二卷六月十六日の條に出づ
（四）後鑑三百二卷には五月十六日の條に出づ
（五）德川氏、家康の父
（六）津輕本は小弓に作る、共に用ひらる

國に戰ふ　長時・賴茂敗績す〇冬十月

十八年己亥　天文八年

春王正月〇夏六月、公、八瀬里（山城國）に遜る、朽木植綱供奉す。〇板垣信形（駿河守）・飯富信昌（兵部少輔）兵を帥ゐて村上義淸・諏訪賴茂を伐つ〇秋八月、大水〇冬十一月、板垣信形、武田晴信を諷諫す

十九年庚子　天文九年

春王正月、武田晴信師を帥ゐて村上義淸と海尻（信濃國）に戰ふ、義淸敗北す〇二月、村上義淸師を帥ゐて火を古阿良末（甲斐國）に放つ。武田晴信師を帥ゐて夜之れを襲ふ。義淸敗走す〇夏四月〇秋九月、尼子晴久師を帥ゐて郡(七)山城を攻む。毛利元就師を山口（周防國、大内の居城）に乞ふ〇冬十二月、陶晴賢（尾張守）師を帥ゐて郡山に如く

二十年辛丑　天文十年

春王正月、尼子晴久が師毛利元就暨び陶晴賢の師と郡山に戰ふ、晴久敗績す〇夏四月〇秋七月、北條氏綱卒す〇八月、大風〇冬十一月、細川晴元、三好長慶と成を輸す

二十一年壬寅　天文十一年

（七）安藝國

春王正月、三好長慶師を帥ゐて木澤長政と落合川河内國に戰ふ、長政戰死し師大いに潰ゆ○武田晴信師を帥ゐて小笠原長時・諏訪賴茂・村上義淸・木曾義高に瀨澤甲信の封域に克つ○閏三月、武田晴信師を帥ゐて村上義淸と平澤甲信の封域に戰ふ、義淸の師敗る○夏四月、北條氏康新に大鳥居を八幡宮鶴岡に造る○五月、大內義隆師を帥ゐて富田城出雲國を攻む。尼子晴久之れを伐つ、義隆敗北す。毛利元就師を帥ゐ殿たり○六月、武田晴信師を帥ゐて諏訪郡信濃國に入り放火す○秋八月○冬十月、武田晴信師を帥ゐて大門峠信濃國に次る。小笠原長時・村上義淸兵を帥ゐて之れを伐つ、長時・義晴敗走す○十二月廿六日壬寅、神君[一]岡崎に生る

二十二年癸卯　天文十二年

春王正月○夏四月○秋七月、細川氏綱兵を帥ゐて堺に入り、松浦某肥前守と大いに戰ふ。氏綱の兵敗走す○八月、三好長慶師を帥ゐて和泉國に次る○九月、上杉憲政師を帥ゐて源晴氏に會し、河越城を攻む○冬十月、三好長慶師を帥ゐて細川氏綱と橫山和泉國に戰ふ、氏綱の師敗る○十二月、武田晴信師を帥ゐて信州の數城を陷る

二十三年甲辰　天文十三年

[一] 德川家康

春王三月、諏訪賴茂甲州に降る○武田晴信、諏訪賴茂を殺す○夏四月、北條氏康師を帥ゐて上杉憲政を夜襲す、憲政の師敗績す○秋七月、大水○九月、織田信秀（彈正忠）及び朝倉教景師を帥ゐて齋藤利政（山城守）と稻葉山（美濃國）に戰ふ、信秀の師大いに潰ゆ○冬十月

二十四年（乙巳）　天文十四年

春王正月、武田信繁（左馬頭、晴信の弟）兵を帥ゐて諏訪を取る○夏五月、小笠原長時・木曾義高師を帥ゐて武田晴信と鹽尻峠（信濃國）に戰ふ。長時・義高敗北す○秋七月、三好長慶師を帥ゐて關城（丹波國、内藤備前守新に之れに城き、氏綱に黨す）を陷れ、波多野某（備前守）を救ふ○冬十月

二十五年（丙午）　天文十五年

春王三月、武田晴信師を帥ゐて戸石城（信濃國）を攻め、村上義清と大いに戸石に戰ふ。義清敗績す○夏四月○秋八月、細川晴元、三好長慶をして師を帥ゐて遊佐長教（河内守）を伐たしむ。長慶師を阿波國より召く○冬十月、板垣信形上杉の師を笛吹峠（上野國）に敗る○十一月、眞田幸隆（彈正忠）村上義清の兵を誘襲す○十二月、義輝卿坂本（近江國）に元服す○公右近衞大將を兼ね、義輝卿征夷大將軍に任ず。（十一歲）

二十六年丁未　天文十六年

春王二月、大内義隆使人をして明に聘せしむ○三好長慶・之康豐前守師を帥ゐて原田城・三宅城攝津國を攻む、城陥る○三月、公及び義輝卿北白川城に遷る○夏四月、細川晴元師を帥ゐて火を北白川の邊に放つ○五月、細川晴元・三好長慶師を帥ゐて芥城川攝津國を攻む、城陥る。藥師寺某與一逃れ奔る○秋七月、細川晴元師を帥ゐて京師に如(ゆ)き相國寺に次る。佐々木(六角)定頼兵を帥ゐて北白川城を圍む○公及び義輝卿坂本に遯る○晴元・定頼坂本に如(ゆ)き成(たひらぎ)を乞ふ○三好之康、畠山政國と天王寺に戰ふ○八月、村上義清師を帥ゐて武田晴信と上田原信濃國に戰ふ。義清大いに潰え、遂に越國に出奔す○神君六歳尾張國に如く○今川義元の師織田信秀の兵と小豆坂三河國に戰ふ○冬十月、細川氏綱の兵細川晴元の兵と京師に戰ふ○長尾景虎(一)、村上義清を納(い)るる爲に師を帥ゐて武田晴信と海野平信濃國に戰ふ○十一月、齋藤利政及び佐々木義賢大垣城美濃國、織田播磨守之れを守るを圍む。織田信秀師を廻らして稲葉山の下を襲ふ

二十七年戊申　天文十七年

春王正月、公坂本に在り○細川晴元、遊佐長教と成(たひら)ぐ○三月、朝倉孝景卒す○夏五

(一) 上杉謙信なり

月、細川晴元、池田某（筑後守）を殺す○六月、長尾景虎師を帥ゐて小縣（ちひさがた）（信濃國）に次る。武田晴信師を帥ゐ莅（のぞ）んで陳（ちん）す○公及び義輝卿坂本より還る○秋八月、三好長慶師を帥ゐて三好宗三を伐つ、宗三江波城（攝津國）に逃れ奔る○冬十月、三好長慶、細川晴元に背く○大内義隆從二位に敍す

二十八年己酉　天文十八年

春王二月、三好長慶師を帥ゐて遊佐長教と會し、尼崎に次る○三月、織田平(一)信秀卒す○源廣忠卿卒す○三好長慶師を帥ゐて三好宗三と中嶋（攝津國）に戰ふ、宗三の師敗れて中嶋城陷る。長慶江波城を攻む○今川義元、僧雪齋（臨濟寺長老）・朝比奈泰能（備中守）をして師を帥ゐ安城（三河國、信長の庶兄三郎五郎信廣安城を守る）を攻めしむ。城堅く守る○夏四月、武田晴信が兵小笠原長時の兵を伐つ○五月、白氣天を亙（わた）る。（旗雲と曰ふ）○長尾景虎師を帥ゐて武田晴信と海野平（信濃國）に對陳す○六月、細川晴元、佐々木義賢に會し師を帥ゐて三好宗三を救ふ。晴元三宅城に次り、義賢山崎に次る。三好長慶師を帥ゐて宗三と江口（攝津國）に戰ふ、宗三戰死す。晴元京師に如く、公と義輝と坂本に遜る○秋七月、三好長慶京師に如く○八月、長慶師を帥ゐて伊丹城（伊丹大和守雅興此れを守る）を攻む○九月、武田晴信師を帥ゐて上州

(一) 織田氏は平を姓とす

の諸將を三寺尾（上野國）に敗る〇冬十月、中尾山に築く〇十一月、神君駿河國に如く

二十九年（庚戌）　天文十九年

春王正月、公坂本に在り〇三好長慶師を帥ゐて伊丹城を攻む〇二月、如意嶽（近江國）に築く〇三月、公穴大（あなお）（近江國）に遷る〇伊丹雅興、三好長慶と成ぐ（たひら）〇夏五月、公穴大に薨ず〇天皇、左大臣從一位を贈らる〇義輝卿、比叡辻寶泉寺に遷る〇長尾景虎師を帥ゐて武田晴信と佐久縣（信濃國）に對陣す〇六月、遺物を禁中に獻ず〇天皇淸原枝賢（大外記）をして穴大に啗（とむら）はしめ、除服の宣旨を義輝卿に賜ふ〇秋八月、大水〇九月、武田晴信師を帥ゐて小笠原長時を伐つ、長時の師敗る〇長尾景虎師を帥ゐて武田晴信と海野平に對陣す〇冬十月、陶晴賢、（一）富田を以て其の君大內義隆に叛く

## 光源院殿　（義輝公）

元年（辛亥）　天文二十年

春王正月、公江州に在り〇三月、三好長慶京師に如き伊勢貞孝（伊勢守）に遇ふ〇長慶京師の（二）地子錢（ちしせん）を課す〇北條氏康師を帥ゐて平井城（上野國）を攻む。上杉憲政北越に出奔す

（一）周防國にあり

（二）租稅の一種、室町以來主として都府市街に課す。田租等の米を以て納めしめたるに對して、錢を以て納めしめたる家屋住宅地の稅な

○夏四月○秋七月、三好長慶師を帥ゐて相國寺に放火す○八月、織田信長と織田某（彦五郎、清洲城主）と海津（尾州）に戰ふ○陶晴賢師を帥ゐて山口を侵す○九月、陶晴賢其の君大內義隆を弑す

二年（壬子） 天文二十一年

春王正月、公江州より還る。三好長慶來朝す○細川晴元出奔す。（細川氏綱管領と爲り、三好長慶其の權を執る）○三月、長尾景虎及び義景師を帥ゐて武田信玄（晴信去年二月剃髮して信玄と號す）と時田（信濃國）に戰ふ、義景敗走す○大友義長山口に至る○夏六月、公諱字を朝倉義景（初名延景）に賜ふ○秋七月○冬十月

三年（癸丑） 天文廿二年

春王正月、三好長慶來朝す○長慶伊勢貞孝に遇ふ○夏五月、小笠原長時兵を帥ゐて武田信玄と桔梗原（信濃國）に戰ふ、長時敗績す。信玄深志城（長時の居城、後松本と改む）を圍む。小笠原長時奥州に出奔す○秋七月、三好長慶師を帥ゐ芥川城（芥川孫十郎芥川城を以て長慶に叛く）を攻む、城陷る○細川晴元京師に如く○八月、三好長慶師を帥ゐ京師に如く。公及び晴元丹波國に遯る○公丹波國より還る。細川晴元其の子を長慶に質とす○九月、松永久秀師を帥ゐ

て波多野（丹波國）を伐つ○冬十月

四年（甲寅）　天文廿三年

春王閏正月、織田信長の臣平手清秀（中務大輔）卒す○二月、今川義元師を甲州に乞ふ。武田信玄師を帥ゐて北條氏康と賀嶋（駿州富士川の邊）に對陣す。僧雪齋成を輸し、共に師を班す○夏四月、三好長慶師を帥ゐて丹波國を伐つ○六月、長尾景虎、武田信玄と川中嶋（信濃國）に對陣す○秋八月、有馬某師を乞ふ。三好長緣（日向守）師を帥ゐて三木（別所）を伐ち數城を陷る○冬十月、三好長慶淡路國に至る○丙申、長慶京師に如く○北條氏康師を帥ゐて古河城（下總國）を圍み、源晴氏を羽田野（相摸國）に放つ○十一月、赤松某師を三好長慶に乞ふ

五年（乙卯）　弘治元年

春王正月、三好長慶・之康師を帥ゐて明石（播磨國）を伐つ。明石某成を乞ふ、三好師を班す○夏四月、織田信長清洲城（尾張國、織田彥五郎之れに居る）を取る○信長清洲城に遷る○秋七月、朝倉宗滴師を帥ゐて加賀國に入り敷地山に次り、賊を伐ちて大いに獲○八月、武田信玄師を帥ゐて木曾（信濃國）を伐つ、義高木曾を以て信玄に降る○九月、朝倉宗滴師に卒

す〇冬十月、陶全姜（尾張守晴賢、剃髪して全姜と號す）師を帥ゐて宮嶋（安藝國）に入る〇十一月、毛利元就師を帥ゐて之れを襲ふ、全姜戰死す

六年（丙辰）　弘治二年

春王正月、西南に星孛（はうきぼし）あり〇二月、松平義春（甚太郎、後右京亮に改む）日近（三河國）を攻む、城堅く守る。義春之れに死す〇齋藤義龍（左京大夫）其の父道三（山城守利政、剃髪して道三と號す）を弑す〇長尾景虎上杉憲政を納るる爲に師を帥ゐて平井に次り、里見義弘をして水師を以て三浦（相摸國）を侵さしむ。北條氏康の兵大いに之れを伐ち其の船を獲〇夏六月、武田信玄師を帥ゐて伊奈（信濃國）を伐つ、伊奈の諸士降る〇三好長慶堺に如く〇秋七月、長慶多喜山（大和國）に如く、松永久秀之れを享す〇明の上官鄭舜功來聘す〇八月、織田信長兵を帥ゐて其の弟信行（勘十郎、後武藏守に改む）に稻生（尾張國）に克つ〇九月、長尾景虎師を帥ゐて北條氏康と沼田（上野國）に對陣す〇冬十月

七年（丁巳）　弘治三年

春王正月、織田信長其の弟信行を殺す〇三月、明王に返簡す〇毛利元就師を帥ゐて山口を伐ち、大内義長遂に自殺す〇夏四月、武田信玄師を帥ゐて長野（信濃守）を箕加尻（みかじり）（一）

（一）又三日尻と書く

國(上野)に敗る○五月、長尾景虎師を帥ゐ川中嶋に次る、武田信玄師を帥ゐて莅(のぞ)んで陳す○秋七月、大友義鎭師を帥ゐて秋月を伐つ、秋月種方自殺す○八月、東風(一)、攝津國・播磨國暴潮あり○武田信玄師を帥ゐて上州の稻を蹈む○九月乙卯(五日)、天皇崩ず(二)○冬十月、三好長慶師を帥ゐて丹波國を伐つ○今川義元其の臣戸部某(新左衞門尉、笠原城を守る)を殺す

(一)後鑑三百二十七卷によれば八月廿六日、始東風、後南風にて高潮上り「難波・鳴尾・今津・西宮・兵庫・明石の間浦々へ上る」と見ゆ
(二)後奈良天皇

八年(戊午)　永祿元年

春王正月、公及び細川晴元朽木に遜る○夏五月、公及び細川晴元軍を帥ゐ坂本に次る○長尾景虎、武田信玄と筑摩川(信濃國)に會して戍を輸す、戍遂に果さず○六月、公及び晴元軍を帥ゐて如意嶽に次る。三好長慶・松永久秀師を帥ゐて京師に如く○公將軍山に次る、佐々木義賢兵を帥ゐて來會し、三好・松永の兵と鬪止まず○閏六月、星孛(はうきぼし)あり○秋七月、三好康長(孫七郎)・之康・安宅冬康(淡路守)・十川一存(民部大輔)・三好義長師を帥ゐて堺浦に來る○大旱す○織田信長兵を帥ゐて織田信安(伊勢守)と浮野(うきの)(尾張國)に戰ふ、信安敗北す○冬十月、公三好長慶と平らぐ、公將軍山より還る○三好長慶來朝す○安見某(美作守)飯森城を以て其の君畠山高政に叛く

九年(己未)　永祿二年

春王三月、長尾景虎師を帥ゐ武田信玄と川中嶋に對陣す〇夏六月、三好長慶大いに飯森城を攻む〇八月、長慶師を帥ゐて畠山高政を高屋城（河内國）に納る〇冬十二月、長尾景虎師を帥ゐて沼田・厩橋城（上野國）を拔く〇織田信長大高城（尾州、鵜殿長持之れを守る）を攻む。神君、糧を城中に入る

十年（庚申） 永祿三年

春王正月、天皇[三]即位の禮を行はせらる。（毛利元就之れを執奏す）〇毛利元就大膳大夫に任ず〇三好長慶來朝す〇二月、三好長慶修理大夫に任じ、義長筑前守に任じ、松永久秀彈正少弼に任ず〇三月、長尾景虎師を帥ゐて上杉の諸將に會し、小田原（相摸國）に入る〇夏五月、長尾景虎來朝す、公諱字を賜ひ關東管領職に補す〇今川義元師を帥ゐて尾張國を伐ち沓掛に次る。神君（初め御諱は元信、弘治元年元康と改む）をして丸根城を攻めしむ。城陷る。神君大高城を守る〇織田信長兵を帥ゐて義元を桶間に襲ふ、義元敗死す〇岡部某（五郎兵衛尉）鳴海城（共に尾張國）を守る〇神君岡崎城に復歸す〇神君の兵水野信元[四]（下野守）と石瀨[五]（三河國）に鬪ふ〇安見某成を畠山高政に乞ふ、高政遂に三好に背く〇秋七月、三好長慶及び之康師を帥ゐて河內國を伐つ、根來寺（紀伊國）高政を援く〇源晴氏卒す〇九月、畠山義則（修理大夫、能登國守護）越

（三） 正親町天皇

（四） 織田家の臣

（五） 尾張國に屬し石衙瀬と書す

後國に出奔す〇冬十一月、畠山高政、三好長慶と成ぐ、長慶遂に飯森（安見の居城）・高屋城（畠山の居城）を取る。畠山・安見堺に逃亡す

十一年（辛酉）　永祿四年

春王正月、三好義長來朝す、相伴衆に補し、諱の字・御紋（桐）を賜ふ。松永久秀に御紋を賜ふ〇二月、義長鹿苑寺に遊ぶ、公酒殽を賜ふ〇神君の兵、水野信元が兵を石瀨に攻撃す。（石川數正、高木清秀を攻撃す）(一)〇神君松平好景（大炊助）をして板倉某（彈正忠）を中嶋郷（三河國）に伐たしむ。板倉某遂に出奔す〇三月、三好長慶來朝す〇公、三好義長第に渡御す〇神君、織田信長と成ぐ〇夏五月、三好長慶、細川晴元を普門寺（攝津國富田、晴元剃髮して一淸と號す）に囚ふ〇織田信長兵を帥ゐて長井某（甲斐守）・日比某（下野守）と森部（美濃國）に戰ふ。長井某・日比某敗死す〇秋七月、佐々木定賴兵を帥ゐて將軍山に次り、三好義長と京師に鬪ふ〇畠山高政兵を帥ゐて根來寺の衆徒に會し、岸輪多（和泉國）に次り佐々木を援ふ〇三好之康師を帥ゐて和泉國に如く〇九月、上杉輝虎師を帥ゐて西條山（信濃國）に次り、武田信玄師を帥ゐて海豆城（信濃國）に次る、大いに川中嶋に戰ふ〇冬十月

十二年（壬戌）　永祿五年

(一) 石川は德川方、高木は水野方卽ち織田方なり

春王二月、武田信玄師を帥ゐて松山に至る〇三月、北條氏康、武田信玄と與に師を帥ゐて松山城を圍む。城陷り上杉憲勝北條に降る〇上杉輝虎師を帥ゐて私市城（武藏國）を陷る〇三好實休（豐前守之康、剃髮して實休と號す）師を帥ゐて畠山高政と久米多（和泉國）に戰ふ、實休戰死す〇河内・紀伊の兵飯森城を圍む、三好長慶堅く守る〇夏五月、三好康長（山城守）・安宅冬康・松永久秀師を帥ゐて畠山高政と大いに教興寺（河内國）に戰ふ。高政が師大いに潰ゆ〇織田信長師を帥ゐて齋藤龍興（右兵衞大夫）と賀留美（美濃國）に戰ふ。龍興敗る〇秋九月、神君師を帥ゐて板倉某（二）（彈正忠）を撃殺し、佐脇・八幡の砦（三河國）を攻め屠る〇酒井正親（雅樂助）西尾城を襲ひ取る〇吉良義照東條を以て神君に降る〇（三）信康卿駿河國より岡崎に還る〇冬十月

（二）名重定

（三）家康の長子、出でて今川氏に質たりしなり

十三年（癸亥）　永祿六年

春王二月、武田信玄師を帥ゐて上州を伐つ、諸城陷る〇三月、細川晴元普門寺に卒す〇夏四月、東寺の塔災す〇秋八月、松永久秀、三好義長を芥川城に殺す〇冬十月、根來寺、三好と成ぐ〇一向の門徒、神君（今年秋家康と改む）に叛き、野寺・佐崎・土呂・針崎に據る〇十二月、細川氏綱淀城（山城國）に卒す

十四年甲子　永祿七年

春王正月、里見義弘兵を帥ゐて北條氏康と鵠臺に戰ふ、義弘敗績す○神君賊徒を伐つ○二月、一向賊成(たひらぎ)を乞ふ、神君其の罪を宥す○三月、上杉輝虎臼井城(下總國、原辰胤之れを守る)を攻む、城堅く守る。輝虎師を旋(かへ)す○夏四月、今川氏眞師を帥ゐて牛久保(注)に次り、一宮の砦(三河國)を攻む、神君師を帥ゐて佐脇・八幡に次る。氏眞が師潰え、氏眞遂に師を班す○戸田某(一)(主殿助)二連木(にれぎ)(二)を以て神君に降る○神君の兵小原某(三)(肥前守、吉田城を守る)と下地(三河國)に戰ふ○五月、松永久秀、安宅冬康を飯森城に殺す○六月、小原某(肥前守)駿州に出奔す○神君吉田を酒井忠次(左衛門尉)に賜ふ○秋七月、三好長慶飯森城に卒す○八月、織田信長稻葉山城を襲ひ取る、齋藤龍興越前國に出奔す○信長岐阜城(稻葉山を岐阜と改む)に遷る

(一) 名重定
(二) また楡木と書く
(三) 名鎭實、今川方の名將、津輕本に備前守とあるは誤なり

十五年乙丑　永祿八年

春王正月○神君寺部城を攻む、鈴木某(日向守)家並鄉(三河國)に逃る○酒井將監(四)駿州に出奔す○夏四月、上杉謙信師を帥ゐて常州に入り小田氏治(氏治剃髮して天菴と號す)を伐つ。氏治兵を率ゐて山王堂に戰ふ、氏治敗績す○五月、三好義繼・松永久秀、公及び其の弟周暠(しうかう)(鹿苑院)を弑す、近臣皆之れに死す○義昭卿江州に出奔す○六月、天皇、左大臣從一位を贈

(四) 名忠尙

らる〇武田信玄越中國を伐つ〇秋七月、松永久秀、三好義繼に叛く〇九月、織田信長其の女を武田勝頼に歸(めあは)さんことを約す

## 靈陽院殿（義昭公）

元年丙寅　永祿九年

春王正月、公近江國に在り〇二月、三好義繼師を帥ゐて畠山高政と芝（和泉國）に戰ふ、畠山大敗す〇夏四月、毛利元就師を帥ゐて富田城（出雲國）を攻む、尼子晴久毛利に降る〇五月、三好義繼師を帥ゐて泉州に次る、松永久秀・畠山高政戰ふ能はず〇六月、公敦賀（越前國）に如く〇秋七月〇冬十二月、義榮(よしひで)(五)從五位下に敍し左馬頭に任ず〇神君三河守に任ず

（五）征夷大將軍任命のことと永祿十二年の條に見ゆ。但し素行はこれを一代に數へざるか、本年譜には義輝の次に義昭をおけり

二年丁卯　永祿十年

春王正月、公敦賀に在り〇二月、三好義繼潛(ひそか)に松永久秀の師に奔る〇春、武田信玄其の子義信を殺す〇夏四月、三好義繼・松永久秀多門城（大和國）に據る〇五月、織田信長の女源信康卿に歸(とつ)ぐ〇秋八月、織田信長師を帥ゐて勢北(せいほく)を伐ち桑名に次り、長嶋

（伊勢國）に放火す○冬十月、三好の兵東大寺に次る。松永久秀師を帥ゐて夜これを襲ひ、大佛殿に放火す○上杉輝虎師を帥ゐて廐橋に次る。北條氏康・武田信玄師を帥ゐて廐橋城を圍み、民屋に放火す○十一月、公一乘谷（越前國、朝倉義景之れに在り）に如く○信長、黑赤の幌（ほろし）士を撰ぶ

三年（戊辰）　永祿十一年

春王正月、公一乘谷に在り○二月、義榮征夷大將軍に任ず○織田信長師を帥ゐて勢北を伐つ、勢北の諸氏成（たひらぎ）を輸す○夏五月、上杉謙信（一）（輝虎剃髮して謙信と號す）北條氏康と平ぐ○秋七月、公岐阜に如く○八月、織田平信長、淺井長政と佐和山（近江國）に會盟し、公の師に勤めんことを朝倉義景・佐々木承禎（義賢剃髮して承禎と號す）に告ぐ。義景・承禎肯（うべな）はず○九月、織田信長・淺井長政師を帥ゐ、及び神君の兵、佐佐木承禎を征伐す、箕作城陷る○義榮卒す○甲戌（二十八日）、織田信長師を帥ゐて公を京師に復歸せしむ○冬十月、公及び信長軍を帥ゐて芥川城に如く、三好義繼・松永久秀來り降る○辛卯（十五日）、公及び信長芥川城より還る○戊戌（二十二日）、公參內、征夷大將軍參議兼左近衞中將に任じ、從三位に敍す○己亥（二十三日）、公信長を享す○信長正四位上に敍し、彈正忠に任ず。公、御紋（桐引兩）を賜ふ○壬寅（二十六日）、

（一）舊名景虎、將軍義輝の偏諱を賜りて輝虎と改めしなり

信長京師より岐阜に歸る〇十二月、武田信玄師を帥ゐて駿州を伐つ、今川氏眞懸川城（朝比奈備中守泰能此れに居る）に出奔す〇神君師を帥ゐて遠州を伐ち、懸川に次り城下に放火す〇三好笑岸（山城守康長剃髪して笑岸と號す）・釣閑（日向守長緣剃髪して釣閑と號す）師を帥ゐて家原城（和泉國、三好義繼の兵此れを守る）を陷る

四年（己巳）　永祿十二年

春王正月、三好笑岸・釣閑師を帥ゐて京師に入り六條に戰ふ、三好が師敗北す〇織田信長師を帥ゐて京師に如く、淺井長政焉れに從ふ〇北條氏康・氏政、今川氏眞を納るる爲に師を帥ゐて薩埵山に次る、武田信玄師を帥ゐて莅んで清見寺（共に駿河國）に陳す〇神君尙ほ天王山に次り懸川城（遠江國）を攻む、今川氏眞の兵大いに戰死す〇二月、織田信長、淺井長政と二條に城く〇夏四月、公二條城に遷る〇今川氏眞、成を神君に乞ひ、小田原に逃る〇神君、石川家成（日向守）をして懸川城を守らしむ〇北條氏康師を班す〇秋八月、武田信玄師を帥ゐて小田原に（攻め）入る〇織田信長師を帥ゐて勢南を伐つ、北畠具教成を輸す〇冬十月、武田信玄師を班し、遂に北條が兵と三增峠（相摸國）に戰ふ、北條が兵敗北す〇赤松某、師を乞ふ。伊丹雅興（兵庫頭）・和田惟政（伊賀守）・池田勝政（筑後守）師を帥ゐて備前國に如き、浦上某（內藏助）を伐つ、浦上某敗る〇十一月、

織田信長來朝す〇十二月、武田信玄師を帥ゐて蒲原城（駿河國）を陷る〇信玄遂に駿府に次る、岡部正綱（二郎右衞門尉、兵を以て今川の館を守る）堅く守る。信玄平（たひらぎ）を輸（いた）す〇信玄花澤城（駿州、大原肥前守之れを守る）を陷る。深澤城（北條左衞門大夫氏繁之れを守る）を圍む〇三好笑岸・釣閑、野田・福島（攝州）に築く

五年（庚午）　元龜元年

春王正月、武田信玄深澤城を陷る〇神君濱松城（遠江國）に遷る〇二月、織田信長來朝す〇夏四月、(信長)神君に會し師を帥ゐて越前國を征伐す、道を淺井長政に假（か）り敦賀に入る〇手筒山城陷る〇金崎城（越前國、朝倉中務大輔景恒之れに居る）を圍む。師を若州に班し遂に京師に如（ゆ）く〇神君、木下秀吉と師を班し京師に如く〇五月、織田信長岐阜に還る、佐々木承禎之れを要す〇六月、佐々木承禎兵を帥ゐ長原・長光寺城（近江國）を攻む、佐久間信盛（長原城を守る）・柴田勝家（長光寺城を守る）之れを伐つ。承禎大いに潰ゆ〇信長師を帥ゐ小谷（淺井長政の居城）に入り、民屋に放火す〇信長、神君と師を帥ゐて龍ケ鼻に次る。淺井長政師を帥ゐて大寄山に次り、朝倉景健（孫三郎）師を帥ゐて之れを援く。遂に姉川（共に近江國）に戰ふ。淺井・朝倉敗績す〇秋七月、織田信長來朝す〇三好笑岸・釣閑師を帥ゐて中嶋・天滿森（攝津國）に次る〇八月、古橋城（河内國、三好義繼・畠山高政の兵之れを守る）陷る〇織田信長師を帥ゐて攝津國に如き、天

王寺に次る○九月、公軍を帥ゐて攝津國に如き浦江城に居る○僧光佐(一)、大坂を以て叛き、信長の兵と森口に戰ふ○朝倉義景・淺井長政師を帥ゐて比叡辻・八王寺に次り坂本に放火す。森可成(二)（三左衛門尉、宇佐山城を守る）・織田信治（九郎、信長の弟）・道家某（十郎清）戰死す○公信長と軍を京師に班す○公軍を帥ゐて將軍塚に次り、信長師を帥ゐて宇佐山に次る。神君の兵來援す。（石川家成・本多康重・松井忠次）○冬十月、北條氏康卒す○十一月、堅田城（近江國）陷る○十二月、朝倉・淺井成を乞ふ、遂に平ぐ○公師より至る(三)○北條氏政、成を武田信玄に乞ふ

六年（辛未）　元龜二年

春王正月、礒野秀昌（丹波守）佐和山城を以て岐阜に降る○武田信玄師を帥ゐて遠江國を伐ち、高天神城を攻む○夏四月、信玄師を帥ゐて三河國を伐つ○五月、信玄師を班す○織田信長師を帥ゐて長嶋を伐つ、賊大いに起り氏家卜全戰死す○六月、毛利元就卒す○遊佐義房（美作守）其の君畠山義高（修理大夫、能州守護）を弑す○秋八月、織田信長師を帥ゐて延暦寺に放火す○淺井長政師を帥ゐて横山城を攻む、竹中重治（半兵衛尉）堅く守る○冬十月、宮部某（善淨坊）木下秀吉に依りて岐阜に降る

七年（壬申）　元龜三年

（一）石山本願寺の光佐、顯如上人と稱す、今の京都本願寺を始めし人なり

（二）信長の臣、森蘭丸の父なり

（三）將軍自ら信長の陣に赴き、朝倉・淺井の和議を諭し、後京都に歸りしを云ふ

春王三月、織田信長師を帥ゐて小谷に入り民屋に放火す○信長來朝す○三好義繼・松永久秀・久通、高屋城を以て畠山高政に叛く、高政師を乞ふ。信長師を帥ゐて高屋城を陷る。（義繼若江に逃れ、松永久秀信貴に逃れ、久通多門城に逃る）○夏五月、織田信長岐阜に歸る○秋七月、織田信長及び信忠（今月元服）師を帥ゐて江北を伐ち虎御前山に築く、信長遷りて之れに次る○八月、朝倉義景師を帥ゐて大禿山に次り、信長の兵と交〻鬪ふ○冬十月、武田信玄師を帥ゐて遠江國を伐ち、多々良・飯田城陷る○神君の兵、信玄の兵と一言坂に鬪ふ、本多忠勝（平八郎）殿す○二俣城（共に遠江國）陷る○十一月、織田信長、上杉謙信と盟を尋ぐ、朝倉義景師を班す○十二月、武田信玄師を帥ゐて神君と大いに味方原（遠江國）(二)に戰ふ、信長將兵をして焉れを援はしむ。神君の師利あらず○信玄、刑部（遠江國）に次る

八年（癸酉）　天正元年

春王正月、公、上野淸信（中務大輔）をして刑部に至り、神君と成を輸すことを言はしむ、武田信玄肯んぜず○信玄師を帥ゐて野田城（三河國）を陷る○松永久秀岐阜に來り降る○二月、神君と武田信玄と質を廣瀨川上に交す○武田信玄、信長の罪を公に告す、信長も亦信玄の罪を告す○公、信長を背く、信長諷諫を上る○公、(一)砦を石山（近江國）に築

（一）以て信長に備ふるなり

く○三月、神君、平岩親吉（七助）をして天方城を陷れ、石川家成（日向守）をして可久輪城（共に遠州）を陷れ、酒井忠次（左衞門尉）をして鳳來寺の寨（三州）を拔かしむ○武田信玄師を帥ゐて岩村城（美濃國）を攻む、城陷る○織田信長師を帥ゐて京師に如く、公成を輸す○夏四月、信長岐阜に還る○武田信玄師に卒す○五月、神君、平岩親吉（七助、後主計頭に改む）師を帥ゐて天方城（遠江國）を攻めしむ、城陷る。（城主久野彈正忠甲州に逃る。）甲兵守る所の諸城陷る○六月、奥平信昌（九八郎、後美作守に任ず）武田を叛き濱松に降る○秋七月、公槇木嶋（山城國）に還る○信長師を帥ゐて京師に如き遂に槇木嶋を伐つ。公、河内國に遯る○信長細川藤孝をして師を帥ゐて淀城を攻めしむ、城陷る○信長師を帥ゐて江北を伐ち虎御前山に次る○八月、和田惟政白井川原（攝津國）に戰死す○朝倉義景師を帥ゐて柳箇瀨に次る。信長の師大禿城を攻む。義景遷りて地藏山（共に近江國）に次る○大禿城陷り、義景師を班す。信長其の蹤を躡み刀禰山（越前國）に戰ふ、義景の師大いに潰ゆ。信長師を帥ゐて越前國を伐つ、義景大野に自殺す○信長師を帥ゐて小谷を陷る○九月、淺井長政（備前守）遂に自殺す○信長師を帥ゐて鯰江城（佐々木義弼之れを守る）を攻む。城陷り、佐々木義弼逃亡す○信長長濱城（近江國）を木下秀吉に與ふ。秀吉黃幟士を撰ぶ○信長師を帥ゐて長嶋を伐つ○神君師を帥ゐて長篠

城を攻む、城陷る○神君の女奧平信昌に歸ぐ○冬十月、信長京師に如き、師を帥ゐて若江城（三好義繼之れを守る）を陷る、三好義繼（左京大夫）自殺す○信長、京師に如く○公、紀州に遯る

## 總見院殿（信長公）

元年（甲戌）　天正二年

春王正月元日、公、宴を功臣に賜ふ○越前の賊桂田長俊（播磨守）を殺す○二月、武田勝賴師を帥ゐて美濃國を伐つ、明智城陷る○三月、公京師に如き參內す○從三位に敍し參議に任ず○天皇日野某（大納言）・飛鳥井雅教（中納言）をして公に會し、遂に南京に如きて蘭奢待（一）（香木の名）を截らしむ。公、諸將に賜ふ○夏四月、天王寺に築く○神君師を帥ゐて乾城（遠江國）を攻む○五月、武田勝賴師を帥ゐて高天神城を攻む○公、軍を帥ゐて吉田に如く、高天神城陷る○公吉田より至る（三）○秋九月、公及び信忠卿軍を帥ゐて長嶋を征伐す、賊逃亡す○長嶋を瀧川一益（左近將監）に賜ひ勢北を監せしむ○武田勝賴師を帥ゐて神君と天龍川（遠江國）に對陣す○冬十月

二年（乙亥）　天正三年

（一）奈良東大寺の正倉院御物中にあり

（二）吉田より岐阜に歸陣せるなり

春王正月、公道路を修し橋梁を復せしむ○三月、公京師に如く○今川氏眞に遇ふ○夏四月、公朝廷の公卿をして其の舊領を食(は)ましむ○五月、公及び信忠卿・信雄・信孝軍を帥ゐて神君・信康卿に會して、武田勝頼と大いに長篠に戰ふ。勝頼敗績す。公、(三)尸を封じて還る○六月、神君師を帥ゐて二俣城(遠江國)を攻む○秋八月、神君諏訪原城を陷る○九月、公軍を帥ゐて越前の賊を征伐す、賊悉く潰ゆ○公越前を柴田勝家に、加賀を戸次(べつき)(四)某(右近大夫)に賜ふ○冬十一月、公京師に如き參內す○公權大納言に任じ右近衞大將を兼ぬ。信忠卿敍爵(五)し秋田城介に任ず○十二月、公及び信忠卿軍を帥ゐて(六)岩村城を陷る○神君師を帥ゐて二俣城を攻む、城遂に成(たひら)ぐ○闕國を功臣に賜ひ近臣に官位を授く○公、神君をして水野信元を殺さしむ○武田勝頼、北條氏政と平ぐ

三年(丙子)　天正四年

春王正月、公安土(近江國)に城く○二月、公安土城に遷り、岐阜城を信忠卿に賜ふ○神君横須賀(遠江國)に築く○武田勝頼師を帥ゐて神君と横須賀に對陣す○夏四月、公軍を帥ゐて大坂を觀(七)す、原田某(備中守)戰死す○六月、公大坂より至る○秋七月、毛利が兵

(三) 死骸を埋葬し土を盛り上げての意
(四) 正しくは別喜。もと梁田出羽と云ふ。後ち信長臣下に命じて諸豪の嗣絶えたる姓をつがしめし時、別喜氏を冒せり
(五) 五位になること
(六) 河尻鎮吉城たり
(七) 事實は大坂の一揆を征伐したるなり。觀は觀闕之誅の略にして不正者を誅伐の意ならんか。原田は名直正、信長の部將なり

水師を以て粮を大坂に轉ず○安土の殿守(てんしゅ)[一]成る○冬十月、上杉謙信師を帥ゐて能登國に入り、畠山義則（永祿三年、義則越後に奔り上杉に依る）を納れんことを欲す、遂に七尾城を攻む○十一月、公京師に如きて參內す○公、內大臣に任じ正三位に敍す○北畠信雄、源具教を弑す○十二月、公吉良（三河國）に狩す○柴田勝家加越の賊を伐ちて捷を獻ず○加賀國を佐久間政盛（玄蕃允）に賜ふ

四年（丁丑）　天正五年

春王正月、公岐阜に在り○公京師に如く○二月、公京師に如き、遂に師を帥ゐて紀州の賊[二]を征伐す○公紀州より至る○三月、北畠信雄森城（伊勢國）を陷る、北畠具親敗亡す○夏四月○秋七月、公諱字を近衛信基（前久の子、前久は龍山と號す）に賜ふ○上杉謙信師を帥ゐ能登國を伐つ。長重連(しげつら)（九郎左衞門尉）師を安土に乞ふ○七尾城陷る、長重連戰死す○八月、柴田勝家・丹羽長秀・羽柴秀吉師を帥ゐて加賀國に如く、遂に師を班す○佐久間信盛・羽柴秀吉師を帥ゐて大坂を伐つ○松永久秀反す○九月、信忠卿師を帥ゐて松永久秀を滅す○大和國を筒井順慶に賜ふ○信忠卿京師に如く○天皇、藤原實枝（三條大納言）をして信忠を從三位左近衞中將に補任せしむ○西南に星孛(はうきぼし)あり○冬十月、武田勝頼、神君

（一）天主閣

（二）雜賀孫一

と小山[遠江國]に對陣す○公、羽柴秀吉をして毛利を征伐せしむ。播磨國を秀吉に賜ふ○秀吉師を帥ゐて但馬國を伐ち捷を獻ず、公乃ち秀吉をして中國の守護職に補す○十一月、公從二位に敍し右大臣に任ず○公、尾三の地[尾張國三河國]に狩す

五年[戊寅]　天正六年

春王正月元日、公茶を近臣に賜ふ○年肇（ねんてう／はじめ）の禮儀を定む○三月、神君田中城[駿河國]を圍む○上杉謙信卒す○武田勝頼師を帥ゐて北越に入る、遂に師を班す○別所長治（べつしよながはる）(三)三木を以て叛く。羽柴秀吉師を帥ゐて之れを伐つ○夏四月、公攝津國に如く○五月、吉川（きつかは）元春[治部大輔]・小早川隆景[左衞門尉]及び宇喜多直家[和泉守]師を帥ゐて上月城(四)[播磨國]を攻む。信忠卿師を帥ゐて之れを援く、城竟に陷る○九月、九鬼嘉隆[右馬允]軍船を大坂に艤し粮(五)道を要す○秋八月、神君師を帥ゐて駿河國に如く、持舟（もちふね）(六)の兵之れを要す○九月、齋藤某[神五郎]をして越中國を伐たしむ。[神保安藝守氏晴之れを乞ふ]○荒木村重[攝津守]攝津國を以て叛く○冬十一月、公軍を帥ゐて攝津國に如く、高山某[右近、高槻城主]・中川清秀[瀨兵衞尉、茨木城主]降る○附城（つけしろ）を伊丹[荒木村重此れに在り]に築く○武田勝頼師を帥ゐて神君と横須賀に對陣す○大友義鎭師を帥ゐて日向國に入り、嶋津義久と高城に戰ふ、大友敗績す○十二月、公攝津國より還る

(三) 播磨國に在り
(四) 上月城は織田方にて當時山中鹿之助の居城。故に信忠これを援けたるなり
(五) 大阪の賊、毛利氏より糧を得、又通じて三木城と海路糧を運びしを以て要撃したるなり。嘉隆、伊勢より紀伊に廻り、雜賀氏の賊船を大いに伐ち遂に大阪よりの援路を絶つ
(六) 駿河國にあり、用宗の訛れるなりといふ。今川の兵持舟城に據る

六年己卯　天正七年

春王正月、九鬼嘉隆來朝す○二月、公京師に如く○孝子宗運（京師の人）大いなる賚（たまもの）を受く○三木の城兵大いに平山（秀吉の次る所）に敗る○三月、公及び信忠卿軍を帥ゐて攝津國に如く○（一）長尾景勝（喜平次）上杉景虎（三郎）を殺して立つ○武田勝頼師を帥ゐて上野國に入る○夏四月、信忠卿京師に如く○五月、公及び信忠卿攝津國より至る○越前の賊丸岡城を襲ふ。城堅く守り、賊悉く潰ゆ○六月、（二）竹中重治平山の師に卒す○惟任（これたふ）光秀（明智日向守）丹波國を伐ち（三）波多野某を獲○攝津國に師に在るの諸將賜（たまもの）あり○秋七月、武藤某（彌兵衞、初の名宗右衞門尉）師に卒す○八月、公神君をして其の子信康卿及び其の母を殺さしむ○信忠卿師を帥ゐて攝津國に如く○九月、荒木村重尼崎に出奔す○北畠信雄師を帥ゐて伊賀國を伐つ、利あらず○公、信雄の兵を弄するを戒む○公京師に如き、遂に攝津國に如く○北條氏政、朝比奈某（彌太郎）をして濱松に聘せしめ、武田勝頼を伐たんことを約す○吉川元春・小早川隆景師を帥ゐて三木城を援け其の附城を攻む、秀吉の師之れを伐つ。三木の城兵敗績す○武田勝頼の妹上杉景勝に歸（とつ）ぐ○長連龍（九郎左衞門尉）能登國に復歸す○冬十月、羽柴秀吉三木城を圍む、城兵大いに饑ゆ○十一月、（四）伊丹城陷る○公京師に如

（一）後の上杉景勝、長尾政景の二子にして謙信の姪、謙信の養子となる。景虎は北條氏康の第七子、入りて謙信の養子となりしもの。即ち二人の家督爭に景勝遂に勝てるなり

（二）通稱半兵衞、信長に歸し、秀吉の參謀として有名なり。病みて起たざるを知るや、陣中に死せんことを望み、三木城の向なる平山の陣中にあつて遂に死す。年三十六

（三）名秀治、丹波八上城にありて毛利氏と通じて織田氏と戰ふ

（四）荒木村重の守城

き參內す〇十二月、荒木村重の族を戮(ころ)す〇伊丹を池田信輝(庄三郎)に賜ふ〇公功臣を京師に安す〇粟(ぞく)を京師に賜ふ〇北條氏政使人をして來聘せしめ、武田勝賴を伐たんことを乞ふ〇惟任光秀・永岡藤孝(五)、丹波・丹後の成功を告す

七年(庚辰) 天正八年

春王正月、三木城陷る、羽柴秀吉捷を獻ず〇秀吉三木城に遷る〇夏四月、武田勝賴の兵北條氏政の兵と水師を以て伊豆國に戰ふ〇勝賴沼津(駿河國、又三枚橋と曰ふ)に築く〇六月、長曾我部元親(宮內少輔)、加久見某(因幡守)をして來聘せしむ〇公諱字を長曾我部元親(彌三郎)に賜ふ〇蘆名盛氏卒す〇秋七月、天皇、近衞前久・勸修寺(くわんじゆじ)晴豐・庭田重通をして大坂に聘せしめ成を董(をさ)む。僧光佐遂に雜賀(さいが)(紀伊國)に如く〇公大坂に如く〇佐久間信盛・正勝(甚九郎)を高野山に放つ〇公、九鬼嘉隆が軍船を堺浦に覽る〇公京師に如く〇林某(佐渡守)安藤某(伊賀守)を遠地に放つ〇池田信輝鼻隈城(攝津國)を取る〇武田勝賴師を帥ゐて北條氏政と沼津に對陣す。神君持舟(もちふね)城を攻む。勝賴遂に駿河國に如く、神君師を旋す〇八月、僧光佐來朝す〇九月、高天神(六)の城兵師を勝賴に乞ふ〇勝賴衆を帥ゐて漸城(七)(上野國)を拔く〇冬十一月、宇喜多直家降る〇羽柴秀吉宇野城(播磨國)を拔く〇柴田勝家加賀國

(五) 細川幽齋なり、族稱長岡。足利將軍義晴の四男にして、七歲の時細川元常の養子となる。信長・秀吉に仕へて重臣たり。歌道を以て名あり。慶長十五年歿、年七十七

(六) 城將岡部與衍

(七) 膳城とも書く

の賊を滅して捷を獻ず〇十二月、公四使をして濱松に聘し、高天神城を檢せしむ〇宇都宮貞林駿馬を獻ず〇北畠信雄松嶋（伊勢國）に城き、新に五層の殿守を作る〇笠原政堯（新六郎）其の君に叛き、武田勝頼に降る

八年（辛巳）　天正九年

春王二月、佐々成政に越中國を賜ふ〇公及び信忠卿京師に如く〇柴田勝家京師に來朝す〇公大いに兵馬を京師に閱す。天皇、馬場に行幸せらる〇武田勝頼師を帥ゐ北條氏政と伊豆國に對陣す〇三月、神君高天神城を拔き獲を獻ず〇若狹國を惟住長秀（丹羽五郎左衛門）に賜ふ。陪臣溝口宣勝（時に竹千代、後伯耆守に任ず）には別に食邑を賜ふ〇北條氏政使人をして來聘せしむ〇羽柴秀吉姫路（播磨國）に城く〇夏四月、來嶋某（出雲守）秀吉に屬す〇秀吉師を帥ゐて因幡國を伐つ〇五月、神君師を帥ゐて田中城を攻め、遠目（駿河國）に如き師を旋す。石川數正（伯耆守）殿たり〇六月、羽柴秀吉再び因幡國を伐つ〇秋七月、武田勝頼韮崎（新府と號す）に城く〇秋田親季（城介）蒼鷹白鳥を獻ず〇八月、蘆名盛隆（三浦介）・金木盛備（遠江守）をして來聘せしむ〇公、羽柴秀吉を勞して駿馬黃金を賜ふ〇公、信忠卿及び信雄・信孝が業を忽にするを戒む〇九月、菅屋長頼（九右衛門尉）をして能登國を檢せしむ〇公近臣に

食邑を賜ふ○冬十月、能登國を前田利家又左衛門尉に、飛驒國を金森長近五郎八に賜ふ○羽柴秀吉鳥取城因幡國を抜く○吉川元春師を帥ゐ羽衣石・岩倉城を攻む。秀吉師を帥ゐて鍏畠伯耆國に次る○十一月、公、羽柴秀吉・池田之助をして淡路國を伐たしむ。之助、安宅某を以て安土に至る○皆川廣照山城守駿馬を獻ず○北畠信雄師を帥ゐて伊賀國を伐つ、國人悉く降る○季子勝長甲斐國より還る○十二月、羽柴秀吉來朝す。庭(一)實(とつ)百を旅(つら)ね、公自ら之れを享し名刀を賜ふ○公、西尾某小左衛門尉をして栗を東條城に盈たしむ○伊達輝宗使人をして來聘せしむ

九年壬午　天正十年

春王正月、年始獻物の儀を定む○宇喜多直家卒す○伊勢大神宮、正遷宮の儀を行はせらる○二月、木曾義昌木曾を以て叛く、武田勝頼師を帥ゐて之れを伐つ。義昌師を岐阜に乞ふ、信忠卿師を帥ゐて信濃國を伐つ○高遠(たかとほ)城信濃國を抜く○穴山梅雪玄蕃頭信辰(二)、剃髪して梅雪と號す江尻城駿河國を以て勝頼に叛く○三月、武田勝頼都留郡甲斐國に出奔す○公軍を帥ゐて武田勝頼を征伐す○小山田某(三)右兵衛尉・辻某彌兵衛尉其の君武田勝頼及び信勝を田野甲斐國に弑す○織田勝長師を帥ゐて上野國を伐つ○公諏訪郡に次り、神君に遇ふ○

(一) 庭に並べたる賞品百種の多きこと、左傳莊公二十二年に出づ

(二) 日本外史は信良に作る、又信君に作るものあり。武田信玄の姉の子、玄蕃允、左衛門大夫、陸奥守を稱し、又伊豆守を稱す。勝頼の變、長坂釣閑・跡部勝資の奸佞をにくみ密に織田信長に通ず。勝頼滅後信長に從ひ、信長の變至りて甲府に奔らんとして土寇に刺殺せらる

(三) 名義國

木曾義昌・穴山梅雪茲に來朝す〇闕國を功臣に賜ふ〇公降臣を殺す〇瀧川一益（左近將監）を關東管領職に補す〇笠原政堯北條に降る〇羽柴秀吉備中國を伐ち、諸城陷る〇夏四月、公甲斐國に如く〇惠林寺（一）に放火す〇森長一（武藏守）川中嶋の賊を破り捷を信忠卿に獻ず〇公及び信忠卿駿河國に至る〇公濱松に如く、神君之れを享す〇己酉（二）、公還る〇秀吉高松城（備中國）を攻む〇五月、柴田勝家・前田利家・佐々成政、師を帥ゐて魚津・松倉城（越中國）を攻む〇信孝に四國を賜ふ。（信孝）師を帥ゐて攝津國に如く、蜂屋賴隆（出羽守）之れに副ふ〇神君安土に如く、穴山梅雪之れに從ふ。公之れを享す〇神君、穴山梅雪と遂に堺に如く〇羽柴秀吉師を乞ふ。公惟任光秀をして師を帥ゐて中國に如かしむ〇公及び信忠卿京師に如く〇六月戊子（二日）、惟任光秀、公及び信忠卿を弑す〇惟任光秀京師の地子錢を免ず〇蒲生賢秀（三）（右兵衞大夫）公の夫人を以て日野城（近江國）に居らしむ〇庚寅（六月四日）、神君堺より岡崎城に還る。盜（四）、穴山梅雪を宇治田原（山城國）に殺す〇羽柴秀吉、毛利輝元と高松に盟（ちか）ふ〇辛卯（六月五日）、織田信孝、惟住長秀をして織田信澄（七兵衞尉）を大坂城に殺さしむ〇己亥（六月十三日）、信孝、羽柴秀吉・池田信輝・堀秀政（久太郎）・高山某（右近）・中川清秀に會して師を帥ゐて賊光秀と山崎（山城國）に戰ふ。賊大いに潰ゆ。盜、光秀を殺す〇庚子（六月十四日）、

（一）甲斐國東山梨郡松里村にあり。臨濟宗妙心寺派の寺、夢窓國師開山たり。この年佐々木承禎を隱匿せしために信長に焚かれて灰燼に歸す

（二）四月二十一日なり。この日信長安土城に歸還す

（三）氏郷の父。近江蒲生郡日野城主

（四）土寇の意

信孝・秀吉師を帥ゐて三井寺に次る。賊光秀が屍を日岡に磔にす〇賊三宅某（明智左馬助）坂本に如き自殺す〇秀吉長濱に如き、遂に清洲（尾張國）に如く〇神君義旗を鳴海（尾張國）に揚ぐ〇北畠信雄土山（近江國）より師を旋して伊賀の賊を伐つ〇秀吉露布して宜しく賊光秀の黨を戮すべきを言ふ〇盜、河尻某（肥前守）を殺す〇北條氏政師を帥ゐて瀧川一益と武藏野に戰ふ、一益遂に長嶋に如く〇森長一信濃國より還る〇前田利家及び佐久間盛政大いに賊に荒山（能登國）に克つ〇柴田勝家清洲に如く〇秋七月丁巳（一日）、信雄・信孝、柴田勝家・瀧川一益・惟住長秀・池田信輝及び羽柴秀吉と會して同じく清洲に盟ひ、平秀信(五)を安土に立つ〇秀吉寶寺（山城國）に城く〇神君師を帥ゐて甲斐國を伐つ〇上杉景勝師を帥ゐて信濃國を伐つ〇柴田勝豊（伊賀守）長濱城に還る〇八月、北條氏直師を帥ゐて甲斐國に入る〇神君師を帥ゐて若見子(六)に次る〇冬十月、秀吉從五位下に敍し右近衛少將に任ず〇豐臣（羽柴）秀吉、公を大德寺に葬る。天皇、一品太政大臣を贈る〇秀吉書を信孝に報じ其の志を言ふ〇柴田勝家、前田利家をして寶寺に如かしむ〇神君、北條氏直と若見子に盟ふ〇十一月、信孝盟に背く〇秀吉師を帥ゐて長濱に如く。柴田勝豐質を委して秀吉に降る〇十二月、柴田勝家使士をして濱松に聘せしむ〇秀吉

（五）織田信忠の子

（六）若神子、又若御子とも書く、甲州北巨摩郡若神子村、韮崎の北方三里、信州佐久往還の一驛なり

安土に如き歳暮を賀す

附　秀信

元年（癸未）　天正十一年

春王正月、羽柴秀吉來朝す○北畠信雄家臣津田玄（蕃頭）をして師を帥ゐて篠山城（伊勢國）を攻めしむ、城陷る○信雄岡崎に如き神君に遇ふ○秀吉師を帥ゐて勢北を伐つ○閏正月、羽柴秀吉龜山城（伊勢國）を拔く○二月、羽柴秀吉長濱に如く○三月、織田信孝再び羽柴秀吉に背く○神君、大久保忠世（七郎右衞門尉）をして信濃國に如かしむ○夏四月、羽柴秀吉岐阜城を圍む○羽柴秀吉師を帥ゐて佐久間盛政と賤嶽（近江國）に戰ふ、盛政敗績す○羽柴秀吉師を帥ゐて越前國を伐ち、柴田勝家を滅す○北畠信雄、其の弟平信孝を内海（尾張國野間）に殺す○五月、羽柴秀吉闕國を割き功臣を賞す○佐久間盛政及び柴田某（權六）を京師に戮す○瀧川一益降る○大友義統（左兵衞督）使を秀吉に通ず○六月、羽柴秀吉近臣の功を賞して食邑を與ふ○秋七月、羽柴秀吉大坂に城く○神君の女北條氏直に歸ぐ○八月、神君上田（信濃國）を眞田昌幸（安房守）に賜ふ○冬、羽柴秀吉參議に任じ、從四位上に敍

す

二年甲申　天正十二年

春王正月、羽柴秀吉來朝す○三月、北畠信雄(一)老臣を長嶋に殺す○信雄兵をして(二)三臣の城を攻めしむ○羽柴秀吉坂本に在り○信雄兵をして龜山城を攻めしむ、攻兵大いに敗る○秀吉師を帥ゐて伊賀・伊勢の國を伐つ○神君清洲に如く○池田信輝犬山城を取る○秀吉兵をして松嶋城伊勢國を圍ましむ○神君の師森長一を羽黑尾張國に襲ふ、長一敗走す○神君師を帥ゐて小牧山に次る○秀吉犬山に次る○秀吉師を帥ゐて樂田尾張國に次る○龍造寺隆信、有馬晴信修理大夫と嶋原肥前國に戰ふ、隆信敗死す○夏四月、(三)三好秀次師を帥ゐて神君と長久手尾張國に戰ふ、秀次敗績す。池田信輝・恒興及び森長一之れに死す○松嶋城陷る○五月、羽柴秀吉師を美濃國に班す○(四)加賀野井城を圍む、城陷る○六月竹鼻城美濃國陷る、羽柴秀吉師を大垣に班す○秀吉闕國を割きて功臣を賞す○神君、北畠信雄と蟹江城尾張國を攻む。瀧川一益城主前田某與十郎を殺して降る○秀吉美濃國に如き、遂に坂本に如く○秋七月、神君師を帥ゐて桑名に次る○八月、羽柴秀吉師を帥ゐて美濃國に次る○浦生氏郷小倭城伊勢國を陷る○九月、羽柴

(一) 下條の三臣を指す、長島にて殺され、次で居城を攻められしなり
(二) 織田信雄の臣にして秀吉に利を以て誘はれたる、津川玄蕃允の勢州松島城、岡田長門守の尾州星崎城、淺井田宮の尾州苅安賀城を指す、武家事紀に據る。現行の人名辭典、三老臣の姓名に多少の異同あり
(三) 後の豐臣秀次なり
(四) 美濃國に在り

秀吉師を帥ゐて北畠信雄及び神君と茂吉に對陣す○佐々成政末森城を攻む、前田利家之れを救ふ。成政敗績す○秀吉書を以て三好秀次を責む○蒲生氏郷、木造具康と菅瀨（伊勢國）に戰ふ○冬十月、大庭某（三左衞門尉）其の君蘆名盛隆を弑す○羽柴秀吉、北畠信雄と矢田河原（伊勢國）に會して成を輸（いた）す○秀吉權大納言に任じ從三位に敍す○十二月、神君其の子秀康をして京師に如かしむ○信雄濱松に如く

## 豐臣家

元年（乙酉）　天正十三年

春王二月、前田利家兵を帥ゐて蓮間（はすいま）（越中國）を燒く○三月、公內大臣に任じ正二位に敍す○公軍を帥ゐて紀伊國を征伐す○夏四月、熊野山及び高野山の制法を建つ○惟住長秀（越前守丹羽）卒す○羽柴秀長（大納言）・秀次（中納言）師を帥ゐて四國を征伐す○六月、公紀伊國より還り、闕國を功臣に賜ふ○秋七月、公關白と爲（な）る○北條氏政、佐竹義重と成（たひら）ぐ○八月壬寅（四日）、公軍を帥ゐて佐々成政を征伐す○閏八月己卯（十一日）、北越より還り闕國を諸將に賜ふ○京師に如きて參內す○神君の師眞田昌幸を伐つ○九月、式目を定む○公

其の氏名を前田利家に賜ふ○冬十月、長曾我部秦(一)元親來朝す○伊達藤原ノ輝宗、二本松義繼と宮森に會す。義繼、伊達輝宗を殺す○十一月、神君の老臣石川數正（伯耆守）尾張國に出奔す○公、三士をして濱松に聘せしむ○十二月、再び使士をして濱松に如かしめ、其の妹を神君に歸（とつ）がしめんと欲す

二年（丙戌）　天正十四年

春王正月、式目(二)を追定す○三月、神君、北條氏政と黄瀬川（駿河國）に會盟す○夏四月、神君本多忠勝（平八郎）をして來りて納幣(三)せしむ○五月、酒井家次（宮内少輔）來りて公の妹を逆（むか）ふ○秋七月、高橋鎮種（主膳兵衞）岩屋城（筑前國）に戰死す○神君師を帥ゐ眞田昌幸を伐たんと欲す○八月、諸將をして師を帥ゐて嶋津義久を伐たしむ○冬十月、大廳(四)岡崎に如く○神君京師に如き遂に大坂に至る○十一月、大廳岡崎より還る○毛利輝元及び黑田孝高師を帥ゐて豐前國を伐つ○長曾我部元親・仙石久秀、（權兵衞尉）嶋津義久が兵と光吉（豐後國）に戰ふ。長曾我部信親之れに死す○十二月、高橋元種降る○公太政大臣に任ず○西征を諸國に命ず○神君駿府城に遷る○聚樂（じゅらく）に城く

三年（丁亥）　天正十五年

(一) 祖先秦（はた）氏なるに由りて云ふ

(二) 士民の制法十一ケ條、ことに禮儀を重んずべきをさとす

(三) 結納と同じ

(四) 攝政關白の母を大政所と云ふ、今これを漢譯したるなり。秀吉の母を指す

春王三月、公京師に如きて參內し、嶋津義久を征伐せんことを奏す○夏四月、岩石（一）城（豐前國）陷る○秋月種長（長門守）降る○公西征の功を傳奏に告す○立花統虎（高橋左近將監）來謁す○嶋津義久、宮部某（善淨坊）と高城に戰ふ、義久が師潰ゆ○嶋津の家臣新納某（武藏守）大口城（薩摩國）を守り、力屈して潰ゆ○五月、嶋津義久（修理大夫、後剃髮して龍伯と號す）降る○薩摩國を嶋津義久に賜ふ○六月、公筑前國に次り、九國を諸將に班ち賜ふ○邪法耶蘇を禁ず○降將各〻名器を獻ず○秋七月、羽柴秀長謁を赤間關（長門國）に執る○仙石秀久・尾藤某（二）（左衞門佐）・丹羽長重（五郎左衞門尉）の采地を沒す○公西征より至る○公京師に如き參內し、聚樂城に遷る○八月、神君京師に如き權大納言に任ず○肥後の賊熊本城を襲ふ○九月、立花統虎糧を附城に運ぶ○十月、黑田長政豐前國の賊を伐ちて捷を獻ず○十二月、肥後國の賊潰ゆ

四年戊子　天正十六年

春王正月、公參內す○三月、神君京師に如く○夏四月、（三）天皇聚樂城に行幸す○五月、上杉景勝上洛す○加藤清正（四）・小西行長をして肥後の賊を伐たしむ○閏五月、佐々成政（五）（陸奧守）を戮す○肥後國（六）を加藤清正（主計頭）・小西行長（攝津守）に班ち賜ふ○六月、金佛（七）を造

（一）秋月種實その子種長と共に島津の兵を招きてこの城に據れり
（二）名知定
（三）後陽成天皇
（四）清正は皆清政と書す、今一般の用例により改む
（五）熊本城主、前年肥後の士民叛きしは施政宜しきを得ざりしによるを以て死を賜ひしなり
（六）この一節山鹿本に脫、津輕本により補ふ
（七）後に問題をおこせし方廣寺に大佛を造りしなり

る○秋七月、農民の兵器を禁ず○八月、海賊船を禁ず○冬十月、北野に遊ぶ（八）○十一月、小西行長及び加藤清正兵を帥ゐて志岐・本渡（ほんど）（肥後國）の賊を屠る

（八）有名なる北野の大茶湯の會をいふ

五年（己丑）　天正十七年

春王三月、神君京師に如く○夏四月、前田利家宅に渡御す○有馬溫泉（攝津國）に浴す○五月、若君生る（九）○六月、金銀を諸將に賜ふ○伊達政宗兵を帥ゐて蘆名盛重（左京大夫）と摺（すり）上原（あげはら）（陸奧國）に戰ふ。盛重潰奔す○北條氏直（左京大夫）氏規（北條美濃守）をして來聘せしむ○琉球國王の使人來聘す○秋七月、富田某（左近將監）（一〇）・津田某（隼人正）をして沼田（上野國）を檢せしむ○冬十月、伊達政宗須賀川城（陸奧國）を陷る○十一月、東征を諸將に告ぐ○書を賜ひて北條氏直を譴責す○十二月、神君京師に如く

（九）鶴松夭折す

（一〇）名知信、津田は名信季。秀吉の命により眞田昌幸に說きて、沼田城を北條氏に返さしむ

六年（庚寅）　天正十八年

春王正月、台德君（一一）京師に如く○軍令を諸將に諭す○三月、公京師に如きて參內し、軍を帥ゐて東征せんことを奏す○山中城（豆州）を拔き、韮山城（豆州）を圍む○夏四月、小田原城（相州）を圍む○皆川廣照降る○羽柴秀政（侍從兼左衞門督）卒す○松枝・西牧（上野國）の城降る○北條氏勝（左衞門大夫）降る○公淺野長政（彈正少弼）・木村定光（常陸介）・石田三成（治部少輔）を遣して諸城を攻

（一一）德川秀忠

めしむ○伊達政宗小田原に來朝す○五月、岩付城（武藏國）を攻む○六月、城兵和田・三浦自ら其の營を燒きて遁れ降る○鉢形城（武藏國）降る○(一)忍（おし）城を攻む○北條の家臣松田某（尾張守）及び其の子笠原政堯其の主に反す○神君の師篠曲輪を陷る○八王寺城（武藏國）を攻め屠る○秋七月、北條氏直降る○北條氏政（前左京大夫從四位下）其の弟氏照（陸奧守從五位下）城を下りて自害す○北條氏規（美濃守、韮山城主）降る○公小田原城に至り源君(二)をして八州の伯（は）と爲らしむ○小室（信濃國）を仙石秀久に賜ふ○織田平信雄を烏山（下野國）に放つ○降將を納れ不義の士を戮す○八月、公會津（陸奧國）に如く○佐竹義重（修理大夫）京師に如く○尾藤某（左衞門尉）を奈須野（下野國）に戮す○會津・葛西・大崎を蒲生氏鄕（忠三郎）・木村某(三)（伊勢守）に頒ち賜ふ○冬十月、蒲生氏鄕名生（めふ）・佐沼の賊を伐つ、賊大いに潰ゆ○朝鮮の使人來聘す○千宗易（利休）を(四)尸（し）す

七年（辛卯）　天正十九年

春王正月、神君師を帥ゐて陸奧國に如く○伊達政宗來朝す○閏正月、蒲生氏鄕來朝す○二月、公清洲に狩す○夏四月、豐臣秀長（從二位大納言）卒す○六月、豐臣秀次（尾張中納言）及び神君師を帥ゐて奧州を征す○伊達政宗宮崎・佐沼（大崎郡）の城を攻め屠る○秋八月、(五)法令を追加す○九月、九戸城陷る○冬十月、葛西・大崎を伊達政宗に、伊達郡を蒲生氏

(一) 武藏國にあり

(二) 家康

(三) 名秀俊

(四) 死を賜ふこと。事實は天正十九年二月のことなり。或は錯誤ならんか

(五) 三ケ條、町人の百姓になる事、百姓の商人になる事、暇を乞はず出奔する事等の嚴禁令なり

郷に賜ふ○十一月、大いに吉良（三河國）に狩す○（徳川秀忠）參議に任じ、右近衞中將を兼ぬ○十二月、伏見（山城國）に城く○若君卒す（六）○朝鮮征伐を諸將に命ず。砦を名籠屋（肥前國）に築く○豐臣秀次關白と爲る

（六）前出鶴松なり、秀吉の悲歎諸書に見ゆ

八年（壬辰）　文祿元年

春王正月、朝鮮征伐の法を定む○二月、神君京師に如く○天皇聚樂城に行幸せらる○三月、公京師に如き、參內して朝鮮征伐を奏す○夏四月、我が先軍朝鮮を伐つ○小西行長・黑田長政朝鮮の諸城を陷る○五月、朝鮮王李昖義州に奔る○公軍を帥ゐて朝鮮に航せんと欲す○六月、諸將加た朝鮮に如く○秋七月、小西行長明兵に平壤に克つ○賊（梅北宮內、左衞門尉）佐敷城（肥後國）を拔く。加藤清正が兵坂井某（善左衞門尉）賊（梅北）を殺す○大政所（七）薨ず、公名籠屋（肥前國）より還る○加藤清正朝鮮國王李昖が子（八）臨海君珒・順和君琈を虜にす。加藤清正兀良哈を伐つ○九月、台德君權中納言に任ず○前田利家朝鮮に至らんことを乞ふ○沈惟敬、成を小西行長に議す○冬十月、公名籠屋に如く○十二月、（九）熊谷直陣（半次、後內藏允に任ず）・垣見家純（彌五郎、後和泉守に任す）朝鮮に使す○中川秀政（右衞門大夫）朝鮮に戰死す

（七）秀吉の母
（八）原本の振假名による
（九）津輕本は十一月とす、古文書によれば十一月を正しとす。參謀本部日本戰史文書には熊谷直盛・垣見一直とあり

九年（癸巳）　文祿二年

春王正月、公名籠屋に在り〇太上天皇[一]崩ず〇明兵平壌城を攻む、小西行長之れを堅く守る、大友義統大いに潰ゆ〇平壌城陷る、小西行長龍泉[二]に還る〇我が師明兵と開城に戰ふ〇二月、大いに朝鮮の戍城を攻む、城兵逃れ奔る〇三月、伊達政宗・淺野長政・幸長左京大夫師を帥ゐて金海に航す〇晉州城を攻む〇毛利輝元・秀元朝鮮に航す〇夏四月、朝鮮戍を輸す、我が兵釜山浦に班る〇五月、朝鮮戍を輸すの條目を董す〇諸將をして朝鮮の諸城を戍らしむ〇明の徐一貫・謝用梓來聘す〇六月、朝鮮國王が二子の囚を宥す〇大友義統[三]及び嶋津某又七郎・波多某三河守を放つ〇晉州城を拔き其の將・牧使を斬る〇秋七月、明將師を班す〇八月、秀頼生る〇公名籠屋に還る〇釜山浦の戍制を命ず〇九月砦を朝鮮に築く〇冬十一月、加藤清正安骨浦を攻め明兵を殺す〇十二月、小西某及び如安、明に如きて其の王に見ゆ

十年甲午　文祿三年

春王正月、我が兵朝鮮に在り〇伏見城成る〇名籠屋の戍將來朝す〇二月、花を吉野に看る〇三月、公高野山に登る〇夏六月、神君の第に渡御す〇秋八月、新樂[四]を大坂城に觀る〇九月、朝鮮の戍將師を班す〇冬十月

（一）正親町上皇
（二）原本の振假名
（三）小西行長を救はざりしを以てなり
（四）秀吉新に考案せしめたる猿樂

十一年（乙未） 文祿四年

春王正月、公秀頼と與に參內す○二月、蒲生氏鄉（飛驒守、初名忠三郎）卒す。（四十歲）○三月、公神君第に渡御○夏六月、毛利輝元（の釜山浦戍將）來朝す○秋七月、豐臣秀次を高野山に戮す○秀次の罪名を遠國の諸將に告ぐ○神君伏見に至る○八月、秀次が妻妾及び其の子を三條河原に戮す○新に法令を將士に命ず（五）○最上義光・伊達政宗來朝す○九月、淺井長政の女台德君に歸ぐ（六）○冬、明の使人釜山浦に至る

十二年（丙申） 慶長元年

春王正月○明の正使李宗城逃亡す○夏五月、神君內大臣に任ず○公秀頼と與に參內す○秋閏七月、地震あり伏見城崩る○八月、明の冊使揚方亨・沈惟敬、朝鮮聘使黃愼・朴弘長來聘す○九月、兩國の聘使登城す○公兩國の使を責む（七）○朝鮮再征を諸將に告ぐ○再び伏見に城く○蠻舶土佐國に流れ來る○九鬼嘉隆（大隅守）をして軍船を造らしむ○冬十一月、兩國の行人釜山浦に還る（八）

十三年（丁酉） 慶長二年

春王正月、小西行長・加藤清正師を帥ゐて再び朝鮮を征伐す○二月、朝鮮再征の法

（五） 大小名の緣組、口論、讒訴、乘輿等の事五ケ條後追加九ケ條、公家、寺社の制、妻妾、領分の制、奢侈酒亂等の戒等、後の德川の諸法度の前身の如きものなり

（六） 淀君の妹なり

（七） 有名なる「爾を封じて日本國王と爲す」の辭を責めしなり

（八） 使者のこと

令を定む〇三月、朝鮮の諸城陥り、王李昖海州に奔る〇加藤清正朝鮮の僧松雲に會す〇夏四月、明兵朝鮮を救ふ〇宇都宮朝重を放逐す〇六月、善光寺の佛を大佛殿に遷す〇明王、沈惟敬を獄に下す〇小早川隆景卒す〇秋七月、嶋津義弘（兵庫頭）・家久（大隅守）・加藤嘉明（左馬助）藤堂高虎（佐渡守）師を帥ゐて滞船を唐嶋に獲〇八月、南原城を攻む。城主楊元逃亡し、軍將李福男戰死す〇全州城陥る〇前將軍義昭薨ず〇九月、黒田長政、解生（一）に稷生（山）に克つ〇水師に唐嶋に（克つ）〇冬十月、我が師釜山に次る〇十二月、明の師蔚山城を圍む〇明將楊鎬、成を乞ひ書を加藤清正に通ず

（一）明の将

十四年戊戌　慶長三年

春王正月、明將楊鎬師を捐てて逃奔す〇明の師悉く退く、我が諸將師を班す〇二月、小西行長順天の守兵を撤せんことを擬す〇三月、公及び秀頼花を醍醐に見る〇蒲生秀行を宇都宮に遷す〇夏四月、會津を上杉景勝に、越後を羽柴秀治に賜ふ〇公疾あり〇五月、朝鮮の戍將歸朝す〇朝鮮の馘（きりくび）を京の東に封ず〇六月、伏見悤劇す〇秋七月、明の劉綖水源に次り、順天を攻めんと欲す、謀成らず〇八月、公神君・利家・秀家・景勝・輝元をして前田玄以・淺野長政・増田長盛・石田三成・長束正家に會

盟せしむ〇小出源吉政（播磨守）・片桐源且元（市正）に命じて秀頼の輔佐と爲す〇五奉行に遺命す〇公八月十六日伏見城に薨ず〇台德君江戸に至る〇九月、神君・利家・秀家・景勝・輝元・前田玄以・淺野長政・增田長盛・石田三成・長束正家會盟す〇嶋津義弘・家久、董一元と大いに望津・泗川に戰ふ〇冬十月、嶋津義弘・家久大いに董一元に新寨に克ち、馘三萬を伏見城に獻ず〇十一月、淺野長政・石田三成九州に如く〇我が諸將師を博多（筑前國）に班す。明の將舟師を以て之れを挑む、小西行長大いに鄧子龍・李統制と戰ふ。中軍の將陶明宰戰死す〇遺物を諸將に賜ふ

## 附 秀頼

元年（己亥）　慶長四年

春王正月、感書を嶋津義久・家久に賜ふ〇公大坂城に遷る〇二月、神君、利家・秀家・輝元及び前田玄以・淺野長政・增田長盛・石田三成・長束正家と盟を尋ぐ〇前田利家源君（二）の第に如く〇三月、神君向嶋（三）に遷る〇神君前田利家の宅に如く〇閏三月、前田利家卒す〇石田三成佐和山城に如く〇神君伏見城に遷る〇夏四月、天皇勅して

（二）家康
（三）山城國紀伊郡、伏見の南、宇治・巨椋の二水に圍まれたる一洲村にして城塞あり

東山の廟に神號(一)を贈らる○列侯東山の廟に詣づ○五月、神君訴論を決したまふ○秋八月、列侯其の國に歸る○神君行人(柴田左近)をして佐和山城に如かしむ○九月、土方雄久(勘兵衛尉)・太田治長(修理亮)を遠國に放つ○神君大坂西丸に遷る○冬十一月、前田利勝其の母(芳春院)を江戸に質とす

## 大權現宮

元年(秀頼卿二年)(庚子慶長五年)

春王正月、公大坂(西丸)に在り○公、伊奈某(圖書)をして上杉景勝の罪を糺さしむ○三月、川中嶋を森忠政(右近大夫)に賜ふ○夏五月、公上杉景勝を征伐せんことを議す○六月、公軍を帥ゐて會津に如く○秋七月、石田三成佐和山城を以て叛く○賊、田邊城(丹後國、細川藤孝入道幽齋玄旨此れを守る)を攻む○伊達政宗師を帥ゐて白石城(陸奥國、上杉景勝の家臣之れを守る)を陷る○諸將師を小山・宇都宮(共に野州)より班す○八月、賊伏見城を攻め城遂に陷る○前田利勝(中納言、後利長と改む)・利政(能登守)師を帥ゐて大聖寺城(加賀國の賊黨山口玄蕃頭正弘之れを守る)を陷る○堀直寄(丹後守)大いに越後の賊に克つ○前田利長師を金澤(加賀國、利長の居城)に班す。丹羽長重(五郎左衛門尉)其の蹤を蹈む○公の使人村越吉

(一) 正一位豐國大明神

（二）織田秀信

直助）清洲城（尾張國、正則の居城）に來る○福島正則（左衛門大夫）・池田輝政（三左衛門尉）暨び諸將、師を帥ゐて岐阜城（美濃國、賊將中納言秀信の居城）（二）を攻む、城陷る○台德君（秀忠）師を帥ゐて小縣（ちひさがた）（信州の郡名、賊黨眞田安房守昌幸之れに居る）を伐つ○賊阿濃津城（伊勢國、富田信濃守知信の居城）を陷る○九月、公軍を帥ゐて濃州に如く○黑田如水（孝高、剃髪して如水と號す）兵を帥ゐて大友義統（左兵衛督）と石垣原（豐後國）に戰ふ、義統大いに潰ゆ。遂に大友義統を獲○賊大津城（近江國、京極若狹守高次の居城）を陷る○乙卯（十五日）、公軍を帥ゐて賊を關原（美濃國）に伐つ、賊悉く潰ゆ。遂に賊將石田三成・小西行長・僧惠瓊（ゑけい）（安國寺）を獲○水野勝成（六左衛門尉、後日向守に任ず）大垣城を陷る○豐臣秀秋（筑前中納言）師を帥ゐて佐和山城（近江國、石田三成の居城）を陷る○公大津に次る○台德君信濃國より至る○卿（秀忠）大野治長（修理亮）・柘植某（大炊助）をして公に大津に聘せしむ○丁卯（二十七日）、公大坂（西丸）に至る○天皇、使人をして公に大坂に聘せしむ○冬十月、賊三成・行長・惠瓊を京師に梟す○上杉景勝、直江兼續（山城守）をして師を帥ゐて初瀬堂城（出羽國）を攻めしむ。最上義光（出羽守）師を帥ゐて之れを伐つ。景勝の師敗る○黑田如水小倉城（豐前國、森壹岐守勝信の居城）を取る○細川忠興（越中守）田邊城を陷る○公毛利輝元（中納言兼右馬頭）の罪を宥し、長門・周防兩國を賜ふ○公鍋嶋定茂（信濃守）の罪を宥す○十一月、加藤清正（主計頭、後肥後守に改む）宇土城（肥後國、賊小西行長の居城）を陷る○台德君京師に如き參內す○闕國を割きて功將を賞す

二年（秀頼卿三年）辛丑　慶長六年

春王正月、公大坂西丸に在り○二月、公闕地を功臣に班ち賜ふ○三月、公及び台德（秀忠）君伏見城に遷る○卿（秀忠）權大納言に任ず○台德君參內す○伊達政宗、福嶋城を攻め、上杉景勝の師と瀨上に戰ふ。政宗の師利あらず○夏六月、公膳所崎（近江國）に城く○秋七月、上杉景勝の罪を宥す○景勝京師に如く○八月、米澤（陸奧國三十萬石）（一）を景勝に賜ふ○會津を蒲生秀行（藤三郎、後飛驒守に任ず）に賜ふ○九月、台德君伏見より江戶に還る○采邑を叡山曁（およ）び豐國廟に附す○禁裏及び公家の領地を定む○公京司（二）を建つ○台德君の女前田利常に歸ぐ○冬十月、公伏見より江戶に還る○城地を加納（美濃國）に檢す○十一月、公武野に狩す○十二月、公宇都宮（下野國十萬石）を奧平家綱（大膳大夫）に賜ふ

三年（秀頼卿四年）壬寅　慶長七年

春王二月、公伏見城に如く○井伊直政（兵部少輔）卒す。（四十二歲）○三月、公大坂に至る○夏四月、嶋津義久の罪を宥して大隅・薩摩（兩國）を賜ふ○公京師に如く○五月、公參內す○佐竹義宣（右京大夫）の罪を宥し秋田・砥澤（出羽國二十萬國）を賜ふ○公本多正純（上野介）を遣はして東大[illegible]（三）[illegible]。天皇勸修寺光豐（右大辨）・廣橋總光（右中辨）・柳原業光（右少辨）をして

（一）山鹿本出羽國に作る

（二）板倉勝重をして京都所司代たらしむ

爲れを監せしめたまふ○秋八月、公の母公(傳通院)逝く。(七十五歳)○冬十月、公伏見より江戸に還る○豐臣秀秋卒す。(二十二歳)○十一月、公京師に如く○水戸(常陸國)を武田信吉(四)(萬千代、母氏に依り武田を稱す)に賜ふ○十二月、大佛殿災(や)く○嶋津家久伏見に來朝す

四年(癸卯) 慶長八年

春王正月、公伏見城に在り○源義利(五)(後義直と改む)に甲斐國を賜ふ○二月、池田輝政(三左衛門尉)に備前國を加へ賜ふ○森忠政(右近大夫)に美作國を賜ふ。(元信濃國川中嶋)○源忠輝(六)(上總介)に川中嶋を賜ふ。(元下總國櫻井)○公征夷大將軍に任じ、右大臣に轉ず○三月、公京師に如き參内す○夏四月、豐臣秀頼内大臣に任ず○秋七月、公京師に如く○台德君の女豐臣秀頼に歸ぐ○九月、武田信吉卒す○冬十一月、公伏見より江戸に還る○源頼將(七)(後頼宣と改む)に水戸(二十五萬石)を賜ふ

五年(甲辰) 慶長九年

春王三月、公京師に如く○彥根山(近江國)に城く○夏四月、淺野幸長(紀伊守)の第(やしき)に渡御す○六月、台德君京師に如き參内す○秋七月、大猷君(八)生る○豐臣秀康(九)(參議兼三河守)の第に渡御す○閏八月、公伏見より還る○朝鮮の使人來聘す

六年(乙巳) 慶長十年

(四) 家康の子、秀忠の弟。武田氏を嗣ぎしも子孫なし。

(五) 家康の第九子、後に諱を義直と改む。御三家尾張の始祖。次頁參照

(六) 家康の七男

(七) 家康の第十子、後更に紀州に轉じ、御三家の一紀州家の基を開く

(八) 三代將軍家光

(九) 家康の次男、秀忠の兄。始め秀吉の養子となり、ついで結城家を嗣ぎ更に本姓に返り越前松平家の始祖となつて福井城に居る

春王二月、公京師に如く○台德君京師に如く○三月、台德君參內す○夏四月、公參內す○豐臣秀賴右大臣に任ず○台德君征夷大將軍と爲り、內大臣に任じ正二位に敍す○將軍家參內す○五月、將軍家伏見より還る○秋九月、公伏見より還る○冬十一月、公武野に狩す○十二月、南海暴潮あり○牧伯、質を江戶に委く

七年（丙午）　慶長十一年

春王二月、公伊達政宗の第に渡御す○三月、江戶城を經始す○夏四月、公京師に如き參內す○五月、榊原康政（式部大輔）卒す。（五十九歲）○秋八月、公參內す○冬十一月、公伏見より還る○武野（川越）に狩す○源賴房(一)に下妻（常陸國）を賜ふ○牧伯、禁裏の壘を營む。豐臣秀康之れを監す

八年（丁未）　慶長十二年

春王正月、駿府に城く○二月、公駿河國に如く○三月、源忠吉(二)（從三位左近衞中將、尾張國主）芝(三)（武藏國）に卒す。（二十八歲）○天野康景（三郎兵衞尉）を放逐す○夏閏四月、豐臣秀康（權中納言、越前國主）卒す。（三十四歲）○源義利（右兵衞督）に尾張國を賜ふ○五月、朝鮮の三使人來聘す○秋七月、公駿河國に遷る○九月、大須賀忠政（出羽守）卒す。（二十五歲）○冬十月、公江戶に至る○源和子(四)（東福門院）生る○十一月、

(一) 家康の第十一子、御三家水戶の祖、威公と謚す。次頁參照
(二) 秀忠の弟、東條の松平を嗣ぎ、尾張に封ぜらる。子孫なし
(三) 今東京の芝浦附近
(四) 後の後水尾天皇の女御

公武野（忍・川越）に狩す○十二月、公駿河國に還御す○駿府城災く

九年（戊申）　慶長十三年

春王三月、駿府城經營成り公之れに遷る○夏六月、筒井定次（伊賀守）（五）を放つ○秋八月、將軍家駿河國に如く○藤堂高虎（和泉守）に伊賀國を賜ふ○九月、公江戸に如く○冬十二月、公駿河國に還御す

十年（己酉）　慶長十四年

春王正月、公清洲に如く○二月、公清洲より還る○夏四月、嶋津家久琉球國を伐ち、中山王尚寧を獲○五月、中村一忠（伯耆守）卒す○秋七月、琉球國を嶋津家久に賜ふ○九月、伊勢遷宮○冬十月、石川家成（日向守）卒す。（七十六歳）○十二月、有馬晴信（修理亮）（六）賊船を長崎（肥前國）に滅す○牧野康成（右馬允）卒す○源頼房に水戸（常陸國二十五萬石）を賜ふ○陪臣、質を江戸に委く

十一年（庚戌）　慶長十五年

春王二月、將軍家駿河國に如く○閏二月、堀秀俊（越後守）を岩城（奥州）に放つ○源忠輝に越後國を賜ふ○將軍家大いに田原（三州）に狩す○名籠屋（尾州）（七）に城く○三月、將軍家駿河國よ

（五）筒井順慶の養子

（六）南蠻船

り還る○天皇、官使をして來聘せしめ給ふ○秋七月、公漁を瀨名川（駿河國）に觀る○加藤某（左衛門尉）・市橋正綱（下總守）・關一政（長門守）に伯耆國を班ち賜ふ○松平忠明（下總守）に龜山（伊勢國）を賜ふ○八月、琉球王來朝す○冬十月、本多忠勝（中務大輔）卒す。（六十三歲）○公武藏國に狩す○十二月、武州より還る○豐臣秀賴（一）大佛殿を再興す○龜山（丹波國）に城く

十二年（辛亥）　慶長十六年

春王正月、公遠州に狩す○三月、公京師に如く○天皇、新田義重（二）に鎭守府將軍を、源廣忠（三）卿に大納言を贈らる○豐臣秀賴二條城に來朝す○夏四月、淺野長政卒す。（六十五歲）○公、牧伯をして會盟せしむ○岐阜に如きて漁を觀る○駿河國に還御す○六月、加藤清正（肥後守）卒す○秋七月、禁裏の四壁を築く○九月、藤堂高虎が第に渡御す○冬十月、公江戸に如く○十二月、琉球の使人來聘す○平岩親吉（主計頭）卒す。（七十歲）

十三年（壬子）　慶長十七年

春王正月、公三尾（三河國尾張國）の地に狩す○二月、駿府に還御す○三月、將軍家駿河國に如く○夏四月、將軍家駿河國より還る○五月、蒲生秀行卒す。（三十歲）○八月、漁を瀨名川に觀る○冬十月、公武野に狩す○十一月、松平忠利（主殿頭）に吉田（三河國）を賜ふ○十二月、

（一）父秀吉の建てて地震の爲に壞れし方廣寺の大佛殿なり
（二）德川氏の遠祖なり
（三）家康の父

十四年癸丑　慶長十八年

春王正月、池田輝政三左衛門尉卒す。五十歳○夏六月、池田利隆武藏守に播磨國を、忠繼左衛門督に備前國を、忠雄宮内少輔に淡路國を賜ふ○秋七月、大久保某(四)藤十郎、外記を戮す○八月、淺野幸長從四位下紀伊守卒す。三十八歳○九月、公武藏國に狩す○沼津城駿河國を毀つ○冬十月、富田智信(とものぶ)信濃守を逐ふ○十二月、公大久保忠隣(ただちか)相摸守に命じ、京師に如きて邪宗を禁ぜしむ

十五年甲寅　慶長十九年

春王正月、公江戸城に在り○葛西に狩す○公江戸より還る○二月、大久保忠隣(五)を近江國に放つ○米津某清右衛門尉を阿波國去歳此に謫さるに戮す○飛蛾大坂城に聚まる○三月、高山某右近・内藤某飛驒守を蠻國に放つ○將軍家右大臣に任ず○夏四月、大いに霰ふる○高田に城く○五月、前田利長權中納言卒す。五十三歳○六月、山口直友駿河守長崎に如く○秋七月、豐臣秀頼、片桐且元をして來聘せしむ○八月、蠻人來聘す○九月、阿蘭陀人來聘す○里見忠義安房守を因幡國に放つ○冬十月、片桐且元(六)茨木城に出奔す○豐臣秀頼大坂を以て叛く○公軍を帥ゐて京師に如く○將軍家師を帥ゐて伏見に至る○天皇官

(四) 大久保長安奸利のこと發覺す、長安たまたま病んで歿し、その子七人誅せらる。ここにあるはその中の一人なるべし

(五) 家康輔佐の重臣、威望ありしも同じく重臣本多正信と爭ひて遂に近江に蟄居を命ぜられ、所領沒收に逢ふ。剃髮して溪菴道白といふ。寛永五年配所に歿す、年七十六

(六) 且元の領邑、攝津國にあり

使をして來聘せしめたまふ○十一月、公及び將軍家軍を帥ゐて大坂城を圍む○蜂須賀忠吉（阿波守）・淺野長晟（ながあきら）（但馬守）ゑた城を取る○佐竹義宣・上杉景勝・堀尾忠昭（信濃守）城兵と志岐野・今福に戰ふ○石川忠總（主殿頭）・蜂須賀忠吉・松平忠雄、伯勞淵を取る○九鬼守隆（長門守）福嶋に戰ふ○池田利隆・松平忠繼福嶋に入る○城兵自ら船波（せんば）を燒きて退く○十二月、城兵夜蜂須賀忠吉の營を襲ふ○豐臣秀頼質を委（お）きて成を乞ふ○（二十二日）庚子、成を董（ただ）して盟ふ○公京師に如きて參內す

十六年（乙卯）　元和元年

春王正月、公京師に在り○將軍家京師に如く○二月、公及び將軍家京師より還る○三月、豐臣秀頼使人をして來聘せしむ○夏四月、秀頼叛す○公及び將軍家軍を帥ゐて京師に如く○五月、公及び將軍家軍を帥ゐて攝津國に如く○（六日）壬子、水野勝成城兵と藤井寺（河內國）に戰ふ○藤堂高虎城兵と八尾（やを）（河內國）に戰ふ○井伊直政、木村重成（長門守）に若江（河內國）に克つ○（七日）癸丑、城兵出でて阿部野（攝津國）に戰ふ、城兵悉く潰ゆ。大坂城陷る○（八日）甲寅、豐臣秀頼自殺す○公及び將軍家軍を班したまふ○榊原康勝（遠江守）卒す。（二十六歲）○六月、公參內す○閏六月、將軍家參內す○秋七月、禁裏[一]及び武家の式[二]を建つ○

（一）禁中方御條目卽ち公家法度　（二）武家諸法度

（三）寺社法度

（三）神社浮屠の式を糺す○八月、公及び將軍家還御す○冬十月、公武藏國に狩す、遂に江戸に如く○十二月、公江戸より還る

十七年丙辰　元和二年

春王正月、田中に狩す○二月、將軍家駿河國に如く○三月、天皇廣橋兼勝大納言・三條實條大納言をして來聘せしめたまふ○公、太政大臣に任ず○夏四月十七日、公薨ず。七十五歳　久能山駿河國に葬る

# 武本

武家事紀 巻第四十五

## 尊ニ朝廷一

朝廷は禁裏也、辱くも天照大神の御苗裔として、萬々世の垂統たり。此の故に武將權を握りて、四海の政務文事武事を司ると云へども、猶ほ朝廷にかはりて萬機の事を管領せしむることわりなり。王朝の事聊も懈怠なくつとめ玉ふ事、君臣の大禮也。君臣の禮不ルレ行ハレときは上下の差別不ルレ明カナラ、上下の差別不レ明カナラば、天地所をかへ萬物其の本を失ひて、政道の綱紀遂に不ルレ可カラレ明カナル也。時殊に世衰へて、君の威天下に施行いたすに不ルレ足ラ事既に久しといへども、臣は臣の道を守りて武將代々京都を守護し、朝廷を尊び官位を重んじて、朝廷を以て朝廷たらしめ、君臣上下の儀則を存する事、是れ武家大禮大義を存し、本朝の風俗人物異域にまさる要道なり。

（一）右大將家の比(ころ)はいまだ武家草業の始にして、朝廷の禮義も正しかりき。しかれども此の時武家始めて天下の守護・地頭を承りて、（二）惣追捕使(そうつゐぶし)に任ぜられ、四海の權を握り

（一）源頼朝
（二）國々を守護し兇徒を追捕する總元締の意にて武家の職名なり

玉へば、此の時武家ほしいままに我意を振ひて、朝廷を蔑如し、後世武家の恆式となし玉はんも容易なるべし。しかるに右大將家專ら朝廷を崇敬ありて、事皆天威にまかせ、朝廷の勅令に從ひて其の事をなし玉ふ。（三）奥州征伐時泰衡（四）逃亡、乃以飛脚告此旨於京都、泰衡誅伏、又以使者告此旨、鎌倉歸着入御營中、未温座、召（五）廣元、被遣御消息於帥中納言（六）、告奥州征伐無事玉ふ類、皆これ勤王の道也。

亦帥中納言經房（見東鑑）、望申大納言、此卿（七）二品爲膠漆御知音、（八）此左右雖可被奏達、（九）上﨟有數歟、隨京都之形勢、可奏議之由、被仰廣元。（廣元此時在京）凡不限此卿、於廉直臣者、於事可加扶持之由、朝暮被挿御意、偏爲君爲世也云々。又奥州秀衡子泰衡、與豫州（義經）之後、（文治四年見上同第八）京進貢馬・貢金・桑絲等、著大儀驛、（一〇）義澄可召留歟之由申之、泰衡同意豫州之間、二品依令憤申給、度々被尋下、（一一）去月又被遣官使畢、就之言上歟、然而其身雖與反逆、有限公物、難抑留之由、被仰出云々。

（一二）上同第十
建久元年造大神宮、役夫工米、諸國地頭有未濟之旨、帥中納言奉書到着、（一三）盛時染筆奉御請文らる。其の内に凡背被仰下之旨、致對捍候はん輩は、重ねて注

（三）後鳥羽天皇の文治五年九月、東鑑に以下の記事見ゆ
（四）平泉に居りし藤原泰衡をいふ
（五）大江廣元
（六）太宰權帥、權中納言藤原經房
（七）賴朝
（八）此の字、一本無に作る
（九）上級官吏
（一〇）三浦義澄
（一一）文治四年五月
（一二）東鑑建久元年二月二十二日の條に出づ
（一三）民部丞平盛時

文にて可レ令二下知一候也。朝家御大事に候の上、廿ケ年一度之役に候、旁〻不レ可レ致二懈怠一候也。此の事のみに候はず、背二宣下旨一候はん輩は、いかにも任レ法て可レ有二御沙汰一候。且つ又隨二御定一抑へて可二禁沙汰一候なり。背二君御定一候はん者をば、家人にて候とても、いかでか不レ被レ行二其罪一候哉。頼朝が身上にても、不當候はん時は、御勘當も可レ蒙事にてこそ候へ、まして家人の輩の事不レ及二左右一候事也。遠々の間承及候事は、邂逅之事候、又不二承及一候事は多候。其間進退恐思給候者也云々。此の請文の深切以て可レ勘レ之也。凡そ右大將家の時元暦・文治年中、院奏の折紙、是れ禁裏政道の要法を諷諫せらるる也。まことに勤王の忠誠と可レ謂也。このゆゑに鎌倉將軍家代々公家方の事を重んぜられて、朝廷の儀則を貴び、武家ほしいままに任官・敍位の事を禁じ、任官の輩功錢(一)等（見二上同第三十三一）皆官庫に奉らる。御家人衞府の任官の輩、行幸等の公事をつとめず、鎌倉にありながら任官いかがなりとて、其の輩年々功錢を奉る、(二)（見下正二職分一條上）右大將家の例たり。

建久三年後白河院崩御の時、(三)右大將家ことに追福修善の事あつて、(四)山内に百ケ日溫室を設けられ、札を路邊に立て、往反の土民を浴せしめ玉ふ。故に院一周闕の服を除

(一) 鎌倉時代幕府の家人が任官の時朝廷に獻ずる金をいふ
(二) 後出臣禮中、この節あり。六八六頁參照
(三) 東鑑建久三年三月十六、十九、二十日の條に詳に出づ
(四) 鎌倉の地名、今の圓覺・建長二寺の間の邊を指せり

せられて後、奈須野の狩獵あり。其の始終のつとめ玉ふまこと如レ此なり。

官位任敍の事、右大將家ことにこれを重んぜらる。是れ尊二朝廷一の道たれば也。文治二年正月、（上同第六）鶴岡參宮御神拜之間、供奉人等相二分于廟庭左右一著座、而散位胤頼（五）相二對于父常胤一著、人不レ甘レ心、是依レ仰如レ此云々、常胤者雖レ爲レ父六位也、胤頼者雖レ爲レ子五品也、官位者君之所レ授也、何不レ賞哉之由被二仰下一云々。されば官位に任ずることは尤もこれを重んぜられて、御家人を擧し申さるる事度々辭退也。これ上を重んじ尊二朝廷一のゆゑ也。古來功錢と號して、官位等の任敍に財寶を出すことも、これを重くして輕からしめざるため也。（六）式目追加に云ふ、式部丞諸司助事、唯靫負尉功以二百貫文一拜任のことをのせたり。以前の官任其の重きこと可二弁案一也。

禁裏諸營作亦武家の勤王の一なり。（七）東鑑第七文治元年大地震、閑院所々皆武家の造進たり。（同四十）建長二年造二閑院殿一、天下の守護・地頭不レ殘これをつとむ。執權奉行と云へども、其の雜掌たり。是れ勤王の道たり。されば諸大名大番役をつとめ、將軍家より京都奉行つねに在京して、朝廷を守護する事、古來よりの制なり。

（五）千葉姓

（六）貞永式目後の式目をいふ

（七）東鑑文治三年五月十三日の條に出づ

親ニ家族一

君父は臣子の所レ天なり。家においては父母を以て君とし、出でては君を以て父とす。君父を尊親せしむるは人倫の大道なり。されば君臣父子の道不レ正ときは、其の餘の善と稱するも亦不レ足レ論なり。古來天下の治政又然り。人倫の大綱を不レ明して、末路の餘緒を事とするは、愚暗の所レ致也。君父の道にたらざれば、下つひに上を敬し君を崇むる志あらず、下不レ事ニ君父一、則君上に立つことを不レ可レ得なり。ここを以て外には君を崇め、内には父母を親しむを以て、人君の大綱とす。凡そ家族父母兄弟をしたしみて家の嫡流を崇敬し、庶流零落の者をめぐむ。如レ此ときは家族自ら和す。家族和してととのふときは、一家自ら同心して、頽廢の難をすくふにあり。人君其の位高くして、其の富四海を保つがゆゑに、親族の間自らうとくして嫌疑の心生じ、つひに兄弟舅甥家門の親不レ全の類、古來其のためしあり。是れ兄弟を愛するに道を不レ以、族類を睦じくするに不レ以レ教也。兄弟親戚をうたがつて、他人を以て親しむは、皆逆政なりと可レ謂也。

右大將家故左典厩(一)義朝のために、元暦元年(二)南御堂(三)を建立、犯土(四)より事始・柱立等に

(一) 左馬助に同じ、即ち頼朝の父の官名なり
(二) 東鑑十一月廿六日以後の條に散見す
(三) 勝長壽院のことなり、幕府の東南方にありしを以てかくいふ
(四) 土地使用の呪禁の儀式即ち地鎭祭

いたるまで自ら監臨あり。東鑑曰、二品御素意、偏以孝爲本之處、未盡水菽之酬、(六)而平治有事、(七)嚴閣夭亡給之後、(八)以毎日轉讀法華經、被備沒後追福、而今極榮貴給之故、今被企一伽藍作事、可安先考御廟於其地之由、存念御之間、潛被伺奏此由。法皇(九)亦叡感動功之餘、去十二日仰判官、於東獄門邊、被尋出故左典廐首、相副正清(號鎌田二郎兵衞尉)首、江判官公朝爲勅使、被下之。今日公朝下著、仍二品爲令奉迎、參向自稻瀨河邊給、御遺骨者、文學上人門弟僧等奉懸頸、(一〇)二品自奉請取之還向、于時改以前御裝束(練色水干)著素服給云々。

又文治元年九月、(上同五)南御堂内陳板敷等削之畢、二品監臨、匠等更賜祿云々。十月十一日御堂佛後壁畫圖、所奉圖淨土瑞相幷二十五菩薩像。終彩色之功云々。同二十日、御堂供養導師本覺院僧正公顯下著、所相具廿口龍象(一一)。廿一日南御堂奉渡本佛。(丈六金色彌陀、佛師成朝也。)廿四日南御堂供養、(號勝長壽院)刻限二品御出、(御束帶)御歩儀、布施物・被物(一二)等、辻々警固隨兵、毎事莫不盡美。史官贊云、思作善大功、已千載一遇也云々。亦文治二年(上同第六)前廷尉平康頼法師(一三)浴恩澤、故左典廐墳墓在尾張國野間庄、無人于奉訪沒後、只荊棘之所掩也、而此康頼、任中赴其國時、寄附水田三十町、

(五) 頼朝のこと、従二位なるによりてかくいふ。この記事文治元年八月廿日の條に出づ
(六) 孝養の意
(七) 平治の亂を指す
(八) 父義朝早世のこと
(九) 後白河法皇
(一〇) 一本頸に作る
(一一) 佛家の語にして、阿羅漢のうち修行勇猛、最大の力ある者、但しここは奇特の僧の意なるべし
(一二) 引出物又はかづけものなどと稱し、今の所謂お祝儀に當れり
(一三) 後白河法皇の近臣

建二小堂一、令三六口僧、修二不斷念佛一云々、仍爲レ被レ酬二件功一如レ此(二)云々。其後建久元(上同第十)年上洛之時、(到二當國一)野間庄一、拜二故左典厩廟堂一給、鄭重之儀親覽レ之、彌々憐二禪門之懇志一、更感二古塚之結構一給、又屈二數十許輩龍象一、被レ修二廿五三昧勤行一、口別綿衣二領、曝布十端、施レ之給云々。

右大將家孝行の實如レ此、然して義經・範頼等の親弟においては、つひに不レ全二其終一。是れ讒者の辯によれるか、又兩弟の惡逆不レ得レ止のことわりにや、後世難レ察。されば右大將家亡後、いつしか外戚の權によつて源家の正統斷絶することは、親族の睦において、干城のかためあらざるゆゑなるべし。

北條執權の後泰時親レ親の道にあつくして、父祖において孝をつくし、子弟において慈を厚くす。建曆二年、(上同二十二)(三)和田合戰の時、泰時預二勳功賞一、稱レ有二存念一、件御下文上表、是巡賞也、不レ可二辭申一之旨、雖二仰下一、固辭及二再三一。仍令レ恠二其意趣一處、泰時云、義盛於レ上不レ插二逆心一、只爲レ阿二黨相州義時一、起二謀叛一之由、防戰之間無二其寄一、御家人多夭亡、然者以二此所一、可レ被レ充二行彼勳功之不足一歟、下官依レ攻二擊父仇一、强非レ可レ蒙レ賞云々。世以莫レ不レ感二歎之一云々。元仁元年(上同第二十六)陸奥守義時卒去後、遺迹庄

(一)にして、平家討伐の先驅をなし、流罪に遇ひ、後許されて京に歸れり

(二)阿波國麻殖保保司に任ぜしをいふ

(三)和田義盛の一族北條氏と隙を生じて亡びし事件をいふ。この事建曆二年にあらずして、その翌三年五月(但し同三年十二月に建保と改元あり)のことなり、東鑑二十一巻に出づ

（一）□朝の妻政子、この記事東鑑元仁元年九月五日の條に出づ

園酣二分于男女賢息一之注文、武州泰時自二二品一（御臺所）賜レ之、各歡喜之上、曾無二異議一、此事武州內々支二配之一、潛披二見二品之處一、御覽畢後仰云、大概神妙歟、但嫡子分頗不足、何樣事哉者、武州被レ申云、奉レ執二權之身、於二領所等事一、爭强有二競望一哉、只可レ省二舍弟一之由存レ之者、二品頻降二御感淚一云々。

（上同二十八）又寬喜三年九月廿七日、日中名越邊騷動、敵打二入于越後守（四）第一之由、有二其聞一、武州泰時、自二評定座一、直令レ向給。相州以下出仕人々、從二其後一同馳レ駕。而越州者他行、留守侍等、於二彼南隣一、搦二取惡黨一之間、賊徒自殺逃亡、仍遣二壯士等一、自二路次一被レ歸訖。盛綱（五）諫申云、帶二重職一給身也、縱雖レ爲二國敵一、先以二御使一、聞二食左右一、可レ有二御計一事歟、被レ差二遣盛綱等一者、可レ令レ廻二防禦計一、不二事問一令レ向給之條、不可也、向後若於レ可レ有二如レ此儀一者、殆可レ爲二亂世之基一、又可レ招二世之謗一歟云々。武州被レ答云、所レ申可レ然、但人之在レ世、思二親類一故也、於二眼前一、被レ殺二害兄弟一事、豈非レ招二人之謗一乎、其時者、定無二重職詮一歟、武道爭依二人體一哉、只今越州被レ圍レ敵之由聞レ之、他人者處二少事一歟、兄之所レ志、不レ可レ違二于建曆・承久大敵一云々。于レ時駿河前司義村（六）、候レ傍承レ之、拭二感淚一。盛綱垂レ面敬屈云々。義村起レ座之後、參二

（四）泰時の弟越後守朝時をいふ。その邸名越に在り、世に名越殿と稱せり。この事、前出四〜九頁參照

（五）平盛綱

（六）三浦義村

御所ニ、於ニ御臺所ニ語ニ此事於同伺候男女ニ。聞レ之者感歎之餘、盛綱之諷詞與ニ武州陳謝ニ、其理猶在ニ何方ニ哉之由、頗及ニ相論ニ、遂不レ決之云々。越州聞ニ此事ニ、彌〻以歸往、卽濟載ニ誓狀ニ云、至ニ子子孫孫ニ、對ニ武州流ニ、抽ニ無貳忠ニ、敢不レ可レ挿ニ凶害ニ云々。其狀一通遣ニ鶴岡別當坊ニ、一通爲レ備ニ來榮(葉)之廢忘ニ、加ニ家文書ニ云々。

泰時親戚に對せられて、其の志如レ此、而一類の內賢哲の輩を重職に授けて、自らこれを扶助せしめ玉ふゆゑに、將軍家諸色の役義、皆北條の家族としてこれをつとめ、互に間言を行はるる事あらず。元仁元年、義時卒して二七日を過ぎて、巷說尤も甚し。事見ニ同二十六ニ 義時後妻は伊賀守光宗が姊也、伊賀守朝光の女 此の腹に政村出生す、後妻が聟宰相中將實雅をとり立て、關東の將軍とし、光宗等武家の成敗を司りて、政村を執權とすべしと云ふことあつて、泰時京都より下向、弟政村等を害せらるべきなど、取沙汰に付きて、鎌倉中忩劇す。泰時是れをきいて、可レ爲ニ不實ニと稱して、更不レ驚、要人之外不レ可ニ參入ニの旨、制止を加へらる。三浦義村、謁ニ武州泰時ニ、光宗等日者(一)の計略諷詞の由を告す。武州不レ喜不レ驚、下官爲ニ政村ニ更不レ挿ニ害心ニ、依ニ何事ニ存ニ阿黨ニ哉之旨返答、つひに光宗等逆謀不レ止して配流。義時後室は、依ニ二位家仰ニ籠居、北條政村無ニ子細ニ、

(一) ト筮家の意

後に陸奥守に任じて執權たり。これ泰時親二家族一のまことにあらずしては、如レ此の宥恕難レ叶こと也。

泰時執權の時、評定衆退座分限を定めらる。祖父母・養父母・養子孫・相舅・伯叔父母・從父兄弟・小舅・夫妻・烏帽子子・聟、これ家族と云へるなり。されば訴論の義も、父子の對捍はこれをきかるるに不レ及、兄弟の論は和平せしむべき旨、式目追加をせらる。右大將家時、(同十三上)上總國小野田郷の住人本權田國廉、依下刄二傷姨母一之罪科上、流二伊豆大島一。これ下民ともに家族を親しみ、そのしたしむべく可レ貴のわかちを、教戒の政務なり。元久二年(同十八上)宇都宮彌三郎賴綱謀反の風聞あつてければ、小山朝政(二)に追手の事を命ぜらる。朝政申云、賴綱者有二外家之好一、縱應二嚴命一、雖レ變二其昵一、忽奉二追討使一、無二芳情一乎、可レ被レ仰二他人一歟、但朝政不レ與二同反逆一、於二防戰一者、可レ盡二筋力一之由、辭二申之一云々。朝政が辭狀まことに有二芳情一と云ふべし。治承四年(同第一上)に、佐竹義秀(三)征伐のとき、生捕(四)、以二拜謁之次一、有二可レ申事一と稱す。其の旨尋ね玉ふに、申して云はく、閣二平家追討之計一、被レ亡二御一族一條、太不可也、於二國敵一者、天下勇士可レ奉レ合二一揆之力一、而被レ誅二無レ誤一門一者、御身之上讎敵、仰二誰人一可レ被二對治一

(二) 東鑑同年八月七日の條に出づ

(三) 國史大系東鑑には佐竹秀義とあり。佐竹は清和源氏、新羅三郎義光の後にして賴朝と同族なり

(四) 佐竹の家人にて生捕られし者の中の一人。次頁に見ゆる岩瀨與市太郎が事なり

哉、將又御子孫守護、可レ爲二何人一哉、此事能可レ被レ廻二御案一、(一)知二當時一者、諸人只成二怖畏一、不レ可レ有二眞實歸往之志一、定又可レ被レ貽二誹於後代一者乎云々。無二被レ仰之旨一。

後列二御家人一、號二岩瀨與市太郎一、鎌倉將軍家の末になりて、弘安に城泰盛等戮せられ、嘉元に北條宗方が逆意により、一族親戚不和になり、(二)元弘の亂忽ちに出で來る。

尊氏公舍弟直義と不レ和、庶子直冬と不レ快、東西に戰やまず。義滿公嫡庶の分を不レ明故に、義持・義嗣兄弟間不順なり。義政公義視を養ふの後、義尙出生、これに由つて(三)兵革不レ止、つひに將軍家衰亡に及ぶ。是れ皆親二家族一の道不レ正、父子兄弟の睦和を不レ成がゆゑに、家不レ齊して身不レ安なり。

## 恭勤

人主萬乘の高に位して、高ぶるに威を以てし、奢をきはめ我意を盛にせられば、臣彌〻おそれて、諷諫の言を絕ち、補闕の輔をなすべからず。ここにおいて放僻日に不レ止ば、つひに身を早く失し家を失ふに至るべし。ここを以て常に恭謙を存して、每事に辭讓し、ただすに禮節を以てして、儉德をつくし、而して家業を不レ忘、國家の

(一) 一本如に作る

(二) 後醍醐天皇の北條氏御討伐のことを指す

(三) 應仁の亂を起せしを云ふ

政務をつとめ、民人の愁訴を精して怠慢なき、是れ人君の職たり。治平遠久にして静謐世を經るときは、人々必ず安になれ、今を以て常とし、遊樂宴興にふけり、つひの愁害を不レ知、又古今の通弊なり。人君恭勤を以て身を修むるの道とし、事物のわかちを糺明して、天下の治平を聖賢の綱紀に入れしめ、萬世の統をたれ、四民の禮節を明かに立たしめ玉ふ。これをまことの君職と云ふべき也。

右大將家事々常に存二恭謙一玉ふ。奥州征伐の後、(四)(上同九)因幡前司廣元(五)、爲二御使一上洛。是征二奥州一之後、可下令二所務一給上條々被レ申レ之、勸賞事固被二辭申一、亦御家人勳功事、可レ注二申有レ功輩一之由、有二院宣一、可レ被レ行レ賞故歟。辭二申之一上、不レ及二子細一。但勇士者、臨二戰場一、以レ施二武威一爲二先途一、以二此次一、其名達二上聽一之條、可レ爲二其身眉目一之間、雖レ可レ注二姓名一、且乍レ辭二申賞一、令レ注二進之一者、綷與レ意似二相違一、且如二注進折紙一、若被レ繼二加記錄等一者、永留二代々一、及二後見一之時、被レ漏二名字一輩之子孫、不レ顧二先祖一無二軍忠一、定貽レ恨歟、旁々無レ所レ據之由、謁二師卿(六)幷右武衞(七)一之時、内々可二申出一之旨、被レ仰二因州(八)一云々。又建久元年上洛の時、自辭二兩職(九)一、且御家人二十人任官あるべきの旨、再往勅詔ありといへども、これを辭し申されて、十人を任じ玉ふ。

(四) 東鑑文治五年十一月七日の條に出づ
(五) 大江廣元
(六) 太宰權帥權中納言藤原經房
(七) 右近衞大將賴朝
(八) 大江廣元
(九) 權大納言、右近衞大將

諸事の謙退如レ此。同六年〔上同十五〕東大寺供養結緣のため上洛の時、可レ有レ御ニ參〔攝州〕天王寺一、御路次可レ被レ用レ舟、陸路不レ可レ叶之由、一條(一)二品禪室被レ申レ之故也、而依ニ此事一、人々爲レ獻ニ路次雜事一、被レ支ニ配所領一之由、或觸ニ申之一、或風ニ聞之一間、將軍家殊令レ驚給、早可レ被ニ停止一之旨、各々被レ申ニ遣之一云々。史官贊云、今重ニ萬人之財力一、忝ニ輕一身之志意一給、節儉之商量、殆超ニ于古昔一者歟、後聞者莫レ不レ奉ニ稱美一云々。其後天王寺御參詣、令レ借ニ用丹(二)後二品局舟一、與ニ一條二品禪室一可レ有ニ御同道一之由、依レ有ニ兼約一、禪室用ニ意船於路頭一、庄園被レ充ニ雜事一之由、有ニ其聞一、是太不レ叶ニ賢慮一之間、爲レ不レ令レ請レ之給一、所レ被レ止ニ御同道儀一也云々。

又右大將家〔上同第九〕奧州を征伐の時、(三)自ニ鎌倉御出之日一、至ニ還向之後一、毎日御(四)羞膳・盃酒・御湯殿各三度、更雖レ無ニ御懈怠一、遂以所レ不レ令レ成ニ民庶之費一也云々。しかるに頼家卿に及びて、逸樂を事とし、(五)古將軍家亡後百ケ日を不レ經して、小笠原彌太郎・比企三郎・同彌四郎・中野五郎等從類者、於ニ鎌倉中一、縱雖レ被ニ狼藉一、甲乙人敢不レ可レ令ニ敵對一、若於下有ニ違犯聞一之輩上者、爲ニ罪科一旨、可レ觸ニ廻村里一之由、且彼五人之外、非ニ別仰一者、諸人輙不レ可レ參ニ昇御前一云々。其の放逸如レ此。況や問注所を郭外に出

(一) 一條能保(正二位權中納言)の妻、即ち頼朝の妹なり

(二) 本名は高階榮子、淨土寺に山莊ありしを以て淨土寺二位と稱す、後白河法皇に近侍し奉りてその寵を得、後鳥羽天皇の御卽位に參し、關東の勢力に對抗して、京都方の女流政治家なり

(三) 東鑑文治五年十月一日の條に出づ

(四) 膳部の滋味甘物

(五) 一本右に作る

し、訴論を直に召し決せられず。されば恭勤の禮なく、つひに身を失ひて家のやぶれを興すに至る。

實朝公又然り。故に官位を昇進し、重臣の諷諫を不レ用ヒ、詠歌・蹴鞠を弄して、武のつとめを不レ知ラ、政務を心に入れ玉ふことあらず、奢をきはめ私を事として、世に干戈を弄することまれなるがゆゑに、世上無爲なるにほこり、專ら詩歌遊興を事とし、右大將家專ら定め置き玉ふ處の政事武義(儀)日々におとろへ、恭謙をわすれて雅意を事とし、官位の昇進父兄に超越す。およそ官位昇進し大官大位を經歷する時は、下凡(げぼん)のものに遠ざかり、世事政務を以て疎略す。下の情不レ通ぜ世道とほざかるときは、暇日多ク閑闃(カンゲキ)一、日を消ずるによしなきがゆゑ、遊宴を事とし酒色に沈湎し、恭敬を遺失する事、古今の通弊なり。このゆゑに老臣諷諫を加ふといへども、實朝公不レ肯ンぜ、つひに身を(六)殀災に失し、右大將家幾多の大功を以て天下を創業ありしに、其の勞ここに至りて殆ど絕す。是れ併しながら主將たるの道を輕んじて不レ加ヘル二恭謙ヲ一の處より事おこれり。其の後泰時執權に及んで、事々古將軍家の遺戒を守り、身をつとむるに謙を以てし、事を行ふに恭敬を存し、國家の政法諸人の訴論いささかこれを疎略せしめず、專ら恭

（六）一本殀に作る

謙を事とし、つひに貞永の式目を定め、評定の座に列する輩に、連署の誓狀をなさしめ、(二)天地鬼神を勸請して恭謙の實を明かにす。まことに理世安民の賢臣と可レ云。(三)泰時殿中に宿止の時、東鑑二十八筵を御疊の上に不レ可レ敷ことを戒め、(四)上同二十九法華堂に參詣して布皮を堂下にまうけられ、右大將家御在世の禮を不レ忘、位四品に至りて甚だ怖畏を存し、陰陽師を以て神祇にこれを告ぐ、其の身を恭謙せしめ玉ふ事如レ此。況や世事政務のつとめ、評定衆に對し恭謙を存せられ、其の志を勵まし玉ふ事舊記所レ見可レ考。

東鑑云、(廿九)今日有二評議一、及レ晩事訖、(五)武州還レ亭、招二大和守倫重・玄蕃允康連・民部丞業時一賜二盃酒一、公事之間致二勤厚一、殊神妙之由褒美云々。是近日雜訴等事相積之間、連々有二評議一、武州每度早參給、人々面々欲レ倒レ衣奉レ先二立之一、仍此三人令二談合一、自二夜中一參二候于評定所一、至二翌朝一、奉レ待二彼御參一、事既及二五六度一之間、預二御感一云云。上同三十四仁治二年三月十六日、有二評定一事終、前武州泰時、持二參事書一、被レ披二覽御前一後、人々退散、前武州猶還二著評定所一、覽二庭上落花一、有二一首御詠一。

事しげき世のならひこそ懶ければ花のちりなむ春もしられず

泰時政務の志、其の深重なる事可レ見。上同三十四或時泰時亭有二酒宴一、經(七)時・(八)實時來著座、及二

(一) 後堀河天皇の貞永元年に、訴訟に關する五十一ケ條の式目を作製せり、この式目永くわが國武家法制の規範となれり

(二) 式目の後に附せし起請文を指す

(三) 東鑑貞永元年十一月廿八日の條に出で、幕府の宿老、「此の事末代までの美談たるべき由、潛かに感じ申す」と記せり

(四) 法華堂には賴朝の忌日によつて參りしなり。別當尊範堂上にすすむれどもきかず「薨御の今何ぞ禮を忘れんや」といへりと、同天福元年正月

十三日の條に出づ。前出四二一頁參照
（五）天福元年十一月十日の條に出づ
（六）泰時
（七）泰時の孫、後の執權なり
（八）泰時の甥、金澤文庫をはじめし人なり
（九）東鑑同年十二月六日の條に出づ

御雜談、多是理世事也。亭主諫云、親衞（時經）者好文爲事、可扶武家政道、且可致相談陸奥掃部助實時、凡兩人相互可被成魚水思云々。仍各差鍾。今日御會以此事爲詮云々。これつねに政道の志あるのゆゑなり。政務斗にかぎらず、泰時執權の間事々自らつとめて人をすすむ。（上同第三十二（九））暦仁の上洛に、（遠州）天龍川浮橋供奉の面々、競渡欲及破損、奉行人横地太郎兵衞尉長直等馳申。仍（泰時）京兆鷄鳴之程自（遠州）懸河到河邊、著座敷皮、雖不令發一言、諸人成禮、猶豫自然令靜謐、將軍御通之後、乘馬供奉云々。（上同三十四）仁治二年、造六浦道、此間頗懈緩、因此前武州監臨、以乘馬令運土石、仍觀者莫不奔營云々。是れ等のつとめ皆共に篤實より出でて、人心を感ぜしむるなり。まことに後世の規範たるべし。

### 愼天災地妖

大人は天地を以て父母とす。是れ其の位萬民の上にそなはり、其の富四海の大をたもつて、下におそるるものなく、上に我れを抑ふる尊者あらず、天命地福悉く相聚まりて、天下の主上たらせ玉ふ身なれば、天地にかはりて德を布き仁を施し玉ふべきは

人君にあり、このゆゑに大人天地を以て父母とすと云へり。ことさら上古の神代、天神・地神相計りて、天孫此の土に天降あつて、忝くも天照大神・月讀尊日月とあらはれ玉うて、陰陽の根源をただし四海を照臨まします。これ乃ち帝王の始祖太宗たれば、天地を畏れ日月を崇び玉ふことは、祖宗を尊敬の道たり。凡そ天地に定式ありといへども、時に至つて災妖生ず。是れ氣候の所レ運（メグル）、其の變あるがゆゑ也。災妖は天地の病なり、天の災は天にかかり、地の災は地にかかる。天災の所レ現（ルル）日月・星辰・風雷・雲氣・白虹等は、皆寒溫冷暖の時を失ふことを示すにあり。地妖の所レ致（ス）地震・洪水等の災は地利のあふるる處也。而して天災地妖によつて、このうれひに逢ひて、或は不正の氣にふれ、四民疾病を生じ、或は士民產業を失するに至る。是れ人君、天災地妖を愼みて、あらかじめ其の德政をなすべきにあり。德政と云ふは財を散じ利を施して、民を豐にいたす事にあらず、未前の兆を考へて其の備をまうけ、災害に陷るの難をまぬかれしむるの政なり。其の政を布く事如（ク）レ此（クノ）して、尙ほ民に飢ゑたる色あるときは、賑恤（しんじゆつ）の救をなす、是れ乃ち德政也。

右大將家尤も天災地妖等出現の事を愼み玉ふ。賴家卿の時、建仁元年大風鶴岡宮門

顚倒、國土愁二飢饉一。将軍家猶ほ蹴鞠等の遊興をやめられず。泰時その比は江間太郎と號す、密々被レ談二中野五郎能成一云、（東鑑第十七）(一)蹴鞠者幽玄藝也、被二賞翫一之條、所二庶幾一也、但去八月大風、去廿日變異、如二月星一物自レ天降非二常途之儀一、此時態以、從二京都一被レ召二下放遊輩一、古幕下御在世、建久年中百ヶ日之間、毎日可レ有二御濱出一之由、固被レ定之處、天變出現之由勘二申之一、依二御謹愼一、止二其儀一云々、(二)貴客者昵近之仁也、以二事次一、盍二諷諫申一哉云々。されば泰時執權の時、度々天地の變災あり、泰時頻りに歎息せしめ、政務の怠慢民庶の愁訴滞結のゆゑにあるなるべしとて、評定をこらし德政を行ひて、身ををさむるに恭謙を以てす。泰時執權の間無雙の大變多しと云へども、つひに四民災害にいたらず。是れ愼二天災地妖一のまことゆゑ也。

凡そ天變に處するの道あり、愼と云ふあり、おそるると云ふあり。愼と云ふは天變地災をきいて、恭勤を以て身ををさめ政務を勘へて、其の未來にそなふる、是れを愼と云ふ。おそるると云ふは天變地災をきいて、祈禱立願し、陰陽師・天文道をあつめて、勘文をなさせ、其の占兆を事とするの儀也。愼むときは天變自ら消し、懼るる時は天地の變異日に増長す。(三)賴經公・賴嗣公の時、京都より陰陽師・天文道の輩扈從し

(一) 前出四一四頁參照

(二) 中野五郎能成

(三) 以下の二人は九條道家の子及びその孫なり。賴朝の妹の血縁にかかるを以て實朝のあとに鎌倉將軍の四代五代をうけし人なり。世にこの二人を攝家將軍と稱す

來りて、少しの事をも勘文を捧げ占兆の事ありしゆゑ、日々の祈禱、諸寺諸社の參詣奉幣やむことなし。此の時に至りて天文地理の妖災、國々の註進無ニ虛日一、彗星・客星・流星・太白(一)犯ニ昴(二)一・東井(三)一、日色變・日暈・白氣・六月雪・七月霜・大晦日雷・大地震、仁治・嘉禎大地震、嘉禎元年四月・五月毎日地震 怪鳥出ニ雞鳴一、鳥巢ニ南廊一、犬臥ニ寢殿一、大魚死ニ海邊一、蔬菜生ニ釜耳一、光物飛揚、贄殿(四)の竈鳴動す。南都にて天狗人家に書レ字、栂尾に大蛇出現す。筥根・鹿島・鞍馬・北野いづれも草創以來此の時初めて火災、走湯山(五)の中堂・講堂天火降りて炎上す。仁治(六)に火柱立つ事三條なり。承久(七)元年より二三年の間は、日々の火災鎌倉中悉く民家災にかかる。此の外內裏炎上、淸水寺の火災、延應(八)元年七月、天變十八日不レ止。此の時の將軍家は賴經公、後に賴嗣公、執權は泰時也。陰陽道・天文者の勘文、或は相あたるあれども不レ及ニ子細一、且つ又天文道・陰陽師吹レ毛て來レ怪のゆゑに、申出づる事多分は虛僞にちかし、尤も虛說に陷るもあり。是れ只だ時に專ら災妖をおそるるときは、災妖多く現はるるにや。又時の勢によつて如レ此ことあるなるべし。時賴執權の時も、下野國結城郡へ從レ天麥降如レ燒あり、六月鎌倉雪降あり、又六月俄に寒くして氷る事あり、勢州(九)御裳濯川水色一日一夜如レ紅、相摸川水變レ血、鹿島神汗、淺

(一) 太白星、即ち宵の明星、金星のこと
(二) すばる星、又二十八宿の一
(三) 星宿の名
(四) 大嘗祭を行はせらる時、神供を納むる殿
(五) 前出四〇三頁參照
(六) 四條天皇の御宇の年號
(七) 順德天皇、仲恭天皇の御二代にかかる年號
(八) 四條天皇の御代の仁治の前にあたる年號なり
(九) 五十鈴川に同じ

草寺牛現、信州諏訪湖は唐舟出現忽失、黄蝶群飛、羽蟻如烟、白晝光物飛、相州の毛利に有田樂粧、若宮御供二破、鵄死落。如此の妖災甚だ多く、而もさせる事あらず。是れ唯だ泰時・時頼愼天地之變、省身正政のゆゑに、災害更に人民の惱亂に不及なるべし。災害積累し天地忽ち顚倒の變ありとも、君子よく愼みて其の道をきはめば、災更に害あるべからざるなり。武將愼みて可致其道也。

天文の勘道、其の有職の輩にこれを尋ねて可知其道也。天は天の所司、地は地の所司、人は人の所司なれば、天災は天にかかるべし。このゆゑに風旱・寒暑・雨濕の不正ならん時に必ず天災あり。凡そ日月・二十八宿(一〇)は、萬古より恆式あつて、更に不變の物たり。世に日月並び出づると云ひ、二日・三日・十日出でたり、月の出やうに遲速ありと云ふこと皆あやまれり。雲の覆ふにしたがつて日氣外にもれて、日の出づるがごとくみゆるあり、烏鳥(一一)日にかがやきて日の如くみゆるあり、月の遲速は暦算大小の勘によつて、一日二日の違あつて、或は早く或は遲きことありと可知也。或は地氣によつて雲霧靄霞これを掩ひて、日月の色變じ、或は暈をなす事品々あり。或は白虹を出し或は白氣を生ず。これに付きて天文道の說多く占兆あり。先代出現の例を

(一〇)古代の星學にて、星宿を四方ごとに七星、合せて二十八に分けたる稱なり

(一一)一本烏鳥とあり

以てこれを推知也。大概春二三月の間は日月の色必ず赤くして、其の厚薄あるなり。秋亦然り。されども春の外に日月の色變ずるには占あるべきにや。又客星と號してつねに不現の星あり、これを變と云へり。客星にも芒氣の大小あつて、彗星など稱するあり、芒氣薄きは多くは五星なり。五星を不知ゆゑに、五星の出現を以て客星現はると存ずるあり、大誤也。

俗に白氣亘天を旗雲と號す、赤色出現するを火柱と云へり。(一)文治五年三月白氣經天、此の年義經征伐の事あり、其の後白氣をば皆旗雲と云へり。白氣あれば多くは其の年大風あり、又旱に屬す。星に大芒發見して數丈をかがやかすときは、其の年必ず大寒大雪あり。是れ天文の占法なり。これを人事にあはせては、旗雲あれば亂賊おこり、火柱立つは火災ありなど云へり。天文道及び氣を察するの輩に委可尋なり。上古を考ふるに、(二)天武帝時白氣起于東山、其大四圍、又平旦有虹、當于天中央云云。此時有地震。(三)推古帝時有赤氣云々。異朝の書に、(四)晉嘉平六年、白氣經天、大將司馬昭(五)問王甫(六)。甫云、此蚩(七)尤之旗也、東南有亂乎。明年鎭東將軍反。又南宋理宗時、白氣如匹練亘天。白氣何、白者金色、金革之象、氣乃爲陰、夷狄(北)犯人之象也。凡蚩尤旗者、見史黄帝本紀東平郡有蚩尤塚、高七丈、民常

(一) 後鳥羽天皇の御代の年號なり
(二) 日本書紀天武天皇紀十一年壬申、戊寅の條に出づ
(三) 日本書紀推古天皇紀廿八年十二月庚寅朔の條に出づ
(四) 三國の魏より晉に移る時のことなり。嘉平は晉の帝紀第二景帝の時、いまだ魏の年號を用ひしにて、下の記事實は景帝正元元年及び二年のことならん
(五) 魏の謀將なり、この子即ち魏を亡ぼして晉の武帝となり、昭を文帝と諡す
(六) 後漢末、曹節に仕へ、

十月祀レ之、有二赤氣一、出如二匹絳帛一、民名爲二蚩尤旗一云々。しかれば異朝にもこれを旗雲と云ふ也。（春官太宗伯）周禮に眡祲の職あり、掌二十煇之法一、以觀二妖祥一、辨二吉凶一と云ふは、雲霞の氣を察するの職也。（九）魯梓愼曰、吾見二赤黑之祲一、非二祭祥一、喪氛也。（祲妖氛也、氛惡氣也。）闘令尹喜、見二東方有二紫氣一、知三眞人當レ過レ此。これ古來より氣を伺ふの術あり。このゆゑに史漢（一〇）に日者天文五行志を論ぜり。されば鄭注（見二玉露中集一）召二對浴堂門一（一一）、彗星三尺、韓琦（一三）賜二第集英殿一、雲見二五色一、君子小人之進、天象如レ此して、天文の嘉凶ともに不レ可レ憑、よく愼むときは凶變じて吉たり、不レ愼ときは嘉つひに凶たり。本朝天武帝（一四）の時、天文悉く亂れて星隕如レ雨、七星東北に流隕、人妖鳥變、獸災地動、國國におこるといへども、德政のゆゑにや不レ論二災害一。しかれば唯だ人君は愼レ之にあるのみ也。

## 祭祀祈禱

神社宗廟を崇敬して、祭祀するに時を以てするは、追レ遠て不レ忘レ本なり。祈禱し

後ち人を誣ひこじぼし自らも亦獄死せり（七）星の名、兵亂の前兆として現はるるものなりといふ（八）魏の明帝の謀臣、鎭東將軍毌丘儉のことなり。晉書帝紀第二の正元元、二年の條に出づ（九）左傳二十三、昭公十五年傳にあり（一〇）史記漢書の略、史記の天文志、漢書の天文志、五行志をさすなるべし（一一）唐の甕城の人、人となり詭譎陰狡なり。文宗の時召對して大僕卿に進む。後ち一族誅せらる（一二）一本洛に作る（一三）宋の名臣、字は稚圭、仁宗・英宗・神宗に歷仕し、宋の多難の社稷を安からしめたり「軍中一韓あり、西賊これを聞きて心膽寒し」の語あるを以て、その重きを察すべし。その進士第一に登るの日、唱名終りて、太史五色の雲あらはると奏せりといひ傳ふ（一四）日本書紀、天武天皇紀十三年十一月戊辰の條に出づ

て福を願ふは、未前の吉凶を相備ふるの道なり。ともに人君の誠信によつて、其の納收感應あることなり。鬼神は目に形みえず耳に聲きこえず、されば遠きについて父祖をわすれ、久しきについて神威を蔑如するは人の恆なり。不レ見不レ聞の處を不レ愼ときは、まことの道日々に頽廢して、人心只だ當分の利を貪る、これ豈君子の道ならんや。然ればとて、鬼神をおそれ祭祀を事とし、天神地祇の奉幣祭祀を事として、致(一)齋・散齋の清淨を常にいたし、手をつかね首をさげて、平生これを心に思はんは、しば〱してけがるるの道也。父祖は近き宗廟の鬼神なりといへども、祭るに不レ以レ時、事不レ以レ道ときは、まことの孝養と不レ可レ謂なり。故に道をきはめずして神社を敬ふは、必ず淫祠邪祭に至るといへり。況や祈禱の禮、人君これを用ふる事、專ら父母・昆弟・群臣・諸民の親和泰平にあり。身の福をいのりことぶきを乞ふは小人のわざなり。しかればとて身を棄つるにはあらず、其の人に因つて先後本末のつい(序)であり、先後本末を不二辨正一、則道顚倒す。ここを以て古の明君賢將の神祇を祭祀する事、利世安民を以て先とす。

右大將家の時、鶴岡宮崇敬異二于他一、以二十侍(二)一恪二勤若宮一せしめ玉ふがごとし。この

(一) 致齋は三日間のものいみ、散齋は七日間のものいみをいふ

ゆゑに月朔には奉幣あり、八月は放生會(一二)祭祀あり、而して天照大神宮は不レ及レ云、諸國之大社を造營し神領を寄進し、國の吉凶に付きて近き國の大社に必ず奉幣あり、或は報賽のため雄劍(四)・龍蹄を奉納せらるる事定式たり。(五)見二東鑑第三一元暦元年二月、朝務事注二所存(六)一、遣二(七)泰經許一奏狀にも、諸社崇恭ノ事を專らのせらるる也。然れども時に良材の輔佐あらざるにや、神を崇め佛を尊び玉ふ事、禮を踰えてければ、その行迹においては甚だ不レ及の地あるによれ(な)り。是れ全く公のあやまりにあらず、廣元(八)・善信(九)が類の宏材の輩、其のわきまへにくらくして、君を暗鈍の境におけ(置)る也。人の知我不二審精一の事には必ずくらし、ここにくらきとて彼れに不レ及と云ふにはあらず、ここを以て人の學問は知を明かにするにありとはいへり。右大將家武家の草業をとげられて、萬世の規範を立て四海の逆臣をなびけ、文武の群臣を御し玉ふ賢才ありといへども、佛神の事を不二明辨一して、其の事禮に過ぎてつひに惑に近し。されば念佛信心の者をば、罪あるをも宥し、和卿(一〇)が僞言には甲冑を解きて、造營の釘料たらしめ玉ふ。右大將家すら如レ此。況や歴代の武將、其の德知これに不レ及の類は、或は佛神を蔑如し、或は神佛に流蕩す。平時賴は世以て賢才の執權と稱す、然れども佛を信じ法を貴ぶ事、倫に超

(一一) 一本、小に作る
(一二) 陰暦八月十五日に八幡宮にて行ふ神事、もと佛教より來りし放生の行事なり
(四) 名劍と名馬
(五) 二十五日の條に出づ
(六) 賴朝の所存
(七) 院の別當、大藏卿高階泰經なるべし
(八) 大江廣元、政所別當
(九) 三善善信、問注所執事
(一〇) 陳和卿、宋より來朝の僞善佛師なり。賴朝その言を信じて感涙を流し種々施入せしこと東鑑建久六年三月十三日、

東大寺參詣の條に詳なり
(一) 一本十一、一本行間傍註なし。實は第十七、副元帥平時頼の條にあり
(二) 宋の西蜀の人にして臨濟の名僧なり、我が國に來朝して建長寺第二世となり、北條時頼の尊信厚し、一偈を留めて西歸して寂す、名は普寧、宗覺禪師といふ
(三) 靈智
(四) 元亨釋書には忽然契悟とあり
(五) 印定、許可の意、師家が學人の得法得悟を證明認可すること
(六) 頌に同じ
(七) 又燃燈佛ともかく、

え常に過ぐ。見二元亨釋書第十一一兀菴寧(二)に相見、寧曰、乃天下無二二道一、聖人無二兩心一、若識二得聖人之心一、即是自己本源自性也、乃指二面前蠟燭一、巧喩妙說、良久曰、見麽。時頼云、森羅萬像、山河大地、與二自己一無二無別也。寧云、靑々翠竹、盡是眞如、鬱々黃花、無レ非二般若(三)一。時頼言下(四)忽契、曰、弟子二十一年、旦暮望レ之、今一時已滿足、起禮九拜。寧於二佛前一燒レ香、與二之印可(五)一、說レ偈(六)云、我無佛法一字說、子亦無心無所得、無說無得無心中、釋迦親見然灯佛(七)云々。時頼禪法を愛し、頓悟を事とし、つひに出家して最明寺を建立し、建長寺を造營す。右大將佛神を信仰篤實也といへども、寺塔(八)の建立は父祖のため、又は祈禱報賽のためなり。時頼より鎌倉の所々に大寺を建立し、唐僧を信じ、執權の面々各〻一寺を造立せらる。是れ利世安民のためにあらず、唯だ佛法崇敬の餘り、莫大の費を不レ省に至る事、時頼よりおこれり。見二東鑑五十一一時頼臨終にのぞみ、著二衣・袈裟一、上二(九)繩床一、令二座禪一、聊無二動搖之氣一、有二辭世頌一。其の家其の業の輩は可レ然、天下の執權たる大任の人、四海の政務御家人の制法には遺戒あらずして、自ら一死を快くして頓悟の言を吐くことは、大なる恥たり。史官贊云、手結レ印、口唱レ頌、而現二即心成佛瑞相一、本自權化再來也、誰論レ之哉云々。噫、人之愚、古又然り、識者の見より云

定光佛ともいひ、釋尊に記別を授けられし師佛をいふ
（八）一本堂に作る
（九）繩を張りし腰掛のこと
（一〇）正月十一日の條に見ゆ
（一一）頼朝の妻政子
（一二）正しくは第十一代垂仁天皇二十七年なり

はば、義時・泰時の臨終には遙かに様(さま)替り、さて不レ可レ然臨終なり。泰時執權の間神佛を信仰ありと云へども、聊か頓悟宏才のためにあらず、知者能者にちかづいて治世の道を談じて、彼れが長を採りて今日の政務に用ふる事までなり。されば嘉禎四年自ら敬白の一封をしるされて、諸天の神祇を灌頂の文章世につたはれり。是れ短慮庸材、而乖二人心一、御成敗の理非不レ意してまどひあらん事を、旦暮に愁ひて神佛の冥助を願ひ玉ふの一紙也。

曆仁元年、頼經公上洛のとき、泰時供奉在京の間、密々參二園城寺一。是去年當二于禪定二位家一十三回一、爲レ奉レ報二彼恩德一、於二鎌倉一所レ被レ終二書功一之一切經五千餘卷、今日亦迎二件御月忌一、仍被レ奉レ納二于唐院靈場一云々。當寺聖靈之御歸依、施主御渴仰異二他所一。每經卷奥、令レ加二左京兆署判一云々。泰時信心の用法如レ此。時頼の用法はこれに過ぐ。このゆゑに、時頼の言行世に稱美すること、多くは隱遁逸人の風俗に近し。時頼の賢才を以てさへ此の惑あるなれば、後世の君子詳に其の道をつくすべき事也。

神社宗廟の祭祀は、上古に其の道甚だ詳也。第十代崇神帝の二十七年に、祠官に勅

詔あつて、兵器を以て神幣たらしめんことを卜せらるるに、其の兆吉なれは、乃ち天下の神社の祭祀に兵器を用ふ。これより神事祭祀に必ず兵器を用ひて武具を粧ふ、まことに古來より武を以て四海ををさむるのおきてあつて、人皇の最初を神武天皇と稱(一)し奉るに相應せり。ことさら八幡においては、武の宗廟たれば、祭祀に弓馬の藝を試みらるる事、武家の制法にあたれり。

淫神は上古よりこれを不レ祭不レ用こと也。神武帝天下草業の時、所々の惡神を悉く征伐あり。其の後景行帝に及びて、日本武尊東西を征伐せられ、所々にある處の惡神を誅せらる。古來は人皆質愚にして、物のわきまへも薄きゆゑに、邪魅惡獸自ら猛威をふるひ、土民を害し所をなやます。山には山獸威をなし、海には鮫鰐勢をふるうて人を殺害す。人おそれてこれを神と號し、牲をそなへおそれをなすの類、邊鄙遠國に尤も多し。素盞嗚命は大蛇を斬り玉ふ。神武帝の所々の土蜘蛛(二)を誅せらるるより事おこりて、(三)見二日本紀第十一一笠臣祖縣守、備中川嶋河の惡神蛟虬を殺して、路人のなやみをさり、(四)見二上同二十四一秦造河勝は、不盡川の村里に橋虫を祭りて常世神と稱し、至(示カ)現多く民を惑はすことをにくみ、これを戒め止むるの類、古來既にしかり。況や末代においては所々の淫神・淫祠

(一)一本天皇の二字なし

(二)上古の一種の土族、日本書紀卷三神武天皇己未年春二月の條に出づ

(三)同仁德天皇紀六十七年の條に出づ

(四)同皇極天皇紀三年七月の條に見ゆ

（五）醍醐天皇の延喜五年、藤原時平に詔あり、時の學者多く參與して、朝廷の儀式、百官臨時の作法、諸官の事務、國々の恆式等を詳に記せるものなり
（六）原本は頭註に出づ
（七）東鑑治承四年以後文治五年迄の間に散見す
（八）同、文治五年七月廿五日の條に出づ

不レ可ニ擧數一。このゆゑに延喜（五）に式を定められて、神名帳をしるさるといへども、其の書にのりし大社は形もなくて、末世の淫祀は世に充滿せり、尤も可レ嘆事也。

凡そ武將征伐におもむく時は必ず天神地祇を祭る。（六）神武帝東征、神功帝三韓征伐、皆祈レ神。歸陣しては執賽の奉幣、神代よりしかり。是れ乃ち祈禱也。天地災變あるときは、或は日月星辰を祭り、或は山川海陸の司る神を祠り、災を祓ふ事定式たり。（七）右大將家平家征伐の時、所所の奉幣、奥州退治の時、路次において宇都宮（八）に奉幣し、令レ奉ニ御上箭一の類、及び每度祈雨の祈禱等、舊紀にあらはるるなり。たとへ災變あらずとも、天下泰平國土豐稔の祈は、常式の禮たるべし。

## 武法

武家は武の法あり、其の家に生れては其の法を守り、其の職を勤むるを以て要とす。武家にあつて公家の禮節を用ひ、或は釋門・浮屠・儒者・醫陰の法を事とし、或は士民工商の所レ致をなすときは、悉く過不及して武家の恆式たらず。恆式となりがたければ、見事に宜と云へども、これを日用にいたして更に不レ安、況や下劣凡卑のわざ

においては不レ足レ論。ことに異國上古の風儀においては、聖人の定め玉ふ處と云へども、今日においては難二信用一也。古の聖人の道によつて禮を定む。しかれば、古の道、古の禮は、今日に用ひがたき事勿論なり。文武は用ことなり（異）、今日は武家の制法にして公家の政務にあらず。右大將家の時、武家草業の後、其の禮皆武法を以て要とせらる。建久三年兩職上表(一)の後、征夷大將軍に敍せられ、勅使として（二）東鑑第十二廳官(三)肥後介中原景良・同康定等參着、各著衣冠一任レ例列二立于鶴岡廟庭一、以二使者一可レ進二除書(四)一之由申レ之、被レ遣二三浦義澄一。義澄相二具比企能員・和田宗實丼郎從十人一、各甲冑詣二宮寺一、請二取彼狀一。景良等問二名字一之處、介除書未レ到之間、三浦二郎之由、名謁畢、則歸參云々。是れ武法なり。此の場甲冑兵仗の入る處にあらざれども、武家は兵器を以て粧嚴とす、公家の衣冠に可レ比。ここを以て如レ此の晴の儀には、必ず兵仗を帶して其の事を行ふを禮とす。されば八幡參詣は營中よりわづかの路次なり、ことに毎月の參宮たりと云へども、前陣後陣の隨兵、皆甲冑を帶し、將軍家も甲冑調度を用意せらる。況や上洛院參等、皆しかり。如レ此體、治國泰平の姿にあらずと云へども、如レ此恆に守りつつしみても、武義の勇猛は次第におくれ易き者なれば、名將此の恆式を立て武法となし玉

（一）前出恭勤の條五七五頁參照
（二）建久三年七月廿六日の條に出づ
（三）院の廳官、公文・院掌等の總稱、官人ともいひ、六位の人これにあたる
（四）辭令書

へるなるべし。無ニ幾程ー鎌倉將軍家武法すたり、隨兵いかめし（嚴）、いかがなりとて甲冑をやめ、武粧を改めて衣冠束帶のすがたとなり、遂に武家（五）斷絶して國亂れ家亡ぶ。（六）京都將軍家に及びても、はじめは右大將家の例たり、後は皆怠慢に及ぶ。されば名將法を立て、嚴重の制ありと云へども、遂には法おこたり武備やむことに至る。これ始をよくすれども終を全くいたしがたき也。武器の粧ばかりにあらず、諸事に付き言行作法皆武法あり、（七）右大將家時、（見ニ同十一ー）佐々木廣綱（定）と山門出入（八）の時、山門請ニ下手人ー、而無下召ニ渡其身於敵仇ニ之例上之由仰セ、及ニ再三ニ云々。又下河邊行秀（九）（上同十九）、不レ射ニ取仰セ之鹿ヲー、而直ニ出家するの類、勇士之本意といたす例也。凡そ武家の禮節においては、古來の禮と不レ同カラ、ここを以て武家の制法を不レ知ラして、武家の事を比判するときは、悉く相違ある事多き也。

## 通變

時殊に世かはり風土別なれば、諸事日々に變じて、これを以て一定の制と難レ成事

（五）一本義に作る

（六）足利時代を云ふ

（七）東鑑建久二年四月五日より五月一日にかけてこの事件の記事あり。佐々木定綱の取扱へる延暦寺日吉社領地、水損にて年貢不足となりしより、日吉の社人、佐々木の宅に亂入す。定綱の子怒りて、これも亂暴に及ぶ。即ち頼朝の裁決を求めて、社人鎌倉に下向し、下手人の制裁を求めたり。その時の頼朝の態度をいへるなり

（八）爭ひの事件

（九）この事、東鑑第廿九（十九は誤）天福元年五月廿七日の條に出づれど、頼朝の在世中のことを遡り記せるなり。行秀即ち智定房より、昔の弓馬の友にして時の執權北條泰時に送り來りし消息のことより、この舊き事柄に記し及べるなり

あり。ことに武家は其の人武將にそなはり、天下の政禮を司りて、武を以て國家のまつりごとあるがゆゑに、古今の禮節大いにことなり、全くこれはあやまりなりと思ふことも、四海に流布して天下これを用ふるときは、改易いたす事かたし。況やとてもかくても、世のため人のために害災なからん事をば、變易いたさざらんも不ㇾ苦也。

名將は時代を考へ風土をはかり、情をつもりて、五年十年の間に其の風俗をただし、或は抑へ或は揚ぐ。しからざれば一度法を立つと云へども、其の頽傾を不ㇾ知、其の時宜に不ㇾ應を不ㇾ計ゆゑに、法令の目不ㇾ立ことを可ㇾ知也。一度新に念を入れていたせる器も、時を以てたださざれば朽蝕事を不ㇾ知、久しうしてこれを用ひて、其の敗壞に苦しむことあり。これ變に不ㇾ通、其の用法之省み教へ、時を失ふがゆゑなり。武將天下の政務武備皆如ㇾ此。良將時を以て諸國を巡察せしめ、風土人情をはかつて時宜の法令を立つ、是れ通變の道也。

通變の道をしらざる輩、古を以て是とし今を以て非とす、先代の舊君を慕ひて、當代の新政を嘲る。これ世俗の學知才幹の者の通弊なり。先代は明君にして當時は暗君ならんには、不ㇾ足ㇾ比校ㇾ也。いづれも中材ならんには、皆時宜の變化と可ㇾ心得。た

とへ先代の明君なりと云へども、事物草創の時と、諸品修練の今とは、何事も不レ可レ同。このゆゑに古來は多く質朴疎略にして事た(足)れり、今日は文章さかんに機巧妙をつくす。これ文質の時宜其のことわりの當然なり。諸事皆如レ此。

右大將家の時は、問注所(一)を郭內に建てられ、直に訴論を決斷せらる。賴家卿に至つて、問注所を郭外(二)に出し、將軍家直に訴論をきき玉ふ事を停止せらる。其の後訴人不レ帶二地頭擧狀(三)一直訴を禁ぜらる、幷に主從對捍の事を停止す。賴家卿のとき鶴岡參詣に隨兵をやめらる。宗尊(四)將軍の時、隨兵の甲冑を帶する事を停止に及ぶ。されば將軍家も代々大臣の大將をかけ玉ふと、其の身一代の大臣と、又親王家將軍とにて、諸儀式の品損益あり、改められて善もあり、改めて惡もあり、其の用捨に是非ある事は、皆時の將軍家・執權の賢愚による事也。

(一) 訴訟裁判を司る役所
(二) 今の鎌倉御用邸前、裁許橋のところをいふ
(三) 證明書
(四) 鎌倉六代の將軍、後嵯峨上皇の御子なり。これより鎌倉幕府は親王將軍となる

### 時粧勢

古今の勢あり、其の實を推して、其の矩にしたがふにある事也。

（一）正月七日人日、三月三日上巳、五月五日端午、七月七日七夕、九月九日重陽を云ふ
（二）源頼朝鎌倉幕府の将軍たりし時を指す
（三）室町末には、六月十六日疫病除の菓子を食する行事にして、徳川時代には将軍大廣間に出で、御目見以上に菓子をたまへり
（四）十月の亥の日に亥子餅を食ひ、萬病除或は子孫繁昌の意を祈るといふ、又亥子（ゐのこ）とも云ふ
（五）正月元日の異稱
（六）武家事

# 武家式

武家事紀　巻第四十六

## 年中行事

一年に五節供(一)あり、一月に朔望晦（今用二十八日一）あり、これを大節・小節と云ふ。右大将家(二)の時は五節供の外、一月に朔望の禮を行はるるにや。京都将軍家より以後、五節供・朔望晦の禮あり。近代五節供の外に嘉祥(三)（かじやう）・玄猪(四)（げんちよ）・八朔の三節あり。しかれども嘉祥・玄猪は御家人相聚まるの禮節たり。八朔の禮儀は不レ異二元三一(五)（ナラグワンサンニ）也、武家尤もこの節を重んず。是れ五穀新嘗の時節なり。武将天下の守護・地頭職を管領の事なれば、ここにおいて年穀の豊饒を慶賀せられんため、天下守護・地頭悉く嘉儀を奉レ獻也。このゆゑに元三・八朔の二を以て二大節となせるなり。年中行事の故實は別巻出レ焉(六)。

凡そ諸大小名・御家人、大祿大官を受けて、守護・地頭をとげ、日俸・月祿を賜はる輩、君恩を可レ謝に所なし。ことに殿中の朝政作法時々に其の制ことなる事もあるミナしば、日々に朝廷(七)に拜趨しても猶あきたらざることとなれども、無二用事一の群臣日

のこと。本全集には省略せり

（七）このところ幕府を指せんなるべし

日の參拜、却つて政務の妨、公義（儀）の紛擾たるがゆゑに、役人奉行の外は日々の參拜をやむ。しかれば朔・望・晦は日月の始・中・終なるゆゑ出仕をとげて、殿中の儀式、將軍家の安否を伺ひたてまつり、政務の事を承る、是れ禮の大義也。此の外臨時の出仕は、奉行の下知によるべし。守護・大官の人は、別に家士を殿中に伺候せしめ、日日の儀式を承知することなり。

國郡

驛路

分國

都城

保町

右各〻制法古實あり。武家歷代の法を考へて、而して今日時宜相應の政務制法あるべきなり。土地は天下也、土地の制不レ正ときは、天下の法不レ明なり。天下の法不レ明ときは、人民不レ安、武備不レ調なり。委しくは別卷（八）に見レ之。

（八）武家事紀巻第四十八に出づ

（一）一地方の軍事及び警察權を所持する役人
（二）租稅の徵收を主とし政治經濟權を所持する役人
（三）京都禁闕の守衞に出づること。但し賴朝の時には六ケ月交替とせり、すべて守護・地頭に命じて、御家人を以てこれに充て、人材を以て統御せしめたり
（四）租稅
（五）綺に同じ、前出四四五頁參照
（六）大寶令制の殘存せる國司

## 守護・地頭職

國司を守護（一）と云ひ、領家を地頭（二）と云ふ。是れ右大將家以來の禮たり。然るに守護・地頭、（三）京都大番役を巡番せしめ、在鎌倉いたし、折々國にゆいて國務を執行事恆式たり。但し年紀交替に定數なし。守護・地頭所務せしむる乃貢（四）、今日に比校せしむるときは甚だ少くして、其の所ㇾ爲の奉公は今日に十倍す。このゆゑに古來は將軍家並に執權の輩へ、獻物贈答尤も輕し。凡そ其の比は公家の政務を專らとして、武家の綺（五）甚だ微なり、國に相定まれる乃貢あつて、必ず京都へこれを獻ぜらる、而して公家方に（六）國司あり領家（七）あり、武家より守護・地頭あり、在廳（八）・留守所（九）あり。しかるゆゑに、一國の乃貢五分にこれをわかち、公家方を大分にいたし武家これに次ぐ。しかれば守護の國務、地頭の所務わづかの事にして、其のつとめは、大番の催促によつて、在京二年三年或は五年に至る。此の間辻々日夜の警固、篝役（一〇）及び謀叛・殺害・强盜・竊盜等

（七）莊園の所有者。要するに大寶律令を主とせる政治形態と、平安中期以後の莊園發達の殘存形態と、新勢力たる鎌倉幕府家人の地方官とが全國的に交錯して存在し、而も國司不介入の領家の勢力たる莊園にまで、守護・地頭の勢力浸潤して、遂に公家政治の地方的勢力が全く消失しおらんとする過渡期の狀態を云へるなり　（八）國司の命を奉じて、その國衙に事務を執る下級官の居所、下級官のことは普通に在廳官と稱す　（九）在廳と同じ、即ち目代、參大判官代等諸種の國司の下司等を指す　（一〇）臨時に篝火をたきて警固すること、これが篝屋武士として常置となりしは泰時執權以後に屬す

の事ある時は、當番の武士これをつとむ。幷に在京(一一)の間、禁裡・仙洞の破損、堤・川除の手傳、節會・儀式の時の警固、所々へ行幸・御幸の辻固等、武士の役たり。而して在鎌倉の時、又京都大番役同意のつとめたり。しかれども鎌倉においては、諸事濟濟のことは御家人これをつとめて、大名分の輩は大義の經營をのみいたすこと大略也。禁裡・仙洞の造營土功、鎌倉の營作、將軍家御用の金銀馬鷹、尤も武家より所ㇾ致の寺社の造營、悉く守護・地頭これをつとむること也。況や謀叛人征伐の事、將軍家御上洛、及び當座の狩獵、皆其の供奉をつとむる也。鎌倉三代將軍の後、承久(一二)の兵亂出で來てより、公家方日々に衰微して、武家次第に興張し、國郡の所務も古にこえ、先々の國司・領家沒收の地、多くは武家勳功の賞にこれをおこなはる。しかれども守護・地頭の制は古の例たり。元弘(一三)に關東滅亡して公家一統の世となり、國には守護威を失ひて國司の權重く、地頭御家人の號をやめらる。ここにおいて建武(一四)の亂出で來て、重ねて武家の政務となれり。しかれども公家方の制法も猶おこなはれて、公武相交れり。ことに戰國のちまた天下南北(一五)にわかれて、六十餘州皆思々に南北に屬す。且つ又一國に南北より守護・國司をつけられて成敗ありしゆゑに、南方の政をさみ(蔑)するものは忽

(一一) 上皇・法皇・女院の御いでまし

(一二) 仲恭天皇の承久三年、後鳥羽・順徳二上皇の御計らひにて、政權を朝廷に御恢復あらせられん爲の御企なり。承久記・増鏡・東鑑等に詳なり

(一三) 後醍醐天皇の元弘三年、北條氏討滅の御企をさす、即ちその五月北條氏滅亡せり。太平記などに委しく出づ

(一四) 足利尊氏、建武中興の半にして、武家政治再興を企てしをいふ、建武二年のことなり

(一五) 所謂南北朝、吉野の朝廷(南)と、

ちに將軍方となり、將軍方の地頭所務方つよ[三]ければ、乃ち宮方に屬す。これによつて諸大名の乃貢尤も少し。しかれども諸國の地頭、軍事をつとむるの外に、將軍家へ皆五十分一の役をつとめ、其の外に在京大番役幷に御所の營作、一殿一閣ともに諸大名の役たり。京中の道路堤橋、これ又諸大名のつとめたり。斯波[一]尾張守高經（號二道朝一）管領職たるの後、日本國中の地頭御家人の武家役を二十分一にあらたむ。諸大名皆憤レ之といへども、この時よりはじめて、武家役古に倍せり。應仁[二]の亂後、武家の大名皆國國に引籠りて大番役すたり、將軍家の武役をつとむる輩あらず。況や公家の國司・領家と云ふことは、悉く頽廢して、專ら地頭の我意にまかす。しかるに地頭の小弱なるをば、守護これを押領して、守護乃ち地頭をつとめ、つひに守護・地頭兩職を一人にして帶し、たま／＼のこれる地頭は守護の旗下となり、一代二代を經て後は其の家禮となる。これより守護・地頭の禮廢壞す。

ここに信長公武家の業を起して、家臣皆諸國の守護となれり。このとき戰國の例にまかせ、守護乃ち其の所の地頭として、その國の諸侍は守護の旗下となれり。是れより天下の成敗古例皆かはり、守護・地頭の名はありて、右大將家の制法はすたり、應

尊氏がほしいままに擁立し奉りし京都方（北）とを云ふ

（一）前出四五〇頁以下參照

（二）後土御門天皇の應仁元年より文明九年迄凡そ十一年、將軍家、管領家の家督爭ひに、山名宗全、細川勝元の勢力爭ひを交錯せしめたる大亂にして、東西の主將沒し、將士戰亂に疲れて各〻國に歸り、却つて爭亂は地方に波及せり

仁亂後の法を以て今日の法といたす。しかれども時戰國に屬して、日々夜々諸方の軍役更にやまず、國を賜はるの大名は、土産と號して國の絹布・蠟・漆・紙・嘉肴・美酒・器物・金銀を獻上す。これより大名交替の時、財寶衣物を獻上の例となり、これを守護・地頭の禮儀とし、古來の二十分一役は不レ行。しかるといへども國に軍役やまず、(三)岐阜・(四)安土等の普請役、又は(五)二條御所等皆大名の役たり。秀吉公に至りて信長公の例にまかせらる。(六)聚樂(じゅらく)・(七)伏見・(八)大坂等の城ことごとく大名の役たり。諸大名つねに大坂・伏見に在住して、五年三年に一度在國す、國にあることわづか半年、多くして一年也。秀吉公治世の内、東西に兵を動かし、其の間に諸城をきづかれ、(九)行幸をいとなみ、(一〇)北野の大茶湯、(一一)吉野・(一二)醍醐の花見、(一三)高野詣、吉良大狩等の大儀の遊興あり、ことに(一四)肥前名籠屋(なごや)に年をこえて在住、諸大名皆供奉せしむ。朝鮮征伐凡そ七年、朝鮮の軍役をつとめざる輩は、京・伏見・大坂に在番して四方をかため、普請營作をつと

(三) 永祿七年以後天正四年まで信長在城、稻葉山城といふ。齋藤氏の居城に天主閣、邸宅等を增築せしなり

(四) 近江の安土、天正四年より十一年迄信長の居城たり。信長の新築にして、天主閣の如きは本邦築城術の劃期的なるものなりしが、天正十一年光秀亂みてこれを燒けり

(五) 信長の建てしは誤にて、家康の時なりといふ

(六) 京都内野に在りし秀吉の城廓並に邸宅なり。天正十二年に成り、十六年には後陽成天皇の行幸を仰ぎし豪奢なる建築なり。今西本願寺の飛雲閣にその片鱗を留む (七) 京都府伏見の所謂桃山城なり。文祿三年に起工し、桃山時代の代表的なる莊麗雄大の建築なりしが、江戸幕府に至り元和九年令してこれを毀たしむ。京都西本願寺その他に、その遺構の一部殘存す (八) もと石山本願寺跡に、天正十一年より十三年に至りて秀吉大築城をなし、慶長四年以後更に增築してその居城となししが、大阪冬、夏の兩役以後變遷を經て今日に至る (九) 聚樂の行幸を指す (一〇) 天正十三年十月一日北野に大茶會を催し、一般民衆趣味のある人は質素にして來れと高札して催せし會なり (一一) 文祿三年二月二十五日大阪を出でて花の吉野に清遊せしこと、當時の歌會の詠草とて甫菴太閤記に見ゆ (一二) 慶長三年三月十五日、ここに盛宴を張りて花見せしなり (一三) 吉野の花見より歸途高野山に詣で、兩親の冥福を祈り、母の名にて寄進夥しくなせり (一四) 朝鮮征伐中、本營を置きし地なり

めしめ玉ふ。しかれば古の二十分一の武家役にも過超せるなり。守護・地頭參勤の時の獻物、右大將家の時は國中の土產尤も微物たり、其の品多きときは其の所以を糺明せらる、而して將軍家嘉禮・吉禮の時分は、弓馬御釼等を獻上恆式たり。

守護・地頭に垸飯（一）を賜はり、盃酌の儀あり、或は郢曲（二）歌舞に及ぶこと多し。守護によりて正月は垸飯をつとむる事も有レ之。

家人を家子・郎從と云ふ。其の人によつて名字を存せられ、又は御家人列たることあり、尤も殿中へ出仕の儀有レ之也。

異朝の禮、唐虞三代各〻其の禮こととなり（異）。唐虞（三）よりこのかた巡狩・述職と稱して、天子四方に巡狩あつて、國俗を考へ政務を精しうして、黜陟の禮おこなはる、これを巡狩と云ひ、左傳、天子非レ展レ義不二巡狩一。註、巡狩所三以布二宣德義一也。風俗通（五）云、巡者循也、狩者牧也、道德太平、王者爲レ天循行、以牧レ人也、又時巡と云ふ。尙書・禮記の說によるときは、五歲に一巡也。一巡の後、四方諸侯一方一年づつに來朝して、其の後天子巡狩あり。しかれば五年に一度諸侯來朝す、其の間に小聘・大聘あり。（六）見二王制一比年一小聘、三年一大聘、聘使二卿行一也云云。又周禮の說によるときは、見二秋官大行人一諸侯歲朝ゴトニス、（七）五服因二遠近一朝天子十二年にして一巡狩

（一）武家の大ふるまひのこと
（二）俗歌
（三）堯舜時代と夏殷周をいふ
（四）諸侯が來朝して職事を奏上すること。古來巡狩述職とつづけて云ひならはせるを以てここにも連ねてあげたるなり
（五）風俗通義、略して風俗通と云ふ。漢の應劭の撰。時流の誤を正し、義理を明かにせんとて著はせしといふ。凡そ十一篇、中には失はれたるもあり
（六）王制は禮記の篇名。小聘は每年大夫をして聘せしむること。

すとも出でたり。上古の義故に難レ考ことなり。周の末に至りて、齊(八)の桓公・晉の文公、天下の牧伯として取行ふ。このとき天下諸侯をして三歲而聘、五歲而朝ニ牧伯一す、吉凶の禮あるときは各〻或は自ら行き、或は卿をつかはして、其の禮をおこなはしむ。これ春秋の制也。(九)左傳、游吉云、昔、文・襄之伯也、其務不レ煩ニ諸侯一、令ニ諸侯、三歲而聘、五歲而朝一云々。諸侯各〻みつぎものを天子・牧伯に獻ず。來朝・來聘こと〴〵く獻物あり、これを薄くするときは、必ず囚ニ國君及卿大夫一、吳の百牢(一〇)をせめし類なり。その後諸侯の禮おとろへて、年々牧伯に出仕し、卿・大夫の使節を行ること道路にたえず。而して秦・漢に及びて皆戰國の風をうけ、古禮つひに絕す。秦は諸侯・大名をたてずして、天下を郡縣にいたす。漢に及びて有功の臣を國々に封ぜらる。しかれども戰國の格にしたがうて、朝聘年々さらにたえず。漢元年夏四月、諸侯罷ニ(一一)戲下一各〻就レ國と云ふ。これ參勤の輩にいとまを賜はるの事也。其の後歷代の制不レ一(一二)、郡縣・封建の法こと(異)なり。しかれども異朝の諸侯其の乃貢所務等の收納、多くは鎌倉・京都の將軍家の比の諸大名に相同じ。今日の守護・地頭に不レ可レ似なり。

大聘は卿をなして聘せしむること

(七) 堯舜時代の地域制度にして、王畿の外まはりの五地域、毎服五百里づつにして、次第に遠くなるなり。即ち侯、甸、綏、要、荒の五服にして、荒服は王畿を遠ざかる二千五百里なり

(八) 二公共に春秋五霸の一人なり

(九) 左傳昭公三年正月に出づ。この割註原本には頭註としてあり

(一〇) 左傳哀公七年に出づ。吳王、魯に百牢の大饗禮を供へんことを求む。魯、拒絕するに、先上の禮制に百牢といふことなきを以てす。吳大國の威を以てこれを責めてやまず、遂に百牢の禮を行はしむ。牢はいけにへのことにして、禮式上一定の數あり、上公九牢、侯伯七牢、子男五牢を常とすといふ

(一一) 大將の旗下

(一二) 漢以後、主に郡縣・封建併用の制を採りし朝最も多し

諸侯悉く天子の土功營作をつとむ。春秋に城ㇾ國の事多し。(一)左傳昭三十年晉士彌牟(二)、營ニ成周一、以テ令ニ役於諸侯一、屬ㇾ役(三)、賦ㇾ丈、書以授ニ其大夫一、上同定元年宋不ㇾ受ㇾ功 不ㇾ受ㇾ功(四)ものはこれを罰す。是れ恆式たり。

諸侯來朝を賓禮と云ふ。郊勞は迎のために使者を郊外に出されて、これをねぎらひ玉ふこと也、(五)聘禮、賓至ㇾ郊君使ㇾ卿勞ㇾ之 郊使とも云ふ。贈賄は歸國の時いとまを賜ひて、財寶珍器をおくり玉ふこと也、薄ㇾ來厚ㇾ往とも云へり。往有ニ郊勞一、去有ニ贈賄一とはこのこと也。諸侯のやどを館と云ふ、聘禮・聘儀(六)(義)に詳にこれを出す。又周禮に(七)野廬氏(八)・館人(九)・大行人(一〇)・大宗伯(一一)等にこの事を精しくす。

諸侯の家に卿・大夫あり。其の國の大中小によつて、卿・大夫の數定式ありといへども、諸侯の卿は必ず天子よりこれを命ぜらる。これ乃ち國の監たり。又別に國の奉行を一國に三人づつ命ぜられ、諸侯の政務をただし惡逆をあらためしむ。是れ周の制なり。王制(一二)云、大國(一三)三卿、皆命ニ於天子一、次國(一四)三卿、二卿命ニ於天子一、小國(一五)二卿、皆命ニ其君一。又云、天子使ニ其大夫一爲ニ三監一、監ニ於方伯之國一。上 註、一州三人、則二十四人。

天子の嫡太子の外、國を賜ひて諸侯たるには、皆侍臣の内より其の器を撰びて、其

(一)實は昭公三十二年十一月なり
(二)晉の大夫、士景伯又司馬彌牟とも云ふ
(三)國の大小によりて工役を附すること
(四)功役を受諾せざる者の意
(五)儀禮の篇名。この割註原本は頭註
(六)禮記の篇名
(七)秋官司寇、春官宗伯等の下に出づ
(八)道路を司る役
(九)館を守り賓客饗應を司る役
(一〇)大賓の禮、大客の儀を司る役
(一一)一切の祭祀の禮を司る役。以上

の輔佐を命ぜらる。是れ國政をあらため、國君の言行をただして、其の邪逆に陷らんことを戒むるの役たり。諸侯在國の時は、中使(ちゆうし)(一六)を賜ひて其の情をあつくす。諸侯の卿・大夫聘禮として上國にいたれば、天子・牧伯これを享するに禮を以てして、其の國俗政務をきかしめ、其の使人の言行をこころみ玉ふ、享禮あり、宴禮あり、皆周の禮なり。後世は多く斷絶す。

## 御家人

右大將家以來、將軍家に恪勤の輩の惣名を御家人と云へり。譜代・重代・新加のわかちあり。譜代は代々其の系圖ただしき家人也、重代はさせる譜代にあらざれども、祖父以來家人の列たるを重代と云ふ、新加は他家恪勤の輩將軍家の御家人たるを云ふ也。しからずして將軍家に屬して武役をつとむるをば、守護人地頭と號するなり。御家人の中に執權(一七)・評定衆(一八)・諸奉行・諸役人・恪勤(かくご)(一九)の士・歩走(かちはしり)(二〇)・雜色(ざふしき)(二一)・中間(ちゆうげん)(二二)・小人(こびと)(二三)等の

の各役周禮に篇名として出せり　(一二) 禮記の篇名、但しこの文は抄錄なり　(一三) 公・侯の國　(一四) 伯の國　(一五) 子・男の國　(一六) 非公式の使者　(一七) 鎌倉時代には政所と侍所の長官を兼ねしを云ふ、されど後には問注所をも併せたる勢力となれり　(一八) 主として裁判に關する役　(一九) 次頁參照　(二〇) 一名走衆(はしりしゆう)、將軍出行の時徒步隨行して驅使に供する者　(二一) 無位の役人、雜役驅使の用をなす。一定の衣袍を着する能はざる低き身分故にいふ。「さつしき」ともいふ　(二二) 雜卒の一種、侍と小者の間に位する故にかくいふ。主に武家に使はれ、軍などにも働くものなれど、公家にもありしといふ　(二三) もと武家の驅使に用ふる童の稱。小者(こもの)と同意にして、江戸時代に入りては目付の下役の職名となれり

諸品あること也。しかれば諸職に付き、譜代・重代のわけ（分）にしたがひて、其の禮儀制法も皆こと（異）なり、一様にあらざるなり。

右大将家の時、鎌倉中の警固幷に御所中の恪勤、又は右大将家營作土功御物の用事、悉く御家人の大小名其の分に應じてこれをつとむ。守護職を蒙るものは大番役をつとめ、所々の地頭は本所（一）の瀧口に候することあり。

恪勤の侍と云ふは御所に結番（二）のもの也、侍所と云ふは大小各群参の間也、小侍と號して結番の間あり、この所にさぶらひて御用の事につかはるるもの、皆恪勤のものと云へり。古來は宿直腹卷（三）と號して、宿直の輩いづれも腹卷を用意して急事にそなふ、或は恪勤の番所には腹卷等の武具を用意し置く。是れ又古禮也。（四）

等結番之、警固宮中〔鶴岡〕。職原〔下〕云、侍者親王大臣以下諸家恪勤之名也。

東鑑〔二十三〕云、右大将家時、敬レ神之餘、以二恪勤一號二小侍一。

## 家子・郎從

守護・地頭人の家禮を、家子・郎從と云ふ也。家子は其の家に重代の家人なり。郎從は時にとつて召使はるるものを云ひ、又は郎等と稱す。若輩の族を若黨と云ひ、其

（一）禁裡の瀧口の陣に仕へて警衞する意か。本所には藏人所の意あり、瀧口はもとこれに屬せり
（二）順番を定めて事務を執行ふものをいふ
（三）鎧の胴だけのものをいふ
（四）原本頭註なり

の列(なみ)あつてつかはるるゆゑに黨の字を用ふる也。すべてこれを家人(けにん)とも家禮とも云へり。但し家禮は其の家のものたるべしとて、公儀よりつけ玉ふを家令と云ひ、これを家禮と稱すること多し。親王・執柄・大臣家に家令あり、重代の士任レ之ゆゑに、これをかりて武家にも重代の家人をば家禮と云ふ、これなり。又職原(六)に、累代家禮之人と出でたり。東鑑に以二御家人一爲二武州(五)之家禮一、(七)右大將家上洛の時、先陣隨兵記賜二義盛(八)一、後陣隨兵記被レ下二景時(九)一、彼記內、於二家子幷豐後守泉八郎等一、被レ加二殿字一、云々。先陣畠山次郎重忠家子一人、郎從十人、相二具之一云々。家人の又(一〇)ものは所從と稱する也。(一一)東鑑十一云、家人及所從。〔十二葉〕

四十四 東鑑建長六年評定云、評定衆幷可レ然大名外之輩者、云二出仕一、云二私出行一、不レ可レ具二騎馬共人一、凡非二晴儀一者、僮僕之員可二減少一之旨、仰二付侍所司一。上同卷 又政所下部、侍所小舍人等、可レ停二止鎌倉中騎馬一云々。上同三十三之十一葉 又御家人郎從任官事、向後停止云々。第五十 宗尊將軍家二所(一二)參詣、武州(一三)朝直 共侍、浄衣、(一四)中間、浄衣、立烏帽子、折烏帽子 ・尾張前司時章 侍、同、中間、白直垂 ・相模三郎時輔 侍、折烏帽子、浄衣、中間、浄衣 ・同七郎宗頼 侍、立烏帽子、浄衣、中間、直垂 云々。如レ此の儀、家人郎從の禮たり。此の外代代の追加に其の制多し。奴婢雜人之法制、見二貞永式目一。家人をば陪臣・家陪・曾臣と云ふ、大國の守護

(五) 武藏守のこと、當時北條氏の執權武藏守になれり。ここも執權の家禮のことなり
(六) 北畠親房の著職原抄
(七) 東鑑建久元年九月廿九日の條に出づ
(八) 和田義盛
(九) 梶原景時
(一〇) 又げらひの意
(一一) 原本頭註
(一二) 伊豆走湯權現、箱根權現を云ふ。この兩宮鎌倉幕府の初より二所と稱して武家の尊信深かりしなり。東鑑弘長元年二月七日の條に出づ
(一三) 北條朝直

には、家老・國老など云ふ品あり。老臣と稱し老夫と云ふ、多くは大夫の自稱なり。諸侯の大臣は卿と云ひ大夫と云ふ、又大夫を家と云ふゆゑに、家長を家宰・家老・室老と稱する也。（一）曲禮、大夫七十而致仕、自稱二老夫一、又古人自稱也。

## 質人

群臣其の妻子を將軍家の都城におく、これを證人と云へり。上古はむかはりと云ひ、身の代(かはり)の義なり。むとみと音相通ず。神功帝(見二日本紀第九七葉一)（三）三韓征伐の時、三韓各〻質を出して來降す。これより新羅・百濟等の國皆王子を本朝に出して、以て質(むかはり)といたす事、見二日本紀一（二）。凡そ其の信にして無レ僞(キ)ことをあらはすには、誓をなす事古來の恆式たり。これをうけ(誓)を立つると云ひ、猶ほ其の實を示すには、其の子を以て我が身のかはりとして出す事、上古既に然り。これより誓と質とともに用ひ來れり。況や武家の制法においては猶ほ然り。

右大將家の時、守護・地頭各〻其の子を以て質として、幕下にこれを置きて恪勤の役たらしむ。ことに敵對不義の企あらん疑を散ずるには、質にあらずしては其の實は

（一四）白布又は生絹の裝束にして神事に着用するもの

（一）禮記の篇名、この割註原本は頭註なり

（三）徳川光圀の大日本史以前の歴史は多く、神功皇后を天皇に數へ奉れり、氣長足姫(おきながたらしひめ)天皇と申し奉る例多し。このむかはりのこと、前出一四九・三八七頁參照

かりがたきゆゑに、木曾義仲(三)、志水冠者を以て其の質となすが如し。此のゆゑに御家人重代の輩は、直に妻子を鎌倉にさしおいて奉公をつとめ、代々の守護・地頭は其の子を以て、在二鎌倉一の例たり。京家の將軍猶ほ然り。信長公江州安土城を新にかまへ玉うて、御家人の妻子悉く城下におかせ玉ふ。秀吉公の時、諸大小名の妻子、悉く大坂城下に相聚まる。これ皆證人を以て人心を堅くするの制なり。證人あるときは四方に關所をまうけ、女性の往來をただし、證人改の奉行を定めて、其の事を精しくし、時を以てこれを糺明するの制をなすべし。證人を備ふるの政ありといへども、其の法をただすに禮を以てせざれば、つひに不レ明也。

凡そ上德上知の世は誓を用ふるに不レ及、況や人質等の事は不レ及二沙汰一儀也。又惡逆無道の下愚に及びては、誓をかさね父母を人質に用ふと云へども、不レ足レ用レ之して惡事をとげぬべし。しかれば如レ此政令は、上知下愚の上には措いて不レ論なり。上知はつひに不レ可レ得、下愚亦不レ易レ得、天下の人民皆中材而已。政禮は中材ををしふるの道たり。このゆゑに其の政を制し、其の禮を立て、人心を邪曲に陷らしめざらしむ、是れ人君の道也。このゆゑに守護・地頭は質をささげ、御家人は妻子をゆだねて

(三) 源頼朝事業半にして木曾義仲、源行家と隙あり、義仲、源氏の將來を考へて長子義高即ち淸水冠者を質として鎌倉に送りしことをいふ

其の誠を呈す。如此ときは、逆心無道の機中に動くと云へども、外其の政禮に制せられて、其の志自ら相やむべし。人を治むるの術は、人を以て知者賢者にあつべからず、又愚者惡人と思ふべからず、唯だ中材とおもうて其の教を精しくするにあり。中材は教によつて善惡にわかるる事、古來皆然り。

異朝の制、古來は質を贄と云ふ。贄は臣はじめて君にまみゆるの時持參の獻物なり。其の位に依りて其の品さだまりて、其の人のまことをあらはすの物とす。(一)周禮大宗伯・(二)儀禮・(三)曲禮等に精しくこれを論ず。(四)白虎通曰、凡臣見君、必有贄、贄者質也、致己質誠也。(五)鄭玄周禮註云、贄之言至也、所以自致也、云々。しかれば古來皆其のまことを致するしの獻物を以て、贄と云ひ質と云ふ也。左傳(哀二十年)、黄池之役、(六)先主與吳王有質、(註、質盟誓也)(七)趙盾董(八)逋逃、由(九)質要。(劵契也。)又、(一〇)范文子云、(一一)齊盟所以質信(註、質成也)と云ひ、皆契誓をなすをも質と云へり。人を以て質とすること是れ又古來の禮なり。文王之長子伯邑考質於殷、爲紂御(見史記殷本紀註)といへり。左傳(隱三年傳)、鄭・周交質、君子曰、信不由中、質無(一二)益也、明恕而行、要之以禮、雖無有質、誰能間之、苟君有明信、澗谿沼沚之(一三)毛、(一四)蘋蘩薀藻之菜、(一五)筐筥錡釜之器、(一六)潢汙行潦之水、可薦於鬼神、

(一) 周公旦の作といひ、天地春夏秋冬に象りて立てし官制なり。大宗伯は其の春官の祭祀禮事を司るもの、篇名として出づ
(二) 周代の冠婚喪祭等の禮事を記せり
(三) 禮記の、篇名
(四) 正しくは白虎通義、漢の班固の撰集にかかる
(五) 後漢の人、字は康成、博學にして古書の訓詁ことに著はる
(六) 簡子
(七) 晉の趙衰の子、有能の材、左傳文公六年に出づ
(八) 租税の未納を督すること
(九) 證書を

可レ羞二於王公一(一七)、而況君子、結二國之信一、行レ之以レ禮、又焉用レ質、風(一八)有二采蘩・采(一九)蘋一不レ嫌二薄物一、雅有二行葦・泂酌(二〇)一、昭二忠信一也云々。是れ古來質は皆薄物輕品をささげて、これを行ふに禮を以てするを質とす。後世に至りて其のまことをあらはすに人を質とするのわかちを云へる也。人質の制專ら戰國の比これを行はる、しからざれば人心甚だ變じやすければ也。

(二一)管子云、三本所謂一曰レ固、二曰レ尊、三曰レ質。(二二)穀梁云、交二質子一、不レ及二二伯一。皆人質を云へり。(二三)(見二第十八主道篇一本二管子一)韓非子曰、其位至而任大者、以二三節一持レ之、曰質、曰鎭(二四)、曰固(二五)、親戚妻子質也、爵祿厚而必鎭也、參伍貴レ帑固也、賢者止二於質一、貪饕化二於鎭一、姦邪窮二於固一、忍不レ制則下失、小(二六)不レ除則大誅云々。これ人を以て質とするの禮なり。されば戰國以來皆質を出して其の實をあらはす事、左傳・史(二七)・漢等に恆式とす。(史記高帝本紀三十枚)漢高帝、都二雒陽一、五月(二八)、兵皆罷歸レ家、諸侯子在二關中一者復(二九)レ之十二歲、其歸者復レ之六歲、食レ之一歲、云々。

用ひて貸借を明かにする事

(一〇) 范士變をいふ、左傳成公十一年に出づ

(一一) 嚴肅、肅敬なる盟

(一二) 小渚

(一三) 草

(一四) 四つとも草名

(一五) 竹器金屬器

(一六) たまり水、路上の雨水

(一七) 死せる王公をいふ

(一八) 詩經國風、大雅の章

(一九) 二つとも右の章中の篇名。大夫の妻がよく淸きものを捧げて祭祀するを歌へり

(二〇) 同前、淸淨を待つて、祭用に供するを歌へり

(二一) 春秋時代の齊の桓公の相管仲が著なり、法制經濟の調和を治世の本と主張せるなり

(二二) 春秋穀梁傳

(二三) 戰國の韓の公子、韓非の著なり。大體に於て管子の說を承繼す。ここの引用文はその卷十八、八說の內の主道に出づ

(二四) 鎭壓

(二五) 節を堅くすること

(二六) 小姦

(二七) 史記、漢書

(二八) 高祖の漢の五年五月なり

(二九) 徭役を免ずること

## 社家・僧人・百姓・町人

社人は神事社祠をつとむるを業とす。僧は佛を禮し清淨勤行を以て事とす。百姓は田畠農業を事とす、町人は工商を以て業とす。其の制古來の式目詳に是れを出せり。已れが業を疎にして分をわすれ奢をなす事、皆禮用の不明にことおこれり。しかれば各々其の禮を精しくして、朝夕のつとめ家業・衣食居・用器等にいたるまで、其の品節をさだめ、四時の禮節、冠昏・喪祭の品、賓客・吉事・凶事、其の人にしたがつて禮を定め、これをただして未來の非を糺明し、惡におとしいれざらしむるを、人君の禮と云へり。

鎌倉將軍家時、社司・神官・僧坊等の制、舊式に所見尤も多し。貞永式目に大略[1]これをあらはさる。弘長[2]の追加に云ふ、近年社司恣貪神領利潤、無顧社壇之破損、匪啻不恐神慮、專可謂忘公平、自今以後於背此制法輩、可被改補其職矣。諸堂之勤、恆例有限、而供僧等纔有勤修之名、更無抽誠信之志、被補其職之跡、雖有法器之淸撰、被補其職之後、多用淺薦之代官、以尫弱之手代、

（一）貞永式目第一條「神社を修理し、祭祀を專にすべき事」、第二條「寺塔を修造し、佛事等を勤行すべき事」、第四十條「鎌倉中僧徒恣に官位を諍ふ事」を指す
（二）龜山天皇の弘長元年二月廿六日、北條執權長時の時に、貞永式目に引續き新編追加出でたり。その一部寺社に關係のことを下に記せるなり

勤嚴重之御願、太不可然、禁忌・再現・所勞之外、用代官事、一切可停止云云。念佛者招寄女人以下事、僧徒裹頭横行鎌倉中事、仰保々可禁之云々。又延應評定(三)云、念佛者事、於道心堅固輩者、不及異儀、而或殘魚鳥、招女人、或結黨類、恣好酒宴之由、遍有其聞、於件家、仰保々奉行人、可令破却之、至其身、可被追却鎌倉中也。又仁治評定(四)、可被止鎌倉中僧徒從類太刀腰刀等事、右僧徒之所從、常致鬪亂、多及殺害云々。武士郎從猶以不及如此之狼藉、何況於僧徒所從乎、是則好而召仕武勇不調之輩、專不加禁遏之故也、加之三昧僧等、偏好事酒宴、併疎其節之由、有風聞、非啻破戒行、剩背尋常之法、自今以後僧徒之兒・共侍・中間・童部・力者・法師、横雄劍、差腰刀、一向可停止之、若背此制止及刄傷殺害者、宜被處主人於過怠云々。追仰 件輩劔刀者、仰付小舍人、隨見令拔取之、可施入大佛之由、被仰下之云々。

又(五)、鎌倉中諸堂別當・職事、右於寺務職者、以德闌功積之人、可被撰補之處、不謂器量、不顧若﨟、稱有師範之讓、管領一寺、非啻招當時之嘲、甚不可叶佛意、於自今以後者、一向停止讓補之儀、宜依時讓矣云々。其の後建武(六)の

(三) 新編追加によれば、延應にあらず、曆仁元年十二月七日になれり。四條天皇、泰時執權の頃の事に屬す

(四) 四條天皇の時執權泰時の制するところなり。新編追加、仁治三年三月三日附社寺の別當宛になれり

(五) 新編追加によれば、文曆二年七月廿四日、泰時の執行となれり

(六) 足利尊氏の建武式目十七條中の第八條に「佛者の公事に口出しせざる事」、第十六條に、「寺社の訴訟は事に依り用捨ある事」の二項見ゆ、但

式目及び應安(一)の追加に、五山(二)・十刹(三)住院年紀等の定式あり。

百姓の制、古來令(四)に其の法を詳にのせらる。右大將家ことに百姓を憐み、其の產業をつとめしめ玉うて、廻國の使節を以て巡二檢畿內近國一、成二敗土民訴訟一せらる、これを巡檢使と號す。元曆二年六月(五)(十六日)典膳大夫(中原久經)・近藤七(國平)等、爲二關東御使一、帶二院宣一、巡二檢畿內近國一、成二敗土民訴訟一、然間、當時其誤不レ聞、(六)二品內々被レ感二仰之處一、尾張國、有二玉井四郎助重云者一、本自爲レ先二猛惡一、令レ懷二諸人愁一之由謳歌、近日殊又有二違勅之科一、仍件兩人爲二尋沙汰一、雖レ遣二召文一、敢不レ應、還及二謗言一。于レ時久經等(七)言二上子細一之間、爲二俊兼奉行一、今日被レ仰二助重一云、違二背綸言一之上者、不レ可レ住二日域(八)一、依レ令レ忽二緒(九)關東一、不レ可レ參二鎌倉一、早可二逐電一云々。

又建久(第十五)六年十月(二日)、武藏國以下御分國、所課本所乃貢事、可レ致二不日沙汰一之旨、有二嚴密仰一、而今年土民等、愁二申損亡事等一間、定難レ有二合期進濟一歟之由、奉行人右衞門尉能員(一〇)・散位行政等、申レ之。同年(九月十九日)、新藤二俊長・小中太光家等、爲二御分國巡撿使一也、是不熟損亡故也、云々。此の外右大將家自らの奢を制せられて、土民のつひえいたみを憐み、恭儉の禮尤も多し。このゆゑに御家人國務をつとめ民を愛する輩をば、

しこの式目は只だ政治方針の箇條書に過ぎず

(一) 貞永式目及び新編追加の後を追ひて、足利幕府の記錄、法令の隨時に出でたるを輯して、建武以來追加といふ、その中の義滿將軍が應安年中に追加せしを指す。應安は足利方の私年號にして、實は長慶天皇の正平二十三年十月十三日の幕府の沙汰書なり

(二) 京都及び鎌倉にある禪宗の大寺各五寺をいふ。

(三) 五山に次ぐ禪寺十ケ寺、これは京、鎌倉の外、關

ことに優賞せらる。(一一)東鑑第二 下河邊行平虜濫吹之男左中太常澄之功、尤神妙也、募此賞、所望一事、直可令達之云々。行平云、雖非指所望、毎年貢馬事、土民極愁申事也、云々。仰云、行勳功賞時、可庶幾者、營(一二)祿之兩途也、今申狀雖爲比興(一三)、早可依請者、仍於御前、成給御下文云々。同第十五(建久六年七月十六日)又武藏國務事義信朝臣成敗、尤叶民庶雅意之由、就聞召及、今日被下御感御書云々、於向後國司(一四)者、可守此時(一五)之趣、被置壁書於府廳云々、散位盛時奉行云々。

實朝公家督相續の時評定あつて、(一六)第十八 仰關東御分國云、百姓減當年乃貢員、爲將軍御代始、可被員(一七)休民戶、善政也云々。(一八)又山海狩獵、可從國衙所役、鹽屋別當(一九)、以三分一、爲地頭分、可止抑留之儀事、節料燒米、可爲國司德分事、(二〇)第二十一 諸國津料・河手等可被止由、及沙汰之處、其事爲得分、所々地頭、依申子細、今日如元可致沙汰之由、有評定。(二一)第二十二 又關東御領、自來秋、可被免三分二、毎年一

東より九州にかけて十寺を定められしなり。五山・十刹云々は群書類從武家部卷四〇一に見ゆ。要は頻繁に住持かはりて寺費煩はしきを止め一年以上住院すべしといふに在り

(四) 大寶令

(五) 東鑑に出づ

(六) 賴朝

(七) 典膳大夫、卽ち中原久經のこと

(八) 日本の領域

(九) 忽諸に同じく、なほざり、ゆるがせの意

(一〇) 比企能員

(一一) 東鑑、養和元年七月廿日の條に出づ、行平は平家追討に功あり、後或は京都に上り、院に使し、又賴家の弓の師となり、賴朝の愛顧ことに深く、源氏の門葉に准ずるの待遇をうけし家人なり (一二) 營一本官に作る (一三) をかしきこと (一四) 平賀武藏守義信源氏の一族にして父を平賀冠者と云ひしより平賀姓を稱す、平治の亂義朝に從つて勳功あり、義朝尾張の長田忠致に走るを諫めて聞かれず、賴朝の世となるや、舊勳を偲び、從五位上武藏守を請ひ、優遇至らざるなし (一五) 時は例の誤かと東鑑に註せり (一六) 建仁三年十一月十九日の條に出づ (一七) 國史大系本東鑑には員の字なし (一八) 東鑑卷十八、元久元年五月八日の條に出づ (一九) 國史大系本東鑑、別の字、所に作る (二〇) 東鑑に見當らず、新編追加弘安四年に、「先年停止」とあり、このことを指すか。建保前後の事なるべし (二一) 建保二年六月十三日の條に出づ

所、次第可レ爲ニ巡儀一云々。(二)第二十八寛喜三年五丁(五ケ條)修牵法を定めらる。(今之五人組)第三十八(二)寶治元年に諸國守護地頭等、遂ニ内檢一、責ニ取過分所當一之間、難レ令レ安ニ堵土民百姓一事、其の評定あり。百姓役、(三)第五十一弘長三年、將軍家(宗尊)上洛の時、百姓等所役、段別百文、五町別官駄一疋、夫二人、可ニ充行一、(至レ畠者、以ニ二町一可レ准ニ田一町一)此外不レ可レ成ニ民之煩一の旨、最明寺時頼下知せらる。所々に荒野あらんにおいては、新田水利をいとなみ、民のなりはひを救はしむ。これ又右大將家の時御沙汰あつて、(四)第九安房・上總・下總等の國々、多有ニ荒野一、仍招ニ浪人一、令ニ開發一之旨、被レ仰ニ地頭等一。(五)泰時執權の時、武州小机の郷烏山、荒野水田開發の事あり。(六)同三十四又仁治二年、以ニ武藏國一、可レ關ニ水田開(七)發一議定、可レ被レ懸ニ上(八)多磨川水一、(九)將軍家御沙汰歟、可レ爲ニ私計一歟、(國司)賢慮猶難レ被ニ一決一、前武州(泰時)被レ仰曰、耕作之後者、爲ニ御所御計一、可レ賜ニ人々一、然者可レ爲ニ御所御沙汰一云々、因レ此召ニ陰陽師一、(一〇)犯土・方違事、(一一)有ニ御沙汰一、陰陽師等各ゝ一同申云、堰溝・耕作・田畠事、雖レ不レ及ニ(一二)土用・方角沙汰一、於ニ此事一者、已爲ニ始御沙汰一歟、可レ謂ニ大犯土一、御方違可レ然云々、因レ此爲ニ御方違一、渡ニ御于秋田城介義景武藏國鶴見別庄一云々、(一三)箕勾太郎師政等、拜ニ領武州多磨野荒野一、可レ被レ關ニ水田一之間、有ニ御計一云々。此外歷代武家士民の制法等尤多。(見ニ式部一)

(一) 東鑑同年四月廿一日の條に出づ、承久の役後、幕府に功ありし將士に對し、新に沒收したる公卿等の莊園を賞賜して、新補地頭となしたる者に下知したる五ケ條の所務條文なるべし。新編追加同年同月同日の條に、「一本年貢外半分事、一本司跡名田事、一桑代事、一芋在家役麻樹木、五節供以下事」と出づ、終りを二項目と見れば五ケ條にして、前後の内容より見てこの事かと推さる。五人組云々の割註更に考ふべし。

(二) 東鑑、

町人の事、見二保町下一延應二年許不レ可レ召二仕町人一事等の制あり。これ町人は、利欲をかまへ僞を事とす、ゆゑに奉行人の方へ出入いたしては、權門の書狀をとり、非分の事を綺ひて己が利を貪るのゆゑに、此の制あり。しからざれば、四民の禮立ちがたきものなり。この外代々これ又其の政令多し。

## 童子・老人

童形の間は、諸品成人の禮に不レ可レ似。このゆゑに童形の禮、唯だ長年の者にしたがふにあり。しかれども幼童の間見聞覺知いたす事を以て、其の身の言行智惠となるものなれば、武家は云ふに不レ及、農工商の輩と云へども、其のものの分限にしたがつて、幼童の敎なくんばあらず。幼童の時は內皆虛にして、よく物をいる。(一三)何事も新にこれを知るがゆゑに、よくおぼえ內にをさむ。このゆゑに幼童の敎、古來これを愼む處也、衣食住家業其の志を以て其の示しをなす、これ幼童の例なり。建久元年七月、(一四)

十一月廿七日の條に出づ (三) 東鑑同年六月廿三日の條に出づ (四) 東鑑文治五年二月卅日の條に出づ、目的は「公私の益をはかる」にありしなり (五) 同卷卅三、延寶元年二月十四日の條に出づ (六) 同十月廿二日の條に出づ (七) 現行の東鑑開發の二字なし (八) 今の多摩川 (九) 賴經 (一〇) 道家の言にして、土公神の居る方角を犯して土木工事を起し、災に遇ふごときを犯土と稱す。かかるときは土忌といひて他に行きて宿りその災をさけたり (一一) 右の專ら方角にかかる迷信、行くべき方、方角惡しとて、一旦他へ行き宿りて、そこより目的の地へ行く事。ここは開發着手の爲のものいみにすることならん (一二) 土用の間約十八日間は土氣旺にして地氣一變するの時と云はれ、一切土を犯すことを忌みたり。即ちここは土忌の意に同じ (一三) 承久の役の勳功として武藏を賜はりし由、東鑑に見ゆ (一四) 東鑑同年七月廿日の條に出づ

(一)營中有雙六御會、佐々木盛綱候御合手、子息太郎信實十五年、在父之傍、而工藤祐經追參加、依無座懷取信實、令居傍、候其跡、此間信實頗變顏色退出、持來一礫、打祐經之額、其血流降水干(二)之上、(三)二品太有御氣色、仍信實逐電、父盛綱則起座、雖追不知行方、信實遂出家、逃亡云々、可召進其身之旨、雖被仰盛綱、更無所于求之、仍永令義絕訖、不可讓與立計之地之由言上、仰云、信實雖爲廿未滿小冠、難知祐經之所存、早向祐經可謝此旨者、盛綱報申云、於祐經、兼不挾宿意、只臨時、信實現奇怪思、其不義不能左右、然而盛綱爲彼父、令陳謝之條、頗非勇士之本意、爲上計可被宥仰歟者、聊相叶理致之由、依被思召、以(四)邦通爲御使、被仰曰、盛綱已令義絕信實訖、於其向後不可有所存者、祐經申云、思事濫觴、信實道理也、隨而小冠所爲更無確執、況於盛綱、不存異心畢云々。しかれば十五歲と云ひても、既に元服して名字を具するものは成人の禮たるべし。

(五)第四十三　建長五年小童部二人致諍論、令打合之間、有刃傷、可有罪科否事有評定、如此事式目に不定置に付いて、法意を守り時儀によりて計りあり。法意に十六以

(一)鎌倉幕府の營中
(二)一種の略服の名稱
(三)賴朝
(四)判官代藤原邦通大江廣元の下にて政所の文書等を取扱へる人なり、もと伊豆に流罪になりて、賴朝流人の時より親しかりしといふ
(五)東鑑、建長五年二月廿五日の條に出づ

[illegible]十二三歳云々。可レ被レ處ニ科料一、不レ可レ被レ收ニ其身一歟、根本闘諍童、隨ニ所レ犯之輕重一、同可レ被レ處ニ贖銅一歟、同罪勿論者云々。法意は十六以下を童子と云ふといへども、武家の制、十二歳以上は皆禮容の定あり、或は元服せしめ、或は軍用の功をなせし輩尤も多し。(七)北條實時(さねとき)十一歳にして(八)小侍所(こさむらひどころ)別當たり、重職たりといへども、泰時可レ加ニ扶持一之由申請ひて被ニ仰付一。彌五郎經時(つねとき)亦十一歳にして、小侍所別當たり。是れ重役たりといへども、いづれも將來大役をつとむべき人なるゆゑに、泰時扶助せられて、若年より其の事に見聞せしめらるるなるべし。北條彌四郎(九)時茂は十七歳にして、(一〇)六波羅の奉行を承りて京に候す。これ皆中材の器も、幼稚より其の道になれしむるは、其の事に精しきゆゑなるべし。

老人の事、故實を存し、年來の事に携はりて武家の故老たる輩は、尤もこれを(一一)執(しふ)せらる。右大將家の時、千葉介常胤(つねたね)・大庭平太景能(かげよし)が類はことなる恩問多く、常胤平家追討の大名として上洛の時、(一二)大將軍範頼へ別の仰(おほせ)あつて、老兵なればこれを可レ勞の旨あり。(一三)奥州征伐の時景能を召して軍事をとはる。其の外老者をいたはり玉ふこと多

(七) 泰時の弟實泰の子にして、金澤稱名寺に金澤文庫を開きし人

(八) 諸侍の宿衛扈從、弓始、射手の撰定、雜色の驅使等を司る。承久元年鎌倉幕府に始めて置かれ、代々長官たる別當には、北條氏より任ずることとなれり

(九) 泰時の弟重時の次子、泰時の甥なり

(一〇) 六波羅探題を指す

(一一) 心をつけて保護すること

(一二) 東鑑、文治元年正月六日附頼朝より範頼宛の手紙の末に、「千葉介ことに軍にも高名し候けり、大事にせられ候べし」とあるを指す

(一三) 同文治五年六月卅日の條、「景能は武家の古老たり、兵法故實を存するの間、故らに以てこれを召出され、奥州征伐の事を仰せ合さる云々、景能申狀頗る御感あり、剩へ御廐の御馬を賜ふ云々」とあるを指す

し。(二)第三十八結城上野入道日阿(にちあ)俗名朝光、八十七年自二下野國一参著して、(三)三浦泰村が滅亡を歎息し、剰へ日阿於レ令二在鎌倉一者、泰村輙不レ可レ遇二誅伐一ことを云ふ。義村・泰村二代の知音。時頼還つて其の無我を愛せらる。其の後(四)有二恩澤沙汰一、去六月合戰之賞相二交之一、結城上野入道日阿、拜二領鎭西小鳥庄一、是就二泰村追討事一、頗及二過言一之間、可レ被二咎仰一歟之由、雖レ有二沙汰一、其性素廉直也、稱二過言一者、只無レ私之所レ致也、適爲二關東遺老一、咎二誤一、令レ漏二處恩一條、可レ爲二政道恥一之由、(五)左親衞殊令二執申一給云々。是れ老人を勞はり玉ふ政事なり。たとへ故實にたづさはらず、其の老功益なしとも、先代の諸役人の遺老をば、これを勞せんこと養老の禮也。つかはるる間はこれを用ひて、用所なき時はこれを捨てて不レ省は、君子の禮にあらざるなり。養老の禮、上古其の說專ら行はる、しかれば君子豈ゆるがせにせんや。

(一)寶治元年六月廿九日の條に、日阿時頼に謁して、懷舊の涙を拭ひ述懷せし時のことなり
(二)現行の東鑑下總國とあり
(三)前將軍頼經と通じて北條氏を傾くとの件にて亡ぼされしなり
(四)同寶治元年十二月廿九日に出づ
(五)時頼、左近將監なればかくいふ

## 女子

女子の禮、順を以て道とす。武將の御臺所より平士(ひらざむらひ)の妻女にいたるまで、衣服食物[illegible]たらんは、家を治むるの道にあらざる也。

御臺所にも又老女あつて、故實をおぼえ先例を考へて、女儀の禮をただす輔佐のものあるべし。これ乃ち将軍家に局と號す。寛元二年(九月廿八日)ノ尼三條局(七)卒、雖レ為二女性一、存二營中古儀一、殊要須也、人以莫レ不レ惜レ之云々。凡そ平時政(八)は牧御方が讒謀によつて終を不レ全、義時の後室(九)泰時繼母は實雅義時之聟、宰相中將を擧げんことを謀りて、己が族を滅ぼす。皆是れ家のをさまらざるゆゑより事おこれり。男女は禮のはじめなれば、尤も愼んで其の制を定むべし。而して奴婢の制・季紀(一〇)の品、式條にのする處明かなり。凡そ奴婢に其の衣服已下に至るまで制を定めて禮を正しくすべき也。(原頭註)東鑑四十三云、女房裝束五衣(一一)・練貫(一二)以下過奢停止。

将軍家の室を御臺所と云ふ。(一三)攝關室曰二北政所一、(一四)清華室曰二御臺盤所一。これ将軍家花族の列たるがゆゑなり。親王・宮方の室をば御息所と稱す。宗尊将軍の時、御息所と云ふこれなり。女官の品、(一五)上臈・(一六)小上臈・(一七)中臈・下臈・(一八)得選・(一九)刀自、和名、俗人謂二老女一為レ負、字従レ貝也、今訛以レ貝為レ白、和名度止(二〇)女嬬、詳に職原抄に出す。(二一)官位の名をつき、國名を付け、侍名を付くること各々品あり。官名は大納言

(六) 武家の侍女がしら

(七) 京都名門の女にて關東に召下さる

(八) 北條時政後妻牧方の女婿平賀朝雅を將軍とし、實朝を弑せんとの謀略顯はれ、政子の計らひにて出家、伊豆北條に幽居せしめらる。東鑑元久二年閏七月十九日廿日の條に詳なり

(九) 伊賀守朝光の女にして、その女聟藤原實雅(右近衞中將讃岐守)を將軍に立てんとし、却つてその實家伊賀氏所領を沒收せらる、但し義時の歿後元仁元年六月末より、七月初にわたる事件なり、東鑑同條に出づ (一〇) 別本ともに季紀とあれど季紀にて年紀の誤なるべきか。新編追加、「奴婢雜人年紀之事」等見るべし (一一) 五つかさね、俗にいふ十二單衣のこと (一二) 經生絲、緯練絹地の織物 (一三) 攝政關白になる家柄、五攝家を主とす (一四) 大臣大將を兼ね、太政大臣を先途とする家、七清華を主に指す (一五) 二位・三位の典侍 (一六) 大臣・納言・參議の女にして女官となりしもの、及び尙侍の稱 (一七) 中臈は上臈の下に侍する女官、又その次の女官。以上を總稱して女房といふ。下臈は主に攝關家の家司の女などにいふ。その身分によりて服色定まり至尊の御近くに侍するより以下職掌も定まれり (一八) 采女の中よりえらみて、御厨子所に仕ふる女官をいふ (一九) 御厨子所・臺盤所・內侍所などの雜役をする女にして、攝政家・武家などにもあれど、女官の列には入れず (二〇) 殿中の掃除、燈火の用、雜役をなすもの、めのわらはともいふ (二一) 女官のよび名に就いての事なり

より上あらざる也、位は三位を以て極とす、しかれども二位又は一位と稱するもあり。「女は前と云ひ、御と云ひ、御前と云ひ、上と云ふ、是れ又其の人によりて通稱あり。」以上一本にあり。

## 衣服・飲食・家宅

衣食居は人上下によらず、其の分に應じてこれを用ひずと云ふことあらず。しかれども禮を以て不レ紀レ之ときは、過ぐるものは奢りて分をわすれ、不レ及ものは儉にあまりて其の位をわする、共に不レ得二其道一。このゆゑに上其の法をただしくして、下其の分を守るを政令と云へり。精しく其の品を別卷に出せり。(一)

東鑑第三　元暦元年十一月(廿一日)日、今朝武衛(二)有二御要一、召二筑後權守俊兼(三)一。俊兼參二進御前一、而本自爲レ事二花美一者也、只今殊刷二行粧一、著二小袖十餘領一、其袖妻、重二色々一。武衛覽レ之、召二俊兼之刀一、令レ切二俊兼之小袖妻一給後、被レ仰曰、汝富二才翰一也、盍レ存二儉約一哉、如二常胤・實平(四)一者、不レ分二淸濁一之武士也、謂二所領一者、又不レ可レ雙二俊兼一、而各衣服以下用二麤品一、不レ好二美麗一、故其家有二富有之聞一、令レ扶二持數輩郎從一、欲レ勵二勳功一、汝

(一) 衣服は武家事紀第五十二卷、飲食は同第五十一卷、家宅は同第五十三卷に出す、本全集は皆略す
(二) 頼朝をいふ
(三) 藤原俊兼
(四) 千葉常胤・土肥實平。いづれも創業の篤實なる家人たり

不レ知ニ産財之所一レ費、太過分也。倹兼無レ所ニ于述申一、垂レ面敬喔。武衛向後被レ仰下可レ停ニ止花美一否之由上。倹兼申下可ニ停止一之旨上。廣元・邦通(五)折節候レ傍、皆銷レ魂云々。右大将家の時、倹約の制如レ此。これゆゑに歴代皆其の式を相守らるる也。

(一六)第三十四 仁治二年泰時執權時、酒宴經營之間、或衝重(七)・外居(八)等、畫圖爲レ事、御所中之外、向後一切、可レ停下止如ニ此外(九)一過分式上之由、被レ觸ニ仰諸家一。凡禁ニ制過差(一〇)一事、先日雖レ被レ定、經營結構之時、動依レ有ニ違犯事一、今日重被ニ仰下一云々。(一一)去延應二年三月、關東御家人幷鎌倉祗候人々、萬事停ニ止過差一、可レ好ニ倹約一條々事、日來有ニ沙汰一、今日被レ造ニ其制符一。自ニ來四月一日一、固可レ禁ニ制之一云々。弘長元年の式目に、相州政村・武州長時・執權時頼號最明寺 上同五十(一二)關東祗候の諸人、家屋營作、出仕之行粧以下事、可レ令レ停ニ止過奢一之由、被レ定レ之云々。

案ずるに、舊式如レ此。京將軍家に及びても、度々倹約の制あり。しかれども唯だ倹約と斗有レ之其の禮を定められざるときは、禮儀の趣く處あらざるゆゑに、人々の我意にまかせて倹約を事とす、我意不レ一ゆゑに、其の倹約事々に相違あつて、過不及の差あることとなり。此の故に官位職と祿によつて、其の定式を立て、四民の制をわかつ事勿論なるべし。

(五)大江廣元・藤原邦通、共に幕府の顯官なり
(六)東鑑仁治二年十二月一日の條に出づ
(七)食物を盛りて出す器方、三方、四方、供饗などの總稱なり
(八)食物を盛りて持ち運ぶ器、圓形に蓋ありて、三脚、外へそりたる形をなす。すべて酒宴の用器。繪をかきて美麗なり
(九)現行本、外の字なし
(一〇)過著に同じ
(一一)泰時執權、延應改元して仁治元年三月十八日の條に出づ
(一二)同年二月廿九日の

條に出づ。下文に「此外嚴制數ケ條也」とあり、鎌倉幕府頹廢の遠因を見るべし

(一) 肘掛と机

(二) 行燈に同じ

## 四　器

四民皆用器あり、平生の用器及び禮器あり。禮に吉凶あり、軍禮・嘉例・賓禮あり。これ四民ともに其の分限によつて此の禮あり。此の禮あるときは、此の用器あり。しかれば用器用物又四民の品、官位職祿について其の制を不ㇾ精ときは、或は過或は不及にいたりつべし。用器の事、衣食宅について、其の品尤も多し。此の三品の外に文器あり、武器あり、財寶あり、見聞臭の器あり。文器は硯・料紙・几杖(一)・龕灯(二)・燭臺・蠟油等の類なり。武器は甲冑・劍戟・馬具・陣具等一切の武備の具なり。財寶は金銀・錢米・古器・珍器也。見器は目を慰むるの器、畫墨迹・奇石・植木・立花等惣じて見ㇾ之、以て樂とするの飾也。聞器は音樂の器、すべて耳を樂しましむるの用たり。臭器は香具・香爐等、鼻に齅ぎて樂しむの器用也。此の器について、これをのせ、これを居ゑ、これを入るる袋・筥・臺等、品節甚だ多し。故に衣食家宅について、用器も亦其の禮を定めらるるにあり。不ㇾ然其制不ㇾ詳ゆゑに、こなたは禮にかなひ、かなたは禮をたがふ事あるべき也。

## 獻賜・贈答

獻賜贈答は、君臣上下の禮、朋友好を修する道たり。下より奉るを獻物・進物と云ひ、上より賜はるを貺賜(たまもの)・被レ下物・拜領物と云ひ、朋友互に相贈り相答を贈答と云ふ。是れ皆我が心の信を其の物にあらはして、淺深輕重をして、內外表裏を一にいたすの道なり。しかれども其の官位職祿について其の分を定め、禮を節せざれば、又我意にまかせて過不及あり。故に古來其の禮をただし行はる。

凡そ武家の音物は武具を以て先とす。右大將家以來其の禮たり。ここを以て垸飯(わうばん)(三)・年始の嘉儀、皆御劍・御馬・御弓矢・行縢(むかばき)(四)等を以て恆式とす。參勤のとき土産のものを獻ず、(五)安堵御下文(おんくだしぶみ)を賜はる以後は、進物を獻ずる也。將軍家御用の事あつて、砂金・馬等多く入るときも、大名役としてこれを調進の事定式たり。將軍家よりの貺物(たまもの)、御劍・御馬たり。僧・法師・大工といへども、皆其の賜物多くは御劍・御馬たり。

(六)右大將家爲ニ御母儀ノ御忌日ト、被レ修セ佛事ヲ、御布施、導師馬一疋云々。(七)同十六枚ノ同鶴岡宮寶殿上棟、工匠賜ニ御馬ヲ、(八)源九郎主可レ引キ大工ノ馬ヲ之旨有リレ仰セ、下手ハ畠山次郎重忠云々。(九)御

(三) 武家の大饗をいふ。

(四) 狩獵、射騎等に腰部より脚部に著用するもの、毛皮製にて三尺六寸を普通とせりといふ、向脛にはくの義よりおこりし名稱なるべし

(五) 所領安堵の辭令の意。首に「…政所下」といふ如き形式にて、安堵狀などを發する故にかくいふ

(六) 養和元年三月一日に出づ、馬の外に絹、白布等の布施も見ゆ。賴朝の母は熱田大宮司藤原季範の女なり

(七) 東鑑養和元年七月廿日の條に出づ

(八) 義經

(九) 南御堂即ち勝長壽院建立を云ふ、文治元年十月十九日の條に出づ

堂供養幷に東大寺(一)奉加いづれも龍蹄(二)を用ひらる。しかれば歴代の武將この例を以て雄劍・龍蹄を先にして、衣服・金銀を後にせらる。是れ併しながら武家の式禮たり。京都將軍家に至りても此の禮を貴び用ひらる。其の後象劍（太刀、今所謂太刀也）を以てこれにかへ、馬代と號して金銀銅錢を用ふ。これ後世の末儀也。

凡そ贈答は云ふに不レ及、獻物皆釼・馬の外には、衣類・卷物・扇子等を用ひて金銀を不レ用。是れ古例なり。右大將家以來代々の制法、舊記にあらはるる處如レ此。砂金・南庭(三)を用ひらるるといへども、わづかの儀なり。多くは白綾(四)・精好(五)・織筋染物(六)・吳綿・桑絲・被物(七)・裹物等を以て、供佛施僧の貺物たらしむ。是れ金銀の少くしてこれを出さざると云ふにはあらず、第一金銀をば寳の上として、多くこれを出しあらはさざるの禮也。第二には人その貺をうけても、金銀なればこれをさめ置きて己れが財とす。右の類の物はうけたるもの又人に施すにたれり、不レ施ものは是れを賣りし(八)ろかふ。しかれば商買のものにわたりて財用を通ずるの道たり。第三、古來は所々より絲・綿・布・繒・帛皆乃貢として收納せらる。このゆゑに金銀をば不レ用、其の有餘のものを施とす。第四に、金銀を多く出し財を散ずれば、人人財を輕んじて物を重

(一) 建久六年三月十一日、東鑑の記事によれば、施入の馬千疋といふ、他に米一萬石、黄金千兩、上絹一千疋云々とあり
(二) 龍馬に同じく、すぐれて逞しき馬をいふ
(三) 南挺・南廷・軟挺とも書き、後の丁銀の類をいふ
(四) 斜に綾のある織物
(五) 精好織の略、厚く美しき光澤ありて袴地などに用ふる織物
(六) 練貫の織物、絹布に全體筋を大く織り出したるものに染色を施したるもの
(七) かしらにかづくもの

の意か。一般に彼物は今日の所謂お祝儀、引出物の意に用ふれども、ここはそれと異なるが如し

（八）賣つて他の代りのものを買ふ意なるべし。即ち他物品との交換の意

（九）與受

くす。このゆゑに金銀世にひろく多ければ、米穀諸色のあたひ日々に貴くして、金銀を輕んず。財を不レ貴して諸色をたかからしむれば、下民悉く費ゆ。このゆゑに金銀を不レ用。第五に、大人君子は財を貴びてこれを不レ弄、小人下民は財を見、これを携ふれば、其の心必ず亂る。このゆゑに財を用ふるは、商工賣買の利を貪るものの所レ致にして、君子これをとりあつかふ物に非ず。此の故實を考へて、古禮を定めらるるゆゑに、金銀をとりやる（九）は君子贈答の禮にあらざる也。國守・地頭參勤の禮節等に、金銀を獻上せしむる事は、國土の乃貢同意たる事なれば、不レ在二此限一也。

朋友贈答あることは、是れ又其の禮を修し好をあつくいたすの道たれば、互に國の土産、時分の物を以てこれを贈答し、其の誠を通ずるにあること也。これ又互の吉凶嘉禮を祝して、其の分限に從ひ贈答をなすを以て、祝とする也。

執權・奉行の輩へ音物の事、古來より其の法あり、天下の執權・奉行等は、武將の腹心耳目たるがゆゑに、上を崇敬のまことあらんときは、執權・奉行をたつとぶ事、尤も有二其故一。されば上へ獻上の餘分を以て、各〻贈進の事古實たり。然るにこれを以て賄賂と存じ、これを用ふればへつらひ也、又これを收納いたすも貪也と云ふは、

皆其の道に暗く其の事を不レ究（ルメ）がゆゑなり。貪欲ふかく利にまどうて、物のわかちに不レ通（ルゼ）ものは、執權・奉行の其の人にあらざるなり。既に天下の後見を承る人は天下の規範たり、四海皆此の人を崇敬すること、武將にことならざるべし。如レ此（クノ）して其の下知（げち）おこなはれ、其の令よく通ずべし。しかるに末世に及んで其の人にあらざる輩、其の任に居るゆゑに、或は謙下に過ぎて禮をこえ、或は高潔を事とし、物をうけざるを道と心得るは、執權・奉行の心得そこなひなり。たとへ萬金の貺をうけ、天下の崇敬をうくとも、其の勤其の智よく物々に及ぶ輩はまことの執權・奉行たり。一錢を不レ請（ケ）、人々に謙退をほどこして、人以て稱美すとも、其の智ものに不レ及（バ）して、其の行にたがふ處あらば、樹下石上の隱逸山人とは云ふべし、執權・奉行の禮とは不レ可レ云（ルカラフ）なり。世間道を口に云ひて心に不レ會（ルエセ）ゆゑに、毀譽皆失二其所一（ヒノヲ）て、隱者の格を以て大官・有職の人をかんがへ、執權・奉行のわざを以て、隱逸のものをはかるがごとし。人皆世の毀譽につきやすきゆゑ、人のほむることをよしと心得て、自ら省る事まれなるに至る、尤も不便（ふびん）の事なり。

右大將家時（ノ）、（一）東鑑第六 遠江守義定、自二遠州一（リ）參上、以二鹿皮九枚一（テヲ）爲二土產一（シト）、五枚獻二二品一（ハジニ）（二）、三

（一）文治二年四月廿一日の條に出づ。これによれば、義定狩獵して獲し鹿の皮なり

（二）賴朝

枚進若公一枚志小山朝光、只今候御酌之故也云々。寛元五年、時頼・重時、執權時、恆例の贈物可停止之由、被觸諸人、令進將軍家之條、猶兩御後見（時頼重時）之外者禁制云々。案ずるに、年作不熟、又は災厄再三に及ぶ、この時は贈物停止の例あり。しかれども年穀天災無子細して、贈答を禁ずるは故實にあらず、互に贈答して朋友の交をなし、大は小を育み、有財ものは貧人を惠むを以て禮とするなり。

異朝に聘禮(四)あり、贄禮(五)あり、ともに幣帛圭璋(六)を以て禮を行ふ也。尚書(七)に舜巡狩の禮をさだめて、五玉(八)・三帛(九)・二生(一〇)・一死(一一)の贄を恆式とせらる。周禮大宗伯に、六瑞(一二)・六贄の法あり、この外士相見の禮(儀禮)・曲禮(禮記)等に贈答の品、獻賜の禮を出せり。聘義(禮記)曰、以圭璋聘、重禮也、已聘而還圭璋、是輕財而重禮之義也、諸侯相勵以輕財重禮、則民作讓矣。聘禮(儀禮)云、多貨則傷于德、云々。少儀(禮記)に、君將適他、臣如致金玉貨貝于君、則曰致馬資于有司。（鄭註、適他行朝會也、資猶用。）是れ馬資は本朝馬代の心なるべし。下より上にたてまつるを獻と云ひ奉と云ふ。本朝に進物と云ふは獻物の義

(三) 雜家
(四) 物品を贈る禮法
(五) 入門の禮、會見時の土産物の禮、ここにては後者の意なり
(六) 金錢・織物・寶玉
(七) 經典に出づ
(八) 昔の諸侯即ち公・侯・伯・子・男の五等の諸侯が、身分をあらはす爲に王に贈る玉にして、王は又改めてこれを諸侯に授くるなり。公・侯・伯は上圓下方の長き玉即ち圭と稱するものの各々身分に應じたるを獻じ、子・男は圓形の璧と稱する玉の各々身分に應じて定まれるを獻ずるなり
(九) 三色のきぬ、薄赤色・黑色・黃色にして、身分によりて異なる。すべて諸侯の贄なり
(一〇) 羔と雁、羔は卿、雁は大夫の贄
(一一) 雉、士の用ふる贄
(一二) 六瑞は王及び公・侯・伯・子・男の六種のわりふの玉をいふ。六贄は相見の贈物の六等、即ち諸侯は皮帛、卿は羔、大夫は雁、士は雉、庶人は鶩、商工は雞

なり。又進は會禮之財なりと註す、（漢書高帝紀）蕭何爲二主吏一、主レ進と云ふは、主二禮錢一の儀なりと註す。又作レ贐、賭博之財曰レ進、負レ進償二博進一など云ふ、皆是れなれば、進物の字義、又財用の心に通ずるなり。異朝の禮は玉を以て第一とし、次に帛を用ふ、これを玉帛と云ふなり。

## 書禮

平生相通ずる處の書狀、必ず禮を以てこれをただすべし、禮の立つ處不レ正ゆゑ、書禮皆我意にまかせて不二一決一なり。されば謙に過ぐるものは書狀の法卑下にあまるゆゑ、この狀をうくる先の者これを喜ぶ。分にたかぶる輩は、其の書法ほこるを以て、是れを得る者怒をなす。是れ禮儀の制不レ正がゆゑなり。士は官位職祿を守り、農・工・商・神司・出家・陰陽・醫家等の諸品、其の類を定めて其の制を立つ。これに從つて其の書狀をしたためんには、人皆分を知りて自らこれを恆式とすべし。

右大將家の時、武家の書禮をただされ、禁中の有職人に悉く糾明せられ、御所において其の定あり。其の後泰時執權の時分、右大將家の禮をうけて其の書禮を定めらる。

是れ武家書式の始なり。（一）寶治二年、足利左馬頭入道正義與結城上野入道日阿、相論書札禮事、被宥仰兩方、被閣之。此事、去比付雜人事、自足利遣結城状云、（二）結城上野入道殿、足利政所云々。日阿得此状、投返事云、足利左馬頭入道殿御返事、結城政所云々。足利禪門甚憤之、訴申子細云、吾是右大將家御氏族也、日阿仕彼時、于今現存者也、相互未及子孫、忽忘往事、現奇怪事、爭無誡沙汰哉云々。仍被下彼状於日阿之時、日阿稱不能費紙筆、而獻覽一通文書。是則右大將家御時、注爲宗之家子侍交名、被載御判之御書也。彼禪門嚴閤總州、與日阿（于時、結城七郎）可爲同等禮之由分明也。右京兆（于時、江間小四郎）爲家子第一也。相州（時賴）披覽之、（三）召留件正文於箱底云々。是れ官位を守りて其の禮をなすのゆゑんなり。其の後（四）弘安年中に諸式の禮を定めらるる時、書禮の定あり。これより以來、皆弘安の書式を以て通用とす。しかれども時代によつて、其の文章文字つかひ、高下貴賤の差別あることとなれば、有職に命じて古今を斟酌せしめ、其の禮を定めらるべきなり。

書に品多し。武家に用ふる處は、將軍家の御書を御教書と云ふ、但し禮儀をたたし法のごとくしるさるる御書なり。内々の御書をば御内書と云ふなり。知行方等の御書

（一）東鑑同年閏十二月廿八日の條に出づ

（二）以下原本所々意味不通のところあり、現行國史大系本により改む

（三）以下時賴「家の規模たる」の故に日阿の文書を貰ひ受け、必要の時は望の通りにするとの預状を日阿に與へしと記せり

（四）弘安禮節を指すなるべし。弘安八年十二月廿二日、一條内經・花山院家定・二條資季撰、意見を入れしは當時の公卿二條師忠はじめ十七名。名づけて弘安禮節といふ。そ

を御下文と云ふ。近年稱賜領知御朱印。政所の衆連判して下すを、政所の下文と云ふなり。將軍家の仰せを執達せしむるを奉書と云ふ。執權の衆奉じて施行するを、古は施行と云ふ、是れ下知狀なり。過書は關所・驛路をとほる證狀也。（一）欵狀あり、歎狀あり、解狀あり、解文あり、散狀・配符等の品あり、御下文等を賜ふを、賜御一行と云ふ。其の品節をしるしわかつを目錄と云ふ。事書を折紙にしるすを折紙と云ふ。目錄は多くは竪紙也。折紙にしるさるるを賞とす。此の外札（二）・壁書・定・結番の書法等多し。東鑑に其のわかち所々にあらはる。しかれども京將軍家に及びて、伊勢伊勢守（三）・小笠原一等（統カ）（四）其の品を承けて其の制を定む。これらの有職にただして、其の故實を可紀明なり。

右大將家御下文の始は、治承四年八月（十九日）、山木退治の時、蒲屋御厨住民に賜ふ處これなり。（五）東鑑十二云、前前諸御家人、浴恩澤之時、或被載御判、或被用奉書、而今令右大將備羽林上將給之間、有沙汰、召返彼狀、可被成改于家御下文旨、被定云々。（六）建久四年、補將軍給之後、有政所始、御上階以前者、被載御判於下文訖、被始置政所之後者、被召返之、被成政所下文。千葉介常胤先給御下文、常胤頗確執、謂政所下文者、家司等署名也、難備後鑒、於常胤分者、別被副置御判、

の第一に書札禮之事ありて、身分により公式文の書式一定せり

（一）詫び狀、又はあやまり證文。欵伏狀、怠狀ともいふ。歎狀は事情を縷述して解決を依頼する狀、歎願書。解狀は原告と被告の幕府に出す訴陳の兩狀をいふ。解文は地方官などの事務引つぎ終りて、後任者より前任者へ怠政なき政治事務たしかに相違なしとの證狀を出す、その證狀のことを解由狀といふ、それなるべし。散狀は請文及び廻文の兩樣に用ふ、主に東鑑等に見えて、

可レ為二子孫末代亀鏡一之由、申二請之一、仍如二所望一云云。(七)上同十二 政所御下文、并解文・過書等、認法別出レ之。(八)同三十三 泰時病痾雖レ未レ及二沐浴一、被レ載二御判於御下知等状一、云々。是れ執權の狀を下知狀と云ふなり。

(九)綸旨・院宣・令旨・奉勅・位署(一〇)の次第は、詳に禁祕抄(一一)・職原抄等にこれを出す。古來は署判の事なし。武家の書禮皆署判をくはふ、平清盛以來しかり。右大將家の時、奏覽の狀に判を署し玉ふ、廣元(大江)・盛時(佐々木)が手跡にてあらざらんには、判を可レ仕との仰ごとなれば、判は證券のあひじるしの心に用ひ來れるなり。古來の書禮は詳に令(一二)にこれを出せり。

異朝文章書翰の制、文選(一三)・文體明辨(一四)等の書にこれをいだす。天子の書を綸旨・詔書と云ひ、太子の書を令と云ひ、諸侯言曰レ教、(原頭註)秦法、皇后・太子稱レ令、諸侯之言、曰レ教 蔡(一五)邕獨斷、進二之天子一曰レ表、

武家の用語なり。配符は配り札か

(二) 公示する事柄ありて札にすることなるべし。壁書は壁上の貼札をいふ、人人の備忘、心得等を書くこと多し。定は規約などの書物。結番は事務をとる順番のかき方か

(三) 伊勢貞親、伊勢守たり、足利氏の臣にして内書右筆となり武家故實に委しく、同關係の著書多し

(四) 小笠原貞宗、元弘より正平に至り、足利氏の為に恪勤の士なり。曾て騎射にて後醍醐天皇叡覧の光榮に浴せしことあり。晩年、伊勢貞親と共に武家禮節を集めて三議一統といふ書を成せり。このことを云へるなるべし (五) 伊豆賀茂郡竹麻村、當時、山木判官の親戚、史大夫知親の治下なりし地なり (六) 正しくは建久三年七月廿日任征夷大將軍、同八月五日政所始 (七) 東鑑巻十二には見えず (八) 東鑑延應元年五月十五日の條に出づ (九) 藏人が勅旨を受けて出す文書。院宣は院中の有司が院(上皇又は法皇)の御旨をうけて出す文書。令旨は皇太子・三后・親王・法親王・女院などより出づる公文書 (一〇) 官位姓名を書く事 (一一) 禁祕御抄又は禁中抄ともいふ、順德天皇が禁中の儀式制度故實等に關することを詳記し給ひし書なり (一二) 大寶令の中の公式令を指す (一三) 梁の蕭統の撰、三十巻、撰者は梁の皇太子にして、萬機攝行の間に、辭采・文華・翰藻の價値あるものを輯せしなり。わが國にては奈良時代より愛誦せられたり (一四) 明の徐師曾の撰、文章綱領一巻、詩文六十七巻、附録十巻を収む。この詩文の中に公私文書等のことあり (一五) 後漢の蔡邕の著はせる獨斷に載すとの意

進諸侯曰上疏、魏已前天子曰上疏、秦・漢上天子曰上書。凡そ古來の書柬十七段のかきわけあり。判をおすを押印と云ふ、（押印具註紙後以本籍姓名、省僚共押署以省印）簽と云ふも判をなす心也。（原頭註）十八史六、卅五枚、歐陽修已簽矣、字書、簽小書文字也、頭書云、簽押・簽疏・簽單之類也、又押の一字乃ちおしてとよめり、署判をなすを押と云ふ。（一）見事文後集第二 唐初未有押字、但草書其名、以爲私記、故號花書、韋陟（二）五雲體也、（祝穆）余見唐語（三）、書名未見一楷字、今人押字或多押名、猶是此意、王荊公（四）押石字初橫一畫左引脚、中爲一圈、公性急、圈多不圓、往々窩匾（五）、而橫畫又多帶過、嘗有密說公押反字者、公知之加意作圈云々。しかれば唐の末より判を用ふるにや。又壁書（六）あり、聽壁書（七）と云ふあり、（朱子曰、倣周禮讀法、偏示鄉村・聚落、亦可代今粉壁所書條禁云云）發端の書出し結句のとめやう、其の品多し。主者施行、符到奉行、便可施行など云ふ事、異朝の書法は教（八）に多く用之。本朝公式令（九）には、詔書の奉勅にこれを用ふるなり。詳に令に出之。

## 言語進退

禮は一身にはじまりて萬民にわたる。一身の要、言語動靜にあり。言語を輕んじ動靜をみだりにいたす時は、言行其ののりをたがふ、禮いづれの處にか可用。ここを

（一）事文後集は事文類聚の後集の意にして、前集・後集・續集・別集何れも宋の祝穆の撰なり。但しここに云ふ後集は寧ろ別集とあるべきに似たり

（二）唐の人、字は殷卿、文辭に巧なり、一時仕へて相を志せしも果さず謫せられて死す。その書く所の陟の字、五朶雲の如し、時の人、韋陟が五雲體と云ふ

（三）官吏任命の辭令書

（四）宋の神宗の時に所謂新法を行ひて富國強兵策を強調したる王安石のことなり

以て言語進退専ら禮を守るにあり。言語は出るにやすく、進退は輕卒にいたり易し。武將の一言以て萬民の耳に徹す、一動一靜、四海これをのりとす。故に言語を用ふるに禮を考へ、卑劣惰弱をのぞき、暴戾慢言を去り、進退動靜其の節を不レ失にあり。

右大將家奥州征伐の時、(一〇)被レ上二御幕一、覽二囚人由利一、仰曰、己主人泰衡者、振二威勢於(一一)兩國之間一、加レ刑之條、難儀之由、思食之處、無二尋常之郎從一歟之故、爲二(一二)河田次郎一人一被レ誅訖、凡管二領兩國一、乍レ爲二十七萬騎之(一三)貫首一、百日不二相支一、廿箇日內、一族皆滅亡、不レ足レ言事也。由利申曰、尋常郎從少々雖二相從一、壯士者、分二遣于所々之要害一、老軍者、依レ不二行步進退一、不レ意自殺、如レ予不肖之族者、又爲二生虜一之間、不レ相二伴最後一者也、抑故左馬頭殿(一四)者、雖下令レ管二領海道十五箇國一給上、平治逆亂之時、不下支二一日一給上而零落、雖レ爲二數萬騎之主一、爲二(一五)長田庄司一輒被レ誅給、古與レ今、甲乙如何、泰衡所レ被二管領一之者、纔兩州勇士也、數十箇日之間、奉レ惱二賢慮一、一篇不レ可下令レ處二不覺一給上歟云々。二品無二重仰一、被レ垂レ幕。由利者、被レ召二預重忠一、可

(五) ひつとみやひらべつたきところの出來ること (六)(七) 前出と大差なく、廳は公所の意 (八) 諸侯の言 (九) 大寶令の中にあり (一〇) 東鑑文治五年九月七日の條に出づ、この前に、梶原景時由利八郎を訊問し、言語不遜にして、八郎答へず、畠山重忠代りて訊問を果せる事記されたり。次頁參照 (一一) 陸奥・出羽 (一二) 泰衡の重代の郎從にして、泰衡逃げて賴りしを殺し、首を賴朝に獻じたる者。後その臣下としての志惡むべく、後輩への教訓とて賴朝斬罪に處す (一三) 藏人、又は天台座主の稱なれど、それより轉じて、第一の人或はかしらの意味に用ふ (一四) 賴朝の父、義朝のこと、平治の亂の敗亡の状を云へるなり (一五) 尾張の舊臣、長田忠致(ただむね)

レ施二芳情一之由、被二仰付一云々。同(一)奥州征伐時、着二御于下野國一、御二奉幣宇津(都)宮一、小(二)山下野大丞政光入道、獻二駄餉一。此間著二紺直垂上下一者候二御前一。而政光、何者哉之由、尋二申之一。仰曰、彼者本朝無雙勇士、熊谷小次郎直家也、云々。政光申云、何事無雙號候哉云々。仰云、平氏追討之間、於二一谷以下戰場一、父子相並欲レ棄レ命、及二度々一之故也云々。政光頗笑、爲レ君棄レ命之條者、勇士之所爲(三)也、爭限二直家一哉、但如レ此輩者、依レ無二顧服(四)之郎從一、直勵二勳功一、揚二其號一歟、如二政光一者、只遣二郎從等一、抽二忠許一也、所詮於二今度一者、自遂二合戰一、可レ蒙二無雙之御旨一之由、下二知于子息朝政・宗政・朝光并猶子賴綱等一。二品入レ興給云々。武將一言をつつしみ玉ふべき事如レ此。

同(五)時奥州征伐に由利八郎を生捕るのこと、宇佐美實政・天野則景相論あり、可レ尋二問實否由利一之旨、右大將家被レ仰二景時(六)一云々。立二向由利一云、汝者泰衡郎從號者也、眞僞强不レ可レ構二矯餝一歟、任二實正一可二言上一也、著二何色甲一者生二虜汝一哉云々。忿(七)怒云、汝者兵衛佐殿(八)家人歟、今口狀過分之至、無レ物レ喩、故(九)御館者、爲二秀鄕將軍嫡流之正統一、已上三代(一〇)汲二鎭守府將軍之號一、汝主人猶不レ可レ發二如レ此之詞一、矧亦汝與

(一) 東鑑文治五年七月廿六日の條に出づ

(二) もと藤原秀鄕の流にして代々下野掾となり、政光大掾となり下野小山に住みて、小山を氏としたり。政光の妻寒川尼は賴朝の乳母なり、後出の朝政以下源氏の重臣となる、ことに朝政・宗政は平家討伐以來武勳の上なり

(三) 現行東鑑は所志に作る

(四) 同じく顧眄に作る

(五) 東鑑文治五年九月七日の條に出づ、由利八郎の條參照

(六) 梶原景時

(七) 由利八郎
(八) 頼朝のこと
(九) 由利の主、藤原泰衡
(一〇) 基衡・秀衡・泰衡
(一一) 左馬頭の唐名、即ち義朝のこと
(一二) 平治二年改元して永曆といふ、即ち平治の亂に没落して、その翌年殺されしを指す
(一三) 頼朝、囚はれしは平治の敗戰なり
(一四) 東鑑建久六年三月四日の條に出づ
(一五) 今の滋賀縣蒲生郡
(一六) 天台宗北嶺即ち延暦寺の衆徒の事

吾對揚之處、何有勝劣哉、運盡而爲囚人、勇士之常也、以鎌倉殿家人見奇怪之條、甚無謂、所問事、更不能返答云々。景時頗赧面、參御前申云、此男惡口之外、無別言語之間、無所欲糺明者、仰云、依現無禮、囚人咎之歟、尤道理也、早重忠可召問之者、仍重忠手自取敷皮、持來于由利之前令坐之、正禮而誘云、携弓馬者、爲怨敵被囚者、漢家本朝通規也、不可必稱恥辱之、就中故左典厩(一一)、永曆(一二)有横死、二品(一三)又爲囚人、令向六波羅給、結句配流豆州、然而佳運遂不空、拉天下給、貴客雖令蒙生虜之號、始終不可貽沈淪之恨歟、奥六郡内、貴客備武將譽之由、兼以留其名之間、勇士等爲立勳功、搦獲客之旨、互及相論歟、仍云甲云馬毛付(被尋)畢、彼等浮沈、可究于此事者也、爲著何色之甲者、被生取給哉、分明可被申之者、由利云、客者畠山殿歟、殊存禮法、不似前男奇怪、尤可申之、著黒糸威甲、駕鹿毛馬者、先取予引落、其後追來者、嗷々而不分其色目云々。

又建久六年(一四)、右大將家上洛の時、出江州鏡(一五)驛、前驛路。爰台嶺(一六)衆徒等、降勢多橋邊、奉見之、頗可謂橋前途歟。將軍家、安御駕橋東、可有禮否思食煩、頃

之召小鹿嶋橋次公業、遣衆徒中、被仰子細矣。公業跪衆徒前、申云、鎌倉將軍、爲東大寺供養結緣、上洛之處、各々群集依何事哉、尤恐思給、但武將之法、於如此所、無下馬之禮、仍乍乘可罷通、敢莫被咎之者、不聞食返答之以前、令打過給、至衆徒前、取直弓、聊氣色、于時各々平伏云々。史官贊曰、公業自幼少經廻京洛、於事依存故實、今應此使節之處、誠言語巧而鸚鵡之嘴驚耳、進退正而龍虎之勢遮眼、衆徒感嘆、萬人稱美云々。（一）其後東大寺供養御參堂時、見聞衆徒等、群入門内之刻、對警固隨兵、有數々事、景時爲鎮之行向、聊現無禮、衆徒甚相叱之、互發狼藉之詞、彌々爲蜂起之基也。于時將軍家召（二）朝光、朝光起座、參進御前之時者、懸手於大床端、乍立奉可相鎮之將命、向衆徒之時、跪其前敬屈、稱前（三）右大將家使者。衆徒感其禮、先自止嗷々之儀。朝光傳嚴旨、者、當寺爲（四）平相國回祿、空殘礎石、悉爲灰燼、衆徒尤可悲嘆事歟、源氏適爲（五）大檀越、自造營之始、至供養之今、勵微功成合力、剩斷魔障遂佛事、淩數百里行程、詣大加藍緣邊、衆徒豈不歡喜哉、無慚武士猶思結緣、喜供養之一遇、有智僧侶、何好違亂、妨吾寺之再興哉、造意頗不當也、可承存歟者、衆徒

（一）同建久六年三月十二日の條に出づ
（二）結城七郎朝光、入道日阿、前節書禮の條參照
（三）頼朝右近衛大將を拜辭せるにより前の字あり
（四）平清盛
（五）大檀家、即ち信者の大なるもの

忽恥先非、各及後悔、數千許輩、一同靜謐、就中使者勇士、容貌美好、口辯分明、匪啻達軍陣之武略、已得存靈場之禮節、何家誰人哉之由、同音感之、爲後欲聞姓名、可名謁之旨、頻盡詞。朝光不稱小山、號結城七郎訖、歸參云々。

是れ右大將家の時、言語進退の禮、其の故實の存否如此也。

(六)城四郎長茂爲平家一族、爲囚人、所預梶原景時。僧都定任請之、(七)有(八)免許、諸侍着座、長茂參上、諸人付目、長七尺男、著白水干立烏帽子、融一行着座中、參著横敷、宛簾中於後、自其内一品御一覽、不被仰是非。定任見其體、頗赭面。景時對長茂云、彼所者二品御座間也云々。長茂稱不存知、起座退出。其後定任不及執申云々。

(九)上同二十一 又和田合戰時、波多野忠綱與三浦義村、論先登。(一〇)行光爲奉行、對決于御前。忠綱惡口、以義村爲盲目。因此忠綱於軍忠雖爲無雙、各評定之上、不及其賞云々。しかれば一動一靜、言語の禮尤も勇士の可慎處なり。(一一)上同第十二 熊谷直實於武勇者、雖施一人當千之名、至對決者、現取刀除髪之無禮と東史がしるせる戒、其のことわりありと可云也。

(六) 東鑑文治四年九月十四日の條に出づ、城長茂本來平家に味方して義仲と戰ひ、父、源家を呪咀せりといふ。後平家亡びて定任に師事せるなり
(七) 紀州熊野の僧
(八) 後見人となることを許可せるなり
(九) 東鑑建保元年五月四日の條に出づ。和田義盛の一族北條氏に反して亡びし事件なり
(一〇) 工藤小次郎行光なるべし
(一一) 建久三年十一月廿五日の條に出づ。久下直光と土地の境論にて對決せる場所にて熊谷

進退周旋の禮、古來其の家々の式禮ありといへども、是れ又時代相應の勘辨可有也。(一)第二治承五年六月、右大將家爲納涼逍遙、渡御三浦、義澄兼日有結構之儀。上總介廣常、依兼日仰、參會于佐賀岡濱、郎從五十餘人、悉下馬各平伏沙上、廣常按轡、而敬屈。于時三浦十郎義連、令候御駕之前、示可下馬之由。廣常云、公私共三代之間、未成其禮者。爾後令到于故義明(二)舊迹給云々。廣常は有勢の大名たり、このゆゑに家の禮を守りて、右大將家に不下馬、この心ゆゑにつひに廣常野心の沙汰に及びて、家を失ひ身を亡ぼす。近代永祿の比、武州成田長康代々の家禮、對武將下馬の儀なきことを守りて、上杉謙信に當座の恥を與へらる。如此事禮を知ることの不精して、株を守りて兎を待つのためしに近し。禮は皆時とともに變ず、變に不通ものは、禮の故實をきはめたるにあらざる也。

異朝にも、魯は非天子ば不稽首(三)の家法也。しかるに哀公十七年(四)齊・魯相會、齊侯稽首、哀公拜、齊人怒。孟武伯云、非天子寡君無所稽首云々。後齊侯盟顧、(五)責魯不稽首、因歌之曰、魯人之皐、數年不覺、使我高蹈、使我高蹈來爲此會唯其儒書、以爲二國憂、二國者齊邾也、魯盟齊邾于顧、言魯據周禮不稽首故也、云々。むかし魯の襄公左傳襄公三年與晉悼公盟ふ、この時

不平の餘り自ら髻を切り、そのまま逐電す

(一二) 關東鎌倉幕府の史官の意なるべし

(一) 十九日の條に出づ。この年養和元年に改元さる。この記事、頼朝が忍苦二十年の最初の遊樂かと思はる

(二) 義澄の父、治承四年頼朝旗擧の際三浦の衣笠城を守りて死す、年八十九

(三) 最も丁寧なる辭儀にして、天子に仕ふるの禮

(四) 左傳哀公十七年十二月の條に出づ

(五) 同前二十一年八月

魯には孟獻子と云ふ賢大夫相たり、このゆゑに魯公をして稽首せしむ。晉の相、知武子曰、天子在、而君辱稽首、寡君懼矣。孟獻子云、以敝邑介在東表、密邇仇讎、寡君將君是望、敢不稽首と云へり。孟獻子は禮の時に中せることをしり、孟武伯は古禮を必とす。しかれば其の時代に考へて、其の禮を行うて、威儀の節にあたると云ふべきなり。

異朝の書、禮を以て要とす。その品、曲禮[六]・少儀・內則・玉藻等にくはし。威儀の制は尤も小節にして、大人君子これを必といたすにあらざることなれども、遠に行くものは近にはじまり、人をただすものは身を以て始とすることわりなれば、在愼之也。

(六) 以下の四つすべて禮記の篇名

## 威儀文章

禮は威儀文章をそなふるにあり。物皆質斗にして、其の文章あらざるときは、禮容必ず闕く。このゆゑに衣服・家宅・飮食・用具より、言語動靜にいたるまで、其の制、威儀文章をかぬるを、君の道、禮の用とす。しかれども威儀に過ぎ文章にかたおつれ(偏)

ば、必ず實をわすれ本を失ひて、其の事皆虚僞におちいる事あり。このゆゑに文章に過ぎて華を事とせんより、いやしくともすなほにまことありなんことを、古人ねがへり。これ文章威儀をにくむにはあらず、たとへば言を巧にし辯を用ひ、進退に禮容ありとも、心に實事あらず、國家の政道に德知のわたる所あらざれば、これ大人の禮とは不レ可(カラ)レ言(フ)。しかれば諸色卑陋にして質樸なりとも、其の要道に正しからんを以て、まことの大人とは可(キ)レ云(フ)に似たり。ここにおいて內實に外文章威儀あるを以て、全人とは定む。されば官位について冠衣家宅を制し、言語動作をきはめて、其の品を立て其の節をあらはす、是れを威儀文章と云ふなり。武家ことに威儀を貴とし文章を用ふ。威儀とは、人これをおそれ、これをのつとるべきの飾粧をあらはすこと也。文章と云ふは、見聞のものこれを稱美して、其の心をここにとどめしむるのあやあるを云へり。人心をおそれしむるときは、人自ら屈服す、人心をここに留めしむれば、人皆和樂す。是れ古人の所謂禮樂なり。禮樂ともに行はるるを、君子の治道とす。草木自ら文章をそなへ威儀をあらはす。鳥獸自ら皮毛角爪の文をあらはし威をそなふ。人は萬物の靈たるを以て、萬物をあつめて其の秀をとり、以て今日の威儀文章にそなふるなり。異

朝の書、威儀文章を貴ぶの道尤も多し。

## 政法

國に政あり、法あり。政は朝廷より四民に及ぶまで、其の制其の禮を立て、萬民これによりおこなふの禮儀なり。法は可レ令キ禁シム制停止セ品々を立て、萬民にしらしめ、民をして非義邪路におとし入れざらしむ、是れを法と云ふ。乃ち俗に所謂法度これなり。しかれば萬民のよりおこなふ事の品を定めて、其の道をふましめ、其の可レ畏キルる品節を立て、これにとほざからしめ、これを背く輩には、輕重によつて刑罰の術あり。これを政法と號す。二の者國家治道の用法たり。上古に聖徳太子(一)天下の憲法を立て、禮樂を行ふことを始められしより、孝徳帝(二)に至りて、官位及び律令の條目をそなへ、つひに文武帝(三)に至りて、大寶元年淡海公不比等(四)、鈞命を承うけて律令を撰し、養老二年(五)に重ねてこれを改めて、天下の規範たらしめ玉ふ。是れ乃ち政法なり。

右大將家の時、政所・公文所くもんじよ(六)・問注所等、役人を定め補せらる。文治元年十二月、大江廣元・三善善信・俊兼(七)・邦通台命を承けて、武家の政法をただし、院奏せられ、（文治式見二東鑑五之廿丁一）

(一) 推古天皇の朝に制定し給ひし十七ケ條の憲法を云ふ
(二) 中大兄皇子・藤原鎌足などにより て制せられし大化改新の律令をさす
(三) 大化改新の律令の完成せし大寶律令
(四) 鎌足の子藤原不比等
(五) 元正天皇の時に大寶令に改正を加へて成りし養老律令をいふ
(六) 公文所は政所の別稱なり、諸本すべて公文所とあれど政所即ち公文所にして、ここは侍所さむらひどころの誤ならん
(七) 藤原俊兼、前出六二

御沙汰を經て施行せらる。其の後平泰時理世安民の志深くして、評定の是非を糺明いたして、貞永元年に式條[一]を撰して、評定の議を精しくし、武家これによつて事を行ふにたれり。それより代々の追加[二]多し。源尊氏公に及びて、建武[三]に式目を撰し、武家の禮法をたださしめ玉ふ。皆是れ政法なり。それより室町武家歷代[四]の追加あり、信長公・秀吉公各〻時政の制あつて法令を立てらる。大權現[五]宮に及びて、元和[六]の御式目、禁裡・武家・寺社の政法尤も明白なり。これより四海皆これに準據す。而して御代々その損[七]益ありといへども、元和の式を以て父母といたすべし。されば政法を精しからしめずして、人の是非を糺し罪を論ずるは、たとへばおとしあなをなして人を陷れしむるにたとふ。甚だ不仁の至りと云ふべし。

法を立てて、法をゆるがせにいたすは法にあらず。法の出して四海の人心を畏れしむることは、これを背く輩は、貴人尊位によらず、分限相應の罪あり。若しこれを宥免あらんにおいては、其の法不ㇾ可ㇾ行也。法を立つるのあらかじめ、其の輕重を校量して、而る後に法を立つべきなり。梶原景時は右大將家無雙の寵臣たりといへども、夜須七郎[八]行宗と對決にまけ、乃依二其科一、作二鎌倉中道路一、俊兼奉二行之一。又八田知家[九]

（八）東鑑第七

二頁參照

（八）藤原邦通、前出六一八頁參照

（一）貞永式目

（二）新編追加

（三）建武式目

（四）建武以來追加

（五）德川家康

（六）公家諸法度即ち禁中方御條目・武家諸法度・寺社法度をいふ

（七）禁中方御條目は損益なし、他の諸法度は時宜に應じて增減あり

（八）東鑑文治三年三月十日の條に出づ。景時のこの對決は、夜須が平家征討の合戰の功を賞せ

らるるを忘みて讒訴せし科なり
(九) 東鑑文治四年五月廿日の條に出づ
(一〇) 同文治四年八月廿三日の條に出づ。岡崎四郎義實とあり
(一一) 岡崎義實敗れて宿直勤仕なり
(一二) 東鑑文治五年九月九日の條に出づ。寺名は高水寺とあり、當時、陸中國紫波郡二日町にあり、江戸時代に片山にうつりて高清水觀音と稱すと
(一三) 現行の東鑑、この上に脱文を補へり。即ち「若より仰下さるる時は、左右

郎従夜行番を懈るに付き、知家鎌倉中道路をつくれり。(一〇)岡崎義實與波多野義景、遂對決、依奸曲之罪、百ケ日勤(一一)仕鶴岡寺・勝長壽院宿直云々。

奥州征伐の時亂妨を堅く停止の法あり。然るに(一二)東鑑第九之四十枚高清寺壁板をはがし取るのよし、住僧訴之、乃放取之僮僕於衆徒前、加刑法、令布犯人左右手於板面、以釘令付之云々。是れさらに法を輕んじたまはざるのゆゑなり。文治四年二月(二日)、所々の地頭等、所領已下事、自京都、或屬強縁、或獻消息、愁申人々多之。如此所々尤可有御成敗之處、凡如此之訴訟者、(一三)觸來者全不可致沙汰法也、善惡於御定者、不及左右事也、以縁々令沙汰者、世間人定似偏頗之由令存歟、仍今度無御沙汰也云々。右大將家の政法の正しきことあらまし如此。

東鑑第三十四 仁治二年三月(廿五日)、海野幸氏與武田伊豆入道光蓮、相論上野國三原庄與信濃國長倉保境事、前武州時泰決對之。幸氏所申依有其謂、任式目加押領分限、可沙汰之旨、被仰含于伊豆前司頼定・布施左衞門尉康高等訖。此事確執之餘、光蓮含恨、相語一族幷朋友等、對前武州、欲遂宿意之由、巷説出來間、重雖及細碎沙汰、猶如先。前武州被談人々曰、顧人之恨、不分其理非者、不可有政道本意、

なく成敗すと雖も、私に縁に付けて觸來者……」との意味となり、文意通じ易し

(一) 契約書、又は宣誓文の如きもの

(二) 仁治二年十一月廿九日の條に出づ。三浦一族と小山氏の族と縁者集まり來りて下下馬橋邊にて大喧嘩をなせり

(三) 喧嘩の一方の三浦泰村

(四) この次に、「同武衞(時賴)は兩方の子細を訪ふに及ばず」とて殘る一方へ人を遣はさざりし記事あり、後文、泰時が經時の輕率を戒めて、暫く來らしめざり

怖逆心不申行者、定又招存私之謗者歟、去建暦年中、和田左衛門尉義盛、企謀反之比、稱可被免囚人平太胤長之由、一族雖令列參、無許容、結句乍面縛胤長、渡彼等眼前、被預人之處、義盛雖成後日蜂起、於當座者、敢不能抑留其身、無私之先蹤如此、宜備向後指南事也。又庄田四郎二郎行方訴申盜人新五郎男事、同有其沙汰、以彼男主人岩本太郎家淸、可被處與同罪之旨、行方頻雖訴申之、所被棄捐也、被懸所從盜犯於主人之條、背物儀之由、對馬左衛門尉仲康奉行之。」(四月十六日)其後武田伊豆入道光蓮漏聞去月御沙汰之趣、殊謝申之、本自不存異心之處、依有巷說、今更及御沙汰歟、且驚存、且恐怖云々。剩雖子々孫々、敢不可有企惡事之旨、書起請文(一)、付平左衛門尉盛綱、獻前武州。即被召置之、以今日評定之次、令淸左衛門尉滿定、廻覽衆中、起請之趣可然、諸人同可有此事之由、被凝群議、始自當參衆、被觸仰如一流家督云々。

(二)上同二十三枚又、若宮大路下下馬喧嘩時、北條左親衞(經時、泰時嫡孫)令祇候人帶兵具、被遣若狹前司(三)泰村方(四)。前武州(泰時)御諷詞云、各將來御後見之器也、對諸御家人事、爭存好惡乎、親衞所爲太輕骨也、暫不可來云々。(五)泰時貴賤親疎に對せられ、聊不存私事如此。

し事、併せて考ふべし。又六六一頁參照
(五) 經時
(六) 足利泰氏、建長三年十二月二日の條に出づ
(七) 埴生(又、ハンブ) 埴生も同じ、今、印旛郡に屬す。
(八) 自領に入國するを入部といふ。
(九) 新編追加。

上同第四十一卷
又建長三年、時頼執權時、宮內少輔泰氏(六)自申出家之過、依之所領下總國埴生庄(七)、被召離之、陸奧掃部助實時給之。是不諧之上、小侍別當勞依危也。當庄者、泰氏始拜領之地、始而入部之刻(八)、於此所有遂素懷、不思議不謂之乎。然泰氏各以爲相州緣者、其上父左馬頭入道義氏、爲關東宿老、頻雖歎子細申、依人而不可枉法之由、及御沙汰。仁治二年追加(九)禁未及老年不蒙御免無左右出家。古來良將政法皆如此也。

## 訴獄

訴は訴訟のもの也、獄は雙方既にとり結びて相訟ふるなり。訴訟は人の心の愁結する處、理非のよる處なれば、此の制不精ば政道不正なり。此の故に政法をあらかじめ立て、人の愁を除き、非分邪義を抑ふといへども、猶ほ其の漏る處あつて、下につかゆる民あらんには、官に至り奉行に命をうけて、其の道をきく、これ訴をただす也。又雙方互に理非にまがひて(紛)不明辨か、或は一方に非をかまへて弱をしのぎ小をあなどつて私をなすか、或は權門にたよりて己が非をかくし、あやまりをかざりて公事をなす輩あり。ここに於て訴獄の制を立て、其の法を詳にして、執權評定これを決

断す。決断其の理にまがふ時は、天下の人民皆苦しみ、悪人非をかざり外をつくろひ、利口を事として、下皆上をあなどる。此の故に訴訟・獄事古來甚だ重レ之。令に獄令(一)を立てて此の法を制せらる。

右大将家の時は問注所をまうけられて、奉行・執事の役を清選せられ、諸人の訴論においては、将軍家直にこれを決断せらる。頼家公に及びて、諸訴論直断の事一向に停止せられて、時政(北條)・義時(同)・廣元(大江)・善信(三善)・義澄(三浦)・知家(八田)・義盛(和田)・能員(比企)・景時(梶原)・行政(藤原)等、可レ令レ計二成敗一の旨あり。實朝公の時は、御家人の訴においては、将軍家並に執權これを決断す、其の外の諸訴訟は執權・評定衆これを決断す。其の下に侍方・寺社・土民・町人・京方の奉行あつて、執權の下知をうけてこれを施行せしむる也。訴論あらんに於ては、地頭・代官其の司にこれを訴へて、其の下知をきき、下知に非分の制あるか、又は沙汰延引して定を過ぎば、乃ち奉行處に至りて、右の旨趣を通ず、訟獄の輩又しかり。訴論・訟獄ともに、權門内奏・奉行の内擧等すべて其の人にあらずして、これをとり沙汰いたす事を禁ず。訴論・訟獄の事書、問注所に寫しおかれ、評定衆詳にこれを考へて、其の對決の日限をきはめ、訴論・訟獄の輩、四民及び其の人にした

(一) 大寶令

がつて座を定め、精しくきき詳に察して、各々相談を加ふる事、古來の通例たり。貞永元年に及びて、泰時式條を定め、執權・評定衆一同に誓書をあらはして、非據を存せざらんことを紀明せらる。是れ武家訟獄の制を要とするのゆゑなり。

凡そ訴論・訟獄の品、天下の人情不可究の間、數々の事たるに似て、其の實又不多也。領地に付きて山野の堺論、井溝の論、盜人・女讎・下人・奴婢・僕從の逃亡、盜殺・口論・喧嘩、惣じて殺害・刄傷・無禮のとがめ、借錢・負物・父祖の遺迹讓狀・賣買訴謀等也。如此事豫め其の制を立て法を堅からしめ、巡察して其の泄脫をただされんには、訴獄の道も亦まどひ少かるべし。

東鑑第三 元曆元年十月(廿日)、諸人訴論對決事、相具俊兼(藤原)・盛時(佐々木)等、召決之、且令註其詞、可申沙汰之由、被仰善信(三善)。第十四 建久五年十月(一日)、大舍人允三善行倫、可記訴論人問註詞之由、被仰出之、日來父善信奉行職也、依他事計會、擧申行倫。第十六(五月廿八日) 正治二年、陸奧國葛岡(二)郡新熊野社僧、論坊領境、兩方帶文書、望惣地頭畠山次郎重忠成敗。重忠辭云、當社雖在領內、秀衡管領之時、令致公家御祈禱、今又奉祈武門繁榮之上、重忠難自處者、則付大夫屬入道善信、擧用之。仍今日羽林(三)召覽彼所進境繪圖、染御自筆、令曳墨於其繪圖中央給訖。所之廣狹、可任其身運否、費

(二) 現行本東鑑、葛岡とあり。地名辭書によれば、新熊野社は長岡郡にありて、東鑑の葛岡は長岡の誤寫となせり

(三) 賴家

使節之暇一、不レ能レ令レ實二撿地下一、向後於二境相論事一者、如レ此可レ有二御成敗一、若於レ存二未レ盡由一之族上者、不レ可レ致二其相論一之旨、被二仰下一云々。

建仁三年（十二月十八日）評定曰、諸人訴論是非、進二覽(一)文書一之後、至二三日一不レ加二下知一者、可レ被レ處二奉行人於緩怠過一之由、儲二其法一云々。仁治二年（第三十四（六月十一日））泰時評定、雜人訴訟事、相二分國々一、被レ付二奉行人一、而度々雖レ被二相觸一、不二事行一之時、申二御教書一之間、尫弱訴訟人、數反往還經二日月一事不便、自今以後、不レ可レ申二成御教書一、以二奉行人奉書一、可レ加二下知一之旨、被二仰出一云々。寛元元年（第三十五（九月廿五日））評定、諸人訴論事書、入二見參一可レ施二行之由、被二仰下一之處、御成敗遲々、尤以不便、自今以後、付二奉行人一、註二事書一、早々可レ成二御下知一、又御下知與二事書一、於二問注所一可レ令二勘合一、事書無二相違一者、可レ下之由、被レ仰二加賀民部大夫一。（朝直・經時評定。）

又建長二年（第四十（四月廿九日））、時賴執權、雜人訴訟事、諸國者、可レ帶二在所地頭擧狀(二)一、鎌倉中者、就二地主吹擧(三)一、可レ申二子細一、無二其儀一者、不レ可レ用二直訴一之由、今日被レ仰二遣問注所・政所一、是爲レ被レ禁二直訴之族一也。又曰(四)、雜人訴訟之事、被レ定二法儀一、所謂百姓與二地頭一相論之時、無二其誤一者、於二妻子所從以下資財雜具一者、可レ被二糺返一也、田地並住屋、

(一) 將軍實朝の覽に進むるなり
(二) 直訴せんとするとの地頭の添狀
(三) 推薦
(四) 同年六月十日の條に出づ

令レ安ニ堵其身ニ否　事、可レ爲ニ地頭進退ニ之由云々。此の外父子・兄弟・主従・敵對・訴論人の座、いづれも式目追加等にくはし。

## 賞罰

政法を正し訴獄を詳にして、其の善を賞し其の惡を罰するは、國政の常式人君の禮也。人臣つとむるに道を以てして、人君これを賞する事禮にあたらず、人臣我意を放(ほしいまま)にして、人君これを懲すに罰を以てせざる時は、四海の間明暗混じて人つとめに倦む、禮の不ル行ハレがいたす處なり。ここを以て古の明君皆賞罰を以て治道の要とす。武將の禮、軍戰功を優賞せらるるを以て賞の要とし、不義不忠を存して、謀反惡逆を事とするを、罰の要とす。

右大將家以來、歷代の制舊記にのする所皆しかり。軍戰は亂世の儀にして、恪勤の忠直は平生の事なれば、平生においては遠近内外の奉公を考へ、變異においては、其の動靜作略をはかつて賞罰せられんこと、まことの禮たるべし。

(五)東鑑九之五十六丁
文治五年奥州征伐ノ時、安藝國ノ大名葉山介宗頼、爲シテニ奥州御共ト一、率キテニ勇士ヲ一、參ニ向シ駿州

(五) 十月廿八日の條に出づ

藁科河邊、聞二已御進發之由一歸國、自由之至也、仍收二公其所領一。(一)東鑑第十三 又富士野狩、曾我兄弟狼藉時、常陸國久慈輩、候二御共一、恐二此騷動一逐電、仍收二公所帶一。(二)第十八 又首藤刑部經俊、爲二伊賀守護一、爲レ賊被レ襲逃亡、因武藏守朝雅(三)爲二守護一、其後經俊捧二欵狀一、平家蜂起時、因レ無レ勢、爲レ聚二軍士一、暫遁二其國一、於レ時進退者、兵之故實也云々、不レ及二御許容一。(四)第三 又右大將家召二大内冠者(五)使一、賜二委細御書一、其趣攻二擊逆徒一事、尤神妙、但可レ被レ抽二賞之由、被レ進レ申、頗背二物儀一歟、其故者、補二一國守護一之者、爲レ鎭二狼戾一也、而先日爲二賊徒一被レ殺二害家人等一訖、是無二用意一之所レ致也、豈非二越度一乎、然者、賞罰者宜レ任二予之意一者云々。大内於二伊賀一襲二平家一、家人多逃亡、 泰時(六)賞二北條武衞一頼時、以二一村一、是御所中宿直祗候事、勤厚之故也。(七)第四十 時頼亦幕府小侍宿直奉公辛勞之輩、多以與二新恩一(八)、不レ論二年臘一、有二此賜一云々。

しかれば必ず軍戰にかぎらず、其の奉公の忠勤に從つて恩賞あるべき也。諏訪兵衞尉盛重は、(九)法華堂湯屋火事の時、最前に馳せ參じ、中間の民屋數十宇を壞ちてけるゆゑ、法華堂に火うつらず、泰時感歎の上、浴二御恩一、これ法華堂を重んぜらるるのゆ[illegible]。し[illegible]、勤[illegible]して不レ懼、[illegible]擧て不レ動して其のつとめをつとむる

(一) 建久四年六月三日の條に出づ
(二) 元久元年三月九日以後再三出で、同二年九月廿日の條にわたりて出づ。賊は平家の殘黨なり
(三) 平賀朝雅、北條氏の姻戚として勢力あり
(四) 元暦元年三月廿日の條より同八月三日までの間に散見す
(五) 大内冠者惟義。伊賀國の守護となりて、伊賀平氏の包圍を受けしなり
(六) 東鑑仁治二年十二月五日の條に出づ
(七) 同建長二年十二月十[illegible]

ものは、世上で希有のことせ　しかれは賞罰は末代の政にして、聖人の致す道にあらざるなど云ひて、高尚を事とする一黨あり、尤も不レ足レ取レ之也。異朝の堯舜の治法と云へども、陟黜（ちよくちゆつ）の禮をやむることあらずと、舊紀にみえたるなり。

（八）現行本には、この間に「凡於勤厚之輩」の句あり

（九）頼朝の持佛堂

## 武備

安くして危を不レ忘レ、治まりて亂を不レ忘レは、古來よりの戒なり。況や武將其の家にそなはり玉ふ上は、武のまうけをなし、其の備をあらかじめ紀明あること、是れ恆式たり。このゆゑに四季の獵漁を以て、士卒の練を試み、常に武を備へて、人をして此の業に安んぜしむ。これを武備と云へり。練ニ士卒一習ニ兵事一ことは、神武帝よりこのかた、代々の聖主皆これをつとめ玉ふ。天武帝の詔云、凡政要者軍事也云々（日本紀廿九）、況や武家においてをや。されば右大將家御所より鶴岡八幡宮へ参詣の時、必ず四門をかため辻々を警固せしめ、隨兵を撰み、甲冑弓矢を帶せしめて、行列をただざる。而して所所の遊興皆笠懸（かさがけ）・犬追物（いぬおふもの）等を行ひ興ぜらる。是れ皆士卒武伎になれ、甲冑弓矢を執りあつかひて、武の器物に身をならはし、耳目を練りて、人心を武に安んぜしめんが爲

なり。武具武用、士卒の家業たりといへども、是れになれ是れを弄ぶこと遠ければ、其の制法用法必ずうとくなりて、耳目これにおどろき、身心ことに安んぜず。このゆゑに武將の制、武を練るを以て備とする也。

右大將家のとき、八幡宮參詣すら如レ此、況や上洛等の武備、皆然り。ことに度々切々のかりくら(狩競)を以て、士卒を練り玉ふゆゑ、武具のあらため馬揃(うまぞろへ)など云ふ沙汰に不レ及也。如レ此の式禮を立て、武備を設け玉ふと云へども、次第に弓馬の儀を人々うとんじて、武備を遠ざく。ことさら京都(一)より將軍家をなしまゐらせし後には、甲冑のまうけ隨兵の用意、こといかめしきに似たりとて、つひに是れをやめらるるに及ぶ。これより武備ことごとく頽傾して、各々其の家業を忘るるに至れり。凡そ武將直に大官位に昇進の事、右大將家固辭し玉ふも、官位昇進いたすほど、武威の行粧其のまうけ、自然にこれをとほざくることをはかり玉ふゆゑに、將軍家の式を立て、家職の備をわすれざらんことを思食(おぼしめ)すのゆゑなるべし。夫れ天下に天下の武備あり、國に國の武備あり、城に城の武備あり、家に家の武備あり、御家人に御家人の武備あり、これをつとめてそなへまうくるときは、武備の用たれり。ここを以て四海平均なりと云へども、

(一) 三代實朝のあと、賴朝の妹の血緣に係る藤原賴經・賴嗣を迎へし以後をいふ。

武備しはらくも怠るときは、災生じてこれを防ぐに力あらず。

東鑑五 文治元年十月廿四日、勝長壽院(二)被遂供養、還御之後、召義盛(和田)・景時(梶原)、明日可有御上洛、反義經聚軍士、令著到之(三)、其內明曉可進發之者有哉、別可注進其交名(四)云々、及半更、各々申云、群參御家人常胤(千葉)已下、爲宗者二千九十六人、其內申則可上洛之由者、朝政(小山)・朝光(同上)已下五十八人云々。右大將家時、天下未靜謐、武備のまうけ揭焉(五)たるの時も、急事に忽ちうつたつて(六)武用を守る輩如此すくなし。しかればつねに守りそなふるものに非ずんば、急の君用に達して武業をつとむること可難叶也。同上十七 建仁元年城(七)小太郎資盛謀叛の時、佐々木西念俗名盛綱征伐使に御教書を賜はる。西念上野國礒部鄉にありて、門外においてこれを拜見せしめ、門內に入らず、所立于門傍之鞍馬にとびのり、卽ち揚鞭馳向、郎從等、追至路次、愁楚忽之由。西念云、吾聞天慶年中、平將門於東國企叛逆之時、以宇治民部卿忠文(八)、爲追討使、而羞膳之間、聞可有此宣下之旨、戶部(九)抛箸起座、則參內給節刀、後不能歸宅、直赴洛外云々。如此の事、平生の武備不精ば不可叶なり。

恪勤の備あり。恪勤と云ふは、殿中の番人次第を追うて其の間其の間に結番せしめ、

(二) 南御堂とも稱す、幕府の東南に位す。
(三) 到着或は出席などの名簿をとること、この場合はその遲速の順によりて記するを通例とし、早きを賞するなり
(四) 名簿
(五) あらは、いちじるしの意
(六) 打立つこと、出發準備しての意
(七) 平家に味方せし殘黨、越後・佐渡に蜂起す。建仁元年四月二日、六日の條に出づ
(八) 藤原忠文
(九) 民部卿忠文

非常の戒を守り、平日の公用を辨ずる儀たり。武家の禮、近習・外様・歩走并に武具(弓鐵砲鎗旗)の輕卒各々其のうけとる所を守る。輕卒は門戸を警固し、勇士は殿中を營衞す。而して執權の老臣一人宿直をつとむ。武士皆腹卷を櫃底にをさめて、急事にそなふ。門戸には、常燈あり、續松(たいまつ)あり、合印(あひじるし)のふだ、提灯あり。殿中所々も亦如レ此。これ乃ち殿中の武備たり、小侍所(こさむらひどころ)の別當是れを糺正する也。令に官衞の制を詳にす。承元(一)に平頼國人二仁壽殿一、自殺放火の事あり、正應(二)に淺原爲親紫宸殿にこもることあり。鎌倉(三)將軍(頼經)家時、盜人推二參常御所一、盜二御劍・御衣一、不レ知二行方一、泰時朝臣令三大番衆警二固四方一、止二人之出入一これをたださる。後に美女盜人を誘引せしめし事あらはれたり。殿(十四日)中と云へども守りあらざらんには、奸人其の間を伺ふこと如レ此。このゆゑに恪勤の戒を要とす。

(四)北條武衞(五郎兵衞尉時頼)自二前武州(泰時)一、拜二領一村一、御所中宿直祗候事、勤厚之故也。凡前武州現二所勞一之外、毎月六ケ日夜當番、自二壯年一于レ今、所レ令レ致二勤節一也云々。泰時天下の執權を司りて、尙ほ宿直のつとめ如レ此。建長(第四十)二年十二月(廿七日)、御所中頗無レ人、自二小侍所一頻雖レ被レ加二催促一、似レ無二其詮一、仍有二結番之儀一、自今以後、至二不事輩一者、

(一)土御門天皇御宇の年號。仁壽殿は清涼殿の東にあり
(二)伏見天皇御宇の年號。爲親は大日本史及び津輕本には淺原爲頼に作る。この事歷代皇紀卷五に出づ
(三)寛喜二年五月六日及び十四日の條に出づ
(四)仁治二年十二月五日の條に出づ

削名字、永可止出仕之由、嚴密被觸廻之、彼番帳、中山城守盛時、所加清書也。（原頭註）東鑑三十三之廿一丁、仁治元年三月十二日、當番無故不事輩五人、被止出仕、陸奥掃部助奉行之、小侍所別當。（五）同時幕府小侍、宿直奉公辛勞之類等、多以浴新恩、凡於勤厚之輩者、不論年臘、可有此御計由、被仰出云々。これ恪勤の輩を撰んで、其の賞罰をたださるるのゆゑ也。恪勤は殿中の武備たり、まことに古今所重之也。

（五）前出六五二頁にも引用せらる

## 災備

災の起ること不可測、このゆゑにかねて災の備をまうくる事あり。備をまうくる制精しきときは、災來りて災をなさず。人災あり、これを禁非常と云ふ。人災は當座の口論喧嘩亂狂存仇讎の輩、それより大にしては盜賊・殺害・一揆・謀反人等なり。此の類の相起ること、時あり所ありといへども、大概皆不意に出づ。これを全く平均せしめん事は、備をまうくるの術にあり。備と云ふは、かねて其の品々の制法を立て、此の事のなからん道を示し、此の事あらんには、これを制するの法をただし、其の時分其の所へは、奉行・目付等巡察して、あらかじめ是れをたださし、これを索め

て其の事をきはむるときは、人災出來る事まれなり。而して武將の御行御遊等には、四方を警固し辻々をかため、遠近をはかつて、前後左右の隨兵を撰び、あとに留めて殿中を守護し、路邊に留めて前後を通ずる等の戒をなして、事楚忽に出づと云へども、無レ危がごとくこれを制せらる。しかれば平日の備、今日の武備、聊も不レ怠のゆゑに、難儀起りても、これをやむるに不レ危なり。

(一)東鑑第二　右大將家の時、鶴岡寶殿上棟に監臨の暇をはかり、故長佐六郎(二)房州地頭　郎等、左中太常澄曳(三)柿直垂之下、著二腹卷一、髻付レ(四)札、相二交供奉人一、(五)下川邊行平虜レ之。(六)第十二　又建久三年、渡二御新造御堂地一、(七)犯土之間、(八)上總五郎兵衛尉、左眼覆二魚鱗一、懷中帶二一尺餘打刀一、交二四夫一運二土石一、伺レ暇爲レ奉レ(九)計二幕下一、幕下怪レ之、佐貫四郎大夫虜レ之。見聞記中　又東大寺供養時、平家侍薩摩中務、大衆の中に交りて右大將家を認ひまゐらせ、大衆これを生捕ることあり。又富士野狩に曾我兄弟報レ仇等の事皆時にいたつての災也。其の後梶(一〇)原景時が逆心、(一一)公曉が弑二實朝公一、(一二)畠山重忠・(一三)和田義盛・(一四)三浦泰村・(一五)伊賀守光宗・越(一六)後守光時等が逆心の企、皆譜代・重代の御家人として、挾二野心一に至る。如レ此の急事にのぞみ、其の亂を制する事在二急速一、急速ならん事皆平生の武備にある事也。こ

(一) 養和元年七月廿日の條に出づ
(二) 前年誅罰せられし者なり
(三) 柿澁を引きたる鎧直垂をいふ
(四) 故主名自分の身分を記せし札
(五) 前出六一五頁參照。頼朝怪しみて、いまだ言葉を發せざるに敏活に捕へたり
(六) 正月廿一日の條に出づ
(七) 建築・開墾等をなすに先だち、道教の迷信によりて行はるる一種の地鎭祭の如きもの
(八) 平家の殘黨、上總介平忠淸の子。この時捕はれて遂に絕食し

のゆゑに右大將家常に武備をまうけ、災害を除却の謀を詳になし玉ふ。(七)東鑑廿四 東大寺供養に付き、結緣のために御參堂ありしに、東帶之下令レ著二腹卷一玉へり。(八)上同二十三 又隨兵者、兼二備三德一者、必可レ候二其役一、所謂譜代勇士、弓馬達者、容儀神妙者也、亦雖二譜代一、於下疎二其藝一者上、無二警衞之恃一、能可レ有二用意一云々。(九)上同十八 畠山重忠逆心の時、於二路次一、可レ誅レ之、有二追討使一、軍兵悉以從レ之、仍少下祇二候于御所中一之輩上、于レ時善信(三善)相二談于廣元一云、朱雀院御宇、將門起二於東國一、雖レ隔二數日之行程一、於二洛陽一、猶有下如レ固レ關之構上、上東上西兩門本土門也始被レ建レ扉、矧(已)重忠之莅二來近所一歟、盍レ廻二用意一哉云々。依レ之遠州時政候二御前一給、召二上四百人之壯士一、被レ固二御所之四面一、次軍兵等進發云々。

且つ又喧嘩口論の起ること、必ず不慮の處にあり。

右大將家の時、(一〇)熊谷直實・久下權守直光と所領を訴へ對決にまけ、文書を卷いて庭上に抛ち、自らもとどりを切りしたぐひ、當座狼藉たり。建曆二年於二御所侍一、宿直

亡死す (九) 賴朝 (一〇) 正治二年賴朝の薨後、武田有義を將軍に立てんとし、又結城朝光を賴家に讒言せしことより破滅に至りしを指す (一一) 承久元年、父賴家の仇と思ひ込みて、これを弑せり (一二) 北條時政の後妻牧氏の女婿なる平賀朝雅の讒に遇ひ、又時政にその衆望あるを忌まれて元久二年滅ぼさる (一三) 義盛、その子及び甥の北條氏を亡ぼさんとする陰謀に加はり、事あらはれ建保二年北條義時を攻めて敗死す (一四) 將軍賴經廢せられし時、一族の中にその再任を願ひし者あり、これより北條氏に疑はれ、又安達氏より三浦氏の權力の強きを忌まれて寶治元年遂に亡ぶ (一五) 北條義時の死せる隙に乘じて己が姻戚を以て將軍及び執權に充て一族權を握らんとして元仁元年流罪となる (一六) 北條光時、名越に在りて名越殿といふ、將軍賴經に寵せられて執權時賴を除かんとし寬元四年却つて伊豆に流さる (一七) 承久元年正月廿七日、大江廣元、實朝右大臣拜賀の禮に、腹卷を着用せよと、父賴朝の故事を語れる條に出づ (一八) 建保六年十二月廿六日、實朝任右大臣拜賀準備の條に出づ (一九) 前出元久二年六月廿一日同廿二日の條に出づ (二〇) 前出六三九頁參照

田舍侍喧嘩、卽時死者二人、刄傷者二人、鎌倉中息劇のことあり、乃ち兩人を配流せらる。又建長二年、同第四十(四月四日)於二幕府一有二御勝負一、人々參進、面々及二合手引出物一、此間式部兵衞太郎光政等、有二喧嘩一、以二引出物一、投二合手一、乃滿座醒レ興、各〻加二制止一、光政起レ座、翌日有二評定一、依レ現二無禮事一、可レ被レ處二罪科一之處、被二相宥一可レ誡二向後一云々。

凡そ喧嘩に因つて非據を存し、雙方の知音緣者これを荷擔いたし、大事に及んで君忠を失ふこと多し、豈不レ戒乎。(一)同第十一右大將家御濱出時、雜色澤重與二盛時所從一喧嘩、各蒙レ疵、和田義盛搦二進之一。有二御勘發一、(二)直被レ流二遣伊豆國一、而可レ被レ究二科輕重一歟、爲二楚忽御沙汰一之由。盛時屬二義盛一、頻愁二申之一。於二所犯一者、相互難レ遁旨、直御覽訖。非二他所一、正於二御興遊砌一、忽現二奇怪一、糺斷之篇何期二後日一乎、(三)汝乍レ接二公事一、欲レ申二行非據不當一之由、御氣色及二再三一、盛時閉口逐電。

第十五又建久六年正月(八日)、豐後守季光與二中條右馬允家長一、起二喧嘩一、已欲レ及二合戰一、兩方緣者馳集、令二義盛和平一、雙方有レ戒云々。和田義盛侍所別當たるがゆゑに、喧嘩鬪諍の類を糺明し、搦取或は和平の取あつかひを承る。いづれも雙方ともに戒あることとなり。

第十九承元四年六月(三日)、於二相州丸子河一、土肥・小早河之輩與二松田・河村一族一、有二喧嘩事一、

(一) 建久二年九月廿一日稻村ケ崎小笠懸の技ありし時のことなり
(二) ひどき不興のこと
(三) 和田義盛

（四）前出六四六頁參照

雙方郎從被レ疵、其後相互籠城之由、依レ令二風聞一、爲レ相二鎭之一、義盛（和田）・義村（三浦）奉レ命行向畢、今日入レ夜歸參。件輩納涼逍遥之間、頗及二雜談一、就レ論二先祖武功之勝劣一、雖レ有二此鬪諍一、應二御使諷諫一、早成二和平一、與力衆等退散云々。勇士者收二其身一、可レ奉レ護二國家一之處、近代諍二私武威一、動起二鬪亂一、不忠之至、不レ可レ不レ誡之由、如（以カ）二相州一有二其沙汰一、向後於下好二此儀一者上、召二所帶一、永可レ被レ放二御家人之號一旨、以二今夜中一、被レ下二御書一。於二雜色一、可レ付二土肥・松田等一云々。（四）仁治二年、泰時執權時、若宮大路下下馬橋邊騷動、是三浦一族與二小山之輩一、有二喧嘩一、兩方緣者馳集成レ群之故也。前武州太令レ驚給、卽遣二佐渡前司基綱・平左衞門尉盛綱等一、令レ宥給之間、靜謐云々。翌日駿河四郎式部太夫家村・上野十郎朝村、被レ止二出仕一、昨日喧嘩職而、起レ自二彼等武勇一云々。凡就二此事一、預二勘發一之輩多之。雖レ非二指親昵一、只稱二所緣一、相二分兩方一、與二本人等一、同令二確執一之故也。又北條左親衞（經時）者、令三祗候人帶二兵具一、被レ遣二若狹前司方一、同武衞（時頼）者、不レ及レ被レ訪二兩方子細一。依レ之前武州御諷詞云、各將來御後見之器也、對二諸御家人事一、爭存二好惡一乎、親衞所爲太輕骨也、暫不レ可レ來レ前、武衞（時頼）斟酌頗似二大儀一、追可レ有二優賞一云々。次招二若狹前司大藏權少輔・小山五

郎左衛門尉、被レ仰曰、互爲二一家數輩棟梁一、尤全レ身可レ禦二不慮凶事一之處、輝二私武威一、好二自威一(一)之條、愚案之所レ致歟、向後事殊可レ令二謹愼一之由云々。皆以敬屈、敢無二陳謝一云々。

凡そ喧嘩は一人の憤を散ぜんことを欲し、家を失ひ忠をつとむることを忘る。是れに與力の輩を戒めざるときは、鬪亂の基たるべし。盜賊の事必ず其の國俗土風あつて、其の土民これを以て勇とするあり、又飢渴にせめられて無二恆心一、つひに盜賊に陷ることあり。しかれば盜賊の備其の術あるべし、具に其の實を考へて其の戒をなすべし。如レ此の事、一事一樣をのみ心得たらんには、其の術つひに不レ可レ立なり。

次に天災あり、火事・大風・大雨・大旱、皆自然の災たり。しかれども明將其の備をあらかじめ設くるときは、災來りて災をなさず。火事には火を拒ぐの備あり、火を戒むるの時あり、火災の起る地あり、必ず火災を不レ免の地あり。如レ此ことを勘へて、豫め其のまうけをなすを以て、災おこることまれなり、起ると云へども速にこれを制す。たとへ火災興張して、其の災大なりと云へども、人これによつて營を不レ失、これに至つて愁ふることなし。風雨・旱水亦然り。風雨に時あり、旱水亦四時に定數あ

(一) 現行本、自滅とあり

り、必ず此の災にあたる國郡土地あれば、其の設をなし其の用意をいたして、奉行監者を以て、其の未前の兆を察して其の政を施すにあり。凡そ天災は天の戒むる處にして、又これ時節によつて天災なき時あり、又度々天災多き時あり、必ず世の明暗、政の是非にもよらざるなり。

上古を以て云はば、淸和帝の時(十八年)、日夜火災盛にして、大極殿其の外殿門多く燒け、日中に火事出現する事度々に及ぶ。これによつて內裏の門々をかため、四方を警固せしむるに、或は小女小童火をつつみて門戶になげてやき立つ。奉行人これを改めて推問するに、彼れ亦其の所以(ゆゑ)を不レ覺(エ)と云へり。其の後やがて事しづまれり。延喜帝(三)ノ御宇禁中度々燒けあがる。是れ菅家の靈なりとて、贈官の沙汰に及べり。村上帝天德四年にも、內裏失火ノ事あり。武家に至りては、承久元年より二三年の間、每日鎌倉中失火、凡そ兩三年の間の火災、家々悉く此の難を不レ遁レ、剩へ禁裏及び淸水寺・走湯山等皆此の災にかかる。されば鎌倉中纔(カニ)雖(モ)レ有(リト)ニ遲速一、遂無(ニシ)レ免(ルルコト)ニ火難(ヲ)一、匪(アラズ)ニ直(タダノ)之事(コトニ)一と諸人これを怪しめりと東鑑に出でたり。是れ義時執權泰時輔佐の時なり。泰時執權の時に及びても、北野・鞍馬等の靈地、草創より火難なき處灰燼となりし類、鎌倉に告あ

(三) 醍醐天皇

り。時頼執權の時、寛元四年より建長年中まで、凡そ六七年の間、京中失火無二止時一、内裏をはじめ、德長壽院・双林寺等、京都三分二はやけて、毎日二度三度二むら三むらにやけたることあり。見二増鏡四一。近くは豊臣秀吉公在二伏見一、文祿の頃伏見度々の炎燒、町中の家々皆土倉のごとくに屋作をなせることあり。是れ等を以て考ふるに、火災も亦時にとつて度々におよぶ事あるなるべし。しかれども武將天の戒をはかつて、これを以て國家の戒とするは人君の道也。風旱・霖雨・雷落も亦時代によつて有無あり。

次に地災、洪水・地震の變あり。このゆゑに時を定めて堤を築き川堰をなして、水いかるときは水はき水ぬきを設くるの備あり。家宅を輕くし、工匠の營を巧にして、屋宅の頽廢を制す、これ地災のそなへ也。

次に五穀不作飢饉の災あり、水旱の災、風濕のをかすによつて年穀みのらざるあり、又桑蠶綿布の災あつて、衣類まれなる時あり。是れ亦其のそなへあるべし。そなへと云ふは豊年の時に餘分をたくはへ、食物のいとなみをこしらへ置き、三年五年にこれを改めて、其の闕なからしむること也、衣服亦如レ此。此制不レ詳ときは、一歳年穀不熟すれば、民乃ち飢に付くべし、飢に付いて政を出し施をなすは明政にあらず。良將

は機を察して其の法を立つるがゆゑに、年に不順の事ありと云へども、民に飢ゑたる色あらざるなり。是れ災あつて災に不レ逢にひとしきなり。愚将は機を不レ知政を不レ詳がゆゑ、一たび風旱水潦にあたつて、土民忽ち飢饉に及ぶ。飢饉に及びて其の術を不レ得がゆゑに、百姓死亡流散す。是れ災備の制に不レ通がゆゑなり。民を救ひ民を養ふの政は、財を與へ乃貢を宥恕する斗をよしと云ふにあらず、政の實を不レ知して、財を施し乃貢を宥にするは、小兒に甘物を與へて終の病(一)をなすにたとふ。武家荒政の制、舊紀にのする處尤も多し。

上同第十七 建仁元年十月(六日)、江馬太郎殿(二)下二向北條一。當所去年依二少損亡一、去春庶民等粮乏、盡失二耕作計一之間、捧二數十人連署狀一、給二出擧米(三)五十石一、仍返上期、爲二今年秋一之處、去月大風之後、國郡大損亡、不レ堪レ飢之族、已以欲二餓死一故、負二累件米一之輩、兼怖二譴責一、挿二逐電(四)思一之由、令二聞及一給之間、爲レ救二民愁一、所レ被レ揚レ鞭也。今日召二集彼數十人負人等一、於二其眼前一、被レ燒二棄證文一、年雖レ屬二豐稔一、不レ可レ有二糺返沙汰一之由、直被二仰含一、剩賜二飯酒幷人別一斗米一。各〻且喜悦且涕泣退出、皆合レ手願二御子孫繁榮一云々。如二飯酒一事兼日沙汰人(四)所レ被二用意一也。

(一) 臨終に至る病
(二) 北條泰時
(三) 貸與用として貯へたる粮米、すこともいへり
(四) 役人、裁判をする人などに云ふ

上同第二十八貞永元年、飢饉の時十一月（十三日）、武州（泰時）可レ救ニ貧弊民一之由、被レ仰、矢田六郎左衛門尉既ニ下ニ行九千石一訖。而件輩今年無レ據ニ于辨償一之旨、又愁ニ申之一。可レ相ニ待明年紀返一之趣、重被レ仰ニ矢田一云々。凡去今年飢饉、武州被レ廻ニ撫民術一之餘、（一）美濃國高城西郡・（二）大久禮以上、千餘町乃貢、被レ停ニ進濟之儀一、遣ニ平出左兵衛尉・春近兵衛尉一、於ニ當國（三）株河驛一、被レ施ニ往反浪人等一、於下尋ニ緣邊一上下向輩上者、勘ニ行程日數一、與ニ旅粮一、至乙稱下可ニ止住一由上之族甲者、預ニ置于此庄園一之間、百姓被レ扶レ之云々。（四）第三十五又寛元追加云、寛喜以下饑饉養助事、非（無）緣之非人者、不レ及ニ御成敗一、於ニ親類堺界一者、一期之間、雖レ令ニ進退一、不レ及ニ賣買一、又、不レ可レ及ニ子孫相傳一也云々。（五）第三令に水旱虫霜不熟之處、桑麻損盡者各〻檢レ實、具錄申レ官、免ニ租（六）調一の事あり、（七）第二又遭ニ水旱災蝗一、不熟之處、賑給の政あり、いづれも古來此の事を重んずる也。

凡そ武備災備ともに政道の要たり。國家の政務は民人の機を察し、天地萬物の變を精しうして、其の事物によつてこれを教戒するにあり。教戒の道あらかじめする時は、行き當つてつまづく事希なり。人を賢者君子とおもひ天地に變あらずと思うて、あるにまかせたらん政道は、事をはぶいて宜に似たりといへども、全徳の人のいたす處に

（一）もと上石津郡、今養老郡に入る
（二）今、安八郡大榑なるべし
（三）美濃國不破郡、今は杭瀬川と書けり
（四）貞永式目以後の追加の意、寛元二年二月十六日の條に出づ
（五）大寶令第三、賦役令の水旱の條なり
（六）令義解、調の一字なり
（七）同前第二戸令の末章、遭水旱條にあり

あらす。又せは〳〵しくさはがしく、品節に過ぎていたさんは、煩碎のつかれあつて、民却つてくるしむ。是れ皆過不及して禮に不ㇾ中なり。

## 巡察

巡は人をめぐらして其の政道を考へ、其の政法のかねて立置く處の行はるる、不ㇾ行をはかりただす事也。察はつねに心にかけて四民の政道を勘察するの儀なり。しかれば縱ひかねて政令を詳にいたし、武備災備の設を盡すと云へども、時を以て使をめぐらして、常に思をここにおいて、外を聞き内を察して、時分相應の政法備をなすにあらざれば、怠慢の氣生じ、變易の事あるときにこれを紏明いたす事なきゆゑ、政令備法却つて人物の害をなす事多し。このゆゑに古人皆廻國使を定め、時を以てこれをめぐらして考勘せしむ。しかれども巡るに道を以てし、制法をくはしく致さざれば、廻國使國の害をなす事あり。又其の時を不ㇾ勘ば、民僞をかまへ守護國郡の非をかくすことあり。このゆゑに巡は察にあり、察は巡にあり、二のもの相互に用ひて、而る後に政事の虛實明白なるべきなり。

## 神社・佛寺　祭禮・佛事・祈禱

神社を崇敬あることは、宗廟を尊んで其の本をただして、鬼神を敬し玉ふ道なれば、古の明君各〻これをうやまひ玉ふ。武將の禮、諸事宗廟の神をさきんじて禮をあつくし玉ふ。されば年中行事等の事始、先づ其の神を以て先とす。右大將家鶴岡八幡宮(一)を崇敬他にことにして、毎月朔日必ず奉幣參宮の儀あり。八幡宮は宗廟の神、尤も武家守護の神たれば、武將の禮必ず八幡宮を崇敬あり、父祖の遺迹をつがれて政所始あらんにも、先づ八幡へ御行なつて、其の後政事をとり行はる。右大將家將軍の宣旨を蒙り玉ふにも、八幡宮においてこれを請取らしめ玉ふ、これ也。而して宗廟の太祖たれば伊勢御神の事は不レ及レ謂レ之也。凡そ其の分國にいは(齋)れ玉ふ神あり。右大將家の時、箱根(二)・三島(三)・走湯山(四)等の神社、分國の大社たれば、時々に奉幣參詣の義あり。このゆゑに分國にあらずと云へども、諸國の大社においては陵廢仕らざることを、守護・地頭に命ぜられて、神官社司のつとめをただし、祭禮を修せしめ、神威をあがめしむべし。しかれども其の禮を不レ紊ときは、ゆゑなき處に神社を建立して、淫祠を

(一) 應神天皇・神功皇后・比咩大神を祭神とす。後冷泉天皇の時、源頼義安倍貞任を討つの折、男山八幡宮を由井ケ濱に勸請せしに始まり、賴朝の鎌倉居住と共に今の下宮の處に移し祀れるなり。今の上宮にらつりしは建久二年のことに屬す

(二) 瓊々杵尊・彥火々出見尊・木花開耶姬尊を祀り、奈良朝の創建にかかるといふ

(三) 伊豆三島町にあり、事代主神を祭るといふ。鎌倉時代武門の崇敬ことに深し

(四) 天忍穗

なして人心を惑はし、祭禮に結構を催して、土民町人の費をなし、嗷々の沙汰をなす事あり。分國の儀は云ふに不レ及、諸國に此の旨を守らしむべし。

次に佛寺、古來よりあり來れる大地は、其の舊式に從ひてこれをただし、新地の構を禁ずべし。佛寺多くは將軍家の廟地たるによつて、其の宗門のもの甚だ奢をきはめ、勤行に怠りて我意を放にす。これ祭奠の施分にこえ、寺領布施の寄進、禮に不レ任ゆゑなり。四民其の位を守りて其の制を立てられば、人の費少くして僧の奢あるべからず。是れ神社・佛寺の祭祀・追善の禮其の大略なり。

右大將家ノ時は、神社・佛寺崇敬甚だ過ぐるにちかし、小侍の輩を以て鶴岡の宮に結番せしめ玉ふ。寺塔の造立には自ら監臨あつて、犯土の下知を加へらる。この例によつて代々神社・佛寺の崇敬あり。貞永式目初條(五)に此の條あり、ことに執權時賴佛道に歸依ふかく、山内(六)に最明寺をたて、且つ又建長寺(七)を建立、この時禪法初めて流布し、貴賤これを崇敬の事たり。建長二年七月(廿二日)評定、(東鑑第四十)都鄙神社廢陵ノ事、殊可レ有二興行一之由、及二御沙汰一、於二勅願所一者、追可レ被レ任二奏聞一、先至二關東御分所々一者、任下被二定置一之旨上、可レ抽二修理之功一、若又及二大破一者、不日可レ令二言上一、隨二其左右一、可レ有二御沙

耳尊を主神とす、走湯山東明寺も同所にあり、頼朝伊豆に流寓中より深く尊崇せしところなり、箱根と共に二所と稱せり

(五) 第一條、神社を修理し、祭祀を專にすべき事。第二條、寺塔を修造し、佛事等を勤行すべき事とあり

(六) 今は遺跡のみ。山内明月院の隣接地にして、時賴の墓のみ存す

(七) 開山は道隆、臨濟派禪宗寺院、鎌倉五山の第一に位し、巨福山建長寺と稱し將軍家の祈願所として榮えたり。今も山内の地にそ

汰之由、所被仰出也。是當世別當・神主等、只貪佛物神領、輙(敢)無興隆之志之旨、度々評定之時、凝群儀(議)如此云々。

第五十 又文應(一)二年評定、諸社神事勤行事、祭豐年不奢、凶年不儉、是禮典之所定也、而近年神事等、或陵夷(二)背古儀、或過差忘世費、神慮難慮、人有何益、自今以後恆例祭祀、不致陵夷、臨時禮奠、勿令過差矣、佛事間事、右堂舍供養之人、報恩追善家、不測涯分、多費家產事、於供佛布施僧、猶不成民庶黎元之煩、還可招罪根、更非殖善苗、偏是住名聞之故歟、付冥付顯、其何益、自今以後修佛事之人、只專淨信、宜停止過差矣云々。しかれば供佛施僧も人民の費となりなんこと、皆外聞他見をかざるのみなり。(三)同二十二 實朝公時、於御所大倉新御堂供養事、被經評定、相州(義時)・廣元(大江)・善信(三善)等參候、供養導師可被召請京都高僧之由、有御氣色、廣元・行村(山城判官)・善信等、勝長壽院已下伽藍供養、被請三井寺・醍醐碩德之時、往還之間、多以萬民之煩、非作善本意、於今度者、被用關東止住僧侶之條、可爲一德政之由、頻以申之云々。(四)見上同五一

寺堂供養の儀式は、右大將家の勝長壽院の供養、(五)上同四十七 宗尊將軍の時大慈寺の供養等、其

あ一部を留む

(一) 文應は改元して弘長元年となる、その二月廿九日の條に出づ
(二) 褒ふること
(三) 建保二年四月十八日の條に出づ
(四) 文治元年十月廿四日の條に出づ
(五) 正嘉元年十月一日の條に出づ。類朝の時と儀禮の上に多少の變改あり

の禮節儀式文質互にあり、詳に考ふべし。

## 葬祭

葬禮は人の終り、弔祭は遠を慕ふの道、人倫の大禮也。古今重レ之。葬禮は其の誠をつくし、實を厚うするにあり、但し分限に相應の禮を守るべし。右大將家以來、皆浮屠の制を用ひ來れり、是れ流俗なり。弔祭は七日七日の法事、是れ又釋氏の法なり、百ケ日を限とす。而して一周闋・第三回・十三年・廿五年・卅三年の忌景等これあり。服は一周回にして父母の服を除す。是れ古來よりの禮にして、令に所レ示の趣也。

鎌倉將軍家の時は、父母の忌五十日、服十三月也。義時卒して泰時百ケ日を經て政所に著座、吉書始(六八)あり。見二東鑑第二十六一 竹御所姫君一周回の後除服等の事、及び賴經公御臺逝去の後、一周闋を經て、鶴岡に參宮あり。是れ弔祭追レ遠の禮たり。右大將家薨逝の時、二十日を不レ經して吉書始おこなはる。是れは天下草創の時、人心いまだ安からざることを思ひて、各〻相談の上に此の義を行はるる也。如レ此の事は時宜によるべし。天下の大義に對しては、父母の喪祭も亦私なれば、忽ち金革戎衣をなして、逆臣をも征伐

(六八) 吉日に文書を覽るの意にて、ここは政所の政治始のことをいふ

せしめつべし。

凡そ廟を法華堂と云ふ、是れ浮屠の言たり。右大將の法華堂と號する、是れ也。右大將家に不ㇾ限(ラ)、各〻その廟の稱號たり。葬祭に付いては其の說あることなりといへども、唯だ葬は誠をきはめ哀をつくし、祭は如(ク)ㇾ事(フルガ)ㇾ生(ニ)その禮にしたがふにある也。

## 誓盟

人の疑を散じ信をあらはす事は、上古よりちかひを以て其の禮とす。(一)天照大神の古へ素盞烏尊とうけひ玉ふより事おこりて、代々この禮あり。或は湯(二)を探り熱鐵をつかむ、皆ちかひの術なり。後世に及びて告文をしるし、天地神明に乞うて我が心のまことをあらはす、これをうけひをたつると云ふ、乃ち起請(きしやう)と云ふ文字也。(三)本朝文粹(ほんてうもんずゐ)に起請の文あり、是れは誓にあらざる也。しかれどもうけをたつると云ふの言によつて、後世誓盟を起請と云ふなるべし。

右大將家の時、御家人の訴僞(詐カ)眞實をたださるるに、必ず起請文を用ひらるる也。東鑑建仁三年(第十八(十月十九日))、實朝公家督の初、佐々木左衛門尉定綱・中條右衛門尉宗長(家)為(シテ)ㇾ使節(ト)ㇾ上洛(ス)、是ㇾ

(一) 日本書紀巻一、大神と弟神と、お互ひに子を産みて、弟神は三人の男神を大神は三人の女神を産みたまひて、その神々をかへ養ひて和解したまひし傳說をいふ。弟神素盞嗚尊は御姉天照大神に疑はれ、男神生れなば、これ清き心の證として誓はれしより行はれしことなり。前出一四一頁參照

(二) 同巻十三、允恭天皇の四年、味橿が丘にて、姓氏を正さんとて盟神探湯の行はれしをいふ。前出一二〇頁參照

(三) 藤原明

將軍御代始也、京畿御家人等、殊挿忠貞、不可存貳之由、相觸之、且可召進起請文之趣、所被仰遣武藏守朝政(四)幷掃部頭入道寂忍(五)(俗名親能)等之許也云々。その後貞永に式目を撰び、評定衆・執權に至るまで、各々連署の誓紙あつて、起請文の文(六)を定め、其の眞僞をたださる。このゆゑに武田光蓮等が疑滯の事(見上條政治下)、各々起請文を以てたださるる也。

凡そ誓盟は人心の訴(詐)僞に出づることなれば、上治の政にあらず、惡逆無道の輩は誓狀用ふるにたらず。然れば誓を用ふるは衰世の事にして、賢哲の行にあらずと云ふこと、古人事によつて此の議をなせるあり。是れ誓盟を以て必といたせるを戒むるの教也。既に神代より事おこりて、天照大神うけをなし玉へりしよりこのかた、代々の聖主此の禮あり。ことに孝德帝卽位の初に(見日本紀二十五)(七)、群臣を召集し、天神地祇を請じて、瀝心血うけひの文をしるし玉ふ。これ起請文の初にして、これより相續してこの制あり。夫れ人の心のまことをあらはさんことは不得止して、如此の禮なくんばあら

衛の撰、古き文學、法令、公文、論册、願文等より諸家の漢字文を集めしものなり、その中に祝、起請、奉行などと分類されて、起請の文字のあることをいへり。著者は後冷泉天皇の朝の文章博士なり

(四) 武藏守平賀朝雅

(五) 中原親能

(六) 貞永元年の七月十日式目の終りに起請文あり、本文は天地神明に對して恥ぢざる公平の裁判をなすべきを述べ、終りに「若し一事たりと雖も、曲折の存し、違犯せしむれば、梵天帝釋、四大天王、總じて日本國中六十餘州の大小神祇、別しては、伊豆・箱根兩所の權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬、神罰冥罰、各罷り蒙る可き者なり、仍つて起請件の如し」とあり。その精神とその樣式とを見るべし

(七) 大化元年、建元の直前なり。うけひの内容は大化改新の宣言にして、終りに「自今以後、君無二政、臣無貳朝、若貳此盟、天災地妖、鬼誅人伐、皎如日月也」とあり

ざるなり。政禮皆中材のため貪をつかひ愚を用ふるの禮たりと可レ知也。異朝の聖人尤もこれを用ふ。尚書に湯誓(一)（たうせい）あり牧誓(二)（ぼくせい）あり、周禮に誓盟(三)を司るの官あり、諸侯のつかさを盟主と云へり。是れ又其の品のことなるありといへども、ともに本朝のうけをなすに同禮也。

(一) 殷の湯王が暴主桀王を討たんとして、民庶につげし言葉にして、尚書の中の商書首篇にあり

(二) 周の武王が殷の暴主紂王をうつ時に民に牧といふ地にて誓ひしことばなり。尚書周書の第四篇にあり、尚書にはなほ誓は多く見ゆ

(三) 春官の屬、詛祝を指す

## 知人

人君は、人をしる(知)を以てつとめとす。人をしらざるがゆゑに、賢才知德を不レ知ヲ、佞奸邪曲をわきまふる事あらず。こゆゑに職をさづけ官を與ふること、非ニ其ノ人ニして、其の下の諸司皆失スルニ其ノ道ヲ一也。知ルレ人ヲのつとめ、古來尤も重ンズレ之ヲ。右大將家(頼朝)能く人をしりよく人を御し玉ふがゆゑに、武家草業の大功を立てられて、將軍家の儀則を萬代に建てらる。されば平家追討の大將軍を、兩弟(四)に命ぜられて、兩弟の過不及をはかり玉うて、其の相從ふ勇將勇士皆これを抑揚の道あり。奥州征伐の後、(五)殘黨(六)兼任猶ほ賊をなす。この時自ニ奥州一葛西清重(七)以テニ飛脚ヲ一其の趣を言上す。兼任相ニ向フ小鹿嶋(八)ニ一之期、橘次公成打死シ、由利中八維平棄テテレ城ヲ逐電スト云々。二品(九)仰セテ云フ、使者ノ詞相違歟、中八ハ者令メニ打死セ一、公業(成)ハ者逐電カ歟、兩人共兼日知ニ食シメス其ノ意趣ヲ一之上、暗ニ可レ察ス云々。清重飛脚ノ内一人病ンデ自リレ迹來リテ言上ス、公成ハ逃亡シ、中八ハ打死スト。御旨符合ス、諸人鳴ラスト レ舌ヲ云々。其ノ知リレ人ヲ玉ふ量如クレ此ノに

東鑑十

(四)範頼・義經
(五)東鑑建久元年正月六日以下十八日、十九日の條に出づ
(六)大河次郎兼任
(七)當時頼朝の命により奥州奉行たり
(八)羽後南秋田郡
(九)頼朝、從二位故にかくよぶ

して、而して能御レ人玉ふ。梶原景時・大江廣元・三善善信いづれも、中材の輩にして、或は讒姦に過ぎ、或は辯佞を事とす。此の輩右大將家の時國務政事問注にわたりて、ことごとく其の要樞をつかさどれり。其の後賴家卿の時、無ニ幾程一して景時(一)忽ちに讒奸あらはれて滅亡す。廣元・善信ともに將軍家に佞奸をかまへて、京家より蹴鞠(二)の輩を招き、歌人(三)を招請せしめ、朝政をみだり、一言の諷諫を盡す事あたはず、其の惡を迎へて君を邪路に陷るるに至る。廣元・善信の兩人右大將家の時、政務の要路に携はり、故實有職の輩にして、右大將家の後は一事の强諫あらず、つひに二代將軍ともに世を早くして、源家の後胤斷絕す。廣元・善信がごとき宿老不レ肯ば、時政・義時が謀も全く不レ可レ行なり。これ右大將家の時は知あり才あつて、賴家卿・實朝公の時愚なると云ふにはあらず、右大將家人を御するの道を得玉ふがゆゑなり。

右大將家よく知レ人よく御レ人玉ふをさへ、上總介廣常(千葉)(四)は讒者のために身を失ひ、多氣義幹(原頭註)義幹事見ニ東鑑第十三之十四枚一は、八田知家がために奸謀(五)に陷れらる。しかれば人君知レ人の道豈容易ならんや。賴家卿・實朝公に及びては蹴鞠・詠歌を嗜み玉ふゆゑ、其の志に相應の奸人多く以て寵臣たり。人好む處あれば、奸謀のも

(一)　前出六五九頁註參照

(二)　古くより存するけまりの遊戲なり。賴家の時にその好みを、兩人して助長せしめたり。建仁元年七月六日の條、北面の人の中より達人御下しの勅許をうけ、即ち同九月七日京より廣元の家に鞠の師範到着、以後賴家これに耽溺せること東鑑に見ゆ

(三)　建保元年十一月廿三日、定家卿より萬葉集を廣元を通じて進獻せること、建曆元年十月鴨長明の東下せしことなどを指すにや。京より文學の使はしばしば

の皆是れにたよりて其の志を奪ふは定まれることなり。(六)上同十六 尼御臺、諷諫頼家卿云、凡奉見當時之形勢、敢難用海內之守、倦政道而不知民愁、娯娼樓而不顧人嘲、又所召遣輩、更非賢哲之輩、況源氏等者、幕下一族、北條者我親戚也、仍先人頻被施芳情、而今於彼輩等無優賞、剩皆令喚實名之間、各以貽恨云々。

人の好む事學問を以て宜しとすといへども、是れ又日用事物のわざにおいて、通達せしめんための學問にあらざれば、一藝にわたるゆゑ、學を以て主人の氣を奪ひ寵をうくる輩あり。人の好んで賞美することは、言行の實にあつくして倹に謙るなり。これ又其の本源を明かにきはめざれば、言行を篤實にこしらへ倹約卑下をたくみて、優賞に預る輩あり。如此事人君の明を蔽ひ、其の心をとらかすの術たり。これ知人の難處なり。頼家卿色に耽り、上同十六 安達藤九郎景盛が妾を奪ふ。これに因つて、景盛貽怨恨由有沙汰てければ、乃ち景盛を誅せらるべきにきはまり、軍兵を催す。(九) 尼御臺所、俄以渡御于盛長宅、以行光諷諫、猶可被追討者、我先可中其箭云々。

来れども、強ち廣元・善信のなせるものにあらざること多し

(四) 壽永元年十二月か、梶原景時主命を受けて謀殺せり

(五) 兩人共に常陸の大名にして權勢を爭ひしが、富士の裾野の狩に、曾我兄弟仇を報ずるより、風說流れて世の中物騒となり、知家鎌倉に馳せ向はんと義幹を誘ひ、應ぜざるよりして事おこれり。對決の結果、義幹所領を收めらる。東鑑建久四年六月五日、十二日、廿日の條に出づ (六) 政子。正治元年八月十九日、廿日の條に委曲をつくして記されたり (七) 亡夫頼朝 (八) 臣下扱の意

(九) 正治元年八月十九日、廿日の條、前節と同じところに出づ (一〇) 工藤行光、父景光と共に草業の臣。奥州征伐にも亦殊勳あり、膂力あり て、重んぜられし侍の一人なり

然間乍レ澁被レ止二軍勢發向一云々。此時廣元云、如レ此事非レ無二先規一、御寵祇園女御者、源仲宗妻也、而召之後、被レ配二流仲宗於隱岐國一云々。これ廣元一往の諷諫に不レ及さへ、甚だ非二本意一、しかうして先例を引きて人君の惡を張行せしむるの奸謀、史官記レ之、垂二其奸言於千歳一、豈不レ恥や。されば宏材却つて奸佞の媒となるに至るゆゑに、學問を嗜けば、嗜くについて志を犯すのいひなり。武藏守(一)頼之執權として、義滿公を輔佐の時、頼之學問宏材のものをえらみ、自らこれに親しみて、年數を經、其の言行の虚實を詳にして、其の後義滿公へこれをつかへしむと云へり。知レ人の道一向骨法人相を以てして、其の本源をきはめずしては危きこと也。

世上の毀譽を以て、人を擧錯する事、大概世俗の風たり。人多くは智暗し、このゆゑに我が難レ成ことをよくするものを以て、賢材なり智者なりとおもふ。これ大いに人をあやまるの道也。人のなりにくきことは、財寶を輕んじて塵芥のごとくおもひ、官祿をすてて身をへりくだり、色欲を絕して愛執をやむる、皆人のなりにくきこと也。而して又其の氣質によつて、これを成りやすくおもふものあり。その上當代の遁世者・浮屠釋門の世すて人などは、財利・官祿・名聞・色相ともに斷絕の輩古今不レ乏、

(一) 細川頼之、入道常久

これを善人なりとて、國務をいろ(綺)はせ、文武の政道にたづさはらしめば、一向無面目の事而已ならん。世の譽むる所、半ばこれにあり、しかるゆゑに人の譽むる處必となしがたし、毀りも亦如レ此。賢哲の才人は、まことの道よりおして勘ふるゆゑに、不レ中とも不レ遠の人才を可レ得なり。且つ又人の毀譽を以て、人君群臣を賞罰あらんには、人々彌々外をかざつて人の譽めんことを欲するになりぬべし。古の人は人の力をからず、我が眼力を明かにして、これを以て人をはかるゆゑ、人の眼力をたのむことあらずといへども、人の眼力をかりて我が眼力にて斟酌せしむるにあるべし。

人君の群臣まち／＼多ければ、此の中に材智賢徳の者いかばかりもありなんなれども、知レ人の量なきゆゑに、みえざるなり。外の人を不レ可レ求、御家人の子孫の中をえらみて其の人をとり出し玉ふにありと云ふ人あり、此の説似て不レ是こと也。材智賢徳は人中の寶なり。寶は必ず國中にのみあるにあらず。天下材木不レ可二勝數一して、(二)沈水はつひに不レ出、西蕃より來りて寶たり。天下の衆草不レ可二勝數一して、木綿は南蠻より種を得て、以て國民の用たり。凡そ寶となりて人の貴ぶもの必ず我が家我が國より出づるものに非ず。ここを以て、古來の人材賢者皆庶民陪臣の内よりこれを選擧

(二) 沈香をいふ、香木にして水中に入るれば沈むを以ていへり

して、以て人君の用たらしめ玉ふにあり。右大將家の時、廣元・善信・景時等がごとき昵近の重臣、皆御家人の内より出づるにあらず。篠山丹三は千葉胤信が郎從より恪(かく)勤(ご)の内に入りぬ。中民部大夫仲業（東鑑第十九）(一)は掃部頭親能(二)が家人なり、而して依リ二右筆ノ藝ニ一、問注所の寄人(よりうど)たり。歷代の將軍家皆陪臣を召出されて、後に重臣となれる、尤も多きなり。

## 敬ス二大臣ヲ一

大臣と云ふは、家の重臣なり。重臣と云ふは、譜代・重代勞功の臣下、又は執權職を命ぜらるるの輩、皆將軍家の大臣たり。如キレ此ノ輩をば崇敬あらざれば、其の下知(げち)、下(しも)に通じ難きがゆゑに、これを敬して其の權威をなさしむるものなり。大臣に德あり知ある輩は、乃ち將軍家の輔佐師範とも云ふべし。家につたはれる大臣、其の德知の生質たとへ中材たりと云へども、人君これを不ニ蔑如セ一、其の家の立つがごとく崇敬あれば、群臣其の誠を感じて、彌〻忠勤のつとめあり、中材の大臣も亦事にふれて、其の邪僻をなすことあらざるなり。右大將家の時、古老の重臣を愛し、禮を厚くただし玉ふ事、舊紀に所レ著ハルル多し。

（一）中原仲業、東鑑承元四年十二月廿一日の條に出づ
（二）中原姓、法名寂忍

東鑑第十二 建久三年五月(廿六日)、多賀二郎重行、被レ收二公所領一。是今日江間殿(三)息童金剛殿、歩行而令二興遊一給之處、重行乍レ令レ乘レ馬、打二過其前一訖、幕下被レ聞二食之一、禮者不レ可レ論二老少一、且又可レ依二其仁一事歟、就レ中如二金剛一者、不レ可レ准二汝等傍輩一事也、爭不レ憚二後聞一哉之由、直被二仰含一。重行乍二怖畏一、全不レ然、且可レ被レ尋三下于若公與二扈從人一之由、陳謝。仍被レ尋二仰之一、若公無二如レ然事一之旨申給。奈古谷橘次、又重行憖下レ馬之由、所レ申之也。于レ時殊有二御氣色一、不レ恐二後糺明一、忽構二謀言一、一旦欲レ贖レ科之條、云二心中一云二所爲一、太奇怪之趣、仰及二數廻一云々。頼家卿時、(四)上同第十七 新田上西(義重)(大炊助)卒無レ程、於二掃部入道(五)龜谷宅一、可レ有二蹴鞠一之由被レ定。尼御臺所、以二行光(工藤)一被レ申云、故新田入道上西者、源氏遺老武家要須也、而去(六)十四日卒去、未レ及二廿日一、御興遊定貽二人之謗一歟、不レ可レ然云々。金吾(頼家)於二蹴鞠一者、不レ論二機嫌一之由、雖レ令レ申給、終以令二抑留一給云々。又上同三十三 延應(七)二年冬十二月廿一日、前武州(泰時)、相二具評定衆一、令レ參二右大將家(八)法華堂一、被レ修二佛事一、莊嚴房僧都行勇爲二導師一。是依レ爲二故隱岐次郎左衛門入道行阿(九)初七日忌景一也。凡向後於下評定以下携二公事一之族後上者、必可レ勵二追善一之由、及二衆談一云々。古來大臣に禮する事、如レ此なり。

(三) 義時當時江間四郎と稱せり、金剛は泰時の幼名

(四) 義家の孫にして義國の子、即ち新田氏の祖なり。仁田とも兩樣に記しあり

(五) 中原親能入道寂忍

(六) 建仁二年正月十四日なり。この記事は同廿九日のことなり

(七) 改元して仁治元年十二月に當る

(八) 頼朝の廟所

(九) 左衛門尉二階堂基行、法名行阿、行年四十二歲

大臣の息は將軍家御前において、元服を加へらるる事故實なり。大臣の宅へ御行を御成と云ふ、儀式あること也。右大將家の時、年々御家人の方へ渡御、或は於二殿中一獻二垸飯盃酒一、三浦の三崎においては義澄必ず駄餉を奉る。建久五年三崎津に山莊を建てられ、濱御所と號す、度々この地に遊覽、三浦義澄經營をかまふ。賴家卿・實朝公の時、毎年正月御行始、必ず大臣の家において盃酒あり、其の外不時の御行多し。賴經公鎌倉下向の後は、毎年正月御行始、又は執權宿老の宅に御行の儀式等、三代將軍の時には事かはりて、尤も美麗をつくさる。安貞二年七月(廿日)、三浦義村の田村山莊に(一)渡御、義村新二造御所一宇一、自二其砌一至二門田一、造二渡廊一、草花盡レ員殖二東南一云々。又(二)仁治二年爲二方違一、秋田城介義景(安達)武藏國鶴見別庄に渡御あり。面々刷二行粧一、頗以壯觀云々。各々笠懸・犬追物等の御遊あつて、所課を定められ、面々思二矢數一云々。其の後宗尊將軍に至つてはことに親王家たるのゆゑに、執權重臣へ御行の義、尤も其の儀式あり。時賴執權として度々彼の亭及び最明寺に御行あり、(三)(見二東鑑四十六之十八枚一)しかれども結構他にことなること未レ勘。(見二東鑑四十六一)(四)康元元年政村(陸奥守)奉二執權一の始、彼の別業(常葉亭)に渡御、獻物幷に座敷の粧嚴、供奉の男女に贈等儀式あり。又文應元年(同四十九)に入道重時(五)(陸奥守)亭(極樂寺)に渡

(一) 將軍賴經、執權は當時泰時なり

(二) 仁治二年十一月四日の條に出づ。武藏野開墾の行事の方違なり。鶴見は今横濱市鶴見區なり。泰時供奉す

(三) 康元元年七月十七日、最明寺建立後始めての御禮佛にして、時賴出家の意あると聞き、その御名殘とて、ことに行粧をこらして御行なりしと東鑑にいふ

(四) 北條政村、泰時の弟。八月廿三日の記に見ゆ

(五) 北條重時入道觀覺、泰時の弟。同年四月三日の記事にあり、

御、又殆同二政村經營一。其以後將軍家渡御作法、甚極二華麗一。室町家に及んで號二御成一、管領・諸大名各〻儀式をつくろふ。近くは（六）永祿四年、義輝三好義長宅に渡御、進物・盃酒・猿樂・纏頭の儀式、後世御成の例たり。

## 愛レ士

大臣は腹心のごとく、衆士は四支一體のごとし。大臣ありと云へども、衆士そなはらざれば腹心の用不レ諧なり。このゆゑに古の名將皆士卒を愛して、これを御するに以レ道。されば我が一體一身の內、皮毛の末までも、我が身のある處には、性心遍滿して、氣血流行す、而して一身全し。武將の士卒におけるも亦同レ之也。

右大將家以來、代々の名將皆無レ不レ愛レ士。右大將家、（七）東鑑第十二所御參詣路次、日來御二參伊豆權現一、而至二三島・筥根一、路次於二石橋山一、御二覽佐奈田余市・豐三等墳墓一、御落淚及二數行一、治承戰被レ奪レ命、今更多御哀傷。此事於二御參道一、殊可レ憚之由有二沙汰一、因レ此定下三嶋・筥根御參詣以後自二伊豆山一還御之義上云々。（八）上同十三又曾我祐成（十郎）・時宗（五郎）富士野狼藉時、感二時宗之勇孝一、雖レ有二御猶豫一（九）、祐經息童（字犬房丸）依二愁申一、被二梟首一云々。又祐

この時は御息所御同列と見ゆ

（六）後鑑同年三月廿九日より閏三月一日にかけて、委細を盡し獻立までも記されたり。三好長慶父子あざなと桐の紋を賜り又御相伴衆になりし御禮の意なりといふ

（七）建久元年正月廿日の條に出づ

（八）建久四年五月廿九日、三十日の條に出づ

（九）命を助けつかはしたき心地をいふ

成・時宗最後事等(一)送二母許一文、被レ召二出之處一、幼稚欲レ度二父敵一之旨趣、悉載レ之、將軍家拭二御感涙一覽レ之、永可レ被レ納二文庫一云々。又建久五年上同十四、三浦矢部郷建二立一堂一思召立、是爲レ被レ訪二故介義明(二)沒後一也云々。此の外佐竹が生捕の男、直に伺二拜謁之次一、有二可レ申事一と云ひければ、乃ち具に其の旨を尋ねられて、被レ宥レ之、御家人に列せしめ、(三)岩瀬與一太郎と號せらる。泰衡が郎從由利(四)八郎生捕の身として、將軍家と問答、直言を吐くといへども、被レ宥二賞一の類、皆勇士を愛し玉ふの志ふかきがゆゑなり。天下の大小事、一人の有功にてなりがたし、天下の勇士心力をつくし身を委ねて功を立つるがゆゑに、名將の草業不日に立つ。これを多力と云へり。多力を以てなす事は、不レ勞して功速なり。愚將は多力を不レ知して、自らの功を立てんとす。このゆゑに勞して功さらに不レ成。多力はこれ天下の衆とともになす處なり、されば士を愛するの道は武將の禮たり。右大將家平家退治の時、範頼西海にありしに書を賜はり、(五)東鑑第四 白二關東一所レ被二差遣一之御家人等、皆悉可レ被二憐愍一、就レ中常胤(千葉)不レ顧二老骨一、堪二忍旅泊一之條、殊神妙、拔二傍輩一可レ被二賞翫一者云々。其の愛士賞功せらるること如レ此なり。

(一) 現行本、書状に作る
(二) 三浦介義明をいふ。頼朝創業の時一族をあげて參加し、老軀節に殉じたるを以てなり。建久五年九月廿九日の條に出づ
(三) 治承四年十一月八日の條に出づ。この者平家討伐の不可を直言して、平家の味方たる主人佐竹氏の爲に氣を吐けるなり
(四) 文治五年九月七日の條に出づ。由利のこと前出、奥州藤原泰衡の部下にして剛直の勇士なり
(五) 文治元年三月十一日の條に出づ

## 正二職分一

士を愛して、これを正すに職分を以てせざれば、士卒恩にほこり愛に溺れて、君用を不レ事(トセ)、つひには身を失ひて家を亡ぼす。このゆゑに愛するに道あるべし。道をわすれて節を精しくいたさざらんは、皆まことの愛するに非ざるなり。右大將家、有勢の大名を崇敬異(ル)レ于(ニ)レ他、中にも平賊におそはれて武州に蟄居の時、上總介廣常有勢の大名として馳付けけるに、輕骨の愛なく、其の遲參をとがめ玉ふ。(六) 廣常始は害心を挾むといへども、此の猛威武量におそれ、忽ち害心を變じて源氏に屬するの類、可(キ)二并(セ)案(ズ)一也。されば右大將家の時は、勇士のつとめ、武藝を先として、遊山翫水の樂ありと云へども、先づ笠懸・犬追物等を興行あつて、各〻其の矢員(やかず)をなさしめ、其の職分をただされて、其の後に時にとつての盃酒延年(七)あり。これ乃ち將軍家の儀式となりて歷代此の式を守らる、愛するに道ありと可(キ)レ謂(フ)也。

右大將家自ら官位(八)を謙退あつて、兩職(九)を上表、其の志如(キ)レ此(ノ)のゆゑに、大名宿老の輩といへども、御家人の官途甚だ大節たり。源家の高族北條の貴族の外、國司・守護

(六) 東鑑治承四年九月十九日の條に出づ

(七) 酒の餘興として延年舞を舞はせしことならん

(八) 東鑑建久元年十一月廿四日の條に出づ

(九) 權大納言・右近衞大將を辭す。東鑑建久元年十二月三日の條に出づ

職等の役儀あらず。建久元年（東鑑第十）上洛の時（十二月十一日）、御家人の勳功ある輩二十人を可レ擧之旨、院宣ありといへども、将軍家これを辭し申されてける。しかれども勅命再往の間、御家人十人を擧し申されて左右兵衞尉・左右衞門尉等に任ぜらる。凡そ武家御家人の任官は、(一)金吾・(二)武衞・(三)左右近衞将監・(四)内舍人等を拜任、これ恆式たり。

鎌倉将軍家歴代の制如レ此なり。泰時執權の時、(五)（上同三十三）御家人等中任官之輩、(六)不レ勤ニ行役事一、依レ有ニ其恐一、可レ召ニ進用途一、左右衞門尉分百疋、左右兵衞尉分七十疋、左右近衞将監分三十疋、内舍人分二十疋等也、不レ供ニ奉行幸等一者、爲ニ毎年役一可レ進濟、被レ仰ニ諸國守護人一云々。されば國司職においては御家人みだりに任ずることあらず。實朝公時、(七)（上同十九）和田左衞門尉義盛、可レ被レ擧ニ任上總國司一之由、内々望ニ申之一。将軍家被レ申ニ合尼御臺所御方一之處、(八)故将軍御時、於ニ侍(九)受領一者、可ニ停止一之由、其沙汰訖、仍如レ此類、不レ被レ聽被レ始レ例之條、不レ足ニ女性口入一之旨、有ニ御返事一之間、不レ能ニ左右一云々。又時頼執權の時、（上同第四十）建長二年（十二月九日）野本次郎行時名國司所望事、父時員任ニ能登守一之時、不レ付ニ(一〇)成功一直令ニ解除一之上者、如ニ彼例一可レ爲ニ(一一)臨時内給一之由申レ之。爲ニ清左衞門尉奉行一、今日有ニ沙汰一。其父時員屬ニ越後入道勝圓一、在京之時被ニ(一二)内擧一、自然令レ任歟、被

(一) 衞門府の唐名
(二) 兵衞府の唐名
(三) 近衞府の判官（じょう）
(四) 帶刀し、朝廷に宿直し雜役に從事し、行幸の前後に供奉するもの
(五) 仁治元年九月三十日の條に出づ
(六) 現行本「不レ勤ニ行御行役一事」となれり。後節に對して意味通じ易し
(七) 承元三年五月十二日の條に出づ
(八) 頼朝
(九) 國司
(一〇) 敍任に對する納めもの
(一一) 臨時の非公式納人
(一二) 内々の推薦

レ堅レ法之後法レ之者、不レ足レ爲レ例之間、輙叵レ覃ニ許容一之旨、被ニ仰出一。又臨時內給事於ニ三（一四）助分官等一者、依ニ事體一可レ被レ申ニ請之一、至ニ國司以上一者、可レ被レ停ニ止其競望一之由云々。古來御家人任官等を重んぜらるる事可ニ丼案一。是れ愛レ士といへども、其の職分をただされ、君臣上下の禮を重んじて、其の分をこえしめず、其の虛名虛位をなさしめざるの道なり。

古來武家に執し來れる官、左右衞門尉・左右兵衞尉これを四府の尉と云ふ。（靱負尉と云ふ也）此の外式部丞・諸司助いづれもこれを重んず。（一五）仁治四年評定に、式部丞丼に諸司助事、准ニ靱負尉一、（一六）功以ニ百（一七）貫文一、可レ被ニ申任一之由、雖レ有ニ其沙汰一、自今以後、不レ可レ有ニ其儀一、且於ニ侍所望一者、一向可レ被レ停ニ止之一云々。後世の俗皆四府尉を以て假名とする事も、古來武士此の官を貴ぶゆゑ也。四府尉は式部丞・諸司助にはるかに劣るの官たりといへども、武家にこれを執し來るゆゑに、古來必ず功百貫文を用ふるなり。

凡そ官名、國司の名、時代によつてこれを賞し、これを不レ賞ことありといへども、武家は武官を以て重んずる也。

（一三）現行本、法之の二字なし
（一四）現行本、助の字なし
（一五）寛元元年二月廿五日の條に出づ
（一六）任官の爲に金穀を納める事にいふ「成功」の意
（一七）現行本は一萬疋とあり

# 內容總目錄（編者附載）

## 卷第十三目錄 續集

### 織田家臣

三郎右衛門尉　瀧川勝雅　天野景俊　土方雄久　津川玄蕃允岡田長門守・淺井田宮
飯田半兵衛尉森勘解由　木造具康　岡本太郎左衛門尉　齋藤玄蕃允　幸田彦右衛門尉　分部昌壽　信長公黑緹及赤緹

卷第十四目錄　續集

豐臣家臣

豐臣秀吉

加藤清正　小西行長　黑田孝高附長政　淺野長政附幸長・長晟　梠原家次　前野長康　蜂須賀家政附至鎮　福島正則　尾藤左衛門佐　戸田民部少輔　仙石秀久　竹中重治　中村一氏　堀尾吉晴附吉氏　加藤嘉明　脇坂安治　平野長泰附長重　加藤光泰　木村定光　一柳直末附直盛　山內一豐　生駒正成　糟屋內膳正　小野木縫殿助　宮田喜八郎　神子田半左衛門尉　谷衛好附古田吉左衛門尉　石川兵助　片桐且元　大谷吉隆　石田三成　增田長盛　長束正家　前田玄以　毛利勝信附勝永　垣見家純豐後七人衆　青木紀伊守　日根野弘就　中川清秀　宮部繼潤　小早川隆景久留米秀包　木村伊勢守　藤堂高虎　田中吉政　關盛信田丸具直　南條伯耆守

## 卷第十五目錄　續集

御家人

直勝　安藤直次附重信・彦四郎・次右衞門　成瀨正成附一齊・藤藏　本多正信附正純・政重・忠純・正勝・正重　土岐定政　柴田康忠　丹羽氏次　松平重勝　松平正久　秋本泰朝　伊丹康勝　水野信元　菅沼定盈　奥平信昌　松平康長　牧野康成　岡部正綱　蘆田信蕃　諏訪賴忠　小笠原秀政　近藤康用　久松定俊　眞田幸信　松平忠次　戸田一西　板倉勝重　稻垣長茂　松平近正　牧野半右衞門尉　高木淸秀　山口重政　戸川正利附坂崎成政・花房助兵衞　堀直寄　村上賴勝　藤田能登守　中山信吉附照守　米津藤藏　渡部守綱附政綱　服部半藏　水野貞吉　大原左近右衞門　蜂屋半丞附矢田作十郎　大久保忠俊附忠勝・忠員・忠考　鳥居四郎左衞門尉　內藤正成　小栗忠政　酒井作右衞門　日下部定好　鳥居金次郎附平松金次郎　永井善左衞門尉　松平助十郎　坪內玄蕃頭　靑木又四郎　服部仲　駒木根右近　今村九郎兵衞附八屋七兵衞　高木正廣　太田善太夫　筧助太夫　久世廣宣附坂部廣勝　匂坂式部　安部四郎五郎　夏目次郎右衞門　森川氏俊　松平親忠　松平親氏　松平信定　松平義春　松平信孝　松平家信　松平伊忠　德川諸家系圖　諸大戰諸奉行

卷第十六目錄　續集

諸家上



卷第十七目錄　續集

諸家下



卷第十八目錄　續集

諸家陪臣

家臣　織田信雄家臣　柴田勝家家臣　丹羽長秀家臣　瀧川一益家臣　前田利家家臣　佐々成政家臣　堀秀政家臣　長谷川秀一家臣　荒木村重家臣　明智光秀家臣　蒲生氏郷家臣　細川藤孝家臣　池田信輝家臣　氏家卜全家臣　森可成家臣　關白秀次家臣　大納言秀長家臣　加藤清正家臣　小西行長家臣　黒田孝高家臣　淺野幸長家臣　蜂須賀家政家臣　福島正則家臣　中村一氏家臣　堀尾吉晴家臣　宮部善淨坊家臣　木村常陸介家臣　加藤嘉明家臣　田中吉政家臣　有馬豐氏家臣　石田三成家臣　關信盛家臣　立花宗茂家臣　藤堂高虎家臣　長曾我部元親家臣　京極高次家臣　島津義久家臣　龍造寺政家家臣　伊達政宗家臣　佐竹義宣家臣　山形義光家臣　酒井忠次家臣　井伊直政家臣　本多忠勝家臣　榊原康政家臣　大須賀康高家臣　大久保忠世家臣　平岩親吉家臣　本多康重家臣　鳥居元忠家臣　水野信元家臣　菅沼定盈家臣　奥平信昌家臣　岡部長盛家臣

卷第十九目錄　續集

戰略

武州川越夜軍　尾州桶狹間合戰　信州川中島合戰　相州三增峠合戰　江

卷第二十目錄　續集

戰略



卷第二十一目錄　續集

戰略

附上杉謙信同州私市城責　三好實休、與二畠山高政一泉州久米多合戰　北條氏康・氏政、與二里見義弘一總州鴻臺合戰　上杉謙信總州臼井城責　神君三州一宮後責　上杉謙信常州山王堂合戰　小田氏治常州小幡合戰附三樂取二小田城一事　本庄重長羽州庄內・千安合戰　荒木村重、與二和田惟政一攝州白井川原合戰　大友義鎭日州高城敗北　羽柴秀吉播州三木攻戰事

## 卷第二十二目錄　續集

戰略

瀧川一益武州武藏野合戰　前田利家能州荒山合戰　上杉景勝新發田退治　猿子與二笠間一攻擊　結城晴知、與二茨木一野州店野場合戰　神君甲州御征伐　神君信州御征伐　神君眞田御征伐　有馬晴信、與二龍造寺隆信一肥前國森嶽合戰　蒲生氏郷勢州戸木夜戰　前田利家能州末森後責　高橋紹運筑前岩屋籠城　九州肥後一揆附天草退治　伊達政宗奥州摺上原合戰附須賀川城責　千本殺二奈須資晴一事　佐竹義重伐二小田一　蒲生氏郷奥州一揆退治附九戸城責

## 卷第二十三目錄　續集

戰略

關ケ原上　自二慶長五年正月一迄二八月一附景勝押所所番手

卷第二十四目錄　續集

戰略

關ケ原下　自二九月一

卷第二十五目錄　續集

戰略

大阪上

卷第二十六目錄　續集

戰略

大阪下

卷第二十七目錄　續集

戰略

島原

巻第二十八目錄　續集

戰略

地圖　武州河越夜戰圖　尾州桶狹間合戰圖　信州川中島合戰圖　同附總地圖　相州三增合戰圖　同附總地圖(其一)　同附總地圖(其二)　江州姉川合戰圖(其一)　姉川合戰圖(其二)　同附總地圖　江州八相退口圖○諸本圖缺　金崎攻擊圖○諸本圖缺　一言坂退去圖　遠州三方原合戰圖　同附總地圖　三州長篠合戰圖　伊良退去圖　城州山崎合戰圖　山崎合戰圖　江州志津箇嶽合戰圖　同附總地圖　尾州長久手合戰圖　同附總地圖(其一)　同附總地圖(其二)　同附總地圖(其三)　尾州蟹江合戰圖　信州戶石合戰圖　信州海野平合戰圖○(津輕本)津本圖缺　藝州嚴島合戰圖　武州松山城責圖　總州鵠臺合戰圖　常州山王堂合戰圖　播州三木攻擊圖　花澳攻擊圖○諸本圖缺　武藏野合戰圖　越後景勝新發田退治圖　豆州山中城責圖　野州店野合戰圖　若見子御對陣圖○諸本圖缺　信州上田原合戰圖　羽州千安合戰圖○諸本圖缺　信州高遠城責圖　肥州森嶽合戰圖　能州末森合戰圖　肥前天草一揆退治圖　奥州摺上原

遠江國　濱松城・懸川城　横須賀城　久野　古戰場　地理

駿河國　田中城　府中御城　江尻古城　興國寺古城　沼津古城　久能古城　持宗古城（又作持舟）・蒲原古城　地理

甲斐國　府中城　郡內城　古戰場　地理

伊豆國　下田　山中古城　古戰場　地理

相摸國　小田原城　鎌倉　古戰場　地理

安房國　勝山古城　洲崎・正木・東條　地理

上總國　久留里　佐貫　大多喜　廳南・鳴戶　土氣城・東金城　地理

下總國　古河城　關宿城　佐倉城　生實（をゆみ）城　碓井古城　小金古城　平山古城　古戰場　地理

常陸國　水戶城　笠間城　土浦城　下館城　宍戶　府中　眞壁古城　小栗古城　飯沼古城　片野古城　下妻古城　牛久・阿多賀　古戰場　地理

東海道十五箇國總知行高及地理

卷第三十九目錄　續集

山古城　松枝古城　和田古城　倉加野古城　西牧石倉古城　反町古城　茶臼山古城　漸古城　桐生古城　樗窪古城　高津戸古城　名和古城　館野古城　岩櫃古城

小泉古城　古戰場　地理

下野國　宇津(都)宮城　烏山城　壬生城　佐野古城　奈須　大田原　榎本　小山古城

結城古城　山川古城　中沼古城　足利　岩井山ノ古城　彥末古城　小俣古城　板倉古城　春日岡古城　鹿沼古城　板橋古城　千本古城　茂木古城　古戰場　地理

陸奧國　若松城　仙臺城　岩城城　白川城　二本松城　三春城　棚倉城　中村城

森岡城　弘崎城　白石古城　福島古城　長沼古城　四本松古城　古戰場　地理

蝦夷島

出羽國　米澤城　窪田郡　山形城　庄內城　新庄城　由利城　上山城　古戰場　地理

東山道八箇國總知行高

北陸道

若狹國　小濱城　古戰場　地理

越前國　福居城　府中城　大野城　丸岡城　敦賀　金崎古城　東鄉古城　勝山古城
　手筒山・足羽・黑丸・藤島・三峯・湊・瓜生・杣山・鯖波・今庄・豐原・平泉寺
　古戰場　地理
加賀國　金澤城　大聖寺城　小松古城　松任古城　津幡古城　鳥越古城　五幸塚古
　城・千代・三堂山・二曲古城　古戰場　地理
能登國　末森古城　七尾古城　穴水古城　河原田　荒山古城　古戰場　地理
越中國　富山城　高岡　魚津古城　森山古城　貴布禰古城　中田古城　阿生古城
　倶利加羅城・礪波城　古戰場　地理
越後國　高田城　長岡城　村上城　新發多城　山庄古城　姊崎城・鮫魚城・淸崎
　城・黑瀧城・鹽澤城・小倉城・柏崎城・栃尾城　與板古城　村松　古戰場　地理
佐渡國　地理
北陸道七箇國總知行高及地理

卷第四十目錄　續集

地理下

山陰道
丹波國　龜山城　篠山城　福知山城　八上城・神尾寺・保津・赤井　古戰場　地理
丹後國　田邊城　宮津城　峯山古城　古戰場
但馬國　出石城　豐岡古城　垣屋・小田垣・竹田・水ノ尾・タイノ屋　古戰場　地理
因幡國　鳥取城　鹿野古城　丸山古城　木津・大崎・重坊　古戰場　地理
伯耆國　米子城　羽衣石城・岩倉城　古戰場　地理
出雲國　松江城　白鹿城　古戰場　地理
石見國　津和野城　濱田城　三隅城・青杉・丸屋・鼓崎・ヲトアケノ城・銀山・山吹　古戰場　地理
隱岐國
山陰八箇國總知行高
山陽道

播摩國　姫路城　山崎城　明石城　苅屋城　龍野古城　上月古城　古戰場　地理
美作國　津山城　倉敷・高田　古戰場　地理
備前國　岡山城　熊山・三石　古戰場　地理
備中國　松山城　成羽古城　高松古城　古戰場　地理
備後國　福山城　三原城　三吉古城　東條古城　鞆古城　鼻返ノ城・祝部ノ城　古戰場　地理
安藝國　廣島城　吉田古城　廿日市・櫻尾・草津・角山城・桒木城　古戰場　地理
周防國　岩國城　山口屋敷構　須須戸・沼城・富田・野上・右田・姫山城　古戰場　地理
長門國　萩城　長府城　古戰場　地理
山陽道八箇國總知行高及地理
南海道
紀伊國　和歌山城　新宮城　由良・田邊・大泊・雜賀・根來寺・湯川　古戰場　地理

淡路國　洲本城、由良城　古戰場　地理
阿波國　德島城　勝瑞・海部・宍喰　岩倉古城　蠻山古城　一宮古城　古戰場　地理
讃岐國　高松城　丸龜城　十川城・虎丸城　長尾城　古戰場　地理
伊豫國　松山城　今治城　宇和島城　大洲城　大津・白木・多田等ノ諸城　古戰場　地理
土佐國　高知城　朝倉城・弘岡・浦戸・長濱城・蓮池・久禮　古戰場　地理
南海道六箇國總知行高及地理
西海道
筑前國　福岡城　山鹿城・山鹿崎　秋月古城　原田古城　立花古城　賓滿・岩屋古城　古戰場　地理
筑後國　柳川城　久留米城　內山城・山崎城・本鄕・瀨高・鷹尾・田尻・賀井・津・西保田　古戰場　地理
肥前國　龍造寺城　唐津城　平戶城　島原城　大村城　五島　有馬古城　諫早古城

巻第四十一目錄　續集

驛路上

東海道

武州　江戸　品川　川崎　神名川　程ケ谷

相州　戸塚　藤澤　平塚　大磯　小磯　梅澤　前川　香津　小八幡　酒勾川　小田

原　風祭　湯本　畠　筥根

豆州　山中　三島

駿河　沼津　原　本吉原　吉原　富士川　蒲原　由井　興津　江尻　駿府　鞠子

岡部　藤枝　瀬戸　島田

遠州　金谷　日坂　掛川　袋井　見付　濱松　前坂　新居　白須賀

三州　二川　吉田　御油　赤坂　藤川　岡部　池鯉鮒

尾州　鳴海　熱田宮

勢州　桑名　四日市場　石藥師　庄野　龜山　關地藏　坂下　蟹坂

江州　土山　水口　石部　草津　膳所　大津　京師

中山道

江戸　板橋　蕨　浦和　大宮　上尾　桶川　鴻巣　熊谷　深谷　本庄

上野國　新町　倉加野　高崎　板鼻　安中　草津　松枝　坂本

信州　輕井澤　沓掛　追分　小田井　岩村田　鹽灘　八幡　望月　蘆田　長久保

和田　諏訪　鹽尻　瀬波　本山　新川　奈良井　藪原　宮ノ腰　福島　上ゲ松・

須原　野尻　三戸野　妻子　馬籠

濃州　落合　中津川　大井　大久手　細久手　御嶽　伏見　太田　鵜沼　加納　江

渡　御影寺　呂久村　赤坂　垂井　關ケ原　大關村　今須

江州　柏原　醒井　番場　鳥居木　高宮　越知川　安土　武佐　守山　草津　膳所

大津　京都

自二江戸一甲州通中山道　　自二甲州一隣國往來道筋　　壹ケ原通尾州熱田迄之道法

江戸ゟ至二相州都留摩一　　自二勢州關地藏一伊賀路到二攝州大坂一　　自二江戸一至二

水戸・平・中村・笠間・三春・鹿島・棚倉一　　日光ゟ宇都宮通　　日光山へ壬

生通　　日光へ本道佐野通　　自二江戸一至二館林・足利一　　自二足利一至二上野國

卷第四十二目錄　續集



卷第四十三目錄　續集

日本小總圖　日本總分形圖(一)　同(二)　同(三)　同(四)

畿內五箇國　山城國　大和國　河內國　和泉國　攝津國

東海道十五箇國　伊賀國　伊勢國　志摩國　尾張國　三河國　遠江國　駿河國　伊豆國

甲斐國　相摸國　武藏國　安房國　上總國　下總國　常陸國

東山道八箇國　近江國　美濃國　飛驒國　信濃國　上野國　下野國　陸奧國　出羽國

北陸道七箇國　若狹國　越前國　加賀國　能登國　越中國　越後國　佐渡國

山陰道八箇國　丹波國　丹後國　但馬國　因幡國　伯耆國　出雲國　石見國　隱岐國

山陽道八箇國　播摩國　美作國　備前國　備中國　備後國　安藝國　周防國　長門國

南海道六箇國　紀伊國　淡路國　阿波國　讃岐國　伊豫國　土佐國

西海道九州二島　豐前國・豐後國　筑前國・筑後國　肥前國　肥後國　日向國　大隅國

薩摩國　壹岐國・對馬國

卷第四十四目錄　別集

將禮

御誕生　御行始　御著袴　武具始・乘馬始　武藝　御讀書・御手習　御元服　御

任官　御學問　御婚禮　將軍補任　政所始　御弓始　評定始　御行始　視朝　御讓與

卷第四十五目錄　別集

武本（本卷收載）

卷第四十六目錄　別集

武家式（本卷收載）

卷第四十七目錄　別集

年中行事

正月

正月雜儀故實　門松　端出繩　次第・讓葉　蓬萊　鏡餅　羹餌　七日粥　左義長（或曰打毬杖）　具足祝　垸飯　弓始　毬杖戲　梔弓

二月

三月

雜儀　曲水　上巳　草餅　桃花祝　雛遊　異朝故事

四月

五月

雜儀　葺二菖蒲一付艾　藥玉　粽巻餅　甲冑・幟矛　競馬　飛礫　異朝故事

六月

雜儀　氷様　山王祭禮　嘉定祝　伏日湯餅

七月文月

雜儀故實　乞巧奠　曝書幷衣服　食二索餅一　立花供　墓祭　燈籠　中元　生靈會

相撲　簽藍盆　索餅鯖　異朝故事

八月

雜儀故實　八朔　名月又曰明月一　放生會

九月長月

雜儀故實　賞二菊花一　十三夜　更衣　九月盡　異朝故事

十月神無月

雜儀故實　玄猪　神名月(無)　更衣・改座　異朝故事

十一月

雜儀故實　冬至　火燒(ほたき)　異朝故事

十二月

雜儀故實　煤拂　節分　追儺(又曰二鬼放一)　大卅日(おほみそか)　祭先　歲暮贈答　獻二餅鏡一

五節供

朔・望・晦

卷第四十八目錄　別集

國郡制

國郡　驛路　分國　都城　保町

卷第四十九目錄　別集

職掌

武家職掌　執權　京都奉行　侍所別當　小侍所別當　御廐別當　鎭西奉行　奥州奉行　政所別當　問注所執事　公事奉行人　寺社奉行　恩澤奉行・勳功奉行　保司奉行　地奉行　公文職　守護職　地頭職　留守所　檢校職

卷第五十三目錄　別集

宮營

雜儀故實

廣御出居　小侍所　常御所　寢殿母屋　小御所　問注所　政所　公文所　塗籠　長押付横敷　緣・簀子・透渡殿・渡廊　臺所・贄殿・膳所屋　床子　釣殿・西東對・帳臺・廂間・孫廂・廣廂　溫室　天井（又曰塵承）　板敷　蔀格子・遣戶・妻戶・障子　搏風　鴨居・鴫居（しきゐ）　東屋（又曰阿妻屋）・眞屋　壁・壁板　檜皮葺　門戶　壺・坪　弓場・馬場・相撲場・鞠壺　疊・席筵　築地・屏　神社・佛閣　鳥居　營作儀

卷第五十四目錄　別集

故實

武裝　鎧・鎧ノ名所・具足・腹卷・腹當・胴丸・著込ノ鎖・鎧ノ札・鎧ノ威・鎧ノ威裝束　頭鎧（かぶと）　籠手（又曰押手、又曰甲手）　袖　脇楯　臑當　鎧下衣　鏁及革鮫　馬鎧　旌旗　團旗・馬驗（しるし）　腰小旗　相驗（あひじるし）　采幣　母廬（ほろ）　幕　團扇　太鼓金　金　法螺貝　雜音器　楯

卷第五十五目錄　別集

武藝（一）

雜儀故實

射藝　調度弓ノ寸尺・矢・鏃・胡籙・ヤナグイ・矢籠・羽壺・的・弓檠

卷第五十六目錄　別集

武藝（二）

雜儀故實

馬　馬形馬目利　馬ノ品・馬ノ名所・馬目利・毛十字ノ事　飼法廐ノ事　騎法　馬療　禁忌　馬說　馬具跨坐・鐙・馬氈・口輪ノ事・面垣・胸垣・後垣・手綱・馬舍立ノ具・鞭策ノ事

卷第五十七目錄　別集

雜藝故實（一）

相撲取手・走角・水練　劍刀名劍・長刀・太刀ノ品・鍛冶ノ事・劍刀ノ目利・劍刃ヲツカフノ事・劍刀ノ事・擊劍・學劍・習劍　矛戈棒ヲ使フコト　鐵砲　武器習藝ノ事

卷第五十八目錄　別集

雜藝故實（二）

讀書　手習カナノ文字・手跡ノ事・右筆ノ事・異朝ノ書法　詠歌・作文歌道・作文・異朝ノ詩　蹴鞠鞠ノ庭　武樂音樂・神樂・猿樂・今樣・朗詠・音樂管絃ノ器・歌舞ノ事

狩獵鷹狩・列卒・鷹方ノ術・鷹ノ生

昭和十五年十一月三日印刷
昭和十五年十一月八日發行

山鹿素行全集思想篇 第十三卷

編纂者 廣瀬(ひろせ)豊(ゆたか)

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
發行者 岩波茂雄

東京市神田區錦町三丁目十一番地
印刷者 白井赫太郎

東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
發行所 岩波書店
電話九段(33)一八七・一八八番 一八九・一八〇番
振替口座東京七四四一六番

精興社印刷 岡山製本